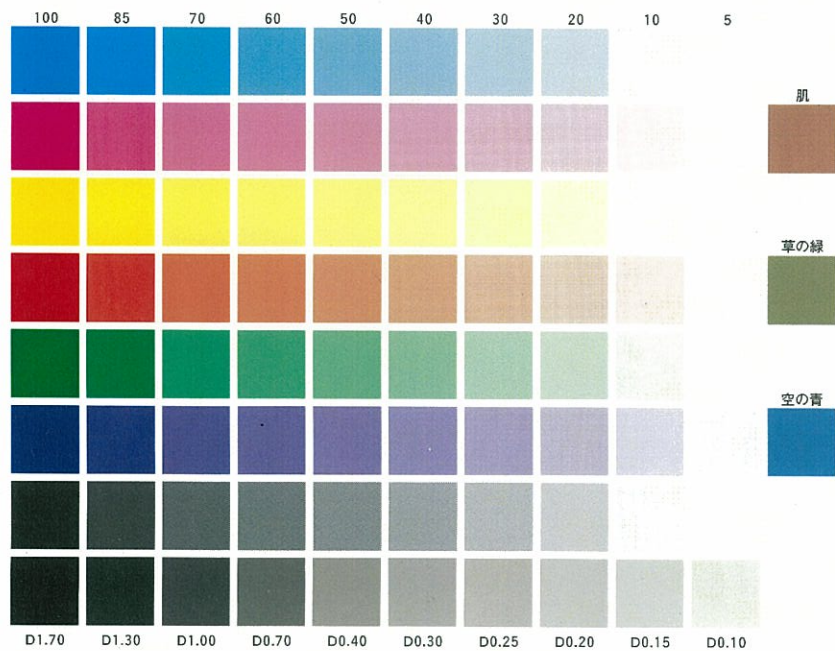


We conduct many of these
We conduct many of these
We conduct many of these



We conduct many of these
We conduct many of these
We conduct many of these



河内の古瓦と氏族の研究

上田睦

目 次

第1章 古代寺院の造営と背景 1	
第1節 氏寺と同范瓦分布の意義について—河内を中心として—	1
1. はじめに	
2. 寺院の建立について	
3. 出土瓦の意義	
4. まとめ	
第2節 瓦当紋様の創作について—摂津堂ケ芝廃寺の備中式軒丸瓦の観察から—	15
1. はじめに	
2. 備中式軒丸瓦の出現背景	
3. 備中式の創作	
4. まとめ	
第3節 古市百舌鳥古墳群における円筒埴輪の研究動向と編年	31
1. はじめに	
2. 円筒埴輪の編年	
3. まとめ	
第2章 河内の古代寺院の分布と軒瓦	
第1節 古道と古代寺院の配置	61
1. はじめに	
2. 東高野街道（南海道）と古代寺院	
3. まとめ	
第2節 飛鳥時代の河内国出土軒瓦	73
1. はじめに	
2. 河内国出土軒瓦	
3. まとめ	
第3章 河内古代寺院採用軒瓦の様相	
第1節 索弁形式	
第1項 高句麗系軒丸瓦と渡来系氏族	87
1. はじめに	
2. 形式分類	
3. 高句麗系軒瓦の年代的位置付け	
4. 河内高句麗系軒丸瓦の分布	
5. 高句麗系軒丸瓦の採用と渡来系氏族の動向	
6. まとめ	

第2項 河内船橋麿寺式の成立	105	第2項 丹比麿寺式軒瓦と多治比野の開発	181
1. はじめに		1. はじめに	
2. 河内の船橋麿寺式		2. 丹比麿寺式軒瓦について	
3. 船橋麿寺式重式		3. タジヒ氏について	
4. 船橋麿寺式の成立		4. 多治比野地域の開発と河内鑄物師	
5. まとめ		5. まとめ-始祖多治比古王の活躍-	
第2節 単弁形式		第4節 複弁形式	
第1項 河内の百済大寺式系軒瓦と氏族	113	第1項 河内の複弁系軒瓦とその採用寺院	197
1. はじめに		1. はじめに	
2. 百済大寺式軒瓦		2. 川原寺式軒瓦(鋸齒紋縁)	
3. 百済寺式の和泉地域での展開		3. 粟原寺式(素紋縁)	
4. 採用寺院の様相		4. 小山麿寺の花弁紋[雷紋]縁系軒丸瓦	
5. まとめ		5. その他の複弁形式	
第2項 西琳寺式採用寺院とその氏族	123	6. まとめ	
1. はじめに		第2項 河内の法隆寺式軒瓦	211
2. 西琳寺式軒丸瓦の紋様構成と分類		1. 法隆寺式軒瓦の祖型	
3. 西琳寺式軒丸瓦の分布		2. 河内地域の法隆寺式軒瓦	
4. 西琳寺式軒丸瓦の年代		3. 河内の法隆寺式採用寺院	
5. 西琳寺式軒瓦からみた南河内の古代氏族		4. まとめ	
第3項 善正寺式軒瓦と渡来系氏族	147	第4章 河内所在古代寺院と氏族	
1. はじめに		第1項 河内の初期寺院と軒瓦の流通と氏族	219
2. 研究史		1. はじめに	
3. 善正寺式軒瓦の文様		2. 形式分類	
4. 善正寺式軒丸瓦の分布		3. 河内の初期寺院採用瓦	
5. 善正寺式軒丸瓦の源流及び年代		4. 河内初期寺院	
6・まとめ		5. 初期寺院の成立と採用軒瓦	
第3節 重弁形式		6. まとめ	
第1項 原山麿寺式採用寺院とその氏族	165	第2項 中南河内の行基関連寺院	243
1. はじめに		1. 行基建立四十九院	
2. 型式分類		2. 行基開基伝承を持つ寺院	
3. 原山麿寺式の年代		3. 行基関連寺院と軒瓦	
4. 原山麿寺式の分布		4. 行基の出自寺院について	
5. 原山麿寺式分布の意義		第3項 土師氏と土師寺(道明寺)の研究	253
6. 造営主体の特徴		I. 河内土師氏の成立と古代の遺跡	
7. まとめ		2. 土師の里(茶山)遺跡について	

3. 毛受腹（百舌鳥）、秋篠、菅原の土師氏とその遺	
4. 小結-古代の土師寺-	
II 中世の土師寺（道明寺）	
1. 梵字紋軒丸瓦	
2. 道明寺式軒瓦について	
3. 文献などから見た道明寺の中世史	
第4項 百濟辰孫王系氏族の寺院と神社-葛井・津・船氏-	273
1. はじめに	
2. 葛井（白猪）氏について	
3. 津氏について	
4. 船史について	
5 まとめ	
第5項 河内妙見寺と敏達王家	297
1. はじめに	
2. 妙見寺の沿革および周辺	
3. まとめ-敏達大王家の寺院-	
第五章河内の古代寺院と氏族	
第1節 河内の古代寺院と渡来系氏族	309
1. はじめに	
2. 河内における古代寺院建立	
3 まとめ	
文献目録	335
図 版	343
	460

第1章 古代寺院の造営と背景

第1節 氏寺と同範瓦分布の意義について

- 河内を中心として -

1. はじめに

わが国の寺院の建立は、飛鳥寺を最初とし、飛鳥地域の蘇我系氏族の氏寺や斑鳩の若草伽藍などで認められ、その後、飛鳥地域の渡来系氏族や畿内の有力氏族が造営を開始する。

『日本書紀』によると推古32年(624)に全国の寺院、僧尼数は、寺院46ヶ所、僧816人、尼569人いたといわれている。この数字がどの程度正当性があるか不明であるが、現在の考古学成果では推古32年に46ヶ所の寺が存在したとは考え難い。これは今の考古学の実年代比定（主に瓦の年代）が下がりすぎているか、文献の寺院数が誇張であったかを示しているのであろう。

『扶桑略記』によると、さらに約70年後の持統6年(692)には545の寺院が存在したという。おそらくそれは孝徳朝以降の天皇による寺院建立への援助政策が関わったのであろう。

河内においても7世紀初頭に寺院の造営が開始され、その後も増加し、平城遷都直前には和泉地域を除いても59ヶ寺を数える。特に、大和川・石川合流地域では河内全体の約半数が集中している。

このように、古代寺院の集中するこの地域には、記紀などの文献にも現れる有力な氏族が多く認められ、これらの氏族がそれぞれ寺院を建立したと考えている。しかし最近では、文献史学が中心となり、氏寺の存在を疑問視される傾向にある。そこで、今回はこれら寺院建立の意義を考え、寺院がどのような状況で建立されたについて私なりの考えをまとめてみたい。また、考古学的な古代寺院研究には不可欠な出土瓦の意義についても考えたい。

2. 寺院の建立について

a. 建立の意義

寺院の建立にはどのような意義あるのであろうか。このことはさまざまな研究

者が論述している。たとえばそれは、古墳にかわるシンボルやモニュメント、権威の象徴、祖先祭祀、呪術的な目的をなす場、仏教思想の布教、氏の結束の場などが考えられている。

和田萃は、「仏教は世界宗教のひとつである、倭国に伝来した当初は仏教を供養して病氣平癒を願う、七世父母の菩提を弔う、雨乞いするなど氏族や地域共同体の現世利益を求めるといった色彩が濃厚であった」と述べられている¹。

また本郷真紹は、古代寺院は大きく二つに分けて、僧尼の教学研鑽の場、法会勤修の場、具体的な宗教活動（仏教思想の布教、呪術的な目的）の主たる場としての性格の実践的な機能、設営主体の権威の象徴、清浄なる空間を創出するための拠点としての感覚的な機能を示されている。さらに天武朝になると実践的機能の面で鎮護国家の役割を果たすことを示されている²。

最近では川尻秋生によって、寺院が王権護持、つまり王権へ恭順を表す誓約のため造営されたことを指摘されている³。

7世紀の前半期、古代寺院の造営には蘇我氏が強く関わったと考えられる。蘇我氏が先行して寺院を建立し、その後、渡来系氏族を中心とした王権と密接な有力氏族が寺院を建立していることが文献的にも分かり、考古学的にも実証されている。河内のように文献的にも有力氏族が多く認められる地域に、古代寺院跡が多く存在するのはこれを表しているのであろう。これらの氏族が主体となってそれぞれ寺院を建立したと考えられる。ただこのような造営主体があり、それに協力する周辺の氏族も存在して寺院造営がなされるのであろう。

b. 寺院創建の契機

その契機は様々で、特定の氏族が中心に建立した氏寺や同族が集まって建立した氏寺、氏族の中が分化され家の寺として建立される場合（家寺）もある。

また、知識が集まって建立した知識寺がある。最近では古代寺院の造営には当初から知識が深く関わり、従来豪族の氏寺と考えられていたものも、知識寺として位置付けするという考えがある。特に河内地域では知識の発達が早く、その傾向が強いとする意見も認められる。

しかし、はたして7世紀前半に造寺を行えるほど知識が発達していたのであろうか。知識が関わったと考えられる事例をいくつかあげ少し考えたい。

7世紀には知識による造仏や写経がなされている。

造仏の契機は釈迦像、弥勒像、観音像、阿弥陀像などの造像銘によって知ることができる⁴。

観音菩薩立像〔辛亥年（651）銘〕、法隆寺薬師如来坐像光背銘〔甲寅年（釈迦像）（654）銘〕〔東京博物館〕、観心寺銅造観世音菩薩立像光背銘〔戊午年（658）〔根津美術館〕〕、法隆寺蔵（観世音菩薩像）光背銘〔甲午年（694）銘〕などがあ

るが、これらはほとんどが、現世利益と浄土への往生を求めたものである。

また、「知識」が造仏に関わったことが分かるものとしては、法隆寺釈迦三尊像光背銘〔癸未年=推古31年（623）〕、西琳寺阿弥陀三尊造銘〔宝元5年=斉明5年（659）〕、野中寺弥勒菩薩〔丙寅年（666）銘〕にみられる。

7世紀の教典は大雲経、安宅経、土側経、盂蘭盆経、無量寿経、一切経、法華経、維摩経、勝鬘経などが文献で確認できる。これらは、ほとんどが現世利益を求めると呪術的性格、（来世）浄土への往生を願う信仰、祖先の霊への信仰を表すものである⁵。

天武朝以降には新たに観世音経、薬師経が認められるほか、護国法会のための金光明経、仁王経、金剛般若経が確認できる。

知識に関わる教典としては知識経⁶がある。一般化するの奈良時代になってからである。その中で最も早いものは河内志紀評の知識によって書写された金剛場陀羅尼経⁷である。

歳次丙戌年五月、川内国志貴評内知識、為七世父母及一切衆生、敬造金剛場陀羅尼経一部、籍此善因、往生浄土、終成正覚 教化僧寶林

（歳次丙戌年五月、川内国志貴評内の知識、七世父母及一切衆生の為に、金剛場陀羅尼経一部を敬造す。此の善因を籍り、浄土に往生、終に正覚を成さん。

教化僧寶林）

丙戌年は朱鳥元年（686）にあたり、寶林という僧侶が衆生を「教化」して、河内国の志紀評内で知識を募って写経をしたというものである。7世紀後半の河内地域で知識による写経が行われていたことの証拠であろう。

たとえ知識に参加する人たちの目的が単純な（祖先の追善）であったとしても、「教化僧」の存在は、佛典の内容を理解し、教学にも詳しい者が、この時期いたことが想定できる。

また、時期はやや下るが、志紀郡に隣接した大県郡でも教化僧の活躍や知識による写経が認められる。和歌山県伊都郡花園村医王寺旧蔵「大般若経」奥書 天平勝宝6年⁸によると、天平11年（739）、河東の化主（教化僧）万幅法師が河内橋の修造を目指したが、天平12年亡くってしまう。その遺志を引き継いだ花影禪師は完成させる。つづいて禪師は某寺の大般若経に二十巻の欠巻があったので家原里の知識を誘ってこれを加写補充した。某寺は河内知識寺もしくは家原寺⁹と思われ、そこで写経したと考えられる。

奥書には、この寺院の知識と考えられる氏族が名を連なっている。奈良時代のものとしては天平17年（745）481巻奥書1に林連、天平勝宝6（754）430巻奥書2には馬首、同年の421巻奥書3には伯太造、同年の425巻奥書4には牧田忌寸、同年426巻奥書5巻には私=会賀臣、同年429巻奥書6には武丘史、下村主、

物部、同年 300 巻奥書 7 巻には秦伊美吉が認められ、平安時代のものには高屋連、安倍臣、菅野朝臣なども認められる。

このように、この時期、知識による造仏や写経がなされた例は認められるが、遑っても 7 世紀末で、ほとんどが奈良時代に入ってからのものである。

さらに造仏や写経と造寺と比較すると財力、労働力の次元が異なるを考える。第一、例えそれらがあっても最新の技術力がないと不可能であろう。我国には無かった寺院を民衆がいくら仏教を信奉したとしても造れないし、実際見たことも無いものは造れないであろう。当時寺院の内部の構造を知っていたものがどれ程いたであろうか。やはり寺院建立は、国家もしくは大豪族のバックアップで既存の寺院造営集団の技術を借りるか、直接大陸から工人等を招かなければ造れない。7 世紀末までに知識が集まって寺院を建立することは不可能では無いだろうか。それがあえてできた太平寺が「智識寺」と呼ばれたと考える。河内という特異な地域であっても稀な例であったのであろう。もちろんそれも氏寺を造りえた氏族が集まって造ったのだらう。

西琳寺と野中寺のように軒瓦の一致以外に塔心礎の型式の一致や、特に同族の氏寺である善正寺と葛井寺では伽藍配置まで一致する。これは寺院造営に総合的なプロデュースが必要であり、それにはやはり造営主体の意志が働くと考えられる。

造営主体である氏族があり、それを補佐する氏族、直接技術を保持している渡来系氏族などがあつた可能性は高いと思う。つまり、造営主体の意向を反映した造寺組織のなかに関連した他氏族が入っていると考える。例えば、志紀郡栢志郷に因む、林連、林史、林忌寸は、姓は異なるが、居住地が一致するという地域的なつながりから、大伴氏系の林連を中心に渡来系の林史や林忌寸が協力して栢志麿寺を建立したと考えたい。このような状況は河内郡の河内寺麿寺でも認められる¹⁰。

ただ、豪族の同族や姻戚関係にあるものまで個々の氏族と考え、それら個々を知識として位置づけるのなら、ほとんどの古代寺院は知識寺になるであろう。それは、当初寺院造営が仏教施設だけでなく、存在自身意義があつたからだと理解している。つまり権力誇示としての寺院建立である。

また、公地公民制¹¹の中では、氏寺の寺田の確保というかたちで有力氏族は自分の土地を掌握しようとしたのであろう。大化 4 年 (648) 食封三百戸が法隆寺に施入された記事が認められ、他の寺院にもこのような寺院に対する援助が認められる。

c. 氏寺について

文献史家の間には単立の氏寺が存在しえたのか疑問する傾向にある。中村英重

は初期寺院では同じ氏族でもいくつか寺院を建立していることから、「家」による家寺の存在¹²や氏寺と目されるなかには知識寺も存在する、むしろ多いことが述べられている。

家寺はある面、氏寺の特徴を備えていると考える。氏族が檀越というかたちで集まって、寺院を建立し経営していくというのはそういう面では、一定の法則が無いかがり困難なのではないだろうか。それは親族の集まり、あるいは同族集団によって寺院造営は考えられる。それが氏寺であろう。

氏寺の定義は、田村圓澄¹³によると「氏寺は氏族の族長・氏上が建立し、その子孫により佛依相伝せられた寺をいう。(略) 氏族一門の現当二世の祈願所でもあつた。(略) 古墳と寺と本拠の三者の緊密な関係が指摘される。」と指摘されている。さらに「その後、都が飛鳥周辺に固定し、さらに藤原京や平城京が出現すると官人貴族はその周辺に定住することとなり、氏寺も都城の内儀に集中する」とし、「氏寺は氏族一門の擁護帰依を受け、その住僧も一門から選ばれる例が多かつた。」とその変化を述べられている。

つまり、氏寺とは 7 世紀後葉より以前には、氏の長がその本拠地にその集団を永遠に加護することを祈願するため建立し、子孫がそれを守っていくというのが一義であつたのである。

例えば『西琳寺文永注記』記載の天平 15 年 (743) の「西琳寺縁起天平十五年記」¹⁴ではその最初に「…阿志高将率諸親属等、仕奉此寺…」とみられる。

親属等つまり同族が中心で寺院を建立したことが伝えられている。ただ、造塔、造阿弥陀仏に際し土師氏を含めた 2 種の智識が関与したことから、西琳寺が知識寺として位置付けられる説¹⁵もある。土師氏は古市郡に隣接する志紀郡土師郷の土師氏と考えられ、姻戚関係などで西文氏と関連をもつたものと推定できる。また、氏寺である土師寺も存在し、西琳寺とは採用軒瓦の交流がみとめられる。

また、同族連合がひとつの寺院を建立する場合もあるであろう。西琳寺の奈良時代の姿がまさしくそれで、檀越、寺務執行には、西文氏及び同族¹⁶が関わっており、氏寺としての機能をなしている。ただ、住僧に他氏が認められることから知識寺として位置付ける説¹⁷もあるが、いくら氏寺といつても、寺院を建立できなかった氏族にとって研鑽の場となつたのではないだろうか。

なお、「西琳寺縁起」には住僧に高屋連の出身者がみえるが、その本質地である羽曳野市高屋にある高屋城の発掘調査では、西琳寺の奥の院推定地より南側で、盛り土内やその下層から奈良時代の軒瓦が出土しており、高屋氏関連の寺院が存在していた可能性¹⁸もある。また、西文氏と同族の蔵氏の本質地と考えられる羽曳野市蔵之内でも瓦の出土するところが認められ、蔵氏の氏寺が存在していた可能性¹⁹がある。

つまり、付近に氏寺を建立していたとしても、西琳寺という由緒ある寺院に関わりを持つ近隣在住の氏族も存在するということである。氏寺の歴史的概念を見直す必要があるのではないだろうか。

氏寺の定義はあまりはっきりしないが、文献に見られる氏寺をみると、延喜式21巻治部省玄蕃寮に「凡和泉国安樂寺。伊豆国山興寺。加賀国勝興寺。能登国大興寺。並各為国分寺。置僧十口。壹岐嶋直氏寺為嶋分寺。置僧五口。」とあり、壹岐嶋直の氏寺を壹岐嶋分寺にしたことがみられる。

また、和銅6年(713)に編纂された風土記の中の『出雲国風土記』によると、出雲には10箇所の聚族によって建立された新造寺院が存在することがわかる。これらは所在地や創立者、建物の種類、僧尼の有無まで書かれているが、考古学的には、来美庵寺が山代郷北新造院跡である可能性が極めて高いことその他、新造院のうち8ヶ所まで推定されている²⁰。

その内容を少しみると、大原郡では大領である勝部臣(蟲麻呂)が郡家から正南1里の斐伊郷に寺院を造営し、少領である額田部臣(押嶋)が郡家から北東11里余りの本抛地と思われる屋裏郷に寺院を建立している。さらに郡家から北東1里の斐伊郷では斐伊郷人樋伊支知麻呂も寺院を建立している。これらのことから、郡衙遺跡の近くに隣接する寺院がその郡の大領の造営した寺院であることを示すと思われる。

これらは勝部臣の寺院が厳堂のみ、額田部臣の寺院が塔のみ、樋氏の寺院が厳堂のみであるが、郡司層ばかりか地域の有力者までが寺院を建立していることが分かる。

『日本靈異記』にも備後三谷郡大領の先祖が百濟弘濟禪師たのんで建立した三谷寺や伊予越智郡大領の先祖、越智直が建立した寺院、つまり氏寺がみられる。

このように地方氏族でさえ氏寺を建立する。中央政府に勤める河内の氏族、つまり有力氏族が主体になって寺院を建立するのは当然かと思われる。

3. 出土瓦の意義

古代寺院を発掘すると多くの瓦が出土する。その中で軒瓦は、紋様によっていくつもの系統に分けられ、出土した寺院の年代や位置付けの指標になっている。どのような軒瓦を用いるかによってその寺院の個性が表れると思われる。つまり、軒瓦の紋様自体に意義が見いだせると考えるのである。

寺院が瓦紋様を採用するのは、造寺組織が決定し、そのオリジナル保有寺院(造寺組織)が所有権を持っており、そこが核となってその瓦紋様が分布している場合が多い。おそらく関連寺院(氏族)に使用権を渡したため、その分布が認められると考えたい²¹。

関連寺院とは地域間の交流である場合も考えられるし、擬制的同族関係を含む同族の関連である場合もある。その場合、製品が移動する場合、范型が移動する場合が考えられる。後者の場合、さらに技術者集団自身が移動する場合、范型のみ移動する場合が想定できる

一方、単に制作技術者集団がその范型を管理しているため、軒瓦の採用には意義がないのではという意見²²も認められる。制作技術者集団の復元は現在の考古学の成果では初期寺院において一部復元できているがそれ以外は不可能に近い。

飛鳥寺や豊浦寺、斑鳩寺などの初期寺院では、紋様の特徴と製作技術が一致するものが「花組」「星組」と仮称された2系統で別けられる²³。製作技術者工人集団の違いがこれに現れており、范型の管理者がこれら工人集団にあったと解釈できる²⁴。

制作技術者集団がその瓦紋様を管理しているとすると、付近への分布はわかりやすいが、遠隔地への分布、近隣諸寺間でも紋様様相が異なる事実は単に一つの制作技術者集団の関与では説明が難しいと思う。

遠隔地で同范関係が認められる例としては、奥山廃寺と西琳寺、奥山廃寺と尾張東畑廃寺²⁵、豊浦寺と衣縫廃寺、野中寺と尾張元興寺、西安寺と宗元寺、檜隈寺と安芸横見廃寺、鳥坂寺と山崎廃寺などがある。

具体的に言えば、西琳寺で出土している最も古い軒瓦は奥山廃寺IVB型式があげられる。胎土が異なることから奥山廃寺から范型が移動したことが分かる。両者は製作技法も異なる。奥山廃寺では丸瓦先端部の凹凸両面をカットし、刻み目を入れずに接合するのに対し、西琳寺では縦から斜方向に刻み目を入れたものを接合している。これは製作工人が異なることを示している。

范型を制作集団が所有していると考え、制作技術者集団間の交流と考えるのであろうか。では、なぜ西琳寺の造営のために遠く離れた奥山廃寺の瓦制作技術者集団が関与したのであろう。例えばひとつは師匠と弟子との関係など瓦制作技術者どうしのつながりが想定できる。また、たまたま制作技術者集団どうしの繋がりや范型の貸し借りがあったのではないかという考え方もある。

両者の造営主体は、奥山廃寺が蘇我氏一族の小墾田臣や境部臣の氏寺で、西琳寺は西文氏の氏寺であるという説が通説である。蘇我氏と西文氏は文献にも繋がりが深いことが考えられ、それらの氏寺で偶然范型の移動があったとは考えがたい。やはりその造営者どうしの関連を考えたい。

もし、同范関係を保持するのに氏族間にある一定の法則、秩序がなく、瓦制作技術者集団だけの問題であれば、西琳寺の造営に際し、付近で造営されている船橋廃寺や衣縫廃寺、新堂廃寺、四天王寺などの制作技術者集団が関与して同じ瓦当紋様を共有してもいいはずであるが、一部を除いて認められない²⁶。

制作技術者集団の范型管理だけでは説明がつかない限り、やはり造営氏族どうしの関連を考えるべきであろう。さらにこの范型は船橋廃寺で改竄され、船橋廃寺A式が成立する²⁷。

また、豊浦寺と衣縫廃寺の同范関係はまた少し異なる。この軒丸瓦は豊浦寺ⅢD型式であるが、これは吉備の末の奥瓦窯で作られたことが判明している²⁸。それが豊浦寺と衣縫廃寺に供給されているのである。制作技術者集団が同じなのでこの集団が范型を保有していたのであろう。

しかし、なぜ豊浦寺と衣縫廃寺なのであろうか。衣縫廃寺では蘇我氏の飛鳥寺と同范関係の軒瓦（飛鳥寺Ⅱ型式）を採用していることから、尼寺である豊浦寺の造営者つまり、蘇我氏と衣縫廃寺の造営者²⁹とは関連があると考えるのが一番理にかなっているのではないだろうか。さらに出土点数から見ると、衣縫廃寺のために、吉備でこの型式を焼成したとも考えられるのである。

地域的なつながりで范型を使用する場合も考えられるであろう。確かに、隣接する寺院間で同様の紋様を用いることも多いが、隣接していても異なる様相を持つ寺院も認められる。

大県郡の太平寺廃寺と山下寺は、直線距離で約 250mしか離れていないが、出土軒瓦の組成が異なる。太平寺廃寺は智識寺推定地で、南側の安堂廃寺（家原寺推定地）や鳥坂寺の軒瓦組成に近く、重弁形式軒丸瓦を採用している。山下寺では基本的な重弁形式は認められず、単弁形式（西琳寺Bb型式）や忍冬蓮花紋など志紀郡や丹比郡で分布するものと共通性が認められる。さらに山下寺は大里寺とも隣接するが採用している軒瓦の様相が異なる。これらから寺院側で採用する軒瓦を選択している可能性が高いことがわかる。

これは志紀郡でも同じようなことが見られる。志紀郡では単弁形式の西琳寺式が多く認められるが、押志廃寺では認められず、先述の重弁形式を採用している。

これらは瓦製作技術者が范型を管理しているというだけでは、理解できない現象である。范型は瓦製作技術者集団が管理しているが、その使用权は造営氏族に握られていたと考えたい。

したがって、軒瓦は単に建築部材でなく、その様相を調べることによって、その寺院造営主体の動向が推定できるのである。ただ、その様相がどのようなことを示唆しているかは、その他の寺院の様相や氏族の系統を考えなければならないであろう。

4. まとめ

以上、不案内な文献を用いて寺院造営について考えてみた。特に氏寺の位置付けについては、古代寺院が知識寺として成立するという最近の文献史学からのア

プローチをそのまま援用する風潮には疑問を感じる。確かにいくつかの氏族が集まって一つの寺院を建立する場合もあるであろう。その場合でも、同族集団によるものや姓をこえた地域的な同名氏族集団によるなど、なんらかのつながりによるものと考えたい。氏寺の意義について再考する時期なのであろう。

また、軒瓦の紋様の分布に意義を見出せないという意見についても、遠距離の同范関係や近接寺院間で採用軒瓦組成の異なるものがあること、同范関係のある寺院の造営氏族間でつながりを想定できるものが多いなど、私が疑問を感じた点を解決する意見があらわれない限り、分布に意義をもたせることもあながち間違いでないと思う。

[註・参考文献]

- ¹ 和田萃 1994「渡来人と日本文化」『岩波講座日本通史』第3巻古代2 岩波書店
- ² 本郷真紹 1997「古代寺院の機能」『日本国家の史的特質（古代・中世）』大山喬平教授退官記念会編 思文閣出版
- ³ 川尻秋生 2005「寺院と知識」『社会集団と政治組織』列島の古代史 ひと・もの・こと3 岩波書店
- ⁴ 鬼頭清明 1999「仏教の需要と寺院の創建」『古代を考える古代寺院』吉川弘文館
- ⁵ 勝浦令子 2006「仏教と教典」『信仰と世界観』列島の古代史 ひと・もの・こと7 岩波書店
- ⁶ 藺田香融 1972「知識と教化-古代仏教における宗派の起原-」『赤松俊秀教授退官記念 国史論集』近藤康司 2007「古代知識の考古学的考察」『考古学論究-小笠原好彦先生退官記念論集-』
- ⁷ 訓読は皇学館大学 遠藤慶太氏による。また、この文献の解釈についても御教示いただいた。
- ⁸ 五来重 1956「紀州花園村大般若経の書写と流伝」『大谷史学』第5号 大谷大学史学会
- ⁹ 高井皓 2002「家原考」『郵政考古紀要』31 郵政考古学会
高井皓 2005「河内六寺あれこれ-智識寺を中心に-」『古代撰河内寺論叢集』第2集 撰河内寺古代寺院研究会
- ¹⁰ 旧河内国河内郡大宅郷の河内寺廃寺は河内郡の郡領である河内連の氏寺と考えられるが、居住地が同じ河内の地名をもつ河内忌寸などもその造営に関わっていると考える。
- ¹¹ 公地公民制は現在では疑問視され、豪族の田荘・部曲の支配は改新の詔後も

朝廷により認められる例が散見され、口分田も私田・私地と認識されていた。

¹² 中村英重氏は家寺の例として、文献から蘇我氏の一族が建立した寺院を挙げている。それによると、稲目は向原寺と竜泉寺、馬子は法興寺（飛鳥寺）と葛城寺、蝦夷が粹削寺と豊浦寺、倉山田石川麻呂が山田寺、日向が般若寺を建立したと述べられている。

しかし、現在の考古学の成果では飛鳥寺以前に本格的な寺院が建立されたとは考えられず、稲目の向原寺は豊浦寺の別名であるし、竜泉寺からは7世紀前半に遡る軒瓦は出土していない。また、葛城寺は一族である葛木（城）氏の氏寺で、飛鳥和田麿寺である説が有力だ。大脇潔 1997「蘇我氏の氏寺からみたその本拠」『堅田直先生古希記念論文集』堅田直先生古希記念論文集刊行会

さらに豊浦寺は蝦夷の時期まで下らず、馬子の時期に蘇我氏の尼寺として建立されたというのが出土軒瓦の様相から推定されている。つまり、中村氏のように文献にあらわれるだけでその存在を判断するのは、7世紀のように考古学成果が充実している時期について考察する前提にはなりにくいと思う。

中村英重 2004『古代氏族と宗教祭祀』吉川弘文館

¹³ 田村園澄「氏寺」『国史大辞典』第2巻

¹⁴ 天平15年西琳寺縁起については関連することが多いため、羽曳野市史編纂委員会 1981「66 河内国西琳寺縁起」『羽曳野市史』第4巻 史料2を補われている欠文字を入れ込んで掲載する。

河内国西琳寺縁起 天平十五年十二月晦日記 天平十五年帳

河内国古市郡西林寺事

条▲

一 縁起事

天平十五年十二月晦日記云

西林寺 古市寺

右寺縁起奉為 志貴嶋大宮御宇

天忍羽広庭天皇己卯年九月七日始大山上文首

阿志高将率諸親屬等 仕奉此寺并阿彌陀

丈六仏像

私曰広庭者欽明天皇也己卯者即位廿年

也文首者氏也阿志高者名也仕奉者造仏

立寺之詞也

宝蔵安置金銅阿彌陀 居長一尺六寸光銘云

蓋聞法身夢相非以色求姓舜寥非以生滅得

但四生殊菓六道各回所以法蔵此丘★八願■

輩往生是以

書大阿斯高君子支彌高首修行仏法草創西林寺

復以子梅檀高首土師長兄高連羊古首韓会古首

敢奉塔寺宝元五年己未正月二種知識敬造彌陀

仏像并二菩薩願此功德現世親族福延万世七世

父母随意住含靈之類同斯福力

一 僧宝等事

天平十五年帳云

僧沙彌并廿二口僧十六 見廿口之中二僧借住 住四不知去三

僧行会 年五十四臈卅三 撰津国住吉郡大国里戸主津 戊申年四月廿八日飛鳥寺

受戒受公驗

撰津国住吉郡大国里戸主津

戊申年四月廿八日飛鳥寺受戒受公驗

僧願忠 年五十六 臈三十三 伊預(予)国宇麻郡常里戸主金集史挨歴弟操歴 己

酉年三月廿八日飛鳥寺受戒受公驗

僧神耀 年卅五 臈十五 河内国古市郡下新居郡宮処里戸主文忌寸足閑戸口 同

郡歴男豊国神龜三年三月廿三日薬師寺受戒受公驗

僧智蔵 年五十一臈十九 河内国舟北郡(丹比力) 余戸郷余戸(里脱力) 主依納

(綱力) 古渡男広岡 養老六年三月廿三日於薬師寺受戒受公驗

僧延達 年卅五臈十五 河内国古市郡尺度郷鴨里戸主泉犬養連弓足姪乙歴 神龜

四年三月廿三日薬師寺受戒受公驗

右四僧不知去

僧弁教年六十九臈卅六 河内国古市郡細川原掠人広歴戸口(人名脱力) 大宝三

年潤四月十五日大官大寺受戒受公驗

僧神照 年五十九臈三十六 河内国古市郡尺度郷戸主高屋連家歴戸口高 屋連土

形大宝三年潤四月十五日大官大寺受戒受公驗

僧永基年五十三臈十八 和泉監大鳥大村(郡脱力) 郷山田里戸主比志貴造牛手男

広田 養老五年三月廿三日薬師寺受戒受公驗

右三僧死闕

従天平十一年正月一月至于十三年十二月卅日合參歳三日一千九十三箇日

合米九百三十四石二斗

合単口仏聖僧并衆僧奴婢雇人六万六千五百五十四日(口力)

仏聖僧二千五百五十六軀供米卅八斗八合 日別二座軀別一升 八合之内粥料三合

仏御分宛堂童子料 聖僧御分乞者并病人昼用

衆僧一万一千二百八十一口米二百三石五升八合 口別一升八合之内 粥料三合
客僧六十七口食米三石六合 口別一升八合之内 粥料三合

¹⁵ 註 12

¹⁶ 神護景雲二年(768)帳には、後の俗別当である大政人に蔵田長、少政人に武生継長がなっており、延暦十六年帳には俗別当に浄野宿禰、永延元年帳には俗別に文宿禰が見える。また、諸帳に載る檀越は、浄野、文、板持、武生、蔵があげられている。これらの氏族は板持氏以外すべてが西文氏と同族で、板持氏も西琳寺からあまり離れていない富田林市に板持の地名が残るため、地縁的なつながりや婚姻などで結びついていたと考えられる。加藤謙吉氏がこれに近い意見を、書評の中で述べられている。加藤謙吉「書評 中村英重著『古代氏族と宗教祭祀』『日本史研究』515 文献のなかで「古市郡を中心とした知識として結縁している諸氏(個人)に開放された知識寺であり、他氏を排除する氏寺ではなかったことを示している。」と述べられている。ただしこの姿は8世紀中ごろの姿で、創建当時は氏寺として建立されたと推定できるし、当時の寺院の性格として西琳寺が地域の中心寺院であったことは、後述するように、出土瓦の様相からも明らかである。実際「氏寺」の定義についてもう一度考えるべきであろう。

¹⁷ 中村英重氏はほとんどが、また、西琳寺の創建年代について今井敬一氏の大化5年(649)から斉明5年(659)説を註にあげられているが、吉田晶氏の欽明から干支を一巡下らせる創建年代の比定や最近の考古学成果から導きだされた630年代から640年代説については全く触れられていない。

今井敬一『帰化人と社寺』綜芸社1969、吉田晶「古市郡(評)の成立過程について」『菅田白鳥遺跡発掘調査概要』II 1973

奈良時代の軒丸瓦や平安時代から中世の軒瓦が出土している。

¹⁸ 内藤俊哉「高屋城1区 遺物」『古市遺跡群』VII 羽曳野市教育委員会1986
武村英治「高屋城II区」『羽曳野市内遺跡調査報告書-平成4年度-』羽曳野市教育委員会2001

軒瓦は出土していないが、奈良時代の平・丸瓦が出土している。

¹⁹ 吉澤規男「蔵之内東遺跡」『羽曳野市内遺跡調査報告書-平成7年度-』羽曳野市教育委員会1999

²⁰ 『出雲国風土記』記載の新造院一覧

意宇郡

山代郷新造院 日置君目烈 来美廃寺 松江市矢田町来留美
山代郷新造院 出雲臣弟山 四王寺廃寺 松江市山代町四王寺

山国郷新造院 日置部根緒 山国郷新造院 安来市上吉田町別所

楯縫郡

楯縫郡新造院 出雲臣太田 西西郷廃寺 出雲市西郷町表

出雲郡

河内郷新造院 日置臣布禰 天寺平廃寺? 簸川郡斐川町

神門郡

朝山郷新造院 神門臣等 神門寺廃寺? 出雲市塩冶町六反

古志郷新造院 刑部臣 神門寺廃寺? 出雲市塩冶町六反

大原郡

斐伊郷新造院 勝部臣蟲麻呂 木次廃寺

斐伊郷新造院 樋伊支知麻呂 不明 雲南市木次町里方

屋裏郷新造院 額部臣押島 不明

神門寺廃寺は「朝山郷新造院」か「古志郷新造院」どうかははっきりしていない。

²¹ 妹尾周三氏は吉備地域に広がる水切り瓦の内、8世紀前半に位置づけられる備後寺町廃寺の複弁蓮花紋軒丸瓦IB型式に注目し、これと酷似した瓦当紋様が備後法塔崎廃寺と出雲神門寺境内廃寺で認められる意義について考察されている。それによると、酷似する瓦紋様を使用するのは、招聘もしくは雇い入れた瓦工らによるところが多く、造営主体が望んだものではないと述べられている。さらに豪族らはそれほど瓦当紋様にこだわっておらず、瓦工の系譜や経験等に委ねていたと推定し、このため紋様系列の多くは瓦工の移動の一端を表しているに過ぎないと述べられている。しかし、備後寺町廃寺と出雲神門寺境内廃寺では直線距離で90km以上離れており、わざわざ遠くの工人を招聘もしくは雇い入れなくても、出雲地域にも瓦工人は存在したと考えられるし、山陰地域には淀江廃寺式や寺内廃寺式など広い範囲に分布する瓦も存在する。にもかかわらずこの瓦紋様を使用するには、造営氏族間のつながりの存在を考えたい。

妹尾周三2007「瓦当紋様と瓦生産—寺町廃寺複弁蓮華文軒丸瓦IB型式の広がり」と製作技法—『考古学論究-小笠原好彦先生退官記念論集-』

²² 吉田靖雄2003「書評 摂河泉古代寺院研究会編『行基の考古学』」『日本歴史』662 日本歴史学会編集 吉川弘文館

²³ 納谷守幸2005「軒丸瓦製作手法の変遷」『飛鳥文化財論攷-納谷守幸氏追悼論文集-』

²⁴ 近江俊秀2007「軒丸瓦製作技法における丸瓦先端加工法に関する若干の検討—飛鳥地域における7世紀代の資料を中心として—」『考古学論究-小笠原好彦先生退官記念論集-』

²⁵ 大脇潔氏は奥山廃寺の造営者を蘇我一族の小治田臣とし、同じ「小治田」の名前をもつ小治田連がその造営に関わったことを述べられている。また、『続日本紀』神護景雲2年(768)には、尾張国山田郡の従6位下小治田連葉等8人が尾張宿禰の姓を賜ったことが記述されており、この尾張国山田郡にある篠岡2号窯で奥山廃寺Ⅶ型式が焼成されていることとの関連を述べられている。大脇潔「奥山廃寺再々考」『考古学論究-小笠原好彦先生退官記念論集-』2007

²⁶ 船橋廃寺と西琳寺は高句麗系瓦が同範である他、奥山廃寺ⅣB型式が西琳寺に範型が移動した後、改範したものが船橋廃寺で用いられているという関連がある。

²⁷ 船橋廃寺A式は丸瓦の凹面や凸面をカットして瓦当と接合しており、西琳寺の技法とは異なる。むしろ奥山廃寺や飛鳥諸寺の技法に近く、飛鳥地域で活躍していた瓦製作技術者集団の関与していた可能性がある。

²⁸ 豊浦寺ⅢD型式は、豊浦寺と末の奥瓦窯のものは胎土も一致するのに対し、衣縫廃寺のものは硬質であることから末の奥瓦窯産ではない可能性もある。衣縫廃寺のものに範傷が見られないことを考慮に入れると、衣縫廃寺のものが先行して作られた可能性も視野に入れたい。

²⁹ 蘇我氏の一族でこの付近を本拠地としている氏族に林臣がある。文献によると、蘇我入鹿は林臣や林太郎と呼ばれており、このことから蘇我氏とこの地域が強い関連性を持っていたことがわかる。飛鳥寺(飛鳥寺Ⅱ)や豊浦寺(豊浦寺ⅢD)や奥山廃寺(奥山廃寺ⅣB)と同範瓦を採用する船橋廃寺、衣縫廃寺はこの林臣が造営氏族と考えている。

第2節 瓦当紋様の創作について

—撰津堂ヶ芝廃寺の備中式軒丸瓦の観察から—

1. はじめに

「瓦当紋様の創作について」この題名はかつて森郁夫が昭和57年ミュージアム376号に発表されたものと同じである。この論文の中で森は瓦当紋様の創作には瓦工だけではなく、画工、仏工等が関与した可能性が高いことを指摘された。私もその意見に賛同するひとりである。

藤原官式、平城官式の中にならかなり類似した紋様が認められることは、おそらく官営工房内に特殊工人が存在し、オリジナルを元に瓦当範製作を実施したと考えたい。それは藤原宮や平城宮のような都城だけではなく、官寺でも同様であろう。

なお、平城官式が私寺で採用された場合でも平城宮のものと同範でないかぎり、官のオリジナルをもとに範型を作成したと考えられる。

したがってそういう意味では、京内の寺院で採用された宮や京と同紋・同型瓦関係を持つ軒瓦に〇〇〇〇BとかCと名づけるの¹と同じように、他地域の古代寺院で採用された軒瓦にも〇〇〇〇DとかEと付けても良いと思われる。

たとえば河内新堂廃寺の6304型式²は平城宮6304E型式と珠紋の数、鋸歯紋の数が共に16個で一致し、瓦当径もあまり変わらない。しかしその紋様配列をよく観察すると平城宮6304E型式が珠紋間に線鋸歯の頂部がくるのに対し、河内新堂廃寺のものは線鋸歯の頂部の位置に珠紋が配されており少し異なることが判る。この新堂廃寺の6304型式などは上述の例にあてはまるであろう。

このように7世紀末から8世紀のいわゆる都城で用いられた軒瓦と類似する紋様は、官のオリジナル(それは図案であったかもしれないし、基の範型が保存されていたのかもしれない。)を元に製作されたと考えられる。

7世紀代の私寺が瓦当紋様を創造する場合、もちろん瓦工だけではなく、画工、仏工等が関与していたと考えられるが、7世紀末から8世紀の官営工房とは異なり、瓦当範を作成するのはかなり困難なことであったと推測する。

それは「山田寺」という準官寺級の大寺院においても、7世紀代の範型は6

型式のみ³であったことから判るであろう。しかもそれらは全く同じ紋様ではなく少しずつ異なる様相をみせている。

飛鳥白鳳期の瓦の中で地方寺院において、同範と見まがうほどの同紋瓦を製作するのは、簡単な紋様を除くと不可能に近いと考えたい⁴。したがって付近の寺院で同じ紋様瓦が出土した場合、ほぼ同範は間違いないと考えるのである。また、蓮子数や法量が異なる程度の同紋、同型瓦の場合もオリジナルの紋様を参考にして創造したと考えたい。

7世紀代、複数の寺院で同型瓦（同範、同紋を含む）が存在した場合、①A寺とB寺はどちらかの紋様からの影響で採用されている場合（範型の移動も含む）。②A寺とB寺は別のC寺のオリジナルの影響で採用している。この場合A寺とB寺は必ずしも関連性があるとは言えない。③C寺オリジナルが大陸の寺院瓦である場合、全く関連無く存在する。ただしこの場合同紋とは言わない。などが考えられるであろう。

瓦当紋様の創作を考える場合、その紋様瓦のオリジナルがどの寺院で創作されたか考え、その紋様が中央系寺院を含む、他寺院のオリジナルの影響を受けて創作したのか、同寺院の中の古い型式の紋様要素が取り入れられたものか、また、直接大陸からの影響を受け、その寺院でのオリジナルを創作したかなどを観察する必要がある。

その場合私は、もちろん技術的な位置づけを考えながら、瓦当紋様を花卉、中房などの紋様部位に分け、それがどこの、どの紋様と同じか、関連が認められるかによって、その紋様の相対的な位置付けを行い、年代のある程度判明しているものとの類似点から年代などを考察する方法をとっている。

その紋様がその寺院で採用されるについては、それなりの要因が認められると考えたい。その瓦当紋様は出現意義があつて存在すると考えるのである。つまり、瓦当紋様は何らかの意味をもって創作されたものであると考えたい。

これらの観点から次にあげる軒丸瓦について相対的な位置付けを行った結果、いくつかの成果を挙げたのでそれを報告したい。

2. 備中式軒丸瓦の出現背景

以前「吉備式」とか「吉備寺式」と呼ばれていた、岡山で多く分布する重弁形式軒丸瓦⁵は、吉備の中でも備中国で中心的に分布するため、現在では「備中式軒丸瓦」と呼ばれている⁶。

この型式は備中でもその中心の下道郡及び都宇郡に集中し、そのほか賀夜郡、英賀郡にのみに分布しており、寺院間での同範関係は認められない。下道氏、秦氏、賀陽氏などの有力氏族の氏寺での採用と推定されており、備中国中部の有力氏族間の連帯意識が共通瓦当紋様の使用となったと考えられる。

それは同時期の川原寺式系軒瓦採用寺院との分布差が認められることから考えられることが指摘されている⁷。

この型式で最も古いものは備中秦原廃寺3式⁸（2）であることは、多くの方が述べられている⁹。その紋様及び特徴は以下のとおりである。要素ごとにあげる。

外区 外縁は鋸歯紋でほとんどが複合鋸歯文であるが、練鋸歯紋もある。内縁は突圍線上に連珠紋を配するものが多い。（要素A）

内区 重弁形式が祖型でその後変化する。（要素B）

間弁 二重間弁になったものである。（要素C）

中房 径が大きく1+〇に蓮子を配する。1+8が多い。（要素D）

製作技法 瓦当裏面の下端部が突帯状になっている。突帯になっているものをa類、強いナデで段を作っているものをb類、ヨコナデのみ行うものc類とする。（要素E）

共伴軒平瓦 額面施紋軒平瓦が伴うことが多い。（要素F）

年代観 8世紀前葉

二子御堂奥瓦窯¹⁰では備中秦原廃寺3式（2）をはじめとし備中式が3型式出土している。それは付近の日畑廃寺所用の2類（4）、日差山廃寺の3類（16）、秦原廃寺所用の4類（2）が出土しており、報告書では2類が4類に紋様の先行することが述べられている。3類は2類と紋様の類似点が多く、鋸歯紋の変化からみると2類と4類との間に入るが、内区の紋様が単弁になることや鋸歯紋の線が細いことから、2類→4類→3類の変化が追え、3類は2類の差し替え瓦と述べられている。しかし、紋様を詳細に観察すると、間弁が紋様のになっていることなどから4類→2類→3類と変遷すると考えたい。

また、その年代は、共伴した須恵器坏がすでに返りが消失したものであることから、8世紀前葉のものであると考えられる¹¹。

それではこのような複雑な紋様はどのようにして創作されたのであろうか。最も説明が付きやすいものとしては統一新羅の瓦当紋様の影響と考えることである。確かに備中式の紋様は統一新羅様式と呼べるものであろう¹²。しかしそれではどのような背景で備中式が創作されたかという過程が明確ではなくなる。

では、吉備地域で創作されたと考えてみるとどうであろうか。

その場合、岡山最古の備中式を採用している秦原廃寺で創作されたとするのが妥当であろう。ここからは備中式に先行する紋様として、外区に突圍線を配するもの〔2類〕（17）が認められる。このような外区は、河内の高句麗系軒丸瓦¹³に採用されており、秦原廃寺同様内区が素弁であるが備前賞田廃

寺¹⁴でも類似したものが認められる。

また、美作大海廃寺¹⁵ (18) や富原北遺跡¹⁶ (20) など認められる外区に密な連珠紋帯を持つ蓮花紋軒丸瓦の影響によって突線上に連珠紋が巡る紋様は創作されたとも考えられる。しかし、最も特徴的な重弁や2重間弁については吉備地域では認められず、やや説得性に欠けるのではないだろうか。

3. 備中式の創作

畿内でもこの型式が出土することは古くから判明していた。それは大阪市天王寺区所在の堂ヶ芝廃寺¹⁷である。堂ヶ芝廃寺は旧摂津国百済郡に所在する古代寺院で、百済王家の氏寺として建立されたと考えられる。百済王家は舒明朝に人質として日本に渡ってきた百済義慈王の次男、余禪広が百済滅亡時の動乱後、帰化して興った氏族で、代々重用されてきたが、4代目の敬福が陸奥での産金・貢上で名をあげ、昇格した。禪広は天智3(662)年摂津に居住したが、敬福が天平勝宝2年(750)河内守になって以降、北河内に移住したという。

また、最近、堂ヶ芝廃寺の南側に所在する細工谷遺跡の発掘調査によって「百尼」「百済尼」の墨書土器が出土し、出土軒瓦のすべてが堂ヶ芝廃寺と同範関係にあること、近接していることから、細工谷遺跡¹⁸が摂津百済尼寺に堂ヶ芝廃寺が摂津百済寺である可能性が高くなった。ちなみにこれは以前から藤澤一夫氏が指摘されていたことである¹⁹。

堂ヶ芝廃寺(第4図)、細工谷遺跡(第5図)の備中式を観察すると、次のようなことが判る。

周縁 外縁が複合鋸齒紋、内縁が突圈線上に連珠紋を配する。

内区 重弁型式である。

間弁 杏仁形とY字形が複合して干字状の二重間弁になったものである。

中房 大きく突出しており1+7に蓮子を配する。

製作技法 瓦当裏面の端部は強くナデられ、一部突帯状になっている。

このような紋様、特徴は先述したように朝鮮半島の直接の影響など強い外的要因で発生したと考えられる。しかし堂ヶ芝廃寺の備中式の特徴は付近の瓦紋様の影響から、発生した可能性が認められるのである。

周縁の特徴(要素A)

瓦当紋様で外区が内縁と外縁とに別れるものは、我が国では飛鳥寺XVII型式²⁰ (39) が最も古く続いて本薬師寺創建瓦²¹ (40) があげられる。これらは7世紀後半のものである。しかし、内縁の珠紋帯は確認できるが、備中式のもののように突圈線上に配するものではない。また、山背北野廃寺²² (41・42) や伯耆野方・弥陀ヶ平廃寺²³ (43) などの軒丸瓦のように周縁の重圈紋

上に珠紋を配するものは存在するが、このものとは異なる。

なお、統一新羅軒丸瓦の周縁には連珠紋を飾ることが多く、重弁が重弁形式に成ったものも存在する。このことから突圈線上の連珠紋は統一新羅の軒丸瓦の周縁ごと軒丸瓦の紋様に取り入れたものと解釈できるであろう²⁴。

この紋様を突線連珠紋帯と仮称したい。河内地域では茨田(後の交野)郡百済寺下層²⁵ (44)、同郡中山観音原廃寺²⁶ (45)、若江郡東郷廃寺²⁷ (46) で知られている。ただしこれらは、外区は同紋であるが、内区は全く異なる紋様である。百済寺下層のものは複弁六葉蓮花紋であるし、中山観音原廃寺のものは単弁八葉蓮花紋、東郷廃寺は重弁八葉蓮花紋である。

これらの紋様は外縁が鋸齒紋になる特徴を持ち、堂ヶ芝廃寺の備中式とのつながりが考えられる。特に中山観音原廃寺のものは瓦当裏面下端に突帯状の突起が認められるところも同じである。

なお、これらは製作技法でも共通点が認められる。瓦当裏面端部の強いナデと瓦当面に紋様割り付け線が残ることである。

突線連珠紋帯は全国的に見ると、外縁が鋸齒紋から圈線になったものが、因幡から出雲、宍粟に分布しており「上淀廃寺式」²⁸ (47・50・51) として知られている。また、加賀地域では金沢市広坂遺跡²⁹で外区外縁が無文になり、内区が細弁のもの(52)も最近発見された。なお、加賀のものにも瓦当面の割り付け線が認められる。また、図面だけの判断ではあるが、遠江渥美半島の市道遺跡のもの³⁰ (53)、上野国では上植木廃寺³¹ (56・57)、間野谷廃寺³² (55)、国分寺³³ (54) やや扁平になったものが採用されている。

ちなみに備中式は堂ヶ芝廃寺のものをはじめとし、備中でもその型式の古いものに瓦当裏面端部下の強いナデが認められる。しかし、当面に紋様割り付け線は認められない。また、上淀廃寺式にも瓦当裏面端部の強いナデは認められる。

これらから考えると、この外区内縁文様は広く分布しており、技法的にも近いことを考慮すると一つの型式として認識できるであろう。藤澤一夫は周縁の同一性によって軒丸瓦の型式設定を考えることを提示されている³⁴。わたしもこれに従うもので、技法まで類似することから年代的にも近いと考えたい。

内区の特徴(要素B)

内区は中河内から南河内にかけて分布する重弁形式である。この形式は河内のほか山背南部や新しい時期では播磨など大和周辺部では認められるが、飛鳥をはじめとする大和では認められない。亀田の非主流派の紋様³⁵である。

摂津・河内の重弁形式には、山背檜原廃寺³⁶のもの(59)および、これが退化し盛り上がった重弁に子葉を線で表す檜原廃寺式(61)、間弁が菱形から

点珠紋へ変化し、中房が大きくて花卉も広闊な原山廃寺式³⁷ (62・63)、間弁が菱形で中房が小さく花卉も長い丹比廃寺式³⁸ (65・65) の3タイプがある。備中式の花卉は内傾面を持つもので、間弁も菱形からの変化であることから考えると、丹比廃寺式の影響を考えたい。

なお、亀田氏は備中式が檜原廃寺の重弁形式からの直接的な影響を考えている³⁹。また、細工谷遺跡の調査では檜原廃寺式の退化したもの〔ⅡA〕(29) が1点出土しているが、摂津系(太田廃寺?)のもので摂津地域でのつながりと考えたい⁴⁰。

間弁の特徴(要素C)

間弁が二重になっているのは、重弁形式の蓮弁が間からのぞいていることを現すのであろうか。岡山地域の備中式でも古い形式と考えられているものは堂ヶ芝廃寺のものに類似し、杏仁形紋とY字紋との合体であるのに対し、新しいものはデザイン的になっている。

堂ヶ芝廃寺では備中式(24)より紋様の先行すると考えられる単弁形式(22)が存在するが、その間弁も備中式同様二重になっており、堂ヶ芝廃寺内で紋様の継承が行われている。

なお、河内百済寺下層から出土した素紋縁複弁六葉蓮花紋軒丸瓦(44)の間弁も二重間弁⁴¹になっており、この間弁が百済王家の瓦当紋様として受け継がれていったと考えられる。

一つ問題としては、丸瓦の接合から考えると、堂ヶ芝廃寺の単弁形式(22)は丸瓦の取付けが下で充填粘土も多いため、備中式に後行する要素⁴²となる。また、このような二重間弁は大県郡の鳥坂寺や智識寺で出土する重弁形式である鳥坂寺Ⅶ型式軒丸瓦(63)の間弁からの変化ともとらえられるであろう。

中房、蓮子の特徴(要素D)

備中式は古く位置つけられているものは1+8に蓮子を配し、新しくなるほど中房径が大きくなる傾向にあり、蓮子も減少する。

堂ヶ芝廃寺のものは他の備中式と比較して中房径が小さく高い。蓮子を1+7⁴³に雑に配する。これは備中式の中でも古式の紋様であることを示唆するであろう。

以上のことから堂ヶ芝廃寺の備中式は、前段階の紋様の特徴を継承しながら、河内の寺院の軒瓦紋様に強く影響され成立したと考えられる⁴⁴。堂ヶ芝廃寺での備中式と単弁形式との丸瓦の接合の逆転は、新形式創造の際、古い技法が用いられたとも考えられるであろう。

しかし、岡山の備中式は成立後のその形式変化は追えるが、瓦当紋様を創造するための前段階の要素や周辺の影響などの素地が全く認められない。紋様の的には、堂ヶ芝廃寺の備中式の内区と外区との間にさらに鋸齒紋を追加し

ており、堂ヶ芝廃寺のものの発展型式として創造されたと考えるのが妥当であろう⁴⁵。

製作技法(要素E)

各々の所で述べたが、瓦当裏面のナデ、貼り付け突帯は古くは檜原廃寺の重弁形式⁴⁶ (59・61)に認められ、岡山の備中式では瓦当裏面下端部に突帯を付加するもの〔a類〕(14)、強いナデで段を作るもの〔b類〕(2・4・12)、ナデを施すのみのもの〔c類〕(9・11)がある。堂ヶ芝廃寺細工谷遺跡ではこれらすべての型式が認められる⁴⁷。

このような技法は単弁形式では和泉池田寺Ⅰ式⁴⁸ (68)、奥山久米寺ⅦA型式⁴⁹ (69)などで認められるほか、福島県陸奥黒木田遺跡⁵⁰では高句麗系(71)に、神奈川県相模千代台廃寺⁵¹では重圏縁複弁十葉蓮花紋に、千葉県上総二日市場廃寺⁵²では紀寺式(72)に京都府山背岡本廃寺⁵³では長林寺式(73)に、同平川廃寺、久世廃寺などでは平川廃寺式⁵⁴とよばれる複弁形式(75)に認められるなど、全国的に認められる。

共伴軒平瓦(要素F)

備中式は岡山のものには顎面施紋重弧紋軒平瓦⁵⁵が伴うものが多く、突線連珠紋帯として共通する上淀廃寺式にも顎面施紋重弧紋軒平瓦が伴う。

顎面施紋重弧紋軒平瓦は山背から播磨を中心に北は陸奥から南は豊前まで分布しており、備中のものは播磨を経由して伝播したものであることが指摘されている⁵⁶。

堂ヶ芝廃寺では備中式に伴う軒平瓦は不明である。河内や摂津の寺院では伝統的に軒平瓦を用いない特徴を持つ、それはほかの突線連珠紋帯を飾る軒丸瓦には供伴する軒平瓦はないことから考えられるであろう。また、細工谷遺跡出土例⁵⁷では備中式の2段階のもの〔ⅢA2〕(31)と無紋軒平瓦〔ⅠA(32)、ⅠB(33)〕が伴い、備中式創作時〔ⅢA1〕(30)には軒平瓦が伴わないことが判明した。

なお、ややこじつけになるが、河内において顎面施紋重弧紋軒平瓦が認められる寺院としては大県郡山下廃寺⁵⁸ (77・78)、若江郡若江廃寺⁵⁹ (79・80)が存在する。突線連珠紋帯軒丸瓦を採用している東郷廃寺とこれらの寺院は同范関係が認められること、東郷廃寺では中心部は調査されて⁶⁰おらず、付近からの出土ということなどを考え合わせると、まだ発見されていないだけで、今後確認できる可能性が考えられる。

また、丹比郡野中寺では凸面に波状紋や直線紋を施紋している凸面施紋平瓦⁶¹ (81・82)が出土しており、この平瓦は下田池瓦窯の出土状況から野中寺のⅢ期(7世紀第Ⅲ四半期)の物に先行することが判明していることから⁶²、これらの影響で吉備にこの紋様が伝播するとき、裏面に施紋する平瓦と

して伝播した可能性も考えられるであろう。

年代観

備中式が堂ヶ芝廃寺で創作されたとすると、その年代はいつであろうか。堂ヶ芝廃寺では、7世紀代のものとして木ノ本廃寺式〔NM Ia1 型式〕⁶³、その亜式で四天王寺と同范のもの〔NM Ic 型式〕(21)、単弁形式(22)、四天王寺の複弁形式〔NM II d 型式〕(23)、備中式(24)、法隆寺西院伽藍式(25)の6種が採用されている。出土量から見ると、NM II c 型式が多くて創建瓦と考えられるであろう。これは孝徳朝から斉明朝⁶⁴のものであるので、百済王氏定住の時期に一致する。備中式は紋様の単弁形式、四天王寺の複弁形式(NM II d 型式)に後出、法隆寺西院伽藍式に先行すると考えられるため、7世紀末には位置付けられるであろう。

また、この形式に影響を与えたと考えられる丹比廃寺式(65・66)は、創建瓦として採用された和泉蜂田寺(68)が寺伝から天武9年(680)の創建年代が与えられている⁶⁵ことから、オリジナルの丹比廃寺式はそれと同じもしくはやや遡る670年代後半には成立していることが推定できる。

天武6年(677)紀⁶⁶には多治比公麻呂を摂津職大夫に任ずる記事が認められる。摂津職大夫は摂津国の一般政務の他、難波の地を管理する役割を有していた長官であることから、難波の百済王家とはお互いに交流があったと考えられ、その時瓦紋様も伝播したことが予想できるであろう。

なお、突線連珠紋帯を採用した上淀廃寺では「癸未」〔天武12年(683)〕の線刻平瓦が出土しており⁶⁷、ここでも7世紀末の年代が与えられている。備中式と上淀廃寺式の新古は決めがたいが、両者が突線連珠紋帯を媒体に関連あるとすると、両者とも河内に分布する突線連珠紋帯軒丸瓦から派生したものと、同時期、つまり680年代の所産と考えたい。それから派生する岡山の備中式は7世紀末から8世紀前半に位置付けられるであろう。これは先述した供伴須恵器の年代⁶⁸と一致する。

その他

細い谷遺跡の発掘調査では備前寒風宮嶮窯⁶⁹で焼成されたいわゆる「寒風系鷗尾⁷⁰(38)」が出土しており、吉備地域との関連が深かったことが判る。

なお、備中式と類似した紋様が上植木廃寺、間野谷廃寺、国分寺など上野国で分布している⁷¹。紋様が扁平になっているため、分かりづらいが突線連珠紋帯を現していることや内区が重弁形式であることなど類似点が多い。しかしこの地域でもこの形式が出現する要素は付近から見当たらず、別のところからの影響を考えなければならないであろう。

また上植木廃寺からは顎面施紋重弧紋軒平瓦が採用され⁷²、備中とのつながりが考えられる。つまり、備中式には(河内)→摂津→備中→上野という

流れが認められる。

憶測の域をでないが、上野国への伝播には上野の有力氏族である上毛野朝臣小足が文武天皇4年(700)吉備総領に任命されたこと⁷³、上毛野朝臣堅身が和銅6年(713)に備前国守、百済王南典の下僚の介として働いていること⁷⁴などが関連するかもしれない。

また、文献的にも百済王氏と上毛野氏とは東北経営に関連してつながりが認められる⁷⁵。上野上植木廃寺や上野国分寺で堂ヶ芝廃寺の備中式軒丸瓦が出土するのは、このような上百済王氏と上毛野氏との強い結びつきが存在したからであろう。

4. まとめ

以上、備中式は7世紀末に堂ヶ芝廃寺において周辺の軒瓦紋様の特徴を取り込み、紋様の創造が行われたことが判った。この軒瓦紋様は備中式と称されてきたが、堂ヶ芝廃寺がオリジナルとすると、今後「堂ヶ芝廃寺式」もしくは「摂津百済寺式」と呼ぶことを提唱したい。

百済王家は既に述べたように百済義慈王の息子、禪広(善光)王が人質として我が国に渡っていた⁷⁶が、百済滅亡後の天智3年(664)摂津に定住したことから興った⁷⁷。その後、曾孫の敬福以降⁷⁸特に発展したが、その間の百済王家も文献に出ており、活躍していたことが判る。

禪広(善光)王の子供である昌成は父親と一緒に日本に渡るが、天武3年(674)⁷⁹に早世してしまう。

孫の郎虞は朱雀元年⁸⁰(686)天武天皇の崩御に際し、禪広の代わりに百済王族を代表して諫を奏した。百済王族のため優遇を受け昇進していき、伊予守⁸¹、摂津亮⁸²などに任ぜられたが、天平9年(737)⁸³卒している。

遠室は禪広(善光)王の子か孫で文武4年(700)常陸守⁸⁴に任ぜられ、その後も左衛士督⁸⁵に任ぜられたが、天平6年(734)卒した⁸⁶。

南天は敬福の兄という説⁸⁷もあるが667年生まれでおそらく郎虞の弟であろう。持統5年(691)⁸⁸には正広肆禪広、直大肆遠室、郎虞と共に百済王族優遇の賜給を受けた。和銅元年(708)⁸⁹に備前国守に任ぜられ、その時介の上毛野朝臣堅身と共に上申して備前国の北部六郡を分割して、新たに美作国を成立させた。その後も昇進していき、播磨按察使⁹⁰などに任命された後、従三位で天平宝字2年(758)卒した⁹¹。

このように百済王氏は中央の優遇とも相まって活躍していったことが判る。最後に百済王氏の寺院及び摂津百済寺式との関連について考えてみたい。

百済王氏は摂津から河内に移住して枚方にある河内百済寺を創建したという説は有名である。それは敬福が河内守に任ぜられ、本拠地を河内に移した

ときに河内百濟寺は建立したとされている。なお、後世のものであるが『百濟王靈祠廟由緒』によると天平9年(737)南典の死を悼んで勅建されたという。

しかし、先述したように、百濟寺下層では摂津百濟寺式と同型式の外区を持つ軒丸や2重間弁軒丸瓦も出土しており、河内百濟寺創建前にこの型式を用いた寺院もしくはお堂が存在した可能性が考えられる。

なお、ここでは摂津百濟寺式が採用されていないことから、それ以前に河内百濟寺前身寺院は建立された可能性が考えられ⁹²、敬福の父、郎虞の時代には河内地方に進出していたことになるであろう。また、堂ヶ芝廃寺と細工谷は平安時代までは存続している⁹³ことが判明しており、摂津には遠宝もしくは南典の系統が居住していたのかもしれない。

持統5年(691)紀⁹⁴の賜給記事において、禅広、遠宝、郎虞、南天の順に記載されており、遠宝がすでに位階を授かっていることから考えると、遠宝は昌広の兄弟で百濟王家では禅広に次ぐ位置であったと考えられる。また、天武天皇死後、孫郎虞が禅広にかわって誅をしたのは、遠宝は直系⁹⁵ではなかったと考えられる。そう考えると遠宝の系統が摂津に残り、郎虞の系統が河内に移住したと推定できる。なお、遠宝の子孫も政界で活躍している。

それではなぜ備中にこの型式が伝播したのであろうか。それはおそらく堂ヶ芝廃寺の造営氏族である百濟王氏が関与したと考えられるであろう。

『続日本書紀』和銅元年(708)条には南典が備前国守に任ぜられる記事が認められる、同年、備中国守には多治比真人吉備が任ぜられる⁹⁶。百濟王氏の本拠地である摂津百濟郡と多治比真人の丹比郡とは近隣地域で、堂ヶ芝廃寺式が先述したように丹比廃寺式の影響が見られることから、その造営氏族間の交流も考えられるであろう。おそらくそれには多治比公麻呂が摂津職守として赴任したことが関連したのであろう。

地縁的つながり以外にも、百濟王氏が百濟王の後裔であるのと同じく、多治比氏は宣化天皇の後裔⁹⁷とされており、同じ王(皇)族出身という関連から、結びつきが存在したのかもしれない。

これらのことから、百濟王氏によって吉備地域に摂津百濟寺式が伝播したと考えたい。また、先述したように細工谷遺跡では逆に寒風系鷗尾が伝播しており、吉備地域と百濟王氏の強い結びつきが考えられる。

国司に赴いたところへその国司の氏寺からその国へ瓦当紋様が伝播するか否か、また、氏族どうしの関連で瓦当紋様が伝播するか否かは考古学的に実証できないが、今回は偶然か考古学の成果と文献資料とのいくつかの条件が結びついて、その関連性を指摘できたと思う。

小論は帝塚山大学歴史考古学研究会で発表させていただいたものをまとめ

たものである。研究会では森郁夫先生をはじめとする、参加していた会員のかがたから有益な助言を受けた。また、近畿大学大脇潔氏、岡山理科大学亀田修一氏、奈良国立文化財研究所花谷浩氏にはその方向性についての御指導及び御教示をいただいた。末筆ですが記して感謝を述べたい。

註及び参考文献

¹ 奈良国立文化財研究所・奈良市教育委員会編『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧』1996

² 井西貴子『新堂廃寺発掘調査概要』大阪府教育委員会 1996

³ 奈良国立文化財研究所「山田寺1次の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』7 1977

⁴ このときは、このように考えていたが、脱稿後、今まで同範と考えていた西琳寺式軒丸瓦に6個以上の範型が存在することが判明した。

⁵ 稲垣晋也編『飛鳥白鳳の古瓦』奈良国立博物館 1970

⁶ 葛原克人「秦原廃寺」総社市史編さん委員会『総社市史-考古資料編』1987

⁷ 駒井正明「古代吉備における軒瓦の様相」『考古学研究』37-3 1990

⁸ 伊藤晃「備中式瓦について」『古代』第97号 早稲田大学考古学会 1994

⁹ 亀田修一「吉備の朝鮮系瓦」『青丘学術論集』7 1995

¹⁰ 葛原克人・池田耕一「二子御堂奥古窯址群」『岡山県埋蔵文化財発掘調査報告』2 岡山県教育委員会 1974

¹¹ 註10

¹² 統一新羅直輸入の紋様という考え方も可能であるが、日本古代瓦紋様のほとんどが大陸の瓦紋様と類似しており、直輸入紋様と考えるのは短絡過ぎると考える。後述するように、瓦当紋様個々の紋様要素を取り上げると、似て非なる部分が見いだせ、それが「瓦当紋様創作」の論点の一部でもある。

¹³ 拙稿「高句麗系軒丸瓦と渡来系氏族」『瓦衣千年-森郁夫先生選暦記念論文集-』1999

¹⁴ 出宮徳尚ほか『賞田廃寺発掘調査報告』岡山市教育委員会 1971

¹⁵ 正岡陸夫ほか『大海廃寺緊急発掘調査報告書』岡山市教育委員会 1987

¹⁶ 伊藤晃「富原北廃寺・富原遺跡」『岡山県史18-考古資料』1986

¹⁷ 石田茂作「堂ヶ芝廃寺」『総説飛鳥時代寺院址の調査』聖徳太子奉賛会 1936

¹⁸ 八木久栄ほか『細工谷遺跡発掘調査報告』(株)財団法人大阪市文化財協会 1999

- 1⁹ 藤澤一夫「摂津国百濟寺考」『日本の中の朝鮮文化』2 1969
- 2⁰ 奈良国立文化財研究所『飛鳥寺発掘調査報告』1958
- 2¹ 花谷浩「本薬師寺の発掘調査」『仏教芸術』235 毎日新聞社 1997
- 2² 堀内明博ほか『北野廃寺発掘調査報告書』京都市埋蔵文化財研究所 1982
- 2³ 真田廣幸「奈良時代の伯耆国にみられる軒瓦の様相」『考古学雑誌』66-2 1980
- 2⁴ 外縁（周縁）に並ぶ連珠紋を内区に取り入れたものと考えたい。
- 2⁵ 藤澤一夫『河内百濟寺跡発掘調査概報』大阪府教育委員会 1965
- 2⁶ 竹原伸二「北河内地域における古代寺院の諸様相」『聖田直先生古希記念論文集』1997
- 2⁷ □斎「東郷廃寺についての考察」『東郷廃寺発掘調査報告』八尾市教育委員会文化財課 1995
- 2⁸ 中原斉ほか『上淀廃寺発掘調査報告書』淀江町教育委員会 1995
- 2⁹ 金沢市教育委員会「広坂遺跡発掘調査現地説明会資料」
- 3⁰ 豊橋市教育委員会『市道遺跡』II 1997
- 3¹ 須田茂「上植木寺院跡の軒瓦の型式分類」『伊勢崎市史研究』3 伊勢崎市 1985
- 3² 木津博明「間野谷廃寺」『関東の初期寺院』資料編 関東古瓦研究会 1997
- 3³ 群馬県教育委員会『史跡上野国分寺跡発掘調査報告書・本文編』1988
- 3⁴ 藤澤一夫「摂津系出土古瓦の研究」『仏教考古学論叢』東京考古学会 1941
- 3⁵ 亀田修一「瓦からみた近畿と朝鮮半島」『ヤマト王権と交流の諸相』荒木敏夫編 名著出版 1994
- 3⁶ 京都府教育委員会『榎原廃寺発掘調査概要』1967
- 3⁷ 原山廃寺式という名称は藤澤一夫氏が註38文献中で唱えられているが、この中には九頭神廃寺式も含まれる。今回の原山廃寺式はその中の一つの型式である。拙稿「河内の古代寺院の成立と造営氏族5-原山廃寺志紀採用寺院とその氏族」『王権と武器と信仰』菅谷文則編 同成社 2008
- 3⁸ 註34
- 3⁹ 註9
- 4⁰ 藤澤一夫「律令制下の氏族と寺院」『茨木市史』1969
- 4¹ 菱形とY字形の間弁が複合している。おそらく重弁が弁間から覗いているのを表現しているのであろう。

- 4² 備中式は時期的に7世紀末の紋様構成をもっているが、上部に丸瓦を接合し、充填する粘土は少ない。
- 4³ 細工谷遺跡から榎原廃寺式が出土している事から、1+7に配する蓮子は摂津系重弁紋様の影響から堂ヶ芝廃寺で出現するという網伸也氏の指摘がある。興味深い考えであるが、地域間のつながりと考えたい。
- 4⁴ これは堂ヶ芝廃寺の造営主が百濟王家で、渡来系氏族の盟主的存在であったからであろう。
- 4⁵ 堂ヶ芝廃寺の備中式軒丸瓦が吉備に伝わり、鋸歯紋を加えられたと考える方が、紋様の発展として理解しやすい。
- 4⁶ 註36
- 4⁷ 註18
- 4⁸ 近藤康司「和泉における古代寺院の成立と展開」『摂津系古代寺院論纂』第1集 1997
- 4⁹ 奈良国立文化財研究所「奥山久米寺の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』18 1988
- 5⁰ 橋本博行『相馬西部地区遺跡分布調査報告書』1990
- 5¹ 河野一也「奈良時代寺院成立の一端について（IV）-相模国足下郡千代廃寺の古瓦を中心として-」『神奈川考古』29 1993
- 5² 千葉県教育委員会『二日市場廃寺跡確認調査報告』1984
- 5³ 杉本宏「岡本廃寺・岡本遺跡発掘調査概要」『宇治市埋蔵文化財発掘調査概報』10 1987
- 5⁴ 城陽市教育委員会「平川廃寺発掘調査概報」『城陽市埋蔵文化財調査報告書』1 1973
- 5⁵ 亀田修一「顎面施文平瓦に関する覚書」『近藤義郎古稀記念考古文集』1995
- 5⁶ 亀田修一「上淀廃寺の瓦」『古代日本海（東海）交流シンポジウム 上淀廃寺を復元する レジューメ』鳥取県・淀江町・淀江町教育委員会 1995
- 5⁷ 安村俊史『大県南遺跡—山下寺跡寺域の調査—』柏原市教育委員会 1985
- 5⁸ 註18
- 5⁹ 福永伸信『若江寺 若江城古瓦譜』若江城研究会発表資料 1989
- 6⁰ 大阪府教育委員会『東郷遺跡発掘調査概要』I 1989
- 6¹ 羽曳野市教育委員会『野中寺塔跡発掘調査報告書』1986
- 6² 井原稔「下田池瓦窯」『古市遺跡群発掘調査報告書』XVII 羽曳野市教育委員会 1997

⁶³ 註 17

⁶⁴ 日本書紀、大化 4 年 (648) 二月壬午条に左大臣阿倍内麻呂が四天王寺塔内に仏像 4 体を安置し、靈鷲山の像を作ったというのがみられることから、難波宮遷都後に四天王寺を整備したことが推定でき、このときの瓦として百濟寺式瓦を製作したと考えられる。

⁶⁵ 藤澤一夫「和泉蜂田寺—上代の大鳥郡鉢田郷に所在した寺院—」『和泉志』21 1960

⁶⁶ 『日本書紀』天武 6 年冬十月庚寅朔癸卯条

⁶⁷ 註 28

⁶⁸ 註 10

⁶⁹ 邑久町教育委員会『新林 (宮嶋) 発掘調査報告』1974

⁷⁰ 大脇潔『日本古代の鷗尾』飛鳥資料館図録第 7 冊 奈良国立文化財研究所 1980

⁷¹ 木津博明「上野国の初期寺院」『関東の初期寺院』資料編 関東古瓦研究会 1997

⁷² 註 31

⁷³ 『続日本紀』文武天皇 4 年冬十月己未条。この記事のつぎに百濟王遠宝が常陸守に任命された記事があるのは偶然か。

⁷⁴ 『伊呂波字類』和銅元年 3 月丙午条

⁷⁵ 百濟王氏と上毛野氏は出羽守や陸奥鎮守将軍に任命されるものが多く、関連が深いと思われる。

⁷⁶ 日本書紀舒明 3 年 3 月庚申朔条に豊璋が来朝したという記事があり、これに着いてきたというのが定説であるが、年代的に合わないことから、皇極 2 年 (642) に来朝した、翹岐が豊璋で弟の塞城が禪広であるという説を採用したい。西本昌弘「豊璋と翹岐」『ヒストリア』107 大阪歴史学会 1985

⁷⁷ 『日本書紀』天智天皇 3 年 3 月条

⁷⁸ 敬福以降も孫の俊哲は陸奥鎮守将軍に任命されたり一族の英孫は右衛士督に仁貞は備前守や左中弁に任命されたりしている。

⁷⁹ 『日本書紀』天武天皇 3 年春正月辛亥朔庚申条

⁸⁰ 『日本書紀』朱雀元年 9 月丁卯条

⁸¹ 『続日本紀』大室 3 年 9 月辛酉条

⁸² 『続日本紀』天平神護 2 年 6 月壬子条百濟王敬福伝

⁸³ 『続日本紀』天平 9 年 7 月己丑条

⁸⁴ 註 73

⁸⁵ 『続日本紀』和銅元年 3 月丙午条

⁸⁶ 『続日本紀』天平 6 年 3 月壬申条

⁸⁷ 『公卿補任』天平 21 年条に南典の弟とある。しかし年齢が 31 才も差があること、公卿補任にある生まれ年と続日本紀とは異なることなどから、南典は郎麿の弟と理解した。

⁸⁸ 『日本書紀』持統 5 年春正月己卯条

⁸⁹ 『続日本紀』和銅元年 3 月丙午条就任。同 6 年 4 月美作国設置 (伊呂波字類抄美、美作国条)

⁹⁰ 養老 5 年 6 月辛丑条

⁹¹ 『公卿補任』宝字 2 年条、92 才で薨じたことが掲載されている。

⁹² これらの複弁六葉蓮華紋 (44) (67) が摂津百濟寺式 (堂ケ芝麿寺の備中式) より先行するものと理解し、摂津百濟寺式より以前に河内百濟寺前身寺院が存在したと考えたい。しかし、逆に摂津百濟寺式の成立後、それと紋様の関連ある複弁六葉蓮華紋で河内百濟寺前身寺院が成立したとも考えられる。いずれにせよ、摂津百濟寺と河内百濟寺前身寺院は同範品がないものの、特徴的な紋様要素の共通が認められる。

⁹³ 註 18

⁹⁴ 註 88

⁹⁵ 第 13 図参照

⁹⁶ 註 89

⁹⁷ 『新撰姓氏録』右京皇別

註 43 の網伸也氏の説を参考にすれば、紋様の的に檜原麿寺式軒丸瓦の影響も強いことが分かる。これは亀田修一氏の説とも一致する。それでも摂津百濟寺式軒丸瓦は河内をはじめとする突帯連珠紋帯や一族の寺院である河内百濟寺前身寺院 (百濟寺南遺跡) 採用の複弁六葉蓮花紋軒丸瓦との紋様要素の一致から北河内とのつながり、南河内の多治比氏との文献的つながりと瓦紋様 (重弁形式) の一致も認められる事から、亀田氏の考えるような山背檜原麿寺→摂津堂ケ芝麿寺→ (播磨) →備中秦原麿寺というような図式ではなく、山背檜原麿寺→摂津系檜原麿寺式+ (河内) →摂津堂ケ芝麿寺→備中秦原麿寺→備中諸寺→上野国分寺とういう複雑な (実際はこれに上淀麿寺や他の関連諸寺が関っている。) 図式であると考えられる。

第3節 古市百舌鳥古墳群における

円筒埴輪の研究動向と編年

1. はじめに

7世紀の権力の象徴である古代寺院の造営を考える前に、その前段階として河内地域が最も栄えた古墳時代中期の古市・百舌鳥古墳造営について、出土した埴輪から見た変遷を考えてみたい。

古墳時代の時期設定については、古墳に認められる主体部に認められる副葬品から考えることが中心となっている。副葬品の年代が古墳の年代と一致するという暗黙の了解が存在すると思えない考え方である。副葬品研究から逸脱する考え方であるかとも思われるが、副葬品の様相は必ずしも最新の技術を駆使したものをを用いたとは限らず、古墳の時期を必ずしも反映しているとはいえないのではないだろうか。

副葬品埋納については当時の色々な人の思惑が含まれることが推定できるのではないだろうか。たとえば、「最新のものを入れよう」と言うのも思惑であろうし、「被葬者の生前使ったものをいれる」と言うのも思惑であろう。「祖先から伝わるものを入れよう」という思惑が無かったとは否定できない。ただ、武器庫の存在を唱える考え方では、常に最新式を保管していると考えたと、その間連古墳に最新式が埋納されていても不思議でない。ただ、古い形式は破棄もしくは再利用されるのだろうか。

古墳造営でその当時最新の技術が顕著に認められるのは埴輪製作であろう。ひとつの大王陵に何十万本もの埴輪が立て並べられることを考えると、それに技術の進歩が付いていかないわけがない。ともするとその進歩は、土器を作る技術をも凌駕する可能性もあるだろう。土器は一度にこれだけの量を作ったとは考えられないからである。ひとつの大王陵の埴輪群を作るごとに、埴輪生産の技術は変化（進歩）していったと考えたい。おそらく土器の変化より埴輪の変化は激しく変動すると考えられるであろう。

なお、埴輪は古墳主体部の追加によって、追置されたり、補修が行われたりする可能性は理論的には考えられ、出土埴輪によって古墳の年代を決定するには無理があるという意見も認められる。しかし、現在まで発掘調査によって、遺構としてそれらが確認できたものは無い。

古墳出土の埴輪を観察すると、一つの古墳でいくつかの型式が認められる。最近の研究ではこの円筒埴輪のあり方を型式群としてとらえ、時期とみなす試みが

なされている。これは考古学の編年を考えるには常につきまとう考え方で、出土した土器や埴輪 1 点の特徴で時期決定を考えるには無理があると考えられよう。

また、大きさによって、円筒埴輪の変遷過程が異なることも指摘されてきている。本来円筒埴輪の大きさは、突帯の条数や全体高から規格を導きだすべきであるが、全貌が判る資料が極めて少ないため便宜上、底部径で大きさを分けた。径 20cm 前後のものを小型品、25-30cm 前後のものを中型品、40cm 前後を大型品とする。また、15cm 前後、20cm 未満のものを極小品、50cm 前後、40cm 以上を巨大品とする。胴部片では大きさの判別がつきにくいいため、底部径から推定した。

中期古墳の円筒埴輪は大きさによって、変遷が異なる。したがって今回は最も、時期が反映される中型品による変遷を中心に大型品、小型品についてもふれたいと思う。

また、段階設定には共伴土器の年代観も参考になるであろう。共伴土器は古墳盛土内や明らかに主体部に供献されたものと、周濠埋土から出土したものに分けて考えるべきであろう。後者は供献土器が転落したものの可能性も考えられるが、古墳築造時からやや新しいものと判断する。

円筒埴輪は川西宏幸氏によって編年され、「川西編年」として古墳研究の物差しとなっている。しかし昨今の発掘調査の増加によって、この編年の内容とは齟齬をきたす資料が増加してきた。それでもおおまかな変遷の流れは変わらないと言われてきたが、最近では I 期から V 期の定義も危うくなってきており、さらに昨今の研究により古墳時代自身の年代観が上がる方向になってきており、年代観の見直しまでも考える必要があるようになってきている。

古市・百舌鳥古墳群が古墳時代中期の大王を葬った古墳群であることは、ほとんどの人が認める事実であろう。そこで使われるあらゆる技法、技術は、もちろん伝統的なものに培ってではあるが、当時では最新のものと予想される。

川西編年では中期古墳の埴輪を II 期末から IV 期に分けている。今回は古市古墳群の埴輪変遷を中心に川西編年の矛盾点を指摘しつつ、個々の形態（口縁部、突帯、外面調整、底部など）、成形法、調整法などから中期古墳の埴輪変遷及び年代を検討することにしたい。

今回の研究会の主旨にもなっているが、埴輪生産において窰窯を導入した時期は、時期設定の画期とならない。しかし、古市・百舌鳥古墳群では、須恵器の技術が大陸から伝わり、おそらく全国的にはその技術が広く伝播していないと考えられる時期に、埴輪作りに採用される。これはこれらの地域の埴輪製作技術の進歩が当時の最新の須恵器焼成技術を取り込むほど進んでいたことを表していると考えたい。その後、他地域でも窰焼きで埴輪生産が行われるようになるということは、畿内中枢部から地方へと埴輪技術が伝播する。つまり、百舌鳥古市古墳群に限っては画期となりうるのである。

陶邑で須恵器生産が始まったころ、西日本の各地でも生産を始めるところが認められる。しかし、これらは小規模に焼かれただけでその後、一時すたれ、各地で須恵器生産が活発化するのには陶邑 TK208 よりも新しい段階、TK23 段階や TK47 段階であるという。

埴輪が窰で焼成されるのは古市・百舌鳥古墳群では TK73 段階と予想され、それ以前にも開始されていた可能性も考えられている。しかし、地方においては須恵器生産さえ活発化するのには遅れるのに対して、埴輪を窰で焼くという技術が即受け入れられるかどうかは疑問である。もちろん、須恵器の技術が伝わってすぐに全国的に広がったと考える意見もあるだろう。

また、理論的には中央で埴輪製作に従事した技術者が地方に戻って埴輪窰を須恵器窰に先行して経営するところがある可能性は存在する。しかし、実際は埴輪焼成技術が須恵器焼成技術に先行して地方に伝播したとは考えがたい。したがって最新の埴輪技術がどの地域の古墳においてもリアルタイムに伝播したとは考えられないであろう。これは川西編年 III 期の埴輪が地方では川西編年 IV 期の段階にまだ焼成使用されている可能性が高いという事を表しているであろう。ただ、埴輪を窰で焼くという技術が地方へ伝わって、須恵器生産も始まったという考えは興味深い考えである。

埴輪技術の伝播の点からいうと、大和と河内では異なる。たとえば後に詳説するが大和国内には、古墳時代中期には古市・百舌鳥古墳群にはおよばないものの巨大な古墳を数多く造営しており、その生産技術は伝統的な流れに沿っているが、古市・百舌鳥古墳群の新しい技術を全て採用しているとは限らない。

2. 円筒埴輪の編年

A. 中期古墳円筒埴輪の特徴要素の提示

埴輪の変遷を考えるには、外面調整、形態、法量規格、焼成などの特徴から導きだすのがセオリーであろう。これらを要素別にとらえ、個々の説明を加え埴輪の位置付けを考えたい。個々の分類法に際しては、以前発表した論文に準じ、ここでは細分した点や訂正した点のみをあげることにする。

a. 形態の特徴

形態は口縁部、底部、突帯等に分けられる。形態においても口縁部や底部は川西編年ではあまり重要ポイントにはなっていない。そのためかこれらについて論じているものはあまり目立たない。口縁部の形態を細分することは最近では徐々に増加しているものの、その観察から導きだされた情報を分析されているものは少ない。また、底部についてはあまりふれられているもの自身が少ない。わたしはこれらの特徴、特に口縁部の形態が最も時期を表すもののひとつであると考えたい。

①突帯

突帯の形状の変化は川西編年でも取り上げられ、時期を決めるメルクマールとされている。それは成形の回数の多いほど古く、高いほど古いというものである。

形態としては、上辺が伸びる形(Ⅰ類)、方形(Ⅱ-1類)、台形(Ⅱ-2類)、M字形(Ⅲ類)、三角形(Ⅳ類)に細分できる。また、第1突帯は押圧技法で低い方形になっていたり(Ⅴ類)、断続ナデされていたり(Ⅵ類)、断続ナデの後押圧を加えるもの(Ⅶ類)も認められる。

この要素に高さを加える。高低は視覚的な基準になってしまうので、器壁より高いもの(a)、ほぼ同じもの(b)、低いもの(c)に分けた。また、視覚的には同じ高さでも突帯基部が広いほうが低く感じるため、基部が2cmを基準として、以上のもの(ア)、ほぼ2cmのもの(イ)、狭いもの(ウ)、1cm以下(エ)に分けて考える。

なお、断面台形もしくはM字形で基底部が2cm以上になり中高から低くなった突帯(3bアや3cア)は、それまでの前期の埴輪には認められず、仲津山古墳段階で少量出現し、菅田御廟山段階で普遍的になる突帯型式のため中期的突帯と仮称したい。

②口縁部

口縁部の形状によって想定的な年代が考えられることは既に述べられている(長方寺南原、長原) わたしも古市古墳群の変遷を考えたり採用した。

(Ⅰ類) 逆L字状になっているもの

(Ⅱ類) 直立気味に立ち上がり端部を肥厚させるもの

(Ⅲ類) 外反して端部に面を持つもの

(Ⅳ類) 直立するもの

(Ⅴ類) 端部に突帯を付加するもの

逆L字状になっているものは端部を情報につまみあげ外側に面を持たせるものが古い。直立気味に立ち上がり端部を肥厚させるものは端部を肥厚させるだけのもの(Ⅱa類)、(Ⅱb類)に細分できる。外反して端部に面をもつものも外反するのみの(Ⅲa類)、外側に面を持つもの(Ⅲb)に細分できる。逆L字状になっているものや直立気味に立ち上がり端部を肥厚させるもの、端部に突帯を付加するものは突出度が高いほど古い傾向にある。

この口縁部の型式はⅤ類以外Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→Ⅳ類の順で変遷し、後にはⅣ類が主流となる。

③底部

古墳の発掘調査で円筒埴輪列を検出すると、基底部のみ残存していることが多く、底部による円筒埴輪の変遷が必要になってくる。川西氏が述べているように底部では外面調整が省かれるものが多くあり、体部の外面調整と同列に扱うわけ

にはいかないが、それに準拠することは可能で、今、底部での変遷を考えるべき時期であろう。

底部の形態についても分類できるが、それが直接年代的な特徴にはなりにくいであろう。むしろその法量、底部端から第1段突帯上辺までの高さ(以下、底部高と呼ぶ)は同じ古墳のものであれば、底部径が異なってもほぼ同じ値を示す。なお、底部高は突帯間隔と関連すると考えられる。円筒埴輪列を調査する際、底部しか残存していない例が多い古市古墳群では、底部高の比較が有効と思われる。

また、同じ古墳出土埴輪では、数値の幅はあるものの、定説になっている大古墳の年代順に値が低くなっていることを指摘したことがある。

この事は資料をあげた古墳以外にも、底部高が判ればその埴輪の時期がある程度推定できることを示唆していると考えられる。これは特に2次調整の省略された、タテハケ調整のみの円筒埴輪の時期を推定するには役に立つと考える。しかし、この方法も、突帯指数計測と同様に数量によるデータの集積が必要であるなどの問題点が見いだせる。

b. 外面調整の特徴

④体部外面

外面調整は突帯を付ける前に施す1次調整と付けた後に施す2次調整がある。1次調整は主にタテハケ、2次調整はタテハケ、ヨコハケ、ナデなどが認められる。川西編年によると2次調整のタテハケは、Ⅱ期の埴輪の特徴のひとつとなっている。しかし実際は2次調整のタテハケはほとんど認められない。円筒埴輪はその大きさ(大、中、小)によってその調整法の消長が異なり、小型品でタテハケ1次調整のものは、全段階において認められる。また、大型品は川西編年のⅣ期ではほとんど変化がない。したがって外面調整は中型品での変遷を考えなければならぬと思われる。

小型品や大型品のように、外面調整のみではその変化が認められにくい円筒埴輪の変遷は、先程述べたような曖昧な突帯の突出度の変化による段階区分や、かろうじて黒斑の有無というきわめて曖昧な指標でのみ判断せざるを得ない。なお、最近ではこの黒斑の有無について段階の判断材料になりにくいことが指摘されている。それは、窖窯焼成の埴輪にも黒斑の認められる個体が存在するからで、逆に、黒斑のないものが川西編年のⅣ期であると考えられるほうが良いであろう。

焼成法(野焼き焼成、窖窯焼成)を埴輪編年のメルクマールにする場合が多い。確かに野焼き焼成→窖窯焼成という流れは時間的流れではあるが、この変化が一斉におこるのではなく、相対的な変化であるため、全国的な変遷を考えるには、除去すべきであろう。以前から例示しているように、最も古い段階に窖窯が採用されたと考えられる菅田御廟山(応神陵)古墳が造営された時に、他の古墳はまだ野焼き焼成の埴輪を採用しているであろう。したがって、野焼き焼成の埴輪を

採用しているからといって菅田御廟山（応神陵）古墳より古いことにはならないであろう。古市古墳群の埴輪を焼成したと考えられている土師の里遺跡内にある土師の里古墳群内の古墳で底部調整や低い突帯を持つなど後期古墳の特徴を持つものに黒斑が付いている例が存在する。

ヨコハケについては川西氏がA種ヨコハケ、B種ヨコハケ、C種ヨコハケと細分しているが、その定義については曖昧な点が多く各々研究者によってとらえ方が異なる場合も考えられる。

天野末喜氏は松村氏と共に中期古墳の埴輪変遷を述べられ、従来のA種ヨコハケをA1種ヨコハケ、ほぼ水平に走行するストロークの長いヨコハケをと表現しており、A2種ヨコハケからB種ヨコハケが出現したと考えている。

一瀬和夫氏は主に古市古墳群の大古墳の埴輪の観察からB種ヨコハケをBa～Bdに細分した。以下、一瀬分類を提示する。

タテハケ 一次調整のものと、タテハケ一次調整の後、二次調整としてタテハケを施すものがある。

ヨコハケ タテハケ一次調整の後、突帯を張り付け、二次調整として施す。

A種ヨコハケ 断続的なヨコハケ。ヨコハケどうしの切り合いがある。

B種ヨコハケ 連続的なヨコハケ。静止痕が認められる。

Ba種 突帯間に二回以上工具をあて、断続的なヨコハケを施す

Bb種 突帯間に二回以上工具をあて、ヨコハケを施す。上下間の切り合い。

Bc種 突帯間に一つの工具でヨコハケを施す。静止痕は垂直。（突帯幅の施紋具）

Bd種 Bc同様一つの工具でヨコハケ。静止痕が傾く。（突帯幅に合わない施紋具）

C種ヨコハケ連続的なヨコハケ。

Ca種 長いストロークでヨコハケ施す。（回転台使用）静止痕少ない。

Cb種 ロクロ引きのヨコハケ。静止痕無し。

なお、安村俊史氏はA種、B種、C種という名称が判りづらいという観点から、名称を記号化せず、断続、継続、回転と言い換え、A、B、Cとも異なるものとして連続ヨコハケの提唱もおこなわれている。また、連続ヨコハケは断続ヨコハケから継続ヨコハケへの変遷への過渡期として存在することを指摘されている。

なお、天野氏のA2ヨコハケ、一瀬氏のCa種、安村氏の連続ヨコハケは、回転台を用いたほぼ同じものと考えられ、調整の際に部分的には断続的になる（静止痕）場合が存在する。B種ヨコハケは装飾的意味合いをもつと理解して、このハケの静止痕とは区別する立場がある。ただ、これらの連続的なヨコハケでも静止痕を持つものは、B種ヨコハケの萌芽と考えたい。それはB種ヨコハケが本来調

整技法として誕生したと考えるからである。一瀬氏の述べるBb種の段階には、断続ヨコハケを部分的に施したり、不明瞭に施したりするなど、定型化していない者が認められ、それがBc種へと変化した時期に装飾的意味合いも出現すると考えたい。

一瀬氏はB種ヨコハケの出現を川西氏同様A種ヨコハケから変化したものと考えられている。また、B種ヨコハケの細分が時期差を表すことを指摘されている。これは中期古墳の埴輪を細分するには有意義であるが、一瀬氏が述べるようにシステムティックに変遷する地域は古市古墳群、百舌鳥古墳群を除くと少ない。逆に考えると、他地域でこの細分があてはまるのは大王陵との関連が強いということ現すと考えたい。

また、ヨコハケを省略したタテハケ1次調整のみの円筒埴輪は、全時期を通じて認められる。むしろそれが基本と思われ、そのため形態の特徴、規格の変遷を考える必要があると思われる。

⑤底部の調整

中期古墳の埴輪の底部を観察すると、内外面に調整を行っている例が少なくない。底部に行う調整は川西編年ではV期（6世紀）の要素として「底部調整」と提唱されてきた。しかし、主にⅢ期の円筒埴輪にも底部端内外面にハケ・ナデ・ケズリ等を行って底部の自重による歪みを訂正する技法が認められる。川西編年の「底部調整」と分けるために「底部の調整」とよぶものである。

底部の調整にはナデるもの、ヨコハケを施すもの、ケズリを施すものなどがある。特に、ナデるものの中には板ナデを施すものも認められ、ヨコハケを施すものの中には静止痕が認められるものも認められる。特に端部外面をなでるものは、全時代を通じて行なわれている。

底部に施す調整は川西編年の中で口縁部調整と同様にその編年観から除去して考えることが示されて以来、注目されることが少ない。確かに底部では外面調整が省かれるものが多くあり、体部の外面調整と同列に扱うわけにはいかないが、それに準拠することは可能で、今、底部内外面調整の変遷を考えるべき時期であろう。

底部の調整にはナデるもの（A類）、ヨコハケを施すもの（I類）、ケズリを施すもの（U類）などがある。特に、A類の中で板ナデを施すものを（Ab類）、I類の中でB種ヨコハケになっているものを（Ib類）とする。特に端部外面をなでるものは、全時代を通じて行なわれている。

B. 中期古墳の円筒埴輪編年

埴輪検討会の編年で中期古墳にあたるものとしては、Ⅲ期1・2段階、Ⅳ期1～3段階の2期5段階があたる。ただ、中心部であるヤマト政権内の古墳群で少なくとも2系統の変遷が認められる。それは当時大王陵が存在した古市・百舌鳥古墳

群の特に規格的なもの、佐紀古墳群を中心とした伝統的特徴を残したものである。

中期古墳の円筒埴輪の特徴としては、B種ヨコハケの登場、底部高と突帯間隔とがほぼそろふこと（古市型）、断面台形もしくはM字形で基部が広い突帯、直立口縁、底部の調整、円形透し孔の統一などがあげられる。

この時期、広瀬和雄氏が述べているように佐紀、馬見、古市、百舌鳥の四大古墳群が同時に存在しており、それぞれ古墳の様相は異なる。もちろんその中で古市・百舌鳥古墳群が大王陵として優位にあり、埴輪においても独自の変遷が見られる。

この変遷は特に規格的なもので、外面調整ではB種ヨコハケの変遷（一瀬分類）、規格では底部高と突帯間隔がそろい、それは時期が下るごとに徐々に低くなっていく（上田段階設定）という特徴を持つ。この変遷を持つ埴輪群を「古市型」と呼びたい。

ただ、この変遷は大和においてはあまり認められない。つまりB種ヨコハケをあまり用いない、突帯間隔はそろいが、底部高は高いものと低いものとの2規格存在するという特徴をもつ。底部高が高いものは前期古墳から続く伝統的なもので、底部高の低いものは「古市型」に近い。この変遷を持つ埴輪群を「大和型」と呼びたい。（鐘方段階設定）

ただ、馬見古墳群では大和でも独自の変遷を持つ可能性が高く、中期前半では伝統的な規格（前期的要素）を採用しており、中期後半では大和型と百舌鳥古市型との折衷的なものが認められる。

今回中期古墳の編年を考えるにあたり「古市型」を中心に述べ、「大和型」については鐘方氏の編年を参考に述べてみたい。

なお、この時期、ヤマト政権中枢部の範囲周辺では、「大和型」に近いものを使用しているところが多いが、「古市型」を採用している地域も存在し、後者はより中期ヤマト政権と密接であったと考えたい。

地方においては、その地域独自の変遷を考えるべきであるが、新しくなるほど、突帯間隔が短くなる、底部高が低くなるという流れは認められ、変遷の指標の一つになるであろう。また地方でもよりヤマト政権に近い地域では外面調整が比較的リアルタイムに伝わるのに対し、法量は1段階もしくは2段階古いものを採用していると考えたい。

a. 前期古墳後半の円筒埴輪との関連

古墳時代中期の円筒埴輪について述べるにあたり、前段階の古墳時代前期後半についてふれたいと思う。この時期の円筒埴輪は、突帯間隔がそろふのに対し、底部高が高く、その高さが変化していることがこの時期の細分につながるものとする。

Ⅱ期

Ⅰ期末からⅡ期の円筒埴輪の底部高は、突帯間隔と同じもの（A類）、突帯間隔より低いもの（B類）、30cm前後（C類）、25cm前後（D類）、21cm前後（E類）、17cm前後（F類）、15cm前後（G類）に分類できる。古墳によっては複数の型式が出土するが、主に出土した埴輪底部高がC類からF類のどこにその値が集中するかによって段階設定した。

Ⅰ段階 A類やB類が含まれ、底部高に統一がない段階。メスリ山古墳など

Ⅱ段階 他の型式も出土するが主にC類やD類の1/2の値で突帯間隔が揃うもの（E類）が含まれる段階。瓦塚1号墳、マエ塚古墳など

Ⅲ段階 他の型式も出土するが主にD類にその値の集中が認められるもの。萱振り1号墳、別所下古墳など

Ⅳ段階 他の型式も出土するが主にE類にその値の集中が認められるもの。佐味田宝塚古墳、長法寺南原古墳など

Ⅴ段階 他地域では、他の型式も出土するが大和型ではF類にその値の集中が認められる。古市型ではG類に集中する段階。前者では佐紀石塚古墳、後者では津堂城山古墳がこれにあたる。後述するがF類の中からG類が出現していくと考える。

Ⅰ段階はⅠ期末、Ⅱ段階・Ⅲ段階はⅡ期-1段階、Ⅳ段階はⅡ期-2段階、Ⅴ段階はⅢ期1段階にあたると思うが、まだ資料数が少なく決定的ではない。底部高より突帯間隔を重きに置く考えでは11~12cmに基準を置き、その存在をもってⅢ期に位置づける。突帯間隔の短いものは新しい傾向にあるのは確かであるが、Ⅱ期の埴輪の中には長法寺南原古墳のように突帯間隔の短い一群が存在することに注意したい。また、C類のような底部高が高いものは、Ⅰ期の突帯間隔と底部高とがそろふ一群（A類）の最下段の突帯を省略したものとして古く位置づけたい。

古市古墳群内の青山遺跡からはⅡ期の円筒埴輪が出土しており、炭や焼土と混在していることから、近くに窯が存在する可能性が考えられる。

口縁形態はⅠ類かⅡ類で、口縁部が他の突帯間より短いものも認められる。突帯形態はすべてがⅠ類と2a類で、かなり突出度の高いものである。ヨコハケは少ないが幅の狭い単位で一部にだけ施すものである。内面にはケズリを行っており器壁が薄い。外面調整はナデのものが多いが、タテハケやヨコハケものも存在する。これらの資料に共伴して、布留中の土器が出土している。埴輪の特徴から萱振り1号墳のものに類似し、それは胎土分析からも傍証されている。高橋克寿氏は萱振り1号墳の評価として、大和北部勢力とのつながりを考えたが、それが後に古市古墳群造営される地域と関わりが存在するのは示唆的である。なお、城山古墳の埴輪の中にも同じ要素が認められる。

古市古墳群周辺では津堂城山古墳造営前に造営されたと考えられる古墳がいくつか認められる。しかし、古市古墳群は大王家の墓地という特殊地域であるがゆ

えに、古式の特徴をもつ埴輪が周辺で出土しても、最新形式を使用するであろう大王家の埴輪との格差と位置づけ、津堂城山古墳併行と考える研究者もいる。

五手治古墳は羽曳野丘陵の縁辺部に所在する直径 20m の円墳である。ここからは普通円筒、鱗付円筒が出土している。口縁形態は逆 L 字状になっているものか、直立気味に立ち上がり端部を肥厚させるもので、口縁部が他の突帯間より短いものも認められる。透かし孔はほとんど方形で、最下段に半円形、円形が認められる。突帯形態は突出して上辺が伸びるものと、高い台形のもので、かなり突出度の高いものである。

突帯間隔は 11cm 前後のものも認められるが 12~13cm に集中する。底部高は 21cm 前後と 17cm 前後の両方に集中し、津堂城山古墳とおなじかや古い要素が存在することが分かる。形象埴輪としては家、衣蓋、盾、靴、船形埴輪などが出土している。

b. 中期の始まりと円筒埴輪

古墳時代中期の埴輪については特徴を既に概観した。では具体的にどの古墳(埴輪)から該当するのであろうか。あとで詳しく述べるが、それは大王陵で例示すれば「津堂城山古墳」であろう。津堂城山古墳は前期末に含める意見もあるが、B 種ヨコハケの出現及び、規格的な円筒埴輪の出現、大、中、小型など大きさの分化などの特徴をもって中期とする立場から、この古墳をもって中期としたい。なお、城山古墳自身でも鱗付き埴輪の存在など前段階の要素も残存するという特徴から、鑑みると、津堂城山古墳と同時期に造営された古墳は、前期的様相の濃い埴輪を使用しているものも多いと考えられる。

なお、古市古墳群で B 種ヨコハケの多用は仲津山(仲つ姫陵)古墳段階になってからである。したがって、他地域で B 種ヨコハケを多用している古墳は、一部を除いて仲津山(仲つ姫陵)古墳と同時期かそれ以降ということになる。

具体的には大和島の山古墳、和泉乳岡古墳、播磨行者塚古墳、伊勢宝塚 1 号墳、美濃屋飯大塚古墳、備前金蔵山古墳などが中期古墳初頭と考えられる。

Ⅲ期 1 段階

B 種ヨコハケの出現、Ⅱ期より更に規格的な埴輪の出現、形象埴輪では中期的なもの(津堂城山タイプ衣蓋)の出現などを画期とする。

[古市型]

大王陵である全長 208m の前方後円墳である津堂城山古墳の造営をもってこの時期とする。円筒埴輪は中期古墳の埴輪の特徴であるように大型品、中型品、小型品が認められるが、古墳によって異なる採用がなされている。また、この段階の埴輪は器壁が薄いという特徴をもつ。

口縁部形態はⅠ類が多い。また、大型品にはⅤ類も存在する。中型品にはⅡ類やⅢ類のものが認められ、小型品にはⅣ類に近いものもある。突帯形態はⅠ類が

主流で、突出度の高いものが多い。また、この段階には器壁に方形刺突を施した後、突帯を接合する方法がとられるものも一部に認められる。

また、この段階には器壁に方形刺突を施した後、突帯を接合する技法が一部に認められる。透孔は円形が主流になっているが方形、逆 3 角形なども認められる。

外面調整はタテハケのものヨコハケを施すものが存在する。ヨコハケは継続的に施した A 種ヨコハケやストロークの長い Ca 種ヨコハケが中心で、静止痕の残る個体は認められるが、システムティックに施された断続的なヨコハケ調整、いわゆる B 種ヨコハケを顕著に施しているものは現在では未確認である。ただ、その評価にも関わるが、B 種ヨコハケの萌芽はこの時期と考えたい。

小型品ではヨコハケはほとんど認められず、タテハケ 1 次調整のものが大半である。中形品では鱗付円筒埴輪が認められる。

城山古墳の鱗付円筒埴輪の底部高は不明であるが、突帯間隔が 15cm、口縁部が 10cm (突帯間隔の 2/3) を測る。底部の透かしは半円形、他は長方形を呈する。鱗は 2 段目から付加している。従って、この鱗付き埴輪は中期のものということになり、これと同様の埴輪を採用している古墳は中期として位置付けることが可能であろう。(郡家車塚など)

普通円筒の突帯間隔は 13cm 前後、底部高 15cm 前後を測る。底部高と突帯間隔の揃ったものも認められる。

形象埴輪としては衣蓋形埴輪、家形埴輪、盾形埴輪のような器材形のほか、水鳥形埴輪が出土している。衣蓋形埴輪は松木編年の津堂城山タイプが出現し、それが今後の主流となる。盾形埴輪は中期に一般的な周囲に鋸歯紋、内区に菱形紋を飾ったものが出現する。

また、木製埴輪の可能性のある、繰り込みある木製品が城山古墳で出土している。

高橋克寿氏は、城山古墳築造には北側に広がる長原古墳群が関わっていることを指摘している。そこで、長原古墳群出土埴輪の変化から城山古墳の埴輪規格を考えてみたい。

長原古墳群ではその特徴から川西編年 2 期から 3 期に充てる埴輪を出す古墳がいくつか認められる。長原古墳群で最も古いものは直径 55m の大円墳である塚本古墳である。ここからは外面調整はほとんどタテハケで口縁部は外反するものや、逆 L 字状になったものが主である。突帯間隔は 15cm 前後と広く、底部高は資料 24 本をヒストグラムで分析すると 18.1cm に集中し、21cm 前後のものも認められる。

一ヶ塚古墳は 47m の円墳で出土埴輪は外面調整にタテハケ、ヨコハケが認められるが B 種ヨコハケは認められない。口縁部の形態は端部を肥厚させ外側に面を持たせたものが多く、直立気味に立ち上がるものも出現している。突帯間隔は

12cm から 13cm になり、底部高は資料 16 本をヒストグラムで分析すると 15cm 前後と 17cm 前後に最大値が分かれ、18.5cm 前後も多い。

これらの状況は底部高が古市古墳群の規格より高く、はじめ大和の古墳規格で製作されていることを示している。つまり、塚本古墳では E 類と F 類の間である 18.1cm とやや高めで、やや古い様相を示している。また一ヶ塚古墳では低いものが認められ、15cm 前後 G 類も存在する。外面調整もヨコハケが増加するなど新しい要素が認められる。

さらに 45 号墳では突帯間隔が 11~14cm に分布するが、12cm に中心を持つ。底部高は 17~14cm の範囲に分布し、その中でも 14~15cm のものが多くっており、古市古墳群の規格に近くなっていく。

また、高廻り 2 号墳の円筒埴輪は突帯間隔が 13cm 前後で、底部高が 12cm や 13cm と低いものも存在するが、14.5~16cm にほとんどが分布し、特に 15cm に集中する。ここからは基部の高い壺形埴輪が出土している。なお、高廻り 1 号墳も底部高が 15cm 前後であるが、B 種ヨコハケが認められる。こうした中から、津堂城山古墳の中期古墳埴輪が出現していくのであろう。

ただ、城山古墳からはまだ 10 本程度の資料しか判明していないため、今後資料の増加によってますます明白となってくるであろう。

また、津堂城山古墳からは未確認であるが、長原古墳群で認められる壺形埴輪、鍾方氏の B 類の定型的なものはこの時期以降と考えたい。

〔大和型〕

この時期の大和におけるものとしては、墳丘長 200m 前後の前方後円墳佐紀石塚古墳(成務)や墳丘長 105m の前方後円墳和爾下神社古墳などの埴輪が該当する。

外面調整はタテハケのみのものが多いが、二次調整のヨコハケを施すものも認められる。ヨコハケはストロークの長い Ca 種が中心で A 種も認められる。

突帯間隔は 13cm 前後、底部高 17cm 前後の F 類が多く、21cm や 25cm の高いものや、15cm 前後のものも認められる。墳丘長 195m の島ノ山古墳も底部高などからこの時期に入ると考えられるが、一部 B 種ヨコハケが認められ、仲津山古墳の段階に近い可能性がある。また、津堂城山古墳の鱗付き円筒埴輪がこの時期と考えたと、巢山古墳や築山古墳などもこの時期になると考えたい。

Ⅲ期 2 段階

B 種ヨコハケの普及、Bb 種ヨコハケの顕在化が認められる。古市型では突帯間隔と底部高を揃える埴輪が一般化するなど中期古墳の埴輪の要素がほぼ出揃う。形象埴輪では動物形埴輪も出現する。

〔古市型〕

仲津山(仲姫陵)古墳出土のものを標識資料とする。小型品から中型品が主流で、一部大型品も認められる。百舌鳥古墳群では百舌鳥陵山(履中陵)古墳の資

料が該当する。

口縁部形態は I 類の逆 L 字状になっているものが少なくなり、直立気味に立ち上がり端部を肥厚させる II 類が主となる。大型品には端部に突帯を付加する V 類、中、小型品では外反して端部に面をもつ III 類も認められる。

突帯形態は高い台形(2a 類)が中心であるが、突出度が高く上辺を延ばすもの(I 類)のほか、低くなったものや、断面 M 字形に近いもの(3 類)も出現している。また、この段階以降、突帯の接合法は接合部の器壁に沈線をつけ、張り付ける方法に統一される。

透孔はほとんどが円形であるが、まれに方形や逆 3 角のものも存在する。

外面調整はヨコハケ 2 次調整が主流となり、タテハケのものは少なくなる。ヨコハケは連続的なヨコハケが認められる中に、継続的なものいわゆる B 種ヨコハケ(Bb 種が主体)が顕著に認められるようになる。底部高は 14cm 前後、突帯間隔は 13cm 前後である。突帯間隔と底部高が一致する。

この段階のものは、底部の調整を施すものが多いという特徴がある。なお、底部外面にタテ方向のナデを施し、調整の省略がなされているものも認められる(高塚山古墳・野中宮山古墳)が、タテハケ調整の後、それを消すようにナデを施しているものも存在し、単にナデ調整すべてが調整の省略ともいえない。後者のものは底部の調整と理解する。しかし、これ以後、小型埴輪の底部外面に縦方向のナデを施すものが出現する。

また、有黒斑であるが窯窯焼成のものほとんど変わらない硬質であるものが存在する。それはこれらの埴輪が、野焼き焼成のものとしては最も技術の高まった段階のものであるためと理解したい。

形象埴輪としては器財形の他、馬、猪などの動物形が出現している。野中宮山古墳では造出部に水鳥形埴輪列と壺形埴輪列、馬形埴輪が樹立していた。なお周辺からは 2 槽からなる木槌形土製品が出土している。

仲津山古墳、野中宮山古墳、高塚古墳の埴輪を比較すると、仲津山古墳のものはたとえ外堤のものであっても、規格的で B 種ヨコハケを丁寧に施しているものが多いが、野中宮山古墳のものや高塚山古墳のものには静止痕が明瞭でないものなど稚拙なものも多く、その施文法は定形化していない。そのため、ヨコハケの間に一次調整のタテハケが残るものも多く認められる。これは被葬者の特徴が使用円筒埴輪に現れた可能性が考えられる。

以上、仲津山古墳の埴輪を標識に挙げたが、この時期古墳の規模などから考えると、墳丘長 320m の百舌鳥陵山(履中陵)古墳のものが代表になるであろう。しかし、この時期を長く考え、前半に仲津山古墳、後半に百舌鳥陵山古墳をおく考えがあることを付け加えたい。陪塚で主墳の時期を決定するのは危険であるが、仲津山古墳の陪塚(鍋塚古墳・高塚山古墳)の埴輪はⅢ期のものであるのに対し、

百舌鳥御陵山古墳の陪塚である、寺山南山古墳からはIV期にあたる埴輪が出土している。

[大和型]

墳丘長 204mのコナベ古墳や 130mの帆立貝式古墳乙女山古墳の埴輪が該当する。

外面調整ではヨコハケが主流で佐紀古墳群では継続的なヨコハケであるB種が一般化する。しかし大和全体ではこの時期、B種ヨコハケの使用度はまだ少ない。突帯間隔は13cm前後で揃うが、底部高は14.5cm前後のもの(A類)と16.5cm前後のもの(B類)の2種に分けられる。乙女山古墳で口縁端部は外反するものや端部外側に面を持つものがほとんどであるが底部の調整を施すものが存在し、突帯間隔が低いものも含まれ次段階に下がる可能性もある。

c. 中期の盛行と円筒埴輪

中期の最も盛行する段階で、大型品を中心に最も規格的な埴輪が広がる。古墳の格によって使用される埴輪の種類も異なるのもこの時期である。菅田御廟山(応神陵)古墳は「はじめに」で述べたように竈窯焼成の最古例ということもあるが、他地域ではまだ操業されていないであろう。地方の主要古墳にB種ヨコハケが伝播するのもこの時期であろう。具体的には上野野毛大塚、遠江堂山古墳、河内堂山古墳、土師の里8号墳などがある。

Bc種ヨコハケの出現が挙げられるが、実際はそれらが盛行するのは、菅田御廟山(応神陵)古墳堤段階、つまり大山(仁徳陵)古墳段階である。したがって、Bc種ヨコハケを多用する古墳は大山(仁徳陵)古墳段階と同時期もしくはそれ以降ということである。

それは何度も述べるようであるが有黒斑のものであっても同様である。ただ、Bc種ヨコハケはこの種の調整の中で最も基本的なもので、時期が下っても用いられる場合が存在する。これには市野山古墳、岡ミサンザイ古墳などがある。

IV期1段階

竈窯焼成の有無が、画期になりえないという立場から考えると、技法的にこの時期は大きな変化点ではないことになる。しかし、応神型円筒埴輪の成立は、今までの規格とは異なる埴輪群を成立したということから重要であろう。更に、B種ヨコハケの中心となるBc種ヨコハケの成立は、他地域への伝播の面でも重要であろう。形象埴輪に人物形が出現する。動物形に犬が認められるのもこの時期である。

[古市型]

菅田御廟山古墳(応神陵)出土の埴輪を標識資料とする。この段階のものは大型品が多く、底部径が50cm以上の巨大品も認められるが、小型、中型も少量であるが出土している。小古墳の中には小型品が主体のものもある。

菅田御廟山古墳(応神陵)出土の口縁部形態は大型品、中型品はほとんどがV類であるが、この形式は、後に述べるように菅田御廟山古墳の埴輪の特性であるため、むしろこの時期は直立口縁が主流と考えた方が良いであろう。小型品では外反して端部に面を持つもの(Ⅲ類)や直立して端部をなでるだけで終わるもの(Ⅳ類)が主流である。なお、主に直立する口縁部形態はこの段階の中小古墳において主流になる。

突帯の形態は突出段高い台形やM字形のものが主で、やや低くなったもの、突出して上辺をつまむもの認められる。全体的に高い傾向にある。この時期から中期的突帯が増加する傾向にある。透孔はこの段階以降ほぼ円形に統一される。

外面調整は大型品ほとんどがBb種、Bc種ヨコハケである。また、中型品ではこれらと拮抗するようにストロークの長いCa種ヨコハケも認められる。なお、小型品にはヨコハケを省略したタテハケ1次調整のもので、口縁部直立気味に立ち上がり端部外面に面を持たせるものも認められる。また、まれに中型品の中にもタテハケのものも認められるが、タテハケ2度以上重ねた丁寧なものである。端部をナデたり、板ナデを行ったり、部分的にヨコハケを加えたりする底部の調整も少ないながら認められる。

底部高は多少のばらつきは認められるが、底部径が異なっても12~13cm前後におさまる。底部外面調整はタテハケ一次調整のものとはB種ヨコハケを施すものが、ほぼ同数であることが判る。タテハケ一次調整のものには、底部の調整を加えているものが多い。

これら菅田御廟山古墳(伝応神陵)から出土した円筒埴輪は口縁部に突帯を貼り付ける、突帯間隔と底部高がそろって、透かし孔が円形に統一される、竈窯焼成、B種ヨコハケ、7条突帯8段など形態、法量、焼成、胎土など同時の規格を持ち「応神型埴輪」として特徴的である。この応神型埴輪はその後の古市古墳群の埴輪に影響し続ける。

形象埴輪としては馬、猪、犬などの動物形埴輪や武人などの人物埴輪が増加する。器材形埴輪もそれまで立体的な表現がされていたものが、線刻による表現に統一されつつある。共伴土器は古墳内から出土しているものは確認できていないが、須恵器田辺編年TK73がこれにあたると思われる。また、菅田御廟山古墳外濠からは布留新b期の土器が出土している。

これらの特徴は菅田御廟山古墳(伝応神陵)外濠資料によるところが多いが、最近調査した狼塚(28m円墳)ではこれより古い要素が多い。底部の判明している資料は少ないが底部高は14cmであった。突帯間隔は11.3~13cmを測り、平均で12.1cmである。突帯形状は高い2類、3類である。

外面調整はヨコハケ調整がほとんどであるが、タテハケで終わるものも認められる。ヨコハケ調整ではBb種、Bc種、Ca種が認められるが、Bb種がめだつ。口

縁部はⅡ類やⅢ類も認められるがⅣ類が中心でⅤ類は形象埴輪の口縁部としては採用されているが未確認である。この様相は西墓山古墳の埴輪列資料に近い。

未確認であるが菅田御廟山古墳（伝応神陵）墳丘部の埴輪もこの特徴であると考へたい。この段階のものを明確にするため、西墓山古墳出土埴輪を中心に特徴を述べる。

大型品は少なく、小型から中型品が多い。有黒斑のものと無黒斑のものとが併存する。主に有黒斑のものは小型品に採用される傾向にある。口縁部形態はほとんどが直立するものⅣ類で、やや外反し端部を肥厚させるもの（Ⅲ類）が主流であるが、前段階同様、大型品では端部に突帯を付加するもの（Ⅴ類）が、小型品では外反して端部に面をもつもの（Ⅲ類）も認められる。突帯形態は台形（2類）が主流でM字形（3類）も認められる。なお、一部突出度の高いものや基部の広いものもある。透孔はほぼ円形に統一されているが、方形など他の形を呈するものも少量存在する。

外面調整は2段目以上の調整が判る資料ではタテハケ15%、ヨコハケ81%、条痕の残らないもの4%（黒斑の有無を問わない）である。ヨコハケはほとんどがBb種であるがBa種や1回の単位が長いCa種も認められる。底部外面の調整はタテハケが48%、ヨコハケ44%、上根のないもの4%、ナデ9%である。なお、有黒斑のものはタテハケ1次調整であることが多い傾向にある。ヨコハケが主流でまれにタテハケのものが存在する。

小型品に認められるタテハケは、ヨコハケを省略したタテハケ1次調整のものと考へられる。底部には内外面にナデ調整やケズリ等の底部の調整を行なっているものも認められる。底部高は確認できるもの最大が16.3cm、最小11.4cm、平均値13.4cmでヒストグラムでは13.6cmに集中する突帯間隔は最大12.9cm、最小10.9cmで平均12.2cm前後である。両者が揃うものも認められる。西墓山古墳下層からは上ノ井手SD030下層併行の土師器が出土している。

形象埴輪は器材形埴輪、動物形埴輪のほか、人物形埴輪もしくは盾持ち人形埴輪が墓山古墳で出土している。また、大鳥塚古墳造出部からは巨大な家形埴輪や衣蓋形埴輪が出土した。

なお、この時期、古市古墳群内でも埴輪の使い分けがなされている。陪塚の栗塚古墳（40m方墳）、狼塚古墳（28m円墳）、中型古墳のはざみ山古墳（100m前方後円墳）、越中塚古墳（60m帆立貝）で出土埴輪を比較すると、栗塚には盟主墳である菅田御廟山古墳のものと同様のもので採用されている。2番手のはざみ山古墳では類似品ではあるが、口縁部にバラエティが認められる。3番手の青山古墳の埴輪はあまり判明していないが、大型品、中型品、小型品の別があり、胎土も異なる。口縁部はⅣ類が多いようである。4番手の越中塚古墳は一部大型品が認められ、菅田御廟山古墳のものと類似するが、他のものほとんどが小型品

である。狼塚古墳ではほとんどが大型品であるが、口縁部はⅤ類がなく、ほとんどがⅡ類であった。おまけに底部がすべて打ち欠かされている。これを菅田御廟山古墳のものにいかにかに近いかを考えると、栗塚→はざみ山→狼塚→越中塚の順になる。はざみ山古墳の円筒埴輪と狼塚古墳の円筒埴輪を比較すると、はざみ山古墳にはバラエティがあり、外面調整が稚拙なものも認められる。しかし狼塚古墳のものは、口縁部の形態を除くと、外面調整は菅田御廟山古墳のものに近い。菅田御廟山古墳にも少量であるが口縁部Ⅱ類やⅣ類のものが認められることを考えると、逆に菅田御廟山古墳の口縁部Ⅴ類以外のものを狼塚で選んで採用したとは考へられないだろうか。そうすると、栗塚→狼塚→はざみ山→越中塚の順となり、陪塚が優位な位置にくる。つまり、墳丘規模や形態は、盟主墳との力関係を現し、円筒埴輪の使われ方は盟主墳とのつながりの深さを現しているのかもしれない。

【大和型】

前半と後半ではやや様相が異なる。前半は墳丘長250mの市庭古墳のものがあげられる。外面調整はヨコハケが中心であるが、大王陵級の古墳以外ではまだ継続的なヨコハケであるB種をあまり多用されない特徴をもつ。突帯間隔は13cm前後であるが底部高は16.5cm前後と14.5cm前後の2種に分かれる。

葛城地域では墳丘長238mの室宮山古墳がこの時期と考へられる。B種ヨコハケが他の大和の古墳より出現度が高く、Bc種ヨコハケが認められるものも存在する。口縁端部は外反するものや、端部外側に面を持たせたものが中心である。突帯間隔は12.5cmで揃うが底部高は高いものも認められるがほとんどが15.5cm前後のものと13cm前後のものに別れる。突帯間隔が12.5cmで、底部高13cmものは古市古墳群の古市墓山古墳の様相により近く、葛城氏と古市古墳群との密接な関係を表していると考えられる。なお、墳丘長三陵墓西古墳もこの様相に類似する。

後半としては墳丘長270mの前方後円墳ウワナベ古墳のものがあげられる。ウワナベ古墳が大和で最古式の窖窯焼成の埴輪であることはほとんどの人が認めることであろう。しかし他の古墳ではまだ採用しているところは少ない。おそらくこの現象は野焼き焼成の埴輪が、大和においてはこの段階まで普遍的に採用されていたためおこった結果であろう。透かし孔は方形や半円形がまだ残っている。

外面調整はヨコハケが主流でCa種ヨコハケが中心であるが、B種ヨコハケを施すものが増加している。なお、ナデ調整を施すものも存在する。口縁部の形態は端部を肥厚させ外側に面を持たせるもの、外反し端面外側に面を持たせるものが主である。

ここの埴輪は鐘方分類のⅢ-2群にあたり、突帯間隔11.5-12cm、底部高12.5-13cmの低いもの（A類）と突帯間隔13.5cm前後、底部高が16cm前後の高いもの（B類）とに分けられる。

Ⅳ期2段階

突帯間隔と底部高の一致はますます顕著になり、他地域まで伝播する。Bc 種ヨコハケの普及及び Bd 種ヨコハケの出現が認められる。形象埴輪は人物形に巫女(女子)形埴輪が出現するのもこの時期である。

[古市型]

百舌鳥古墳群の大山古墳(伝仁徳陵)の時期と考えられる。大型品が目立つ。小型古墳で使用されている応神型埴輪はこの段階以後、形象埴輪的な使用されると考えられる。更に百舌鳥古墳群では大山古墳のものが大型品の基本となる。最近宮内庁保管品が報告されたのでそれを加味して報告する。

口縁部形態は大型品がV類で、中型品はほとんどがIV類で少量III類、IIb類も存在する。小型品はほとんどがIV類である。突帯形態は2b類、3b類が主流でまだ比較的高いものであるが、4類や突帯に押圧を加える5類も出現している。外面調整はほとんどがBc種ヨコハケで、Ca種も認められる。Bd種ヨコハケが出現する。タテハケで終わるものも認められる。

突帯間隔は10.5cm前後、底部高は大型品で12cm前後、小型品で10.5cm前後である。押圧技法はこの時期、大山古墳に認められるが、土師の里遺跡では野焼き焼成で、底部高12~13cmを測る。小型円筒埴輪の最下段には押圧を加えるものが認められ、古市では更に前段階に存在する可能性が考えられる。ただ、中期後半の押圧技法の突帯断面形が低い方形というようなものであるのに対し、突帯上面をヨコナデするかわりに、板状工具で押さえた(なでた)というようなものである。小型品に底部調整を加えるいわゆる川西編年V期の特徴を持つものがこの時期既に採用されている。

大山古墳(伝仁徳陵)の円筒埴輪は大型品もしくは中型品で口縁部形態すべてIV類である。突帯は2b類、3類bが主流でまだ比較的高い。最下段を押圧したのも存在する。外面調整はほとんどがBc種ヨコハケでBd種ヨコハケも認められる。

野中古墳出土の大型品は少数で断片的な資料であったが、口縁部V類で、タガ形態2a類、外面調整はタテハケのものではなく、Bc種ヨコハケが中心でBd種のものも一部認められる。中、小型品はタテハケ一次調整のもの派少量で、他はほとんどヨコハケ調整であった。ヨコハケ調整は静止痕の明瞭なB種ヨコハケを施すものは少なく、Cb種が多かった。B種ヨコハケと判断できるものはBc種かBd種であった。また底部外面も調整の判るもの小型品の30%ヨコハケ、30%ナデ、40%タテハケ、中型品67%にヨコハケが認められた。

底部径15cm前後の極小品では口縁部形態がIV類で、突帯2b類、2c類、3b類、3c類、4類、5c類、断続技法の6類が認められる。また、外面タテハケ一次調整のみで、底端部をなでたり、削ったりする底部調整が認められる、従来川西編年V期にあてられているものが出現する(IV期の範疇で共存する、V期の条件を備えるものを仮称して「後期型小型円筒埴輪」とする)。

中小型品では突帯間隔10cm前後、底部高は10.5cm前後であるが、極小品は統一が取れていない。底部高や後期型小型円筒の出現などから考えると、野中古墳はIII期3段階まで下がる可能性が考えられる。

河内堂山古墳からは有黒斑の円筒埴輪が出土しており、陶質土器が供伴していることから、古く位置付ける研究者もいるが、突帯間隔10.5前後、底部高平均12.8cm、ヒストグラム分析では13.2cmに中心がある。底部高は高いが外面調整がBc種ヨコハケにほぼ統一されており、突帯間隔が狭いことから、この時期の所産と考えられるであろう。

[大和型]

この時期、形態的にも古市型の規格を採用するようになる。つまり、突帯間隔と底部高がそろうのである。口縁部は直立口縁がほとんどである。外面調整はBc種ヨコハケが主でBd種ヨコハケが含まれる。透かし孔はほぼ円形に統一される。突帯間隔は12cm前後、底部高は12から13cmである。焼成は野焼き焼成のものが含まれる。154mの前方後円墳である大安寺杉山古墳や神明野古墳などがあげられる。

杉山古墳の円筒埴輪については鐘方氏が分析を加えている。口縁部は突帯を加えているものや端部を曲げ、面を持たせるものも少量あるがほとんど(91.8%)がIV類の直立したものであること、突帯間隔が11~15cm存在するがほとんどが12cmに集中すること、底部高も11.5~14cm存在するが13cm前後に集中する。外面調整はA種ヨコハケやCa種ヨコハケも認められるが、ほとんどがBc種ヨコハケで、Bd種ヨコハケも含まれ、タテハケ一時調整で終わるものも含まれる。Bd種ヨコハケは突帯間隔の狭いものに多いことも指摘されている。突帯は2類や3類が認められるが、古市型に認められるような低くなったものは少ない。透かし孔は円形に統一されている。鐘方分類のIII-2群でA類にあたる。

この時期、他地域の拠点的前方後円墳にはBc種ヨコハケを施した円筒埴輪が採用される。それは、まだ、野焼き焼成のものも存在し、底部高が高いものも多い。これはBc種ヨコハケという技法がリアルタイムで伝播するにも関わらず、埴輪の規格は何段階か古いものを採用している。

d. 中期の終焉と後期古墳への胎動の円筒埴輪

IV期3段階

更にBc種ヨコハケが盛行するとともに、Bd種ヨコハケも顕在化すると共に、これらのヨコハケを省略するタテハケ一時調整で終わるものも増加してくる。全体の規格が小さくなり、地方では窯窯焼成の埴輪が増加する。

[古市型]

百舌鳥古墳群では290mの前方後円墳土師ニサンザイ古墳、古市古墳群では200m前後の前方後円墳前野山古墳(伝白鳥陵)、230mの前方後円墳市野山古墳(伝

允恭陵)がこの時期の大王陵にあてられる。土師ニサンザイ古墳、前野山古墳と市野山古墳ではやや時期差があるが、ほぼ同時期と考えこの時期を設定した。

口縁部形態はIV類中心で、突出度の低いIIb類も認められる。大型品にはV類も認められる。突帯形態は低い2類、3類が中心で、4類や断続ナデの後押圧を加える7類も認められる。外面調整は中型品にタテハケが認められ、小型品はヨコハケのものとタテハケのものが拮抗する。ヨコハケはBd種ヨコハケとBc種ヨコハケが主体をしめる。この時期以降、大型品にもタテハケのものが現れ、中型品にはかなり多く認められる。小型品はタテハケ調整のものが主体になっていく。

前野山古墳出土埴輪を観察すると、外面調整は大型品がBd種ヨコハケ中心であるが、丁寧なタテハケ調整も認められる。中型でもタテハケ一次調整のものが認められ、小型ではヨコハケのものとタテハケのものほぼ拮抗する。底部外面はほとんどタテハケであるが、ヨコハケのものも含まれる。底部高の平均10.4cmである。

一般的に、埴形から新しくする傾向にあるが、現在報告されている埴輪は外面調整Bd種ヨコハケが主体をしめ、タテハケがあまり認められないこと、底部高が高いことから、市野山古墳よりやや古い時期を考えたい。

土師ニサンザイ古墳出土のものはタテハケ一次調整のものが中型品で約20%入っており、ヨコハケ調整のものはBc種ヨコハケとBd種ヨコハケがほぼ同じ割合で施されている。口縁部はIIIa類やIV類が主体である。突帯形態は低い2c類、3c類が多くなる。ニサンザイ古墳では押圧の5類は見られない。底部高は良い資料が認められないが約10cm、突帯間隔の平均10.3cmを測る。

やや後出の市野山古墳(伝允恭陵)堤の資料では、巨大品は少なくなり、大古墳でも中型品が主流となる。口縁形態のV類は少なくなり、III類やIV類が多くなる。また、IIb類も認められる。V類は大型品に多い傾向にある。突帯形態は2c類や3類が主流で、4類も認められる。なお、5c類(押圧技法)や、6類(断続ナデ)、7類が顕著に認められるようになる。

外面調整は、大型品がBd種ヨコハケを施すものが多い。中型品にもヨコハケを省略したタテハケ一次調整でおわるものの比率が高くなる(約30%)。ヨコハケはCa種や、Bd種ヨコハケを施すものがあり、Bc種ヨコハケも再び多くなる。これは、Bc種の装飾的なものが関わりあると思いたい。小型品のみ円筒埴輪で構成されている小古墳では、この段階にはタテハケ一次調整のものが主体(約90%)となっていると思われる。底部外面の調整はヨコハケ9%、タテハケ55%、タテナデ36%でタテナデの比率が高い。突帯間隔は9cm前後、底部高は12cm~6.4cmの範囲のものが認められたが平均値9.2cm前後である。なお、最近の調査で市野山古墳前方部内堤を構成する盛土内からTK208型式からTK23型式併行の須恵器蓋杯が出土している。また、東側で見つかった埋没古墳である兔塚古墳は、全長40

mを越す帆立貝式古墳で陪塚と思われるが、そこに接した土壌からTK23型式併行の須恵器蓋杯個体が、蛤が入っているなど明らかに埋納された状態で出土した。つまり市野山古墳は内堤から陪塚までTK23型式の時間幅内で造営された可能性が高いのである。

最近調査された唐櫃山古墳では墳丘盛土内から突帯形態が2b類もしくは3b類で、口縁部はV類やIV類で高さ10cmのもの、底部高10.8cmのもの、突帯間隔10cmで外面にはBb種ヨコハケ、Bc種ヨコハケが認められる資料が出土した。また、濠内からは市野山古墳堤部の資料と類似した、盛土内資料より新しいものが出土した。この墳丘盛土内資料は付近に多く認められる埴輪円筒棺の一部が混入したとも考えられるが、市野山古墳墳丘部の資料に近い時期を現しているのではないだろうか。最近市野山古墳西側で検出された埴輪円筒棺は底部が認められないが、口縁部IV類、突帯低い2類、突帯間隔10cm、外面調整Ca種ヨコハケ、Bc種ヨコハケであった。

小型古墳では葛井寺遺跡内の藤井寺駅北側で見つかった直径13m前後の円墳と考えられる葛井寺1号墳があげられる。ここでは、大型品は静止痕が斜めになるBd種ヨコハケやストロークの長いCa種ヨコハケを施しているが、小型品ではすべてタテハケ一次調整のものである。周濠内からはTK208併行の須恵器*が出土している。また、一辺約6mの方墳である葛井寺2号墳からは、小型品でタテハケ一次調整の円筒埴輪がTK208型式からTK23型式併行にあたる須恵器蓋杯と共に出土している。また、円筒埴輪口縁部にヨコハケを施したものも出土している。

形象埴輪では家形埴輪で屋根部と壁部が別造りのものがみとめられるなど技法的、紋様のにも後期的要素が見られるようになる。

[大和型]

前段階から底部高と突帯間隔が揃うようになったが、外面調整でも規格的になった。

ヒシアゲ古墳(伝磐之姫陵)は突帯間隔10cm前後、底部高はほとんどが9.5cmから11.5cmの範囲で10.5cmに集中するが、12.5cmのものがいくつかあるほか17cm以上のものも存在する。口縁部はほとんどがIV類あるがIII類のものもある。外面調整はほとんどがヨコハケでBc種ヨコハケがめだつ。底部外面の調整はタテハケ57%、ヨコハケ24%、タテナデ19%であった。突帯は2b類、3b類で古市型のこの時期に比較して高い。鐘方分類のIV群に属しA類のみで構成される。

この時期、外面調整にヨコハケを多用する大王陵級の古墳として、古市前野山古墳(白鳥陵)、太田茶臼山古墳(伝継体陵)そしてこのヒシアゲ古墳がある。

これらの古墳の埴輪は外面調整Bc種・Bd種ヨコハケ主に施し、突帯間隔10cm前後という特徴をもつ。ヨコハケ調整が衰退しつつあるこの時期にヨコハケを中心に採用しているのは市野山古墳などと別系統と考えるべき一群なのである。

太田茶白山古墳の埴輪を焼成したと考えられている、新池埴輪窯の工房跡から ON46 併行の土器が出土しているほか、同じ埴輪を使用していると考えている土俵山古墳からも ON46 併行の須恵器が出土している。

V期1段階

全長 242m の前方後円墳である岡ミサンザイ古墳（仲哀陵）出土埴輪をあてたい。

この段階の特徴は、大型品が少なくなり、中型品、小型品が中心になる。口縁部形態はほとんどがIV類で、IIa 類やIII類も少量認められる。また、中型品に口縁形態V類も認められるが、これは円筒埴輪の全体的な小型化傾向のため、それまで大型品に認められたこの形態の口縁が中型品にも認められるようになったのであろう。突帯形態は2c 類や3c 類もあるが、4 類が多くなる傾向にある。また、一部断面台形で突出度の極めて高いものも存在する。器壁が厚くなったものも存在する。

外面調整は大型品、中型品でもタテハケ一次調整のものが主流となるが、ヨコハケ調整のものも30%前後の割合で残る。ヨコハケはCa 種や、Bc 種ヨコハケが多い。なお、この段階では前段階に比べ大古墳におけるヨコハケの出現率が激減し、タテハケ一次調整のものが目立つ。中型、小型古墳ではタテハケ一次調整の埴輪のみ採用している可能性が考えられるが、その事象から考えると、この段階から川西編年のV期と考えるべきであろう。

岡ミサンザイ古墳東側堤の調査では口縁部形態はほとんどIV類で、V類も少し認められる。中型品の外面調整はタテハケ67%、ヨコハケ33%（Ca 種20%、B 種13%）であった。また、最近調査を実施した前方部南西コーナー部からは、口縁部は全てIV類で突帯は2b 類、3b 類、2c 類、3c 類が認められ、突帯間隔7~9cm、底部高7~9cm もしくはナメハケであったが、狭い突帯間隔にBc 種やBb 種ヨコハケを施すものも認められた。

また、宮内庁による発掘調査でも埴輪が出土しており、墳丘部の資料はヨコハケを施すものが40%近くの割合で残存していたが、ヨコハケのものはほとんどがBC 種ヨコハケであった。ここでも、堤部と墳丘部の年代差が埴輪から看取できた。

岡ミサンザイ古墳からはほとんど形象埴輪は出土していないが、簡略した紋様を施した楕円形埴輪が認められる。

e. 後期古墳の埴輪

V期2段階

川西編年V期前半。前半と後半に細分できる。前半の標識資料としては全長 122 m の前方後円墳であるボケ山古墳（仁賢陵古墳）出土埴輪および、この古墳に埴輪を供給したと考えられる野々上埴輪窯出土埴輪をあてられる。

口縁部形態はほとんどがIII類で、一部低いV類も認められる。タガは相対的に低

く、断面形も不整形のものがめだつようになる。押圧技法や断続ナデも認められるが、主体的ではない。また、大型古墳の埴輪ではまれに突出度の高いものも認められる。外面調整は一部ヨコハケのもの認められるが、大、中、小型品ともタテハケ一次調整にほぼ統一されることが判明している。

底部調整は川西編年(Ⅴ期)の特徴にあてているが、古市古墳群では川西編年V期にあたる(8)・9・10 段階でも、多くて半数の円筒埴輪に認められる程である。むしろそれより次の10 段階では減少する傾向にあると考えられる。底部高もこの段階以降、規格性が壊れるのか、統一的ではない。

白髪山古墳は前方部が開く墳形から、次の10 段階にあたる新しい時期におく説がある。しかし、出土埴輪は2b 類のタガが認められ、タテハケも丁寧である。少ない資料ながらヨコハケを施すものも認められる。これらは6 世紀でも古い要素で埴輪から9 段階に含めた。

仁賢陵に埴輪を供給していると考えられる野々上埴輪窯では中型品、小型品が認められる。口縁部形態は37 個体中、一本のみV類で、IV類に近いものもあるが、ほとんどIV類である。タガは低い3 類が中心で、2 類、4 類と続く。一部高いものもある。底部は53 個中1 本のみ底部調整が認められる。外面調整はすべてタテハケ調整である。

後半の標識はこの時期で最大の前方後円墳は三島地域の今城塚古墳で、古市古墳群内ではこの段階の明瞭な資料は不明であるが、高屋城山古墳（安閑陵）出土埴輪があたると考えられる。なお、前半と後半との埴輪の特徴の差はあまり明確ではないが、高屋城山古墳が安閑天皇陵とすると、そこから出土する埴輪は6 世紀中葉のものと考えられる。そのことを前提にすると以下の特徴が考えられる。

口縁部はIII類にほぼ統一される。タガは大・中型品で高いもの目立つ。器壁が厚く底部高は統一的でない。底部は特に器壁が厚くなり底部調整は前半より少ない傾向にある。

高屋城山古墳（安閑陵）の埴輪は中型品が主で、一部大型品や、小型品が含まれる。口縁部III類、タガはほとんどが低いものであるが、一部高いものも含まれる。外面調整はほとんどタテハケである。外堤盛土からは47 の須恵器が出土している。

小古墳採用の小型品ではタテハケ調整さえ省略した、成形時のタテナデを残したものも認められる。現在認められるものに底部調整認められない。

高槻市新池遺跡では今城塚古墳の埴輪を焼成したと考えられる新池埴輪窯A群併行の遺構からMT15 併行の土器が出土している。

また、日置荘型円筒埴輪は低位置突帯で、器壁が厚く、外面調整はタテハケ突帯を付加するとき、円筒部に方形や円形の刺突を加える、また、鱗がつくなどの特徴がある。この埴輪は、古市古墳群で使用されている古墳は不明であるが、はざみ山遺跡から溝内や井戸枠として利用されて出土している。この埴輪と高屋城山古墳（安閑陵）出土埴輪とを比較すると、器壁が厚いこと、突帯の位置が低いこと、タテハケ調整であることなど

類似点がおおく、次のV期3段階の範疇に含まれるものである可能性が考えられる。

以上、古市古墳群での円筒埴輪の段階分類を実施してきたが、段階間には、オーバーラップする期間が多く認められ、この段階設定が必ずしも時期差にはならないと考えられる。

3. まとめ

a. 畿内中期古墳の埴輪

古墳時代中期の円筒埴輪の様相を細かく見てきた。埴輪の変遷を考えるには個々の要素から考え、それらの埴輪の集合から推定するべきことがあらためて判った。その中でも外面調整の変化が最も時期を表すと思われる。しかし、外面調整が不明であるものや、タテハケ調整だけの埴輪は突帯間隔や底部高は有力な方法だと考える。

古市型では突帯間隔や底部高が揃うという、規格が早くから認められる。大和型ではかなり遅れて古市型を採用するが、これはそれまで培っていた埴輪生産の流れ(伝統)が存在したからであろうか。ただ、百舌鳥古市周辺地域では大和より早くこの規格を採用しているところもあれば、古市古墳群の菅田御廟山古墳の近くの古墳(茶臼塚古墳)であっても、底部高が突帯間隔より高い例も認められる。この古市型の規格を早く採用することは、その古墳造営者と古市百舌鳥古墳群造営者との関係がより深いことを現しているのであろう。それはIV期1段階で述べたように、主墳と陪塚、周辺古墳との関連が関わっているのであろう。

突帯間隔や底部高は時期が下るごとに低くなっていく状況が何故かという答えはなかなか難しい。おそらく、古代において土器の径高指数が徐々に小さくなっていく例や中世において、瓦器の口径、器高が減少していく状況と一致するのではないだろうか。

これらが前段階より約1cm単位の規格をもって減少していくことは既に述べてきたが、これは、ほぼ突帯幅だけ減少していつていることを表していると推定でき、突帯間隔と底部高を一致させる方向に動く。これは従来言われているように、突帯を付加するにあたり、割りばし状の工具によって基準の印を付けていったためであろう。

このような突帯間隔と底部高が一致したものは古市ではⅢ期1段階から一部に認められ、IV期1段階で増加し、それ以降は一致したものが主流となる。さらにそれはV期2段階以降規格が崩れていく。

外面調整にB種ヨコハケを採用することも、中期古墳の円筒埴輪の大きな要素である。

B種ヨコハケの成立は、従来の説のようにA種ヨコハケから出現したのではなく、ストロークの長い連続的なヨコハケ(Ca種)(A2種)から短いものとなり、B

種が出現したと考えられる。装飾的な要素がB種ヨコハケに存在することは視覚的にも推定できる。しかし、「B種ヨコハケ=装飾」という図式は必ずしも成立しないと考える。調整法としては、単なるヨコハケから出現し、それが二次的に装飾につながったと考えたい。

ただ、Bd種ヨコハケ成立後に再び盛行するピッチの小さなBc種ヨコハケは、装飾的なものに重きを置いた可能性は捨てがたい。それはヨコハケ調整の省略によるタテハケ一次調整の埴輪の増加した時期(IV期3段階)に、ヨコハケ調整を中心とした埴輪群を採用した大古墳がこの時期に成立したことにつながるのかも知れない。

最近年輪年代法の研究成果で初期須恵器(TK73併行?)が412年伐採された木を使って作られた木製品と供伴していることが発表された。従来の中期古墳の年代については菅田御廟山古墳を5世紀中葉に置き、割り振りする方法が考えられており、津堂城山古墳が400年前後、仲津山古墳が5世紀前半、墓山古墳が仲津山古墳と菅田御廟山古墳の間とされていた。しかし昨今の弥生時代の研究や鏡研究の成果から古墳時代の始まりが遡る考え方が主流となってきている。年輪年代法の年代が本当に信じられるものであるか否かはここで実証することはできないが、私としてはほぼ信じるに値するものとして、菅田御廟山古墳を5世紀前半に置き、墓山古墳を400年前後、仲津山古墳を4世紀末、津堂城山古墳を4世紀後半の年代を考えたいと思う。

市野山古墳堤盛土内からTK208-TK23型式併行の須恵器蓋坏が出土しており、陪塚と考えられる兔塚古墳に接した土壌からTK23型式併行の須恵器蓋坏個体埋納された状態で出土した。つまり市野山古墳外部はTK23型式で造営された可能性が高いのである。正確な年代は不明であるが5世紀第3四半期が考えられるであろう。

さらに、岡ミサンザイ古墳を倭王武の墓と考える立場から、市野山古墳を5世紀後半、岡ミサンザイ古墳を5世紀末、白髪山を500年前後とし、5世紀中葉前後に大山古墳、百舌鳥ニサンザイ古墳をあてたい。

つまりⅢ期1段階、中期の成立は4世紀後半、Ⅲ期2段階は4世紀末、IV期1段階は5世紀初頭、IV期2段階は5世紀前半、IV期3段階を5世紀中葉から第3四半期、V世紀1段階を5世紀後半が考えられるであろう。

以上、中期の円筒埴輪の編年を古市型、大和型を例示して述べてきた。

周辺の地域の古墳を概観したところ、B種ヨコハケを採用している古墳でも古市型のところは少なく、むしろ大和型であるところが多い。

他地域の古墳の細かなデータは出さないが、リアルタイムに古市・百舌鳥古墳群の埴輪規格を使用している、吉備造山古墳や丹波私市丸山古墳、日向西都原女狭穂塚古墳などはより大王家とのつながりが深かったと解釈できる。

b. 他地域の例（吉備中期大古墳の埴輪）

最後にヤマト政権に一番密接であった吉備地域の古墳の埴輪について考えてい。

吉備地域は畿内の古墳を凌駕する大きさの前方後円墳、造山古墳（360m）、作山古墳（286m）が存在する。両古墳ともに甕窯焼成の埴輪が中心であるが野焼きのものも含まれ、外面調整はB種ヨコハケを含むヨコハケ調整が中心で後者は押厚技法のものが散見される。

造山の陪塚である造山2号墳では円筒埴輪は甕窯導入期のもので、同列に並ぶ盾形埴輪は野焼き焼成であるという。円筒埴輪の外面調整はほとんどヨコハケでB種も認められる。

突帯間隔は12cm、底部高は13-14cm前後で西墓山古墳の埴輪の規格に近く、古市型IV期1段階にあたる。

作山古墳の埴輪は外面調整にB種ヨコハケ含み、口縁部に直立するものも多い。突帯間隔は10cm前後のもの、12.5cm前後のものが認められ、底部高では12cm前後のもの、16cm前後のものが認められる。これはウナベ古墳の資料に近く、大和型IV期1段階から2段階にあたる。Bc種ヨコハケが認められることから、2段階の大山古墳併行と考えたい。

押厚技法が認められ、畿内に先行するという説も認められるが、古市古墳群内では西墓山古墳併行（IV期1段階）に既に認められ、大山古墳でも認められることから考えると、やはりこの技法も、畿内から伝播したと考えたい。従って、関東で認められる押厚技法も大山古墳以降のものとして考えたい。上野の白石稲荷山古墳は有黒斑で底部高は高いが、B種ヨコハケの盛行、ナデ技法のもの認められることなどから大山古墳以降のものとして位置付けたい。

このように時期はやや異なるが、造山古墳が古市型、作山古墳が大和型ということが判明した。また、奥田尚氏の研究によって、埴輪の胎土に含まれる砂の組成の両古墳は異なることが指摘されている。吉備の中核部に存在し、畿内の古墳に匹敵する規模をもつこれらの古墳が、埴輪の組成が異なるということは、その造営において異なる畿内大王家系列との関連が存在したと考えられるであろう。

では、造山古墳以前の吉備の古墳についてみてみることにする。

月の輪古墳は公表されている史料から判断すると、野焼き焼成で外面調整にB種ヨコハケを採用し、底部高の平均は14.3cmで典型的な仲津山古墳併行の古墳となる。しかし突帯間隔が10-11cmのものが多く、B種ヨコハケの盛行、底部高を細かくみると16cm前後のものも認められることから考えると、大和型IV期1段階と考えたい。つまり、造山2号墳とほぼ同じ時期であると考えられる。状況の差は美作とやや吉備でも外れたところに存在するためであろうか。

墳丘長165mの前方後円墳金蔵山古墳の埴輪には外面調整がタテハケ中心でB

種を含むヨコハケ調整のものも認められる。口縁部は外反するものがほとんどである。報告書のデータが少ないため流動的であるが、突帯間隔は11.6cm前後が中心で底部高は14cm前後のものである。形象埴輪の基部の可能性もある突帯間隔17cm前後、底部高18cm前後のものが存在する。これらの状況からIII期2段階もしくはIV期1段階のものと考えられる。B種ヨコハケ出現率から考えると月の輪古墳より金蔵山古墳は古い時期に築造されたと考えると、金蔵山古墳がIII期2段階、月の輪古墳がIV期1段階と考えられるであろう。

[参考文献]

川西宏幸 1978「円筒埴輪総論」『考古学雑誌』64-2 後『古墳時代政治史序説』1988に改変転載

赤塚次郎 1979「円筒埴輪製作覚書」『古代学研究』90号

植野浩三 1998「須恵器生産の展開」『中期古墳の展開と変革-5世紀における政治的・社会的変化の具体相(1)』

一瀬和夫 1988「古市古墳群における大型古墳埴輪集成」『大水川改修にともなう発掘調査概要』V 大阪府教育委員会

一瀬和夫 1992「古市古墳群における埴輪群の変遷-大型古墳を中心として-」『究斑(埋蔵文化財研究15周年記念論文集)』

天野末喜・松村隆文 1992「埴輪の種類と編年 円筒埴輪-近畿-」『古墳時代の研究』9-古墳Ⅲ埴輪

光谷拓実・次山淳 1999「平城宮下層古墳時代の遺物と年輪年代」『奈良国立文化財研究所年報1999-I』

安村俊史 2000「B種ヨコハケ雑考」『埴輪論叢』

坂靖 1994「奈良県の円筒埴輪」『樞原考古学研究所論集第11集』

坂靖 1998「古墳時代中期の埴輪生産をめぐって-埴輪分化の地域性・その後-」『中期古墳の展開と変革-5世紀における政治的・社会的変化の具体相(1)-』埋蔵文化財研究会

鐘方正樹 1997「中期古墳の円筒埴輪」『史跡大安寺境内1 杉山古墳地区の発掘調査・整備事業報告』

川村和子 1997「古市古墳群の埴輪生産体制-墓山古墳周辺の方墳出土埴輪の検討から-」『西墓山古墳』藤井寺市教育委員会

天野末喜 1993「津堂城山古墳」『新版古市古墳群』(藤井寺の遺跡ガイドブック No.6)

十河良和 1998「百舌鳥古墳群出土円筒埴輪の様相」『網干善教先生古稀記念考古学論集』

松木武彦「衣蓋型埴輪の型式と範型」『究斑』埋蔵文化財研究会 1992

小栗明彦 1994「山陵町遺跡 SD-02 及び SD-101 出土の埴輪類について」『平城京
右京一条北辺二坊三坪・四坪発掘調査報告』(奈良県史跡名勝天然記念物調査報告
第 67 冊) 奈良県立橿原考古学研究所

天野末喜 他 1989『岡古墳-古市遺跡群の調査研究報告(特)-』藤井寺市教育委員
会

山田幸弘 他 1996『西墓山古墳発掘調査報告書』藤井寺市教育委員会

川村和子 1996「浄元寺山古墳」『西墓山古墳発掘調査報告書』藤井寺市教育委
員会

三木 弘 1999「盾塚古墳の調査成果」『土師の里遺跡-土師氏の墓域と集落の調
査-』(大阪府埋蔵文化財調査報告 1998-2) 大阪府教育委員会

一瀬和夫他 1981『応神陵古墳外堤発掘調査概要』大阪府教育委員会

一瀬和夫 1988『大水川改修にともなう発掘調査概要』V 大阪府教育委員会他
埴輪検討会編「応神陵出土埴輪の研究」『由良基金』のち『埴輪論叢』1999 に
転載

関川尚功 1984「和爾下神社古墳発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報』橿原考
古学研究所 (第 1 分冊)

ト部行弘「島の山古墳発掘調査報告書」

赤塚次郎 1980「コナベ古墳前方部南外堤発掘調査報告」奈良市教育委員会

木下 1988「史跡乙女山古墳-範囲確認調査報告書-」川合町教育委員会

木許守 1996「奈良県御所市室宮山古墳範囲確認調査報告」御所市教育委員会

藤田和尊 1999「台風 7 号被害による室宮山古墳出土遺物」御所市教育委員会

藤田和尊 1998「室宮山古墳」『季刊考古学』65 雄山閣

小栗明彦 1999「三陵墓西古墳」橿原考古学研究所編

奈良国立文化財研究所 1975「ウワナベ古墳東外堤」『平城宮跡発掘調査報告』

VI

京嶋覚 1993「長原・瓜破遺跡発掘調査報告」VI 大阪市文化財協会

積山洋 1990「長原・瓜破遺跡発掘調査報告書」II 大阪市文化財協会

小浜成「堂山古墳発掘調査報告書」大阪府教育委員会

岡山市教育委員会 2000「造山 2 号古墳」

近藤義郎編 1960「月の輪古墳」

西谷真治・鎌木義昌 1959「金蔵山古墳」『倉敷考古館研究報告』第 1 冊

村上幸雄・前角和男 1993「付載 3 周辺古墳出土の埴輪について」『折敷山遺跡・
雲上山 11 号墳』総社市教育委員会

春成秀樹 1983「造山・作山とその周辺」『岡山の歴史と文化』

原秀三郎編 1995『遠江堂山古墳』

河内一浩 2002「中期古墳の埴輪」『季刊考古学』79 (埴輪が語る古墳の世界)

拙稿 1993「仲津山古墳」『新版古市古墳群』(藤井寺の遺跡ガイドブック No. 6)

拙稿 1993「野中宮山古墳」『新版古市古墳群』(藤井寺の遺跡ガイドブック No. 6)

拙稿 1992「古市古墳群出土円筒埴輪の様相」『古代文化』44-9 古代文化研究
会

拙稿 1996「円筒埴輪から見た古市・百舌鳥古墳群の構成」『倭の五王の時代』(藤
井寺の遺跡ガイドブック No. 7)

拙稿 1997「出土埴輪から見た古市古墳群の様相」『堅田直先生古希記念論文集』

拙稿 2001「古市古墳群を中心とした古墳時代中期前半期円筒埴輪の規格」『玉
手山古墳群の研究 I』

拙稿 1993「大鳥塚古墳」『新版古市古墳群』(藤井寺の遺跡ガイドブック No. 6)

第2章 河内の古代寺院の分布と軒瓦

第1節 古道と古代寺院の配置

1. はじめに

河内においては、多くの古道が残る。ただ、現在古道として取り扱われているのは、江戸時代以降のものが多い。しかし、近世において認識されている道の多くは、古代まで遡るものも存在する。それは「道」そのものが、人が行き来することをもって認識できるものであって、整備されることによって認識されるものではないからである。それは古道沿いに遺跡の分布が多いことから判る。古代寺院もこれに違ふことなく、古道沿いに立地している。

古代寺院は、単なる仏教の場ではなく、堀に囲まれた空間として、「城」や「砦」的役割を果たす場合が多く、時には防御地としての役割をも備えている。たとえば乙巳の変のおりの「飛鳥寺」、蘇我山田石川麻呂讒言事件における「山田寺」などである。ただ、上原真人によって、寺院＝城説は否定されており、古代において最後に城として交戦したものがないことを指摘されている。

古代寺院は道の交差するチマタ、交通の要衝に分布することが多い。それは造営時においても資材の運搬など道沿い、川沿いなどの方が有利であることもある上に、対外政策の一環として道沿いに密集させることも多い。

河内では難波津に着いた人々が当時の都に赴く場合、その道沿いに壘が並べてあるのを見て、驚嘆するであろうし、地方から都に入る人々は、寺院の朱塗りの柱、細部に用いられた金銅製品の輝き、瓦葺きの重厚さなど荘厳な姿を見し、それが一つの寺院ばかりではなく、集中して軒を並べる姿を見て畏怖にも似た気分になったであろう。

2. 東高野街道（南海道）と古代寺院（図版14）

河内における南北道としては、「東高野街道」とよばれ、平安時代以降、高野山に詣でるための道として活躍する。もともとは生駒西麓の平坦地を通路として使われていた古道が、古代には「南海道」として山城地域から河内を経て紀伊地域に赴く道として成立した。現在の大阪平野部がまだ河内潟から平野に移行する過渡期に当たり、山沿いが歩きやすかったため、自然と形成されていったのである。

う。生駒山西道ともよばれている。

はじめでも述べたが、この道沿いに古代寺院は建立されていった。特にそれは大和地域から難波津方面に抜ける東西道との交差点に造営された傾向にある。つまり交通の要衝に古代寺院を建立するのである。

次に東高野街道に沿って河内の古代寺院について見ていきたい。

尊延寺越道（田辺街道・普賢寺越）

枚方市禁野橋が起点で、尊延寺を経て京田辺市に入り、普賢寺、興戸、草内のコースで木津川を渡る。普賢寺越ともいう。時期は新しいが、天正10年（1582）6月2日の家康の伊賀越えの脱出の際、河内から山城へ抜けるときに利用したと思われる道が尊延寺越道である。後述の河内街道との交差点に河内百済寺は存在する。家康は堺から来たということから考えると、現大阪市内を通過しており、摂津百済寺（堂ヶ芝廃寺）とつながる。

交野郡河内百済寺は双塔式伽藍配置で最近の発掘調査で付属院もわかっている。また関連する禁野本町遺跡からは「大領」と書かれた木簡や「少家」と墨書された土師器が出土している。

磐（岩）船街道

枚方から私市、磐船を経て、生駒市の南田原に至る道は磐船街道といわれ、有力氏族物部氏がその祖先神である、饒速日命の河内降臨神話と深い関連がある道である。それは『先代旧事本紀』にも認められる。東高野街道との交差点に交野廃寺は存在する。

交野郡交野廃寺は、交野郡衙推定地である郡津遺跡に接して建立されている。物部系の肩野連が造営主体と考えられるが、渡来系氏族である交野忌寸などもその造営に関わっていると考えられる。ここからは河内高句麗系軒丸瓦ⅡA2型式を創建瓦とし、重弁の原山廃寺式ⅡA型式に類似したもの、線鋸歯紋縁旋回忍冬蓮花紋軒丸瓦と忍冬唐草紋軒平瓦を採用している。どれも新羅様式の影響がうかがえる資料である。

清滝街道

古くから大和と北河内を結ぶ道で、守口の京街道から分岐し、門真、中野から清滝峠をとおる木津へ至る。守口街道ともいう。京街道からの分岐点に高瀬廃寺が存在し、東高野街道との交差点には正法寺が存在する。

茨田郡高瀬廃寺は現在の高瀬神社の位置で、行基の高瀬院ともいわれている。採用軒瓦としては外縁線鋸歯紋内珠紋帯細弁16葉蓮花紋軒丸瓦が認められるが、奈良時代まで下る可能性がある。付近からは7世紀後半の須恵器が出土している。

正法寺は讚良郡甲可郷に位置する。造営氏族としては百済渡来系の宇努造、新羅渡来系氏族の宇努連の可能性も考えられる。宇努造は天武12年に連姓を賜った

菟野馬飼造と同一氏族と考えられている。

採用軒瓦は、付近の讚良寺と同範関係にある高宮廃寺式を創建瓦とし、7世紀中頃に建立された。藤原宮式は丹波観音芝廃寺で使用したものがこの寺院に採用されており、その亜式が志紀郡押志廃寺、衣縫廃寺（河内国府）などで採用されている。正法寺で製作されたものが、高岸廃寺（国府北辺瓦窯跡群）に伝わり製作したものが、志紀郡で採用されたと考えられる。河内国府造営にこの氏族が関わったのであろう。東高野街道（南海道）を利用して交流があったと思われる。

中垣内越

古堤街道ともいう。大阪天満橋から寝屋川沿いに大東市を通り奈良へ向かう道である。のことが記されています。東高野街道との交差点は現在寺院として認知されていないが北側に瓦堂遺跡や「寺川」（寺川廃寺）の地名が残っており、延喜式内社の須波麻神社が存在するなど、未知の寺院の存在が考えられる。

日下越

難波から平城京に向かって最短距離として日下越がある。雄略天皇記の日下の直越道との関連が考えられ、また奈良時代には万葉集に生駒越や草香越の歌がある。東高野街道との交差点付近に石凝院がある。

石凝院は河内郡大戸郷に位置する。『行基年譜』に行基四十九院の一つとしてあげられ養老4年（720）建立であるという。採用軒瓦は花卉紋（雷紋）若江廃寺式軒丸瓦を創建瓦とし、6308K型式、6663型式など平城宮系軒瓦の他、河内郡法通寺Ⅰ類軒平瓦が採用されている。若江郡若江廃寺と河内郡法通寺の知識がこの造営に参加したと思われる。若江廃寺式以外は8世紀後半のものである。

暗越

奈良街道といわれた、古道の一つで、暗嶺道、暗越道とも呼ばれ、難波宮と河内、大和の平城宮を結ぶ道である。日下の直越道がこれという説もある。河内平野を横切り、生駒山地を越えて大阪と奈良側を結ぶ街道としては、日下の直越の道とともに奈良時代以前から利用されてきた古道で、河内寺廃寺と法通寺との間を通る。

河内寺廃寺は、最近の発掘調査で金堂跡が塔跡であることが判明し、伽藍配置の見直しがされている。造営氏族は百済渡来系氏族である河内郡領の家である河内連が造営主体で、西漢氏を中心である河内忌寸、下村主と同族の河内造も関連したと考えられる。

採用軒瓦として高句麗系軒丸瓦ⅡB4型式を創建瓦としており、その後、指頭庄幾何学紋重弧軒平瓦とセット関係の紋連珠縁細弁12葉蓮花紋軒丸瓦が採用されている。7世紀後半に創建されている。

辻子谷越

石切神社から辻子谷沿いに登り、興法寺を経て稜線を越え宝山寺へたどる道であったという。石切神社上之宮の横を通過して坂道を登る。

東高野街道との交差点には法通寺が存在する。

法通寺は式内社石切劍箭神社（石切神社）境内に所在する。造営氏族としては石切神社の存在から物部氏の一族である穂積氏が考えられる。

採用瓦として藤原宮式と池田寺Ⅱ式、難波宮式の重圏紋軒丸瓦がみとめられ、7世紀末の創建と考えられる。

十三街道（俊徳街道）

深江から東進し、荒川から菱江西で長瀬川を渡り、若江南で、河内街道を少し南に歩き西郡に入り、玉串川、恩地川を越えて、山藪を登り、楽音寺、大竹、神立をへて山道に入り、椋原道と分かれ十三峠に着く道である。

途中、河内街道との交差点に若江廃寺が存在し、河内街道を南下した交差点に西郡廃寺が存在する。そのまま東進して、東高野街道との交差点には心合寺廃寺が所在する。古代中世から十三峠を越えて法隆寺から四天王寺行くコースがあったことが考えられる

若江廃寺は若江郡錦部郷に位置するが、中世畠山氏の若江城の造営によって中心が破壊されてしまったと考えられる。造営主体は天平宝字5年（761）ころに中国百濟渡来系氏族である張氏が改姓した、後漢靈帝苗裔の若江造と考えられる。

採用軒瓦は大県郡安堂廃寺と同範の船橋廃寺式Ⅱ式及び弁中央に稜線を配する素弁八葉蓮花紋を創建瓦とし、外縁素紋の複弁形式（栗原寺式）や外区雷紋縁若江廃寺式軒丸瓦や河内寺Ⅲ類（細弁蓮花紋）軒丸瓦がある。

西郡廃寺は若江郡錦部郷の天神社周辺に位置する。造営主体は錦織（錦部）氏と考えられる。錦織氏は三善宿禰同族の百濟渡来系の錦部連（姓は首一造・連である。）と韓国人とされる錦織忌寸がある。

採用軒瓦は、重弁の原山廃寺式Ba1型式、河内寺Ⅱ型式細弁12葉、（Ⅱb類）河内寺Ⅱ型式細弁13葉（異範）、（Ⅲ類）河内寺Ⅲ型式偏向唐草紋が認められる。

心合寺廃寺は高安郡玉祖郷の心合寺山古墳の南西東高野街道の東250mにあたる。『広隆末寺ならびに別院記』に「河内秦興寺あるいは薬師寺云流記等…」とあり音が一致することから秦興寺が心合寺と同一寺院と考えられている。この文献が正しいならば、心合寺廃寺は河内秦氏の氏寺と考えられる。

採用軒瓦として古新羅様式の素弁8葉蓮花紋で中房には花卉からのびた線によって車輪条になっているものが創建瓦で、類似したものが2種認められ、他に大県郡安堂廃寺と同範もしくは同紋の素紋縁複弁8葉、素紋縁複弁7葉などがある。

立石嶺道（千塚越）

立石街道ともいう。渋川路から平野郷で分岐し、河内八尾から山本を通り、高安千塚の南側を通り、信貴山、竜田を結ぶ東西ほぼ直線に進む道である。このラインは古代に磯齒津路と呼ばれた東西幹線路に近い。途中、河内街道との交差点付近玉櫛川の左岸には東郷廃寺が存在し、東高野街道との交差点には郡川廃寺がある。

東郷廃寺は若江郡刑部郷にあたる古代寺院で、造営主体としては、刑部造、坂合部連、美努連などが考えられる。若江郡に御野県主神社が所在しこの付近が本拠地であると考えられる三野県主が存在すること、後裔の美努連が若江郡に居住する文献が認められることから、この氏族が造営主体となったと思われる。また、郷名氏族である刑部造も関わった可能性がある。

採用軒瓦としては重弁の原山廃寺式ⅡA型式を創建瓦とし、堂ヶ芝廃寺式、若江廃寺Ⅱ式がみられ、8世紀には青谷廃寺式や讃岐国分寺所用軒瓦が認められる。

郡川廃寺は高麗寺廃寺ともいい高安郡三宅郷に位置する。遺構などは不明であるが、礎石が遺存している。造営氏族は地名から高麗国須牟祁王の後裔である狛人が考えられる。

採用軒瓦としては教興寺や安堂廃寺と同範の西琳寺式C6型式を創建瓦とし、外区唐草紋単弁八葉蓮花紋軒丸瓦や平城宮6688型式系軒丸瓦などがある。

信貴越

立石嶺道から旧八尾寺内の東で南に分岐し、これを起点とし、南東に進み高安を東進すると教興寺に至る、これより黒谷に入り山道を東に進み高安山南嶺を越え大和の信貴山結ぶ道である。この道を登り詰めると高安城に達する。高安千塚古墳群南部の古墳が点々と分布する

東高野街道との交差点付近には教興寺が存在する。

教興寺は旧高安郡掃守郷の古代寺院で、造営主体は文献によると秦川勝造営の秦寺とする説があるが、所在地より高安氏や掃守氏が関連したと考えられる。特に高安氏は高安郡を建郡したという文献も見られ。後には一族の中から郡大領になったものもあり、高安氏が有力と考えられる。

採用軒瓦としては重弁形式の原山廃寺式2種、西琳寺式軒丸瓦C6型式2種、心合寺廃寺式が出土している。また、奈良時代には青谷式平城宮式系軒丸瓦が出土しており、かなり勢力のある寺院であったと考えられる。

渋川路・立田道（亀瀬越）

四天王寺から田辺で下高野街道と分岐、平野で中高野街道と分岐し、加美鞍作、跡部、久宝寺、竜華、八尾、老原付近で長瀬川沿いに進み、志紀、柏原に至る。旧大和川を渡り、安堂付近から山道に入り（立田道＝亀瀬越）、やや北上して横尾

の集落をとおり、南下して式内社金山彦を通り、大和川右岸を通り亀の瀬に至る。

ここには、摂津安倍寺、摂津田辺廃寺、河内に入って鞍作廃寺、渋川廃寺が所在する。東高野街道との交差点付近、立田道の入り口には太平寺廃寺（智識寺）、安堂廃寺（家原寺）が存在し、安村俊史によると智識寺南行宮や津積駅もここに存在するという。

鞍作廃寺は渋川郡竹淵郷の古代寺院で、規模、伽藍配置など詳細は不明であるが、近くに礎石が残存している。造営氏族は司馬達止の子孫である鞍作村主と考えられている。

採用軒瓦としては善正寺式C種が認められる。

渋川廃寺は渋川郡跡部郷に位置する古代寺院である。塔跡を発掘調査され四面に「塔分」「下村主」が線刻された平瓦が出土している。

造営主体については、廃仏派の物部連の氏寺という説があるが、創建時期が7世紀第2四半期代であることから郷名氏族で物部一族の阿刀氏が関わったと考えられる。高句麗系を採用していることから、最古級の寺院として位置づけられることもあったが、出土瓦を詳細に検討すると、630年代以降まで下る可能性も存在することがわかった。

採用軒瓦としては、河内高句麗系軒丸瓦ⅡB1型式、原山廃寺式ⅠBb型式、法隆寺西院伽藍式系、平城宮式系（青谷式？）などがある。

太平寺廃寺（智識寺）は大県郡鳥坂郷の古代寺院で双塔式伽藍配置が考えられており塔心礎残が依存している。この寺院は河内六大寺の智識寺に比定され、茨田宿禰弓束女を中心に知識（信者）が集まって造営された寺院であることが推定されている。ただ7世紀代には主に大県郡の氏族によって造営されたと思われる、大県郡諸寺の軒瓦が採用されている。

採用瓦は船橋廃寺式Ⅱ式、鳥坂寺Ⅰ式軒丸瓦、安堂廃寺Ⅱ型式を創建瓦としており、その後、西琳寺式軒丸瓦Bb型式が採用されている。重弁の原山廃寺式4種、粟原寺式3種が認められる。奈良時代にも難波宮のものと同範瓦や河内国分寺の軒瓦を多く採用している。

安堂廃寺（家原寺）は大県郡鳥坂郷の古代寺院で法起寺式伽藍配置と推定されている。河内六寺の家原寺に比定されており、造営主体については家原氏や茨田宿禰弓束女が関連していることが考えられる。

採用瓦は船橋廃寺式軒丸瓦Ⅱ式と安堂廃寺Ⅱ型式を創建瓦とし、原山廃寺式2種、粟原寺式複弁形式出土している。

大津道

長尾街道の前身で難波と大和飛鳥を結ぶ国家によって飛鳥時代に作られた大道で、堺市北三国ヶ丘町の方違神社から河内平野を丹比道の北2kmを平行して東進、

二上山の北麓の峠越えで、大和に入り長尾神社で、竹内街道と交わる。ここより東進し横大路の大道で飛鳥に通じていた。

1982年に松原市上田2丁目の、長尾街道（幅6m）の中心から約10m南側に幅1.7m、深さ0.3m、長さ10mの溝と、溝の肩より20cm高くなった路面構造が検出され、溝の中から6世紀末から7世紀初めの須恵器や、墨書土器の破片が見つまっている。

志紀郡内の大津道沿いには拝志廃寺、河内国府、衣縫廃寺が所在し衣縫廃寺は東高野街道との交差点にある。現在の大津道推定地はこれらの北側台地縁辺部の低い部分に位置する。

拝志廃寺は旧志紀郡拝志郷の式内社伴林氏神社境内付近に位置する。伽藍配置等是不明であるが字名などから50m四方の区画が認められる。神社境内には式塔心礎が残る。造営主体は式内社伴林氏神社の存在から大伴氏系の林連と考えられる。その他「林」を氏名としている百済渡来系の林史や東漢氏系の林忌寸などの渡来系氏族も関与した可能性を指摘したい。

採用軒瓦は九頭神廃寺式系、原山廃寺式ⅠCaを創建瓦とし、原山廃寺式ⅠBb、小山廃寺式、忍冬蓮華紋C2類が認められる。8世紀以降では、湖東式系、難波宮系、鳥坂寺Ⅹ、青谷式などが確認できる。

衣縫廃寺は志紀郡志紀郷の古代寺院で、法起寺式伽藍配置が想定されている。塔心礎は捨前寺式である。造営主体としては、飛鳥の蘇我氏系氏族の氏寺で採用されている軒瓦が使用されていることからこの造営者も蘇我氏一族と想定し、付近に残る地名から林臣を想定したい。また、軒瓦には船橋廃寺と類似する点が多い。僧寺と尼寺の関係も考慮に入れられるであろう。また衣縫氏が関わった可能性もあるであろう。衣縫氏には物部系と渡来系がある。その他、高句麗僧慧灌が推古33年(625)建立したという「井上寺」であるという説もある。

創建瓦としては飛鳥寺Ⅱ型式軒丸瓦が採用されているほか、豊浦寺式軒丸瓦の高句麗系軒丸瓦ⅠA型式およびⅡA2型式、ⅡB3型式を採用している。その後は、船橋廃寺式Ⅱ式軒丸瓦、西琳寺式軒丸瓦Bc型式とⅡ式C4型式軒丸瓦、原山廃寺式軒丸瓦などを採用している。7世紀末には花卉紋縁の小山廃寺（紀寺）式軒丸瓦を採用している

河内国府推定地も大津道に沿いにある。従来推定地は市野山古墳（允恭陵）北東部が有力であった。しかし最近の発掘調査で、その部分には冢塚古墳など新たに市野山古墳の陪塚が発見され、市野山古墳北側が有力になっている。これを実証するように、最近一つの発掘調査区から10点以上の奈良時代の軒瓦が出土している。この中には国分寺や青谷遺跡で採用されている、青谷廃寺式や難波宮式が出土した。また他の調査区では、これら以外に九頭神廃寺の高句麗系や正法寺の

藤原宮式瓦が出土している。

竹内街道

前身の丹比道が難波と大和飛鳥を結ぶ国家によって飛鳥時代前後に作られた大道である。堺の大小路から西高野街道と同じルートで仁徳陵北側付近から分岐して旧河内八下郡の黒土に入り、金岡の金岡神社、野遠付近で下高野街道と交差し、西除川を渡り、丹北郡であった松原市の丹南、岡の東側で中高野街道と交差し、立部で南東にやや下がり、東除川を渡り羽曳野丘陵の伊賀を越え、野々上東で南下、はびきの、軽里を通り、白鳥陵の北を通って古市に出る、古市で東高野街道と交差し、石川の臥竜橋を渡り飛鳥川に沿って東南に進む、太子町大道から緩やかな坂道になり二上山南麓の竹内峠を越えて葛城に出る。当麻町長尾に長尾神社が鎮座している。この神社は吉野から堺に行く長尾街道と竹ノ内街道との交点に鎮座している。

起点付近には塩穴寺が所在する。その後、中高野街道との交点には泉福寺がある。さらに東進すると野中寺、そこから南にいくと善正寺が、さらに東進すると東高野街道との交差点には西琳寺がある。そこから石川を渡ってさらに東南に下がると、西側に春日廃寺（妙見寺）があり、緩やかな坂道を上がった式内社科長神社に接して山田廃寺（萬法蔵院）がある。

塩穴寺は大鳥郡塩穴郷に所在する寺院である。造営主体としては、土師氏一族の石津氏、西文氏一族の古志氏の氏寺の可能性がある。竹内街道から南にやや離れているが、起点の大小路の北側を堺北荘といい、ここに山代忌寸同祖、つまり西漢氏一族の凡人中家氏の本拠地があるためこの氏族も関連すると考えられる。

採用軒瓦としては西琳寺式 Aa、野中寺 B2 種、押圧紋軒平瓦などがある。

泉福寺は丹比郡黒山郷の古代寺院である。聖徳太子の建立した寺院であると伝承されているが、伽藍配置はもとよりその遺構も不明である。立地的にみると、この寺院は善正寺の真西に所在し、両者の関連が深いことが示唆される。造営氏族としては、近くの丹比廃寺や黒山廃寺とは出土軒瓦の組成が異なり、太井遺跡との関連が深いことから、物部金弓連の後裔の田井連や倭漢氏坂上直の一族である田井直が考えられる。採用瓦の様相から後者と考えられる。

採用軒瓦としては、善正寺式 A 種がある。また、南に 700m に位置する太井遺跡でも善正寺 A もしくは B 種が新羅土器や飛鳥Ⅲ～Ⅳの土器と共伴して出土しており、泉福寺との関連が考えられる。

野中寺は丹比郡野中郷、現在も法灯を続けており、変形法隆寺式伽藍橋寺式塔心礎が残っており表面には亀の姿が彫られている。造営主体としては船氏をあてる説が通説となっているが、その根拠が乏しいことから、所在地名より野中連や河原連、野上連（竺志史）など魏の陳思王植後裔氏族が集まって建立したと考え

たい。同族には安宿郡や大県郡に盤踞している上村主も認められる。

採用軒瓦は西琳寺と同範の 004 型式素弁八葉蓮花紋、西琳寺式 Aa 型式、016b 型式を創建瓦としている。また、「庚戌年（650）」銘の丸瓦が塔跡から出土しており、その頃にはある程度伽藍が整っていた可能性が考えられる。

現在判明している最も古い軒瓦は 004 型式であるが、これは範傷の進行具合などから西琳寺から野中寺へ範型が移動したことが判明しており、創建時期が 7 世紀中葉まで下る可能性が考えられる。ただ、現在金堂跡を調査していないため、今後古く遡る軒瓦が出土する可能性も考えられる。

7 世紀後半には西琳寺式 Ab 型式、西琳寺瓦式、西琳寺 Ba 型式、善正寺式 2 種のように西琳寺式の影響下にあるものも採用しているが、忍冬蓮花紋が 2 種 3 型式採用され、それが他の寺院にも分布していることから、この寺院の独自性が表れてくる。

善正寺は丹比郡野中郷、来目皇子墓の東、小口山古墳の西側にほぼ接したところに位置する。造営主体は津氏の氏寺という説、また最近では伊吉氏の氏寺である伊吉（雪）寺に比定する説も見られるが、地域的やその寺院の技術などから船氏の氏寺と考えるのが妥当であろう。船連出身の道昭が唐から帰国後、付近の祖先の墓を鎮めるため建立したのである。

採用軒瓦としてはⅡ期の西琳寺式 Aa 型式も少量認められるが、創建期以降奈良時代が始まるまで、善正寺式軒瓦（A 種～D 種）のみを採用している。

西琳寺は古市郡古市郷、東高野街道との交差点に所在する。造営主体は渡来系氏族の雄である西文氏である。『西琳寺縁起』にみられる欽明天皇乙卯年（559）を一干支下らせた 619 年が創建年代として考えられてきたが、現在の段階では最も古い奥山廃寺 IVB 型式の年代から 630 年代以降に渡来系氏族の雄、西文氏を造営主体として創建されたと考えられる。

採用軒瓦は船橋廃寺と同範の河内高句麗系 2 種の他、奥山廃寺 IVB 型式が創建瓦として採用されている。また、野中寺 004 型式が認められる。その後、ほとんどが西琳寺式系を採用しており、その中心寺院として存在すると考えられる。

春日廃寺（妙見寺）は石川郡山田郷の古代寺院である。寺伝によると推古天皇六年（588）蘇我馬子によって建立された古代寺院とされており、「続日本紀」宝龜 8 年（777）8 月 15 日条に上野国群馬郡の五十戸、美作国勝田郡の五十戸をこの妙見寺に施入された記事がみられる。その後も「新抄格勅符抄」、「日本後紀」などの文献に現れる。

造営氏族は裏山の南東斜面からは、江戸時代に紀吉継の墓誌が出土しており、同春日からは采女臣竹良の墓地を示す埜域碑も出土しているなどから、物部氏一族で饒速日命を祖先とする采女氏や、葛城氏や蘇我氏やと同祖の紀氏が想定され

る。また、所在地や地域的なものから、敏達系皇族の氏寺という説もある。

採用軒瓦としては、西琳寺式軒丸瓦 Bc 型式、河内国分寺出土軒丸瓦と同型式の川原寺式軒丸瓦の退化型式が出土している。

山田廃寺（萬法蔵院）は石川郡山田郷の古代寺院である。この寺院は『元享積書』にも認められ、寺伝によると聖徳太子の弟麻呂子親王の開基で現在の当麻寺の前身であるという。また、地名から山田連が造営主体とも考えられる。山田連は周霊王太子晋の後裔や、魏の司空王昶の後裔といわれる中国渡来系氏族である。採用軒瓦としては西琳寺式軒丸瓦として B 型式で小形のものが出土しており、その他、複弁形式軒丸瓦も出土している。

水越嶺

水守付近で東高野街道から分岐し、庭鳥塚古墳の横を通り、広瀬で石川を越え、通法寺、太子で竹内街道と交差、大ヶ塚と続き、寺田で平石峠越えと交差、白木、馬谷、金山古墳を越え、式内社建水分神社から水越嶺を越えて御所へ続く。

大ヶ塚付近の降旗神社周辺が山城廃寺である。

山城廃寺の造営主体は西漢氏一族である山城忌寸で、付近に大伴の地名や降旗神社の祭神が大伴氏の祖先神であることから、大伴氏と結びついた西漢氏も存在したのであろう。

採用軒瓦は複弁 6 葉蓮花紋と三重弧紋のセット、和泉秦寺と同形の池田寺 II Ea 型式も認められる。

3. まとめ

以上、古道沿いに古代寺院が多く、特に交差点には、交野廃寺、正法寺、河内寺廃寺、教興寺、衣縫廃寺、西琳寺など有力な氏族が寺院を建立していることがわかった。これは寺院が当時の先進的なハイテクを駆使した場所で、仏教の教義を学ぶ場、呪術的な目的の場として民衆などの他者とは隔絶した世界を創造しているなど特殊性が考えられるであろう。また、白壁と朱色の太柱、緑色の窓、金色の飾金具、黒漆色に輝く瓦屋根など視覚的な印象、このようなカラフルな建物、おまけに当時にはなかった重層の堂塔など、多くの民衆が驚愕の目で眺めていたことであろう。

このように古道沿いに古代寺院が存在すると考えると、河内で大きく 2 ケ所あらたに古道の存在及びコースが考えられる。

A 北河内道（河内街道）の古代寺院（図版 15）

東高野街道は讃良郡讃良寺付近で大きく東におれる。しかし古代寺院はそのまま真っ直ぐのびたラインで等間隔に配置されており、淀川を越えた後は山崎院から山陽道（西国街道）に至る。

正法寺→讃良寺→高宮廃寺→太秦廃寺→蹉蛇廃寺→百濟寺→九頭神廃寺→船橋廃寺→楠葉廃寺→山陽道・（山城）山崎廃寺である。このコースを頭に入れつつ、古地図を眺めると、これらの寺院を縫うように古道も認められる。

これは近世の河内街道に一致し、南では若江廃寺、西郡廃寺もおとる。

また、北側では行基が淀川に架けた山崎橋の推定位置と一致する。この橋寺として開創したのが山崎院である。東高野街道の前身である南海道はこちらのコースを通っていたと考えたい。

B 大和川・石川合流地点の古代寺院（図版 16）

この地域には多く古代寺院が存在する。先述の南北方向の東高野街道沿いはもとより大津道、竹内街道など、記紀に記されているような官道も通っており、交通の要衝であったことが判る。

また、古くから重要視され、多くの人が居住していた。その中で有力な氏族の集落では寺院を建立するようになる。

一般に寺院というとお墓を中心とした死者への弔いの場を思い浮かべる方が多いかと思うが、それだけではなく、渡来系氏族を中心とした有力氏族にとっては、それまでの造墓活動がそうであったように、造寺活動は、造営者を中心とした氏族が結束し、一族繁栄を願うことによる権威の顕示を表していた。また、王権へ恭順を表す誓約という意味もあった。

東高野街道沿いには船橋廃寺、衣縫廃寺、土師寺が造られている。またそれを南下すると菅田八幡宮（神宮寺）、西琳寺がある。船橋廃寺の北側には奈良時代に聖武天皇や称徳天皇が行幸した河内六寺（三宅寺、大里寺、山下寺、智識寺、家原寺、鳥坂寺）がある。

ここで一つ疑問点がみられる。それは東高野街道が大県郡内のラインと志紀郡内のラインでは約 800m ずれて平行していることである。最近の復元では竹内街道と交差してからやや斜め北東にコースを取り、大津道の手前でかなり曲がって大和川を渡るというものである。おそらくこのコースは近世のもので、柏原船との関連があったのであろう。ではどのコースを考えればいいであろうか。

安村俊史は立田道の復元を考え、智識寺の南、安堂廃寺の北に抜ける道をあてている。さらにこれを延長したところに、万葉集にも歌われる「河内大橋」の存在を推定しここに津積駅の存在の可能性も指摘されている。これをさらに西に延ばすと、船橋廃寺の南側を通る。

また、志紀郡側の古代寺院である衣縫廃寺と船橋廃寺、大井廃寺、栲志廃寺の 4 ケ寺はその配置に規則性がある可能性を指摘したことがある。発掘調査で明瞭な区画が判明したわけではないが、衣縫廃寺の北に船橋廃寺、その西に大井廃寺、その南に栲志廃寺が存在し、衣縫廃寺と栲志廃寺も平行して存在する。衣縫廃寺

第2節 飛鳥時代の河内国出土軒瓦

の南で北東に屈曲する現在の推定をそのまま北に延長すると、衣縫廃寺の西側を通り船橋廃寺の西側にも一致することになる。このことから、船橋廃寺のところで東に90°屈曲し河内大橋を越え、智識寺の南西部で北に90°屈曲し北上するコースを考えたい。

長尾街道の前身の大津道は、国家によって飛鳥時代に作られた難波と大和飛鳥を結ぶ大道である。『日本書紀』の天武天皇元年(672)7月条の壬申の乱における戦いの記述中にも見える。この道沿いには先述の衣縫廃寺、栲志廃寺がある。また、河内国府推定地もこの道沿いと考えられる。現在の大津道の推定地は国府台地の北側に下ったところ、現北条松原線とほぼ同じラインが考えられているが、これだと寺院等の北側、つまり裏を通ることになる。それも高低差が現在でも10m以上もあり、以前の下水道立て坑の調査でさらに4m下から奈良時代の土器や新羅系土器が出土している。

そこで市野山古墳(允恭陵)内堤の北側を通ると考えると、衣縫廃寺、栲志廃寺の前面(南側)を通り、そのまま西に伸ばすと、以前、藤井寺市市民総合会館周辺に広がる地方の役所と推定できる北岡遺跡で見つかった道の遺構につながる。

その他、これらの古道からは外れるが、船橋廃寺、大井廃寺のラインをさらに西にのぼすと津堂廃寺にあたる。また、西琳寺、善正寺、泉福寺がほぼ東西に並び、津堂廃寺、葛井寺、野中寺、善正寺が古道で結ばれている。このように志紀郡から丹比郡の古代寺院は規格的に並び、これらの寺院造営に何かしらの関係を有している可能性がある。

それは「野中古市人」とよばれたフミヒト集団が氏族連合を結び、この付近の古代寺院はつながっていたと考えたい。

はじめに

河内はその地域性から古くより寺院が建立されている。解釈によっても異なるが、『続日本紀』によると天平勝宝元年(749)には66ヶ寺存在したという。考古学的成果によると飛鳥時代つまり7世紀代に河内国において建立された古代寺院は和泉を含めると80ヶ寺が数えられる。これらの寺院から出土した軒瓦は膨大な量になる。そこでこれらを時期的、紋様のなグルーピングを行い、説明を加えていきたい。

なお、軒瓦の時期は素弁形式を中心とする7世紀前半をⅠ期(標式例飛鳥寺式)、単弁形式の出現する7世紀中葉をⅡ期(標式例山田寺式)、複弁形式の出現する天智朝から天武朝前半をⅢ期(標式例川原寺式)、外区が内縁と外縁に分かれる形式の出現する7世紀後半をⅣ期(標式例薬師寺式)と区分する。

軒瓦の編年には紋様の変化、祖型(元となる瓦)にどれほど近いかが、異なるかを見極めていかなければならない。そのためには、瓦当紋様をパーツに分け、それぞれの形態、紋様を観察する。

例えば花卉や中房、間弁の形態、蓮子の配置などである。その中で最も年代が現れるのは周縁であろう。藤澤一夫氏はそのことを戦前に指摘している。最近では、紋様の変化だけで瓦の年代を考えるのが危険ということから、制作技法の変化による変遷を考えなければならなくなっている。時期、時代によって制作技法が異なることがあるからである。しかし、同技法が必ずしも同時期性を現しているとは限らない。それは技法の伝播もありうるからである。そこで紋様の変化と制作技法の両方からアプローチするべきであろう。

河内国出土軒瓦

Ⅰ期

飛鳥寺創建瓦には桜花状の花卉をもつ花組と、弁端が角張り珠紋を配する星組の2系統がある。それに伴い制作技法や丸・平瓦の特徴まで分かれる。花組では無段式丸瓦が伴い、瓦当との接合に丸瓦に加工を加えないのに対し、星組では有段式丸瓦が伴い、瓦当部との接合に丸瓦端部を片ほぞ形に加工してかぶせる様に接合している。ただこの様相の二分化は7世紀初頭の様相で時期が下ると崩れる。

河内の寺院で採用されている軒瓦は、飛鳥寺式系（花組）、斑鳩寺式系（星組）、豊浦寺式系（雲組）、奥山廃寺式系、船橋廃寺式系、軽寺式系、その他（高句麗系、古新羅系）などに分けられる。

飛鳥寺式系（花組） 飛鳥寺所要瓦の2種が採用されている。志紀郡井於郷衣縫廃寺、同郡志紀郷船橋廃寺で認められる飛鳥寺Ⅱ型式（1）は、飛鳥寺では1点のみの出土であるが、衣縫廃寺では大規模な発掘調査が実施されていないにもかかわらず、5点以上出土しており、衣縫廃寺から飛鳥寺への供給が考えられる。飛鳥寺が推古17年（609）までに造営が完成したと推定されることから、この型式も同様の時期が考えられる。

石川郡大国郷新堂廃寺では飛鳥寺Ⅰ型式垂木先瓦が少量採用されている。製品の移動であろう。

斑鳩寺・四天王寺系（星組） 楠葉平野山瓦窯群では斑鳩寺4A型式（四天王寺Ⅰa型式）（2）を焼成している。これは瓦範の摩耗具合から斑鳩寺から四天王寺に移ったものと考えられる。

新堂廃寺では創建瓦であるA群（4）が角端点珠10葉蓮花紋軒丸瓦で、斑鳩寺4D型式に類似し、丸瓦の接合も片ほぞ式のものが含まれる。

またB群（5）、C群（6）は丸端点珠10葉蓮花紋軒丸瓦で四天王寺Ⅰb型式に類似する。これらは斑鳩寺前期（601～622）にあたるであろう。

片岡王寺式系 新堂廃寺ではD群（7）、E群（8）が片岡王寺式であるが、紋様的には、片岡王寺のものより斑鳩寺6型式に類似する。

奥山廃寺系 茨田郡（後の交野郡楠葉郷）楠葉平野山瓦窯群6号窯では角端点珠8葉蓮花紋の奥山廃寺ⅡD型式（3）を焼成している。山背国久世郡久世廃寺に供給されている。

河内高句麗系

豊浦寺式系（河内高句麗Ⅰ類） 大和豊浦寺と同範もしくは同紋関係にある。ⅠA類は豊浦寺Ⅳ型式系で、衣縫廃寺では3範〔ⅠA1～3〕が認められる。船橋廃寺、志紀郡土師寺は1型式（9）で、範傷の進行から、衣縫廃寺（10）・船橋廃寺から土師寺へ瓦範が移動していることがわかる。安宿郡田辺遺跡のものは摩滅が激しいが、3型式の可能性が考えられる。

これらは飛鳥地域と同範関係は認められないが、紋様のにもともと遜色ないことから620年代後半から下っても630年代前半と考えたい。

ⅠB類は和泉郡木嶋郷秦廃寺、日根郡近義郷地藏堂廃寺のものが豊浦寺ⅧA型式（11）で、紋様が酷似するが異範で小型のもの（12）が秦廃寺、和泉郡木嶋郷堀遺跡で出土している。また、豊浦寺Ⅵ型式系のもの（13）が和泉郡八木郷小松里廃寺、日根郡近義郷加治・神前・畠中遺跡で出土している。これらを焼成した瓦

窯は確認できていないが、この地域で制作し、豊浦寺へ供給された後、在地の寺院でも採用されたと考えたい。この型式は、後述の船橋廃寺式との紋様類似から630年代が想定されている。

楠葉平野山瓦窯群6号窯では豊浦寺VB型式（14）を焼成している。これは宇治準上りC型式の瓦範が移動してきたものである。

河内高句麗系Ⅱ類 Ⅰ類より派生、もしくは大陸からの影響で創出したと考えられる。

ⅡA類は弁端尖形で弁中央に突線（凹線）を配し、基本的に楔形の間弁を配する。九頭神廃寺で何種類（15・16・18）が採用しているが、（16）と同範瓦が河内国府推定地及び船橋廃寺で出土している。類似したものが禪志廃寺（17）でも確認されている。交野廃寺出土のもの（19）は九頭神廃寺例から派生したもので、間弁に珠紋と楔形紋を交互に配する。衣縫廃寺のもの（20）は全体の紋様は不明であるが、間弁が楔形を呈する。

ⅡB類は弁端が尖形で基本的に間弁に珠紋を配する。瓦当端部より内側に周縁が認められる。渋川郡渋川廃寺のもの（21）は豊浦寺VA型式に近い花卉であるが、中房の周りの凹線は認められない。（22）は古市郡西琳寺と船橋廃寺とで同範関係にあり、西琳寺ではさらにそこから派生したもの（23）も出土している。衣縫廃寺のもの（24）は、内区が渋川廃寺のものに類似するが、圏線の外側にさらに素紋の周縁をもつ。河内寺のもの（25）は花卉が扁平で、間弁には何も配さない。中房は圏線で表しており1+6に蓮子を配する。（26）は大泉郡山下寺と大里寺で採用されている。

これらはⅡ期以降に下るものもあるが、A類の九頭神廃寺例や、B類の渋川廃寺例などはⅠ期に含まれるであろう。これらは高句麗系に位置付けているが、紋様や制作技法に類似が求められ、古新羅系と考えたい。

船橋廃寺式系 型式名である船橋廃寺の他、同郡衣縫廃寺、古市郡西琳寺で認められる。

奥山廃寺ⅣB型式が西琳寺で採用されている（27）が、胎土が異なる。瓦範が移動して西琳寺周辺で制作されたのであろう。船橋廃寺のもの（28）も同範であるが中房の周りには細い圏線が巡る。西琳寺のものと胎土が異なることから、瓦範をさらに改範したのと考えられる。つまり、奥山廃寺・豊浦寺→西琳寺→船橋廃寺と瓦範が移動した例である。大泉郡鳥坂寺でも採用されている。

衣縫廃寺では豊浦寺ⅢD型式（29）が採用されている。豊浦寺例は備中末ノ奥窯跡で焼成されたものであるが、飛鳥地域では3点しか確認されていないのに対し、衣縫廃寺では10点以上の出土が確認されていることから、本来この型式は衣縫廃寺のために制作された可能性が高い。

船橋廃寺式は豊浦寺式との関連や紋様のつながりの認められる百済大寺式の年代観から630年代前半が考えられている。

獸面紋(30)は高句麗系のものである。瓦当裏面下部に船橋廃寺式同様突帯を配するものが認められ、船橋廃寺式との関連が考えられる。志紀郡衣縫廃寺・同船橋廃寺・交野郡船橋廃寺・山背国綴喜郡志水廃寺に分布する。衣縫廃寺での出土状況から7世紀中葉以前の所産と推定できる。

船橋廃寺式壘式系 船橋廃寺式から派生したと考えられる一群である。

山下寺I式(31)は瓦当径が大きくなり、中房の蓮子は3重になる。大県郡山下寺出土のa類と同郡安堂廃寺出土のb類とが認められる。その他、太平寺廃寺、若江郡若江廃寺で認められる。範傷から安堂廃寺→若江廃寺と移動していることが判明している。山下寺では飛鳥IIの土器と供伴しており、7世紀中葉の時期が考えられる。西琳寺において成立した野中寺004型式(32)は、瓦当裏面に叩きを施すなど古新羅的な様相をもつ。範傷の進行から西琳寺から丹比郡野中寺へ瓦範が移動したと考えられる。西琳寺では叩き技法が次の西琳寺式A0型式に受け継がれていることから、山田寺造営直前の630年代後半が考えられる。安堂廃寺I式(33)は中房が半円形であるが、さらに時期が下る可能性が考えられる。

古新羅系 河内には単独もしくは周辺の諸寺で分布する軒瓦型式がいくつかある。

鳥坂寺式(34)は花卉が杏仁形に近く弁中央に稜線を配す。中房が大きく蓮子を1+8に配することなど、II期まで下る可能性も考えられる。大県郡大県廃寺・太平寺廃寺・安堂廃寺、安宿郡原山廃寺、船橋廃寺で採用されている。若江廃寺式(35)は鳥坂寺式に類似するが、中房径が小さく、蓮子数も少ない。高宮廃寺式(36)は細い周縁で弁端が切込むなど百済系紋様であるが、大和額安寺素弁6葉蓮花紋と弁数以外は紋様構成が同じで、突出した中房に蓮子を1+4に配する。額安寺の年代からI期末からII期まで下る可能性も考えられる。なお、讃良郡正法寺のものは(37)高宮廃寺のものとは異範で、讃良寺のものとは同範である。

II期

西琳寺式系 大和百済大寺で新しく創出された単弁形式は、山田寺で紋様の完成を見る。この山田寺式の紋様・技法を用いて西琳寺式は成立した。祖型に近いA類、退化形式のB類、発展形式のC類に分けられる。

A類 3重圏紋縁単弁8葉蓮花紋で、山田寺のものとは異なり弁中央に明瞭な稜線をもつ。Aa型式(39~40)は最も祖型に近いもので西琳寺では最低でも6範存在することが判明している。また、内区が最も祖型に近い素紋縁のA0型式(38)もある。これらは、丸瓦片ほぞ技法までも山田寺のものと同様である。西琳寺のみ

この技法が伝わっていることから西琳寺から他の寺院に瓦当紋様が分布していることがわかる。年代も山田寺に近い7世紀中葉にはじまると思われるが、紋様がAa1→Aa6へと崩れていくところや、技法の変化から7世紀末まで採用されていると考えられる。(40)は西琳寺では片ほぞ技法のものと接着法の両技法を採用しているが、土師寺では後者のみで、さらに葛井寺では凹面端部を斜めに削り、小口に刻みを入れた丸瓦を使用しており、西琳寺→土師寺→葛井寺と変遷が追える。その他、野中寺、善正寺で認められ、大鳥郡塩穴寺例(42)も西琳寺と同範関係にあると考えられるが、瓦当裏面下部端を強くナゲるなど別の技法が認められ、供伴する重弧紋軒平瓦(43)には、×字紋が押圧している。Ab型式(44)は野中寺及び下田池瓦窯1号窯で出土している。Aa型式と比べて小さく、周縁と内区とを画する圏線がない。蓮子数が1+4に減少し、丸瓦の接合位置がかなり低い。野中寺オリジナルでやや時期の下るものである。Ac型式は新堂廃寺で3範認められる。新堂廃寺F群(45)は弁端を小さく反転させており、弁中央に稜線を配する。子葉は輪郭線をもたず長い。丸瓦の接合は、端面を歯車状に刻んだ丸瓦を瓦当裏面に浅く押し込む歯車接合のものと、端面を加工しないものを接合させるものがある。新堂廃寺G群はF群に比べると弁端を大きく反転させており、子葉にも輪郭線が認められる。中房もやや小さい。丸瓦との接合は端面を加工しないものを、瓦当裏面に食い込ませないで接合する接着法のものが主である。新堂廃寺H群(46)は花卉中央に稜線が認められない。丸瓦との接合は、ほとんどが歯車接合をとっている。この型式は中野廃寺でも出土している。

これらの前後関係は、丸瓦接合技法の変化が時期差と考えると、F→G→H群へと新しくなると考えられる。山田寺F種軒丸瓦に近く7世紀第IV4半期初頭まで下がると思われる。

B類 A類の花弁が7葉に減少し、蓮子も1+4になるなど退化したものである。Ba型式(47)は最も紋様の整っているもので、土師寺において創作されたと考えられるが、この型式内で時期差が存在すると考えられる。土師寺の他、船橋廃寺、葛井寺、山下寺などで出土している。Bb型式は(48)間弁が1体化し、花卉端が截頭形になっているなど紋様が扁平化している。山下寺、船橋廃寺、衣縫廃寺、大県廃寺、太平寺廃寺、葛井寺などで出土している。さらにBc型式(49)は小型化して紋様が崩れ、紋様も扁平化する。石川郡妙見寺の他、志紀郡衣縫廃寺から同紋が出土している。Bd型式(50)はさらに紋様が退化し、輪郭線のみで表現している。錦部郡細井廃寺で認められる。Be型式(51)は高岸廃寺(瓦窯?)出土であるが衣縫廃寺で採用されたものと考えられ、6葉に退化している。Bf型式(52)はさらに退化したもので、石川郡萬宝蔵院において採用している。Bg型式

C類 西琳寺 Aa 型式の影響で成立した単弁形式である。C1 型式は野中寺のもので、周縁の形状から、普通の2重圏のもの(53)と、外側が広がったもの(54)の2種類が認められ、粘土を足して瓦当径を大きくしたのも認められる。丸瓦広端を歯車状に加工する例も存在する。野中寺の「庚戌年」(650)紀年銘平瓦とほぼ同時期と考えられる。東野廃寺式(55)は、下田池瓦窯で焼成されており、丹比郡野中寺、東野廃寺に供給されている。丸瓦は無加工のものを挿入する。C4 型式(57)は西琳寺式軒丸瓦の花弁の子葉が消失し、中房の蓮子が1+4に減少したものである。船橋廃寺、衣縫廃寺、高岸廃寺で採用されている。丸瓦の取り付け位置が下にあり、7世紀末葉の様相を呈している。C5 型式(56)は西琳寺 Aa 型式と東野廃寺式との中間的な紋様である。丸瓦の接合は、凹面側をカットした丸瓦を瓦当面に食い込ませている。(58) C6 型式は高安郡教興寺廃寺で2種採用されている。素紋縁になり、紋様は輪郭線で表している。花弁は8葉である。高麗寺廃寺で見られるほか安堂廃寺でも出土している。C7 型式(59)は最も退化したもので、丸瓦は瓦当上端から2枚分下げて接合している。石川郡妙見寺の他、大和寺戸廃寺、秋篠寺で認められる。善正寺式は善正寺でA種(61)、B種(62)、C種(63)、D種(64)4種あり、葛井寺例(60)を加えて、5種の瓦範がある。64の外側に周縁を付加したもの(65)が五十村廃寺などで採用されている。丸瓦の接合は、葛井寺例が丸瓦先端の凹面側を少し削り、端面と凹面に傷を付けて接合するのに対し、それ以外は、丸瓦先端の凹面側を斜めにカットして、瓦当裏面に接合する方法がとられている。善正寺を中心に、南河内の寺院で広く分布している型式である。7世紀第IV3半期後半から8世紀初頭の年代を与えたい。

百済大寺式系 舒明天皇十一年(639)建立の百済大寺で採用されたものが、難波宮遷都後に整備された四天王寺で採用され、それがさらに日根郡呼喚郷海会寺(66)、同郡賀美郷禪興寺廃寺で採用されている。さらにこの型式を元に海会寺では(67)を禪興寺廃寺では(68)を創作する。両者は素紋縁になっており、海会寺のものには中房が半円形に近いものと、平坦になったものがある。

池田寺 I 式 百済大寺式の影響を受けて和泉郡池田郷池田寺で成立したと考えられる。素紋縁化しており、瓦当裏面には、強いナデが認められる。A類(69)は最も百済大寺式に近いもので、小さい中房に1+8の蓮子を配する。丸瓦の凹面及び瓦当裏面の接合部に刻みを入れている。和泉寺でも認められる。B類は蓮子が1+6に減少したもので、弁中央に稜線を配するBa類(70)とそれがないBb類(71)とに細分できる。丸瓦の接合は、先端の凹面側を斜めにカットした丸瓦を、瓦当面ぎりぎりまで食い込ませている例がほとんどだが、Bb類には、次のC類と同じく、瓦当裏面に刻みを入れて接合する例も存在する。C類は瓦当径が小さく、圏線の巡る中房に蓮子を1+4に配する。中房の大きなCa類(72)と小さなCb類

とがある。Ca 型式は斜縁で、弁端は桜花状になっている。Cb 型式は弁端が丸い。丸瓦の接合に際しては、瓦当裏面に刻みを入れている。瓦当裏面を外周に沿って強くナデるが、ナデないものも存在する

単弁形式系

軽寺式系 和泉郡坂本郷坂本寺(73)と池田郷池田寺で軽寺式を採用している。軽寺のものとは異範ではあるが酷似している。陶邑谷山池地区の瓦窯で焼成していることが判明しており、範傷の進行から坂本寺から池田寺に移動したことがわかる。さらに、この型式から派生した信太寺式が信太郷信太寺を中心に認められる。これは中房が小さく蓮子を配さない特徴をもち、弁端の丸いA種(74)、尖形で紋様がシャープになったB種(75)がある。さらに退化したもの(76)が日根郡鳥取郷道弘寺瓦窯で出土している。その他に百舌鳥陵南廢寺式(77)がある。大鳥郡土師郷百舌鳥陵南廢寺のもので重圏縁であることが異なるが、内区は百済錦城山廢寺例に類似する。信太寺で範傷が進行したもの(78)が出土している。その他、重圏紋縁で弁中央に稜線を配する土師観音廢寺式がある。土師観音廢寺では蓮子を1+8に配するもの(79)、1+6になり周環を巡らすもの(81)があり、前者は和泉寺でも出土している。春木廢寺では単弁になり、蓮子を1+6に配するもの(80)がある。

重弁形式系 花弁重なる状況を表現したもので大和ではほとんど分布していない。

原山廢寺式 主に大泉郡、安宿郡、志紀郡の一部で分布する。I類は間弁の形態から2形式に分けられる。A類は間弁が菱形で最も祖型と考えられる。Aa 型式は鳥坂寺で創作されたもので、周縁に連珠紋を配するもの(82)と配さないもの(83)がある。他に安堂廢寺、太平寺廢寺で出土している。Ab 型式(84)はAa 型式の紋様が扁平化したもので、鳥坂寺、太平寺廢寺で認められる。Ac 型式(85)は教興寺のオリジナルで中房の周りに凹線が巡る。紋様的にBa 型式の影響も受けている。B類は内区と周縁の間に凹線を、間弁に珠紋を配する。Ba 型式(86)は安堂廢寺で創作され、花弁が短く扁平になったものである。太平寺廢寺、教興寺、西郡廢寺、鳥坂寺で認められる。瓦範の彫り直しにより紋様を明瞭にさせているもの(87)がある。太平寺廢寺、原山廢寺、五十村廢寺で認められる。Bb 型式(88・89)は花弁数が7葉に減少する。丸瓦の接合位置は、かなり低いものを中心であるが、88のように上部にあるものも存在する。

押志廢寺、原山廢寺、五十村廢寺、鳥坂寺、渋川廢寺、片山廢寺で認められる。C類はII B類の影響で紋様が扁平になり、間弁は花弁を取り囲む。Ca 型式(90)は間弁に珠紋を配する。やや大きな中房に1+4に配する。押志廢寺と同範であるが作りの雑な原山廢寺例(91)がある。Cb 型式は間弁に珠紋がなくなり、中房の

周りに凹線を配する。内区は同范で素紋縁(92)→唐草紋縁(93)→圈線縁の順に改范されている。船橋廃寺、衣縫廃寺で認められる。Ⅱ類は紋様の単弁形式に近く、間弁には珠紋を配する。A類(94)は広く高い直立縁で、小さな中房に1+8に蓮子を配する。周縁と内区の間には凹線を配する。山下寺、原山廃寺、東郷廃寺で認められる。B類(95)は周縁と内区との境に凹線を配すものと、凹線がなくなりそのため周縁が太くなったものがある。瓦当と丸瓦の接合は、丸瓦端部凸面を斜めに削った丸瓦を深く差し込む。鳥坂寺、太平寺廃寺、原山廃寺で認められる。

原山廃寺式の年代としては、ⅠAa型式が最も古く、ⅡA、ⅠBa型式が7世紀第Ⅲ4半期後半、ⅡB、ⅠAb型式が第Ⅳ4半期前半、ⅠCaが第Ⅳ4半期後半、ⅠCb型式が8世紀第Ⅰ4半期にその採用の中心があると考えたい。

Ⅲ類は原山廃寺式以外の重弁形式である。鳥坂寺Ⅲ型式(96)は花卉が細い凸線で表現されており、間弁は菱形である。中房は周辺が1段低くなっており、蓮子を1+4に配している。船橋廃寺で認められる他、山城山崎廃寺で採用されている。鳥坂寺Ⅵ型式(97)は紋様が立体的で間弁が菱形であるなどⅠAa型式から派生したものと考えられる。中房は小さく1+7に蓮子を配する。中房を大きく改范したものもある。太平寺廃寺でも採用されている。

丹比廃寺式は紋様に鳥坂寺Ⅵ形式の影響を受けたと思われる。基本的に単弁に2重の圈線が囲み花卉の重なりを表現している。突出した中房には蓮子を1+8に配す。間弁などの様相で3タイプに分けられる。A類(98)は花卉が葉研彫り状になり弁央に稜線を配する。間弁は菱形であるが1個だけ圈線による逆3角形である。瓦当裏面に突帯を付加している。黒山廃寺、丹比廃寺、太井遺跡、真福寺遺跡で出土している。B類(99)は間弁が扁平な菱形でY字形に近い。蜂田寺、長曾根遺跡で出土している。C類(100)は2重目の輪郭線も花卉状に閉じている。間弁が菱形のものと逆3角形が交互になっている。黒山廃寺、真福寺遺跡、叡福寺で出土している。最近、摂津であるが距離的にはなれていない榎津廃寺でC類の同紋品が出土している。

Ⅲ期

複弁形式系 周縁が鋸歯縁の川原寺式と素紋縁の粟原寺式がある。

川原寺式 大和川原寺の創建瓦を祖型とする。原山廃寺例(101)は川原寺601Cと同范とされる。蓮子を1+5+9に配する。右上がりの面違鋸歯紋縁である。発掘調査ではこの型式のものは出土していない。船橋廃寺例(102)は周縁と花卉、中房の破片である。面違鋸歯紋縁で、やや突出した中房には周環を巡らす蓮子が認められる。新堂廃寺Ⅰ群(103)は周環が巡る蓮子を1+5+10に配し、左上が

りの面違鋸歯紋縁である。范傷はない。丸瓦との接合は、すべて歯車状接合である。龍泉寺、細井廃寺でも出土している。范傷では認定できないが、歯車の状況から間隔の広い龍泉寺が後出し、范のシャープさから新堂廃寺→細井廃寺→龍泉寺の順に採用されたと思われる。制作地が判明しているのは新堂廃寺のヲガンジ池瓦窯だけであるが、3ヶ寺とも別の窯で焼成されたと思われる。新堂廃寺Ⅰ群(104)は蓮子を1+5+9に配し、周環が巡る。右上がりの面違鋸歯紋縁である。当初のものは范傷も少なく、丸瓦との接合は歯車接合である。その後、改范するが、蓮子の位置が花卉と合わないものがあるなど中房部分が埋め込み式のものと考えられる。丸瓦の接合は最初、未加工または歯車接合であったものを、横置きの本作り技法へと変化する。この技法のものは、新堂廃寺で奈良時代に使用される平城宮6304型式でもみられる。つまり、この瓦范はかなりの長期に渡り使用されたことがわかる。細井廃寺3類(105)は蓮子を1+6+11に配する。蓮子は大きく、中心、1重目、2重目のものが各々接する。面違鋸歯紋縁である。丸瓦との接合は、歯車接合であるが、歯車の形状が2類とは異なり、古い形態の3角形を呈する。海会寺ⅡA類(106)は蓮子を1+5+9に配し、周環が巡る。右上がりの面違鋸歯紋縁であるが、鋸歯紋の内5単位分の傾きが逆になっている。丸瓦の接合は、瓦当裏面に溝を彫り、先端未加工のものを接合する。講堂下層に1基瓦窯が検出されており、また、その東西にも窯が存在する可能性が高く、これらの窯のいずれかで焼成されたと考えられる。ⅡB類(107)は蓮子が2重に巡る。右上がりの面違鋸歯紋縁である。丸瓦の接合法は不明である。坂本寺2類(108)は発掘調査では1点も出土しなかったが、残存する写真で見ると、周縁と花卉の破片で右上がりの面違鋸歯紋縁である。

高宮廃寺例(109)は、線鋸歯紋縁で、扁平な中房に蓮子を1+4+8に配す。丸瓦は瓦当裏面に溝を彫って接合する。讃良寺例(110)は同范である。妙見寺Ⅱ類(111)は線鋸歯紋縁で、小さく低く突出した中房には蓮子を1+6+10に配する。丸瓦の接合は先端に溝を付けたものを差し込んでいる。河内国分寺、大和尼寺廃寺、下田東遺跡で出土している。禅興寺廃寺例(112)は周環が巡る蓮子を1+8+8に配す。外区には線鋸歯紋縁を飾る。丸瓦との接合は瓦当裏面に溝を彫って接合する。原山廃寺からは7葉に減少しているが、面違鋸歯紋縁のもの(113)が採用されている。

粟原寺式(複弁素紋縁) 川原寺式の周縁が素紋になったものである。

鳥坂寺Ⅹ型式(114)は蓮子を1+4+8に配し、周環はない。丸瓦は瓦当裏面に溝を彫って接合する。原山廃寺でも出土している。若江廃寺A類(1115)は、周環の付く蓮子が螺旋状に巡る。弁端及び間弁の各先端には棒針状のものが付く。傾斜縁である。丸瓦は瓦当最上端付近に接合する。若江廃寺B類(1116)は、蓮子

が1+4+12に巡る。安堂廃寺例(117)は中房には周環を巡らす蓮子を1+8に配する。周縁は低く太い。心合寺廃寺例(118)は太い周縁や花卉など117に近い。花卉が7葉になり、蓮子に周環は付かないもの(119)もある。

百濟寺下層(120)複弁6葉で蓮子を1+4+8に配する。間弁は大きく2重間弁になっており、備中式系の影響を受けたものである。鳥坂寺IX型式(121)6弁になり蓮子を1+4+8に配し、周環はない。原山廃寺でも出土している。大野寺例(122)は「神亀4年(727)」銘軒丸瓦である。奈良時代のものであるが、複弁形式の比較のため掲載した。

単弁形式系 7世紀後半にあたるものである。

交野廃寺例(124)は端部が尖形で周りに圏線が巡る花卉である。周縁の周りに凹線を配する。心合寺廃寺例(125)は中房が車輪状になりY字形の間弁を配する。新羅系の紋様をもつ。鳥坂寺II型式(126)は外縁が高く中房の周りに溝を巡らす。蓮子を1+4に配する。鳥坂寺IV型式(127)は11葉でやや大きな中房に1+8に配する。両者は山崎廃寺周辺で出土している

撰津堂ヶ芝廃寺式系 撰津堂ヶ芝廃寺と関連する紋様で外区の内縁に突線連珠紋を外縁に線鋸齒紋を配する。採用寺院によって内区紋様が異なるが、瓦当中央に上部から下部まで通る突線が認められる。中山観音原廃寺例(128)は内区に単弁を配し、中房に蓮子を1+6に配する。東郷廃寺B型式(129)は薄肉の重弁蓮花紋である。間弁はY字形に近い菱形で中房まで達する。突出した中房に蓮子を1+6に配する。百濟寺下層例(130)は内区が複弁6葉でやや大きな中房に蓮子を1+6に配する。

忍冬紋系 もともと斑鳩地域で分布していた紋様を祖型とし、6弁の花卉に忍冬紋を配する。

A類は野中寺で創作されたもの(131)で、中房に蕊を表すなど異なる点もあるが最も祖型に近い。尾張元興寺に瓦範が移動している。B類も野中寺で創作されたと考えられる。内区は同範であるが、周縁の紋様を1類(132)は重圏紋、2類(133)は鋸齒紋に改範される。2類は船橋廃寺、大里寺、四天王寺で採用されており、龍泉寺ではさらに直立縁にして重圏紋を施すもの(134)が認められる。C類は重圏紋縁であるが退化型式で、拝志廃寺例(135)は、忍冬紋が退化し瓦当径も小さい。山下寺例(136)は忍冬紋が陰陽逆になっている。

IV期

雷紋縁複弁(小山廃寺式)系

九頭神廃寺では蓮子を1+4+8に配し、紋様は扁平で周縁は子葉に2重になる

花卉紋を配する21類(137)と、蓮弁も退化し小さな中房に蓮子を1+6に配し、周縁の花卉紋も剣菱形の22類(138)がある。前者は蹠廃寺でも採用されている。衣縫廃寺のもの(139)は低い中房に周環の付く蓮子を1+4+8に規則正しく配し、内区と外区との境にも圏線を配する。傾斜縁には子葉に3重になる花卉紋を配する。外側にも無紋帯をもっている。拝志廃寺、船橋廃寺でも出土している。青谷遺跡のもの(140)は磨滅しているが大きな中房に蓮子を1+4+8に配す。花卉はやや膨らみのある複弁8葉でY字形の間弁である。外区は傾斜縁には3重に花卉紋を配する志紀郡で分布するものと青谷遺跡のものとは、紋様構成が一致し、同範の可能性も考えられる。和泉寺では中房に周環の付く蓮子を1+8に配し、7葉のもの(141)と8葉のもの(142)とがあるが、前者は子葉に2重になる花卉紋を配するのに対し後者は単弁紋を配する。141は伊勢国浄泉寺で類似するものが出土している。秦廃寺のもの(143)は蓮子も1+6になり蓮弁も7葉であるが、1部間弁がないものがある。周縁の花卉紋も崩れている。十弧紋軒平瓦(145)が供伴する。土師観音寺のもの(144)は周縁の花卉紋が崩れ鋸齒紋になっているところがある。突出した中房に車輪状に区画され、そこに蓮子を1+6に配する。信太寺でも出土している。

連珠紋縁(146)は土師観音寺のもので蓮子を1+4+8に配し、蓮弁は細弁16葉であるが複弁の細弁化したものと考えられる。和泉寺でも出土している。

×紋縁(147)は山城廃寺のもので蓮子を1+6に配し、蓮弁も6葉になっている。瓦当裏面下部に突帯を付加している。

法隆寺西院伽藍式系 面違鋸齒紋縁で、子葉の断面が丸くなるなどの特徴をもつ長林寺系がほとんどである。

西琳寺例(148)は瓦当面が突出する。右上がりの面違鋸齒紋縁である。子葉は断面が丸みを帯びており、蓮子を1+6+12に配す。発掘調査で出土例はない。大和長林寺のものに類似する。渋川廃寺例(149)は法隆寺216C軒平瓦を表裏反転させた紋様であるが、細部が異なる。平瓦部を包み込み技法で接合している。これと供伴する軒丸瓦は8葉複弁蓮華紋軒丸瓦で、子葉は中央が窪む。中房はやや突出し、蓮子は2重に巡り、内側と外側の境に圏線が巡る。内側は1+8の蓮子が圏線で囲まれ、その外側にさらに8個の蓮子をおく。外区は直立し、珠紋が巡る。河内寺では軒平瓦(150)のみ出土している。撰津太田廃寺と類似するが異範である。船橋廃寺例(151)は面違鋸齒紋縁である。中房は突出せず、圏線で表現し、蓮子を1+6+12に配する。瓦当面はやや突出する。山下寺で同範のものが認められる。和泉寺跡(152)は、中房はやや突出し、周囲に圏線が巡る。蓮子は1+8+12に配される。線鋸齒紋縁である。

池田寺II式 花卉は単弁で外区に唐草紋を配する特徴をもつ。

A類(153)は中房の蓮子が1+5+8に巡るところが特徴である。間弁は蓮弁を縁取る。B類(154・155)は蓮子が1+8に減少したものでこれ以降、踏襲される。C類(156)はB類の周縁の外側に素紋縁を付けたものである。D類(157)は肉厚の蓮弁に圈線を配す。E類は周環をもつ蓮子を1+6に配する。間弁がひと続きになっているa類(158)と、Y字形に独立するb類(159)とがある。A~C類は池田寺で出土している他、C類は坂本寺、河内郡法通寺、丹比廃寺で出土している。D・E類は秦廃寺で採用されており、D類は小松里廃寺、Ea類は山城廃寺で出土している。これらには均整唐草紋軒平瓦(160・161・162)が伴う。上下区は天星地水紋様が基本であるが、161のように上区が省略されているもの、162のように逆転しているものもある。

なお、B類が池田寺の平窯で焼成されており、8世紀の所産である。

薬師寺・藤原宮式系 薬師寺・藤原宮と同範関係にあるもの(I類)と、同紋のもの(II類)、影響を受けているもの(III類)に分けられる。

I類 片山廃寺例(148)は藤原宮6281B型式である。和泉郡掃守郷別所廃寺でも出土している。大鳥郡大鳥郷大園遺跡例(164)は元薬師寺6121A型式で同郡石津郷浜寺石津町東遺跡例(165)は藤原宮6647A型式軒平瓦である。

II類 法通寺例(167)は藤原宮6275型式系軒丸瓦である。軒平瓦はない。坂本寺例(168~171)は外縁に面違鋸歯紋を配する藤原宮6272型式系軒丸瓦(168)と6641型式系軒平瓦(170)のセットで、169と171はさらにこれを元に制作された退化形式である。長承寺廃寺例(166)は藤原宮6276型式系である。正法寺4類(174)は外縁に外向と凸鋸歯紋を配する藤原宮式6273型式系である。丹波観音芝廃寺と同範関係にある。正法寺5類(175・176)は4類が退化したもので花卉の割り付けが不規則である。河内国府推定地や拝志廃寺でも出土している。若江廃寺例は花卉紋縁の軒丸瓦(172)と藤原宮6641型式系軒平瓦(173)である。軒丸瓦は石凝寺、東郷廃寺でも認められる。河内寺例(177・178)と九頭神廃寺例(179・180)とは両者とも幾何学紋の藤原宮6561型式系軒平瓦(178)・(180)を伴うが軒丸瓦は前者が連珠紋縁細弁13葉蓮花紋で後者が連珠紋縁単弁6葉蓮花紋で、ある。なお、西郡廃寺でも河内寺例の軒丸瓦と類似したもの(181)が出土している。

III類 黒山廃寺例(182)は内区が薬師寺式に類似するが、弁中央に稜線をもつことや、外縁が重圈縁であることが異なる。田辺廃寺1類(183)は軒平瓦(184)の紋様が藤原宮式に近いが伴う軒丸瓦は内区が単弁形式で外区に鋸歯紋を配するものである。五十村廃寺、原山廃寺、円明廃寺で認められる。さらにこのセットは讃岐開法寺をはじめとする寺院で分布しており、河内のものは紋様の後出するものである。

まとめ

以上のように河内地域には多種多様の軒瓦が7世紀代に採用されている。

これらは中央(大和)とのつながりの中で用いられる主流系の紋様(飛鳥寺式、豊浦寺式、山田寺式、川原寺式、小山廃寺式、藤原宮式など)と河内独自の紋様、非主流系の紋様〔重弁形式(原山廃寺式)、凸線連珠紋帯(堂ヶ芝廃寺式)など〕が認められる。

これらは中央とのつながりを求めつつ、独自の発展を示しており、渡来系氏族が多いこと、知識の早期的な成熟を示すことなど、河内の仏教享受の特異性、先進性を表しているのであろう。

第3章 河内古代寺院採用軒瓦の様相

第1節 素弁形式

第1項 高句麗系軒丸瓦と渡来系氏族

1. はじめに

高句麗系軒丸瓦の定義としては、弁端尖形、中央に稜線、弁間に珠紋もしくは楔形紋、花卉が相互に遊離、周縁が比較的高いなどの要素が認められる。

我が国では蘇我氏の尼寺として建立された豊浦寺や山背の秦氏の氏寺である北野廃寺などにおいて採用された紋様形式が高句麗系軒丸瓦としては最古と考えられる。両者は宇治隼上り瓦窯で焼成されていることも判明しており、紋様構成が異なるものの同一工人の手であることが判明している。最近の研究によってこれらの年代は土器の年代感や、豊浦寺では塔の建立に際し採用されたと考えられることなどから620年代には出現していることが分かる。また、飛鳥寺造営の星の手の工人が関わっていることも判明している。

河内ではこの豊浦寺や北野廃寺で採用されているものと同範瓦は少ないが、これと極めて近い紋様（同紋）の瓦は数例知られており、これから派生もしくは発展したものもいくつか認められる。

なお、以下述べる紋様を従来から「高句麗系」と呼んでいるが、古新羅に類似した紋様が多く、実際は高句麗新羅様式と呼ぶべきである。このことは藤澤一夫も論文の中で述べている。ただ一般的には高句麗系と呼ぶことが定説となっているため、以下、高句麗系軒瓦と称したい。

これら高句麗系軒丸瓦について形式分類や年代観を提示し、その分布を示しながらその採用された寺院の造営氏族がどのような氏族であったかについて考えてみたい。

2. 型式分類

河内においては豊浦寺出土例に近いもの（I群）とむしろ北野廃寺例に近くそ

こから派生したものの（Ⅱ群）とに大きく分けられる。

I 群

豊浦寺塔所用瓦（Ⅳ型式）と同紋瓦（A類）、豊浦寺式軒丸瓦でも後出の軒丸瓦（Ⅵ・Ⅶ型式）と同紋瓦（B類）が採用されている。また、豊浦寺VB（隼上B）と同範瓦（C類）も認められる。つまり河内では豊浦寺式軒丸瓦（雪組）のすべての型式が何らかのかたちで採用されていることになる。

A類

豊浦寺Ⅳ型式軒丸瓦を祖型とするが、瓦当径が大きく、中央にやや大きな蓮子を配し、その周りにやや小さな6個の蓮子を配することが異なり、むしろ奥山廃寺ⅢC型式に近い。主に志紀郡で分布している。3範（A1～A3）存在することが判明している。

A1 豊浦寺Ⅳ型式軒丸瓦に最も類似し出土例も多くこの型式の中心と考える。土師郷土師寺、井於郷衣縫廃寺、志紀郷船橋廃寺で採用されている。丸瓦の接合は衣縫廃寺のもの(10)では瓦当裏面に食い込ませないように丸瓦を立て接合しているものと、丸瓦小口面凸面をカットし、瓦当側縁に丸瓦凸部をあわせて接合しているものがある。土師寺出土のもの(9)は、丸瓦の厚さだけ下げたところへ瓦端部をかぶせるように接合した当裏面に立てかけ少ない粘土を充填するもの、範型に瓦当厚の半分の粘土を入れた後、丸瓦の小口面凸部を斜めに落とした丸瓦を立て、残りの粘土を充填するものがある。斜めに落とした上部に刻みをいれるものもある。

断面形を観察すると、大和の豊浦寺式軒丸瓦と同様に中房高の一方が高く、瓦当裏面は平坦であるが、土師寺出土のものは中央部が厚く盛り上がっている。ただし、回転台を用いたかどうかは不明である。

なお、土師寺出土例では花卉と周縁を結ぶように大きな范傷が認められるものがある。中房率は周縁を含めたもので18前後、周縁を省くと21前後で豊浦寺Ⅳ型式に近い。胎土は衣縫廃寺、船橋廃寺ではすべて精良なものであるが、土師寺では砂粒の多いものも認められる。

また、最近調査された柏原市田辺遺跡では大溝内から、土器や瓦、銅の铸造遺物と併にこの型式が出土している。ここは安宿郡資母郷に含まれるが、同郷に所在する田辺廃寺からはかなり離れており、その関連を考えるのは困難である。

A2 破片での出土であるため全貌は不明であるが、中房が大きく花卉もA1より幅広い。瓦当裏面は平坦である。蓮子は中央のものが大きく周りが小さく、1+6に配する。

A3 これも破片での出土であるため全貌は不明であるが、弁端が尖形で、花卉も狭長である。弁中央稜線が太く、中房は径が小さく高い。

B類

和泉地域の和泉郡、日根郡で分布する。4種の范型があり、これらは郡域を越え分布している。弁端が円形で大きく反転しており、間弁が楔形で、突出した中房の輪郭に凹線があることが特徴である。

1類 和泉郡木嶋郷秦廃寺出土のもの(11)を標識とする。瓦当径が大きく、花卉の輪郭線が明確で花卉中央部が厚く膨らむ。中房は不明であるが、豊浦寺Ⅶa型式と同範であることが判明している。近義郷地藏堂廃寺でも出土している。

2類 秦廃寺出土のもの(12)を標識とする。花卉は中肉で中央部がやや膨れており、弁端は円形に近く、大きく反転しており突線状になっている。中房は中高で径が大きく、1+5に蓮子を配する。1類の豊浦寺Ⅶa型式に酷似しているが瓦当径は小さい。中房率も瓦当径では25前後、内区のみでは27前後とほぼ同じである。同郷堀遺跡でも出土している。

3類 和泉郡八木郷小松里廃寺出土のもの(13)を標識とする。瓦当径が大きく、花卉は中肉で端部は反転しているが2類と異なり、花卉全体が扁平である。

中房と花卉の間に細溝を巡らせている。中房全体が残存する資料がないため蓮子の配置は不明である。豊浦寺ⅦB型式の紋様に類似する。日根郡加治神前畠中遺跡でも出土している。B類分布の北端と南端とで出土していることになる。

4類 加治神前畠中遺跡のものである。3類に類似するが、全体的に大きく同範ではない。

C類

楠葉平野山瓦窯では隼上瓦窯で焼成された豊浦寺VB（隼上B）型式(14)が焼成されている。両者は同範瓦と認定でき、隼上りからの范型の移動が考えられている。ただし四天王寺からはこの型式は出土しておらず、供給先は未知である。断面形は裏面の形態が隼上り瓦窯のものが平坦であるのに対し、このものは凹面形になっている。

Ⅱ群

I群や北野廃寺式から派生したと考えられる軒丸瓦である。紋様、形態の特徴から3種に分類できる。主に北河内で分布するA類、中河内で分布するB類、その他単独で分布するC類がある。

A類

花卉が中肉で細く、中央に明瞭な稜線（突線）を持つ。弁端は尖形である。中央線が凹線になるものも含める。基本的に楔形の間弁で端部が中房まで延びるものもある。

交野郡（元の茨田郡）に所在する九頭神廃寺、交野廃寺出土軒丸瓦の断面形は

瓦当裏面中央部が厚く周りが薄くなっており、一見回転台成形をなしたように見える。

1類 九頭神麿寺出土のもので2類4種が出土している。北野麿寺式の花弁に類似するが、中房と花弁の間に凹線が認められる。断面形は瓦当裏面中央部が厚く周りが薄くなっており、一見回転台成形をなしたように見える。この技法は樟葉・平野山瓦窯が近くに作られていることから、星組最後の仕事である四天王寺創建瓦の影響と考えられる。

1a類は弁央を低くし凸線を配する。間弁は形式化しており、端部が中房まで達する栓状を呈する。中房は突出しており1+6に蓮子を配する。周縁はやや広い。創健瓦の1類(15)、瓦当径が小さく創健瓦を模倣した2類(16)がある。丸瓦の接合は瓦当裏面端部に丸瓦を食込ませないように立て、少ない粘土を充填している。この型式は瓦当径が厚いが裏面は凹面形になっている。

志紀郡拜志麿寺では断面形はまっすぐではあるが1類の同紋瓦(17)が出土している。また、高岸瓦窯では2類の同範瓦が出土しており、ここでの製品が志紀郡から交野郡へ大和川、淀川の水運を利用して運ばれた可能性が考えられる。なお、2類と同範瓦は船橋麿寺でも出土している。

1b類は蓮弁が1a類の陰陽逆になっており、三角形の間弁を配する。中高の中房に蓮子を1+6に配する1類、1+8に配する2類(18)がある。瓦当裏面端部に食込ませるように丸瓦を立て接合する。

2類 交野麿寺出土のもの(19)で花弁は中肉で、弁央に突線を配する。間弁に珠紋と楔形紋と交互に配する。九頭神麿寺I B類同様瓦当裏面端部に食込ませるように丸瓦を立て接合する。

3類 衣縫麿寺のもの(20)である。全体の紋様は不明であるが、弁央の線が明瞭でなく稜線になっており、間弁は三角形に近い。丸瓦の接合は不明である。

4類 摂津堂ヶ芝麿寺のものである。花弁中央に突線を配し、小さく突出した中房に蓮子を一つ配する。断面形がまっすぐで、丸瓦の接合位置も低く新しいと思われる。また、紋様の陰陽が逆のもの(前者を4a類)、後者を4b類とする)も出土している。類似したものは和泉郡信太郷信太寺でも出土している。

B類

瓦当端よりやや内側に低い直立縁を配する。花弁端が尖形で、基本的に間弁に珠紋を配するという特徴を持つ。最も豊浦寺式軒丸瓦に近い渋川麿寺のものから、やや弁が丸みを持った船橋麿寺のもの、弁央の稜線、間弁が消失した河内寺のものがこれにあたる。

1類 渋川郡竹瀬郷渋川麿寺のもの(21)で、広闊な蓮弁に中央に突帯を配する。従来、豊浦寺VA型式に近いことが指摘され、河内の初期軒瓦として位置付

けられてきたが、紋様を詳細に検討すると、弁端が尖形で中房径が大きく、豊浦寺の創建期の高句麗系軒丸瓦の中房率(周縁含む)が17から20までにおさまるのに対し、25以上と和泉地域で分布するI群B類に近い。紋様的にはI群A類とB類とが融和したものである。紋様的には豊浦寺式軒丸瓦でも中房の大きくなったVI型式に近いが、V型式やVI型式と異なり中房の周りの細溝はない。7世紀前半でも中葉に近い時期を考えたい。なお、瓦当端の内側に直立縁を配する周縁は稲垣晋也氏の「飛鳥白鳳の古瓦」では外縁が平坦で内縁が直立縁と二重の周縁を持っているように理解されている。

2類 志紀郡志紀郷船橋麿寺のもの(22)である。全体の形状が判るものはないが、厚肉な花弁は丸く膨らんで、弁中央に稜線を配するものが出土している。西琳寺で同範品と同紋品(23)

3類 衣縫麿寺のもの(24)である。中肉な花弁に稜線を配するもので、花弁が船橋麿寺のものより薄い。花弁の外側に突線を配し、幅の狭い周縁がある。

4類 河内郡大宅郷河内寺麿寺のもの(25)である。間弁の珠紋および弁央の稜線が消失し、花弁も薄肉である。平坦な中房には太い圈線がめぐり、1+6に蓮子を配する。丸瓦の接合は瓦当裏面に丸瓦端部を合わせ、食込ませないように接合するものと、瓦当裏面端部から丸瓦一枚分下げ、丸瓦を食込ませて接合するものがある。裏面の断面形も他のB類と異なり平坦になっている。

C類

単独で分布するものである。交野郡西山麿寺(足立寺)のものと大泉郡大泉麿寺のものがある。

1類 西山麿寺(足立寺)のものである。I群A類に近いが、弁端尖形で弁全体が膨らむ。弁中央には突線を配し、小さな半円形の中房には1+6に蓮子を配する。他の高句麗系軒丸瓦の瓦当面全体が概ね凹形に近いのに対し凸形になっている。

2類 大泉郡大里郷大泉麿寺(大里寺)のもの(26)で、中肉な花弁の弁中央に突線を配している。11葉に細弁化し、間弁が消失している。突出した中房は径が大きく、蓮子を二重に配する。瓦当面には朱が塗られている。周縁はb類に類似して瓦当端より内側に配する。この周縁は大泉郡で広がる重弁形式の原山麿寺式にもうけつながらる。丸瓦端部凹面をケズリ、瓦当裏面端部に接合する。この型式は他に大泉南麿寺(山下寺)でも出土している。

3類 摂津国猪名寺のものは豊浦寺(例)型式の蓮弁を陰陽逆にしたものと考えられる。瓦当径は小さいが厚くなり、かなり時期的に下がるものと考えたい。

3. 高句麗系軒瓦の年代的位置付け

次にこの型式の年代的位置付けについて考えてみたい。

I 群

A 類は豊浦寺IV型式から派生したものと考えられる。豊浦寺IV型式を始めとする雪組は豊浦寺塔跡で採用されたと考えられており、金堂で用いられた角端点珠が610年代、講堂で用いられた船橋廃寺式が630年代の所産と考えられることから、620年前後の年代を与えられている。

この型式は大和では主に豊浦寺、奥山廃寺、中宮寺（平隆寺）でオリジナルが採用されている。しかし、これらの寺院では何種類かの高句麗系軒丸瓦が認められ、すべて同時期とは考えられない。たとえば豊浦寺IVA型式は蓮子を1+8に配し、中房率は16から18であるのに対し、IVD型式では中房が大きくなり（中房率24前後）、蓮子も1+4に減少する。またIVF型式のように瓦当径が大きなものも存在する。

同型式の中で中房率が大きくなるにつれて、蓮子数が減少する傾向は、同時期のバリエーションとも思えるが、時期的変化をあらわすと考える。

その観点から豊浦寺式IV型式を観察すると、奥山廃寺のもの（Ⅲ型式）は瓦当径が大きくなり、ⅢC型式のように蓮子を1+6に配するものも存在し、後出的な要素が認められる。また、中宮寺のものも蓮弁が九葉になり、中房径が大きく、周縁と内区の境に凹線が認められるなど、この型式では後出する要素が多く認められる。これらは豊浦寺→奥山廃寺→中宮寺と中房率が大きくなる傾向があり、この順に時期が下ると考える。

A類は瓦当径が大きく、蓮子の配置も1+6になっており、奥山廃寺ⅢC型式の時期に近いと考えられる。丸瓦接合法も類似する。ただ、両者の瓦当径はほぼ同じであるのに、中房率（周縁含む）で比較すると、奥山廃寺ⅢC型式が23前後、A類は18前後となり、A類はむしろ豊浦寺IVAa（隼上りA）型式の数値に近い。ただし、奥山廃寺ⅢA型式は中房蓮子が1+4であるが、周縁を含む中房率は18前後でA類に近い。紋様から考えるとA類は奥山廃寺のバリエーションの中でおさまる。このことからA類は、豊浦寺塔の創建年代より遅れるが、中宮寺で出土するものより先行する630年代には成立したと考えたい。

B1類は豊浦寺VIIA型式と同範で、紋様構成が類似する船橋廃寺式と同じ630年代には成立したと考えられることから、B1類もその年代とかけ離れることはないと考ええる。

なお、秦廃寺では溝内から飛鳥I最終に位置づけられている飛鳥池併行の土器が出土しており、飛鳥池が640年代を下限としていること、軒瓦が土器と供伴する場合、土器の年代より軒瓦の年代が遡る可能性が考えられることなどから、この軒丸瓦も630年代まで遡る可能性を指摘したい。

また、B2類は1類の蓮弁に類似するが、中房の周りに細溝が認められ、豊浦寺

VI型式に近い。花卉の反転状況からみると豊浦寺VIB型式に最も近いと考えられる。VI型式は他の豊浦寺式と比較すると中房が大きく（中房率25前後）、蓮子も1+4になっており、後出する可能性が考えられる。VI型式の年代は判然としないが、VII型式と中房率が類似することから考えて、ほぼ同じ時期と考えられるであろう。それは隼上り瓦窯で焼成された一連のものには含まれないことから、一段階遅れることが推測できるであろう。

豊浦寺VII型式は従来の年代観では文献から舒明6年（634）の塔造営のものと認識されていた。文献を認めるか否かは別として、この型式は講堂跡で採用された船橋廃寺式と紋様構成が類似することから、630年代には成立したと考えられるであろう。

また、B3類は豊浦寺VIB型式に最も近い。VI型式は他の豊浦寺式と比較すると後出する可能性が考えられるであろう。VI型式の年代は判然としないが、VII類と中房率が類似することから考えて、ほぼ同じ時期の630年代が考えられるであろう。それは隼上り瓦窯で焼成された一連のものには含まれないことから推測できる。

これらのことからI群は河内では遅くとも舒明朝には伝わったと考えたい。

II 群

直接年代を決定する様相は認められないが、A型式1類、2類の瓦当裏面には星組系軒丸瓦に認められる瓦当裏面中央の突出が認められ、ほかのII群より先行する可能性が考えられる。また紋様の的にはA型式1類→2類→B型式1類→4類という変遷が追える。

渋川廃寺この瓦は豊浦寺VA型式に近く7世紀初頭の年代が与えられることがあるが、中房の周りに凹線を配さないこと、花卉周囲に輪郭線が無いこと、弁端が尖形であることなどこの型式とは関連が少ない

紋様の的には豊浦寺式軒丸瓦でも中房が大きくなったVI型式に近いが、V型式やVI型式と異なり中房の周りに細溝はない。

IA型式と比較すると、蓮子が1+5になっており外区も周縁を瓦当端より内側に配するものである。この瓦当端の内側に圈線（周縁）を配するものは、星組の紋様である飛鳥寺IX型式やX型式で認められる特徴でA系瓦範を表しており、花組の特徴とされている。中房率は19前後、周縁を省くと23前後になり、時期が下るほど中房率が高くなるという豊浦寺式の編年にとつとると、IIA型式よりさらに時期が下ると思われる。

凸型裏面を呈する星組の断面は、北河内の九頭神廃寺や交野廃寺の創建瓦との関連が考えられる。また、IA型式は衣縫廃寺では裏面が平坦であるのに対し、土師寺では凸型裏面を呈する。衣縫廃寺のものより土師寺のものが範傷から後出

する事が判明しており、南河内ではこの形態のものは後出する可能性が考えられる。

さらに楠葉平野瓦窯で出土している豊浦寺VB型式(隼上りC型式)は隼上り瓦窯では瓦当裏面が平坦に近いのに対し、凸形裏面になっており、星組の特徴を加味されたのであろう。

花組の影響下にある衣縫廃寺に隣接する河内国府推定地や高岸瓦窯跡からは星組の特徴である凸形裏面の九頭神廃寺11B型式(河内高句麗系IIA1a1-2類)が出土しており、南河内(志紀郡)と北河内(楠葉郡)の深い関連が認められる。

これらのことから推測すると、もともと志紀郡のこの地域(国府台地瓦窯跡群と仮称)では花組の工人が関与していたが、土師寺でIA型式が採用されるころ星組工人も関与していったのであろう。これを傍証する資料として、最近、衣縫廃寺と土師寺から星組の技法である玉縁別作りの古い有段式丸瓦が採用されていることが判明した。この頃、渋川廃寺も創建されたと考えたい。ただ、渋川廃寺では類似品(渋川廃寺丸瓦II d型式)は認められるがこのような丸瓦は今のところ認められない。形式的に単弁形式の出現する時期まで下ることはないと考えられるため、630年代末に位置付けたい。

B1類が630年代末とすると、それに先行すると考えられるA型式1類や2類などは第2四半期でも前半に近い時期の可能性を指摘しておきたい。ただ、これらに影響を与えた四天王寺創建瓦(法隆寺4A型式)が第1四半期終わりから第2四半期の初めに使用されたと考えられることから、A型式1類や2類は第それより遡ることはないと思われる。

また、B4類は1類より後出する可能性が考えられ、7世紀中葉の年代が考えられる。他のB類はB1類とやや異なり、花卉が蕾状に膨れたもので、B2類→B3類→B4類の順で扁平になっていく。B4類は紋様のにも退化していることを鑑みると7世紀代3四半期まで下り可能性もあるが、丸瓦の取り付け位置が高いものも認められ、特に下るとは考えられない。

4. 河内高句麗系軒丸瓦の分布

茨田郡(交野郡)

楠葉平野山瓦窯

大阪府枚方市楠葉と京都府八幡市橋本平野山との境、旧楠葉郷に位置する。高句麗系軒丸瓦としては豊浦寺VB(隼上りc型式)を焼成している。隼上り瓦窯から范型が移動したと考えられている。

西山廃寺(足立寺)

京都府八幡市西山、旧楠葉郷に位置する。高句麗系軒丸瓦としてはII C1型式で、

この寺院のオリジナルであるが大和や河内のほかの寺院で出土するものとは趣がやや異なる。

九頭神廃寺

枚方市牧野本町、旧岡本郷に位置する。高句麗系軒丸瓦としては4種(II A1 a 1、II A1 a 2、II A1 b 1、II A1 b 2)型式が認められる。

造営氏族は寺城南西側にある地名から、後に岡本忌寸に改姓する台忌寸が造営主体と考えられる。台忌寸はもともと台直で、河内忌寸や山城忌寸と同族で西漢氏の一族である。また岡本郷ではなく山田郷に位置するとすれば、中国渡来系氏族の山田史の氏寺である可能性もある。

交野廃寺(長宝寺)

交野市郡津、旧交野郷に位置する古代寺院である。高句麗系軒丸瓦としてはII A2型式が認められる。

造営主体としては地名などから物部一族の交野連や中国渡来系氏族である交野忌寸が考えられるが、おそらく交野連の氏寺として建立するにあたり、渡来系氏族の交野忌寸が造営に関わったと考えられる。

河内郡

河内寺廃寺

東大阪市河内町、旧大宅家郷に位置する。高句麗系軒丸瓦としては創建瓦のII B4型式が認められる。

造営氏族は西漢氏の中心である河内忌寸や百濟渡来系氏族である河内連が考えられる。

渋川郡

渋川廃寺

八尾市跡部、旧跡部郷に位置する。高句麗系軒丸瓦としてはII B1型式が出土している。

造営主体は廃仏派の物部連の氏寺と考えられるが、7世紀代から8世紀にまで続くことから郷名氏族で物部一族、天武13年、阿刀連から宿禰に改姓した阿刀氏が開ったと考えられる。阿刀氏からは法相宗義淵や僧玄坊の息の善珠、空海の母などが出ている。

大泉郡

大泉廃寺(大里寺)

柏原市大泉、旧大里郷に位置する。高句麗系軒丸瓦としては創建瓦の十一葉高句麗系軒丸瓦(II C型式)が採用されている。

奈良時代河内六大寺の一つ大里寺に比定されており、大泉郡郡衙に関わる寺院、つまり郡寺と考えられ、大泉郡郡司(大領)と考えられる大里史の氏寺と考えら

れる。大里史は秦始皇帝三世孝武帝の後裔と伝わり、秦氏と同族である。奈良時代には河内六大寺の一つ大里寺とよばれ最近近くから「大里寺」と墨書された土師器鍋が出土している。

大県南廃寺（山下寺）

柏原市山下、旧大里郷に存在する。高句麗系軒丸瓦としては大県廃寺と同範の（ⅡC型式）が採用されている。

奈良時代河内六大寺の一つ山下寺に比定されており、造営氏族については葛城臣と同族の山下史の説があるが、河内国関連史料には山下史は認められない。大県廃寺が大里史の氏寺とすると、この寺院の造営氏族は天津彦根命の後裔と伝わる大県主と考えられるであろう。なお、大県主は凡河内忌寸と同族である。

なお、渡来系氏族である大県史も関わっている可能性がある。

安宿郡

田辺遺跡

柏原市田辺、尾張郷に位置する。高句麗系軒丸瓦としてはⅠA1型式が出土している。同郷に所在する田辺氏の氏寺である田辺廃寺からはかなり離れており、その関連を考えるのは困難である。

旧安宿郡中北部には田辺氏以外で資母郷に後漢光武帝七世孫慎近王後裔の中国渡来系氏族である下村主や加美郷に「日本靈異記」にみられる釈智光の鋤田寺の存在から、魏陳思王の後裔氏族である鋤田連（後、上村主）が認められ、平城宮木簡から中国渡来系氏族の西漢人伯尼（禰）が安宿郡に盤踞していることが判る。

この地点に近くには伯太彦神社と伯太姫神社が存在することから推定すると、伯禰氏が直接関わっていた可能性が高いと考える。

下村主は春井連、河内造、武丘史と同族で後漢光武帝七世孫慎近王後裔の渡来系氏族、安宿郡資母郷が本拠地の一つと考えられる。また、下村主は西漢氏の下部組織として存在するが、物部氏滅亡後は蘇我氏とつながり、これらの施設が存在した可能性を考えたい。

志紀郡

船橋廃寺

藤井寺市船橋、旧志紀郷の大和川河床がそれである。高句麗系軒丸瓦としてはⅠA1、ⅡB2型式が採用されている。

造営者としては、もともと式内志紀県主神社が現在より北に所在したと考えられることから志紀県主という説、出土土器の中に「玉井家」の墨書が認められるものがあることなどから玉井氏の氏寺に比定する説、最近、土師氏の氏寺であるという説（実際の土師寺と同時並行する衣縫廃寺を挟んだ形で僧寺と尼寺と比定することには賛成できず、根拠にされた出土軒瓦の様相にもやや難がある）も提

示されている。

創建時に飛鳥寺と同範の飛鳥寺Ⅱ式が採用されていることや蘇我氏の氏寺で採用された船橋廃寺式を採用していることなどから、蘇我氏一族の林臣の可能性を考えたい。出土軒瓦の種類が多く、瓦集積場の可能性も考えられる。

衣縫廃寺

藤井寺市惣社、旧井於郷に位置する。高句麗系軒丸瓦としてはⅠA1～A3型式およびⅡA2型式、ⅡB3型式を採用している。

造営主体としては、出土軒瓦には船橋廃寺と類似する点が多く、僧寺と尼寺の関係があり、蘇我氏の一族林臣を考えたい。

なお崇俊元年（588）春3月紀に「壞飛鳥衣縫造祖樹葉之家、始作法興寺」と記載されており、衣縫造の家を壊して飛鳥寺を建立したことが判るが、この衣縫造と国府遺跡にある衣縫の地名は偶然の一致ではないと考えたい。衣縫造には物部伊香我色雄命の後裔と百濟渡来系氏族が認められる。

これら衣縫氏がその造営に関わったと考えたい。

その他、高句麗僧慧灌が推古33年（625）建立したという「井上寺」という説もある。

土師寺

藤井寺市道明寺、旧土師郷に位置する。高句麗系軒丸瓦としては創建瓦のⅠA1型式がある。範傷から船橋廃寺・衣縫廃寺で採用された範型が移動したと考えられる。

造営氏族は天徳日命の子孫で野見宿祢を祖先とする土師氏である。土師氏は大きく四流存在し、後に菅原氏、秋篠氏、大江氏、土師氏に別れるが、土師の里の土師氏は古市古墳群造営に関与したと考えられ、土師氏の中でも主流の土師氏と考えられる。

拝志廃寺

藤井寺市林、旧拝志郷に所在する。現在式内社伴林氏神社の境内の一部になっている。

高句麗系軒丸瓦としては創建瓦のⅡ群九頭神廃寺式Ⅰa1型式であるが同範ではなく、瓦当裏面がまっすぐである。

造営氏族は林連、林臣、林忌寸などが考えられるが、伴林氏神社の祭神が大伴氏の祖先神道臣命などで、この寺院も大伴氏一族である伴林氏の氏寺と考えられる。氏寺造営の際、渡来系氏族である林連、林忌寸などが協力したのであろう。

高岸瓦窯

藤井寺市惣社、旧拝志郷もしくは井於郷に位置する。寺院関係の遺構は検出できていないが遺構の状態や軒瓦を中心とした瓦類の出土が顕著であること、熔着

した瓦が出土していることなどから、瓦窯跡である可能性が指摘されている。

高句麗系軒丸瓦としては九頭神庵寺式 1 a 2 型式軒丸瓦が出土している。これら出土軒瓦の組成は船橋庵寺がいちばん適合しており、ここで焼成した瓦を船橋庵寺で集積して船で運搬したと考えられる。

和泉郡

小松里庵寺

岸和田市小松里町、旧八木郷に位置する。発掘調査を実施していないため、伽藍配置など詳細は不明である。

高句麗系軒丸瓦としては創建瓦の I B2 型式である。秦庵寺のものと比較すると瓦当径が大きく、オリジナルに近いが、造瓦技法からは秦庵寺のものが先行すると考えられる。

造営氏族は蘇我氏や坂本氏と葛城襲津彦を祖とする同族の布師臣であると考えられる。

秦庵寺

貝塚市半田、旧木嶋郷に位置する。高句麗系軒丸瓦としては創建瓦で豊浦寺 VIIA 型式と同範の I B1 型式、それを模した I B2 型式、地藏堂庵寺と同範の I B3 型式がある。

造営氏族は弓月君後裔である秦勝と考えられている。『広隆寺末寺并別院記』に和泉国和泉郡和泉秦寺(木嶋寺)と在り。天武 9 年(680)に秦勝賀佐枝等によって建立されたことが記載されている。

日根郡

堀遺跡、木嶋郷加治・神前・畠中遺跡、地藏堂庵寺

堀遺跡が秦庵寺と同じ和泉郡、加治・神前・畠中遺跡、地藏堂庵寺は日根郡近義郷に位置する。寺院としての遺構は不明であるが、和泉郡秦庵寺と同型の豊浦寺式軒丸瓦が出土している。豊浦寺では部分的な発掘調査しか実施していないが、この型式は 1~2 例と少ない。これに対して、和泉南部では範型が異なるとはいえ、5 例以上出土している。これを逆の発想から考えると、和泉で製作されたものが大和へ搬入された可能性も指摘しておきたい。

造営主体としては堀遺跡が秦庵寺との関連から秦氏、加治・神前・畠中遺跡、地藏堂庵寺は新羅系渡来系氏族の近義首が関連すると考えられる。

5. 高句麗系軒丸瓦の採用と渡来系氏族の動向

以上、河内における高句麗系軒丸瓦についての様相と採用寺院の状況をその造営氏族を交えて提示した。つぎに高句麗系軒丸瓦を採用した寺院の造営氏族について、その特徴および高句麗系軒丸瓦の享受について考察を加えていきたいと思

う。

軒瓦紋様の系統と古代氏族の出自、特に渡来系氏族の本国との関連については、以前河内を対象に考察を加えたことがある。出身国と採用軒瓦様式とは一致するものとしがないものが存在する。

古代軒瓦の紋様については、その紋様の特徴から、高句麗様式、百濟様式など韓国の旧国名によって現していることが多かった。しかし実際、我国の軒瓦紋様を並べてみても、百濟や高句麗などから直輸入の瓦紋様は少なく、紋様の限定することが困難なため、最近では高句麗百濟様式(高句麗系の紋様と百濟系紋様の両方を持ちあわせているもの)、高句麗新羅様式(高句麗系の紋様と新羅系紋様の両方を持ちあわせているもの)等のように現すことが多い。

また、古代氏族の出自については、一部を除いて平安時代に作られた『新撰姓氏録』にたよるほかないものが多数存在する。これらには中国王朝の一族や、大豪族の一族に假冒する氏族も存在し、中国渡来系氏族といっても、実際は韓半島諸国から渡ってきたものも多い。このようにその比定には問題点が多いが、これについてはできるだけ文献史学の研究成果を引用させていただき、河内における高句麗系軒丸瓦がどのような氏族に採用されたかについて考えてみたい。

I 群 A 類については志紀郡の衣縫庵寺、船橋遺跡(庵寺)、土師寺、田辺遺跡で採用されている。このうち、船橋庵寺・衣縫庵寺は蘇我氏の一族と考えられる、林臣の氏寺と考えられる。なお、衣縫造や同じ氏名で百濟渡来系の衣縫氏も存在することから、これら渡来系氏族を配下に置いて、寺院を建立したと考えたい。

土師寺は古来の有力氏族の土師氏本流の氏寺と考えられる。土師氏は文献からみても蘇我氏と関りが強く、渡来系氏族の雄、西文氏とも密接な関連があったことが考えられる。また、土師氏は古墳作りに従事しておりそれに伴う伝統的な土木技術や、渡来系氏族との関連から新しい技術をも駆使して寺院を造営したとも考えられるであろう。

田辺遺跡の付近は田辺氏の本拠地で氏寺である田辺庵寺、墳墓である田辺古墳・古墓群が存在する。また、田辺庵寺に関連する瓦窯も見つかっている。田辺氏は崇神天皇皇子豊城入彦命の四世孫大荒田別命の後裔とする皇別氏族と漢王ののち知惣から出たとする一族とがある。なお、知惣は大泉史の祖である百濟人 and 徳の誤写で同一人とする説、吳国主照淵の孫で崇峻紀 3 年(590)条に出家したとみえる善智聰と同一とする説や百濟辰孫王の別名智宗王のこととし、船、津、白猪(葛井)三氏と同族とする説も見受けられる。

しかし、軒瓦の出土した地点は田辺遺跡でも田辺庵寺の所在するところから一つ谷をはさむこと、田辺庵寺創建や田辺古墳群造営の時期より更に古い時期の土器や瓦が供伴していることなどから田辺氏との関連は薄いと思われる。

旧安宿郡中北部には田辺氏以外で資母郷に後漢光武帝七世孫慎近王後裔の中国渡来系氏族である下村主や加美郷に「日本靈異記」にみられる釈智光の鋤田寺の存在から、魏陳思王の後裔氏族である鋤田連（後、上村主）が認められ、平城宮木簡から中国渡来系氏族の西漢人伯尼（禰）が安宿郡に盤踞していることが判る。

これら村主系氏族は西漢氏に管理統括され、さらに漢人などを率いることが最近の研究によって判明してきている。とくに、西漢氏は物部氏と強く結びついてきたが、その滅亡後、鉄器生産工房を傘下に再編成させたと考えられる。その時、蘇我氏と結びついたのであろう。

加藤謙吉によると、西漢氏は天武朝の賜姓事業で最終的に忌寸の姓を獲得していることから、秦氏、西文氏、東漢氏と同じく、渡来系の名門氏族として位置づけられている。

また、大和の東漢氏とならんで、村主・漢人集団を束ねた同族連合体として存在し、その中心が台忌寸、河内忌寸、山城忌寸などの中国渡来系（後漢孝文帝後裔）白竜王系の氏族であったと提示されている。なお、当宗忌寸や広原忌寸など後漢孝文帝後裔氏族も西漢氏の一族か関連の深い氏族であった可能性が存在することも述べられている。

東漢氏は5世紀後半以降大伴氏と密接な関連をもっており、大伴氏が失脚すると蘇我氏と結びついたのでに対し、西漢氏は物部氏と深い関連を持ったとされている。

高句麗系軒瓦が出土した田辺遺跡のこの地点に近くには伯太彦神社と伯太姫神社が存在することから推定すると、伯禰氏が直接関わっていた可能性がある。

伯禰は平城木簡に「去上位子従八位上伯禰廣地／年卅二／河内国安宿郡」とあり安宿郡に居住していたことが判り『新撰姓氏録河内国 諸蕃』には「西漢人伯尼姓光金也」とある。

また、資母郷であることから、下村主が関わった可能性も考えられる。下村主は安宿郡資母郷が本拠地の一つと考えられる。下村主は春井連、河内造、武丘史と同族で後漢光武帝七世孫慎近王後裔の渡来系氏族である。『続日本後紀』巻五承和三年（八三六）閏五月癸巳条に「河内國人美濃國少目下村主氏成。散位同姓三仲等賜姓春瀧宿禰。其先遠祖出自後漢光武帝之後者也。」とある。

これらは、すべて交通の要衝に存在し、銅の鑄造など古代における先進的なことを実施していたことが伺える。これらは蘇我氏に関わった工房跡および施設に付随する寺院と考えたい。

I群B類については和泉南部の寺院、遺跡で出土している。この中で小松里廃寺は蘇我氏と同族の布師氏の氏寺と考えられ、秦廃寺は渡来系氏族で弓月君後裔の秦勝の氏寺である。

当時は和泉地域が河内国の一部であったが、その中でも南部は開発の遅れた地域であったと思われる。日本書紀垂仁天皇の条に茅渟池、高津池の造池記事が認められ、和泉地域の開発について述べられている。しかし実際は和泉でも北、中部地域、允恭天皇茅渟宮の所在が和泉市府中にあることや、茅渟泉主の氏寺と推定できる和泉寺が和泉市に所在するため、現在の和泉市付近までが該当するのであろう。それより南側も茅渟池所在地の比定が泉佐野市であることや巨大古墳が点在するため部分的な開発が行われていた可能性は否定できないが、南河内では文献による渡来系氏族の配置や、発掘調査によって池・大溝の掘削などの開発が6世紀半ばに行われていることが判明していることと比較すると開発の遅れる地域と考えられるであろう。

そのため和泉南部地域に蘇我氏の一族の布師臣や渡来系氏族の雄族秦勝を配置することによって、開発を進めたと理解したい。後期古墳が認められるためそこでは6世紀後半まで遡る可能性も考えられるが、それは部分的なものと推定でき、やはり和泉南部の大規模開発は舒明朝に蘇我氏に関して実施されたと考えられるであろう。

このようにI群を採用したところでは大きくみるといずれも蘇我氏が関連したと考えられる。これは初期寺院の建物が「蘇我氏主導型」であったという田村圓澄氏の説とも一致し、それは寺院経営に伴う寺田の開発が、その地域の開発につながるためであろう。

II群の高句麗系軒瓦を採用している寺院及び造営氏族を列記してみると、西山廃寺（不明）、九頭神廃寺（台忌寸）、交野廃寺（交野連）、河内寺（河内忌寸）、渋川廃寺（阿刀連）、大泉廃寺（大里史）、船橋廃寺（林臣）、衣縫廃寺（林臣）、押志廃寺（林連）である。これは不明の西山廃寺を除くと交野廃寺、渋川寺の造営氏族が物部氏の一族、九頭神廃寺、河内寺の造営氏族が西漢氏の一族で、ほか大泉廃寺は秦氏、船橋廃寺、衣縫廃寺は林臣、押志廃寺が大伴氏の一族である。

この中で船橋廃寺・衣縫廃寺については、蘇我氏一族の林臣が造営主体で衣縫造などがその造営に関わったと考えたい。船橋廃寺は瓦の積みだし港も兼ねている可能性もあるため船橋廃寺所用軒瓦として抽出することが困難である。

このように考えると、これら造営主体は蘇我氏、物部氏と西漢氏の一族であることが分かる。

物部氏の本宗家は、6世紀末に蘇我氏との対決によって滅ぶが、その一族は居住した地名を氏族の名称としておい、おそらく蘇我氏と結びついて」在地の豪族として勢力をはっていたと考える。また、そこには同名の渡来系氏族が盤踞していることが多く、渡来系氏族と結ぶことでさらに勢力を保持したと考えたいそれには西漢氏系氏族との関わりがあったと考える。

なお、西漢氏の成立時期として、河内忌寸が欽明紀の加不至費直の記事から5世紀末に渡来していることから6世紀前半から中頃には成立した可能性を有し、加不至費直は加羅の首長層と系譜的に結びついていることを指摘されている。つまり、河内直(忌寸)は加羅諸国より渡来し、河内国河内郡に定住した氏族であること推察されている。なお、西漢氏一族は志賀忌寸、志賀穴太村主など滋賀郡を中心とした近江国など他地域でも分布している。

また、河内の渡来系氏族で東漢氏の一族と位置付けられているものの中にはもともと西漢氏もしくはその配下であったものが取り込まれた可能性も指摘されている。

加藤説を取り入れると他の高句麗系軒丸瓦を採用した寺院も、西漢氏の一族が造営に関与していた可能性が指摘できる。

交野廃寺付近には他に渡来系氏族である交野忌寸の居住が考えられる。この氏族が中国渡来系氏族で物部一族の交野連と結びついたらと考えると、条件的に西漢氏一族であった可能性が推察できる。

また、栢志廃寺付近に居住した林忌寸は東漢氏の一族とされているが、もともと西漢氏の一族であったものを改変され、大伴一族と結びついたらと考えたい。

なお、衣縫廃寺付近に居住した衣縫も、百濟渡来系氏族として位置付けられているがもともと西漢氏一族であった可能性を考えたい。

以上のことから河内においては高句麗系軒丸瓦Ⅱ群を採用したほとんどが、西漢氏一族の氏寺としてもしくは協力して寺院を建立していったと理解できるであろう。

高句麗系軒丸瓦を採用している寺院にはもうひとつ共通することが存在する。それは時期が下ると小山廃寺式軒丸瓦を採用しているということである。

西漢氏一族の中心のひとつである山城忌寸の氏寺は、南河内郡河南町に所在する山城廃寺である。ここは以前、寺域内に武日命を祭神とする降旗神社の存在から大伴氏の氏寺と考えた。しかし、所在地などから西漢氏一族の山城忌寸の氏寺と考えた方が妥当であろう。

ただ、この付近には「南大伴」の地名が残っており、大伴氏の本貫地の一つであった可能性が考えられることから、おそらく栢志廃寺と同様に山城忌寸は大伴一族と結びついたのであろう。物部氏だけではなく大伴氏と結びついた西漢氏一族も存在したと考えたい。

古来、北中河内は物部氏、南河内は大伴氏が勢力を広げており、西漢氏はその地域の大豪族と結びついて勢力をつけたのかもしれない。

なお、現在山城廃寺からは高句麗系軒丸瓦を確認していないが、正式な発掘調査が実施されたわけでもなく、今後出土する可能性も考えられる。また、高句麗

系軒丸瓦を採用している和泉秦廃寺と池田寺ⅡC型式が同範関係にあり、高句麗系軒丸瓦の採用寺院との関連が深いことが判る。

つぎに他地域の高句麗系軒丸瓦の様相及び西漢氏のつながりを考える。

従来、高句麗系軒丸瓦の分布には、山城国北野廃寺等例から秦氏が関わっていたことが認められている。それは河内でも大里寺、秦廃寺のように秦氏系氏族が造営者と考えられる寺院で分布していることとも関連があるのであろう。

秦氏は渡来系氏族の雄で、それだけで高句麗系軒丸瓦の分布に関ったことは考えられ、秦河勝が聖徳太子の側近であったことから上宮王家とのつながりも考えられる。新羅系の仏教を崇拝し、西漢氏も後に新羅に併合される加羅と関り深い氏族と考えると、両者は結びつきが強いため同種の軒瓦を採用したと考えたい。

しかし、河内には他にも河内秦寺と伝わる教興寺や心合寺(秦興寺)など秦氏関連寺院が存在するが、ここでは高句麗系軒丸瓦は採用されておらず、河内の高句麗系軒丸瓦の分布には西漢氏一族が関わっていたと考える。

近江国の滋賀郡穴太廃寺、同衣川廃寺、野洲郡北村廃寺などでも高句麗系軒丸瓦が採用されている。加藤氏が述べるように近江国の滋賀郡とその周辺で西漢氏一族が盤踞していたとすると、これも秦氏の影響というより西漢氏の影響と考えられるであろう。

穴太廃寺のもの瓦当裏面には叩き痕が認められ、技法的にも古新羅の影響が考えられる。なお、時期は下るが、南滋賀廃寺等で採用されている弁中央稜線の入る大型の軒丸瓦も高句麗系軒瓦と考えると、滋賀郡ではかなりの寺院でこの型式の軒丸瓦が出土していることになる。この型式にも瓦当裏面の叩き技法が認められ、伝統的な技法として引き継がれたのであろう。

その中でも園城寺は、滋賀郡に所在する寺院で天智天皇をはじめとする天皇家とのつながりも考えられるが、大友忌寸がその造営に関わっていると考えられる。ここからは高句麗系軒丸瓦、小山廃寺式系軒丸瓦の両系統が出土しており、西漢氏一族の寺院である特徴が認められる。

また、吉備地域でも備中大崎廃寺、備後中谷廃寺などで高句麗系軒丸瓦Ⅱ群が出土している。加藤氏によると備中には西漢人が居住していたということである。

これらのように、西漢氏一族に関する地域の寺院で、高句麗系軒丸瓦および小山廃寺式軒丸瓦を採用しているところが認められることが判った。確かに例外も多いと思われ、ややこじつけていると考えられるところも認められるが、今あげていった現象が認められるのは確かである。

ではどうして西漢氏一族が関った寺院で、高句麗系軒丸瓦が採用されるのであろうか。

それは加藤氏が考えるようにその出自に関っていたと考えたい。

つまり、西漢氏は韓半島でも南部の伽耶諸国から渡ってきたことはすでに述べた、統一新羅以前の古新羅や伽耶諸国からは高句麗系軒丸瓦Ⅱ群に類似している型式が出土しており、河内忌寸が加羅国から渡ってきた氏族であるとする、故国の瓦当紋様を同族間で採用して寺院を建立したと考えられるであろう。

なお、このように高句麗系軒丸瓦Ⅱ群が直輸入の瓦当紋様であるなら、7世紀前半期に成立したと考えることが可能であろう。

6. まとめ

以上、河内における高句麗系軒丸瓦採用寺院と渡来系氏族との関連について考えてみた。

蘇我氏の尼寺である豊浦寺で祖型式が採用されている高句麗系軒丸瓦Ⅰ群については、間接的ではあるが蘇我氏との関りによって採用された可能性を指摘できた。

また、主に河内で分布する高句麗系軒丸瓦Ⅱ群については、最近その存在形態が示された、西漢氏一族がその氏寺としてや、造営に関与した寺院で採用されていることを指摘できた。それに派生して小山廃寺式軒丸瓦の分布にもこの氏族が関わっていた可能性をも指摘できた。

これで今まで不明であった北河内における高句麗系軒丸瓦の分布様相の一端がこれで把握できたと思う。

第2項 河内船橋廃寺式の成立

1. はじめに

船橋廃寺式は均等な8弁の割り付けをもち、やや肉厚な蓮弁の先端が肥厚して稜をなす素弁蓮花紋。中房断面が半球状に近いのが共通した特徴である。

「船橋廃寺式」の名称の初出は1986年菱田哲郎氏によって発表された「畿内の初期瓦生産と工人の動向」であろう筆者は船橋廃寺周辺の古代寺院をフィールドにしていることもあり、この船橋廃寺式の名称は思い入れの深いものである。

この「船橋廃寺式」の名称は1979年提出の大学1年のレポートでも使用している。

河内、大和をはじめとし山背、吉備などで出土する船橋廃寺式は、河内志紀郡船橋廃寺で創作されたと考えている。

2. 河内の船橋廃寺式

船橋廃寺式A類(28)

内区は中肉の素弁で、花弁は花弁幅4.2cm、花弁長6.0cmをはかり、丸い端部は反転気味で鑄が入る。間弁は菱形に近く端部は中房まで届くA系間弁で中央に鑄が入る。中房は径約3.4cmを測り、断面は低く半球状に膨らみ、周りには細い圏線が巡る。蓮子は間弁通りに1+8に配する。

細い周縁を配すa類と配さないb類が存在するが、両者は同範で基本的に瓦当裏面端部に丸瓦をつなぐように周縁様の突帯が巡る。このような瓦当裏面の周縁様の突帯は同じく船橋廃寺から出土する獣面紋軒丸瓦(30)にも認められる。なお、この獣面紋軒丸瓦は獣の口から忍冬唐草紋をはき、額には忍冬蓮花紋を飾っており、高句麗様式と報告されているものである。

a類は直径17.5cm前後で、瓦当厚は1.0~1.9cmを測り、1.2cm前後が多い。一部2.5cm以上のものも存在する。低く直立した細い素紋の周縁で、内区との間に空間が無い。

b類は直径15.5cm前後で瓦当厚は1.0~2cmの範囲であるがやはり1.5cmかが目立つ。

丸瓦の接合法については亀田修一氏の分類を採用する。

丸瓦の先端の加工は無加工(0類)、凹面1回ヘラケズリ(1a類)、凸面1回

ヘラケズリ (I b 類)、片ほぞ状 2 回ケズリ (II a 類)、凹凸面 2 回ヘラケズリ (II b 類)。

先端無加工の接合位置は、丸瓦先端部がそのまま外区外縁になる (O1 類)、瓦当裏面上端部に接合用の溝をほり、丸瓦をつける (O2 類)、瓦当裏面上端部にそのまま丸瓦をつける (O3 類)。接合用キズについては説明の度に紹介する。

丸瓦の先端部の加工は O 類、I 類が認められるが、I a 類が多い。O 類は瓦当が厚い札に認められ、主に O2 類である。丸瓦に加工を加えるものでも瓦当裏面に浅い溝をほり、丸瓦を入れ込んでいるものも認められる。b 類はさらに丸瓦を内側に曲げ瓦当裏面に押し込んでいる。

志紀郡船橋廃寺、大県郡鳥坂寺などで出土している。志紀郡土師寺で出土しているように紹介したことがあるが、注記には「道明寺周辺」とあるだけで、発掘調査での出土例がないことからここでは省く。

奥山廃寺 IVB 型式 (27)

奥山廃寺と同範が古市郡西琳寺で出土している。胎土が異なることから、範型が移動したと考えられる。周縁は低い素紋で内区との間の凹線は認められない。花卉は丸く端部は小さく反転しておりで鑄が入る。周りに凹線が巡らない断面半球状の中房には間弁通りに 1+8 に小さな蓮子を配する。

丸瓦の接合は奥山廃寺では II b 類が多いのに対し、O2 類で瓦当接合部に細かな斜め方向の傷を付ける方法がとられている。

山崎廃寺 I 型式

直径 15.9cm、厚さ 2.7cm を測る。径 3.2cm の小さな中房に凹線が認められる。よく観察すると細部まで船橋廃寺 A 類と類似し、同範の可能性も考えたい。周縁幅 1.5cm を測る素紋の直立縁である。

山崎廃寺は山背に含まれるべきであるが、立地的には河内の一部と言っても良いところで、軒瓦紋様の分布からも河内的である。南山城では船橋廃寺式と関連の深い獣面紋軒丸瓦も採用されており、その他の瓦の移動も認められる。

3. 船橋廃寺式皿式

豊浦寺 III D 型式 (29)

船橋廃寺 A 類と比較してやや細い花卉で周縁と内区との間には細い溝が認められる。凹線で囲まれた断面半球状の中房は 1+6 に蓮子を配する。周縁は素紋の直立縁であるが内斜するものもみとめられる。直径 17.6cm 前後で中房径 3.4cm、弁幅 3.5cm、弁長 5.1cm を測る。間弁は船橋廃寺式と同様、菱形に近く、端部は中房まで届く。末ノ奥窯例で見ると丸瓦は凹面を削る I a 類のようである。

志紀郡衣縫廃寺で同範と考えられるものが採用されており、それは吉備末ノ奥

瓦窯で焼成されたものが豊浦寺に選ばれていることも判明している。

ただ、衣縫廃寺のものと末ノ奥瓦窯のものとはやや胎土が異なり、衣縫廃寺から末ノ奥瓦窯へ範型が移動した可能性も考えたい。

大県南廃寺 (山下寺) 式 (31)

直径瓦当径は 19cm を測り周縁は細く中高で、瓦当縁からやや内側に配されているものが認められる。周縁と内区との間に凹線が巡る。花卉は船橋廃寺式同様の中肉の素弁で端部はやや反転する。中房は平たく船橋廃寺式と比較すると大きい。間弁は船橋廃寺式と同様菱形に近い文様で、端部が中房に接するが、中央の鑄が菱形部端部付近まで通っている。

大県郡大県南廃寺 (山下寺) 出土の a 類と同郡安堂廃寺 (家原寺) 出土の b 類とが認められる。

a 類はやや突出した中房に 1+5+10 に蓮子を配する。中房径は a 類約 5cm、b 類は中房径約 5.7cm で、a 類のものをやや大きくし、小さな蓮子を彫り加えている。b 類は若江郡若江廃寺でも出土している。

昭和 57 年度の大県南廃寺 (山下寺) での発掘調査では谷状遺構から平行叩きの A 類、格子叩きの Bb 類の平瓦、口径 10cm 以下になった須恵器坏 H 身など水落遺跡併行の土器と相伴しており、廃棄された時期が 650~660 年代であることが判る。

丸瓦の接合は加工しない丸瓦をあまり食込ませないタイプと丸瓦端部を凸凹とも削って食込ませるタイプとが認められる。

船橋廃寺 B 類

全体が船橋廃寺式に近い紋様であるが、紋様を線で表現している。花卉端は丸く、弁尖に稜線を配する。中房は小さく 1+4 に蓮子を配する。丸瓦の接合は O1 類で周縁と丸瓦とが一体化している。周縁は細く中高の素紋の直立縁で瓦当径は 17.2cm、中房径 2cm を測る。間弁は花卉をつなぐのみである。

野中寺 004 型式 (32)

船橋廃寺式とは全く異なる文様であるが、関連性からここにあげる。

瓦当径 17.2cm、中房径 3.5cm、周縁高 0.7cm を測る。周縁は幅広く、低い素紋で内区との間に凹線が巡る。弁端は尖形で弁尖に鑄がはいる。間弁は船橋廃寺式より太く丸い。中房は突出した凸形で小さな蓮子をほぼ間弁通りで 1+8 に配する。範傷から古市郡西琳寺から丹比郡野中寺に移動したことが判る。西琳寺のものは軟質で瓦当裏面に叩き目がのこりものが多く、丸瓦は加工しないものをくい込ませないで接合する。

野中寺のものは須恵質のものが多く、瓦当裏面はナデ調整で仕上げる。丸瓦は瓦当裏面に浅い穴を開け、それに平行の 2 条の沈線を加え、無加工の丸瓦を差し込む。はざみ山遺跡でも出土しており、野中満願寺所用の可能性が考えられる。

なお、はざみ山遺跡では獣面紋軒丸瓦も出土している。

この他、和泉地域の高句麗様式 B1 類も紋様の的に船橋廃寺式の影響を受けたと考えられる。

4. 船橋廃寺式の成立

船橋廃寺式は稻垣晋也によって、百濟大寺の所用瓦とし第一様式後期初頭例にあてられ 630 年代末に比定されている。

亀田修一氏や田村圓澄氏などの紹介から韓半島で類似する紋様を求めるとすると、花卉のやや尖りながら反転する特徴から扶余旧校里出土例、弥勒寺出土例が最も類似し、公州鳳凰洞出土例など公州地域出土の古いものの中にも類似したものが認められる。また、中房が半球形である特徴からは扶余王興寺出土例が認められる。

これによると古い一群を省くと百濟後期の時期のものに多いことが判る。

最近、清水昭博氏は『蓮華百相』のなかで船橋廃寺式の創作について述べられている。それによると、斑鳩寺 7A 型式から続く流れの中から成立し、その最古のものは奥山廃寺 IVA (豊浦寺 III E) 型式であると考えられている。それに続くものとして、吉備末ノ奥瓦窯で製作された豊浦寺 III D 型式で中房に輪郭線が現れ弁端の反転が強くなる。これと同様のものが衣縫廃寺でも採用され、ここから船橋廃寺のものは成立すると考えられた。

次の段階の奥山廃寺 IV B 型式では、豊浦寺 III D 型式より花卉弁端の反転が大きくなり蓮子は 1+8 になる。また、豊浦寺 III A 型式では花卉の返りが強く稜線が長くなり、中房がやや高くなる。これらの特徴は斑鳩法輪寺に伝わり、中房がさらに高く、弁端の反転もはっきりしてくる。法輪寺の特徴から弁尖に子葉を配すなどが加味され百濟大寺式が創作されるとされている。

また、船橋廃寺の船橋廃寺式は奥山廃寺 IV B の範型が西琳寺に移動し、それが船橋廃寺にさらに移動し中房に圈線を加えたという

しかし、斑鳩寺 7A 型式とセット関係になる軒平瓦 213B 型式は百濟大寺式軒丸瓦とも組み合うことが判明していることや、大和の船橋廃寺式の流れに豊浦寺 III D 型式だけ中房に輪郭線を持つこと、初期の奥山廃寺 IVA (豊浦寺 III E) 型式や豊浦寺 III D 型式が周縁と内区との間が離れているのに、奥山廃寺 IV B 型式では狭くなり、さらに豊浦寺 III A 型式では再び離れること、途中の奥山廃寺 IV B 型式では間弁が細いことなど流れがスムーズになっていない。

ここで方向の目安として参考としたいことは、清水氏も指摘されているように、「角端点珠形式の奥山廃寺式の流れでは、古式のものとは周縁と内区とが近く、間弁も細い」ということである。船橋廃寺式もこの流れに合致すると考える。また、

半球状の中房の採用、瓦当と丸瓦との接合などの技法から、私は斑鳩寺 6C 型式から続く流れの中から船橋廃寺式は成立したと考えたい。なお、半球状の中房の出現は先述の百濟扶余王興寺出土例が参考になるであろう。斑鳩寺 6C 型式はそれに類似する。

斑鳩寺 6C 型式は圈線が巡った半球状の中房を持ち、蓮子を間弁の通りに 1+8 に配す。また、先述のように古式の船橋廃寺式では周縁と内区が接近し、中房径が小さく、間弁も細いというのが特徴であると仮定すると、これに合うものとして船橋廃寺のものが挙げられる。

これは他の船橋廃寺式より中房径も小さく低く瓦当径も小さい。丸瓦の接合も大和のものは II b 類であるのに対し、船橋のものは I 類でその中でも I a 類が多い。これは片ほぞ式 (II a 類) → 凹面ケズリ (I a 類) → 両面ケズリ (II b 類) という丸瓦先端の加工法の流れから見ても合っている。奥山廃寺 IV A (豊浦寺 III E) 型式、豊浦寺 III D 型式は中房径が大きくなり、蓮子も減少するなど古式のものから派生したものであろう。特殊な意味が存在する場合を除き、古い段階の軒瓦では個々の寺院でオリジナルを持っていることが多い。その他、派生したものはいくつかの寺院で共有することがある。また、船橋廃寺では高句麗様式の獣面紋軒丸瓦が認められるがこの型式は瓦当裏面下半に周縁様の突帯を巡らし、この技法は船橋廃寺の船橋廃寺式でも認められる。獣面紋の額には斑鳩寺 6C 型式と同時期 (片ほぞ式が残存する時期=中期初頭) の斑鳩寺 33A 型式に見られる忍冬蓮華紋が飾られている。

以上のことから考えると船橋廃寺式は船橋廃寺のものを祖型と考えるのが最も妥当であることが判る。その後、豊浦寺 III D 型式は衣縫廃寺で採用されていることから早くに派生して中房がやや大きくなり、蓮子が 1+6 に減少する。花卉も細くなるなど退化傾向が認められる。

船橋廃寺のものが大和に伝播し中房の圈線が消失する奥山廃寺 IV B 型式が出現する。これは斑鳩寺 6C 型式に続く斑鳩寺 6D 型式が半球状の中房であるが圈線を巡らせないという特徴の変化の中で説明できよう。また、大和広瀬郡寺戸廃寺でも船橋廃寺式は採用されているが、他の軒瓦の様相から考えると、河内とのつながりで成立した可能性も考えられるであろう。

次に瓦当径が大きくなったものとして和田廃寺例が認められる。また、周縁と内区との間に凹線がはいり、花卉の反転も強くなったものとして豊浦寺 III A 型式が出現する。これがさらに中房高が高くなり、弁端の反転が大きくなったものとして法輪寺式が現れそこから百濟大寺式は創出されるのであろう。

また、上原真人氏は『蓮華紋』で軽寺式の中に船橋廃寺式を含めて考える案を提示されている。しかし、軽寺式を船橋廃寺式の流れから考えると、中房が大き

く突出していること、弁端を大きく反転させること、周縁が高く広いなど後出的な要素を多く含んでいるため、むしろ逆に船橋廃寺式から派生したものと考えたい。

5. まとめ

このように河内船橋廃寺で成立した船橋廃寺式は大和飛鳥地域に伝わり、一部は斑鳩地域にも伝わり、のちの百済大寺式創出のもととなる。

なお最近の調査で奥山廃寺IVB 型式と船橋廃寺のものが同範で、西琳寺に瓦範が移動した後、船橋廃寺に移動し改範している可能性が出てきた。そうすると中房に圈線を配する船橋廃寺のものが瓦当範を改変した後出型式になる。

船橋廃寺のみの変遷を考えた場合、蘇我氏一族の氏寺である奥山廃寺で創作され、河内に伝播したと考える方がスムーズに理解できるかもしれない。しかし、奥山廃寺で使用されたものが西琳寺に範型が伝わり、それを改変して船橋廃寺で使用したとすると、いくつかの問題点が生まれる。

一つは丸瓦の接合法である。奥山廃寺でⅡa類が主流であったものが、西琳寺では02類に変化し、船橋廃寺に範型が伝わるとⅠb類になり、その後船橋廃寺のなかでも瓦当を厚くして02類が採用される。これは異範で、それぞれ02類への変化が認められると理解するほうがスムーズである。奥山廃寺→西琳寺→船橋廃寺と範型が流れたとすると、船橋廃寺のものは相当範型に傷が現れても良いはずであるが、いくつか船橋廃寺のものを観察しているが、ほとんど範傷らしいものは認められない。

また、最近の調査で衣縫廃寺のものが豊浦寺ⅢD 型式とおそらく同範であることが判明した。吉備で作られたものが飛鳥と河内で使用されたという理解になるかと思う。しかし私は飛鳥の船橋廃寺のなかでこの型式のみ中房に圈線が配するのはやはり異端と理解したい。船橋廃寺の影響によって衣縫廃寺でこの型式は創作され、その後範型が吉備に伝わり、飛鳥地域で使用された可能性を考えたい。そのため中房に圈線を巡らす河内の紋様が和でも認められるのであろう。

飛鳥寺Ⅱ型式は船橋・衣縫廃寺周辺で作られ飛鳥寺、衣縫廃寺、船橋廃寺で採用されたことが判明している。船橋廃寺式が河内志紀郡で成立してもなんの問題はないと考える。

学生時代、船橋廃寺式は河内、大和、吉備、山背で出土し、奥州伏見廃寺でも採用していること、石田茂作氏や稲垣晋也氏によって広瀬郡百済寺でも出土していることを紹介されていることなどから、百済大寺は広瀬郡に所在し、ここから出土した船橋廃寺式こそ百済大寺の瓦でそのため広く伝播しているのだと理解していた。

現在では木ノ本廃寺式が百済大寺式と考えられ、吉備池廃寺が百済寺大寺跡である可能性が強まったため船橋廃寺式=百済大寺式という考えは成り立たなくなったが、船橋廃寺式の成立には蘇我氏が直接関わっているのは明白で、そのため広く分布しているのであろう。船橋廃寺は飛鳥地域へのルートにもなる河内でも最も重要交通の要衝である志紀郡に所在し、造瓦、鑄造の拠点にもなっていると考える。このような地域で蘇我氏によって船橋廃寺式は成立したのだと考えたい。

〔後補〕 現在では、途中で述べた奥山廃寺で創作され、西琳寺に範型が移動し、その後、船橋廃寺に移動し改範して使用したというのが定説となっている。筆者も最近ではこの説を採用しているが、今も河内出現説を捨てきれないでいる。そこであえてこの論文を掲載した。

河内船橋廃寺式を採用する寺院は、船橋廃寺、衣縫廃寺を僧寺、尼寺とし、曾我氏一族である林臣がその造営に関わっていると考えた。

第2節 単弁形式

第1項 河内の百済大寺式系軒瓦と氏族

1. はじめに

河内で広く分布する単弁形式には山田寺式系の西琳寺式以外に和泉地域で分布する百済大寺式系がある。

これは舒明天皇11年(639)建立の百済大寺で採用されたものが、難波宮遷都後に整備された四天王寺で採用されたものがさらに日根郡に移動したものである。百済大寺、四天王寺の分布には阿倍倉梯麻呂が関わったという説がある。

両寺院では2個の範型が認められるが、そのうち、一つは海会寺に運ばれたが(海会寺IA型式)、運ばれていないものもある。なお、百済大寺式の技法の特徴を見ると、IAでは瓦当裏面を外周に沿って強くナデしており、へこんでいるものも多いという特徴が看取できる。

それがさらに日根郡呼喚郷海会寺(IA型式)、同郡賀美郷禪興寺廢寺(1類)で採用されている。さらにこの型式を元に海会寺では海会寺IB型式を禪興寺廢寺では2類を創作する。

2. 百済大寺式軒瓦

百済大寺

花卉が肉厚で弁端の立ち上がり小さいが強く反転する子葉は薄肉で先端に丸みをもつ。花卉を取り囲む輪郭線は弁端で尖り、平面的にも反転を表現している。弁央には子葉基部から弁端にかけて稜線はいる内区と外縁との間には1条の太い圏線が巡り、花卉の輪郭線はこの圏線と接する。間弁は平面楔形で、タテに比べて先端のヨコ幅が広い。中房は緩やかな半球形で、1+8の蓮子を置く。外周の蓮子はそれぞれ間弁の対角線に配置される。直立する外縁には3条の重圏紋が細-太-細の順で巡り、その外側はゆるい傾斜面になっている。瓦当径は19-20cmである。丸瓦凹面先端をカットし、縦方向や格子目状に刻みを入れるものがあるが横方向のものはない。

IA IBと比べ子葉や圏線の表現が細く、蓮弁の盛り上がり大きい。中房径は4.0cmと小さい。瓦当裏面は、凹面を深くへラケズリした丸瓦を接合するため、

上端を斜めに切り落としている。ヘラケズリした丸瓦先端が周縁上面近くまで及ぶものもある丸瓦接合時には凹面に接合粘土を付加する前に支持ナデつけを行っている。有段式丸瓦で釘孔のつくものがある。丸瓦凹面先端にタテ方向の刻みをつけているものもある。

IB 中房径は4.2~4.5 cm、中房面に同心円状の凹凸がある。中房の蓮子の配置が整然としている。外縁の重圏紋は太い。裏面中央を高く仕上げている。瓦当裏面に丸瓦接合前に行った回転ナデの痕跡が残り、瓦当裏面の周縁下半を丸くおさめる。側面は円弧に沿った回転ナデ調整を2回にわけて行っている。丸瓦凹面端部を深くヘラケズリして、瓦当面にかぶせるように接合する。

軒平瓦は斑鳩寺213形式B種で、分厚い平瓦広端面に下向き施紋のみである。忍冬唐草紋だけのIAと三重弧紋施紋後、押圧するIBがある。

阿倍倉梯麻呂が造営長官（百済大寺造寺司）となる記事が認められる。

四天王寺

NMII a1 百済大寺IAと同範であるが、胎土は異なる。彫り直しはない。木目の浮き上がりが多くなる。製作技法、胎土が異なるものがある。楠葉平野山7号瓦窯のものと考えられ、丸瓦先端凹面寄りを軽く斜めに削り、削った面に×字状の刻みをつけて接合。支持ナデつけしない。瓦当裏面は不正方向のナデで下半周縁は軽くつまみあげるようになでる。周縁の圏線は残るが幅を狭くしている。また圏線が明瞭でないものもある。瓦当裏面を外周に沿って強くナデており、へこんでいるものも多いと言う特徴が看取できる。

NMII a2 百済大寺IBと同範であるが瓦当裏面に回転ナデ、裏面中央は高くなる。下半周縁は軽くつまみあげるようになでる。丸瓦凹面を斜めに削り、その面に×字状の刻みをつけて接合。支持ナデつけが見られる。

軒平瓦は三重弧紋が伴う。

阿倍倉梯麻呂が、大化4年(648)仏像四軀を四天王寺塔に安置とあり、四天王寺の整備にもかかわった可能性が考えられる。

海会寺

四天王寺で使われた百済大寺式の範型NMII a1・NMII a2(吉備池廃寺・木之本廃寺のIA・IB)のうち、NMII a2(吉備池廃寺IB)は海会寺に運ばれたが(海会寺IA型式)、NMII a1(吉備池廃寺IA)は運ばれていない。

海会寺IA型式(66)

四天王寺から移動したそのままの範型を用いていたIA1型式と、蓮子がIA1型式に比べて異様に突出しているIA2型式がある。

IA1型式には、中房の同心円状の圧痕も残存する。

IA2型式はIA1型式の範型に彫り加えをおこなったものと考えられ、この段階のものは蓮弁の子葉の端部が不明瞭になっているものが多いという特徴がある。これに伴う軒平瓦は平瓦広端面に沈線を施した二重弧紋が出土している。

禅興寺廃寺でも軒丸瓦2点が出土しており、1点はIA2型式である。

3. 百済大寺式の和泉地域での展開

海会寺IB型式、禅興寺廃寺式の百済大寺式Ⅱ式A類、池田寺I式のB類がある。これらは、周縁がすべて素紋縁になっている。これは四天王寺に伝わった百済大寺式周縁の重圏紋が明瞭でないことが関連する可能性がある。

1. 百済大寺式Ⅱ式A類

海会寺IB型式(67)

IA2型式を参考にして創作された紋様であると思われる。素紋縁になっており、花卉が紡錘形になり間弁が大きくなる。内区と外区との間の圏線は太くなる。中房の断面が半円形で、蓮子を一つ一つ範型に粘土を詰めたものをIB1型式、中房の断面形が平坦になったものをIB2型式とする。後者は蓮子が低くなっており、範型の中房全体を彫り下げたものと考えられる。また、中房の中心蓮子から外側の蓮子にむかって範傷がみられるほか、外区の圏線と周縁の間にも大きな範傷をもつ例がある。範傷の進行状況によって、さらにIB2a型式とIB2b型式に分かれる。

禅興寺廃寺式(68)

日根郡賀美郷の禅興寺廃寺のものを標式とする。海会寺IA型式参考にして作られたと思われる。周縁は素紋で、外区と内区との間に圏線はめぐらせない。花卉は弁端が尖りながら反転しており、間弁はT字形で中房まで達する。中房のまわりには凹線がめぐり、中房の断面が半円形を呈する。中央に大きな蓮子を1個おく。紋様的には、これも百済大寺式からの派生と考えられる。丸瓦との接合に際しては、先端の凹面側を斜めにカットした丸瓦を、瓦当に深く食い込ませている。

海会寺IB型式からの派生という意見もあるが、一概には言えないであろう。

2. 百済大寺式Ⅱ式B類

池田寺I式(69~72)

和泉郡池田郷池田寺のものを標式とする。花卉には明瞭な子葉が認められないが、周縁と内区との間に太い圏線がめぐり、中房にも圏線がめぐると、百済大寺式の影響を受けて成立したのと考えられる。瓦当裏面には、強いナデが認め

られる。百濟大寺ⅠAでも瓦当裏面を外周に沿って強くナデしており、へこんでいるものも多い。池田寺Ⅰ式にも同じ特徴が認められることから、池田寺Ⅰ式は百濟大寺式(吉備池廃寺・木之本廃寺)ⅠAから創造されたと考えたい。

以下のように大きく3型式5種に分けたが、発掘調査の報告書が刊行されていないため、詳細は不明で、実際にはもっと細分できる可能性が高い。

ⅠA型式(69) 周縁は細い直立縁で、花卉には、子葉を表現した痕跡が認められる。花卉の端部は反転しており、小さい中房に1+8の蓮子を配する。中房周囲に圏線を配する。百濟大寺式では蓮子が間弁に揃うが、この型式は花卉に揃っている。間弁は菱形である。瓦当裏面の外周に沿って、強いナデが施されている。1点のみの観察であるが、接合に際して、丸瓦の凹面および瓦当裏面の接合部に刻みを入れている。和泉寺でも採用している。

ⅠB型式 中房に1+6の蓮子をおく。弁中央に稜線をもつⅠBa型式(70)と、それが無いⅠBb型式(71)とに細分できる。

ⅠBa型式は直立縁で、突出した中房に圏線はない。弁中央に細い稜線を配し、弁端は尖り気味であるが、反転をあらわしている。大きな蓮子は花卉に揃う。瓦当裏面の外周部にナデがみられないものも存在する。

ⅠBb型式には、直立縁のもの(ⅠBb1)と斜縁のもの(ⅠBb2)が存在する。両者は時間的差と考えられる。蓮子配列は、花卉や間弁に揃っていない。花卉端がⅠBa型式より尖る。瓦当裏面のナデは、ほとんどが1回のナデであるが、強く2回ナデるため突帯状になっているもの、ナデのないものなどが存在する。中房に圏線があるものと、ないものがある。坂本寺でも採用されている。丸瓦は瓦当端部に合わせた高い位置に接合されている。

また、海会寺ⅠA2・ⅠB1型式のように、蓮子が異様に高いものも存在する。それらは中房の圏線が不明瞭になっており、後の改範と考えられる。

ⅠBa・ⅠBb型式とも、丸瓦の接合は、先端の凹面側を斜めにカットした丸瓦を、瓦当面ぎりぎりまで食い込ませている例がほとんどだが、ⅠBb型式には、次のⅠC型式と同じく、瓦当裏面に刻みを入れて接合する例も存在する。

ⅠBb型式の出土量が最も多い。

ⅠC型式(72) 瓦当径が小さく、圏線のめぐる中房に1+4の蓮子を配する。中房の大きなⅠCa型式と小さなⅠCb型式とがある。

ⅠCa型式は斜縁で、弁端は桜花状になっている。

ⅠCb型式は弁端が丸い。丸瓦の接合に際しては、瓦当裏面に刻みを入れている。瓦当裏面を外周に沿って強くナデるが、ナデないものも存在する。

3. 採用寺院の様相

以上、和泉における百濟大寺式の分布および様相について述べてきた。次にこれらの型式を採用した寺院の造営主体について考えてみたい。

和泉郡

池田寺Ⅰ式軒丸瓦がこの郡域で分布している。それは、和泉寺、池田寺、坂本寺である。これらは熊野街道から河内地域に抜ける槇尾街道沿いに造営されている。

和泉寺 旧和泉郡上泉郷、和泉市和泉府中に所在する。

熊野街道との交差点付近に位置する。奈良時代には和泉国府が設置される天平9年(七三七)「和泉監正税帳」に和泉監においては、公式な行事として、例年正月14日に監内の式寺において、金光明経と最勝王経を誦読することとなっていたと記されている。この式寺の内の一つが和泉寺であると考えられるのである。造営主体としては茅渟(珍)県主と考えられる。この氏族は『新撰姓氏録』和泉皇別に「豊城入彦命之三世孫御諸別命之後」と記されており、祖先と記されている豊城入彦命は崇神天皇の皇子であることから皇族系氏族であることがわかる。また、和泉監正税帳には「少領外従七位下珍県主倭麻呂、主帳位珍県主深麻呂」と見られ、珍県主倭麻呂は日本霊異記にも「和泉郡大領(郡司)」と記されている。すなわち珍県主は和泉国和泉郡の郡司の家であったことがわかる。

採用軒瓦としては今回の池田寺ⅠA式、土師観音寺式、複弁形式軒丸瓦として周縁に花卉(雷)紋を飾った紀寺式3種、連珠紋を飾った長林寺式、その他、法隆寺西院式、岡寺式などが認められる。

軒瓦紋様からみると、和泉寺は創建時には池田寺、坂本寺、土師観音寺など在地系氏族の氏寺と同範関係をもち、在地系氏族の珍県主よって造営され和泉土師氏との関連も強かったことがわかり、その後も、中央と密着した軒瓦を採用し、発展していたことが認められる。

池田寺 旧和泉郡池田郷、現在の和泉氏池田にあたる。

造営主体は地名や寺名瓦などから池田首や池田君(公)と考えられる。池田首は『新撰姓氏録』和泉皇別によると「景行天皇皇子、大碓命後也」とあり、池田君は『新撰姓氏録』左京皇別によると「豊城入彦命十世孫佐太公後也」とあり、天武13年(684)に池田朝臣を賜る。

後者であると、和泉寺の造営者珍県主と同族で、いずれにせよ皇族系氏族であることがわかる。

採用軒瓦は創建期のもので坂本寺のものと同範である怪寺式が認められる。池田寺Ⅰ式が中心的に使用され、ⅠA型式は和泉寺と同範である。

その後、内縁に唐草紋を、外縁に素紋を飾った軒丸瓦と均正忍冬唐草紋軒平瓦とのセットである池田寺Ⅱ式軒瓦が多種みられ、このⅡC型式は坂本寺の他、河

内丹比郡丹比麿寺、河内郡法通寺でも採用されている。

池田寺Ⅰ式、Ⅱ式とも多種が採用されており、これらの分布中心と考えられる。

なお、「池田」「池田堂」と記された奈良時代の瓦も出土している。

坂本寺 旧和泉郡坂本郷、現在の和泉市坂本に位置する。

坂本寺造営主体はその寺名から坂本（臣）氏が考えられる。坂本氏は『新撰姓氏録』和泉皇別に「紀朝臣同祖。建内宿祢男紀角宿祢後」とみえ、紀氏や蘇我氏と同族で紀記にも記載の見られる豪族であることがわかる。この一族の中には推古朝に百濟使になった坂本臣糠手、壬申の乱で天武方に加担した坂本臣財などがいる。

採用軒瓦は軽寺式と線引き重弧紋軒平瓦、単弁形式軒丸瓦の池田寺Ⅰ式、池田寺Ⅱ式、複弁形式軒丸瓦の川原寺式と重弧紋軒平瓦、藤原宮式軒瓦が認められ、藤原宮式には2種類ある。

創建瓦の軽寺式は坂本臣と同族の軽部臣の氏寺、飛鳥軽寺の創建瓦とそっくりで、同族間の軒瓦交流が認められる例として挙げられる。

池田寺Ⅰ式や池田寺Ⅱ式の出土は少ないが、和泉地域の在在系軒瓦であることから、在在系寺院間の関連が深いことが考えられる。

川原寺式軒丸瓦は壬申の乱の功臣の氏寺に採用するという説があるが、坂本寺ではまさにその例となっている。その後、藤原宮式軒瓦を採用していることも、中央政権下で坂本氏が勢力をもっていたことを示すと考えられる。藤原宮式は軒丸瓦、軒平瓦セットで採用されており、藤原宮で採用されたものと同範関係はないようであるが、この時期、中央のバックアップで伽藍の整備が行われたと考えられる。

これら和泉郡の関連寺院はすべて皇別氏族の寺院で池田寺Ⅰ式以外でも軽寺式、池田寺Ⅱ式がそれぞれ同範関係にあり、3ヶ寺が関連して造営されているのがわかる。さらに奈良時代には和泉寺に隣接して和泉国府も設置され、その後も和泉国の中心となっている。

日根郡

日根郡内には呼喚郷の海会寺と賀美郷の禪興寺麿寺が存在する。

海会寺 旧日根郡呼喚郷、泉南市信達大苗代に所在する寺院で金堂が西側、塔が東側の法起寺式伽藍配置をとる。伽藍の東側に官衙的配置をとる大型掘立柱建物が検出され、海会寺造営氏族の集落と報告されている。しかしこの大型掘立柱建物は伽藍完成後成立していることなどから、寺院経営のための「政所」として成立したと考えたい。

採用軒瓦として今回報告した海会寺ⅠA類、ⅠA類をもとに創作され海会寺ⅠB類、川原寺の創建瓦を忠実に模倣したⅡA型式と、小さなⅡB型式が存在する。

その後の軒瓦は中世のものまで出土しておらず、奈良時代には次第にすたれてい

ったと考えられる。

以上のことから、海会寺は中央政権と密接な関係を持って造営されたと考えられる。しかし、特定の造営氏族は浮かんでこないことから、氏寺として成立したのではなく、紀伊勢力への押さえとして中央政権によって造営された寺院と考えられる。ただ、在地勢力もしくは大伴氏などの中央氏族が関わっていた可能性は考えられる。

禪興寺 旧日根郡賀美郷、泉佐野市長滝に所在する。

海会寺のように発掘調査が進んでいないため、伽藍配置など詳細については不明である。

造営主体として新羅渡来系氏族の日根造と考えられる。日根造は、天平9年(737)「和泉監正税帳」に和泉監においては、日根郡大領として日根造が認められ、この地域では有力であったことが判る。これはおそらく壬申の乱に際し、天武天皇方に与した功績によるものと推定できる。また、禪興寺の南南東の泉佐野市上之郷には横穴式石室を埋葬施設にもつ終末期古墳が発見され、石ノ子古墳と命名された。日根造の首長墓と考えられる。

採用軒瓦として海会寺と同じ百濟大寺式軒丸瓦が採取されており、これが創建瓦である可能性が考えられる。

その後には線鋸歯紋緑複弁八葉蓮華紋軒瓦(川原寺式)が採用される。これは周縁に線鋸歯紋を飾ること、中房の蓮子が1+8+8に増加することなど川原寺のものと比較するとやや退化しているが、花卉の形状などはオリジナルに近い。川原寺式の採用は和泉地域では海会寺を除くと、ここと坂本寺だけである。

これに伴う軒平瓦としては四重弧紋軒平瓦が出土している。型引きの重弧紋で和泉地域では少ない例である。

その後、秦麿寺と同範もしくは同紋の花弁紋緑複弁蓮華紋軒丸瓦(小山麿寺式)が採集されている。紀寺式軒丸瓦の標識寺院である紀寺は最近の研究で紀氏の氏寺ではなく、混乱を避けるため、小山麿寺と呼ぶようにし、高市大寺などの官寺の可能性が高い事が述べられている。和泉での紀寺式の分布についても、中央政権の関与が考えられる。それが和泉秦氏の氏寺秦麿寺で採用されているのは、示唆的である。禪興寺での採用も同様であろう。

他に素紋緑単弁八葉蓮華紋軒丸瓦が出土している。これは、弁端が尖形であること、中房に大きな蓮子の一つ配すること、中房と花卉との間に凹線を配するなど古新羅様式の特徴を持つ。単弁であることは創建瓦の百濟大寺式軒丸瓦の影響を受けた可能性も考えられる。

日根地域の範囲については、6世紀代には日根県主と考えられる県主がこの付近を治めていたことが推定されており、それはほぼ日根郡の地域と一致する。

また、『行基年譜 天平十三年記』によると神前船息が和泉国日根郡日根里に所

在する記事が認められる。「神前」は現在の貝塚市加神・島中・脇浜付近にあたる。この付近は日根郡でも近義郷にあたることから、近義郷はもともと日根郷（里）と呼ばれていたと考えられている。このことから日根郡の中でも日根地域は賀美郷と近義郷を合わせた地域と考えられている。

日根地域をこのような広範囲に考えると、興味深いことが考えられる。

それは神前や同郷地藏堂廃寺から、7世紀前半まで遡る豊浦寺式軒丸瓦が出土しているということである。この形式は和泉郡木嶋郷秦廢寺、同郷堀遺跡、八木郷小松里廢寺でも出土しており、秦廢寺のものと地藏堂廢寺のものは同範で、さらに豊浦寺Ⅶ型式とも同範である。

このことから豊浦寺式は日根地域からも出土していることとなり、7世紀前半に秦廢寺の秦氏や小松里廢寺の蘇我氏の一族である布師臣によってこの付近が開発されたおり、渡来系氏族である日根造や近義首を配下にしてきた可能性が考えられる。秦氏が新羅系渡来系氏族であるという説があるが、日根造、近義首ともに新羅系渡来氏族であるのは興味深い。

また、秦廢寺からは河内石川郡山城廢寺と同範の池田寺Ⅱ式軒丸瓦が採用されており、山城廢寺の造宮氏族が西漢氏の一族である山城忌寸であることから、この付近の開発に西漢氏の関与があったとも推定できる。

河内の高句麗系軒瓦（豊浦寺式を含む）の分布に西漢氏が関与していたという説が認められるが、和泉地域でもこの分布に西漢氏が関与していた可能性が考えられるであろう。

7世紀第3四半期になると禪興寺が百濟大寺式を採用して創建される。同じくこの型式を採用している海会寺が中央政權直轄による造宮とすると、禪興寺の造宮氏族である日根造はこの付近の開発に直接関与したと考えられる。

なお、この時期、秦廢寺では新形式の瓦は採用されていないのに対して、禪興寺では川原寺式や単弁形式軒丸瓦が採用されている。また、その後、7世紀第4四半期には秦廢寺と禪興寺で共通の紀寺式軒丸瓦による関連が認められる。

また、禪興寺廢寺では素紋縁複弁八葉蓮華紋軒丸瓦が出土しているが、紋様が扁平なこと、大野寺土塔出土の神龜四年銘軒丸瓦（神龜4年=724）に類似することから、8世紀初頭のものと考えられる。

以上のことから、和泉郡南部から日根郡の氏族の動向を考えると、この付近は6世紀台には日根県主によって治められていた。その後、7世紀第2四半期には渡来系氏族の秦氏が日根造や近義首を配下とし開発を始める。これらは中央政權の在地勢力抑制政策の一環であろう。

河内でも6世紀台には志紀郡を中心に在地勢力の志貴県主が勢力を張っていたが、中央政權はそこに西文氏などの渡来系氏族を配置し勢力抑制を図った事と通ず

る。

7世紀中葉から第3四半期には、日根造の勢力が大きくなったのか、（古い渡来系氏族が勢力をもったため、新しい渡来系氏族を配置して更に勢力の抑制を図る例が河内で認められる）単独で氏寺である禪興寺を造宮する。この時期海会寺の造宮にも関わった可能性も考えられる。

その後、日根造は禪興寺にオリジナルの川原寺式軒瓦を採用すると共に、その奥津城として終末期古墳の石ノ子古墳を造宮する。奈良時代に日根郡大領にされることから推定すると、日根造は壬申の乱には天武朝に加担したと考えられるであろう。

このように日根郡では日根造が7世紀前半には秦氏の配下として勢力をもつが、7世紀中葉になると氏寺である禪興寺を造宮することから単独で勢力を持ったことが分かる。それも海会寺との関わりも考えられる。

その後も日根造は大領となるなど、律令制度に取り入れられながらも、勢力を誇る。

4.まとめ

和泉地域は当時河内国であったが、他の河内地域とはまた異なる寺院造宮がなされており、氏族の動向も異なる。

和泉郡・日根郡は以上みてきたような状況を示している。

和泉郡は後に和泉国府が置かれるが、主に在地系の氏族が寺院を建立させている。渡来系氏族の信太首の信太寺も軽寺式の退化型式を創建瓦としている。

日根郡は新たに渡来系氏族による開発によって開けた郡で郡領の家である日根造や和泉秦氏の影響も認められる。

大島郡は百濟大寺式の分布は認められないが、塩穴寺が古市郡西琳寺、丹比郡野中寺と同範関係を持ち、蜂田寺では丹比郡丹比廢寺や黒山廢寺と関連をもつ。その他、和泉土師寺の本拠地もこの郡にあり、他の郡とは異なり、近接するという地域的なものもあるが、河内地域とのつながりの中で寺院を造宮しているものが多い。また、行基の出身地でもあり、大野寺をはじめ知識の活躍も推定できるであろう。

第2項 西琳寺式採用寺院とその氏族

1. はじめに

河内で採用されている山田寺式軒丸瓦¹は、おもに南河内に広く分布している「西琳寺式軒丸瓦」である。この名称は、藤澤一夫により「古市寺式」と名づけられていたのを、今の寺名に残る西琳寺(=古市寺)に代えて用いたものである。山田寺式は百濟大寺式²の影響で成立したと考えられるが、西琳寺式は、山田寺式から直接の影響により出現した型式として理解できる。

2. 西琳寺式軒丸瓦の紋様構成と分類

西琳寺式軒丸瓦のうち、花卉が八葉のものをA類、七葉を主体とするもの(一部例外あり)をB類、発展的に出現したとみられる紋様をC類として分類する。

また、紋様の個々の部分や技法を検討することにより、次のような細分をおこなった。

周縁と圏線 高い直立縁で、三重圏紋を飾る。三重圏紋は、外から2番目が太いもの(a)、外から1本目が細く、2本目が太いもの(b)、3本とも細く、それぞれの断面が三角形に近いもの(c)がある。c類のうち、凸線の間が面をもつものをc2類とする。周縁と内区との境の圏線については、細いもの(a)と、太いもの(b)に分ける。b類の中でとくに太いものをb2類とする。

花 弁 細い輪郭線で囲まれた単弁八葉蓮花紋で、弁中央に明瞭な稜線をもつ。端部が平坦なものや丸いものがあり、長さが長いもの、短いものがある。子葉は、長さを倍にすると圏線を越えるもの(長い)、越えないもの(短い)、周縁まで達するもの(非常に長い)に分ける。

中 房 凸形でやや高い。平坦なもの(a)、やや中央部がくぼむもの(b)、外側に少し平坦面を残し、中央部がへこむもの(c)に分かれる。なお、一般には、瓦当径に対する中房径の比率を中房率として示すが、周縁の幅が個体により一定しない例があるため、今回は、内区径(圏線間の径)に対する中房径の比率(中房径÷内区径×100)を中房率とした。概して、中房率が大きなものは、時期が下る傾向にある。

蓮 子 1+6の配置で、外側の蓮子を中房の端近くに配置するもの(a)と、中央部寄りに配置するもの(b)がある。山田寺における蓮子の割り付けは、金堂所用のA種が間弁を基準とするのに対し、塔跡所用のB・C種は花卉を基準にして

いる。このことから、蓮子の割り付け基準を間弁におくものが古く、花卉を基準とするのは新しい要素と考える。また、そうした基準が認められないものは、さらに新しいとみる。

間 弁 楔形で、中房に達しない。ただし、後述する垂式(C類)では、中房に達する例も見られる。間弁が花卉と接するもの(a)、間弁が独立しているもの(b)があるが、両者の区別が曖昧なものも多い。

丸瓦先端の加工 接合する丸瓦の先端を片ほぞ状にするもの(a)、加工を加えないもの(b)、丸瓦凹面を斜めにカットするもの(c)がある。丸瓦先端に刻みを入れる場合は、その都度指摘する。また、丸瓦端部に溝を入れるもの(m)、鋸歯状の切り込みをいれる歯車状接合(h)も認められる。片 状加工は、丸瓦の厚さの1/3以下を延ばしたI式、約1/2をのぼしたII式、丸瓦先端に段を付けただけのIII式に分ける。

なお、b技法では、瓦当裏面に丸瓦を立て、粘土を充填して接合する1技法(接着法)や、范型に瓦当厚の半分の粘土を詰めた後、丸瓦を立て残り粘土を充填する2技法(印籠継ぎ)、范型に粘土を詰めた後、瓦当上半部に半円形の溝をつけ、そこに刻み目を入れて丸瓦を押し込み、粘土を充填する3技法(挿入法)が認められる。

A 類

もともと山田寺式の標式に近い一群で、西琳寺(Aa型式)、野中寺(Ab型式)、新堂廃寺(Ac型式)の3型式が知られている。地域が離れるが、大和坂田寺のもの(Ad型式)もこの型式に当てはまる。また、西琳寺で新型式(A0型式)が出土した。

A型式の細分は、山路直充氏が最初に提唱された³が(山路2000)、以下、氏が指摘された范型の細分をもとに、私が観察して⁴考えた細分案について述べる。

A0 型式

山路分類のII G型式にあたる。内区の紋様は次のAa型式と同じだが、周縁と内区とを画する圏線がなく、周縁は素紋である。瓦当裏面に格子叩きが認められるものと、認められないものがある。中房の断面は半円形に近く、蓮子は外側に離れており、花卉と間弁の両方に揃っている。丸瓦との接合は、片ほぞ式のa技法と瓦当裏面に丸瓦を立て、粘土を充填するだけの接着法のB技法が認められる。b技法では、瓦当裏面に細い刻みを施すものが出土しているが、これは、西琳寺創建瓦と考えられる素弁形式(野中寺004型式)軒丸瓦(河内1996)と同じ技法である。西琳寺式では最も古く位置付けられ、技法的に接着法³のものから、片ほぞ式のものへの変化が考えられる。

Aa 型式

山田寺式の標式と比較すると、弁中央に稜線を配するという特徴がみられる。丸瓦との接合は、基本的にはa技法の片ほぞ式で、b技法や、c技法もある。

Aa1型式 山路分類のII A型式にあたる。周縁はa類で、圏線は太い。中房は平坦で、小さな蓮子は少し中央に寄っており、花卉、間弁両方に揃っている。花卉端は反転し、端部が平坦である。子葉は細く、厚みがあるが、やや短い。間弁は花卉から独立している。中房率は25である。紋様が最も山田寺のものに近く、西琳寺式のなかでは古式と考える。丸瓦との接合は片ほぞI式のa技法で、瓦当側面に数条の平行刻みが入れている。

Aa2型式 山路分類のII F型式にあたる。周縁はb類で、圏線は細い。中房は平坦で、小さな蓮子は外側に離れており、花卉と間弁の両者に揃っている。花卉は明瞭に反転し、端部は桜花状をなす。子葉は細く、非常に長い。中房率は25。丸瓦との接合は片ほぞI式のa技法である。野中寺で、周縁を素縁にしたものが出土している。

Aa3型式 山路分類のII C型式にあたる。周縁はc類、圏線は太いものと細いものがある。中房は、平坦で角が鋭角になったのもの、角が丸くなっているものがあり、蓮子がやや中央に寄っている。蓮子は、大きなものと小さなものがあり、間弁に揃っている。花卉の輪郭線は明瞭で、子葉はやや長く、端部は丸い。中房率は28.5前後である。西琳寺のほか、土師寺⁵、葛井寺、北岡遺跡で出土している。丸瓦先端の加工には、片ほぞI式・II式のa技法および接着法のb技法がある。後者には、全く丸瓦に加工を加えないもの(b1技法)と、丸瓦先端の凹面側を斜めに削り、端面と凹面に刻みを入れるもの(b2技法)が存在する。b1技法のものは瓦当厚が薄いという特徴がある。現在、西琳寺では、a技法およびb1技法が知られており、土師寺ではb1技法、葛井寺・北岡遺跡ではb2技法が知られている。

山路氏は接着法のb1技法から片ほぞ式のa技法への変化を提唱されているが、技法などから見てa技法→b1技法→b2技法という変化が追え、西琳寺→土師寺→葛井寺の順に新しくなることが推定できる。なお、西琳寺ではa技法→丸瓦凹面を斜めにカットするc技法変化も認められる。

Aa4型式 山路分類のII E型式にあたる。やや小型品である。周縁はb類で、圏線はとくに太い。中房は、角が丸くなっており、中央部がややくぼむ。蓮子は中央に少し寄り気味である。花卉と間弁の輪郭線が明瞭で、花卉は短く、端部は丸い。蓮子は花卉に揃っている。中房率は26.8前後である。丸瓦先端の加工は、片ほぞ式のa技法もしくは丸瓦凹面を大きく斜めに切ったc技法を用いている。この時、瓦当側面に平行刻みを加えている。大鳥郡塩穴郷の塩穴寺で採用されてい

る。

小型品で、花卉と間弁の輪郭線がはっきりしている。弁端は丸く、弁自体が短い。丸瓦の接合は片ほぞⅡ式で、瓦当側面に平行の刻み目をいれている。瓦当裏面下部を強いナデによって凹ませているものも認められる。紋様的に西琳寺 Aa4 型式と同範の可能性が考えられる。また、三重弧紋の中央に×字の幾何学紋を施す軒平瓦が伴う。

のものが同範の可能性が考えられる。

Aa5 型式 山路分類のⅡB 型式にあたる。周縁は c 類で、圏線は太い。中房は、中央部がくぼむ特徴をもつ。蓮子は、ほぼ花卉に揃っているが、1 つだけ間弁と合うところがある。花卉の輪郭線は太く、間弁は独立気味である。花卉端部は反転している。子葉は太く短く、端部が直線に近い。弁中央の稜線が片側に寄るものが目立つ。丸瓦先端の加工は、片ほぞ式の a 技法のものと丸瓦凹面を大きく斜めに切った c 技法とが存在する。中房率は 2 7.5 前後である。土師寺でも出土しており、Ba 型式のものになっていると考えられる。この範型が大和額安寺との間で移動したと考えたい。

額田寺のもの (Aa5' 型式) は、改範されている可能性が高いが、西琳寺 Aa5 型式と内区が同範である可能性を指摘しておきたい。周縁は素紋で、太い圏線を配する。中房は平坦である。蓮子は中央寄りに、間弁に揃うように配され、その配置は Aa3 型式に近い。花卉は端部が丸く、太い子葉をおく。子葉の端部は平坦に近く、稜線が左側に寄っているものが目立つ。間弁が太く、一体化した扇形になっているものもある。この間弁の形態は後述の Bb 型式以降のもので、時期が下る特徴であるかも知れない。瓦当は厚い作りになっている。中房率は 2 5.7 である。丸瓦との接合は、先端に鋸歯状の切り込みを入れた丸瓦を瓦当裏面に食い込ませている歯車状接合である。

額安寺例と西琳寺例の紋様を比較すると、完全には合致しない。しかし、花卉や子葉、間弁の形態において一致する箇所が認められること、この型式は中房中央がくぼんでおり、範型を平らに彫りなおすことが可能であることなどから、両者は同じ範型を使用し、改範がおこなわれたものと考えたい。

Aa6 型式 周縁は b 類で、圏線は細い。中房は、少しくぼむが、ほぼ平坦である。蓮子は中央寄りに置かれ、花卉に揃っている。子葉は、端部が直線的で長く長い、不整形である。中房率は 25.8 前後で、中房には大きな範傷が認められる。丸瓦先端の加工は、片ほぞ式の a 技法もしくは丸瓦凹面を大きく斜めに切った c 技法を用いている。前者は後者より瓦当厚が薄い傾向にある。この際、瓦当側面に平行に段を入れるものと、入れないものがある。

Ab 型式

野中寺で出土する小型の軒丸瓦 (野中寺 014 型式) で、周縁と内区とを画する圏線がなく、瓦当径、内区径が Aa 型式と比べて小さいことが特徴である。丸瓦との接合は、範型に粘土を詰めた後、瓦当上半部に半円形の溝をつけ、そこに刻み目を入れて丸瓦を押し込み、粘土を充填する方法 (挿入法) がとられている。丸瓦の取り付け位置は、Aa 型式にくらべてかなり低い。瓦当は厚く、重厚な作りである。現在のところ、野中寺および下田池瓦窯 1 号窯で出土しているのみである。Aa 型式を参考とし、この寺院において創造された型式と考えられる。

Ac 型式

新堂廃寺で出土するものである。内区と外縁の間には圏線を配さない。高い外縁、花卉に輪郭線を持ち、平坦な中房に蓮子を 1+4 に配する特徴を持つ。無段式の丸瓦を伴う。Ac1 型式 (新堂廃寺単子葉弁紋系類第 I A 式端丸瓦)、Ac2 型式 (新堂廃寺単子葉弁紋系類第 I B 式端丸瓦) と Ac3 型式 (新堂廃寺単子葉弁紋系類第 I C 式端丸瓦) とに細分できる。この型式について、調査担当者である北野耕平氏は、「山田寺式軒丸瓦」を基として範型を作成したために瓦当径が約 10 % 小さくなったとし、山田寺にくらべてあまり下らない時期のものと考えた (北野 1985)。最近の発掘調査で大阪府 (井西 2001)、富田林市 (栗田 2 003) の分類案が示されている。富田林市の栗田分類を参考とし、説明を加える。

Ac1 型式 富田林市分類の G 群、大阪府分類のⅡA06 型式にあたる。瓦当径約 16.2 cm、内区径 12.1 cm、中房径約 3.4 cm で中房率 21 (28.1) である。弁端を小さく反転させており、弁中央に稜線を配するが、子葉には達さない。周縁は b 類が主であるが c 類も認められる。瓦当側面に四重圏紋を飾るものも認められる。花卉に配する子葉は輪郭線をもたず長い。A 型範で円形の範型と推定できる。瓦当には周縁部に粘土を先に充填したのかこの部分が剥離しているものが多い。

丸瓦の接合は端面を加工しないものや刻みのみを入れるものを、瓦当裏面に食い込ませないで接合する接着法のもの为主で、一部丸瓦端部を鋸歯状に加工する歯車状接合も認められる。

Ac2 型式 富田林市分類の F 群にあたる。瓦当径約 15~16 cm、内区径 10.8 cm、中房径約 3 cm で中房率 18.8~2 0 (27.8) である。Ac1 型式にくらべると弁端を大きく反転させており、子葉にも輪郭線が認められる。大阪府の新堂廃寺の分類では、ⅡA07 型式にあたるもおもわれる。中房もやや小さく、間弁にあわせて 1+4 の蓮子を配する。周縁には三重圏紋を飾り、高い外縁である。B 型範で円形の範型と推定できる。丸瓦との接合は、端面を鋸歯状に刻んだ丸瓦を瓦当裏面に浅く押し込む歯車状接合が主で、端面を加工せず瓦当にくい込ませない接着法のものも少量ある。

Ac3 型式 富田林市分類の H 群にあたる。瓦当径約 16.5 cm、内区径 11.4 cm、中房

径約 3.4cm で中房率 20.6 (2 9.8) である。輪郭線がめぐる花卉は、弁端が丸く反転を三角形紋で表す。花卉中央に稜線が認められない。大阪府の新堂廃寺の分類では、該当するものはないが旧ⅡA08 型式にあたるとおもわれる。中房の蓮子配置は 1+4 で、周縁は二本目がやや太い三重圏紋である。丸瓦との接合は、ほとんどが端面を鋸歯状に刻んだ丸瓦を瓦当裏面に押し込む歯車状接合をとっており、一部、端面を加工しないものや、刻みのみ入れるものがある。この型式は石川郡中野廃寺でも出土している。

これらの前後関係は難しいが、瓦当と丸瓦の接合が接着法から丸瓦に鋸歯状切れ込みを入れる歯車状接合への技法変化が時期差と考えると、Ac1 型式→Ac2 型式→Ac3 型式へと新しくなると考えられる。

また、全体の紋様からみると、この型式は内区幅に比べ周縁幅が広く、外区と内区との間も広い事が判る。また、中房径が小さく、そこに配される蓮子は 1+4 で、むしろ山田寺 F 型式軒丸瓦に近いと考えられる。一步退いて北野氏の述べられるように「山田寺式軒丸瓦」の 10%縮小されたものと考えても、直径からみると A 型式の 10%縮小した値に近いが、内区径、中房径などからみると天武 5 年 (676) 建立された塔所用 B 型式の 10%縮小に近いことが判る。さらに、実際の直径は B 型式に近く、中房率など紋様構成比からみても B 型式に近い。このことから西琳寺式 Ac 型式は、直径を山田寺式 B 型式軒丸瓦に合わせ、紋様は B 型式の 10%減少させたものを配し、紋様構成を B 型式に類似させていることが判る。なお、内区のみでみると西琳寺式 Aa 型式の 10%縮小したものであることが判る。つまり、この型式はⅢ期末、七世紀第Ⅳ四半期初頭まで下がることが考えられるのである。これは、丸瓦接合法に、新堂廃寺所用の川原寺式軒丸瓦と同技法であることから類推できる。

Ad 型式 大和坂田寺で出土するもの (坂田寺 7A)⁸で、弁中央に明瞭な稜線を配し、外縁の圏線が三重であるなど、西琳寺式に類似する。ただ、中房径が大きく、外区と内区の間圏線を配さないなど、部分的に異なる特徴をもつ。丸瓦との接合にあたっては、瓦当裏面に刻み目をつけ、瓦当上端よりやや下に丸瓦を接合している。

B 類

西琳寺 Aa 型式軒丸瓦の花卉が七葉になり、中房に配する蓮子が 1+4 に減少するなど、南河内において独自に紋様変化したもの。紋様の退化を指標として 4 型式 (Ba~Bd 型式) に分類できる。

また、さらに弁数が 6 葉に退化したもの (Be 型式)、8 葉であるが明らかに B 類の流れにあるもの (Bf 型式) もこの型式に含める。

Ba 型式 (土師寺式)⁹ 野中寺 019 型式にあたる。花卉が七葉になり、蓮子数も 1+4 と減少するが、そのほかは西琳寺式 Aa 型式と変化がみられない。周縁は c 類、中房は中央部がやや凹む b 類である。

今のところ、主として志紀郡土師寺で採用されたことが判明している。丸瓦との接合は、範型に瓦当の半分の粘土を詰めて、丸瓦を押し込んだのちに残りの粘土を詰め、丸瓦の上下にも充分粘土を充填する方法がとられている。この時、丸瓦の端面に 1 条の深い溝を彫り加えるもの (1 技法) と、丸瓦凸面を斜めに削りそこに刻みを入れるもの (2 技法) とがある。丸瓦の取り付け位置は、1 技法のものは Aa 型式に比べて低いが、Ab 型式よりは高く、2 技法のものは Ab 型式とほぼ同じである。瓦当の断面形を観察すると、1 技法のものは全体が薄いもの、裏面中央部をくぼませたもので砂粒を多く含んだ胎土が多いが、2 技法のものでは厚いもので胎土が精良なものである。Aa 型式と同様、Ba 型式内でも時期差が存在すると考えられる。土師寺のほか、船橋廃寺、高岸廃寺、葛井寺、野中寺、西琳寺、山下寺 (大県南廃寺) などで出土している。

Bb 型式 Ba 型式と紋様構成は同じだが、弁厚が薄くなるなど、紋様が扁平化し、花卉端は平坦になっている。また、内区と周縁との境の圏線が消失して、周縁も二重圏紋になる。Ba 型式までは間弁が楔状のものであったものが、この型式以降、全体が一体化して扇形になる。

丸瓦との接合は挿入法で、丸瓦先端の凹面側を削り、削った面と端面に連続する X 状の切り込みを入れて、薄く粘土を充填する。丸瓦の接合位置は、Aa 型式とほぼ同じで高い。山下寺のほか、船橋廃寺、衣縫廃寺、大県廃寺、太平寺廃寺、葛井寺などで出土している。

Bc 型式 Bb 型式より小型化して紋様がくずれ、紋様も扁平化する。花卉は短くなっているが、弁端は Bb 型式が平坦なのに対して、丸くなっている。間弁も、端部に圏線を配する。丸瓦の接合は印籠継ぎで、接合位置はかなり低く、充填する粘土も多い。同範関係は認められないが、石川郡春日廃寺¹⁰で採用されている。志紀郡衣縫廃寺から類似したものが出土している。

Bd 型式 錦部郡細井廃寺で採用されたもの¹¹で、Bc 型式よりさらに紋様が退化し、輪郭線のみで表現している。破片のため、丸瓦の接合は不明である。報告書では 8 葉に還元されているが、花卉の割り付けから 7 葉になると考えられる。

Be 型式 志紀郡高岸廃寺 (瓦窯?) から出土しており、衣縫廃寺で採用されたものと考えられる。6 葉に退化したもので、花卉の形態などから、形式的に Bd 型式に続くものである。中房に配する蓮子はもともとから表していなかったのか不明である。

Bf 型式 石川郡萬宝蔵院で採用されたもの¹²で、同範のものが大和寺戸廃寺で

出土している¹³。花卉は6葉でBe型式までは内区と外区との境に凹線が認められるが、この型式では、内区端に圈線をめぐらし、周縁と一体化させている。Be型式よりさらに扁平な紋様である。弁端は丸い。

C 類 (匝式)

西琳寺式軒丸瓦の影響を受けて成立したと考えられるもので、B類がA類の退化型式とすれば、発展型式と呼べるものである。C1~C6型式に分けられるが、藤澤一夫氏は、C1型式、C2型式、C4型式をまとめて「和泉土師廃寺式」としている。

C1型式 野中寺016型式軒丸瓦¹⁴である。花卉の周りの圈線がなく、素弁を意識した花卉個々が離れており、蓮子が陰刻である点などが西琳寺式と異なるが、もともと単弁型式であった筈型から、子葉を何らかの理由で削っていることが観察できる。周縁は、普通の二重圈のもの〔C1a型式(野中寺016B型式軒丸瓦)〕と、外側が広がったもの〔C1b型式(野中寺016A型式軒丸瓦)〕の2種類が認められ、C1a型式の周りに粘土を足して瓦当径を大きくしたもの(C1a2型式)も認められる。C1a2型式とC1b型式は瓦当径がほぼ同じであることから、接合する丸瓦の大きさが同じであった可能性が考えられ、この型式の途中で丸瓦の大きさが変化したと推定したい。丸瓦の接合位置もC1a1型式とC1a2型式・C1b型式は異なる。また、C1b型式の周縁は忍冬蓮花紋の龍泉寺式(野中寺022型式)と類似する。間弁はT字形で、中房まで達する。丸瓦の接合は印籠継ぎで、充填する粘土は少ない。C1a2型式には丸瓦広端を歯車状に加工する例も存在する。

西琳寺式との直接的な関連は不明だが、西琳寺式の分布の中心である西琳寺や土師寺で採用されていること、重圈紋縁単弁8葉蓮華紋軒丸瓦であることから関連を考えた¹⁵。これらは、紋様的に整っており、C類では最も古式と考えられる。また、野中寺塔跡から多く出土していること、胎土が類似していることから、野中寺の「庚戌年」(650年)の紀年銘平瓦とほぼ同時期のものと考えられる。

C2型式(東野廃寺式)野中寺017型式軒丸瓦で、丹比郡野中寺、東野廃寺から出土。突出した周縁に二重の圈線を配し、素弁型式の花弁と菱形の間弁をもつ。突出した大きな中房には、1+6の蓮子を配する。丸瓦との接合は、先端に加工を加えない丸瓦を挿入する方法がとられている。西琳寺式軒丸瓦との類似点は、重圈縁であること、花卉の周りに圈線を配することだけだが、最近、この型式と西琳寺Aa型式をつなぐC5型式が野中寺などで出土し、Aa型式→C5型式→C2型式という紋様の流れが想定できるようになった。これらは、技法的にも一致する。

C3型式(善正寺式) 丹比郡野中郷に所在する善正寺を中心に、南河内の寺院で広く分布している型式である。善正寺で採用されたA・B・C・Dの4種に葛井寺例

を加えて、5種の筈型があることが確認できる。新しくなるほど中房率が小さくなり、花卉などの紋様が退化する。丸瓦の接合は、葛井寺例が丸瓦先端の凹面側を少し削り、端面と凹面に傷を付けて接合するのに対し、それ以外は、丸瓦先端の凹面側を斜めにカットして、瓦当裏面に接合する方法がとられている。なお、大和坂田寺でも類似した型式(坂田寺8A)が出土しているが、蓮子を1+4+8と二重にめぐらす点や丸瓦の接合法などが異なる。

C4型式 紋様的には、西琳寺式軒丸瓦の花弁の子葉が消失し、中房の蓮子が1+4に減少したものである。船橋廃寺¹⁶、衣縫廃寺、高岸廃寺で採用されている。特殊な偏向唐草紋軒平瓦とセット関係にあると考えられ、丸瓦の取り付け位置もかなり低くなっているなど、7世紀末葉の様相を呈している。

C5型式 最近、野中寺および下田池瓦窯で確認された新型式。野中寺018型式である。周縁はC2型式と同様に2条の圈線がめぐる。花卉は周りに圈線を配し、端部は桜花状になっている。間弁は基本的にないが、中房をはさんで対向する2個所に、花卉同士を結ぶ弧紋が認められる。中房はC2型式より小さく、1+6の蓮子を配する。内区は、西琳寺式の子葉を消失させたもので、全体の紋様はC2型式に類似し、それと西琳寺式との中間的な様相を示す。このC5型式を彫り直して、C2型式とした可能性を指摘しておきたい。丸瓦の接合は、凹面側をカットした丸瓦を瓦当面に食い込ませており、瓦当裏面は凸形になっている。龍泉寺式(野中寺022型式)忍冬蓮華紋軒丸瓦と同じ技法が認められる。

C6型式 高安郡郡川廃寺で採用されたもので、周縁が素紋縁になり、紋様は輪郭線のみであらわしている。花卉は8葉である。大県郡内でも出土しており、Bb型式との関連が強いものと考えられる。最近、高安郡教興寺の発掘調査で、完形のものを含め、数点が出土しており、同紋であるが小形のものもあることが判明した¹⁷。丸瓦の接合は印籠継ぎで、上下に厚く粘土を充填する。丸瓦の取り付け位置はC4型式とほぼ同じでかなり低い。

C7型式 大県郡太平寺廃寺で採用されたもので、周縁が素紋縁で、花卉は8葉で細い素弁になっている。小さな突出した中房に1+8の蓮子を配する丸瓦の取り付け位置はかなり低い。安堂廃寺でも採用されている。

C8型式 石川郡春日廃寺(妙見寺)で採用されたもので、花卉は8葉で、細い子葉を配している。間弁はT字形である。花卉が細くBf型式に類似する。高い周縁に1条の圈線をめぐらし、内区と外区との境に太い圈線をおく。大和の寺戸廃寺や秋篠寺でも出土している。丸瓦は、瓦当上端から2枚分下げて接合している。寺戸廃寺では、船橋廃寺式軒丸瓦も採用しており、南河内とくに西琳寺式系寺院との関連が考えられる。また、秋篠寺の存在する秋篠地域は土師氏と関わりが考えられ、ここからも南河内との関連が考えられる。

3. 西琳寺式軒丸瓦の分布

西琳寺式軒丸瓦は広義のものを含めると、北は高安郡郡川廃寺から、南は錦織郡細井廃寺までの広範囲に分布し河内だけで27ヶ寺、その総数は30ヶ寺を数える。

これを採用されている西琳寺式の分類に沿って分け、その所在地、様相、出土瓦、造営氏族などについて(図版2~4)にまとめたのでそれを参照していただくとして、これらを所在郡ごとに分け、採用西琳寺式軒丸瓦の型式を列記すると、次のようになる。

A 類採用寺院 古市郡〔西琳寺〕、志紀郡〔土師寺、葛井寺〕、丹比郡〔野中寺、埴生廃寺(善正寺)〕、石川郡〔新堂廃寺(鳥舎寺)、中野廃寺〕、大鳥郡〔塩穴寺〕、大和国坂田寺、額田寺

B 類採用寺院 志紀郡〔葛井寺、船橋廃寺、衣縫廃寺、高岸廃寺〕、丹比郡〔野中寺〕、大鳥郡〔大鳥廃寺(大里寺)、大鳥南廃寺(山下寺)、太平寺廃寺(智識寺)〕、安宿郡〔原山廃寺〕、石川郡〔山田廃寺(萬法藏院)、春日廃寺(妙見寺)〕、錦部郡〔細井廃寺〕、大和寺戸廃寺

C 類採用寺院 古市郡〔西琳寺〕、志紀郡〔土師寺、葛井寺〕、丹比郡〔埴生廃寺(善正寺)、野中寺、津堂廃寺(善光寺)、泉福寺、東野廃寺〕、安宿郡〔原山廃寺、五十村廃寺〕、洪川郡〔鞍作廃寺〕、安宿部郡〔原山廃寺、五十村廃寺〕、石川郡〔弘川寺、観心寺〕、高安郡〔高安廃寺(教興寺)、郡川廃寺(高麗寺)〕、大和坂田寺、寺戸廃寺

これらを見ると古市郡、志紀郡、丹比郡を中心として、河内国中南部に広がっていることが判る。

4. 西琳寺式軒丸瓦の年代

a. 西琳寺および西文氏について

西琳寺式軒丸瓦の年代を考える前に、その分布の中心となっている西琳寺について考えてみることにする。

造営氏族としては渡来系氏族の雄である西文氏の氏寺と考えられるが、「西琳寺縁起」にはその経営には同族の浄野氏や蔵氏、武生氏の他、土師氏、板持氏も参加していることが記載されており、西文氏のような有力氏族でも一氏族のみで寺院を守ることは無かったことがわかる。また、最近では造営や経営に土師氏や板持氏が参加している¹⁹ことや、住僧に金集史、依納(綱力)、県犬養連、細川原椋人、比志貴造の西文氏一族以外の氏族が認められることから、知識寺として造営されたとする説も認められる。

西文氏はもともと文首で天武天皇12年(683)9月23日、天武朝の八色姓で連姓を賜っており、天武天皇14年(685)6月20日、忌寸姓を賜っている。また、壬申の乱の功臣書(文)忌寸根麻呂¹⁹もこの一族と考えられている。延暦十年(791)4月8日、文忌寸最弟及武生連眞象等八人は宿祢姓を賜っている。延暦16年(797)2月9日、浄野宿祢最弟とみえる。弘仁6年(815)7月から天長4年(827)までに浄野宿祢夏嗣が浄野朝臣に改姓されている。なお、承和元年(834)5月丙子(壬子?)《?》文忌寸歳主と三雄等が浄野宿祢の姓を賜い、河内國人文忌寸繼立宿祢姓に改めるとある。なお、仁和2年(886)2月21日散位従五位下行助教兼越前介浄野朝臣宮雄を左京権亮に為すというのが『六国史』に掲載される最後である。

西琳寺は現羽曳野市古市、旧古市郡古市郷、東高野街道と竹之内街道との交差点、衢に所在する。塔心礎は石英安山岩製で、柱穴のまわりに添柱穴四個を備え、舍利孔を横にあけた、橋寺式で、同じ型式のものは斑鳩寺、尼寺廃寺、野中寺で採用されている。

中心部の発掘調査はなされていないが瓦の堆積や塔心礎の位置から、金堂を西に塔を東に置く法起寺式伽藍配置が想定されている。

西琳寺について詳しく記載されている文献として『西琳寺縁起文永注記』がある。この文献は文永8年(1271)三月僧惣持が、寺蔵の文書や金石文を引用して縁起、寺号、寺官、堂舎、などを述べたものである。その中の縁起に載る「天平十五年十二月晦日記」(天平15年は743年)によると、天忍羽広庭天皇己卯年(欽明20年(559))に大山上文首阿志高が子支弥高などと共に丈六の阿弥陀仏を安置したというのがみうけられる。また、同じく縁起所載の金銅阿弥陀仏後背銘によると、前述と同様の創建時の記事が見え、(文)旃檀高と土師長兄高連、(文)羊古首、(文)韓会古首がそろって塔を建立し、宝元五年己未正月(斉明5年(659))、そこに安置する阿弥陀仏並びに二菩薩を作ったことが記されている。

吉田晶は6世紀中葉に西琳寺が建立されたとは考えがたいこと、西琳寺を建立した阿志高の位である「大山上」が大化5年(650)に初めて設けられ、天武14年に廃止されたもので、彼がこの官位を受けているとすると100才以上の高齢になるなどの矛盾から、西琳寺の創建年代は、欽明天皇乙卯年(559)の干支を一巡繰下げ推古27年(619)に創建されたとする説²⁰が提起されている。

しかし、西琳寺では奥山廃寺IVB(船橋廃寺式)型式が、現在最も古く置きうる資料で、これについても、奥山廃寺で使用された後、范型が移動してきたことが判明している。瓦当と丸瓦の接合は丸瓦端部にキザミを入れて接合する技法が認められる。これは奥山廃寺をはじめとする飛鳥地域の船橋廃寺式製作技法とは異なり、野中寺004型式の接合技法に類似する。これらの特徴から西琳寺の奥山廃

寺IVB（船橋廃寺式）型式は、630年代後半の年代が考えられる。

ここからは、船橋廃寺式のほか、船橋廃寺と同範の河内高句麗系II B型式軒丸瓦が採用されている。また、船橋廃寺式に影響を受けたと考えられ、野中寺と同範の素弁形式（野中寺004型式）が認められる。範傷から西琳寺から野中寺への移動が考えられる。この型式は丸瓦と瓦当との接合方法が、山田寺の造営（整地）が開始された641年以降におかれるA0型式と基本的に同じ技法が認められることから、その年代を大きく遡らないことになる。

したがって西琳寺創建年代も今後新資料が発見されることによってさらに遡るという可能性はあるものの、630年代を遡らないという結論に達している。

その後、A0型式軒丸瓦、Aa型式軒丸瓦6範が認められる他、Ba型式（土師寺式）が出土しており、野中寺016型式や法隆寺西院伽藍式も採集されているが、土師寺式は1点のみであり、その他は発掘調査では出土していない。

奈良時代には、丹比郡丹比廃寺のもの、同黒山廃寺のもの、石川郡新堂廃寺のもの同範の軒丸瓦を採用している。菅田御廟山古墳北側の菅田瓦窯跡群で焼成され、河内国分寺や竹原頓宮推定地の青谷遺跡で採用された青谷式²¹軒瓦B種が採用されているが、範傷がついた2段階のもので、軒丸瓦も中房蓮子を改範したもので、胎土が異なることから、西琳寺の窯に範型が移動したと思われる。また、外区内縁に唐草紋を配置するオリジナルの複弁八葉軒丸瓦も青谷式軒平瓦とセット関係にあると考えられる。その他、重圏紋軒丸瓦や、高屋城下層から出土するものと同範瓦も採用されており、平城宮I式鬼板も出土している。

藤澤一夫は「当寺には推古27年、斉明5年、天武朝期以降（法起寺式伽藍配置から）という三つの画期があったが、この事はそれらに照応すると考えられる百濟系式屋瓦、山田寺系式屋瓦、法隆寺系式屋瓦の存在によって裏書される。」と縁起及び伽藍配置と出土瓦の様相から7世紀代の西琳寺には三つの画期が認められることを述べられている。

ただ、法隆寺系式屋瓦は現在のところ発掘調査では出土しておらず、7世紀後半は西琳寺式Aa型式6種を採用している。この現象は、西琳寺の独自性を表すとともに、他寺院へ影響を与えないというところから西文氏の勢力が衰退していたことを示していると思われる。

山路氏は技法的に河内の船橋廃寺式と西琳寺式A0型式が類似することから、船橋廃寺式も641年に近い年代を提示されている。しかしこれも現在の段階では最も古い船橋廃寺式（典山廃寺IVB型式）の年代から630年代以降に建立されたことが推定できる。

なお、天武朝以降の画期は、このとき伽藍の整備がなされたと考えられ、それには壬申の乱の功臣、文忌寸根麻呂が関ったと推測できる。

奈良時代になると丹比郡丹比廃寺の平城宮6282型式系、同黒山廃寺の6225C型式系、石川郡新堂廃寺の平城宮6304型式系、難波宮系重圏紋など周辺古代寺院と同範関係が認められる。高屋城下層でも出土する平城宮式も採用されている。これは西琳寺が知識寺化したことを表すと考える。その後、天平期には青谷廃寺式が採用される。

青谷廃寺式（軒丸瓦B種・C種）は菅田御廟山古墳（応神陵）の北から続く菅田断層の斜面に構築された菅田瓦窯跡群で焼成されたことが指摘されている。ここでは軒丸瓦（改範前）、軒平瓦B種1段階、C種1～3段階が認められる。

西琳寺では軒丸瓦が改範したものが含まれ、軒平瓦はB種2段階のみである。さらにオリジナルの軒丸瓦も創造されている。これらは、青谷遺跡（竹原井頓宮推定地）で使用された後、河内国分寺塔で採用されその後、西琳寺所用未確認瓦窯に範が移動していることが指摘されている。

この時期、官衙・国分寺との関連をもち、勢力を保ったのであろう。

ただ、文献によると天平期になると西琳寺は西文（首）氏（浄野宿禰）だけではなくその傍系氏族である馬（史）氏（武生連、厚見連）、藏氏なども檀越に加わっている。つまり同族が集まって西琳寺を経営していることを示す資料であろう。なお、文献に西文氏が多く認められるのもこの時期を中心としている。

なお、大阪市長原遺跡長原遺跡で（B・C種）が出土している。B種が出土しているのは西琳寺との関連であろう。長原遺跡からは平安時代のものであるが「長原里」の木簡が出土しており、西琳寺縁起承安元年（1171）記には桓武天皇が寄付したものと「長原郷田畠」というのが認められる。

b. 西琳寺式軒丸瓦の年代

西琳寺式Aa型式軒丸瓦の年代については、藤澤が文献から斉明5年（659）の画期として採用されていると述べられている事は既に述べた。しかし文献を検討すると、この時に塔に納めるための金銅仏を造ったことが記載されているのみで、塔の創建年代については記載されていない。おそらく、塔はこの年代以前には完成していたのであろう。つまり、「西琳寺式軒丸瓦」は斉明5年（659）以前には成立していたことが推定できるのである。

これを傍証する例として野中寺例があげられる。ここからは「庚戌」（650）銘の平瓦が出土している。調査担当者はこれが野中寺の創建年代を示している事を報告されているが、7世紀中葉以前に遡る軒瓦も出土しており、この年代が記年銘平瓦の出土した塔の創建年代を示していると考えられる。ここからは西琳寺式Aa2型式軒丸瓦も出土しており、その建立に際しこの瓦型式が採用されたと判断するのが妥当であると考えられる²²。

以上の事から、西琳寺式Aa型式軒丸瓦は西琳寺塔建立に際し採用（創作）され、

野中寺でも塔の創建時に採用されていることがわかった。

その年代は西琳寺の文献や野中寺の記年銘平瓦から650年前後に採用されたものと考えられる。むしろ、野中寺のものが素紋縁になっているものを採用していることを重視すると、西琳寺で採用されたのは640年代まで遡る可能性も考えられる。

考古学的な見地でみる。「西琳寺式軒丸瓦」と「山田寺式軒丸瓦」との紋様を比較すると、西琳寺式Aa型式軒丸瓦は山田寺創建時(金堂建立)のA型式、D型式と塔の建立された時のB型式(E型式)との中間的な様相を示す。むしろ中房率などからみるとA型式に近いことがわかる。これらのことも山田寺創建年代に近い時期に西琳寺式軒丸瓦が採用された根拠の一つとなり得るであろう。

なお、西琳寺所用の西琳寺式Aa型式軒丸瓦には山田寺創建瓦と同じように、瓦当と丸瓦の接合時に丸瓦を片ほぞ式にする製作技法が採用されている。つまり西琳寺では紋様のにも技法的にも同じものが採用されているのである。つまり西琳寺の西琳寺式Aa型式軒丸瓦は山田寺創建の640年代が与えられるのである。

西琳寺式軒丸瓦は最も古いAa型式に、最低6種、A0型式を含めると7種の范型が存在することがわかった。山路直充氏は、その年代差についても発表されているが、ここでは、他の西琳寺式と絡めて、私の年代観を述べてみたい。

製作技法、紋様構成から見るとAa1型式・Aa2型式も、片ほぞ式の接合であることや、蓮子が花卉と間弁の両方に揃うことなどから、山田寺の創建とあまり変わらない時期に成立したと考えられる。

Aa3型式は、丸瓦の接合が片ほぞ式から印籠継ぎにかわっており、後者の技法は、野中寺塔跡から多く出土したC1型式と類似することから、それに伴うとみられる平瓦の紀年銘「庚戌年」(650年)前後の年代が与えられる。また、葛井寺では、Aa3型式のうち、丸瓦に加工を加えないものが最も古い型式であることから考えると、660年代に創建された可能性が出てくる。これは、C3型式(善正寺式)とほぼ同じ時期となり、この型式も葛井寺の創建瓦の一つと推定してよいであろう。ただ、A0型式には接着法のほか、片ほぞ式のものも認められることを勘案すると、Aa3型式も接着法のものの方が先行する可能性も考えられるであろう。後者の考え方は山路氏が指摘しており、今後の検討課題である。

以上のことからAa型式の変遷と年代はAa1・Aa2型式(640年代)→Aa3型式(650年代)→Aa4・Aa5型式(660年代)→Aa6型式(670年代)と想定できる。

西琳寺式Ac型式は、紋様や技法から7世紀第IV4半期初頭まで下がるのが考えられる。これは、Ac2型式の丸瓦接合法が、新堂廃寺所用の川原寺式軒丸瓦と同技法であることから類推できる。

西琳寺式Ab型式は、Ac型式と内区径、中房径などが一致し、丸瓦の接合位置

が瓦当端よりかなり下であることから、Ac型式と同時期あるいはやや下がる時期が考えられるであろう。なお、直径、内区径、中房径など法量でみると、西琳寺式Aa型式の10%縮小したもので、これも西琳寺式Aa型式の影響で成立したことが判る。最近、下田池瓦窯1号窯で出土しており、ここからは7世紀後半と考えられるC1型式、C5型式、忍冬蓮華紋野中寺式が出土していることも、Ⅲ期の範疇に含まれる傍証になるであろう。

Ba型式は、Aa3型式およびAa5型式との関係から、660年代に成立し、その後、壬申の乱を経た天武朝に、土師寺の伽藍を完成させる際に採用されたものと思われる。Ba型式は土師寺の歴史的に考えると壬申の乱後に土師寺を完成させるために創作した型式とすると670年代に成立したと考えられる。しかしAa5型式に紋様の近い事や、他のB型式の存在から考えると、660年代を下られないものである。

西琳寺式Bb型式は大泉廃寺の2期のもので、1期の船橋廃寺式Ⅱ式軒丸瓦が飛鳥Ⅱの土器(7世紀中葉)と相伴することから、2期の西琳寺式Bb型式はそれ以降の年代が考えられる。また、丸瓦の取り付け位置や瓦当厚が薄いこと、後出する3期忍冬蓮花紋軒丸瓦(龍泉寺式Ⅱ式)の年代観などから、7世紀代にはおさまると考えられる。大泉南廃寺では西琳寺式Ba型式も少量ながら出土しており、この軒丸瓦はBb型式より紋様の古式であることから、Ba型式に7世紀第3四半期、Bb型式を第3四半期後半から第4四半期前半の年代を与えたい。したがって、これより形式的に新しいものは、Bc型式がろうじて第IV四半期後半に入る可能性がある他はV期(8世紀前半)以降の年代が考えられるであろう。

西琳寺C2(東野廃寺式)型式はこの紋様だけでは西琳寺式とのつながりが判然としなかったが、西琳寺C5型式の存在から、西琳寺式での流れがつかめた。つまり、C5型式は西琳寺式を模して創造され、その製作技法などからⅢ期にあてはまる。これを彫り直したと考えるとC2型式は、Ⅲ期からⅣ期に製作されたと考えられるであろう²³。

西琳寺C3型式(善正寺式)型式は、紋様構成から複弁形式の影響を受けたと考えられ、川原寺式出現後のⅢ期に位置付けられる。また、その成立に関わったと考えられる道昭は、斉明6年(660)唐から帰国し、天智元年(662)には元興寺東南隅に禅院寺建立したことが知られている。つまり文献からは少なくとも天武朝には氏寺として善正寺を建立した可能性が極めて高いと考えられる。また、太井遺跡溝54からは善正寺式B型式が7世紀第Ⅲ四半期の統一新羅系土器や飛鳥ⅢからⅣ型式の土器と相伴しており、少なくともこの型式は7世紀の範疇でおさまると考えられる。ただ、普通軒先に葺かれているはずの軒瓦が、寺院以外の遺構から出土したということを積極的に評価すると、この瓦型式が葺かれていた時期

は共伴した土器の年代より先行する可能性が考えられる。

西琳寺式 C4 (船橋廢寺式) 型式は船橋遺跡の報告書によると三重弧紋軒平瓦とのセット関係が指摘されているが、丸瓦の取り付け位置がかなり下に降りており、S字による偏向唐草紋軒平瓦とのセット関係を考え、7世紀第4四半期から8世紀第1四半期の年代を与えたい。

西琳寺式 C5 型式は花卉、中房などの紋様が Aa 型式に近く、丸瓦の先端を斜めにカットする技法は忍冬蓮花紋に近いなどⅢ期後半に成立したと考えられるであろう。

西琳寺 C2 (東野廢寺式) 型式はこの紋様だけでは西琳寺式とのつながりが判然としなかったが、C5 型式を彫り直したと考えるとⅢ期からⅣ期に製作されたと考えられるであろう。なお、東野廢寺では確実にⅣ期に含まれる黒山廢寺式が採用されており、天武朝末年には成立したと考えたい。

以上の事から、西琳寺式 Aa 型式は7世紀中葉(Ⅱ期)、Ab、Ac 型式は7世紀第Ⅲ4半期初頭(Ⅲ期)、Ba 型式が7世紀第Ⅲ4半期(Ⅲ期)、Bb 型式が7世紀第Ⅲ4半期末から第Ⅳ4半期前半(Ⅳ期)、Bc 型式が7世紀第Ⅳ4半期後半(Ⅳ期)、C2 型式(東野廢寺式)が7世紀後半(Ⅲ期からⅣ期)、C3 型式(善正寺式)、C5 型式が7世紀第Ⅲ4半期(Ⅲ期)、C4 型式(船橋廢寺式)が7世紀第Ⅳ4半期から8世紀第Ⅰ4半期(Ⅴ期)に比定できる事が判った。

4. 西琳寺式軒瓦からみた南河内の古代氏族

以上のように西琳寺式軒丸瓦は大和山田寺式 A 型式の影響を受け、河内の雄族である西文氏の手によってその氏寺である西琳寺の塔造営において採用されたことが判った。その創作年代は山田寺創建とあまり隔たりのない、7世紀中葉(Ⅱ期)であることが判る。また、この型式を採用している寺院はⅡ式まで含めると、南河内を中心とした古代寺院45ヶ寺中26と広く分布していることが判る。しかしその性格は西琳寺式のどの段階のものを採用しているかによって異なると思われる。

なお、西琳寺は出土瓦の様相から以下の変遷が考えられる。

1 段階(630年代後半) 船橋廢寺式(奥山廢寺ⅣB型式)のように大和の古代寺院と同范関係。造営開始。

2 段階(630年代末~640年代) 船橋廢寺と同范の河内高句麗系ⅡB型式軒丸瓦や野中寺004型式のように河内の初期寺院と同范関係。金堂造営。

3 段階(640後半~650年代) 西琳寺式 Aa1~Aa3 型式のように西琳寺式 Aa 型式によって南河内の有力氏族の氏寺に影響。この時塔造営。

4 段階(660~700年代) 西琳寺式 Aa3~Aa6 型式のように西琳寺式による独自性。

この時伽藍整備(法起寺式)。

5 段階(710年以降) 平城宮 6282 型式系など多くの周辺寺院と同范関係 知識寺化 差し替え

6 段階(740年以降) 青谷式軒瓦など、官衙・国分寺との関連。再整備
なお、1段階はさらに今後古い型式が出現する可能性も高く、2段階に続くと思われる、この時期に金堂が建立される。1~4段階は連続的に表れ、西琳寺造営が長く続いたことが予想できる。5段階は差し替え瓦で、いろんな寺院のものが認められる。6段階は天平15年(743)12月晦日記が表す再整備であろう。

次に編年時期設定(Ⅰ~Ⅳ期)に従い、西琳寺式軒丸瓦を採用した寺院の造営氏族を中心に、南河内古代氏族の動向について考えてみたい。

Ⅱ期は西琳寺式軒丸瓦成立期で、Aa 型式、C1 型式がこの時期にあたる。

Aa 型式を採用している寺院は現在判明しているところ、西琳寺(西文氏)、土師寺(土師氏)、葛井寺(葛井氏)、野中寺(野中氏など)、善正寺(船氏)、塩穴寺(石津氏か古志氏)、大和額田寺(額田氏)の7ヶ寺で、どれも有力氏族の氏寺であることが判る。これらは大鳥郡塩穴寺、大和額田寺を除くと、古市郡、志紀郡と丹比郡に集中しており、あたかも渡来系氏族の雄である西文氏を中心に土師氏、船氏、葛井氏など紀記に記載のみられる有力氏族が氏寺経営に際し西琳寺式軒丸瓦を媒介として一つのグループ(以下このように「西琳寺式軒丸瓦」を採用している寺院を「西琳寺式系寺院」、その造営氏族を「西琳寺式系氏族」と呼ぶ)を形成している。この西琳寺式系氏族は中央政権とのつながりが深く、特に前段階では蘇我氏とのつながりが認められ、そのため山田寺式軒丸瓦を採用できたのであろう。塩穴寺も石津連の氏寺とすると同族である土師氏との関係で採用されたと考えられ、古志氏とすると西文氏の一族である。

ただし、これらは西琳寺式の祖型を用いるということから西文氏を中心とした氏族のまとまりがあったことを示す。これは文献でいう「野中古市人」と一致する。

その採用形態は寺院の創建事情や系統などからそれぞれ異なる様相が認められる。つまり分布の中心である西琳寺の他、土師寺、塩穴寺では中心的に採用しているのに対して、野中寺、善正寺では補助的に採用されている。葛井寺は出土量が少ないが中心的採用と思われる。

西琳寺については既に詳説したが、西琳寺式 Aa 型式を中心に採用しており、范型が6種、周縁が素紋になった A0 型式を含めると7種認められる。山田寺式同様に丸瓦接合には片ほぞ式が認められ、その他、直接接合、凹面を斜めにカットするものなどがあるなど、山田寺創建年代である640年代から7世紀後半にかけて採用している。

土師寺の造営者は土師氏であるが、文献的にも西琳寺の造営主体である西文氏とは関係が深い。西琳寺式 Aa 型式は Aa3 種にあたる。西琳寺ではこの型式の丸瓦接合には片ほぞ式と直接接合があるのに対し、土師寺のものは後者のみである。また、Aa5 種も認められ、この型式の流れから、西琳寺 Ba 型式（土師寺式）を創作する。7 世紀のものではこの型式が最も多く出土しており、特に瓦当の薄いものから厚いものまで知られ、この寺院の完成期に使用されたものと考えられる。この時期伽藍の整備が行われたと考えられる。この型式は、船橋廃寺、高岸廃寺、葛井寺、野中寺、西琳寺、山下寺（大県南廃寺）などでも出土しており、土師寺はその分布の中心と考えられる。

これらは丸瓦の接合法が 2 種認められ、瓦当も薄いものから厚いものまで存在し、時期幅が考えられる。土師寺では次の型式が青谷式であることから、8 世紀初頭頃まで採用していた可能性もある。なお、1 点だけであるが、中世の瓦溜中から善正寺式 B 種も出土している。

葛井寺は白猪氏（後の葛井氏）が造営主体と考えられる。発掘例が少なくまだ 7 世紀代の瓦の出土数が少ないが、西琳寺式 Aa 型式の他、Ba 型式、Bb 型式が認められており、西琳寺式の系統が 3 種出土しているところは他に無い。さらに、発展型式である善正寺式 C 種や紋様の善正寺式の祖型と考えられる葛井寺オリジナルの善正寺式 0 種が採用されている。最も多く出土し、この瓦によって伽藍が整えられたのであろう。西琳寺式 Aa 型式は土師寺同様 Aa3 種にあたり、瓦当と丸瓦の接合技法に土師寺より後出する技法が認められる。

塩穴寺はその様相がよく分かっていないが、所在地から土師氏の一族である石津連や西文氏の一族である古志氏が考えられる。

ここでは軒瓦全体の出土量は少ないが、西琳寺式 Aa 型式が創建瓦と考えられる。ここでは西漢氏系氏族の氏寺で認められる軒丸瓦裏面下端部を強くナゲる技法や、重弧紋軒平瓦の瓦当下部に指頭圧痕を施すものを採用している。西漢氏一族である凡人中家氏の居住推定地が存在することからこれらは、石津連や古志氏が造営主体で、西漢氏系渡来系氏族がそれに関わっていると考えられる。その後は関連氏族の氏寺である野中寺と同範の忍冬紋 B2 類が採用されている。

野中寺、善正寺では西琳寺式 Aa 型式は出土が少なく、補助的に採用された可能性が考えられる。Ⅲ期にそれぞれ独自の紋様型式を創出し、その中心的存在となり、主に南河内の古代寺院で分布させている。また、善正寺でも出土量は少なく、丹比郡は祖型の中心には含まれない可能性が考えられる。

野中寺は従来、船氏の氏寺に比定されていたが、最近ではそれを否定する説が有力になってきている。地名などから野中川原史や野上連が造営氏族として考えられるが、両者は魏武帝の子陳思王植の後で上村主、河内画師、筑紫史、広階連、

平松連なども同族である。これら野中川原史一族は、藤井寺市野中（野中連）、羽曳野市野々上（野上連）、同市河原城（河原連）に居住しており、野中寺を含めた地域に一大勢力圏を持っていたことが判る。この中でも、野中川原史は、本宗家と考えられており野中寺は（野中）川原連を中心としてこれらの氏族がまとまって、その氏寺として建立されたと考えられるであろう。なお、一族の野上連は『続日本紀』に筑紫史が改姓したことが記載²⁴されており、野中寺の直接的な造営氏族とは考えにくい。また、同族も周辺に居住している。大県郡や安宿郡には加美郷があり上村主が居住していたことが予想でき、丹比郡土師郷には文献から河内画師が居住していたことが判る。野中寺が陳思王植系氏族の氏寺（氏族連合体の寺）とすると、同族である上村主が西漢氏の配下とされていることから野中寺造営主体も西漢氏とのつながりがあると考えたい。

陳思王植系氏族は、王仁系氏族の西文氏や辰孫王系氏族の船、葛井、津氏と異なる渡来系氏族集団で、南河内にその本拠地があることが判る。

野中寺の創建瓦である野中寺 004 型式は、西琳寺で使用された範型が移動して製作されたものである。また、西琳寺式 Aa 型式の採用や塔心礎も橋寺式で西琳寺と密接な関連をもって創建されたことがわかる。

しかし実際は西琳寺式 Aa 型式 3 点しか出土しておらず、素紋縁に改範されており中心的採用でないことが判る。また、Aa 型式をもとに独自の西琳寺式 Ab 型式を創作している。その上、ここでは西琳寺式の発展型式である C1 型式（野中寺 016 型式）、C2 型式（東野廃寺式）、C5 型式が創作される。

なお、下田池瓦窯では、西琳寺 Ab 型式、野中寺 016 型式、東野廃寺式を焼成し、野中寺に供給しており、016 型式は土師寺で東野廃寺式は丹比郡東野廃寺で採用されている。さらに忍冬蓮花紋 B2 類も焼成している。しかし、西琳寺式 Aa 型式及び Ba 型式は認められない。

また、一点ずつしか出土していないが、西琳寺式 Ba 型式や善正寺式 B、C 種も出土している。独自性のなかでも、西琳寺式 Ba 型式を採用しているのは土師氏、善正寺式を採用しているのは辰孫王系氏族との関連を深めたと考えられるであろう。

このような状況の中で、野中寺では忍冬蓮華紋が 2 類 3 型式採用されている。この紋様は上宮王家関連の斑鳩の諸寺で創作されたものからの変化と考えられ、上宮王家と野中寺の造営主体とは何らかの関わりがあったと考えたい。聖徳太子の弟である来目皇子の墓がこの地域に存在することが要因²⁵の一つであろう。

A 類は尾張元興寺へ範型が移動しており、さらにその紋様は飛騨寿楽寺廃寺でも認められる。B 類は周縁に圏線紋を飾るもの (B1) から突鋸齒紋を飾るもの (B2) へ範型を彫り直し、さらに範型が龍泉寺に移動し、周縁を直立縁の重圏紋に改範

している(B3)。B2類は大鳥郡塩穴寺、大泉郡大里寺、志紀郡船橋廃寺で採用されているなど中、南河内で分布している。また、これらから派生したC類は拝志廃寺、津堂廃寺でC1、山下寺でC2が認められる。これはそれまで、西琳寺と近い関連を保っていたのが、独自性が表れ、その後忍冬蓮花紋軒丸瓦を媒体に独自の勢力も保持し、その中心になる。

なお、野中寺は陳思王植系氏族が集まって建立したと推定したが、その中で野中連は野中満願寺という寺院を建立したと推定でき、たとえ同族が一つの寺院を建立したとしてもその中の有力なものは、氏寺を単独で建立した可能性を指摘したい。それは西琳寺を中心とした古市郡でも認められる。

善正寺は所在地や出土瓦の様相、伽藍配置、塔心礎の形態岩質などから百済辰孫王系氏族である船氏の氏寺と考える。ここからは西琳寺式Aa型式が少量出土しているのみである。

その後、百済の瓦当紋様や西琳寺式Aa型式の影響を受け、複弁形式の要素を加味したと考えられるC3型式(善正寺式を創作している)。

この型式は、百済の瓦当紋様や西琳寺式Aa型式の影響を受け、複弁形式の要素を加味したと考えられる。A・B・C・D種の4範あり7世紀後半にこの型式のみ採用している。善正寺式も中河内に分布しており、A種が志紀郡船橋廃寺、丹比郡泉福寺、B種が丹比郡野中寺、津堂廃寺、志紀郡土師寺、安宿郡原山廃寺、C種が野中寺、石川郡弘川寺、渋川郡鞍作廃寺、D種が志紀郡葛井寺、安宿郡五十村廃寺、弘川寺で採用されている。なお、葛井寺ではこれに先行するオリジナルの0種も認められる。

これは、百済辰孫王系氏族である船氏の氏寺善正寺を中心に同族である白猪氏の氏寺葛井寺、同じく津氏の氏寺である津堂廃寺で見られるほか、鞍作氏の鞍作廃寺、田井氏の泉福寺などほとんどが渡来系氏族の氏寺に分布している。

文献によると、敏達朝に西文氏を含めた古い渡来人である東西史は、高句麗の上表文である「鳥羽の表」を解読できなかったのに対して、新来の渡来人である王辰爾は解読でき、それ以降朝廷で重用されたことが記載されている。この記事を全て信用するのは無理があるが、渡来系氏族の中心氏族の交替を示す史料と考えられる。つまり、この時期南河内において渡来系氏族の主が西文氏を中心としていた氏族連合から、辰孫王系氏族を中心とした氏族連合に変化すると考えたい。

百済辰孫王系氏族が西漢氏と関連ある陳思王植系氏族と擬制的同族集団として結び付いているとすると、鞍作氏や田井氏も東漢氏系ではなく、もともとは西漢氏系の渡来系氏族であった可能性を指摘しておきたい。さらに西琳寺式系寺院でも土師寺や野中寺で少量出土しており、西琳寺式系寺院と出土軒瓦の様相が異なる原山廃寺式系寺院の中心の一つである原山廃寺、五十村廃寺でも出土している。

しかし、西琳寺からはこの型式が確認されていないことを鑑みると、この時期渡来系氏族が主である南河内勢力の中心が辰孫王系氏族に移ったことを表すと考えたい。

大和額田寺は額田氏の氏寺と考えられている。ここからは西琳寺式Aa2型式を採用している。その意義については不明であるが、西琳寺とは竜田道、竹の内街道でつながっており、河内と大和の古代寺院で関連ある資料である。

このように西琳寺式系寺院は西琳寺つまり西文氏の影響下でそれぞれ氏族のつながりの中で成立したと考えられる。しかし技法のみで見ると、西琳寺のものは紋様だけではなく、技法も山田寺と一致するが、他の西琳寺式系寺院では技法まで伝播していない。このことから、西琳寺にこの型式が伝わり、他の寺院に派生していることがわかる。

その中で、Ⅲ期以降独自の発展を示す寺院が表れる。西琳寺式Aa型式の影響を受け、土師寺では西琳寺式Ba型式を創作し、この型式を7世紀代には長い期間採用している。同じく善正寺ではC3型式(善正寺式)を創作し、7世紀代にはこの型式を採用している。なお、この型式は南河内で分布するが、その中心が善正寺と考えられる。葛井寺ではオリジナルの善正寺式0種を創作しているが、西琳寺式Ba型式、Bb型式も認められる。

野中寺ではAb型式を創作するが、中心的には新形式の忍冬蓮花紋でその分布の中心となっている。塩穴寺の様相はよくわかっていないが、忍冬蓮花紋B2型式を採用している。

これらに対し、大泉郡、安宿郡の「西琳寺式軒丸瓦」を採用していない寺院では、Ⅱ期後半からⅢ期に重弁形式の原山廃寺式軒丸瓦を採用しているところが多く認められる。原山廃寺式軒丸瓦も西琳寺式軒丸瓦同様、紋様の変遷がたどれ、主に中河内の寺院で広く採用されている。最も新しい型式を採用している寺院を合わせると11ヶ寺にのぼる。この型式の祖型を採用している鳥坂寺は、物部氏と結び付き勢力の衰えた鳥取氏の氏寺に比定されており、太平寺廃寺は知識(信者)が集まって造営した寺院、原山廃寺は造営氏族が文献に余り認められない寺院とこれらは有力な氏族の氏寺ではない観がある。しかし実際、鳥坂寺は発掘調査によってかなり立派な寺院であることが判明しており、太平寺廃寺も聖武天皇の行幸がなされるなど、一概に弱小氏族の氏寺とは考えられない。

また、安堂廃寺(家原寺)の家原氏、高安廃寺(教興寺)の高安公など後漢光武帝後裔が造営主体と考えられる寺院で採用している特徴もある。

なお、型式名の元となっている原山廃寺の造営氏族は地名から原造の可能性や下村主が考えられる。原造は物部の一族である天物部★度造を祖としており、鳥坂寺同様に物部氏との関連が認められる。また、原山廃寺式は物部氏の氏寺であ

る淡川廃寺や物部氏の一族である衣縫造の氏寺衣縫廃寺でも採用されており、後世の史料であるが高安廃寺（教興寺）でも梵鐘銘²⁶にいくつかの物部氏の名前が認められることなど物部氏とこの型式の関連が考えられる。また、下村主は後漢光武帝後裔で安宿郡の資母郷と関わりがあり、原山廃寺の造営主体としてふさわしいかもしれない。

これらの寺院は西琳寺式系寺院に対抗して、原山廃寺式軒丸瓦を媒介として成立したグループ（以下この様な寺院を「原山廃寺式系寺院」、その造営氏族を「原山廃寺式系氏族」と呼ぶ）と考えられるのである。中央と反しながらも寺院造営が可能であった有力氏族の氏寺であろう。

Ⅲ期としてはその他、Ac型式も成立したと考えられる。

Ac型式を採用している新堂廃寺は、Ⅰ期に成立した寺院で、付近にこの寺院と類似する平瓦を用いた横口式石櫓であるお亀石古墳が存在すること、この付近に百済王族である翹岐が移住したことが文献にみられることから、百済王族が創建した寺院であるとする。また、西琳寺式はこの寺院のⅡ期に採用されているが、最近、丸瓦接合技法的に古い方法がとられていること、Ⅰ期との年代が開き過ぎることなどから、Ac型式に年代幅をもたし、古いものはⅡ期末まで遡る可能性も考えられている。

この時期、安宿郡原山廃寺では大和川原寺で採用された川原寺式C種軒丸瓦を始めとし、川原寺式系の複弁形式軒丸瓦を採用している。これは原山廃寺式系寺院でも分布している。しかし、西琳寺式系寺院では川原寺式系軒丸瓦は採用されていない。

Ⅲ期末にはC5型式をもとに東野廃寺式が成立する。この型式は野中寺の瓦窯と考えられる下田池瓦窯で焼成され東野廃寺へ供給されると考えられる。

東野廃寺は中臣連の一族である狭山連もしくは村山連の氏寺である。中臣連は河内中央部西よりの和泉大鳥郡から丹比郡菅生郷まで分布しており、東野廃寺は一族のバックアップがあったと推定できるだろう。また東野廃寺式での関連から、野中寺造営氏族である陳思王植系渡来氏族が関わったのかもしれない²⁷。

Ⅲ期の終わりになると、西琳寺式Bb型式がBa型式をもとに成立する。この型式は大県郡大里寺、山下寺、安堂廃寺で採用しているが鳥坂寺では採用されていない。東高野街道沿いの古代寺院で採用されていると理解できるであろう。この他、志紀郡船橋廃寺、高岸廃寺で見られ、これらが瓦生産地の可能性があることから、ここで製作されたものが、大県郡で採用されたと考えたい。葛井寺で認められることから、これらの分布には白猪（葛井）氏が関わった可能性も指摘しておきたい。

なお、これらは西琳寺、土師寺など西琳寺式Aa型式でも古い時期のものを採用

している寺院では出土していないことを鑑みると、西琳寺式分布の中心がこれら古い氏族の氏寺から離れていったのであろうか。

それはⅣ期以降明確になり、Bc型式以降は錦部郡、石川郡、高安郡などA類分布地域周辺で分布する傾向にある。

その中で志紀郡衣縫廃寺ではBc型式が認められる。この寺院の創建時は大和飛鳥寺と同範瓦を採用しているにもかかわらず、Ⅱ期以降中央的瓦紋様は採用されていない。衣縫廃寺の造営氏族については衣縫造、志紀県主があげられ、高句麗僧慧淹の造営した井上寺説も認められる。その中でも衣縫造造営説が有力で、飛鳥寺Ⅱ式の採用を考えると、飛鳥寺建立のおり、衣縫造樹葉の家を取り壊したことが関わっているのかもしれない。また、すでに述べたように、衣縫造が物部氏の一族であることから、想像をたくましくすると、物部氏滅亡のおり、蘇我氏に荷担した物部氏一族で、その後、蘇我氏滅亡と共に落ちぶれたため、Ⅰ期には飛鳥寺同範瓦や豊浦寺式が採用されたが、Ⅱ期、Ⅲ期には中央的軒瓦が採用されていないのかもしれない。Ⅳ期からⅤ期にかけては西琳寺式Bc型式、C4型式を採用し、原山廃寺式I Cb型式を採用している反面、紀寺式軒丸瓦という中央的瓦紋様や藤原宮式垂式なども採用している。その上、8世紀以降では平城宮式軒瓦を中心に採用されており、河内国府との関連が示唆される。

なお、大伴連と同族の林連の氏寺である栢志廃寺では、現在西琳寺式は全く出土していないが、7世紀後半には九頭神廢寺式や原山廢寺式(綽)Ca型式を採用しており、叛中央政權の原山廢寺式系寺院であった。7世紀末には衣縫廢寺と同範の紀寺式軒丸瓦や藤原宮式垂式軒丸瓦を、8世紀代にも平城宮式軒瓦を採用しており、河内国府との関連を介し勢力を保ったのであろう。

以上、中・南河内を中心に西琳寺式の様相から7世紀代の古代氏族の動向について考えてきた。今後これを元に8世紀代の様相や地域を広げた様相についても考えてみたい。

参考文献

¹ 奈良文化財研究所『山田寺発掘調査報告』（創立50周年記念奈良文化財研究所学報第63冊）2002

² 大脇潔「七堂伽藍の建設」古代史復元8『古代の宮殿と寺院』一九八九

³ 山路直充「西琳寺と河内国分寺の創建について—『西琳寺文永注記』をめぐる二つの解釈—」2000 帝塚山大学歴史考古学研究会レジュメ

⁴ 羽曳野市教育委員会で見聞させていただいた。森田和伸「西琳寺跡調査区」『古市遺跡群発掘調査報告』I 羽曳野市教育委員会 1979 他

⁵ 稲垣晋也「瓦当と丸瓦の接合の仕方」『飛鳥白鳳の古瓦』奈良国立博物館 1970

第3項 善正寺式軒瓦と渡来系氏族

- ⁶ 「土師寺跡 88-1 区」北側瓦溜まりから出土 上田睦「土師寺跡の調査」『藤井寺市年報』藤井寺市教育委員会
- ⁷ 天理参考館で太田三喜氏に実物を拝見させていただいた。
- ⁸ 奈良国立文化財研究所「坂田寺第7次調査『飛鳥・藤原宮発掘調査概要』2 2 1992
- ⁹ 土師寺跡周辺部の調査ではこの型式が出土し、中心部では Aa 型式などが出土する。
- ¹⁰ 藤澤一夫「河内飛鳥の仏教文化」『第三回シンポジウム 河内飛鳥を彩る渡来文化』1988 羽曳野市教育委員会
- ¹¹ 大阪府教教育委員会 『錦織細井廃寺発掘調査概要』（大阪府文化財調査概要 1984 年度）1985
- ¹² 藤澤一夫「河内飛鳥の仏教文化」『第三回シンポジウム 河内飛鳥を彩る渡来文化』1988 羽曳野市教育委員会
- ¹³ 白石太一郎「広陵町寺戸廃寺とその屋瓦」『青陵』37 樞原考古学研究所 1978
- ¹⁴ 羽曳野市教育委員会にて野中寺と西琳寺出土のものを実見した結果、同じ部分の子葉が削れていることが判明した。なお、竹管紋風の沈線による蓮子の表現も、范型による。
- ¹⁵ 皿式のなかでも西琳寺、土師寺で採用されており、古式の一群に含まれるが、下田池瓦窯で出土しており、野中寺で創造されたと考えられる。
- ¹⁶ 原口正三『河内船橋遺跡出土遺物の研究』1958
- ¹⁷ 財団法人八尾市文化財調査研究会『教興寺（第1次調査・第2次調査）』2002
- ¹⁸ 『西琳寺縁起』羽曳野市市史編纂室『羽曳野市史』史料編 一族外の板持氏も壇越に加わっている。
- ¹⁹ 文宿忌寸根麻呂の墓誌が奈良県宇陀郡榛原町八滝から出土しており、その文面に壬申の乱の功臣であることが掲載されている。
- ²⁰ 吉田晶「古市郡（評）の成立過程」『菅田白鳥発掘調査概要』Ⅲ大阪府教育委員会 1973
- ²¹ 竹下賢「青谷廃寺 84-1 区」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報 1984 年度』柏原市教育委員会 1985 安村俊史「青谷式の再整理」
- ²² 野中寺の塔が 650 年に建立されたとすると、野中寺では周縁素文の Aa2 型式であることから、650 年より前に Aa 型式は出現している可能性が考えられる。
- ²³ 黒山廃寺式は外区が素縁の外縁と珠紋帯の内縁とに別れており、7 世紀末から 8 世紀初頭に位置付けられる。したがって、それに先行すると考えられる東野廃寺式は天武朝末年には当てたい。河内一浩「野中寺跡出土の古瓦の位置づけ」『野々上』Ⅱ 野中寺古瓦譜 1996 羽曳野市遺跡調査会
- ²⁴ 『続日本紀』延暦 4 年 2 月丁卯条
- ²⁵ 『日本書紀』推古天皇 11 年春 2 月条「後葬於河内埴生山岡上」
- ²⁶ 「教興寺銅鐘」八尾市史編纂委員会『八尾市史』文化財編 1977
- ²⁷ 狭山連は狭山池の開発に関わった氏族として有力であるが、一族の中臣氏や後に東野廃寺式でつながりを見せる、陳思王植系渡来系氏族（野中連など）との連携で、開発を行ったと考える。

1. はじめに

南河内には丹比郡の善正寺を中心として「善正寺式軒瓦」と呼ばれる単弁八葉蓮花文軒丸瓦と二重弧文軒平瓦のセットが存在する。この文様型式は他地域までの分布はみられないが、北は渋川郡から南は石川郡まで中河内から南河内と郡を越えた分布を示し、一地域で成立した軒瓦としては比較的広い分布を示す。このような特徴的な分布を示す善正寺式軒瓦について考え、この瓦からみた氏族の動向の一端を考察したい。

2. 研究史抄

善正寺式軒丸瓦については、藤澤一夫が昭和 16 年発表された「摂河泉出土古瓦の研究」の中で『第二期類、単弁紋系類、古市寺式皿式-埴生廃寺式軒丸瓦』として位置づけられたのが最初と思われる。この中で藤澤は埴生廃寺（善正寺）式軒丸瓦が古市寺（西琳寺）式軒丸瓦と類似する点として、内区文が単弁蓮花文であること、外縁に三重圏文をめぐらしていることを挙げ、相違する点として、外縁が低いこと、瓦当径に対して中房径が大きいこと、蓮子に周環がめぐらされていることを挙げられている。

また、その後「屋瓦の変遷」の中では善正寺式軒丸瓦を『第二期類、重圏文広低縁、円端単子葉弁文系類』の標式例に充てている。同じく藤澤は「日鮮古代屋瓦の系譜」ではこの型式が百濟扶蘇山廢寺金堂などでみられる軒丸瓦と文様的に類似することから、我国における百濟様式の伝播例としてこの型式が挙げられている。その後も日韓の古代瓦の比較にはよく例示されているが、「善正寺式軒丸瓦」のみを取り上げたものはみられない。

昭和 56 年奈良国立文化財研究所飛鳥資料館で開催された「山田寺展」の図録では、山田寺式軒丸瓦の第三群として善正寺式軒丸瓦を位置づけている。その特徴としては、蓮弁ごとに輪郭線が有り、間弁が中房に達しているもので、中房は大きく、蓮弁の長さに対して幅が広く、蓮弁の盛り上がりもほとんどみられないことを挙げている。また、蓮弁の形態は複弁蓮花文に共通し、むしろ、複弁蓮花文の出現以後に成立したことを指摘している。この様に部分的にはふれられているものの「善正寺式軒丸瓦」のみを取り上げ、それについて論考を加えたものはみら

れない。昭和 63 年発表した拙稿「王仁後裔氏族とその仏教—出土瓦からみた古代氏族の動向—」は、南河内の古代寺院出土軒瓦の様相を熟考し、古代氏族の動向を考察したもので、善正寺式軒丸瓦、及びその造営氏族についても触れているが、今回の論考と重複するためここでは割愛する。

3. 善正寺式軒瓦の文様

善正寺からは主に軒丸瓦 6 種 8 型式、軒平瓦 2 種 3 型式の軒瓦が認められる。この中で善正寺の創建瓦である重圏文縁単弁八葉蓮花文軒丸瓦 3 型式と二重弧文軒平瓦 2 型式のセットを「善正寺式軒瓦」と呼ぶ。この寺院で採用されているその他の軒瓦も、西琳寺式 Aa 型式軒丸瓦以外はこの寺院で成立したものと考えられ、外縁重圏文、内縁珠文、内区単弁十葉蓮花文のものを善正寺 II a 型式軒丸瓦、素文縁単弁十二葉軒丸瓦を善正寺 II b 型式軒丸瓦、均正唐草軒平瓦を善正寺 II 型式軒平瓦と仮称する。

型式分類

創建瓦の善正寺式軒丸瓦は範型によって 5 種 (0、A、B、C、D) に分けられ、C 種は範崩れ具合から C1、C2 に D 種は D1 種、D2 の 2 型式に分けられる。

0 種

最近確認された葛井寺オリジナル型式で、善正寺では確認できていない。文様的には後述する A 種と類似するが異範で、花卉端及び間弁の反転が大きい。間弁は基本的には Y 字型であるが、花卉と花卉との間にのぞく花卉をリアルに表現していることが判る。また、花卉に稜線がみられ全体にふくらみが大きいこと、蓮子が大きく突出し、周縁がつくなど後述の A 種より写実的である。また、瓦当径、中房径ともにやや大きい。他の善正寺式軒丸瓦にみられる外区(周縁)と内区(花卉、間弁など)との境にある凹界線は意識されていない。蓮子は花卉に揃う。

瓦当と丸瓦部との接合は印籠つぎで、丸瓦の小口にカキヤブリの筋目を付けている。これは西琳寺式(山田寺式)軒丸瓦に通じる技法である。また断面を観察すると、瓦当下部の先端がやや細くなっており、円盤状のものを作った後、粘土を充填して丸瓦を接合したと思われる。瓦当はかなり厚い。

A 種

現在善正寺で知られている善正寺式軒丸瓦では最も写実的なものである。他の型式にくらべると、瓦当径に対する中房径の比率(以下中房率と呼ぶかべつ b)が大きく、中房の蓮子も単に線のみの表現ではなく、ふくらみをもつ。花卉は 0 種同様に短闊であるが、やや薄肉である。間弁は Y 字型で中房にまで届くのが基本型であるが、届いていないものが多い。蓮子は花卉に揃う。また、周縁と内区との凹界線は未発達である。蓮子は間弁に揃う。

瓦当と丸瓦部の接合は、瓦当裏面の丸瓦接合部を斜めにおとし、小口を斜めに切った丸瓦を接合している。瓦当裏面に接合された丸瓦の端面をつなぐラインは瓦当中心線を通る。なお、周縁上部は丸瓦と共に剥離している例が多い。瓦当は善正寺式軒丸瓦の中では一番薄い。

B 種

A 種に比べると中房率が小さく、蓮子も平面的である。また、花卉も A 種より幅が狭く、中房率が小さいだけ弁長が長くスマートに見える。周縁は 0 種、A 種同様に花卉より高い。間弁は Y 字型で中房まで伸びる。また、花卉端と間弁端は一体化しつつあり、そのためか周縁と内区との凹界線が明瞭にみられ、文様的に A 種と C 種の中間に位置していることが判る。蓮子は花卉に揃う。

瓦当と丸瓦部との接合は A 種同様、瓦当裏面の丸瓦接合面を斜めに切り落とし、小口を斜めに切った丸瓦を接合するものであるが、丸瓦の先端が周縁まで伸びている。瓦当裏面に接合された丸瓦の端面をつなぐラインは瓦当中心線よりやや下である。

C 種

B 種より更に中房率が小さくなり、瓦当文様全体が偏平である。特に周縁は突出した太い圏線で表現している。間弁は花卉の輪郭線と一体化しており、花卉端は深く切れ込んでいる。中房の圏線は他の型式より明瞭である。蓮子は花卉に揃う。

瓦当と丸瓦部の接合は瓦当裏面の丸瓦接合面を斜めに切り落とし、小口を斜めに切った丸瓦を接合する。

蓮子の中央のものが範傷のため周環と一体化している段階のもの(C2 種)がある。

D 種

C 種と紋様が類似するがさらに扁平になる。周縁は突出しておらず断面三角形の細い線でのみ表現している。間弁は花卉の輪郭線と一体化しており、5 葉は花卉端に沿って深く切れ込んでいる。蓮子は間弁に揃う。

瓦当と丸瓦部の接合は瓦当裏面の丸瓦接合面を斜めに切り落とし、小口を斜めに切った丸瓦を接合するものであるが、B 種より瓦当裏面の斜めカット面が大きく、充填する粘土も多い。瓦当裏面に接合された丸瓦の端面をつなぐラインは瓦当中心部と瓦当下部との中間より下になっている。

同範であるが三重圏文縁の一番外側の圏線を幅広くし、瓦当径を大きくしたもの(D2 種)もある。D2 種は D1 種が小口を断面三角形にカットした丸瓦を用いたのに対して、小口下部のみを斜めに切り落とした丸瓦を用い、印籠つぎで接合している。

文様構成

次にこれらの型式はどのような文様型式であるか文様細部に分けてみていきたい。

a、周縁 低く突出した3重圏線(0、A、B)である。圏線のみであらわすもの(C1、D1)もあるが、C1の方がやや突出している。瓦当径を大きくするために外縁を付加しているもの(D2)もある。周縁と内区とを分ける溝状界線は、0、A種では明確ではなかったものがB、C種では明瞭なものとなる。

b、花卉 弁相互は間弁で区画され離れている。単弁八葉蓮花文で薄肉、短闊、弁端は反転している。D1種は圏線のみであらわされ弁端が鋭く切れ込む。なお、0種の花弁は山田寺式(西琳寺式)軒丸瓦に類似し、やや厚肉で丸みをもっている。

c、子葉 厚肉で丸みをもつ。中央に稜線はない。0、A、B種では中房や周縁より高く厚いが、D1種ではやや薄肉となる。

d、間弁 間弁によって花卉は相互が遊離されており、Y字形で先端が中房にまで達さないもの(0、A種)、Y字形で中房まで達し、花卉を区画しているもの(B)、花卉の輪郭線と一体化しているもの(C1)がある。文様的に0種からA→B→C1種へと花卉端と間弁との一体化が進むようである。D1種は花卉の輪郭が一部

e、中房 大きく凸形で細い輪郭線がめぐる。A→B→C1、D1と中房径が小さくなる。(中房率の低下)まわりの圏線は他の文様要素とは異なりA→B→D1→C1と明瞭になっていく。C種とD種はほぼ同じである。

f、蓮子 1+8に配置し、基本的には円形に配する(A)が、B→D1と崩れていきD1種では方形に近くなる。A種、D種が間弁に揃い、B種、C種が子葉に揃う。

また、この種でもまわりには輪郭線(周環)が付く。なお、0種では突出した写実的なものであったものが、A種ではやや退化し蓮子自身は点になるが、周環は、立体的である。その後徐々に退化していき圏線のみ(D1)となる。

以上のような文様がいわゆる「善正寺式軒丸瓦」である。文様詳細でもふれたが写実的な0種からA種→B種→C1種→D1種と文様的に退化していく傾向にあると思われる、0、A→B→(C1)D1と瓦当径に対し中房径が小さくなっている。

これらの直径に対する中房径の比率つまり中房率を指数であらわすとA=38前後、B=34前後、C1=32前後、D1=32前後、D2=30前後となる。(0種は指數的にはA種と同じ)また、蓮子が川原寺式軒丸瓦の様に写実的なものから点と線のみ表したものになることや、花卉が徐々に偏平になること、間弁が花卉輪郭線と一体化し花卉を包み込むようになることなどや、外区と内区との凹境線が明瞭になっていくなどの文様の退化、発展現象や技法的にも丸瓦の取り付け位置が下になる

こと、瓦当の厚さが増すことなどはおそらく時期的な差を表していると思われる。

なお、0種は他の種とは断面形が異なり、瓦当も厚く、丸瓦の接合法も異なる。これは他の型式との系譜の差か、工人の差かどちらかであると考えられ、再考の必要がある。ただこれらの特徴の中には、文様的に先行すると考えられる西琳寺式軒丸瓦と通じるところもあり、西琳寺式軒丸瓦と善正寺式A種軒丸瓦との中間にあたり、試行錯誤の未成立した文様と受け取ることが可能である。

軒平瓦は有顎形式3重弧文軒平瓦で瓦当面の薄いA種と厚いB種とがある。先後関係は不明であるが、文様のシャープなA種が先行すると考えたい。この軒平瓦は重弧紋の紋様が深いことが特徴である。3重弧紋の施し方にも2タイプみられ、平瓦の部分に2重弧文を、顎の部分に1重弧文を施すものと、平瓦に一重弧文、顎の部分に2重弧文を施すものがある。この他、顎の長さによっても分類できる。

このタイプの重弧紋軒平瓦は他寺院ではあまり例がなく善正寺式軒平瓦と仮称する。

善正寺Ⅱ型式軒瓦も善正寺において創造されたもので主に南河内の諸寺院に分布するが、Ⅰ型式とは分布が異なる。善正寺Ⅱa型式軒丸瓦は善正寺のほか、拝志廃寺、大井廃寺で出土している。善正寺Ⅱb型式軒丸瓦は南河内の野中寺、龍泉寺、喜連東遺跡の他、京都府大山崎町の山城国府跡からも出土している。その年代としては瓦当と丸瓦との接合に際して丸瓦の接合位置がかなり下になっており、充填する粘土も多いこと、奈良時代末から平安時代初期の文様、特にⅡa型式軒丸瓦は長岡宮造営期の軒瓦に類似することから8世紀第4四半期のものと考えられる。ただ平城宮Ⅲ期(8世紀第3四半期)に比定されている平城宮6311型式軒丸瓦とも文様が類似し、この時期まで遡る可能性もある。これに伴う均整唐草文軒平瓦は下外区を省略したもので、中心飾りから唐草が3回転したものである。

4. 善正寺式軒丸瓦の分布

善正寺式軒瓦が出土する寺院としては、渋川郡の鞍作廃寺、志紀郡の船橋廃寺、葛井寺、土師寺、丹比郡の善正寺、津堂廃寺、野中寺、泉福寺、太井遺跡、安福郡の原山廃寺、五十村廃寺、石川郡の弘川寺などがある。これらの寺院は大きく、善正寺式軒瓦を創建瓦にしているものと、差替え瓦にしているものとに分類できる。前者は主にこの型式を中心として採用しているものが多く、後者は古くから造営されている寺院に多くみられる。以下これら善正寺式軒丸瓦を採用している寺院、及び遺跡について概説を加える。

1. 鞍作廃寺

旧渡川郡竹瀨郷、大阪市平野区加美鞍作に所在する。善正寺式としてはC1種が出土している。

造営主体は鞍作氏と推定できる。飛鳥坂田寺周辺が東漢氏系の鞍作氏とすれば、河内在住のものは西漢氏系の鞍作村主と考えたい。

2. 船橋廃寺

旧志紀郡志紀郷、藤井寺市船橋付近の大和川河床がそれである。善正寺式としてはA種が採用されている。

造営主体としては蘇我氏の一族である林臣が考えられる。多種の採用軒瓦が認められることより寺院遺構ではなく官衙遺構であるとする説がある。

3. 土師寺

志紀郡土師郷、藤井寺市道明寺に所在する。善正寺式としては最近の調査で、中世の瓦溜めからB種が1点出土している。

造営氏族は天徳日命の子孫で野見宿禰を祖先とする土師氏である。

4. 葛井寺

志紀郡長野郷、藤井寺市藤井寺において法灯を続けている。善正寺式としてはD1種が採用されている。また、葛井寺オリジナルである0種がある。善正寺では確認されていないことから推察すると、葛井寺が善正寺に先行する可能性も考えられる。

造営主体は百済辰孫王系の葛井連（白猪史）と考えられる。

5. 津堂廃寺（善光寺）

旧丹比郡丹下郷、藤井寺市津堂に位置する。善正寺式としてはB種が採集されている。

造営氏族は寺伝によると若使主東人（本田善光）が信州に帰る途中、難波津で一光三尊阿弥陀仏を拾いそれを本尊として建立したとされているが、実際は百済辰孫王系の津氏と考えられる。

6. 野中寺

旧丹比郡野中郷、羽曳野市野々に法灯を続けている古代寺院である。善正寺式としてはB種、C種、D種が1点ずつ確認されている。

造営氏族は従来船連であるとされてきたが、その根拠に乏しいことから、魏の陳思王植系の氏族連合体の造営と推察できる。

7. 善正寺

旧丹比郡野中郷、羽曳野市はびきのに所在する。善正寺式としては0種以外のものがすべて採用されており、この寺院で文様が創作され、ここから他の寺院に伝播したと考える。ただ葛井寺で採用されている0種が先行するとすれば、その文様の祖型は葛井寺にある可能性も考えられる。

造営主体は従来津連と考えられてきたが、船連であるという説もある。また、最近、河内雪（伊岐）寺に比定し、中国渡来系で板持氏と同族の伊岐連と考える説も提唱されている。

8. 野々上古墳

宮内庁によってボケ山古墳（仁賢陵古墳）の陪塚（い号陪塚）にあてられている古墳である。しかしここから出土する埴輪は有黒斑のもの（川西編年Ⅱ期）で窰窯焼成の埴輪（川西編年Ⅳ期）を使用しているボケ山古墳とは時期が合わない。ここからは、宮内庁の発掘調査で善正寺式A種の破片が採集されている。

9. 太井遺跡

旧丹比郡、堺市美原区太井に所在する遺跡である。この遺跡から善正寺式軒丸瓦が出土するのは、おそらく近隣に存在する泉福寺との関連からと思われる。造営主体は、渡来系氏族で阿智使主後裔である田井連がこの付近に勢力をもっていたと考えられるが、実際は西漢氏系と考えたい。

10. 泉福寺

旧丹比郡丹上郷、堺市美原区大保に所在する。善正寺式としてはA種と二重弧文軒平瓦が採用されている。

聖徳太子の建立した寺院であると伝承されているが、造営主体は太井遺跡との関連から西漢氏系田井連を考えたい。

11. 原山廃寺

旧安宿郡資母郷、柏原市旭ヶ丘に所在する。善正寺式としてはB種が採用されている。

『日本靈異記』に記載のある「(信天)原山寺」に比定する説もみられるが、その造営氏族については真神宿禰同様福德王後裔の原首や物部氏の一族（饒速日命の従者の物部* 度造後裔）である原造に比定する説、下村主に比定する説、広原忌寸説もみられるが、定説をみない。

12. 五十村廃寺

旧安宿郡資母郷、柏原市旭ヶ丘、原山廃寺の南西250mに所在する。ここからは善正寺式D1種、D2種が採用されている。

この寺院は採用軒瓦から先述した原山廃寺との関係が深いことなどから両寺は僧寺（原山廃寺）と尼寺（五十村廃寺）の関係にあると推定したい。

造営氏族はその所在する地名から阿智使主の子孫で東漢の一族である石村村主に比定されているが、原山廃寺との関連を考えたい。

13. 弘川寺

旧石川郡、南河内郡河南町弘川に現在でも法灯を続けている古代寺院である。善正寺式としてはD1種、およびD種が採用されている。

寺伝によると天智天皇4年(665)に役小角よって創建され、天武朝には祈雨に修法を行って勅願寺とされたとあるが、実際は渡来系氏族であると考えられる。

14. 坂田寺

奈良県高市郡明日香村に所在する。

鞍作氏の氏寺と考えられている。飛鳥時代で代表的な尼寺で、その造営者である司馬達止は、娘の嶋(善信尼)を出家させている。

この寺院からは善正寺式軒丸瓦に類似した中房内の蓮子が1+4+8に二重にめぐる単弁八葉蓮花文軒丸瓦が出土しているためここに取り上げた。

5. 善正寺式軒丸瓦の源流及び年代

a. 韓半島における源流祖型式および年代

善正寺式軒丸瓦は藤澤一夫、稲垣晋などによって、その文様が益山彌勒寺など百濟後期の古代寺院で採用されている瓦文様と類似することから、これらの文様から直輸入されたもので、百濟帰化氏族創立の寺院で採用されたと理解されている。

この善正寺式軒丸瓦の祖型と考えられている型式は、素弁蓮花文軒丸瓦が中心の百濟瓦当文様の流れの中でも単弁蓮花文という新しい文様型式で、藤澤一夫氏によると中国南梁の影響を受け成立したものと考えられている。なお、この型式は百濟泗*時代の都である扶余や益山に分布するもので、いわゆる百濟末期様式に位置付けられ、6世紀末から7世紀前半の型式と考えられる。

百濟瓦当を文様によって分類編年した朴容埴氏の分類によるとこの型式は、単弁蓮花文瓦類、素縁単弁蓮花文様、裂入反転形蓮弁端式、裂入反転形蓮弁端ハート形型、(I318Q)にあたる。また、同じく百濟瓦当を文様分類編年し、製作技法、瓦の供給体制などまでも考慮にいれ考察された亀田修一のⅢ類単弁蓮華文(単子葉単弁蓮華文)にあたる。私はこの型式を創建瓦とし、益山地域での分布の中心である百濟彌勒寺をその型式名とし百濟彌勒寺式軒丸瓦と仮称する。なお、先学の業績を参考にして文様型式の分析を行うと、この型式は大きく4段階に分けられる。

1類 八葉蓮花文で、花卉の周りの輪郭線が間弁と一体化し、花卉どうしが接した型式で、周縁と内区との境には均整のとれた溝状圈帯が巡るなど、百濟素弁蓮花文の伝統を引き継いだものである。子葉は長細く、花卉端の反転に接している。中房は小さく(中房指数=39.9)、周りに鋸歯状の花薬を巡らし、蓮子を1+8に配する。周縁は狭く高い。EX. 扶蘇山城、扶蘇山廢寺、龍井里廢寺、東南里廢寺。

2類 八葉蓮花文で子葉が長細いところが1類と類似するが、花卉がY字形に

近い間弁で区画されており、中房に花薬を配さないなど四類に近い要素が認められる。中房指数は41.4で一類と二類の中間の値である。蓮子を1+6に配する。

EX. 彌勒寺

3類 七葉蓮花文で、花卉の周りがある輪郭線が重なることなくそれぞれ別個に蓮弁を包んでいるため、花卉どうしが遊離しており、楔形の間弁を配する。花卉内の子葉が1類に比べ発達する。中房径はやや大きく(中房指数=42.4)、周りに細かな花薬を配するものと省略したものがある。また、蓮子を1+8に配し、周りには小蓮珠文帯を飾る。EX. 扶蘇山廢寺、扶蘇山城、東南里廢寺、定林寺、窺岩面外里遺跡。

4類 六葉蓮花文で、輪郭線で囲まれた花卉がY字形の間弁で区画されている。子葉はさらに発達し大きくなる。中房径は大きく(32.9)、大粒の、小蓮珠帯は省略される。EX. 彌勒寺

なお、4類から花卉内に忍冬文を飾る型式も開発されたと考えられる。

百濟瓦当文様の特徴である素文縁素弁八葉蓮花文軒丸瓦と文様のいどれでだけ近いかをメルクマールとすると、この文様は1類から四類への変遷が追える。つまり、「花卉内の子葉は次第に大粒なものに発達し、弁数は8→7→6と減少する。また、それにつれて間弁が発達し、弁どうしが遊離していく。中房径が相対的に大きくなり、周りの花薬が段々省略されていく。周縁も相対的に細く高いものから、厚く低いものとなる。」などである。

これらの型式の年代としては、扶余に遷都されてからの型式で中でも後期にあたること、4類を中心に採用している益山彌勒寺は百濟第29代武王が創建した寺院で、武王元年(600)から武王35年(634)にかけてその造営にかかっていることなどから、7世紀第1四半期から第2四半期にかけて採用された型式と考えられている。同じく亀田修一氏は四類を彌勒寺の創建瓦とし、彌勒寺の創建に新羅の真平王が援助していることから百濟武王と新羅真平王との在位の重なる600~632年の間に創作された文様であることを提起されている。また、関口広次氏は、この型式が単弁蓮花文で、中房の周りに花薬を巡らすなど唐文化の影響がみられ、武王22年(621)に百濟が唐との交渉を行ったことから、その前後に成立したと論考されている。いずれにしても、この型式は7世紀前半には成立していたことが判る。

善正寺式軒丸瓦は周縁に重圈紋を飾り、中房内の蓮子に周環をもつことを除くと彌勒寺式軒丸瓦と全体の文様が類似し、先述の型式変化を更に変化させた趣を看取できる。なお、この相違点は、百濟瓦の文様にも認められない要素であるが、中国や韓国の仏像の蓮座や光背、文様埴ではこれらの要素は認められ、一概に文様の相違から善正寺式軒丸瓦が百濟彌勒寺式軒丸瓦の影響を受けたことを否定す

る材料にはなり得ない。

例えば、重圈紋は忠北忠州市で見つかった「丙辰（威徳王 43 年—595）」銘を持つ金銅三尊仏光背の蓮華文の周りに認められ、蓮子の周環は、扶余窺岩面遺跡出土土様埴珠文帯の珠文に配されている。

b. 我国における祖型式及び年代

善正寺式軒丸瓦の文様を単に大陸直輸入として考えるのではなく、我国独自に成立したと仮定して年代を推測すると、その方法としては、文様のアプローチ、技法的アプローチ、その他の方法が考えられる。

ア. 文様のアプローチ

善正寺式軒丸瓦の文様は既に詳細にみた。これらを他型式の瓦当文様と対比させその年代に付いて推定していくと、次の事柄が考えられる。

まず、周縁が重圈文縁であることが挙げられる。重圈文縁はおそらく大和木ノ本麿寺・百済大寺や山田寺で採用されたのが最初であると思われる。また、それ以前に法起寺で採用されたという説もあるが、いずれにせよその初見は 630 年代の終わりから 640 年代の始めにおくことができる。なお、初現期の重圈文縁が高縁であることから考えると、低縁の善正寺式軒丸瓦は後出型式であることが推定できる。

花卉内に子葉を配する、いわゆる単弁蓮花文も大和木ノ本麿寺・百済大寺や山田寺が初現であると思われるが、善正寺式軒丸瓦は弁がかなり広がっており単弁蓮花文でも後出型式と考えられる。また、複弁の単弁化したものであるという考えもある。

大きく突出した中房に周環の巡る大きな蓮子を配するという特徴は大和川原寺が初現と考えられ、660～670 年代に比定される。なお、善正寺式 0 種軒丸瓦の中房は川原寺式軒丸瓦のそれに類似する。

以上のことから文様的には 7 世紀第 3 四半期は遡り得ないと考える。

イ. 技法的アプローチ

善正寺式軒丸瓦は瓦当部と丸瓦部の接合にやや特徴的な技法を採用している。つまり瓦当裏面の丸瓦接合部に上部が深く下部が浅くなるように斜めに溝をつけ、そこに凹部を斜めにカットした丸瓦を差し込む方法である。この方法は、百済の諸寺院の軒丸瓦に採用されている他、わが国では法隆寺若草伽藍で採用されている忍冬蓮花文軒丸瓦や法隆寺西院伽藍創建瓦など法隆寺関係の瓦や大和軽寺創建瓦、和泉坂本寺創建瓦、山田寺 C 種軒丸瓦などで採用された技法である。大和軽寺創建瓦と和泉坂本寺創建瓦は、軽寺式軒丸瓦と呼ばれている同型式の瓦で善正寺式軒丸瓦同様百済末期様式と考えられている。これらの軒丸瓦は、7 世紀第 2

四半期から第 3 四半期にかけてのもので善正寺式軒丸瓦もこれらと同時期が想定できる。

また、山田寺では、金堂建立に際し採用された A 種や D 種や塔建立で採用された B 種や C 種でも範傷のないものには丸瓦の先端を片ほぞ形にして軒瓦と接合しているのに対し、A 種、C 種の範傷のあるものや F 種では丸瓦の先端を楔形にしている。後者の接合方法は塔建立が再開された天武朝以降の技法とされている。なお、奈良時代と考えられるものは丸瓦の先端を加工していないことから、この技法は 7 世紀第四半期のものと報告されている。

善正寺式軒丸瓦の断面を観察すると、0 種は瓦当中心部が厚く、下部が薄くなっている。これは法隆寺若草伽藍創建瓦や飛鳥寺創建瓦など我国でも初期の寺院で採用されているロクロ回転を利用して調整した同心円痕のある瓦に断面形態のみ類似する。つまり善正寺式軒丸瓦はその文様が創作された時点では、その断面形において古い様相の名残を受けていたと考えられる。我国初期の軒丸瓦の文様および形態が百済末期様式の影響を受けて成立したことから考えると、その文様がそうであるように、善正寺式軒丸瓦のこの形態も百済末期様式の直接的な影響の元で成立したのかもしれない。なお、百済の瓦当においても丸瓦端面を斜めにカットして接合する方法が古い段階から散見される。

ただ、7 世紀後半に成立した法隆寺西院伽藍式軒丸瓦（法隆寺 37 型式）も、瓦当丸瓦接合法には斜めにカットした丸瓦を用い、断面形は瓦当中央部が厚く、端部が薄くなっており、善正寺式 0 種軒丸瓦と類似した形態をとっている。つまり、中央の働きかけで法隆寺の再建が成し得たことを重視すると、善正寺式軒丸瓦がその造瓦技法のみ採用したとも考えられる。

ウ. その他からのアプローチ

その他善正寺式軒丸瓦の年代を考えるには、先述の太井遺跡溝 54 出土のものがある。これはその花卉の形態から B 種と判り、共存する遺物としては、統一新羅系土器、須恵器、土師器、などがある。その特徴としては、須恵器は蓋杯が杯 G と杯 B で、杯 H はみられない。杯 G 蓋は口径がやや大きくなったもので、かえりは口縁の中に入り込んだものである。杯 B 身は外側にふんばる高台の付いたものである。土師器は杯 C が低部外面へラケズリ、内面に正放射暗文を施している。また、口縁内面にみられる平坦面と稜が不明瞭で、浅い沈線が認められる。

以上の特徴からこれらの土器は、飛鳥Ⅲの新しい段階のものから存在し、飛鳥Ⅴには下らないと報告されている。また、統一新羅系土器は張り付け高台を有する椀で、報告者はわが国出土例、および韓国出土例からの検討により、統一新羅の雁鴨池や皇龍寺出土例と併行し、7 世紀第 3 四半期前後のものと時期比定されている。

以上のことから善正寺式B種軒丸瓦は、少なくとも7世紀の範疇でおさまると考えられる。ただ、普通軒先に並んでいるはずの軒瓦が、寺院以外の遺構から出土したということを積極的に評価すると、この瓦文様が葺かれていた時期はこれらの土器の年代より先行する可能性があることも指摘しておきたい。

先述したように確かに中国や韓国の仏像の光背や連座、文様において重圏文周環は認められる。しかし、わざわざ他のものの影響を考えるよりは、百済彌勒寺式軒丸瓦が善正寺創建瓦の文様に採用された時、当時その周辺で影響力が強かった西琳寺式軒丸瓦の文様をも参考にし、周縁に重圏文を飾る。それは西琳寺式軒丸瓦の影響を受けて成立したと考えられる西琳寺式盃式軒丸瓦が全て周縁に重圏文を飾ることからも類推できる。また、蓮子に取り付く周環も川原寺式軒丸瓦など当時の流行をいち早く取り入れた結果と考えられる。なお、それは天武朝に建立されたと考えられる丹比廃寺式軒丸瓦に認められる。

6 まとめ

以上、善正寺式軒丸瓦について文様、分布、源流、技法などについてみてきた。今一度、善正寺式軒丸瓦の定義についてまとめると、「周縁重圏文、花卉は単弁蓮花文でT字形の間弁によって区画されている。中房径は大きく周環のついた蓮子を1+8に配する。」となる。また、その分布は、北が渋川郡鞍作廃寺から南が石川郡弘川寺まで現在9ヶ寺で確認されている。その源流については彌勒寺など百済後期の寺院で分布している型式（彌勒寺式軒丸瓦）と文様の類似が認められ、製作技法でも百済瓦との類似がみられることなどから百済後期の造瓦技術の影響を多分に受けた型式であることが判った。また、彌勒寺式軒丸瓦との文様の相違として認められる周縁を飾る重圏文や蓮子の周環は、善正寺式軒瓦が創作される以前に成立していた在地の瓦型式である西琳寺式軒丸瓦の影響や、当時の流行を取り入れたためと考えられる。つまり、善正寺式軒丸瓦は百済彌勒寺式軒丸瓦が、日本的（河内の）昇華、発展を行って成立した型式であることが判った。

この斬新的な文様型式である善正寺式軒丸瓦が善正寺の造営を契機に創作されたことは、ほぼ間違いないと思われる。ではどのような背景で成立したのであろうか。私は先述の全ての要素が重なりあって成立したと考えたい。軒瓦の文様の創作には画工が関わっていたことが予想できることは森郁夫氏によって論考されている。しかし、なぜその文様を軒瓦に採用したかについて論じられた事はないのではあるまいか。確かにその文様を創作した要因まで推定するのはかなり危険なことであろう。しかし、ここではあえてそれを推定してみることにする。また、その創作者達、つまり善正寺の造営氏族についても考えてみたい。

a 善正寺式軒丸瓦の創作者達

善正寺式軒丸瓦の文様を観察するかぎり、これを創作したときその造営主体者は、百済末期の単弁蓮花文である百済彌勒寺式軒丸瓦の文様をイメージしてその文様の創作を工人に託した可能性が高いことがうかがえる。それはその造営主体者の性格（渡来系氏族であるなど）を表しているのであろう。また、その成立以前に流行していた西琳寺式軒丸瓦の文様、つまり、大和山田寺式軒丸瓦と同型式でその採用には中央政権（以下「中央」と呼ぶ）の意志がはたらいたと考えられる文様を無視できず、周縁に重圏文を飾るなどその文様の流れの一つとしてこの型式が成立したことも予想できる。善正寺でも西琳寺式軒丸瓦は少量であるが出土しており、西琳寺式系寺院としてこの寺院は成立したことが判る。つまり、この文様の影響を受け入れることは、「善正寺創建軒瓦」が中央的色彩、つまり、「中央」との結び付きを誇示するためのパスポートであったのかもしれない。その上、善正寺式軒丸瓦の文様は当時の最新の流行、つまり、中房を大きく作り、蓮子に周環をめぐらすという、川原寺式軒丸瓦に始まる文様組成を取り入れている。つまり、この文様はその造営主体者の性格、位置づけ、時代性をおりこんで創作されたものであることが判る。

それではこのような文様を独自に創作でき得た、善正寺の造営主体とは一体どのようなものであろうか。先述した軒瓦文様の意義の理解が正しいとすると、それは「中央」との結び付きが深く、大陸の技術にも通じており、最新の流行をいち早く採用できるような氏族であると考えられる。出土瓦のみならず寺院造営に際しても、薬師寺に先んじて薬師寺式伽藍配置を取り入れていること、金堂に凝灰岩切石壇上積み二重基壇を採用し、飛鳥寺同様下成基壇にも小礎石を備えている点など、大陸の技術に通じていたことが判る。また、大和川原寺同様に金堂の礎石に白メノウを採用している点などは、「中央」との結び付きが深く、最新の流行を取入れ得た氏族であることが判る。

善正寺では少量、Ⅱ期西琳寺式軒丸瓦を採用しているが、Ⅲ期からⅣ期にかけては善正寺式軒丸瓦（A～D種）のみを採用している。奈良時代の軒瓦についてはあまり知られていないが、京大資料や三木清一資料のなかに青谷式軒平瓦が見られる。どちらも採集資料のためやや資料性に欠けるが、採用された可能性としてあげておく。また、奈良時代末期から平安時代初期には善正寺Ⅱ式軒瓦が採用され、再建されたことが判るが、それ以降の軒瓦はあまり知られておらず、寺院は衰退していったことが推定できる。

善正寺付近は平安時代初頭に菅野真道によって上奏された葛井、船、津氏の墓地が広がっていたとされており。確かにこの付近には来目皇子墓を始めとし、小口山古墳、ヒチョンジ池西古墳、徳楽山古墳などの横口式石槨や横穴式石室を主体部に持つと考えられる古墳、火葬墓など7、8世紀の墓が散見される。こ

これらの墓が全てこれらの氏族に関連あるか否かは不明であるが、この地が文献にある「野中寺以南、名日寺山」にあたることは確かであろう。

なお、この寺山を墓地とした葛井、船、津氏は、百済辰孫王を共通の祖とする氏族（以下辰孫王系氏族と呼ぶ）で、同族関係にあることを常に主張している。また、近接した場所に居住していることから地縁的關係も深かったと思われ、常に行動を共にしていることが『続日本紀』などの文献から判る。

森浩一氏は論文の中で、善正寺をその立地、環境から、近くに存在する来目皇子墓の廟寺または墓辺寺の性格があったことを論考されている。確かに立地的にみると、来目皇子墓の西にあるヒチョンジ池西古墳、北側を通る竹内街道から派生した古道はその墳丘から両方とも約 150m 離れており、善正寺も東にほぼ同距離に存在している。しかし、来目皇子墓の年代と善正寺の創建年代は 50 年から 70 年の差があり、その兆域に接しているだけでは、両者を関連付けるには無理があるように思える。来目皇子は聖徳太子の弟で上宮家一族であることを考慮すれば、廟寺または墓辺寺の性格であると考えられる善正寺とその氏寺である法隆寺若草伽藍は何らかの関連が見いだせると考えられるが、それは全く認められない。法隆寺若草伽藍との関連でいえば、同型式の忍冬蓮花文を採用している野中寺と来目皇子墓との関連を考えたい。それよりむしろ善正寺は、その境内にある小口山古墳や先述のその他の古墳との関連を考えたい方が良さそうである。つまり、葛井、船、津氏の墓域をまもる寺院、もしくはこれらの中の一氏族の氏寺として成立したと考えたい。それではどの氏族の氏寺なのであろうか。

善正寺の造営氏族については「大阪府の文化財」の中で藤澤一夫が津氏の氏寺として位置づけたのが初見である。その後これを受けて様々な文献で善正寺＝津氏の氏寺として取り扱われている。しかし、藤澤の最近発表された論文では全て、善正寺を船氏の氏寺として位置づけ、今まで船氏の氏寺とされてきた野中寺を野々上連の氏寺に比定されている。やや異なる点もあるが、私もこの説に賛同している一人である。善正寺は先述のとおり立地的にみて葛井、船、津氏の氏寺であることは確かであろう。次にこの三氏の本貫地について考え、善正寺の造営氏族を浮き彫りにしたい。

b. 辰孫王系氏族の本貫地及び氏寺

葛井氏は本来、欽明 30 年（569）に百済辰孫王の子孫である臆津に白猪史を賜ってからこれを名乗っており、吉備白猪屯倉を経営した氏族である。また、遣唐使や遣新羅使に任命され、大宝律令の制定にも携わった氏族でもある。養老 4 年（720）には葛井連を賜った。その後、葛井連広成は備後守、中務少輔などに任じられ、正五位上まで昇叙された。

この氏族は葛井寺を氏寺としその周辺の葛井寺遺跡がその本貫地と考えられる。

津氏は敏達 3 年（574）船史王辰爾の弟牛に津史を賜ったのが最初で、その後も文献に現れるが葛井氏や船氏ほど頻繁にはみられない。また、連姓を賜ったのも天平宝字 2 年（758）とかなり遅れる。なお、延暦 18 年（799）三氏の墓地である寺山の荒れ様を禁止するよう上奏した菅野朝臣真道は、もともと津連を名のっていた。

この氏族の本貫地は藤井寺市津堂から羽曳野市大津神社一帯と考えられる。津堂の名称は本来「津氏のお堂」という意味があると考えられ、津堂城山古墳の北西部の外堤付近には氏寺と考えられる津堂廢寺が存在している。この付近からは善正寺式 B 種、忍冬蓮花紋 C1 型式、重弧紋軒平瓦も出土している。集落跡については確認されていないが、現在の藤井寺市津堂集落の西側の小山遺跡から、統一新羅の緑釉陶器や平安時代の漆塗り木皿など貴重な遺物も出土している。

船氏は欽明 14 年（553）王辰爾に船史を賜ったのが最初で、その後、三氏の中では唯一、天武朝に船史から船連に改姓されたことが記載されている。なお、7、8 世紀の文献では、三氏の中で一番記載件数が多い。また、7 世紀から 8 世紀に活躍した僧道昭や慈訓などこの氏族出身で、船連が仏教に深く帰依していたことがうかがえる。

この氏族の本貫地は文献から丹比郡野中郷、つまり、現在の羽曳野市野々上から同市はびきの、藤井寺市野中に居住していたことが判る。また、先述の菅野真道の上奏にある「葛井、船、津、三氏墓地、在河内国丹比郡野中寺以南、名日寺山」という文献や船氏が丹比郡野中郷に居住していたという文献などから、野中寺をその氏寺に比定する説が定説化している。しかし、船氏の居住していた丹比郡野中郷に野中寺が存在していたというだけで、野中寺＝船氏の氏寺とするのは根拠が少なく考える。善正寺が丹比郡野中郷に位置し、構造的にも出土遺物からもかなり立派で、独自性が強く有力な氏族の氏寺であることを勘案すると善正寺を船氏の氏寺に比定したい。

「寺山」の名称はそこに善正寺が所在したためついたと考える。当時、善正寺＝寺山という意識がはたらいていたと理解すると、善正寺の所在地（寺山）である三氏墓地を説明するのに善正寺の名称は用いられないと思われる。そこで、当時この付近ではかなり格式の高かった「野中寺」の名称を挙げたのであろう。いずれにせよ、直接船氏の氏寺の比定を実証することは、現在では不可能である。しかし状況から見ると、野中寺、善正寺のうちのどちらかがそれにあたると考えられる。そこで次に伽藍配置、遺構、塔心礎の形態、出土瓦の様相など考古学的立場から両寺を比較し、船氏の氏寺について実態に近づきたい。

野中寺は創建瓦である野中寺 004 型式西琳寺と同範で、Ⅱ期には西琳寺式軒丸瓦を 3 型式採用するなど西琳寺式系寺院の中心の一つとなっている。また、時期

は下るが、その垂式の瓦も採用されている。Ⅲ期には忍冬蓮花文軒丸瓦が3型式採用されており、忍冬蓮花文軒丸瓦を分布する寺院の中核的存在になっている。また、Ⅳ期には1点ずつであるが善正寺式B種・C1種・D1種軒丸瓦が採用されているが塔と金堂が向かい合う法隆寺式伽藍配置の変型である。塔心礎は穴に接して添柱穴のある橋寺式の形態をとり、岩質は黒雲母花崗岩である。この形態の塔心礎は付近では西琳寺で採用されている。

善正寺では少量、Ⅱ期西琳寺式軒丸瓦を採用しているが、Ⅲ期からⅣ期にかけては善正寺式軒丸瓦(A~D種)のみを採用している。薬師寺式伽藍配置をとり、塔心礎の形態は上部を平坦に加工しただけの中宮寺式で、岩質は西塔が黒雲母石英安山岩で、東塔は石英安山岩である。これは葛井寺の伽藍配置、塔心礎の形態、岩質と一致する。

以上のことから、野中寺と善正寺は500m程しか離れていないにもかかわらず、採用した瓦、遺構など一致する点が少ないことが判った。敢えて採用瓦でみると、同様に西琳寺式軒丸瓦を採用している点、善正寺式を採用している点が挙げられるが、野中寺ではどちらも1点程度の出土で主流ではない。これは両寺院が西琳寺式系寺院として成立、経営されたことを表しているためと考える。

これらの資料を他の寺院の資料と照らし合わせると、野中寺は採用瓦、塔心礎の形態が西琳寺に、善正寺は採用瓦、伽藍配置、塔心礎の形態、岩質までも葛井寺・津堂廃寺と一致することが判る。西琳寺、葛井寺は文献などから、前者が西文氏、後者が葛井氏の氏寺に比定することは間違いのないことである。

特に葛井氏は辰孫王系氏族の一つに数え上げられ、船氏とは同族で地縁の関係も深いことは既に述べたところである。これらの氏族間で氏寺造営のおり、その技術の交流が行われたであろうことは十分予想できる。つまり、葛井氏の氏寺である葛井寺と類似した様相を示す善正寺が同族の氏寺である可能性は高いのである。

また、既に述べたように同じく同族である津氏の氏寺がその地名より津堂廃寺(善光寺)である可能性が高いことから、やはり善正寺を船氏の氏寺に比定するのが妥当である。

この様に考えると、善正寺の建立に1つの手がかりが考えられる。

大宝元年(700)火葬され「これ天下のはじめなり」と称された僧道昭は船史の出身である。道昭は白雉4年(653)遣唐使として唐にむかい、そこで「西遊記」のモデルになった玄奘三蔵に師事した。また、斉明6年(660)帰国し、天智元年(662)には元興寺東南隅に禅院寺建立したことが判る。この後道昭は諸国を遊業した。つまり、唐からの帰国後、自分の本貫地である丹比郡野中郷に氏寺である善正寺を建立した可能性も十分考えられるのである。これは創建瓦である善正寺

式の年代とも一致する。

善正寺の寺域に接して横口式石槨墳の小口山古墳は存在する。これは寺院と終末期古墳が隣接し、両者の関連が深い例としてあげられる。

道昭の父親は645年の乙巳の変の際、燃え盛る蘇我入鹿の邸宅から国記を持ち出したと日本書紀に記載されている船史恵尺である。恵尺の没年は不明であるが、乙巳の変から7世紀中葉には存命であったと判る。道昭が72歳で大宝元年(700)に亡くなったということから考えると、乙巳の変の時は17歳になる。推定を重ねると、恵尺が10代後半から20代で道昭が生まれたとすると660年前後に亡くなったと考えるのに無理がないと思われる。小口山古墳はその構造などから650年代から660年代に造営されたと考えられている。また最近ではそれに遡る横口式石槨も発見されている。

善正寺が道昭によって建立された船氏の氏寺とすると、その寺域に接して造営されている小口山古墳は道昭の父親である船史恵尺の墓と考えられないだろうか。つまり、道昭は父親の眠る墓に接して、氏寺を建立したと考えられるのである。憶測を重ねると、道昭は父親や一族の墓を守るため善正寺を建立したと推定したい。

以上のことから、葛井氏の本貫地は藤井寺市藤井寺周辺で氏寺は葛井寺、津氏の本貫地は藤井寺市津堂周辺で氏寺は津堂廃寺、船氏は本貫地が羽曳野市はびきの周辺で氏寺は善正寺であることが判明した。

これら辰孫王系氏族には船、津のように水運と関わりのある氏族が認められる。発掘調査の成果から古市大溝の掘削が6世紀後半から7世紀初頭というのが最近の通説になっている。これは辰孫王系氏族が文献に登場する時期と一致し、その本貫地と考えられる遺跡の年代とも一致することが判る。つまり、この時期辰孫王系氏族は南河内に移住し、古市大溝の造営及び経営に従事したと考えられるのである。推測を加えると推古朝以降の南河内の開発に辰孫王系氏族が関わったと考えたい。

敏達元年(571)に高句麗からの上表文「鳥羽の表」を東西史は解読できなかったが、船、津、葛井氏の祖である王辰爾はそれを読み解いたという。その後殿中に近侍することになったという。この文献はこれ以降、応神朝に渡来した東西史ら古い渡来人にかわって新来の渡来人である辰孫王系氏族が重用されたことを示す記事と考えられる。

では最後に、この善正寺で創作された善正寺式軒瓦がどのような意義をもって河内の寺院で分布したか考えてみたい。

いま一度、善正寺式軒丸瓦を採用した寺院を挙げ、その採用方法で分類すると、この型式を創建瓦として採用している寺院

第3節 重弁形式

a 様相 (○鞍作廃寺、○葛井寺、○津堂廃寺、○善正寺、○泉福寺、○弘川寺)、
差替え瓦、もしくは再建、整備瓦として採用している寺院—

b 様相 (船橋廃寺、土師寺、○野中寺、○原山廃寺、○五十村廃寺、○坂田寺)
とに大別できる。〔寺院名の前に○を着けたのは渡来系氏族の氏寺と考えられる寺
院である。〕

また、採用された型式で分類すると 0、A 種 (船橋廃寺、葛井寺、善正寺、泉福
寺) B 種 (原山廃寺、津堂廃寺、土師寺、善正寺) C 種 (善正寺、弘川寺)、D 種
(鞍作廃寺、野中寺、善正寺、五十村廃寺、弘川寺) になる。

これを見ると、辰孫王系氏族を中心に渡来系氏族の氏寺で善正寺式は採用され
ていることが多い傾向にあることが判る。しかも、鞍作村主 (鞍作廃寺、坂田寺)、
田井連 (泉福寺) と同じく阿知使主後裔氏族である。

すでに述べたが、辰孫系氏族は 6 世紀末から 7 世紀にかけて、南河内の国家的
開発の中心となったと考えられる。この際に、南河内の渡来系氏族を配下とし、
開発事業を進めていったと考えたい。そのつながりとして、これらの氏族の氏寺
に善正寺式軒瓦を採用させたと考えられるのである。

以上善正寺式軒瓦について述べながら、南河内の古代寺院及び造営氏族につい
て考えてきた。今回のものは 7 世紀後半を中心とした様相であるが、7 世紀前半
の様相は別項を用意しており、現在、奈良時代以降の実態についても考察中であ
る。以後、順次まとめていきたい。

今回の内容をまとめるにあたっては、故藤澤一夫先生をはじめとする、帝塚山
大学考古学研究所歴史部会の諸先生方には、多大な御指導を仰いだ。また、岡山
理科大の亀田修一先生には韓国の資料の提示ほか細かな点まで、御教示いただい
た。末筆であるがお礼を申し上げる。

第 1 項 原山廃寺式採用寺院とその氏族

1 はじめに —原山廃寺式軒瓦について—

石川・大和川合流地域には多くの古代寺院がある。これらは渡来系氏族を中心
に建立された寺院と考えられるが、志紀郡・丹比郡・古市郡と大県郡・安宿郡で
は一部を除いて採用されている軒瓦の様相が異なる。前者は中央系の西琳寺式軒
瓦を中心に使用しているのに対し後者は花卉が重なったいわゆる重弁型式という
大和ではほとんど採用されない紋様型式の軒瓦が集中的に分布している。

これは藤澤一夫によって「原山廃寺式」と提唱されたものであるが、提示され
た軒瓦には重弁とは異なる九頭神廃寺式が含まれており、今回、次の特徴をもつ
た文様瓦を広義の原山廃寺式軒丸瓦と呼ぶことにしたい。

定義

周縁 文様帯を意識したやや広い素文縁で珠文を配するものもある。

花卉 重弁 8 葉蓮花文を基本とする。中には 7 葉のものも認められる。

間弁 珠文もしくは楔形文である。

中房 大きく突出しており蓮子を 1+8 に方形に配するものを基本とし、
円形に配するものや蓮子数が減少する傾向にある。

接合 瓦当と丸瓦との接合は印籠つぎで、丸瓦の接合位置は丸瓦凹面下
部が内区上面あたりにあり充填する粘土も比較的少ないものを基
本とする。対応する軒平瓦は重弧紋軒平瓦が伴う。

鳥坂寺 V 型式軒丸瓦を祖型と考える。この型式及び退化型式と考えられるもの
を「原山廃寺式軒丸瓦」と呼ぶことにし、これに文様の関連があるものは原山廃
寺式系軒丸瓦としてまとめたい分類及び製作技法におよびそれらの採用寺院及び
造営主体について考えたいと思う。なお、この型式を採用している寺院を原山廃
寺式系寺院、その造営主体を原山廃寺式系氏族とする。

2. 型式分類 (図版 27・29)

鳥坂寺 V 型式を祖型 (I 類) とし、紋様の退化、もしくは発展によって分類し
た。なお、単弁形式に近く中房の小さい山下寺 II 型式を II 類として I 類とは区別

した。また、鳥坂寺にあるような重弁形式でも今回の分類に直接当てはまらないその他の重弁形式をⅢ類とする。

I 類

A~C の 3 型式に分けられる。

A 類 典型的な重弁形式で、主に間弁が菱形で大きな中房に蓮子を 1+8 に方形に子葉に揃えて配置するものである。花卉の形態や中房などから Aa、Ab、Ac に細分できる。

Aa (82・83) 祖型のもので、子葉や間弁も二重になっているなど立体的な紋様である。広い周縁に珠紋を配する Aa1 型式 (82) と、素紋になった Aa2 型式 (83) がある。Aa2 型式は紋様もやや扁平になっている。瓦当径 18.5 cm で瓦当厚は Aa1 型式が 2.5 cm 前後、Aa2 型式が 3.5 cm 前後である。

瓦当と丸瓦の接合は、ほとんどのものが端部未加工の丸瓦を瓦当上端よりやや下がる位置に接合溝をあげ深く嵌め込んでいる。凸凹面をユビオサエした丸瓦を用いる場合もある。なお、I Aa2 型式では浅いものも認められる。A 型範である。鳥坂寺、安堂廃寺、太平寺廃寺で採用されている。

Ab (84) I Aa 型式の紋様を元としているが、子葉が一重になり、弁端が丸いものや、蓮子が子葉に揃うものが少なくなるなど、紋様的に雑な作りである。中房は I Aa より低く径も小さい。瓦当は 3.9 cm とやや厚い。瓦当と丸瓦の接合は凹面をカットした丸瓦を深く差し込んでおり、接合位置は I Aa より下がっている。この時、瓦当裏面の丸瓦凹面があたる部分に横方向のキズをつけている。太平寺廃寺で採用されている他、鳥坂寺採集品の中にもあるが、発掘調査では出土していない。

Ac (85) 中房の周りに凹線が巡る。内区と周縁の間に凹線が認められるなど、紋様的に II Ba 型式の影響も受けている。瓦当厚は 2.2 cm と薄いものと、厚出のものも認められる。瓦当と丸瓦の接合は、加工をしない丸瓦を丸瓦厚分下げて深く嵌め込んでいる。A 型範であるため周縁外面に段が認められる。教興寺のオリジナルである。

B 類

内区と周縁の間に凹線を配する。花卉が I Aa と比較すると扁平になる。間弁に大きな珠紋を配する。中房は大きく蓮子を 1+8 に方形に花卉と揃えて配する。

Ba (86・87) 花卉が短くなったもので、弁端が尖形になり、針状を点じている。II A の影響か I Aa の紋様と異なり間弁が珠紋になる。周縁の外側に面をもつもの、突線が巡るもの、段になるものが認められるがこれは A 型範で作った瓦当端部の調整の違いである。同様のものが河内寺創建瓦 (I 形式) である高句麗系軒丸瓦でも認められることが指摘されている。安堂廃寺では全ての形態のものが

認められ、外面に面を持つものはここだけで認められる。これは紋様的に先行する安堂廃寺 I・II 型式が全てこの周縁であることから、面を持つものが古い様相である可能性を考えたい。花卉はやや厚くなった弁に子葉を置くもの [I Ba1 (86)] と範型の彫り直しによって花卉の輪郭、子葉を明瞭にさせているもの [I Ba2 (87)] がある。両者は範傷が一致する。I Ba1 には、丸瓦凹面を削ったものを瓦当裏面に深く差し込んでいるものと浅いものがある。安堂廃寺の他、太平寺廃寺、教興寺、西郡廃寺で認められる他、鳥坂寺採集品の中にもある。I Ba2 は I Ba1 よりやや瓦当が厚く、丸瓦も下に接合している。太平寺廃寺、原山廃寺、五十村廃寺で採用されている他、葛井寺にも採集品伝がある。

Bb (88・89) 花卉数が七葉に減少する。瓦当と丸瓦の接合は、瓦当裏面上部から丸瓦厚以上に下がっているものが中心である外区と内区との間に溝を巡らす。瓦当径 17.2 cm、瓦当厚 2 cm を測る。A 型範である。ただ鳥坂寺例 (88) のように周縁外側に面があり、瓦当裏面に加工していない丸瓦を差し込まずに置き、上下に粘土を充填して接合しているものもある。なお、これは他のものに比べ丸瓦の位置が高い。拝志廃寺、原山廃寺、五十村廃寺、鳥坂寺、渋川廃寺、片山廃寺で採用されている。

C 類

紋様は扁平になり、間弁は花卉を取り囲み、内区と周縁の間の凹線も認められない。その特徴は II B2 の影響と思われる。中房が小さく蓮子を 1+4 に円形に配している。花卉は端部が尖形になっている。

Ca (90・91) 蓮子は花卉に揃う。瓦当との接合は丸瓦凸面を少しカットするものも認められるがほとんどはそのまま、凸面及び小口に×の切り込みを入れている。花卉端部は尖形で針状を点じている。拝志廃寺と原山廃寺で採用されているが、拝志廃寺のもの (90) は全て丸瓦厚の約半分下げたところに接合しているのに対し、原山廃寺のもの (91) はかなり下がったところに接合している。紋様の変化や丸瓦の接合位置から拝志廃寺から原山廃寺に範型が移動したと考えられる。

Cb (92・93) 蓮子は間弁に揃う。中房と花卉の間に凹線を配する。間弁に珠紋がなくなり、周縁に唐草紋や圏線を配するものも認められる。これらは中房の範傷から同範と判定できるが、周縁の高さから、無紋 [Cb1 (92)] → 唐草紋 [Cb2 (93)] → 重圏紋 (Cb3) の順に改範していることが判る。A 型範のため周縁の外側に面を持つものが認められる。端部凹面をやや斜めにカットした丸瓦を瓦当裏面端部から丸瓦厚より下に深く入れ込んで接合している。船橋廃寺と衣縫廃寺で採用されている。

II類

紋様的に重弁形式より単弁形式に近く、間弁には珠紋を配する。花卉や中房の様相からA、Bの2型式に分けられる。

A類 (94)

広く高い直立縁で、内区との間に凹線を配する。花卉は広く弁端が尖形で針状を点じている。まわりに圏線を配し単弁型式に近い。間弁は中房に達し、大きな珠紋を配する。また、中房が小さく、蓮子は1+8に円形に配され、ほぼ間弁に揃う。丸瓦端部は殆ど無加工であるが、端部凸面を斜めに少し削ったものもある。これを丸瓦厚の約半分から同厚もしくはさらに下げて深く接合している。周縁の内面を板状の工具でなでている。山下寺、原山廃寺、五十村廃寺、東郷廃寺Iで採用されている他、土師寺採取品と伝わるものもある。

B類 [鳥坂寺VII (95)]

周縁(外区)と内区との境の凹線を配すもの(B1)と凹線が無くなりそのため周縁が太くなったもの(B2)とがある。范型の周縁部の内側を広く彫り加えたためと考えられる。花卉が細く平坦で、間弁と同じもしくは低くなる。弁端は丸い針状を点じている。蓮子は1+7に円形に配されている。瓦当と丸瓦の接合は、瓦当裏面に溝を付け、未加工もしくは端部凸面を斜めに削った丸瓦を深く差し込むものである。鳥坂寺、太平寺廃寺、原山廃寺で採用されている。

III類

河内の重弁形式で、原山廃寺式とはやや異なるものをこの型式にいれる。

鳥坂寺III型式 (96) 瓦当径が他のものより小さいわりに瓦当3.8cmと厚い。花卉は細い凸縁で表現されており、間弁は菱形である。中房は周辺が一段低くなっており、1+4に蓮子を配している。瓦当裏面下部や端部に強い那出を施す。丸瓦は瓦当裏面に支持ナデを施し、未加工の丸瓦を深く接合している。鳥坂寺、船橋廃寺のほか山城山崎廃寺でも認められ、山崎廃寺のものが先行する可能性が考えられる。

鳥坂寺VI型式 (97) 間弁が菱形であるなど紋様的にI Aaから派生したものと考えられる。中房は小さく1+6に蓮子を丸く配する。花卉は細くなりI Aaより線描きに近い。元のVIa型式と中房と花卉の一部を改範したVIb型式とが認められる。前者は瓦当径16.6cm、瓦当厚2.8cm、中房径3.5cmであり、やや突出する。後者は瓦当径17.3cm、瓦当厚2.4~3.7cmを測る。両者は瓦当裏面に接合溝を明け、端部凹凸面をユビオサエした丸瓦を深く差し込んで接合する。丸瓦凸面に縦方向の縄目叩きが残るものがある。鳥坂寺、太平寺廃寺で採用されている。なお丹比廃寺式は紋様的にこの型式から派生したと考えられる。

丹比廃寺式

紋様的に鳥坂寺VI型式から派生したと考えられる。主に間弁の形状から3種に分けられる。

A種 (98) 小さく突出した中房で周縁がつく蓮子を1+8に配する。弁中央に稜線を配する。花卉は細い子葉の周りにやや広い面をもち外側が高くなる葉研彫状の輪郭線を持った単弁型式の花弁で、外側に一重の圏線を配する。間弁は盛り上がった扇形の基部に菱形紋を配する。周縁と内区との間には太い圏線が巡り、間弁の外側輪郭線と一体化している。間弁左右の線は花卉の二重目の輪郭線にもなっている。間弁は8個のうち菱形が7個で、1個だけ圏線による逆三角形に彫り直しを行なっている。周縁は中央に沈線を一条配する二重圏紋縁である。また、瓦当裏面端部には高い突帯が貼り付けられている。黒山廃寺、丹比廃寺、太井遺跡、真福寺遺跡で出土している。

B種 (99) A種の圏線が発達し周縁と一体化したため三重圏紋縁である。圏線が周縁になったため(従って花卉と外区との間の圏線がない)、間弁の外側の輪郭線が省略され二方になり、単弁に二重の圏線が囲むようになる。花卉の稜線が無くなり、花卉端の尖形が強調される。中房には小さな蓮子を1+8に配す。間弁は扁平な菱形でY字形に近いものである。A種の圏線を周縁にし、花卉、間弁を彫りなおしたものの可能性も考えられる。瓦当裏面の突帯と内区外面の圏線が無くなる。蜂田寺、長曾根遺跡で出土している。

C種 (100) 単弁に二重の圏線が取り囲んだものである。間弁の二方の輪郭線が花卉の輪郭線と一体化し、A、B種と異なり、二重目の輪郭線も花卉状に閉じている。間弁が菱形と逆三角形の交互になっている。中房径が他型式と異なりやや大きい。黒山廃寺、真福寺遺跡、叡福寺で出土している。

なお、この型式から派生したものが、摂津榎津寺や山城南春日廃寺から出土している。

東郷廃寺B型式 (129)

花卉は子葉を二重の圏線で囲んだ薄肉の重弁である。間弁はY字形に近い菱形で中房まで達する。圏線で区画した中房は突出しており1+6に蓮子を置く。外区は突圏線上に連珠紋を配し(突線連珠紋帯)、外縁には線鋸齒紋を配する。瓦当中央に上部から下部まで通る突線が認められる。これについては瓦範が中央で別れるものであるためという考え方や割り付け線であるという見方もあるが不明である。

この技法は突線連珠紋帯と連動することが多く、内区の紋様は異なるが河内百濟寺下層(130)、河内中山観音寺(128)、加賀広坂遺跡でも認められる。また、中央の突線は認められないが摂津堂ヶ芝廃寺や岡山の備中式の紋様にもつながる。

丸瓦の付け方については、瓦当上面上部に瓦当に少し入れ込んで接合している。

その他

拝志廃寺からは重弁型式を内区に、内縁に珠紋帯、外縁素紋の湖東式に近いものが出土している。同じモチーフで内区が高句麗系（九頭神廃寺式）になった小型瓦が、土壌内で平城Ⅲの土器と供伴している。

3. 原山廃寺式の年代

このように、原山廃寺式は瓦当部と丸瓦との接合は端部凸部を削った丸瓦を深く入れ込むものが中心で、範型は判るものはすべてA型である。瓦当と丸瓦の断面形は直角に近いものと斜めになったものがあるが同範のものでも両方の形態を持つものが認められる。これは時期的に7世紀後半以降の接合法である。

この年代を推測する基準としては、ⅡA型式が山下寺で飛鳥Ⅱの土器と共伴すること、そしてIBb、ICb型式の丸瓦の接合が周縁よりかなり下にあり、これらは8世紀に入ると考えられることがあげられる。ICa型式では拝志廃寺のものは、丸瓦の位置が瓦当端部に揃い、7世紀に含まれるものがあるが、原山廃寺のものは丸瓦の位置が下がり、8世紀になってからのものの可能性もある。なお、拝志廃寺ではICa型式をもとに作られた型式が平城Ⅲの土器と供伴している。

このことから推測するとIAaが元も古く、ⅡA、IBaが7世紀第3四半期後半、ⅡB、IAbを第4四半期前半、ICaを第4四半期後半、ICbを8世紀第1四半期にその採用の中心があると考えたい。実際はおたがい影響を受けながら発展しており、微妙な時期差は存在するものの、あまり時期差がない可能性も考えられる。

4. 原山廃寺式の分布

原山廃寺式軒丸瓦は、鳥坂寺、大平寺廃寺、原山廃寺を核に大県郡、安宿郡で多く分布し志紀郡、渋川郡、若江郡、高安郡でも認められる。また、一部は山城まで分布している。

若江郡

西郡廃寺 八尾市泉町、旧若江郡錦織郷に所在する。

重弁形式としては、原山廃寺式Ba1型式が採用されている。

造営主体は錦織（錦部）氏と考えられる。錦織氏は三善宿禰同族の百濟渡来系の錦部連（姓は首→造・連である。）と韓国人とされる錦織忌寸がある。

なお、若江郡河内手人刀子作廣麻呂は下村主に改姓されており、最近東大阪府新上小阪遺跡において「村主」と墨書された9世紀前半の土師器坏が出土している。

東郷廃寺 八尾市桜ヶ丘1・2丁目、旧若江郡刑部郷に所在する。

重弁形式としては、創建瓦の原山廃寺式ⅡA型式が認められる。

造営主体としては、刑部造、坂合部連、三野連などが考えられる。

刑部造は所在地から推定でき、吳国人李牟意弥後裔の中国渡来系氏族と、物部石持連公の後裔の物部一族のものが認められる。

坂合部連は付近に式内社坂合神社が所在し南側には小阪合の地名も残る。火明命系神別氏族で丹比連や尾張連と同族のものと、大彦命系皇別氏族で阿部臣と同族のものがある。

三野県主（連）は付近に御野県主神社が所在すること、古来若江郡一带は三野県に含まれ、三野県主が治めていたことがあげられる。天湯川田奈命系の神別氏族で鳥取連と同族である。

後の文献にも後裔の美努連が若江郡に居住するものが認められることから、この氏族が造営主体となった可能性を指摘したい。

高安郡

高安廃寺（教興寺） 八尾市教興寺、旧高安郡掃守郷に所在する。

重弁形式としては原山廃寺式IAc型式、原山廃寺式IBa型式が採用されている。造営主体はその所在地より高安氏や掃守氏が関連したと考えられる。

高安氏は八戸史と同族で後漢光武帝孫孝章帝の後裔である高安公と阿智使主の後裔で秦氏一族の高安忌寸とがある。後者から秦河勝に建立させたという寺伝を持つ。掃守氏は振魂命後裔で造→連→宿禰と改姓している。

高安公は孝徳朝に高安郡を建てた記事や、高安郡に住む八戸史が改姓した常澄宿禰と八戸史が高安宿禰を賜っており、常澄宿禰が高安郡少領になっているなどから高安氏が高安郡でもっとも有力で、教興寺の造営氏族としてふさわしいと思われる。

なお、河内高安郡教興寺銘（高野山金剛峯寺蔵）の梵鐘には美乃、坂上、葛井、菅野、物部、山口、安部、中原など古代有力氏族の後裔と考えられる名前が陰刻されており、時期は下るがこれらの氏族も教興寺と関わりがあったと考えられる。

渋川郡

渋川廃寺 八尾市跡部、旧渋川郡跡部郷に所在する。

重弁形式としては原山廃寺式IBb型式が採用されている。なお凹面に「塔分」「下村主」が線刻された平瓦が出土しており「下村主某が塔に葺くための瓦を寄進した」と理解するよう報告されている。

造営主体は廃仏派の物部連の氏寺という説があるが、創建時期が7世紀第2四半期代であることから郷名氏族で物部一族、天武13年（684）、連から宿禰に改姓した阿刀氏が関わったと考えられる。阿刀氏からは法相宗義淵や僧玄坊の息の善珠、

空海の母などが出ている。

大県郡

山下寺 柏原市山下、旧大県郡大里郷に所在する。

重弁形式としては、原山廃寺式ⅡAa型式が採用されている。

奈良時代河内六大寺の一つ山下寺で、造営主体については葛城臣と同族の山下史とする説があるが、河内国関連史料には山下史は認められない。大里寺が大県郡大領大里史の氏寺とすると、この寺院の造営主体は天津彦根命の後裔で凡河内忌寸と同族である大県主や田辺史と同族と考えられる和徳史が賜った氏姓である大県史が考えられる。

太平寺廃寺（智識寺） 柏原市太平寺、旧大県郡鳥坂郷に所在する。

重弁形式としては、原山廃寺式ⅠAa型式、ⅠAb型式、ⅠBa型式、ⅡB型式、鳥坂寺Ⅶ型式が採用されている。採用された軒瓦が多く、付近の寺院の軒瓦が採用された結果と考えられるであろう。

この寺院は河内六大寺の智識寺に比定され、茨田宿祢弓束女を中心に知識（信者）が集まって造営された寺院であることが推定されている。

安堂廃寺（家原寺） 柏原市安堂、旧大県郡鳥坂郷に所在する。

重弁形式としては、ⅠAa型式、Ba型式が採用されている。

河内六寺の家原寺に比定されており、造営主体については家原氏や茨田宿祢弓束女が関連していることが考えられる。

家原氏は『新撰姓氏録』には認められないが、後漢光武皇帝より出たと言う記事から下村主や河内造と同族の渡来系氏族で、平城木簡に「河内国大県郡家原（郷）」というのが認められることから、安堂廃寺（家原寺）周辺に居住していたことがわかる。

茨田宿祢弓束女は孝謙天皇が河内国智識寺に行幸された際、彼女の宅に行宮と為されたという記事が認められる。茨田宿祢は彦八井耳命の後裔氏族で多臣や志紀県主と同族で茨田郡茨田郷を本拠地としている。「家原寺」とか「茨田寺」と呼ばれたと考えられる。

鳥坂寺 柏原市高井田、大県郡鳥取郷に所在する。

重弁形式としては原山廃寺式ⅠAa型式、ⅠAc型式、ⅠBa型式、ⅡB型式、ⅠBb型式、鳥坂寺Ⅶ型式が採用されているが、ⅡA型式は出土しない特徴を持つ。

造営主体としては在地系氏族の鳥取氏が考えられる。鳥取氏は物部氏滅亡時には従者として見えるが、最近製鉄関係の氏族であることも唱えられている。なお、天武12年（683）には鳥取造から鳥取連に改姓しており、中央でも有力氏族となった可能性が考えられる。ここからは、「玉作ア 飛鳥評…」とヘラ描きされた平瓦が出土している。『日本後紀』弘仁2年（811）に玉作鯛釣は高道連の姓を賜っ

た。また、『新撰姓氏録』河内諸蕃には高道連と下日佐は同族であることが記載されており、下村主と下日佐がもともと同一氏族であるという説もある。これらのことから考えると間接的かもしれないが、鳥坂寺造営に下村主の一族がかかわったと推定できる。

安宿郡

片山廃寺 柏原市片山町、安宿郡尾張郷に所在する。

重弁形式としては原山廃寺式ⅠBb型式を採用している。

造営主体は春日神社戸の関連で藤原氏が関わっているという説や尾張郷に所在することから尾張氏とする説がある。尾張連は丹比連など同族で火明命十四世孫小豊命後裔のである。

原山廃寺 柏原市旭ヶ丘、安宿郡資母郷に所在する。

重弁形式としては、原山廃寺式ⅠB型式、ⅡA型式ⅡB型式、また、拝志廃寺同範のⅠCa型式がある。

この寺院は『日本霊異記』記載の「信天原山寺」に比定する説や造営主体を真神宿祢同様福德王後裔の原首や物部氏の一族饒速日命の従者の物部＊ 度造の後裔である原造また、近くの式内社伯太彦神社、伯太姫神社の存在からのちに下村主と改姓したと考えられる伯禰、資母郷に存在することから春井連、河内造、武丘史と同族の後漢光武帝七世孫慎近王後裔の渡来系氏族である下村主などが考えられる。また、台忌寸や河内忌寸、山代忌寸と同族の後漢孝献帝男孝徳王後裔で西漢氏系氏族の広原忌寸の可能性も考えたい。

五十村廃寺 柏原市旭ヶ丘、旧安宿郡資母郷、原山廃寺の南西250mに所在する。

重弁形式としては原山廃寺式ⅠBa型式、ⅡAが採用されている。

採用軒瓦の様相が原山廃寺との関係が深く、所在が隣接していることから両寺は僧寺と尼寺の関係にあると推定する。瓦塔が出土していることから、ここが尼寺であろうか。

志紀郡

船橋廃寺 藤井寺市船橋、旧志紀郡志紀郷に所在する。

重弁形式としては原山廃寺式ⅠCb型式、鳥坂寺Ⅲ式が採用されている。

造営主体としては式内志紀県主神社の存在から神八井耳命の後裔氏族で多臣や茨田宿祢などと同族である志紀県主とする説や、「大家」や「玉井家」の墨書土器が出土から玉井御宅に付属する玉井寺に比定し、それに関わった大宅臣とする説、土師氏の氏寺説も提示されている。大宅臣には紀氏と同族で建内宿祢男紀角宿祢後裔のもの、中臣と同族で津速魂命後裔のもの、大春日と同族で天足彦国押人命後裔のものなどが認められる

創建期の採用軒瓦が蘇我氏との関わりのある寺院との同範関係が認められることから同族で付近に地名の残る蘇我氏一族の林臣を想定する。また、河内国府の一部や志紀郡寺、志紀郡衙説や大和川水系への瓦の集積所を含めた公的な施設と考える説もある。蘇我本宗家の滅亡後、一族の林臣も勢力が衰えたため瓦の集積所の機能が大きくなったと考えたい。その後も船橋廃寺が経営されるのは渡来系氏族が関わったのであろう。

衣縫廃寺 現藤井寺市惣社二丁目、旧志紀郡井於郷に位置する。

重弁形式としては原山廃寺式 I Cb1~3 が採用されている。

造営主体については船橋廃寺採用軒瓦と類似が多く近接していることから、同じく林臣が関与しており、僧寺、尼寺の関係を想定したい。在地の渡来系氏族である衣縫や物部一族の衣縫造も協力したのであろう。なお、河内国府と隣接しているため国府寺として位置付ける説もある。

イヌイの音の変化から推古 33 年 (625) に高句麗僧慧灌が造営したという井上寺であるという説、式内社志貴県主神社が近くのあることから志紀県主の氏寺説などがある。

拝志廃寺 藤井寺市林、旧志紀郡拝志郷に位置する。

重弁形式としては創建瓦の原山廃寺式 I Ca、I Bb が移用されている。

造営主体は式内社伴林氏神社の存在から大伴氏系の林連と考えられる。その他「林」を氏名としている百濟渡来系の林史や倭漢氏系の林忌寸などの渡来系氏族も関与した可能性を指摘したい。

土師寺 藤井寺市道明寺、旧志紀郡土師郷に所在する。

重弁形式としては原山廃寺式 II A があるが、現物は不明で本当に出土したものかも不明である。

造営主体としては土師氏の本流の一族が考えられ、「土寺」と墨書された土師器が出土していることから考古学的にも実証される。

葛井寺 藤井寺市藤井寺、旧志紀郡長野郷に所在する。

重弁形式としては原山廃寺式 Ba2 が保管しているが、これもここ出土かは不明である。

寺伝では奈良時代聖武天皇の勅願寺とされているが、造営主体は百濟辰孫王の後裔である船氏や津氏と同族で、もともと白猪史を名乗っていた葛井連である。

5. 原山廃寺式分布の意義

原山廃寺系寺院では原山廃寺式 I Aa 型式が大県郡鳥坂寺、太平寺廃寺で採用されており、I Ba 型式が大県郡安堂廃寺を中心に太平寺廃寺、安宿郡原山廃寺、五十村廃寺、若江郡西郡廃寺、高安郡教興寺、志紀郡葛井寺で採用されている。

このように I Aa 型式は祖型であるがあまり広く分布しないが、I Ba 型式は若江郡から安宿郡まで広く分布するという特徴がある。

II A 型式は山下寺、原山廃寺、若江郡東郷廃寺、志紀郡土師寺で採用されているが、他の原山廃寺式とは紋様や分布が異なり別型式として認知するほうが良いかもしれない。II A 型式の中心である山下寺では土師寺との関連で西琳寺式 Bb 型式を創作し、大県郡大領の氏寺である大里寺でも採用している。この型式は志紀郡の高岸廃寺で制作された可能性が考えられ、その集積場所、もしくは船着き場と推定できる船橋廃寺でも認められる。また、大里寺、船橋廃寺では忍冬蓮花紋 B2 類も採用している。

このように大県郡でも山下寺、大里寺は他の原山廃寺式系寺院とは採用瓦の組成が異なる様相を示しているという特徴を持つが、これも造営氏族の出自が異なるためと推定したい。

また、原山廃寺式分布の中心の一つでもある原山廃寺では川原寺 C 種と同範である軒丸瓦が採用されており、原山廃寺式採用寺院でもこれから派生したと考えられる複弁形式が多く採用されている。鳥坂寺 IX 型式は鳥坂寺、太平寺廃寺、原山廃寺で、X 型式は鳥坂寺で、安堂廃寺 V 式は大県廃寺、太平寺廃寺、原山廃寺などで認められる。しかし、創建時期とも関連するかもしれないと同じく中央の瓦紋様である西琳寺式軒丸瓦の祖型は採用しないという特徴を持つ。なお、逆に西琳寺式系寺院ではほとんど複弁形式は採用されていない。

重弁形式の鳥坂寺 III 式は船橋廃寺でも認められ、山城国乙訓郡山崎廃寺でも採用されている。他にも重弁形式は山城南西部の乙訓地域の多くの寺院で採用されており、重弁形式が国を越えた関連を持つことがわかる。

重弁形式は他に讃岐国や播磨国でも分布している。これらと河内との結びつきについては不明であるが、紋様や技法から比較すると河内から伝わったか、独自に成立したとしても後出のものと思われる。

6. 造営主体の特徴

原山廃寺式は、いくつかの寺院が核となって何種かを相互に採用されている。これらは鳥取氏の鳥坂寺や下村主の安堂廃寺、知識衆によって建立されたと考えられる太平寺廃寺など文献ではあまり見られない必ずしも有力でない氏族、集団によって成立、経営されている寺院であるという特徴をもって採用される傾向にある。

I Ba 型式の採用中心となる安堂廃寺は家原連が関与したと考えるが、この型式は高安郡教興寺、若江郡西郡廃寺にも分布しており、さらに I Bb 型式は渋川郡渋川寺にも分布している。家原連の造営氏族である家原連

や教興寺の造営氏族と推定できる高安公は後漢光武帝後裔氏族で下村主と同族である。また、渋川廃寺からは「下村主」銘の平瓦が出土している。さらに若江郡には後に下村主に改姓する河内手人刀子作が認められるなど、これらの分布には西漢氏の下部組織にあてられている下村主が関わっていた可能性を指摘しておきたい。憶測を加えると、原山廃寺式の中心の一つである原山廃寺が安宿郡資母郷もしくは尾張郷に存在することから、この造営にも下村主が関わった可能性を考えたい。さらに300m西と隣接する場所にある五十村廃寺とは出土瓦の組成が近く、両寺院は、僧寺と尼寺の関係を有すると考える。五十村廃寺では瓦塔を使用していることから尼寺と考えると、原山廃寺は僧寺となるであろう。

その他、安宿郡に関わったと考えられる西漢氏一族については、当宗忌寸と同族ではあるが、居住地が不明の広原忌寸を考えたい。玉手山周辺には「西原」「東原」「原山」など原つく字名が多い。これが広原忌寸の「原」に通じると考える。さらにこれが原山廃寺の「原」とつながり、原山廃寺の造営主体が広原忌寸と考えるのは飛躍しすぎているだろうか。

なお、杜本神社を氏神とする矢作忌寸は『新撰姓氏録』では物部氏の一族となっているが、後世の当宗神社とつながりの深さや、忌寸という姓からこの氏族も西漢氏の一族と考えられる。

西漢氏は物部氏と強く結びついていたが、その滅亡後、鉄器生産工房を傘下に再編成させたと考えられる。その時、蘇我氏と結びついたのであろう。このように原山廃寺式の分布には西漢氏構成氏族である下村主及びその一族が少なからず関わっていることが推定できる。

高句麗系軒瓦の分布にも西漢氏構成組織が関わったことを述べたことがあるが重弁形式と高句麗系軒瓦は紋様や技法に類似点が認められ、これは古新羅的な特徴につながる。

知識集団によって建立された智識寺(太平寺廃寺)では、原山廃寺式のほとんどの型式を採用していることから、原山廃寺式系寺院を造営した氏族(原山廃寺式系氏族)を中心に創建に携わったと考えたい。

その中でⅡA型式を採用する寺院では大県主の山下寺、三野県主の東郷廃寺で本来の原山廃寺式は採用されていない。また、土師寺でもこの型式が採用されていた可能性が考えられ、在地系の神別氏族の間で分布したと推定したい。さらにⅡA型式の中心である山下寺では土師氏の土師寺との関連で西琳寺式Bb型式を創作し大県郡大領の氏寺である大里寺でも採用している。これは志紀郡の高岸廃寺で制作された可能性が考えられ、関連する船橋廃寺、衣縫廃寺でも認められる。また、大里寺、船橋廃寺では忍冬蓮花紋も採用している。このように大県郡でも山下寺、大里寺は他の原山廃寺式系寺院とは採用瓦の組成が異なる様相を示して

いるという特徴を持つが、これも造営氏族の出自が異なるためと推定したい。

7.まとめ

年代及び編年

山下寺でⅡA型式に先行する山下寺Ⅰ型式が飛鳥Ⅱの土器と共伴することがある。また、ⅠCa型式は栢志廃寺では7世紀まで上がる可能性があるが、ⅠCa型式の一部、ⅠBb、ⅠCb型式が丸瓦の接合から8世紀に入ると考えられる。

これらのことからⅠAaが最も古く、ⅡA、ⅠBaが7世紀第3四半期後半、ⅡB、ⅠAbを第4四半期前半、ⅠCaを第4四半期後半、ⅠCbを8世紀第1四半期にその採用の中心があると考えたい。ただ、おたがい影響を受けながら退化発展しており、あまり時期差がない可能性も考えられる。

分布

原山廃寺式系軒丸瓦の分布は、鳥坂寺、大平寺廃寺、原山廃寺を中心に大県郡(山下寺、安堂廃寺)、安宿郡(五十村廃寺、片山廃寺)で主に古い型式が分布し、新しいものが、志紀郡(船橋廃寺、衣縫廃寺、栢志廃寺)、渋川郡(渋川廃寺)でもみられる。しかし若江郡(西郡廃寺、東郷廃寺)、高安郡(教興寺)でも古いものが分布している。また、一部は山城まで分布している。

特徴及び氏族動向

原山廃寺系寺院ではⅠAa型式が鳥坂寺、太平寺廃寺で採用されており、ⅠBa型式が安堂廃寺を中心に太平寺廃寺、原山廃寺、五十村廃寺、西郡廃寺、教興寺、葛井寺で採用されている。これら寺院では、ほとんど西琳寺式の祖系を採用していない。

また、原山廃寺式分布の中心でもある原山廃寺では川原寺C種が採用されており、鳥坂寺、太平寺廃寺、原山廃寺、安堂廃寺。大県廃寺などの原山廃寺式採用寺院ではこれから派生した複弁形式が多く採用されている。しかし、同じく中央的瓦紋様である西琳寺式軒丸瓦の祖型は採用しないという特徴を持つ。なお、逆に西琳寺式系寺院ではほとんど複弁形式は採用されていない。

造営氏族は、下村主一族や鳥取連など中央で必ずしも有力でない氏族の氏寺で採用される傾向にある。

なお、原山廃寺周辺には西漢氏構成氏族である広原忌寸、下部組織の下村主、更に下部の西漢人である伯祢と加藤謙吉が提示された西漢氏構成組織が認められ、西漢氏系氏族が関わった可能性を指摘したい。

知識集団によって建立された智識寺(太平寺廃寺)では、原山廃寺式のほとんどの型式を採用していることから、原山廃寺式系寺院を造営した氏族(原山廃寺式系氏族)を中心に創建に携わったと考えたい。

また、ⅡA型式を採用する寺院では、原山廃寺、五十村廃寺、大泉主の山下寺、三野泉主の東郷廃寺で本来の原山廃寺式は採用されていない。また、土師寺でもこの型式が採用されていた可能性が考えられ、在地系の神別氏族の間で分布したと推定できる。

以上重弁形式の中心である原山廃寺式の意義について述べてきた。重弁については、山城地域、播磨地域、讃岐地域で類似したものが採用されており、それらの関係などまだ論の浅いところもあるがそれは今後の課題としたい。

図版出典

- 1~3. 17. 18 大阪府教育委員会 1968
5 八尾市文化財調査研究会 2002
7 大阪文化財センター1976
8 柏原市教育委員会 1987
9 柏原市教育委員会 1990
10 柏原市教育委員会 1985
12. 23. 24 上田編 1987
13 柏原市教育委員会 1994
19. 21 大阪府文化財調査センター1997
20 藤澤 1960
22 澁 1995
25 山田 1988
26 八尾市役所 1988 4. 6. 11. 14. 16 発表者資料

参考文献

- 今井晃樹・林正憲「高井田廃寺の出土瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくりⅩ』奈良文化財研究所 2007
上田睦編「拝志廃寺」『藤井寺市及びその周辺の古代寺院』(下) 藤井寺市教育委員会 1987
上田睦「第17回摂河泉瓦検討会報告」『摂河泉会報』26 1994
上田睦「河内の重弁蓮華紋軒丸瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくりⅩ』奈良文化財研究所 2007
大阪府教育委員会『河内高井田・鳥坂寺跡』大阪府文化財調査報告書第19輯 1968
大阪府教育委員会『東郷遺跡発掘調査概要Ⅰ』1989
柏原市教育委員会「柏原市歴史資料館開館記念講演会レジュメ」1984
柏原市教育委員会『大泉南遺跡 - 山下寺寺域の調査』 1985

柏原市教育委員会「安堂遺跡」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報 1984年度』1985

柏原市教育委員会『高井田遺跡Ⅰ』1987

柏原市教育委員会「高井田廃寺」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報 1989年度』1990

柏原市教育委員会「原山廃寺 93-1次」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報 1993年度』 1994

柏原市立歴史資料館『特別展 柏原の古代寺院址』1985

柏原市立歴史資料館『平成7年度企画展 河内六寺』1995

(財)大阪文化財センター「清原得巖考古資料図録」『大阪文化誌6号』1976

(財)大阪府文化財調査研究センター 『真福寺遺跡』 1997

財団法人八尾市文化財調査研究会『教興寺(第1次調査・第2次調査)』2002

財団法人八尾市文化財調査研究会『渋川廃寺(第2次調査・第3次調査)』2004

藤澤一夫「摂河泉出土古瓦の研究」『仏教考古学論叢』東京考古学会 1941

藤澤一夫「柏原市域の古代寺院とその性格」『柏原市史』4 柏原市役所 1975

首齋「東郷廃寺についての考察」『八尾市文化財紀要』7 八尾市教育委員会文化財課 1995

八尾市役所『八尾市史(前近代)本文編』1988

山田幸弘「林遺跡HY87-6区」『石川柄流域遺跡群発掘調査報告』・藤井寺市教育委員会 1988

第2項 丹比麿寺式軒瓦と多治比野の開発

1 はじめに

旧河内国丹比郡の西部から南部地域、現在の堺市美原区、大阪狭山市北部の主に西除川と東除川に挟まれた地域は「多治比野」と呼ばれる。古代には狭山池築造によって開発された地域と考えられ、古代の道も存在する。また、主に中世以降は河内鑄物師の本拠地とし、発掘調査でも鑄造関連の遺構が検出されている。この地域には丹比麿寺式軒瓦と呼ばれる紋様瓦が分布し、タジヒ氏がそれに関わっていたことが考えられている。この丹比麿寺式の分布とタジヒ氏の活躍がこの地域発展のキーポイントとなることを前提とし論を進めていきたい。

2 丹比麿寺式軒瓦について

丹比麿寺式軒丸瓦は藤澤一夫の『摂河泉出土古瓦の研究』¹⁾において古市寺式匣式丹比麿寺式軒丸瓦と名付けられた重圏縁重弁8葉蓮華紋軒丸瓦である。実際は重弁形式の鳥坂寺Ⅶ型式から派生した紋様の可能性が強い。

a. 特徴

花卉 単弁形式花卉が上下に重なる状態を現した、いわゆる重弁形式花卉²⁾で、多重の輪郭線が取り囲んだように見え、全体的に内側にやや反っている。子葉を配した単弁に輪郭線がついたもの(a類)と2重の輪郭線がついたもの(b類)があり、b類は弁端まであらわしたもの(b1類)と外側の弁端が圏線で切られたもの(b2類)とがある。また、3重の輪郭線のついたもの(c類)もある。

間弁 盛り上がった扇形の基部に菱形紋様が付き、周りに圏線が取り囲む(a類)と、圏線による逆3角形になっているもの(b類)とがある。

圏線 花卉と周縁との間に圏線を加えるもの(a類)、圏線を太くし周縁と一体化させたため3重圏紋になったもの(b類)、圏線を配さないもの(c類)がある。

周縁 中央に沈線を加える2重圏紋のもの(a類)と2本の沈線を加えた3重圏紋のもの(b類)とがある。b類では圏線と一体化した結果3重圏になったもの(b1類)と、やや広い周縁に2条の線刻を加えたかのようなもの(b2類)とがある。

中房 突出した小さな蓮子を1+8に配する。断面形が明瞭な凸形のもの(a類)と角が丸くなり、半円形に近くなったもの(b類)があり、b類の中には中央部が

やや凹んだ (b¹類) が認められる。

蓮子 周環が明瞭なもの (a類) と認められないもの (b類) もある。後述するが、主に丹比郡内の寺院、遺跡で分布しており、類似するものは山城、摂津でも認められる。

b. 型式設定

丹比廃寺式軒丸瓦は間弁などの様相で4タイプに分けられる。

A型式 小さく突出した中房で周環がつく蓮子を1+8に配する。弁中央に稜線を配する。花卉は細い子葉の周りにやや広い面をもち外側が高くなる稜研彫状の輪郭線を持った単弁形式の花弁で、外側に一重の圈線を配する。間弁は盛り上がった扇形の基部に菱形紋様類周縁と内区との間には太い圈線が巡り、間弁の外側輪郭線と一体化している。間弁左右の線は花卉の2重目の輪郭線にもなっている。間弁は8個のうち菱形のa類が7個で、1個だけ圈線による逆3角形に彫り直しを行なっているb類が認められるAb型式と、すべてa類で構成されたAa型式が存在するというが、Aa型式は現在不明である。

周縁は中央に沈線を一条配する2重圈紋縁である。また、瓦当裏面端部には高い突帯が貼り付けられている。黒山廃寺、丹比廃寺、太井遺跡、真福寺遺跡で出土している。

B型式 A型式の圈線が発達し周縁と一体化したため3重圈紋縁である。圈線が周縁になったため(従って花卉と外区との間の圈線が無い)、間弁の外側の輪郭線が省略され二方になり、単弁に2重の圈線が囲むようになる。花卉の稜線がなくなり、花卉端の尖形が強調される。中房には小さな蓮子を1+8に配す。間弁は扁平な菱形でY字形に近いものである。A型式の圈線を周縁にし、花卉、間弁を彫りなおしたものの可能性も考えられる。瓦当裏面の突帯はなくなる。また、内区外面の圈線も無くなる。蜂田寺、長曾根遺跡で出土している。

C型式 単弁に2重の圈線が取り囲んだものである。間弁の二方の輪郭線が花卉の輪郭線と一体化し、A、B型式と異なり、2重目の輪郭線も花卉状に閉じている。間弁が菱形のもの(a類)と逆3角形(b類)が交互になっているもの(c1型式)と、すべて逆3角形(b類)になっているもの(c2型式)³とがある。中房径が他型式と異なりやや大きい。黒山廃寺、真福寺遺跡、叡福寺で出土している。

D型式 破片のためと口調は断片的にしか分からないが、単弁に2重の圈線が取り囲んだもので、菱形の間弁を配する、C型式と類似する。周囲に圈線を施した大きな中房に竹管紋風に1+6に蓮子を配する。大阪市住吉区榎津寺(摂津住吉郡榎津郷)から出土している。

E型式 圈線状に細い単弁に3重の輪郭線が取り囲んだもので弁端はやや尖形

である。間弁は菱形で花卉を結ぶように輪郭線を配する。中房外側には蕊帯を付加した突帯を配する。花卉に対する位置に1+8に蓮子を配する。南春日廃寺で鬼瓦として出土している。

c. 年代

周縁を飾る重圈紋は単弁型式の百濟大寺式及び山田寺式が初現と考えられ、7世紀中葉以降と考えられる。蓮子の周環は韓半島では百濟や古新羅を始めとし、7世紀初頭から採用されているが、わが国では川原寺式が初現と考えられ、7世紀代第Ⅲ四半期後半以降の紋様と考えられるであろう。なお、丹比廃寺式の重弁紋様は他の原山廃寺式とはやや異なり細みで少し後出的⁴と思われる。

また、真福寺遺跡では、出土した3号窯から飛鳥Ⅳの土器や斜格子叩きの平瓦、重弧文軒平瓦が出土しており7世紀末葉の時期があたり得られる。

文献によると丹比廃寺式B形式軒瓦を創建瓦とする蜂田寺の創建は天武9年(680)⁵とされている。従って、それより形式的に古いA型式は670年代まで遡る可能性を指摘したい。また、C、D型式では8世紀代もしくは奈良時代まで下る可能性も考えられるであろう。

d. 分布

採用遺跡 丹比郡西南部から大鳥郡東部にかけての地域に広がる。この地域は後述するように狭山池の水が潤す地域と一致する。また後には行基の活躍した中心部でもある。

1. 丹比廃寺⁶

堺市美原区多治井、旧丹比郡丹上郷に位置する。丹比神社が多治比真人の氏神とし、それに関連するこの寺院を氏寺と推定されることが多い。しかし後述するように、在地の大豪族丹比氏の氏寺と考えたい。

出土軒瓦としてはⅢ期⁷丹比廃寺式A型式軒丸瓦を創建瓦とし、Ⅳ期池田寺式軒丸瓦、Ⅴ期平城宮6282a型式Ⅱ式軒丸瓦、6664型式系軒平瓦(国府遺跡?)などを採用している。

2. 黒山廃寺⁸

堺市美原区黒山、旧丹比郡黒山郷に位置する。称徳天皇行幸の弓削宮で黒山舞を舞った黒山企師の氏寺に比定する説が認められるが多治比氏の氏寺と考えたい。

出土瓦としては、Ⅲ期丹比廃寺式A型式を創建瓦とし、Ⅳ期黒山廃寺式及び摂津田辺廃寺式、Ⅴ期鳥坂寺Ⅺ型式、平城宮6225型式系、6227型式軒丸瓦、6663L型式軒平瓦が出土している。なお、6227型式軒丸瓦、6663L型式軒平瓦は平城宮のものと同形の可能性もあり、類似した平城宮6255E型式軒丸瓦と6663H型式軒平瓦のセットは平城宮左京四条二坊十五坪や平城薬師寺、河内国分寺、河内田辺廃寺などで出土している。

3. 真福寺遺跡⁹ 堺市美原区真福寺、旧丹比郡丹上郷に位置する。黒山廃寺の北側に位置し、近畿自動車道松原さみ線建設に伴う発掘調査で、黒山廃寺の瓦を焼成した窯（真福寺瓦窯）が検出されている。窯は炭焼き窯の1号窯、瓦窯の2号、3号窯が調査されており、3号窯から丹比廃寺A型式が7世紀後半の土器類と出土している。

また、黒山廃寺北側溝内から中世遺物と共に丹比廃寺式C型式や平城宮式6227型式系軒丸瓦、6663型式系軒平瓦など黒山廃寺所用の瓦が多量に出土している。

4. 太井遺跡¹⁰ 堺市美原区太井、旧丹比郡丹上郷に所在する遺跡で、古墳時代中期の大型前方後円墳である黒姫山古墳周辺の古墳時代から飛鳥、奈良時代にかけての複合遺跡である。近畿自動車道建設に伴う発掘調査において、1調査区B区北側の南北溝（SD101、202）から黒山廃寺所用のものと考えられる古代から中世の瓦が大量に出土した。場所から黒山廃寺の最西端を画する溝と考えられる。

ここからは丹比廃寺式A型式軒丸瓦、重弧紋軒平瓦、平城宮6225型式系軒丸瓦、6663型式系軒平瓦などが出土している。また2調査区H区では掘立柱建物に伴う溝状遺構（溝53）内から土器と共に善正寺式B型式軒丸瓦が出土している。共伴した土器は土師器、須恵器、統一新羅系土器等があり飛鳥Ⅲ～Ⅳに比定できる。

なお、この遺跡から善正寺式軒丸瓦¹¹が出土するのは、おそらく近隣に存在する泉福寺との関連からと思われる。太井は田井に通じ、渡来系氏族で阿知使主後裔である田井連がこの付近に勢力をもっていたと考えられる。

5. 長曾根遺跡¹²

堺市長曾根、旧丹比郡八下郷に位置する。大溝や8世紀代の掘立柱建物などが検出されており、1992年度第3地区72地点包含層からは須恵質土馬とともに丹比廃寺式B型式が出土している。大溝は古代を中心とした南北溝で長曾根大溝と呼ばれている。

6. 蜂田寺

堺市八田町、旧大鳥郡蜂田郷に位置する。行基四九院蜂田寺（華林寺）である。行基菩薩縁起図絵詞¹³、花林寺建立絵篇第十四によると蜂田寺（華林寺）は白鳳廿一年庚辰（天武天皇九年）680年11月10日に蜂田薬師澄麻呂等によって建立されたことが記載されている。また、行基年譜では行基三九歳慶雲三年（706）の項に「天皇和泉国横山郷内以、横山蜂田寺并四九院修理料袖被施入」というのが認められ文武天皇から修理所が施入されている。

造営主体としては中臣氏系の蜂田首が考えられ渡来系氏族の蜂田薬師と一体となって建立したと考えたい。丹比廃寺式としてはB形式軒丸瓦を採用している。それ以降の軒瓦は不明である。

8. 叡福寺¹⁴

南河内郡太子町、旧石川郡大國郷に位置する。聖徳太子墓の墓前寺として建立されたと考えられるが、最近、聖徳太子墓自体を疑問視する説が提示されている。

ここからは、丹比廃寺式C1型式が紹介されており、その後、難波宮6241型式が採用されている。

上宮王家との関連が考えられるが、上宮王家は皇極2年（643）に滅亡しているため、この難を逃れた子孫もしくは大王家が関与していると推定できる。寺伝によると、推古天皇が太子の墓を守るため坊舎を営み、神亀元年（724）聖武天皇の勅願によって広大な伽藍が建立されたというのである。

9. 南春日廃寺¹⁵

京都市西京区大原野、旧山城国綴喜郡南春日廃寺から出土する軒瓦は、ほとんどが小型瓦で、供伴する鬼瓦に丹比廃寺式（D形式）が採用されている。瓦は中房の形から、平城軒Ⅱ期（養老～天平）の小型瓦平城6313型式と類似し、それ以降に考えられる。また、塔周辺の溝11、12から平城V期から9世紀前半の土器が出土しており、「瓦の年代が8世紀後半を大きく遡ることはなからう」と報告者は考察されているがしかし、勝手な推定をすると塔の廃絶は8世紀後半から9世紀前半であるという、そこで採用されていた瓦で、古いI期のものは少なくとも8世紀中葉には位置付けるのではないだろうか。

E. 関連および近隣遺跡

丹比廃寺式は直接出土していないが、黒山廃寺で採用される軒瓦と同型式を採用している、もしくは、関連遺跡について述べる

a. 河原城遺跡¹⁶ 羽曳野市河原城、丹比郡野中郷と丹上郷との境界にひろがる。地名のもととなっている「河原城」は元弘元年（1331）河原弘成が築いた城の名称による。「河原」は中国渡来系氏族である河原連との関連が考えられる。

遺跡中央には東除川が流れており、この川の改修工事に関わる発掘調査で奈良時代の掘立柱建物が検出されている。また、南阪名道路建設工事に伴う発掘調査では奈良時代の掘立柱建物に伴って丹比廃寺所用の軒瓦が出土している。

軒瓦は創建瓦の丹比廃寺式軒丸瓦は出土していないが、それに伴う重弧紋軒平瓦が出土しており、他に平城宮式6282a系軒丸瓦と均整唐草紋軒丸瓦が認められる。これらのことからこの集落が丹比廃寺との関わりが深かった事が考えられる。ここから丹比廃寺式が出土していないのは示唆的である。

なお、報告者によると発掘調査された遺構の竪穴式住居から掘立柱建物への変化は平尾遺跡の成立と連動していると考察されている。しかし、わたしは、掘立柱建物を検出した調査区が地形的に見ると東除川西側の段丘崖斜面にあたることから、付近に瓦窯跡の存在を推定し、むしろ丹比廃寺の成立によってこの付近が

取り込まれたと推定したい。

なお、丹比麿寺の瓦が出土したこの地点は「河原城遺跡」の名称がつけられているが、河原城の村からは1km以上も離れ、さらに東除川の左岸にあたることから、本来の河原氏の本貫地と考えられる遺跡とは異なると考えられる。

b. 平尾遺跡¹⁷ 堺市美原区平尾、旧丹比郡菅生郷に所在する。報告書が刊行されていないため詳細は不明であるが、現在の府立美原高校建設に伴う発掘調査で7~8世紀の掘立柱建物や溝、冊、井戸、土壙などが検出された。掘立柱建物は60棟にもものぼり規則的に配置している。また、交通の要衝にあることや「小殿」や「畔倉」等の小字が残されていることなどから、この遺跡は官衙的色彩の濃く、丹比郡衙跡などの官衙的性格の遺跡であることが推定されている。これに関わる氏族としては在地の豪族丹比連（宿禰）や皇族出身の多治比公（真人）が考えられている。

ここからは平城宮 6282 型式系の青谷式軒丸瓦¹⁸が出土している。この瓦は河内国分寺や河内国府、竹原井離宮推定地である青谷遺跡で主に採用されている瓦で集落跡からも出土することがあるが、ほとんどが官衙的色彩の強い遺跡からの出土である。これは平尾遺跡の官衙としての位置付けをさらに裏付ける資料と成り得るであろう。

c. 丹比神社¹⁹ 堺市美原区多治井、旧丹比郡丹上郷に位置する。式内社で奈良時代後期には神宮寺が建立されている。丹比神社の祭神は、掲載されている書物によって異なり、多治比真人の祖である瑞苗別皇子（『五畿内志』）や、上殖葉皇子とするもの（『大日本史神祇誌』）、丹比連の祖である火明命とするもの（『河内国式内社目録稿本』）のふた通り認められる。最近の『角川日本地名大辞典』では前者の説を、『大阪の地名』では後者の説をとっている。

黒山麿寺の中高野街道をはさんだ東側に位置するが、地名では『多治井』で丹比麿寺の所在地と同じである。また、参道は中高野街道側ではなく、東側の多治井村（丹比麿寺所在）の方に向かっていて、つまり、丹比神社は丹比麿寺と関わりあると考えられるであろう。

9世紀中ごろには無位から累進して従五位下の神階を与えられ、その後正五位下までの位を与えられている。

また、『三代実録』貞観元年7月条（859）には丹比真人繩主が神宝、幣帛を奉納する使として派遣され、同社が氏神として取り扱われている記事が掲載されている。これらの文献より、丹比神社は多治比真人の氏神とされる説が多い。

「丹比真人」の名称は丹比宿禰と多治比真人の混同と考えられ、多治比真人と丹比宿禰は姻戚関係などから「丹比氏」として混同されたか、正史には認められないが、丹比宿禰が丹比真人に改姓された可能性も考えられる。このように考える

と、神階授受や後世に両者の祖先が祭神として扱われたことも納得できる。

d. 東野麿寺²⁰ 旧丹比郡狭山郷の古代寺院で現在の大阪狭山市東野に位置する。真言律宗蓮光寺の境内がそれにあたり、塔心礎、土壇などが残存するが発掘調査がなされていないこともあり伽藍配置など詳細は不明である。

創建瓦としては、Ⅲ期東野麿寺式が採用されており、その後Ⅳ期黒山麿寺式軒丸瓦を採用している。東野麿寺式は野中寺²¹のものと同範で、下田池瓦窯²²で焼成されたものである。ここでは丹比麿寺式は採用されていないものの、黒山麿寺式は採用されており、両寺院はかなり密接な関連を持っていたことが判る。

造営主体はその所在地などから狭山連もしくは村山連と考えられる。両者とも中臣連と同族で天兒屋根命の後裔と伝わる氏族である。狭山郷の北側菅生郷と同じく中臣連と同族の菅生連の本貫地であることから、この付近は中臣連一族が勢力を誇っていたことが判る。

e. 泉福寺²³ 旧丹比郡黒山郷の古代寺院で現在の堺市美原区大保に位置する。聖徳太子の建立した寺院であると伝承されているが、伽藍配置はもとよりその遺構も不明である。立地的にみると、この寺院は善正寺の真西に所在し、両者の関連が深いことが示唆される。

創建瓦としては善正寺式B型式軒丸瓦の出土が知られている。また、南に700mに位置する太井遺跡でも善正寺式B型式が新羅土器や飛鳥Ⅲ~Ⅴの土器と共伴して出土しており、泉福寺との関連が考えられる。

造営主体は、近くの丹比麿寺や黒山麿寺とは出土軒瓦の組成が異なり、太井遺跡との関連が深いことから、物部金弓連の後裔の田井連や東漢氏坂上直の一族である田井直が考えられる。善正寺式との関連から考えると後者と考えられる。多治比氏勢力圏の中心に所在することから、系統は異なりながらも、つながりは深かったと考えたい。

f. 太平寺麿寺〔智識寺〕²⁴ 旧大泉郡鳥坂郷に所在する。発掘調査によって薬師寺式伽藍配置の大寺院であることが判明している。

創建瓦はⅤ期船橋麿寺式亞式、鳥坂寺式であるが出土量などから重弁形式の原山麿寺（備式）で完成させたと考えられる。その他Ⅵ期式西琳寺式 Bb 型式、素紋縁複弁形式が採用されている。奈良時代に入ると鳥坂寺Ⅺ型式や河内国府で採用している重圏紋重廓紋のほか、難波宮 6241 型式が採用されていることが判明した。

附近の茨田宿禰弓東女を中心とした知識衆が集まって建立した寺院で、この丈六仏を御覧になったことから、東大寺盧舎那大仏を造営したといわれている。

g. 西琳寺²⁵ 旧古市郡、現在の羽曳野市古市に位置する。発掘者調査などによって法起寺式伽藍配置であることが推定されている。

創建瓦は野中寺型式軒丸瓦であるが、山田寺式の影響を極めて早く受け成立したと考えられる西琳寺式軒丸瓦を採用している。西琳寺式軒丸瓦は南河内に広く

分布しており、最近の研究で祖型である西琳寺 Aa 型式が 6 種存在する。

また、奈良時代には青谷式軒瓦が採用されていることも判明している。その他、発掘調査では出土していないが、丹比廃寺の平城宮 6282A 型式垂式軒丸瓦や黒山廃寺の平城宮 6225E 型式軒丸瓦と同範もしくは同紋瓦が知られている。

造営主体は南河内渡来系氏族の中心の一つである、王仁後裔氏族西文氏である。

h. 河内国府跡（衣縫廃寺）²⁶ 旧志紀郡井於郷、現在の藤井寺市惣社に位置する。国府推定地については諸説あるが、市野山古墳（允恭陵）北側段丘上の方 2 町が有力である。この範囲及び周辺から丹比廃寺軒平瓦 2 及び黒山廃寺と同範の平城宮 6225E 型式軒丸瓦、それと青谷廃寺式軒瓦が出土している。

i. 平城京左京四条二坊（十五坪）²⁷現在の奈良市四条大路一丁目 760 および 762 番地にあたる。平城京のこの地区東半分は岸俊男氏の研究によって、藤原仲麻呂の邸宅「田村第」に比定されている。仲麻呂は慶雲 3 年（706）藤原武智麻呂の次男として生まれ、孝謙天皇が即位した天平感宝元年（749）ころから光明皇太后の後盾によって実権を握り、天平勝宝元年（749）には政界の首座に君臨した。しかし、光明皇后の死後、孝謙上皇や反仲麻呂勢力と対立し、天平宝字 8 年（764）には反乱をおこし非業の死を遂げた。

十五坊では掘立柱建物による最低 2 町の敷地を持った貴族宅地が検出できた。おおまかに 2 時期認められ、下層では 8 世紀前半で東西の宅地各々が 1/2 町を締めている。上層では 8 世紀中葉で十五坪全体が一つの敷地である時期にわけられる。2 町以上の宅地は 4 位以上の貴族の邸宅である。

平城宮 6225E 型式軒丸瓦と 6663H 型式軒平瓦のセット、6227A 型式軒丸瓦、6663F 型式軒平瓦を採用している。なお、6225E 型式軒丸瓦と酷似した軒丸瓦が黒山廃寺から出土している。また、6663H 型式軒平瓦は河内国分寺や田辺廃寺、田辺瓦窯でも出土している

j. 平城京左京四条二坊一坪²⁸ 現在の奈良市四条大路一丁目七九四番地付近にあたる。3 時期の遺構が検出されているが、奈良時代前期から中期の 2 期には正殿の東西に脇殿を配するコの字型配置をとり、奈良時代後期の 3 期には回廊が正殿・前殿を囲む建物配置をとることが判明している。

ここからは黒山廃寺のものと同範もしくは同紋の平城宮 6227D 型式軒丸瓦や河内国分寺 6663H 型式軒平瓦と酷似した 6663F 型式軒平瓦などが採用されている。

この宅地はその建物配置や文献などから天智天皇五世孫の市原王の邸宅である可能性が高い。市原王は天平 20 年（740）頃造東大寺司初代長官に任命され、光明皇后や藤原仲麻呂とのつながりが深いと考えられる。

3. タジヒ氏について

タジヒ氏にはすでに述べたように皇族系の多治比公氏と在地大豪族の丹比連氏の 2 系統が認められる。どちらも丹比郡や多治比野との関わりが深いと考えられる。もともと郡名である「たじひ（和名抄によると太知比と訓をあてられている）」自体も丹比、多治比、丹治比、多遅比などの字を充てられている。

多治比公は新撰姓氏録によると宣化天皇の皇子、上殖葉皇子の後裔で偉那公などと同族である。上殖葉皇子の曾孫多治比古王が臣下にくだって多治比公を称した。この多治比古王の男が後に左大臣になる多治比真人嶋である。その後も多治比真人は中央貴族として勢力をもつ。そのため、早くから本拠を大和に遷し、都の近辺に住居を構えて中央貴族化への道を歩んだという説が認められる。嶋は丹比郡に近い大鳥郡蜂田郷家原里を本拠とする家原音那を娶っており、『続日本紀』巻 5 和銅 5 年（712）9 月 3 日条によると、嶋の死後も墓を守ったので、邑五十戸を与えられ、家原音那には連姓を賜ったとある。大鳥郡の南部、家原郷と呼ばれた地域が認められることから、この賜った邑五十戸を家原郷としたとする説もある。なお、家原氏は光武帝後裔氏族でこの時、家原連を名乗ったと推定できる。

また、娘の阿伎良を後に河内銭鑄司となった中臣意美麻呂に嫁がせ清麻呂などを生んでいる。中臣意美麻呂の本貫地については不明ではあるが、多治比氏とのつながりや、丹比郡から大鳥郡には大鳥連をはじめとし中臣系氏族が蕃居しており、中臣氏自身の本拠が和泉に存在したという説²⁹も認められる。

丹比連は新撰姓氏録によると河内国神別に火明命の後裔で尾張連などと同族である。丹比新家連や禰丹比宿禰など分化氏族も多く、古くから丹比郡で勢力を張っていたと考えられる。多治比瑞齒別（反正）天皇の名代部である丹比部を管理する中央伴造であることが定説であるが、直木孝二郎³⁰は名代部の伴造氏族であれば「部」がつくのが普通であるにもかかわらず、つかないことなどから、地名を称する氏族である事を指摘されている。

なお、丹比連が天皇家の側近としてつかえた氏族であることは、宮城十二門内の丹比門の門号氏族として軍事的役割も担っていたことなどから肯首でき、7 世紀には文献に認められる。8 世紀になると文献に認められることが少なくなるがこれは、多治比公に取り込まれていったのではないだろうか。

それでは丹比廃寺式軒丸瓦を創建瓦とし、その分布の中心となると考えられる丹比廃寺と黒山廃寺の造営氏族はどのように推定すればよいのであろうか。その居住地などから考えるとどちらかが丹比連でもう一方が多治比公の氏寺であることは今まで述べてきたことから明白である。そこで、各々の寺院の採用瓦の特徴や立地から、造営氏族の性格を割り出し、造営氏族の比定を試み、この地域の氏族がどのように勢力を張っていったかを考えてみたい。

吉田晶³¹は多治比公の氏寺が丹比大寺と呼ばれている丹比麿寺で、氏神が丹比神社であると。また、南側にある平尾遺跡がこの氏族の居住地とされており、その出現、展開、消滅の過程が多治比真人の歴史と密接な関係を持つとされている。しかし最近では、発掘調査の成果を尊重し、郡衙説に傾いていることを発表されている。

河内国では郡領の家は在地の豪族もしくは、渡来系氏族であることが多く、皇別氏族が郡領と考えられるものはない。まして、多治比真人からは慶雲4年(707)に水守が河内国司に養老3年(719)に三宅麻呂は河内国撰官に任命されており、一族が丹比郡の郡領を兼務したとは考えにくい。

このことから、丹比郡郡領は古来、丹比郡丹上郷に居住していた大豪族丹比連が考えられ、氏寺の丹比麿寺、氏神の丹比神社を運営したと推定できる。なお、最近の発掘調査で河原城遺跡から丹比麿寺で所用の軒瓦が出土しており、関連する集落もしくは生産遺跡(瓦窯など)と考えられている。

丹比麿寺が丹比連の氏寺だとすれば黒山麿寺が多治比真人の建立した寺院ということになる。黒山企師部とする説³²もあるが、このような弱小氏族が平城宮式軒瓦を採用できるとも考えられず、多治比真人の配下として活躍したのであろう。

さらに奈良時代の6227E型式軒丸瓦と6663L型式は平城宮と同範関係がある可能性³³が認められ、丹比麿寺のものが平城宮式系軒瓦であるのに対し、より平城宮との繋がりが深かったことが考えられる。

今一つ、多治比氏の氏寺として黒山麿寺がふさわしいと考えられる要因がある。それは黒山麿寺で採用されている奈良期の軒瓦と平城京左京四条二坊で採用されているものが類似することである。

黒山麿寺のものは平城宮6225型式と6227型式と折衷型式で素紋縁と内区との間にある2重圏線の外側が少し太い。中房は圏線で囲まれた平坦なもので1+8に蓮子を花卉中央に合わせている。軒平瓦は6663C型式に類似するが、第3支葉が向かって左側が2本になっている。これに対して藤原仲麻呂の邸宅「田村第」推定地である平城京左京四条二坊のものは平城宮6225E型式軒丸瓦と6663H型式軒平瓦のセットで黒山麿寺のものとは同範ではない。しかし、河内国分寺や河内国府では同範のものが採用されており、多治比氏が河内国司を歴任していることから一概に関連がないとは言えないであろう。平城宮のものをもとにそれに酷似したオリジナルを創作したと考えられる。

軒瓦の類似がその造営者どうおしの関連まで推定できるかどうかは確定的ではないが、黒山麿寺と田村第はつよいつながりがあると考えたい。換言すると、黒山麿寺の造営者と田村第の造営者は関連が深いということである。

『続日本紀』などの文献をひも解くと、藤原仲麻呂は多治比氏一族とは関わり

が深いことが判る。たとえば多治比真人広足は橘奈良麻呂の乱に連座し政界を降りるまで仲麻呂と同じく議政官に任命されており、その少し前の宝宇元年(757)3月には孝謙天皇、藤原仲麻呂とともに皇太子道祖王を廃し、大炊王を田村第に迎えて皇太子としたことが見える。万葉集には勝宝3年(751)藤原仲麻呂の家にまねかれて多治比土作が詠んだ宴の歌が認められる。また、藤原仲麻呂の乱のおり多治比真人木人は加担したと見なされて位階を剥奪されている。

これらのことから、藤原仲麻呂と多治比氏は成り深いつながり³⁴を持っていたことが判る。

また、6663H型式軒平瓦は河内田辺麿寺や田辺瓦窯からも出土している。田辺麿寺は藤原不比等を養育したといわれている田辺氏の氏寺でその関連で河内国分寺に採用されたのであろう。黒山麿寺からは摂津田辺麿寺と同範の瓦が出土しているが、田辺氏との関連³⁵であろうか。

丹比麿寺式軒丸瓦はこの創建瓦として大県郡や安宿郡で分布していた重弁形式をとりいれて成立し、氏寺であるその北側(真福寺遺跡)で焼成し多と考えた。それは嶋の妻が光武帝後裔氏族である家原氏出身であることが関連すると推定できる。光武帝後裔氏族が重弁形式の分布と深い関わりがあると考えられるのである。

4. 多治比野地域の開発と河内鑄物師

丹比郡でも北東部の羽曳野丘陵東側は、志紀郡とともに古市大溝の造築によって下つても推古朝には地溝開発³⁶が行われたことが考えられる。この開発には船、津、白猪の百済辰孫王系渡来氏族が関連してなされたことが推定できる。憶測になるが、古市大溝の掘削のような大規模開発は、おそらく推古朝の国家的プロジェクトとして推し進められたもので、その指示にはかなり上位の氏族が関わっていたことが推定できる。古市大溝では付近に聖徳太子の弟の来目皇子の墓が存在することから、上官王家がバックに存在した可能性を指摘しておきたい³⁷。

ただし、多治比野地域では古市大溝の造築による恩恵は全く認められない。黒姫山古墳の存在などから考えると古墳時代からこの地域の開発ははじまったと考えられるが、本格的なものはいつごろからはじまったのであろうか。

多治比野地域南部狭山郷には狭山池が存在し、そこから多治比野地域に水を送っている。この水を利用して多治比野地域の開発は始まったと考えられるであろう。狭山池は最近の発掘調査によって616年伐採のコウヤマキを使用した木樋を使用していることが判明した³⁸。つまり7世紀初頭には造営が終了していることになる。

丹比麿寺式の分布と地溝開発による影響範囲が一致すること、このような国家

的プロジェクト推進の責任者として十分な地位にあること、活躍した時期、場所から考えると、これらには多治比氏が関わったと考えるのがもっともふさわしいと推定できる。多治比氏が付近の渡来系氏族や在地の氏族を配下としプロジェクトを推進していったと考えたい。

たとえば田井連は東漢氏系渡来系氏族であるが、氏寺と考える泉福寺からは船、津、白猪の百濟辰孫王系氏族の氏寺で採用した善正寺式軒瓦を採用しており関連が考えられる。地溝掘削などの開発技術も両プロジェクト間で交流があったことが考えられるであろう。

また、東野廃寺は狭山池北側に所在し、狭山池の築造、経営に関わりが存在すると推定できるが、丹比廃寺式は出土していないものの、黒山廃寺式を採用しており、多治比氏との関わりがここでも判る。さらにその創建には野中寺と同範瓦を採用しており、野中寺造當氏族と多治比氏との関連も推定できるであろう³⁹。

狭山池造営後には、多治比大溝、河合大溝、長曾根大溝などが掘削され、南河内の開発⁴⁰がなされたことが指摘されている。この範囲も丹比廃寺式の分布に一致する。なお、これら開発の西進については、この付近の中臣氏系氏族連合が関わった可能性も考えてみたい。

河内国丹南郡を本貫とする鑄物師のことを「河内鑄物師」と呼ばれているが、最近まで文献で見られたのみで不明なことが多かった。しかし、黒山廃寺北側の真福寺遺跡で梵鐘鑄造遺構が検出されてから、多くの鑄造関連遺跡⁴¹が発見されている。

この鑄造遺構を検出する遺跡の範囲はほとんどが、狭山池の灌漑範囲に一致する。この範囲が先述したように多治比氏の開発した地域と考えると、鑄造遺跡群も多治比氏との関わりで発生したと考えてみるのはどうであろうか。鑄造技術者をこの地域に招聘して丹南郡で根づいたと考えたい。

また、太井遺跡の鑄造関連遺構を『続日本紀』和銅2年(709)にみえる「河内鑄銭司」との関連を考える説が認められるが、多治比氏と「河内鑄銭司」との関連から考えるとかなり有力であると思われる。文献に表れる平安時代までの「鑄銭司」関連長官、次官総数20人のうち、多治比氏4人、丹比氏1人⁴²、中臣氏2人が認められ、中臣氏の1人は多治比氏と姻戚関係をもった意美麻呂である。

以上のことから憶測すると、このような鑄造関連遺跡全般を多治比氏が総括していたということも考えられるであろう。

また、多くの古道が通っていることもこの周辺が重要地であったことを示す。古道としては従来からいわれている東西道である竹内街道、大津道、丹比道、茅渟道その他、南北道の難波大道が存在する。また最近では丹比道が、竹内街道のボケ山古墳(仁賢陵)付近から大座間池真南側、斜向道路であったという説⁴³も

だされている。

5. まとめ—始祖多治比古王の活躍—

多治比野の発展には多治比氏が中心となって開発したことを推定した。それは氏寺である黒山廃寺で採用された丹比廃寺式の分布(多治比氏の勢力範囲)が狭山池築造によって灌漑がなされ開発された範囲とほぼ一致していることから推定できる。

さらにこの範囲は鑄造遺構を検出する遺跡の分布する範囲とも一致し、これも多治比氏がこの創業および経営にも何らかに関わった可能性が考えられる。これらを基盤として多治比真人は政界で活躍していったのであろう。

多治比氏についてはすでに述べたが、多治比真人氏は嶋やその同族(兄弟?)と考えられる麻呂以前にはその出自をあらわすところ以外で文献に現れない⁴⁴。嶋は天武11年(682)に筑紫大宰として初めて文献に現れ、持続3年(689)直直武から直直宅をさずけられ、大宝元年(701)左大臣78歳で薨じる。いくら皇族出身であっても、突然文献に現れ、左大臣まで上り詰めるのはなんらかの要因があったのであろう。

文献によると嶋の父親は宣化天皇の4世の孫⁴⁵にあたる多治比古王である。多治比古王については、これ以外には文献に認められず、その存在すらも疑われている。しかし、多治比真人が7世紀後半から8世紀にかけて中央貴族として勢力を持つには、彼の存在がキーポイントとなると考えたい。存否については実証する手立ては無いが、実在する嶋の父親は存在したはずである。それを「多治比古王」とする文献が存在する以上、ここでは多治比古王を多治比氏の始祖と考える。

彼は名前から丹比郡と関わりが強い可能性が高く、在地の大豪族丹比連と婚姻関係を持ったとも考えられる。なお、多治比古王は嶋や磨呂の年代から逆算すると6世紀末から7世紀前半に活躍したと推定できる。

狭山池の水が潤す地域と彼の本貫地と考えられる黒山廃寺周辺が一致することは、先程から何回となく述べてきた。狭山池造営年代は最近の発掘調査によって、推古24年(616)以降、630年代以前であることが判明している⁴⁶。

そうすれば、ここで一つの仮説が考えられる。狭山池造営年代と彼の活躍した時代が一致することなどから、多治比古王と狭山池造営はかなり密接な関連を持っていたと考えられることである。筆者は多治比古王の指導によって狭山池は造営されたと推定したい。それだけではなく、狭山池造営をはじめとする多治比野の開発プロジェクトを取り仕切るために多治比古王は中央政権から派遣されたと考えたい。

その開発プロジェクトには多治比野で古来勢力を張っていた大豪族丹比連や渡

来系氏族である田井連などを配下につけ、連携して実施していったのであろう。さらに飛鳥や河内の新しい技術者を掌握し、このプロジェクトに参加させた可能性も考えられる。後に多治比野で盛んになる鑄造遺跡もこの新しい技術者がもたらしたと思われ、憶測ではあるが、この鑄造技術を基盤として多治比氏は勢力を持ったと考えたい。

一族の嶋や磨呂が頭角をあらわしてきた天武朝末には氏寺である黒山廃寺は建立され、配下の氏族、関連氏族の氏寺に丹比廃寺式軒丸瓦を採用させることによって、大鳥郡から丹比郡西部の氏族勢力を統括したと考えたい。大鳥郡や丹比郡南郡に盤踞していた中臣氏系氏族との連合も推定できるであろう。

その後、奈良時代には多治比氏一族は中央政權で活躍し繁栄を極めるが、そのルーツとして多治比古王が存在したと考えるのである。

[参考文献]

- 1 藤沢一夫 「撰河泉出土古瓦の研究」『仏教考古学論叢』東京考古学会 1941
- 2 上田睦「河内の古代寺院の成立と造営氏族 5—原山廃寺式採用寺院とその氏族—」2008『王権と武器と信仰』菅谷文法編 同成社
- 3 間弁がすべて a 類になっている型式については、以前、丹比廃寺出土として紹介したことがあるが、この型式と認識した個体はいくつかの破片で復元したものであることに最近わかった。
上田睦編「丹比廃寺」『藤井寺市及びその周辺の古代寺院』(下)1987
- 4 河内の重弁形式軒丸瓦では鳥坂寺V型式が最古と考えている。丹比廃寺式はこれから派生した鳥坂寺VI型式からの変化と理解できる。
- 5 藤澤一夫「和泉峰田寺—上代の大鳥郡鉢田郷に所在した寺院—」『和泉志』21 1960
- 6 藤野勝彌「河内丹比廃寺」『古代文化』12—3 古代学協会 1941
大阪府教育委員会「南河内美原町丹比廃寺発掘調査報告(1)」『節香仙』第29号 1980
- 7 以前から7世紀代の軒瓦、特に軒丸瓦の年代を新紋様形式の出現をもって画期とし、大きく4期に分けることを提起した。それは紋様形式を中心にみてI期が素弁形式軒丸瓦の出現、II期が単弁形式軒丸瓦の出現、III期が複弁形式軒丸瓦の出現、IV期が外区の複式化した(外縁と内縁とに別れる)軒丸瓦の出現である。つまり、I期が飛鳥寺建立(598)以降、II期が百濟大寺建立(639)以降、III期が川原寺建立(天智朝、660~70年代)以降、IV期が薬師寺建立(680)以降である。以下この時期区分を用いて年代観を示したい。
- 8 美原町教育委員会「黒山廃寺発掘調査概要」1980 その他、出土瓦については美原町教育委員会泉谷博幸氏のご好意によって実見させていただいている。
- 9 大阪府教育委員会・(財)大阪府文化財調査研究センター『真福寺遺跡』1997 瓦窯については調査当時、山本彰氏(当時(財)大阪文化財センター業務第4係

長)のご好意で、遺物を含め実見させていただいている。

- 10 大阪府教育委員会・(財)大阪府文化財調査研究センター『太井遺跡』1996
- 11 太井遺跡からは善正寺式型式軒丸瓦が出土している。文献10。
上田睦「いわゆる善正寺式軒瓦について—出土古瓦からみた河内の古代寺院と氏族(2)—」『撰河泉古代寺院論文集』撰河泉文庫編 1997
- 12 堺市教育委員会「第3地区第72地点」『長曾根遺跡発掘調査報告—堺市長曾根土地区画整理事業に伴う発掘調査II』1996、
堺市教育委員会「NG-32地点調査成果 溝01」『長曾根遺跡発掘調査報告—NG-32・33地点・長曾根町—』2001
- 13 文明11年(1479)の写本が高野山正智院にある。
- 14 竹谷俊夫「聖徳太子御廟叡福寺出土の古瓦」『古文化論叢』第30集(上)1993
- 15 上村和直「南春日廃寺」『長岡京古瓦聚成』向日市教育委員会 1987
- 16 (財)大阪府文化財調査研究センター『河原城遺跡I』2000
- 17 古代を考える会「平尾遺跡の検討」『古代を考える』2 1976
- 18 古閑正浩「軒瓦からみた礎石建物 43の造営過程とその背景」『山城国府跡第49次調査(7Y YMSNT-5地区)発掘調査報告』大山崎町教育委員会 2000
- 19 丹比神社出土軒瓦については藤澤一夫によって文献1および17に紹介されている。
- 20 小林義孝・山川登美子「東野廃寺遺跡」『池尻城跡発掘調査概要』IV大阪府教育委員会 1990
- 21 河内一浩『野々上II 野中寺古瓦譜』羽曳野市遺跡調査会 1996
- 22 井原稔「下田池瓦窯」『古市遺跡群発掘調査報告』XVII 1997
- 23 西川寿勝「伝大保廃寺出土の軒瓦」『岡2丁目所在遺跡発掘調査概要報告』大阪府教育委員会 1993
泉北考古資料館「河内之古瓦」パンフレット 大阪府教育委員会 1983
- 24 大阪府教育委員会『太平寺廃寺発掘調査現地説明会資料』1980
- 25 上田睦「出土瓦から見た河内の古代寺院と氏族(1)—西琳寺式軒丸瓦と古代氏族—」『網干善教先生古稀記念 考古学論集』下巻 1998
石田茂作「西琳寺」『飛鳥時代寺院址の研究』聖徳太子奉讃会 1936
伊藤聖浩「西琳寺跡94-1区」『古市遺跡群』X羽曳野市教育委員会 1995
- 26 芝野圭之助「松田氏所蔵軒瓦」『国府遺跡発掘調査概要』IX 大阪府教育委員会 1979
松村隆文「国府81-1区」『国府遺跡発掘調査概要』XII 大阪府教育委員会 1982
- 27 奈良国立文化財研究所『平城左京4条2坊15坪発掘報告 藤原仲麻呂 田村第推定地の調査』1985
- 28 奈良国立文化財研究所『平城左京4条2坊一坪』1987
- 29 遠山美都夫『大化の改新 645年6月の宮廷革命』1993
- 30 直木孝次郎「丹比連について」『美原の歴史』2 美原町教育委員会 1976
直木孝次郎「丹比地方の氏族」『美原町史』第1巻 美原町史編纂委員会 1999
- 31 吉田晶「古墳と豪族—丹比連(宿弥)と多治比公(真人)を中心にして—」

第4節 複弁形式

『古代の地方史』3 畿内編 亀田隆之編集 1979

³²文化財保護室「美原地域の古代寺院」『美原町史』第1巻 美原町史編 纂委員会 1999

³³平城宮 6663 型式軒平瓦はA型式からM型式まで13種の細分が報告されている。その中でC型式は向かって右側の唐草第3単位の枝葉が1条少ない。それとは逆に L型式(N型式同範)は向かって左側が1条少ない。このL型式と同範もしくは同 紋のものが黒山廃寺で採用されている。奈良市教育委員会『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧』1996

³⁴多治比氏の中には橘奈良麻呂の変で連座した者もあるが、その後の藤原仲麻呂の変で連座したもの(多治比真人木人など)も認められ、仲麻呂とのつながりが深かったことが文献的にも認められる。

³⁵田辺氏の中には藤原仲麻呂の資人となっているものも認められ、両者は関連が深いことが分かる。多治比氏との関連については摂津田辺廃寺式が黒山廃寺で採用されていること以外は推定できるものはない。

なお、田辺氏が河内国分寺造営に関わったことは瓦の同範関係から推定でき、多治比氏が河内国司に任官していることから、間接的に河内田辺氏との関連が考えられるであろう。

³⁶古市大溝はいくつかの後期古墳を削っていることから、それらの古墳築造以降に掘削されたことが判明している。その時期については6世紀中葉まで遡らせる意見もあるが、出土遺物やこの付近の集落遺跡の出現が7世紀初頭を遡らないう考古学的な成果から推古朝の開発と考えたい。

³⁷野中寺で上宮王家関連の瓦紋様と考えられる忍冬蓮花紋軒丸瓦を採用していることもその根拠の一つである。

³⁸狭山池調査事務所『狭山池 埋蔵文化財編』1998

³⁹野中寺造営氏族は野中連、河原連など魏の陳思王系氏族が集まって造営経営したと考えている。これらの氏族はタジ野隣接地を本貫地としているものが多くその関連を推定した。

⁴⁰これらの大溝については森村健一他「長曾根大溝の調査・研究」『長曾根遺跡発掘調査概要報告』堺市教育委員会 2000にまとめられている。

⁴¹松原市・堺市美原区では中世以降を中心とした鑄造遺構及び遺物が多く出土している。また、初期の河内鑄物師に多治比氏が認められること、太井遺跡のように7世紀に遡るものも認められることなどを根拠としたい。

⁴²直木孝次郎「美原と鑄物および周辺の鑄造関連遺跡」『美原町史』第1巻 美原町史編纂委員会 1999

⁴³足利健亮「摂河泉の古代計画道路」『考証・日本古代の空間』1995

⁴⁴他に催鑄造司長官や河内国撰官を歴任した多治比公三宅麻呂(世代的には嶋の子池守や水守と同じである)も文献に見え、嶋と血縁関係が予想できる。

⁴⁵『続日本紀』大宝元年7月条左大臣正2位多治比真人嶋薨去の伝に大臣は宣化天皇の玄孫、多治比古王の子とみえる他、3代実録貞観8年2月条の多治比真人氏の古記にもみられる。

⁴⁶文献 38

第1項 河内の複弁系軒瓦とその採用寺院

1 はじめに

花卉に二つの子葉を置く複弁形式軒丸瓦と重弧紋軒平瓦のセットは、我が国では川原寺造営によって出現したと考えられる。しかし、複弁形式軒丸瓦は大陸ではそれ以前に既に出現していたと考えられ、地域によっては、直接大陸から伝わったものもある。

これらは、周縁に飾る紋様によって鋸齒紋の川原寺式、素紋縁の粟原寺式、花卉紋(雷紋)の小山廃寺式、重弧紋の石川寺式、輻線紋の檜隈寺式、連珠紋の長林寺式などに分けられる。

河内では川原寺式、粟原寺式、小山廃寺式、長林寺式が認められるが、

これらの河内による複弁形式の分布などから、それぞれの採用寺院及びその造営主体について考え、その様相を考えてみたいと思う。

2 川原寺式軒瓦(鋸齒紋縁)

a. 祖型の紋様組成・技法とそれらの変化

川原寺式は厳密には、斜縁の周縁を飾る鋸齒紋が面違鋸齒紋のものをさす。他に鋸齒紋には線鋸齒紋、凸鋸齒紋、複合鋸齒紋などがある。これらは川原寺式の変化として別に述べる。

大和川原寺の創建瓦を祖型とするが、601型式A種、B種、C種、E種の4種が認められる。(CとDは同範と分かった)。また、E種は斜縁の素紋縁(粟原寺式)であるがまとめて述べる。

さらにこれらは蓮子の配置でも分類できる、基本的に周環がつく蓮子が2重に巡るのが特徴でA・B・C種が1+5+9、E種が1+4+9に配する。

瓦当と裏面の作り方で3型に分類されている。I型は瓦当裏面を中凹みに作る(A・B・C・E)、II型は瓦当が厚く裏面を平らに作る(B・C・E種)、III型はC種のみである。II型のB・E種はきわめて少ない。また全型を採用しているのはC種のみであるであるが、II型とIII型は必ずしも前後関係とは言えない。

これらにセット関係を有する軒平瓦は4重弧紋軒平瓦で川原寺にA~E種の5種存在する。胎土などから軒平瓦B種は軒丸瓦E種と組み、軒平瓦C~E種が軒丸瓦A~C種に組み合う。軒平瓦C種はⅢ型と軒丸瓦C種の組み合わせがある。創建当初はA・B・C種(I・Ⅱ型)-軒平瓦C・D種、軒丸瓦E種-軒平瓦B種の組み合わせで、後に軒平瓦C種はⅢ型と軒丸瓦C種の組み合わせに変化する。

川原寺の創建年代については諸説あるが、大津遷都以前の天智天皇代(662~667)が最も妥当と思われる。したがって、川原寺式の影響のある軒瓦はそれ以降ということになる。

なお、中房がやや小さくなり、周環の付く蓮子を一重に巡らすものを高麗寺式と呼ぶ。蓮子は川原寺A種を祖型に1+7→1+8+8→1+6に変化し、新しいものは1+6になっているので、特殊な1+8+8を除くと1+7→1+6という流れが肯首できる。

また、周縁の鋸歯紋が線鋸歯紋になったものは、基本的に面違鋸歯紋より後出で、さらに線×紋に変化することもある。ただ、面違鋸歯紋でも直立縁に施すものは後出の可能性が高い。なお、線鋸歯紋で花卉が減少した岡寺式も含める。

b. 河内の川原寺式(鋸歯紋縁)(図版30・31)

河内のものは周縁が面違い鋸歯紋と線鋸歯紋に別けられる。また線鋸歯紋から派生した×線紋も含める。

1類 安宿郡原山廃寺例(101) 川原寺601Cと同範とされる。蓮子を1+5+9に配する。直立内斜縁に右上がりの面違鋸歯紋を飾る。発掘調査ではこの型式のものは出土していない。原山廃寺のものは金子裕之によってⅢ型に位置付けられ、採用の時期が下ることが報告されている。

2類 日根郡海会寺ⅡA類(106) 低く突出した中房に、周環の巡る蓮子を1+5+9に配する。中房率は36.1である。低い直立縁に右上がりの面違鋸歯紋をかざるが、鋸歯紋の内5単位分の傾きが逆になっている。また周縁端部に平坦面を作るものも認められる。瓦当裏面下半を周囲に沿ってナデるものがある。

丸瓦の接合は、瓦当裏面に溝を彫り、先端未加工のものを接合する。講堂下層に一基瓦窯が検出されており、また、その東西にも窯が存在する可能性が高く、これらの窯のいずれかで焼成されたと考えられる。日根郡禅興寺廃寺でも出土している。

3類 海会寺ⅡB類(107) 蓮子が二重に巡る。直立内斜縁に右上がりの面違鋸歯紋を飾る。丸瓦の接合法は不明である。

4類 和泉郡坂本寺2類(108) 発掘調査では1点も出土しなかったが、残存する写真で見ると、周縁と花卉の破片で右上がりの面違鋸歯紋縁である。3重

弧紋軒平瓦が出土している。2類と同範の可能性もあるが不明である。

5類 石川郡新堂廃寺J群(103) 周環が巡る蓮子を1+5+10に配す。直立した内斜縁左上がりの面違鋸歯紋縁である。外縁内側に凸線が巡る。中房はやや大きく中房率は41.4である

丸瓦との接合は、すべて歯車状接合である。石川郡龍泉寺、錦部郡細井廃寺でも出土している。範傷では認定できないが、歯車の状況から間隔の広い龍泉寺が後出し、范のシャープさから新堂廃寺→細井廃寺→龍泉寺の順に採用されたと思われる。制作地が判明しているのは新堂廃寺のヲガンジ池瓦窯だけであるが、範形が移動し、3ヶ寺とも別の窯で焼成されたと思われる。新堂廃寺では4重弧紋軒平瓦(AA5・AA6・AA7型式)が伴う。

6類 細井廃寺3類(105) 蓮子を1+6+11に配する。蓮子は大きく、中心、1重目、二重目のものが各々接する。斜縁に面違鋸歯紋を飾る。丸瓦との接合は、歯車接合であるが、歯車の形状が2類とは異なり、古い形態の3角形を呈する。

7類 新堂廃寺K群(104) 新堂廃寺J群に比べてこぶりである。低く直立した内斜縁で右上がりの面違鋸歯紋を飾る。中房は大きく、周環が巡る蓮子を1+5+9に配す。中房率は45と高い。花卉は瓦当径の割に中房が大きいと、短くなっている。当初のものは範傷も少なく、丸瓦との接合は歯車接合である。その後、改範するが、蓮子の位置が花卉と合わないものがあるなど中房部分が詰め込み式のものと考えられる。丸瓦の接合は最初、未加工または歯車接合であったものを、横置きの本作り技法へと変化する。4重弧紋軒平瓦(AA8型式)が伴う。

この技法のものは、新堂廃寺で奈良時代に使用される平城宮6304型式でもみられる。この状況の理解として、上原真人の述べるように川原寺式という点を重視しこの技法が遡るといふ考え方、かなりの長期に渡り瓦範を使用しているといふ考え方、技法の年代に従い天平期の所産といふ考え方がと理解できる。丸瓦に使用した布が、すべて天平期に使われたものであるため

8類 安宿郡河内国分寺2類 香芝市尼寺廃寺金堂所用瓦NKM4型式である。報告書には掲載されていないが、河内国分寺出土として報告されているものである。8葉蓮花紋で、やや突出した中房に蓮子を1+7+12に配することや斜縁で面違鋸歯紋になっていることなど川原寺式の範疇に含まれる紋様で、中房率は30.3である。しかし、周縁の外側に広い平坦面をもつことや、周環をもたないなどから7世紀末から8世紀初頭の所産である。

9類 志紀郡船橋廃寺A類(102) 周縁と花卉、中房の破片である。面違鋸歯紋縁で、やや突出した中房には周環を巡らす蓮子が認められる。8葉蓮花紋に復元できる。

10類 原山廃寺Ⅷ類(112) 7葉蓮花紋になり、凸型の中房は大きく1+8+12に蓮子を配する。中房率は33.4である。斜縁に面違い鋸歯紋を配する。丸瓦接合法は、瓦当裏面に溝を付けそこに丸瓦を入れ込む方法である。

11類 讃良郡高宮廃寺2類(109) 8葉蓮花紋であるが、直立内斜縁に線鋸歯紋を飾る。扁平な中房に蓮子を1+4+8に配す。中房率は36.8である。丸瓦は瓦当裏面に溝を彫って接合する。讃良寺例(110)は同範である。

12類 禅興寺廃寺例(113) 8葉蓮花紋で周環が巡る蓮子を1+8+8に配す。外区には線鋸歯紋を飾る。丸瓦との接合は瓦当裏面に溝を彫って接合する。

13類 石川郡妙見寺Ⅱ類(111) 8葉蓮花紋で外側に広い平坦面を持つ斜縁で線鋸歯紋を飾る。小さく低く突出した中房には蓮子を1+6+10に配する。中房率は36.7である。丸瓦の接合は先端に溝を付けたものを差し込んでいる。大和尼寺廃寺(NKM9型式)、下田東遺跡で出土している。

14類 石川郡萬法蔵院 8葉蓮花紋で斜縁に線鋸歯紋を配する。突出した中房に蓮子を1+8に配する。中房には端部からやや内側に圈線が巡る。中房率は33.0である。間弁は中房に達するY字形である。丸瓦は端部から丸瓦の半分下げたところに溝をあげ差し込んでおり、下端に大量の粘土を充填する。

15類 和泉郡和泉寺 複弁5葉岡寺式軒丸瓦である。大ぶりの線鋸歯紋縁で低く突出した中房に1+5に蓮子を配する。大和加守廃寺に同範もしくは同紋のものがある。岡寺式は葡萄唐草紋軒平瓦とセットとなり、主に山岳寺院で採用されている。寺名に龍が付くところが多く、義淵が関わったという説もある。軒平瓦は伴わない。

16類 河内国分寺第1類 複弁6葉岡寺式軒丸瓦である。線鋸歯紋縁で低く突出した中房に1+7に蓮子を配する。軒平瓦は伴わない。河内国分寺は山の中腹に存在し、広義の山岳寺院に位置付けられ、この瓦は8世紀前半の年代が想定できることから、前身寺院のものと考えられている。

17類 船橋廃寺B型式 内縁に線鋸歯紋、外縁は素紋の直立斜縁である。低く突出した中房に1+6に蓮子を配する。花卉は複弁であるが、全体的に割り付けが悪い。岡寺式からの派生したものと考えられる。河内国分尼寺でも出土している。8世紀の所産であろう。

18類 石川郡山城廃寺Ⅰ類(147) 6葉蓮花紋で、突出した中房に1+6の蓮子を配す。斜縁で×紋を飾る。瓦当裏面下部に突帯を付加している。3重弧紋軒平瓦が伴う。

c. 河内の川原寺式の分布とグルーピング

これらは周縁の鋸歯紋などによってグルーピングできる。

1~10類が面違い鋸歯紋(Ⅰ)、11~17類が線鋸歯紋(Ⅱ)、18類が×鋸歯紋(Ⅲ)に別けられる。8葉で蓮子を2重に巡るA類、その他のB類に別けられ、B類は蓮子が1重のB1類、花卉が減少したB2類に細分できる。

Ⅰ類はA類(1~9類)、B2類(10類)に別けられ、Ⅱ類はA類(11~13類)とB1類(14類)とB2類の岡寺式(15~17類)に細分でき、Ⅲ類は18類である。

1類は安宿郡原山廃寺出土の川原寺601C型式で、大和の寺院で分布しているものである。2類は日根郡海会寺、禅興寺廃寺、5類は石川郡新堂廃寺、龍泉寺、錦部郡細井廃寺、11類は讃良郡高宮廃寺、讃良寺と複数寺院で分布している。

また、10類は1類より派生し、3類、12類は2類から派生したもの、6類、7類は5類より派生したものと考えられる。

なお、詳細が不明であるため別に分類したが、4類が2類の、9類が5類と同範の可能性があり、同範でなくとも同紋など関連性は認められる。

8類は大和葛下郡尼寺廃寺オリジナルで河内国分寺にもみられる。また13類も尼寺廃寺で認められ、この8類との関連が認められる。

15~17類は岡寺式であるが、17類は16類の影響で成立したと考えられる。16類は河内国分寺、17類は河内国分尼寺所用瓦である。

このように河内の川原寺式は、川原寺同範の1類を合わせて、川原寺601型の影響から2類、5類が早くに成立し、それらから派生したことがわかる。

また、11類はその祖型が河内に認められないことから大和などから2次的に出現したと考えたい。

これらの採用時院の分布をみると、讃良郡讃良寺☆、高宮廃寺・志紀郡船橋廃寺☆・安宿郡原山廃寺、国分寺・石川郡新堂廃寺、龍泉寺☆、萬宝蔵院、錦部郡細井廃寺(☆)・和泉郡坂本寺・日根郡海会寺、禅興寺廃寺☆(☆は郡名寺院もしくは郡司氏寺)と讃良郡を除くと河内国南部に分布していることがわかる。また、郡の中心寺院に多い。

d. 小結

河内における川原寺式の分布は、単独的にオリジナルとして採用されるものが多く、その他もそれぞれ郡内など小地域でしか広がらない。と考えていたが、実際はいくつかの中心的分布寺院が存在し、そこから派生していることがわかった。それは安宿郡の原山廃寺、石川郡の新堂廃寺、日根郡の海会寺である。

原山廃寺は下村主が造営主体で河内における重弁形式の分布の中心であり、新堂廃寺は百濟王氏が造営主体で周辺の渡来系氏族の寺院に影響を与えたと考えられる。海会寺は百濟大寺→四天王寺と範型が動いた軒丸瓦を創建瓦としており、

その関連で川原寺式の祖型を採用したと考えられる。海会寺の地域的な重要性を表す資料と考えられるであろう。ただ、日根郡禪興寺廃寺でも採用しており、禪興寺廃寺が日根郡大領の日根造の氏寺である可能性のあることから、ここが中心に分布した可能性も指摘しておきたい。

これらは河内でも南部が中心で、かろうじて11類が中河内の讃良郡で分布しているだけである。

3 粟原寺式(素紋縁)

a. 祖型の紋様組成・技法と年代

粟原寺跡は桜井市粟原の天満神社境内とその隣接地に、塔・金堂跡が残る。標高260m前後に位置する。談山神社蔵の粟原寺三重塔伏鉢(国宝)の銘文によると、仲巨朝臣大嶋が草壁皇子のために建立した寺で、比売朝臣額田が持統天皇8年(694)から造営を始め、和銅8年(715)に完成したことがわかる。

ここから出土する軒丸瓦は、川原寺式の周縁が素紋になったもので、大和では粟原寺出土例が標識である。斜縁で素紋、やや小さな凸型中房に周環がつかない大きな蓮子を1+5+9に配する。中房率は38.5である。裏面には刻りが付けられているが、丸瓦の接合は瓦当端部から2.5下げたところに、丸瓦を食い込ませ、上下に多くの粘土を充填する。製作技法からみると7世紀末から8世紀初頭の創建年代にふさわしいものと考えられる。

なお、大和飛鳥地域には直立斜縁で素紋、周環のない蓮子を1+4+8に配するものが認められる。

b. 河内の粟原寺式(素紋縁)(図版31・32)

河内では多くの粟原寺式が認められるが、粟原寺のものの影響ではなく、ほとんどが独自に成立したと考えられる。

1類 若江廃寺A類(115) 8葉蓮花紋で、傾斜縁の下側に断面三角形の圏線が巡り素紋である。周環の付く蓮子が復元すると1+4+12に巡るが、外側はやや大きなものと小さなものが交互に配されている。間弁はY字形で中房に達する。内区紋様は川原寺に類似するが小型品である。丸瓦は瓦当最上端付近に接合する。

2類 若江廃寺B類(116) 周環の付く蓮子が螺旋状に巡る。弁端及び間弁の各先端には棒針状のものが付く。

3類 鳥坂寺IX型式(114) 花卉は弁端が直線的で全体的にやや歪みがみられるが8葉をとどめている。低い凸形の中房には、周環のない蓮子を1+4+8に配し、外側は花卉にほぼ揃う。中房率は29.7である。中高の直立縁である。丸瓦は瓦当裏面に溝を彫って接合する。原山廃寺でも出土している。

4類 安堂廃寺例(117) 8葉蓮花紋である。花卉は祖型に近く彫りも優れ整齊である。中房には周環を巡らす蓮子を1+8に配する。中房率は31.25である。太く中高の直立縁であるが、上面はやや内傾ぎみで匙状になっている。原山廃寺、太平寺廃寺で採用されている。

5類 鳥坂寺X型式(121) 6葉蓮花紋になり低く突出した中房に周環の付かない蓮子を1+4+8に配する。間弁は太くT字形になっている。中房率は39と高い。斜縁の無紋である。丸瓦は浅く挿入され凸面、凹面両方に粘土が充填されている。原山廃寺でも出土している。

6類 百濟寺下層1類(120) 周縁は斜縁の素紋である。複弁6葉蓮花紋で、低く突出した中房に蓮子を1+4+8に配する。中房率は33.9である。間弁は大きく二重間弁になっており、花卉端部は平頭形になっている。備中式系特に堂ヶ芝廃寺式の影響を受けたものである。丸瓦は瓦当端部より下に上下に粘土を充填して接合されている。無段式丸瓦がつく。

7類 心合寺廃寺A類(118) 8葉蓮花紋に復元できる。太く低い直立縁で、花卉なども太い。低く突出した中房であるが、蓮子は不明である。4類安堂廃寺例と同範である可能性がある。同範でなくとも4類の影響は考えられる。

8類 心合寺廃寺B類(119) A類から派生したものであるが、周縁は広い中高縁である。花卉が7葉になり、子葉を別ける線が認められない。中房は突出せず、周環は付かない蓮子が1+8に方形に近く配する。間弁は中房につくバチ形である。8世紀以降の所産と考える。

9類 禪興寺廃寺4類(123) 8葉蓮花紋である。細く高い直立縁で2本の細長い子葉を圏線で囲む扁平な花卉を飾る。間弁はバチ状になったもので中房に達する。低い中房には糸切り痕状の弧線がついており、蓮子の配置が不明であるが、痕跡が残る。中房率は37.5である。

10類 大野寺土塔(122) 「神亀4年」(727) 銘軒丸瓦である。奈良時代のものであるが、複弁形式の比較のため掲載した。高く細い直立縁で2本の子葉を圏線で囲むやや扁平な花卉を飾る8葉蓮花紋である。間弁はY字形で中房まで達する。中房は低く大きい。中房率は42.9である。ここに凸文字で銘文を記す。瓦当裏面に溝を掘り、凹面に平行のキザミを入れた丸瓦を入れ込み、補強粘土を充填する。

その他詳細は不明であるが、河内寺廃寺から突出した中房に周環のついた蓮子が1重に巡る素紋縁8葉蓮花紋軒丸瓦がある。紋様的には3類と4類の間の様相を示す。

c. 河内の粟原寺式の分布とグルーピング

これらの分布は、交野郡百済寺☆、河内郡河内寺麿寺☆、若江郡若江麿寺☆、高安郡心合寺麿寺、大泉郡鳥坂寺、安堂麿寺、太平寺麿寺、安宿郡原山麿寺、大鳥郡大野寺、日根郡禪興寺麿寺☆と和泉地域を除くとほとんどが北・中河内の古代寺院である。特に大泉郡に集中する傾向にある（☆はその郡の中心寺院）。

河内の粟原寺式は 1~3 類が川原寺式に近い紋様 A 類で、その他退化傾向の B 類、紋様が扁平になる C 類に分類できる。

B 類は周縁が直立縁の素紋で蓮子を一重に配する 4 類・7 類 (B1 類)、花卉数が減少した 5・6 類 (B2 類)、蓮子が少なくなり、花卉数も減少した 8 類 (B3 類) に細分できる。

C 類は時期の下るもので、9 類・10 類は模様の類似する。

粟原寺式の個々の関連を採用時院、紋様から考えると、2 類は同じ若江麿寺所用瓦で 1 類より派生したもの、7 類、8 類は 4 類から派生したもの、3 類、5 類はどちらも原山麿寺で採用されており、川原寺式 1 類から派生したと考えられる。さらに、4 類も川原寺式 1 類の影響で成立したと考えられると、2 類、3 類、5 類、4 類→7 類、8 類が関連していると考えられるであろう。

d. 小結

周縁の無紋のものをすべて粟原寺式として位置付けたが、川原寺の創建瓦の一つ 603E 型式は素紋であり、一概には言えない。ただ、周環の有無、蓮子が 2 重に巡る、周縁が直立した後、斜縁で内端部に凸線を配する。

それとみると、1 類は粟原寺のものよりは、古く位置付けられるであろう。河内のもので最も後出と思われる 10 類が 727 年であることから、これらは 670 年代から始まり 8 世紀初頭をくだらない時期に採用されたと思われる。

川原寺と同範を採用している原山麿寺では川原寺式 10 類、粟原寺式 3 類、4 類、5 類、とそれぞれのグループに入るものを採用しており、さらにそれから派生した 7 類、8 類も存在することから、中河内における川原寺式・粟原寺式分布の中心となっていることがわかる。この範囲は重弁形式の分布範囲とも一致する。

逆にみると、志紀郡、丹比郡では志紀郡の中心である船橋麿寺を除くと川原寺式・粟原寺式は分布しておらず、重弁形式もほとんど認められない。これらの範囲は西琳寺式 Aa 型式の分布範囲「野中古市人」の範囲に一致する。

つまり 7 世紀後半には原山麿寺系グループと西琳寺系グループの 2 グループ存在した可能性が考えられる。

時期的な変遷を単純に考えると、まず、西琳寺系グループが単弁形式である西琳寺式を採用する。それより遅れて原山麿寺系グループが重弁形式である原山麿

寺式を採用する。西琳寺系グループはその後西琳寺式を引き続いて採用している寺院、独自にオリジナルを採用する寺院がみられる。原山麿寺系はその後、複弁形式を採用するようになる。

3 小山麿寺の花卉紋 [雷紋] 縁系軒丸瓦

a 祖型の紋様組成・技法とそれらの変化

小山麿寺式軒丸瓦は小山麿寺で初めて採用されたものである。小山麿寺は「きてら」という字名の存在から紀寺（紀氏の寺）と考えられてきたが、紀氏の本拠地紀伊には認められないこと、藤原宮のなかで元薬師寺と対照の位置に存在すること、創建瓦である紀寺（小山麿寺）式軒丸瓦は千葉から鳥取までの広い分布を示しなどから最近では官寺もしくは官寺級の寺院であったことが考えられている。

また、天武朝の高市大寺説もあるが、藤原京の条坊に規制されており、天武 2 年 (673) 建立の天武朝の高市大寺とも考えられない。

ここから花卉紋縁は発掘調査で複弁形式のもの 1 範 (KYM-1)。細弁形式のもの 2 範 (KYM-2・3) が認められた。

KYM-1 は瓦当面全体的が凸面を表し、紋様も写実的である。外側に狭い無紋をもつ斜縁で、子葉に 2 重になる花卉紋を配し重弁状になっている。突出した中房には周環を巡る蓮子を 1+5+9 に配する。中房率は川原寺 601 型式が 40 前後であるのに対し、33.3 と小振りである。周縁には間弁と間弁の間に 4 個の花卉紋を置くように均等に割り付けられている。これらは胎土や技法の違いから 5 分類できる。

細弁形式の KYM-2 は花卉紋の 1 単位が小さく、KYM-3 は大きい。これらは KYM-1 の 5 類と共通する点が多く、やや下がる時期であることがわかる。

小山麿寺は、藤原京条坊施工開始時期と考えられる天武 5 年 (676) 以降の造営であることが判明しているが、最も古い花卉紋縁複弁 8 葉蓮花紋軒丸瓦に川原寺所用に類似する 3 重弧紋が伴うことなどから、670 年代中頃には造営が開始されていると考えられる。

b. 河内の小山麿寺式系 (花卉紋 [雷紋] 縁) 軒瓦 (図版 35)

河内地域では、おもに交野郡と志紀郡、和泉郡で分布する。

1 類 衣縫麿寺 IX 類 (139) 低い中房に周環の付く蓮子を 1+4+8 に規則正しく配し、内区と外区との境にも圈線を配する。傾斜縁には子葉に 3 重になる花卉紋を配する。外側にも無紋帯をもっている。全貌のわかるものはないが、間弁間に 3 個の花卉紋 (雷紋) を割り付けているようである。

衣縫麿寺例を詳細に観察してみる。外縁の雷紋 (花卉紋) は花卉で説明すると、

子葉に3重に剣頭形の花弁が重なっている様子を表している。花卉紋端部はそのまま終わらず外側にも無文帯を持っている。中房径5.7cm、内区径11.2cm復元径18cmを測る。低い中房の回りには圏線を配し、周環を持つ蓮子を1+4+8に規則正しく配する。中房率は31.8である。花卉は子葉が中肉に近く、中房まで達するY字形の間弁を配する。瓦当裏面はナデ調整で端部をやや肥厚させている。傾斜縁の内傾する面に剣頭形の花弁が3重に成るのを表す雷紋を配する。広い傾斜部の内側に雷紋を配し、外側に素紋帯をもつ。

丸瓦と瓦当との接合は不明であるが、高い位置にあると推定できる。

船橋廃寺、衣縫廃寺、栲志廃寺のものは同範と考えられる。

なお以前、船橋廃寺から交野郡九頭神廃寺と同範の小山廃寺式が出土していることを報告したことがあるが、雷紋(花卉紋)が異なり、異範であることが判明した。

2類 青谷遺跡(140) 磨滅しているが瓦当径18cmを計り、文様が平面的で立体感に欠ける。径5.9cmの大きな中房に1+4+8に蓮子を配する。中房率は30.5である。花卉はやや膨らみのある複弁8葉でY字形の間弁をもつ。外区は傾斜縁で内傾する面に子葉に3重に花卉紋を表している。また外側に広い素紋の平坦面を備える。

瓦当と丸瓦の接合は瓦当裏面の高いところに丸瓦を差し込み接合している。

志紀郡で分布するものと青谷遺跡のものとは、周縁の形態がやや異なるが紋様構成が一致し、同範の可能性が高い。

青谷遺跡は安宿郡に含まれ、聖武・孝謙帝が行幸された竹原井頓宮推定地である。昭和59年度の発掘調査で建物2掘立柱堀形内より1点のみ出土している。発掘調査によって建物2堀形内より出土した。

3類 九頭神廃寺 KZM21 型式(137) 瓦当面全体的に凸面を表すが、紋様自体は立体感に欠ける。斜縁で子葉に2重になる花卉紋を配する。周縁外側に面を持たせるものも認められる。

間弁間に3個の花弁紋を配することを意識しているが、部分的にずれている。間弁は先端が大きく開くY字形で中房に達する。中房は中高で周りに圏線が巡り、蓮子を1+4+8に配する。中房率は33.3である。平坦な瓦当裏面に溝を作りそこに丸瓦を差し込む。蹉廃寺でも認められる(1類)。

4類 九頭神廃寺 KZM22 型式(138) 外側に大きな平坦面を持つ斜縁で、斜縁部に立体的に表した剣菱形の花弁紋(単弁の周りに圏線)を配し、T字形の間弁も認められる。2本の子葉の間に区切り線が認められない退化した花卉で、中房に達する間弁を配する。小さな中房に蓮子を1+6に配する。中房率は20.0であ

る。瓦当裏面が半球状に膨らみ、丸瓦が周縁外部にかぶるように一体化しているタイプ(KZM22b)と平坦で上部に溝をつけて丸瓦を押し込むタイプ(KZM22a)がある。百濟寺でも出土している(3類)。

5類 和泉寺3類(141) 8葉蓮花紋で周縁に単弁紋を配する。間弁はT字形で中房まで達する。中房は突出しに周環の付く蓮子を1+8に配しする。

瓦当裏面は不正方向のナデを施す。丸瓦は瓦当裏面に浅い溝を付けて接合する。

6類 和泉寺4類(142) 7葉蓮花紋で周縁は外側に面をもつ斜縁で、子葉に2重になる花卉紋を配する。突出した中房に周環の付く蓮子を方形に近く1+8に配する。瓦当裏面は不正方向のナデを施す。凹面をやや削った丸瓦を瓦当裏面の瓦当端よりやや下がったところに溝を付けて接合する。間弁と外区の間に範傷が1ヶ所みられる。伊勢浄泉寺に同紋例がある。

7類 秦廃寺3類(143) 6葉蓮花紋、突出した中房に周環の付く蓮子を1+6に配する。間弁はY字形で中房まで達するが、一ヶ所花卉どうしがくっついているため間弁がない。周縁は斜縁で外側に面を持つが、花卉紋も崩れている。この型式は和泉寺(5類)、禅興寺廃寺(4類)でも採用している。

8類 土師観音廃寺2類(144) 斜縁に花卉紋が崩れ鋸歯状や輻線紋状になっているところがある。突出した中房に車輪状に区画され、そこに蓮子を1+6に配する。間弁はY字形で中房に達するが、一ヶ所花卉どうしがくっついているため間弁がない。丸瓦は先端未加工のものを接合する。信太寺でも採用されているが、範傷から土師観音廃寺が先行することが判明している。8世紀前葉の所産である。

9類 春木廃寺2類 内区に弁中央に稜線を配した狭厚の豊浦寺式に類似した8葉の花弁である。間弁は中房に届く菱形、周りに圏線を配する中房に1+6に蓮子を配する。周縁は内縁に輻線紋、外縁に花卉紋縁の2重縁になっており、外側に平坦面をもつ。秦廃寺(5類)でも出土している。

c. 河内の小山廃寺式の分布とグルーピング

分布としては交野郡に九頭神廃寺・百濟寺(☆)、茨田郡蹉廃寺、志紀郡に船橋廃寺☆・衣縫廃寺・栲志廃寺、大県郡青谷遺跡、大鳥郡土師観音廃寺、和泉郡信太寺・和泉寺☆・春木廃寺・秦廃寺、日根郡禅興寺廃寺☆である。交野郡、志紀郡、和泉郡に集中して分布することがわかる(☆はその郡の中心寺院)。

1類と2類は同範と考えられ、蓮子の配置や花卉紋の割り付けが類似すること、志紀郡と交野郡との強い関連から3類もこれらから派生した可能性が考えたい。4類は同じ九頭神廃寺所用瓦ということから3類から派生したのと考えられるであろう。5類、6類、7類は和泉寺所用瓦で関連が考えられる。8類は大鳥郡土師観音廃寺、和泉郡信太寺と郡を超える分布を示すが、紋様的には小山廃寺式とし

ては後出的なものである。また、9類も同じく後出的な意匠をしている。

d. 小結

河内の小山廃寺式は主に北河内の交野郡、南河内の志紀郡、和泉地域のほぼ全域に分布する。最も祖型に近い志紀郡のものは、河内国府周辺の寺院で、これが竹原井頓宮推定地で出土しているということは、この分布には、中央政権もしくは河内国衙勢力が関わった可能性を指摘したい。実際、河内国府、国分寺、竹原井頓宮など自体がまだ不明な点の方が多いため、成立のための経緯などは、想像でしかないが、これらで共通に使用されている青谷廃寺式軒瓦が志紀郡の古代寺院を中心に分布していること、河内の内の他地域の軒瓦が国府推定地から出土し、瓦窯跡の可能性があり、高岸廃寺で出土していることから、その造営には志紀郡の古代寺院勢力、北河内の古代寺院勢力のバックアップがあったと考えられる。その一つである、九頭神廃寺で小山廃寺式が採用しているのは示唆的である。

また、小山廃寺式を採用している寺院では、九頭神廃寺、船橋廃寺、衣縫廃寺、押志廃寺、秦廃寺の5ヶ寺で高句麗系軒丸瓦を採用している。両系統の瓦は関連性が考えられる。

このことが推定できるならば、和泉郡秦廃寺で両系統が採用されているのはその分布の要因の一つになると考えられるであろう。

ただ、和泉地域で最も祖型に近いものは和泉寺である。これは和泉寺が後に和泉国衙と関連ある寺院となっていくことに関連すると考えたい。それは河内国衙と船橋廃寺・衣縫廃寺との関連に類似する。

4 その他の複弁形式

連珠紋縁(146)は土師観音廃寺のもので、蓮子を1+4+8に配し、蓮弁は細弁16葉であるが複弁の細弁化したものと考えられる。これは和泉寺でも採用されている。

河内では重圏紋の石川寺式や、輻線紋の桧隈寺式は採用されていない。大和との違いが出ているのであろう。

5 まとめ

以上、河内の複弁形式について述べてきた、その分布には、それぞれ傾向が異なる。川原寺式は南河内に多く、特に石川郡に集中している。粟原寺式は中河内に多く、特に大県郡に集中している。小山廃寺式は和泉地域に多く、特に和泉郡に集中している。

逆に渋川郡、丹比郡、古市郡ではこれらの複弁形式は認められない。これらの

郡の古代寺院は志紀郡(官衙付随寺院の可能性のある船橋廃寺を除くと複弁形式の認められない)を含めて、多くの古代寺院が存在する地域である。

また、志紀郡船橋廃寺では川原寺式と小山廃寺式が、安宿郡原山廃寺では川原寺式と粟原寺式、日根郡禪興寺廃寺では川原寺式、粟原寺式、小山廃寺式の3形式とも採用している。

以前、川原寺式・粟原寺式の分布は、河内国内の郡の中心寺院(郡司の氏寺含む)で分布すると発表したことがある。確かに14ヶ郡中7ヶ郡でその様相が読み取れ、その傾向にあることは確かではあるが、全体のほとんどでないかぎり、言い切るのは難しいだろう。

河内での最も特徴的なことは、既に述べたように、前段階の時期、重弁形式を中心に採用する大県郡、安宿郡で多く分布し、単弁形式を中心に採用する志紀郡、丹比郡でほとんど認められないことである。

単弁形式は山田寺式系の西琳寺式であり、複弁形式は川原寺式系である。両形式は中央系の瓦でその分布には、それぞれ政治的な意義を見いだす場合がある。西琳寺式は7世紀中葉には河内で分布していることが判明している。川原寺式は原山廃寺のものが川原寺と同範であるが、川原寺の創建年代(662~667)より下の時期であることが、判明している。このことから河内の川原寺式・粟原寺式は古く遡っても670年代後半ということになる。重弁形式は660年代以降であることが最近の研究で報告されており、川原寺式と併行するときもあるが、時期が古いことがわかる。

以上のように、時期に差があること、分布に差があることから、西琳寺系寺院と原山廃寺系寺院とが異なる勢力として河内に存在した、傍証となると考える。原山廃寺系寺院の造営に下村主など西漢氏系氏族の関与が認められることは既に論文でまとめたが、川原寺式・粟原寺式の分布にもこれらの氏族が直接でないにせよ考えられることを指摘したい。

また、小山廃寺式については、他の複弁形式と分布範囲が異なるものの、国府域や交通の要衝で分布している。また、既に述べたように、高句麗系とは分布が重複するものが認められる。高句麗系の分布には西漢氏系氏族が関わったことは既に発表している。両系統の分布になにかしらの要因を求めるなら、小山廃寺式の分布にも西漢氏系氏族の関与を考えたい。

近江地域は河内同様に西漢氏系氏族が関わった地域として、加藤謙吉によって論説されている。このことも以前の論文述べたが、近江園城寺(三井寺)は、滋賀郡に所在する寺院で、天智天皇をはじめとする天皇家とのつながりも考えられるが、西漢氏系氏族である大友忌寸がその造営に関わっていると考えられる。こ

ここからは高句麗系、小山麿寺式の両系統が出土しており、西漢氏の一族の寺院である特徴が認められるのである。

以上のように河内における複弁形式の分布には、公的な分布も認められるが、造営氏族の関連が認められる。

第2項 河内の法隆寺式軒瓦

1. 法隆寺式軒瓦の祖型

法隆寺式軒瓦は線鋸齒紋複弁八葉蓮花紋軒丸瓦と忍冬唐草紋軒平瓦のセットである。軒平瓦は瓦当面全体が凸形をなし、低い周縁に細かい線鋸齒紋を飾る。花弁は厚肉で、弁端は丸みをもち先端は反転する。子葉は中央部が凹む。中房は周りに圏線が巡り大きく突出しており、蓮子は半円形で一つを中心に2重に巡る。軒平瓦は宝珠形の中心飾りを置きそこから左右に忍冬唐草紋が3回反転する。蕾のあるものと無いものがある。

法隆寺西院伽藍では、線鋸齒紋複弁八葉蓮花紋軒丸瓦が37A-C型式、35B型式、37Da型式、37Db型式、均整忍冬蓮花紋軒平瓦が216A-C型式、215A型式(大)、215A型式(小)、218A型式がある。

軒丸瓦では37A-C型式が子葉の中心がへこむが、それ以外は普通のものになる。また、37A、35Bでは複弁の弁中央に稜線がない。

軒平瓦では中心飾りの宝珠紋が、216Aが右向き、216B右ぎみの正面、216Cが左向きである。216A、215Aでは忍冬唐草に蕾がつくが、216B、216C、218Aでは省略されている。

法隆寺での採用は金堂では37A-216A、塔では下層が37A-216A、上層が37B-216Cを使用している。回廊は37C-216B、37Da-218A、37Db-229B(偏向唐草紋)が想定できる。

法隆寺西院伽藍式の分布は石田茂作によって、その『資財帳』記載をもとに法隆寺の「庄倉」や「菌地」が所在している地域に分布していることを指摘され、それを継承した鬼頭清明によって法隆寺式軒瓦と庄倉の関係の背後に、庄倉経営における在地豪族の影響や瓦当紋様が独自に展開する地域があることを指摘した。

最近では伊予地域で分布している法隆寺式軒瓦の中には「平隆寺式軒瓦」が含まれるなど、法隆寺式軒瓦の研究が進むにつれて、分布と庄倉の関係がそのまま適応できず、むしろ希薄であることが明らかになっている。

なお全体的に扁平で、周縁の鋸齒紋が面違いになり、子葉の断面が丸いものは長林寺式軒丸瓦と呼ぶことがある。

2. 河内地域の法隆寺式軒瓦（図版 36）

河内地域の法隆寺式軒瓦は、河内寺麿寺（東大阪市）、渋川麿寺（八尾市）、西琳寺（羽曳野市）、山下寺跡（柏原市）、船橋麿寺（柏原市・藤井寺市）、和泉寺跡（和泉市）の6遺跡で見られる。以下では、これらの遺跡の法隆寺式軒瓦について検討する。

河内でも分布しているものは、面違鋸歯紋縁で、子葉の断面が丸くなるなどの特徴をもつ長林寺式系がほとんどである。

1 類（148）

西琳寺所用瓦である。軒丸瓦だけ存在するが、過去の発掘調査では出土しておらず、1点採集されているのみである。瓦当直径 18.6 cm、瓦当厚中房部分で 3.7 cm、外区付近で 1.3 cm。中房径は 7.5 cm。大きな中房に蓮子を 1+6+12 に配し、子葉は断面が丸みを帯びている。間弁が中房まで達していない箇所がある。外区は右上がりの面違鋸歯紋を飾る。瓦当は突出する。丸瓦の接合の際は凹面に格子状のキザミを入れ、凹面側を斜めにカットして瓦当上端付近に接合する。瓦当裏面は下半部を周縁に沿ったナデ、中央付近を横方向にナデる。長林寺のものに類似する。

2 類（151）

山下寺と船橋麿寺で採用されている。軒丸瓦だけ採用されており、両者とも伴う軒平瓦は認められない。船橋麿寺では現在3点以上出土している。直径は 17.2 cm、中房径は 6.0 cm。中房は突出せず圏線で表現しその中に蓮子を 1+6+12 に配する。外区は中高の斜縁で右下がりの面違鋸歯紋を飾る。瓦当はやや突出する。瓦当裏面はナデ、丸瓦凸面は縦方向のナデ。丸瓦の接合は瓦当上端付近に瓦当裏面に溝を彫って接合する。山下寺のものより紋様がシャープで、瓦当厚は 2.4 cm と薄い。瓦当裏面はナデ調整を行っている。

山下寺では調査で1点出土している。瓦当厚は 3.4 cm とやや厚い。瓦当裏面はナデ、丸瓦凸面は縦方向のナデ。丸瓦の接合は瓦当上端付近に瓦当裏面に溝を彫って接合する。

3 類（152）

和泉寺所用瓦で軒丸瓦のみである。発掘調査で2点出土している。中房はやや突出し、径は 5.5 cm。周囲に圏線が廻る。蓮子は 1+8+12 に配される。外区は斜縁で線鋸歯紋を飾る。瓦当厚は 1.7 cm。丸瓦は瓦当裏面に溝を彫って接合する。接合の際、丸瓦広端面および凹面に縦方向のキザミを入れて接合しており、その痕跡がネガとして瓦当部の接合部に残る。

4 類（149）

渋川麿寺所用瓦で軒平瓦（I 型式）が採用されている。完形品は大正 11 年に塔

の心礎とともに採集されており、発掘調査では 10 点出土している。

また、近隣の跡部遺跡でも 1 点出土している。紋様は上部には一本の、下部には二本の界線が配される。法隆寺 216C の表裏反転させた紋様であるが細部は異なる。法量は瓦当横幅 26.6 cm、縦幅 4.8 cm である。技法は、平瓦を包み込み技法で接合している。平瓦部凸面は縦方向のケズリのもつとナデのものがある。凹面は瓦当面付近に面取り風に横方向のケズリを行い、以下は布目痕が残る。焼成は大半が軟質である。

これと組み合わせ可能性のある軒丸瓦（III 型式）は、8 葉複弁蓮華紋軒丸瓦で、調査で 6 点出土している。法隆寺式とは共通する属性とそうでない属性が混在する。子葉は中央が窪む。中房はやや突出し、蓮子は 2 重に廻り、内側と外側の境に圏線が廻る。内側は 1+8 の蓮子が圏線で囲まれ、その外側にさらに 8 個の蓮子が廻る。外区は直立し、珠紋が廻る。法隆寺では外区に珠紋が廻るものに 37D a の鋸歯紋を珠紋に彫り直した 37D b がある。丸瓦との接合は、丸瓦の先端凸面側を浅く、凹面側を深く斜めにカットしており、凹面に縦方向の傷を入れるものが入らないものがある。瓦当裏面に浅く溝を掘って接合する。瓦当周囲にハケ調整を行う。瓦当裏面が膨らむという特徴もある。

5 類（150）

河内寺麿寺所用で軒平瓦（KWH8 型式）のみ出土しており、これに伴う軒丸瓦は認められない。額は曲線額で、瓦当は薄い。宝珠形か紡錘形の中心飾りから忍冬唐草紋がのびる。主茎との結節の結びつけは珠紋で代用しており、簡略化がみられる。平瓦凸部はナデ調整がなされている。瓦当の厚さは 4.7 cm を測る。摂津太田麿寺のものに類似するが異範である。

3. 河内の法隆寺式採用寺院

河内寺麿寺 東大阪市 河内郡大宅郷に所在する。

河内郡の中心的寺院で郡名寺院と考えられる。近年の発掘調査で、金堂址と考えられていたところが、塔跡だと分かった。河内高句麗系 II B4 型式軒丸瓦を創建瓦とし、7 世紀代 3 四半期の創建と思われる。

造営氏族は百濟渡来系氏族である河内連や西漢氏の中心である河内忌寸、下村主と同族の河内造が考えられる。

河内連田村麻呂が貞観 4 年（862）に河内郡大領であったことが分かり、その他にも 9 世紀末に河内郡大領であったと考えられるものも認められる。

これらは平安時代の資料であるが河内連が郡の家とすると、この氏族を中心として、郡名を負っている氏族が連合して成立した可能性を考えたい。

渋川麿寺 八尾市跡部 渋川郡跡部郷に所在する。

渋川郡の中心的寺院で郡名寺院と考えられる。近年の調査で塔跡に比定される基壇状の遺構が検出され、四天王寺式の伽藍配置が想定されている。ただ、この基壇状遺構は、下層の整地層に創建瓦を包含することから創建期の遺構ではないことが明らかになっている。また大正11年(1922)に塔の心礎が掘り出されている。

造営主体については、廃仏派の物部連の氏寺という説があるが、郷名氏族で物部一族、天武13年、連から宿禰に改姓した阿刀氏が関ったと考えられる。

阿刀氏は天武13年(684)八色の姓制定に際し、連から宿禰に改姓した。阿刀氏からは法相宗義淵や僧玄坊、その弟子善珠、空海の母などが出ており、仏教に造詣の深い氏族である。なお、上村主から阿刀氏へ改姓したものも認められる。

山下寺跡 柏原市山下 大県郡大県郷に所在する

河内六寺の1つである。山下寺跡は、『続日本紀』に記されている聖武・孝謙天皇が参拝した河内六寺のうちの一寺で、発掘調査で瓦は出土するものの伽藍配置等寺院地の詳細は不明である。創建瓦は船橋廃寺式系の素軒丸瓦。

造営主体については山下史とする説もあるが、天津彦根命の後裔で凡河内忌寸と同族の大県主や百濟国人和徳の後裔とあり田辺史と同族と考えられる大県史が考えられる。船橋廃寺 藤井寺市船橋 志紀郡志紀郷に所在する。

大和川川床に存在する。発掘調査によって四天王寺式伽藍配置の可能性が指摘されているが、塔心礎など寺院関係の遺構が希薄であることから寺院遺構ではなく官衙遺構である可能性も考えられる。志紀郡の中心的寺院で南に存在する衣縫廃寺と僧寺尼寺の関係があった可能性も考えられる。

造営主体としては志紀県主とする説や、玉井御宅に付属する玉井寺に比定し、それに関わった大宅臣とする説、土師氏の氏寺説も提示されている。

しかし、創建期の採用軒瓦が蘇我氏一族の寺院との同範関係が認められることから同族で付近に地名の残る林臣が創建に関わっている可能性を考えたい。

なお、7世紀後半には多くの種類の軒瓦が出土しているが、オリジナルがないことから、氏寺と考えるより、河内国府の一部や志紀郡寺、志紀郡衙にあたるという説や大和川水系への瓦の集積所を含めた公的な施設と考える説もある。蘇我本宗家の滅亡後、一族の林臣も勢力が衰えたためか瓦の積み出し施設の機能が大きくなったと考えたい。その後も船橋廃寺が経営されるのは渡来系氏族に関わったのであろう。

西琳寺 羽曳野市古市 古市郡古市郷に所在する。

古市郡の中心的寺院で別名古市寺とも言い郡名寺院ある。現在も法灯を保っている。発掘調査で塔と講堂跡の基壇が確認されており、法起寺式の伽藍配置が想定できる。「刹」の字が刻された塔の心礎が残存する。野中寺004型式軒丸瓦と奥山廃寺IVB型式(船橋廃寺式)軒丸瓦を創建瓦とする。

西琳寺は『西琳寺縁起』にみられる欽明天皇乙卯年(559)を一干支下らせた619年が創建年代として考えられてきたが、現在の段階では最も古い奥山廃寺IVB型式の年代から630年代以降に渡来系氏族の雄、西文氏を造営主体として創建されたと考えられる。

和泉寺跡 和泉市 和泉郡和泉郷に所在する。

和泉郡の中心的寺院で郡名寺院と考えられる。和泉寺跡は、和泉国府域内に位置し国府付属寺院と推定できる。発掘調査で瓦は出土するものの寺院地の様相は不明である。軒瓦は非常に多彩である。

この寺院の造営主体は新撰姓氏録和泉皇別に「豊城入彦命之三世孫御諸別命之後」と記されている、茅渟(珍)県主によって造営されたと考えられる。

なお、和泉監正税帳には「少領外従七位下珍県主倭麻呂、主帳 位珍県主深麻呂」と見られ、珍県主倭麻呂は日本霊異記にも「和泉郡大領(郡司)」と記されている。すなわち珍県主は和泉国和泉郡の郡司の家であったことが判る

4. 法隆寺伽藍縁起并流記資材帳と河内地域

つぎに『寧楽遺文』から「法隆寺伽藍縁起并流記資材帳(天平19年(747)2月11日付)」に掲載されている河内国にある法隆寺が領有している庄倉や菌地などをあげたい。

水田

河内國捌拾漆町陸段老佰捌拾漆歩

★志貴郡一町 ★渋川郡卅六町二段百八十七歩

更浦卅町 ★和泉郡卅五町九段

陸地

菌地

河内國陸町貳段

★渋川郡六町

★和泉郡二段

山林岳嶋等

河内國日根郡鳥取郷深日松尾山老地

庄倉

河内國陸處

★大県郡一處 ★和泉郡一處 ★渋川郡一處

志貴郡一處 日根郡一處 更浦一處

(★の付いている郡は法隆寺式系軒瓦出土)

5.まとめ

以上のように河内地域では6ヶ所で法隆寺式もしくは法隆寺式系（長琳寺式系を含む）が出土している。河内（和泉含む）と摂津では様相が異なり、河内では長琳寺系のものを採用しているのに対し、摂津では法隆寺系を中心に採用する。

河内では外縁に面違鋸齒紋を施し、子葉の断面が丸くなるなどの特徴を持つ長

所在地	河内国					
	河内郡	渋川郡	大泉郡	志紀郡	古市郡	和泉郡
寺院名	河内寺廃寺	渋川廃寺	山下寺	船橋廃寺	西琳寺	和泉寺
法隆寺同范	—	—	—	—	—	—
軒瓦	平	丸・平	丸	丸	丸	丸
軒丸瓦系統	—	垂式	長林寺式	長林寺式	長林寺式	長林寺式
軒平瓦系統	216C型式	216C型式	—	—	—	—
その他			同范			
資材帳	×	○	○	○	×	○

琳寺系がほとんどで、西琳寺のものは長琳寺のものと酷似する。軒丸瓦と軒平瓦がセットで認められるのは厳密的にはない。しいていえば、渋川廃寺の軒丸瓦がかなり退化した法隆寺式と考えると、セット関係になる。ほとんどが軒丸瓦のみの採用である。

それに対して摂津国では、堂ヶ芝廃寺、勝山南遺跡で法隆寺と同范品が認められ、法隆寺との深い関連が考えられる。なお、堂ヶ芝廃寺、勝山南遺跡、細工谷遺跡、田辺廃寺は百済郡にあたり、百済王氏がその分布に関わっていた可能性を指摘しておきたい。

所在地	摂津国					
	菟原郡	嶋下郡	百済郡			
寺院名	芦屋廃寺	太田廃寺	堂ヶ芝廃寺	細工谷遺跡	勝山南遺跡	田辺廃寺
法隆寺同范	—	○	□	—	○?・□	
系統	長琳寺	法隆寺	法隆寺	法隆寺	法隆寺	法隆寺?
軒瓦	丸・平	丸・平	丸・平	丸・平	丸・平	丸
その他			同范など関連深い?			
資材帳	×	×		×		西成、川邊、武蔵、雄伴

なお、芦屋廃寺では長琳寺系を採用しており、他の摂津の寺院での分布とは異なる要因を考えるべきであろう。芦屋廃寺の葺屋村主が西漢氏系氏族の可能性があると関連あるのだろうか。

法隆寺式の分布の要因としては、鬼頭清明氏によって法隆寺の庄倉の分布との一致が指摘されている。最近ではその関連を疑問視する傾向にあるが、長林寺式も法隆寺式系と広く考え、摂河泉地域で照らし合わせると、河内では一致するものが多いことに気がつく。

摂津において長琳寺系を採用している芦屋廃寺の所在する菟原郡は、法隆寺庄倉所在郡にはあげられていないものの、法隆寺水田所在郡にあげられており、示唆的である。

また、河内では郡名寺院が多いことも特徴であろう。その採用に郡司層が関わったと思われる。造宮氏族の系統でみれば、河内地域では渡来系氏族が目立つにも関わらず、在地の皇族系や神別氏族が多い。また、渡来系氏族でも河内氏や西文氏など古くに渡来し在地化した氏族が関わっていることが分かる。

【参考文献】

小谷方明 1932 『和泉古瓦譜』
 石田茂作 1936 「西琳寺」『飛鳥時代寺院址の研究』
 大脇正一 1936 「古瓦新講（三）」『史跡と美術』69
 藤澤一夫 1941 「摂河泉出土古瓦の研究—編年的様式分類の一試企—」『仏教考古学論叢』3
 藤澤一夫 1969a 「律令時代の茨木」『茨木市史』
 藤澤一夫 1969b 「摂津国百済寺考」『日本のなかの朝鮮文化』2
 山本 昭 1975 「山下寺跡出土緑釉瓦その他」『柏原市史』第4巻 史料編
 鬼頭清明 1977 「法隆寺の庄倉と軒瓦の分布—忍冬唐草紋軒平瓦—」『古代研究』11
 前田洋子 1983 「大阪上町台地検出の屋瓦資料—飛鳥・奈良時代前期（白鳳期）の屋瓦とそれらを検出する遺跡—」『摂河泉文化資料』第31号
 上田 睦 1987 「船橋廃寺」『藤井寺市とその周辺の古代寺院』藤井寺市教育委員会
 (財) 大阪市文化財協会 1996 『四天王寺旧境内遺跡発掘調査報告Ⅰ』
 (財) 大阪市文化財協会 1999 『細工谷遺跡発掘調査報告Ⅰ』
 寒川 旭・森岡秀人・竹村忠洋 2001 「芦屋廃寺跡建物基壇と関わる地震痕跡」『日本考古学』第12号
 (財) 八尾市文化財調査研究会 2004 『渋川廃寺』第2次調査
 東大阪市教育委員会 2007 『河内寺廃寺発掘調査報告書』

第四章 河内所在古代寺院と氏族

第1項 河内の初期寺院と軒瓦の流通と氏族

1 はじめに

わが国において最初に建立された寺院は飛鳥寺である。その後、飛鳥地域を中心に古代寺院は建立され、地方にも広がっていった。

『日本書紀』によると推古32年(624)には全国で46ヶ寺の寺院が存在していたことが記されている¹⁾。

河内地域は大和と隣接していることもあり、古墳時代にはこの地域を含めて「ヤマト政権」として把握されており、大王陵の移動もその中で理解差されることが多い。しかし、7世紀代には古墳時代より細かな地域のまとまりが存在したのか、大和と河内は寺院の建立状況が異なる。地域的には早い時期に寺院の建立が認められる。

この論では、七世紀第Ⅱ四半期後半の単弁形式(吉備池麿寺式、山田寺式)出現以前の軒瓦(素弁形式)私の時期設定のⅠ期(上田Ⅰ期とする)について、その流通等について挙げながら河内における初期の寺院建立について考えてみたい。

なお、当該期の寺院建立については、蘇我氏と関わりを重きに置く意見が多いが、最近では一概にいえない事も指摘されている。

2 形式分類

初期寺院の軒瓦については、飛鳥寺で認められる百濟伝来の瓦博士が伝えたと考えられる系統、つまり弁端が切れ込み、桜花状の花弁の〔花組〕、弁端に珠紋を配する〔星組〕からはじまり、いわゆる高句麗系の〔雪組〕、角端点珠の〔奥山麿寺式〕、弁端反転型式の〔船橋麿寺式〕等が認められる。最近の研究では、その同范関係などから飛鳥寺→豊浦寺→斑鳩寺→四天王寺という順で建立されたことが判明している。

飛鳥寺系

百濟系紋様の花組と星組は瓦当紋様だけではなく、その製作技法や付随する要素まで2系統に分かれる。つまり丸瓦接合は、花組が主に凸面端部を斜めにカットして接合するのに対し、星組では端部を片ほぞ状に加工して接合する。瓦当裏

面を花組では平坦に作るのに対し、星組では中央を厚く周辺を薄く作る。使用する丸瓦も花組は行基葺き（無段式）であるのに対し星組は玉縁付き（有段式）と別れる。また、花組では赤褐色の「赤瓦」が中心であるのに対し、星組では暗灰色の「黒瓦」を中心とする。

豊浦寺系

ここでは、飛鳥寺Ⅶ型式（豊浦寺ⅡBa型式）など飛鳥寺系星組の一群を金堂創建に際し採用されている。その後、塔所用と想定されている雪組の豊浦寺式がある。この型式は技術的に花組の系譜を引くと考えられており数種認められる。大きく花卉の狭く厚いⅣ型式と広いⅤ～Ⅶ型式がある。

ヘラケズリを多用する傾向にあり、丸瓦の接合はⅣA1・C型式は凸面のみを削り、ⅦA型式は凹面をヘラケズリして接合し、それ以外は凹凸両面を削る。高句麗系ではないが豊浦寺ⅠB型式（隼上りE型式）の接合変化から考えると、凸面ケズリから凹凸両面ケズリへの変化が認められる。

なお、この型式は高句麗系紋様であることが古くから述べられている。なお、ⅣA、ⅤA、ⅥB型式は宇治集上瓦窯製品である。

斑鳩寺系

ここでは星組の系統が採用されている。主に金堂創建時を前期、聖徳太子が亡くなってから山背大兄滅亡までを中期としている。

[前期] ここでは、豊浦寺ⅡBa型式に蓮子を掘り加えたBb型式と同範のもの（斑鳩寺3Bb型式）及び、星組の流れを汲んだ斑鳩寺4A型式が創建時（金堂）の主体となっている。他にも、10葉になった4C、4D型式、中房と花卉との間に凹線が認められる片岡王寺式（6A、6B型式）もこの時期にあたる。前期のものは全て片ほぞ式の接合であるが、その中で6型式は丸瓦端部に面を残すやや後出のものである。

[中期] 忍冬蓮花紋（33A、B型式）や船橋廃寺式に類似する（6Da型式、7Aa型式）などがこれにあたる。斑鳩寺塔や僧坊、斑鳩官所用軒瓦である。細分案が示されている。丸瓦の接合は片ほぞ式のもの（6C、33A古型式）、も認められるが、丸瓦凹面を斜めに削って接合するもの（6Da、7Aa型式）や凹凸両面を削るもの（33A新型式）が認められる。

奥山廃寺系

ここでは星組の飛鳥寺Ⅲ型式と同範であるⅠA型式飛鳥寺Ⅶ型式を創建瓦とする。そこから派生したいわゆる八葉角端点珠型式であるⅡ型式を奥山廃寺式と呼んでいる。A～Fまで6種7類に細分できる。紋様は中房が半球状に突出しており、丸瓦の接合は端部を片ほぞ式に加工するもの（ⅡB・ⅡE型式）から凹面を斜めにカットするもの（ⅡA・C・D）への変化が追え、さらに凹凸両面をカット

するもの（ⅡF型式）へと続く。大和天神山瓦窯や後に述べる楠葉平野山瓦窯で焼成されている、

四天王寺系

ここでは星組の系統を伝える斑鳩寺4A型式と同範のもの（四天王寺ⅠA型式）を創建瓦として採用している。これは範型の摩耗具合から斑鳩寺から四天王寺に移ったと考えられる。星組のもので、断面形は中央部が太く、周辺が細くなっている。丸瓦の接合は片ほぞ式のである。後に述べるように楠葉平野山瓦窯で焼成しているものであるが、後に上町台地の未発見瓦窯に範型が移動したと考えられている。

他にも花卉が10葉のⅠb型式、7葉のⅠc型式があるが、Ⅰa型式と紋様や丸瓦接合法の一致から同一系統の工人によって製作されたものと推定されている。

船橋廃寺式

他が寺院名を代表としていたが、この型式は多くの地域で採用しており、特定寺院を代表と出来なかったため型式名をあげた。つまり、飛鳥地域では豊浦寺Ⅲ型式と奥山廃寺Ⅳ型式、斑鳩地域では法輪寺（斑鳩寺8B型式）、広瀬地域では寺戸廃寺、河内では後の述べる船橋廃寺で採用しているその成立には斑鳩寺7A型式の意匠から発展して奥山廃寺ⅣA型式として播磨高丘瓦窯で焼成されたと考える説がある。この型式は他に豊浦寺（ⅢE型式）、和田廃寺（Ⅶ型式）などで同範関係が判明している。弁端の反転を稜によって表現し、中房は半球を呈する。丸瓦の接合は主に凹凸両面を削ったものを差し込む。

古新羅系

飛鳥寺系の花組、星組が百濟様式、雪組が高句麗様式とすれば、この系列にのらないものがある。いままでは、百濟様式や、高句麗様式として位置づけていた大和では大和郡山市額安寺の創建瓦や、天理市平等坊岩室遺跡の素弁6葉蓮花紋軒丸瓦は弁尖に稜線を配することなどがみられる。

現在、高句麗系と呼んでいるもののほとんどは古新羅系である。

3 河内の初期寺院

以上、初期寺院の軒瓦の状況について系列別に挙げた。次に河内における初期寺院について、そこで採用されている素弁形式軒瓦を対称とし、飛鳥寺系（花組、星組）、豊浦寺系（雪組）、斑鳩寺系、奥山廃寺系、船橋廃寺系、その他（高句麗系、百濟系、古新羅系）に分けて述べていきたい。

飛鳥寺式系

河内では2種の軒瓦が採用されている。飛鳥寺Ⅱ型式と同範のものが志紀郡井

於郷衣縫廃寺、同郡志紀郷船橋廃寺で、飛鳥寺垂木先瓦が石川郡大國郷²新堂廃寺で採用されている。飛鳥寺Ⅱ型式は弁端が大きく切れ込み、花組にあたる。飛鳥寺では一点のみの出土で、衣縫廃寺では大規模な発掘調査が実施されていないにもかかわらず、五点前後出土している。衣縫廃寺から飛鳥寺への供給が考えられるであろう。

衣縫廃寺の所在する国府台地は北側で段丘崖となり船橋遺跡へと続く。この縁辺部、拝志廃寺にかけての地域では、瓦窯の存在を示唆する地点が発掘調査によって確認されており、ここに瓦窯群（国府台地北辺瓦窯群と仮称する）が存在することが推定できる³。なお、飛鳥寺が推古17年（609）までに完成されたと推定されていることから、この型式はこの時期前後のものであると考えられるであろう。

新堂廃寺では後に述べるように斑鳩寺系の軒瓦が占めているが、飛鳥寺Ⅰ型式と同範の垂木先瓦が少量採用されている。これを評価し、この寺院の創建に蘇我氏が直接関わっていることが述べられているが、山背高麗寺や河内衣縫廃寺は飛鳥寺と同範瓦を採用しているが、蘇我氏が直接関わったとは考えられない。

豊浦寺式系（河内高句麗Ⅰ類）

河内では大きく分けて二つの地域で異なる系統の豊浦寺式が採用されている。南河内の志紀郡を中心とする地域（A類）と後の和泉国、和泉郡南部から石川郡根郡北部にかけての地域（B類）である。また、生産だけで河内での供給地不明のもの（C類）がある

A類は豊浦寺Ⅳ型式系のもので、衣縫廃寺では3箇所存在することがわかっており、その中で1類が志紀郷船橋廃寺、土師郷土師寺で確認されている。現在の資料では范傷の有無から衣縫廃寺から土師寺への流れが考えられる。船橋廃寺のものは瓦当が薄く、土師寺のものより先行すると考えられる。

また、安宿郡田辺遺跡からもこの型式が出土している。文様面が摩滅しているため判然としないが、1類と同範の可能性が考えられる。瓦当が厚く、土師寺のものよりさらに後出すると思われる。この田辺遺跡は田辺廃寺との間に谷が入ること、田辺廃寺の創建時期とは合わないことなどから、田辺氏とは関連のないことが指摘されている⁴。

現在これらは飛鳥地域と同範関係は認められないが、飛鳥寺Ⅱ型式がこの地域で成立したと考えられることから、花組の工人がこの地域で河内独自の豊浦寺式を創作したと推定したい。さらに今後、飛鳥地域でも同範のものが出土する可能性もある。紋様のにも飛鳥のものと遜色ないことから620年代後半から下つても630年代前半と考えられる⁵。

B類は豊浦寺Ⅵ型式系とⅦ型式系のもので、和泉郡木嶋郷秦廃寺、堀遺跡、同

八木郷小松里廃寺、日根郡近義郷近義堂廃寺、加治・神前・畠中遺跡、地藏堂廃寺で確認されている。

和泉秦廃寺、地藏堂廃寺のものは、豊浦寺ⅦA型式と同範であるが、他は紋様が酷似するものの異範である。現在、これらを焼成した瓦窯は確認できていないが、この型式はこの地域で製作し、豊浦寺へ供給され、その後、その地域の寺院でも採用されたと考えたい⁶。この型式は、後述の船橋廃寺式との紋様類似から630年代が想定されている。

C類は茨田郡（後の交野郡）楠葉平野山瓦窯群6号窯のもので、豊浦寺ⅤB型式を焼成している。これは隼上り瓦窯で使用された范型（隼上りC型式）が移動してきたことが判明している。隼上り瓦窯のものと異なり、瓦当裏面周辺部が薄くなっており、星組の工人が関わった可能性が認められる。

この付近はもともと物部氏の領地で、物部氏滅亡後に四天王寺造営のための瓦窯をこの地に造営したと考えられている。そのバックには上宮王家や蘇我氏がいたと思われる。

現在、河内では供給された寺院は確認されていないが、紋様の類似したものが渋川郡渋川廃寺から出土している。ただ、渋川廃寺のものは花卉、や中房、蓮子、周縁の形状が豊浦寺ⅤB型式とは異なり時期的にも少し下ると考えられる⁷。

斑鳩寺・四天王寺系

斑鳩寺・四天王寺はその造営主体が聖徳太子につらなる、上宮王家であり、そこで採用されている軒瓦の様相も他の蘇我氏系の寺院で採用されている軒瓦と異なることから上宮王家系軒瓦と位置付けられることがある⁸。

河内においては斑鳩寺・四天王寺系軒丸瓦は少ない。四天王寺の軒瓦を焼成した交野郡楠葉平野山瓦窯群と石川郡新堂廃寺が挙げられる。

楠葉平野山瓦窯群では星組の系統を伝える斑鳩寺4A型式と同範のもの（四天王寺Ⅰa型式）を焼成している。これは范型の摩耗具合から斑鳩寺周辺の未知の窯から四天王寺に移ったと考えられる。星組のもので、断面形は中央部が太く、周辺が細くなっている。丸瓦の接合は片ほぞ式である。この関連が九頭神廃寺では法隆寺4Aが出土している。発掘調査によるものではないため資料性には欠けるが、伽藍推定地の中心部での採集で、ほぼこの寺院で採用されたと考えられている。その造営者が楠葉平野山瓦窯群と関わりを持っていると考えたい。なお、この型式はさらに上町台地の未発見瓦窯に范型が移動したと考えられている⁹。

南河内では新堂廃寺で斑鳩寺・四天王寺系軒丸瓦が4種採用されている。

新堂廃寺A群は、角端点珠10葉蓮花紋軒丸瓦で、飛鳥寺、豊浦寺など飛鳥の寺院には認められず、斑鳩寺との関連が考えられる。斑鳩寺4C・4D型式に類似する。丸瓦の接合も片ほぞのものが含まれる。ただ、斑鳩寺のものは弁端の珠紋外

区にはみ出しており、両者は異範であることが判る。なお、斑鳩寺でも出土量が少なく、他寺からの転用が考えられている。

新堂廃寺 B・C 群は、丸端点珠 10 葉蓮花紋軒丸瓦で四天王寺 I b1・I b2 型式に類似する。中房は突出しており 1+4 に蓮子を配する。両者はかなり紋様の酷似しているが、異範である。

新堂廃寺 D・E 群は、弁端が丸く端部に点珠を配するもので、中房の周囲に凹線と圏線を回らす。片岡王寺式であるが、片岡王寺のものよりむしろ斑鳩寺 6 A 型式に類似する。

範傷は合わないが、瓦当裏面が中高で端部を外周に沿ってナデ仕上げするなど類似点も多い。ただし、新堂廃寺のものは瓦当裏面が中高になっているものと、平坦なものがある。

他に新堂廃寺垂木先瓦 2 型式がある。法隆寺 6 C・6 D 型式の花弁と類似するが、中房の形状や大きさ等、全く異なる。

これら型式は新堂廃寺・斑鳩寺・四天王寺系軒瓦を中心に採用されていることがわかる。つまり、新堂廃寺では飛鳥寺同範の垂木先瓦も採用しているが、採用瓦の様相から考えると上宮王家との関連で成立したと考えたい。年代も斑鳩寺前期 (601-622) にあたるであろう¹⁰。

軒丸瓦の他に、平瓦の製作技法に類似するものが斑鳩寺と南河内の寺院間で認められる。それは平瓦凸面を粗い櫛状のもので主に横方向になでるものである。

野中寺の瓦を焼成した下田池瓦窯では 1 号窯の床面にこの瓦と格子目叩きの瓦を敷いてあった。その比率は 5:1 で櫛描きのものが多い。報告者によると 1 号窯で焼成されたものではなく、それ以前の瓦であるという。1 号窯からは奈良時代の 664 型式軒平瓦 1 点を除くと、西琳寺 A b 型式、西琳寺式Ⅱ式、東野廃寺式、野中寺式など野中寺の 2 段階で採用された軒丸瓦が出土しており、この技法の平瓦は野中寺創建に使用された瓦と考えられる。なお、横方向の櫛目に波状紋を施すものも少量出土しており、軒平瓦の可能性が考えられている。

この製作技法の瓦は下田池瓦窯の周辺の野中寺、野々上遺跡、矢倉古墳の他、古市遺跡、善正寺でも出土しているが、西琳寺では出土していない。

なお、新堂廃寺でもこの製作技法の平瓦 (櫛目文平瓦と仮称) が出土している。

奥山廃寺式系

茨田郡 (後の交野郡楠葉郷) 楠葉平野山瓦窯群 6 号窯で豊浦寺 VB 型式と併に角端点珠八葉蓮花紋の奥山廃寺 II D 型式を焼成している。飛鳥奥山廃寺に供給している。丸瓦の接合は凹面を斜めに削ったもので、河内には供給寺院が確認できない。山背久世郡久世廃寺にも供給されている¹¹。

船橋廃寺式系

河内には型式名となっている志紀郡船橋廃寺のほか、同郡衣縫廃寺、古市郡西琳寺で認められる。なお、以前、土師寺出土を報告したことがあるが、調査では出土していないなど不明な点が多いためここでは省く¹²。

船橋廃寺では周縁のある Aa 型式と周縁を欠く Ab 型式とがある。後述の西琳寺で奥山廃寺 IV B 型式を使用した後、改範したものである。大和で分布しているものとは異なり、中房の周囲に圏線をめぐらし、瓦当裏面下部に周縁様の突帯を付けるという特徴が認められる。丸瓦の接合は瓦当裏面に溝をつけ端部が無加工のものを入れ込むものと丸瓦端部凹面を削るもの、凸面を削るものがあるが、凹面を削るものが一番多い。この型式は大和郡鳥坂寺でも採用されていることが判明している。

奥山廃寺 IV B 型式 (27) が西琳寺で採用されているが、胎土が異なる。瓦範が移動して西琳寺周辺で制作されたのであろう。丸瓦に加工を加えず端部に斜めの傷を入れたものを用いる方法がとられている。

衣縫廃寺では船橋廃寺 A 型式は認められないが、豊浦寺 III D 型式 (衣縫廃寺 3 型式) が採用されている。半円球状の中房の周りに圏線を巡らし、1+6 の蓮子を配する。豊浦寺のものは備中末ノ奥窯跡で焼成された事が確認されている。衣縫廃寺のものは同範と思われるが、胎土や焼成がやや異なる。

なお最近では、船橋廃寺 A 型式が西琳寺のものと同様、奥山廃寺 IV B 型式と同範であることが報告されている¹³。この型式は、西琳寺のものとも胎土が異なること、中房に圏線が巡ることから、西琳寺に伝わった範型をさらに改範したとされ、奥山廃寺 (豊浦寺) → 西琳寺 → 船橋廃寺 という図式が考えられている。さらに、豊浦寺 III D 型式が奥山廃寺 IV B 型式に先行すること、船橋廃寺式の祖型が斑鳩寺 7A 型式にあり、豊浦寺 III E (奥山廃寺 IV A) 型式が船橋廃寺式では最古式に位置付けられている。

しかし、船橋廃寺式の流れの中で船橋廃寺 A 型式は古式の様相を示す。中房の圏線が衣縫廃寺 3 型式からの影響とするが、この型式にどういう要因で圏線が入るかの意義が見いだせない。むしろ、蓮子数の減少、花弁の形状など船橋廃寺 A 型式からの変化と考えたい。船橋廃寺式でも中房に圏線を配するものが河内に集中する事に意義あるのではないだろうか。船橋廃寺 A 型式が船橋廃寺式の元も祖型と考え、それが衣縫廃寺 3 型式や飛鳥の船橋廃寺式に影響を与えたと考えたい¹⁴。その出現には斑鳩寺 6C 型式の影響を推定している。この型式は半円形の中房の周囲に圏線を配するが、改範した 6Da 型式には圏線が認められず、蓮子の配置も 1+8 である。この型式は豊浦寺式と関連、紋様のつながりの認められる百濟王寺式の年代観から 630 年代前半が考えられている。620 年代後半まで遡る

可能性も考えたい。

山下寺式（船橋廃寺式Ⅱ式） 船橋廃寺式から派生したと考えられる。瓦当径が大きくなり、中房の蓮子は三重になる。大県郡山下寺出土のa類と同郡安堂廃寺出土のb類とが認められる。大県郡太平寺廃寺、若江郡若江廃寺で採用されている。山下寺で飛鳥Ⅱの土師器と供伴しており、七世紀第二四半期の時期が考えられる¹⁵。なお、範傷から安堂廃寺から若江廃寺と移動していることが判明している。

安堂廃寺式 これも船橋廃寺式から派生したと考えられる。花卉が肉厚で端部が丸くなり、半球状の中房に1+4に蓮子を配する。後の河内六ヶ寺の一つ家原寺に比定されている安堂廃寺のほか、太平寺廃寺でも採用されている。紋様のやや時期が下るかもしれない。

野中寺 004 型式 船橋廃寺式の影響下で古市郡西琳寺において成立したと考えられる。瓦当裏面に叩きを施すなど古新羅的な様相をもつ。範傷の増加から西琳寺から丹比郡野中郷野中寺へ範型が移動したと考えられ、西琳寺ではその技法が次の西琳寺式の一部受け続けられていることから山田寺造営直前の630年代後半の年代が考えられるであろう¹⁶。

軽寺式系 和泉郡坂本郷坂本寺と池田郷池田寺で軽寺式を採用している。軽寺のものとは異範ではあるが酷似している。軽寺は軽部氏などが関わっているという説もあるが、接する位置に五條野丸山古墳が存在するなど、蘇我氏との関わりが強いと考えられる。

陶邑谷山池地区の瓦窯で焼成していることが判明しており、範傷の進行から坂本寺から池田寺に移動したことがわかる。さらに、この型式から派生した信太寺式が信太郷信太寺を中心に認められる。

これは中房が小さく蓮子を配さない特徴をもち、弁端の丸いA種、尖形で紋様がシャープになったB種がある。さらに退化したものが日根郡鳥取郷道弘寺瓦窯で出土している。

船橋廃寺式の先行型式という説もあるが、紋様構成から逆に船橋廃寺式から派生したものと考えている¹⁷。したがって、その年代は7世紀第2四半期後半まで下がると考えられる。

なお、軽寺の造営氏族候補の一つである軽部臣は武内宿禰後裔の巨勢臣系の氏族で、この型式が採用されているこれらの寺院の所在郷に隣接して軽部郷が存在する。さらに、この型式の分布の中心である坂本臣も武内宿禰後裔である。また先述したように、直接蘇我氏が軽寺の造営に関わっているとすると、蘇我氏と坂本氏の関連が想定できる。

その他の型式

高句麗系Ⅱ類 I類より派生、もしくは大陸からの影響で創出したと考えられる河内独自のものを挙げたい。大陸の影響としては、高句麗系としているが、実際、新羅月城など古新羅でみられるものに文様のにも技法的にも近い¹⁸。

A類 弁端尖形で弁中央に突線（凹線）を配する（例 交野郡九頭神廃寺・同交野廃寺・同拝志廃寺で採用）。

B類 弁端賀尖形で基本的に弁間に珠紋を配する（例 渋川郡渋川廃寺・志紀郡衣縫廃寺・同船橋廃寺・河内郡河内寺廃寺で採用）。

C類 弁間が無紋で弁数も11葉に増加しているもの（例 大県郡大県廃寺、同山下寺で採用）。

また、獣面紋も高句麗系である。

A類は九頭神廃寺で何種類か採用しているが、その内の一種と同範瓦が、河内国府推定地で出土しており、この型式も国府台地周辺の瓦窯で焼成されている可能性も考えられる。瓦当断面形や有段丸瓦が付くから星組の名残であると思われる¹⁹。

また、最も古いものと類似したものが拝志廃寺で確認されている。

B類で西琳寺のものと同範で、西琳寺ではさらにそこから派生したものも出土している。河内寺のものは花卉が扁平になり、間弁が無文で定期的にやや下ると考えられる。

C類の両者は同範である。

獣面紋 直立縁であるが側面が内区に向かって傾斜している。また、内区と周縁とのあいだに段を持つ。内区の獣面紋は鼻、目、口を大きく作られており、額には5葉の忍冬蓮華紋を配する。鼻はわし鼻で両目上眼瞼に屈曲が認められる。

口を大きく開けているが、歯牙はかみ合わせており、その両脇と下唇中央からは忍冬唐草紋を吐き出している。歯は上下4本ずつと牙2本が認められ、歯茎の表現も認められる。鼻上部と額との間には横方向のしわが表現されており、この紋様は獣が大きく口を開け咆哮している状態であることが判る。今回部分的にしか判らないが、目の上には耳が表現されている。

瓦当裏面は指押さえおよびナゲ調整で終わっている。胎土は長石および石英粒を含むが精良である。色調は赤褐色であるが暗青灰色のものも認められる。

藤澤一夫によると獣面紋は高句麗系と新羅系の2系統存在するという。この形式は高句麗系の典型的なものである。紋様は我が国でも稀品であるためその年代を推定できる要素は少ないが、額上部の忍冬蓮花紋および口から吹き上げられている忍冬唐草紋があげられるであろう。紋様を詳細に観察すると端部の3葉は尖り気味になっており2葉はやや巻き込んでいる。これは斑鳩寺中期の忍冬蓮華紋

軒丸瓦 33A 型式にもっとも近い²⁰。なお、口から吹き出している、忍冬唐草紋は斑鳩寺 215 型式軒平瓦の紋様に類似する。

技法的には瓦当裏面下部に船橋廃寺式同様突帯を配するもの→強くナデ凹ませているもの→ナデという変遷が認められ、船橋廃寺式成立以降のものと考えられる。この型式も北河内との関連が認められる

斑鳩寺 33 型式軒丸瓦と斑鳩寺 215 型式軒平瓦のセットは、斑鳩寺中期〔厩戸皇子が亡くなった（622 年）から上宮王家滅亡（643 年）〕までを想定されている。さらにその中でもこの型式には片ほぞ式が認められるなど古い時期を記していることがわかる。

これらのことから忍冬蓮花紋軒平瓦と忍冬唐草紋も 215 型式は少なくとも 630 年代には創作されたと考えられる。したがって獸面紋軒丸瓦も同様の時期を考えたい。この型式は交野郡志水廃寺・同船橋廃寺と北河内との関連が認められる。これらの獸面紋はおそらく全て同範で志紀郡から交野郡への流れが考えられる²¹。

なお、高句麗系Ⅱ類は全てがⅠ期にあたるとは考えられないが、断面が星組の特徴である中央部が厚くその周辺が細くなる A 類の九頭神廃寺のものなどや、B 類の紋様に豊浦寺Ⅴ型式に近い渋川廃寺のもの、獸面紋はこの時期で良いと思われる。

古新羅系

河内には単独もしくは周辺の諸寺で分布する軒瓦型式がいくつかある。

高宮廃寺式 弁端が切れ込み、細い周縁であるなど百濟系の紋様とも考えられるが、大和額安寺無子葉単弁 6 葉蓮花紋と弁数以外は紋様構成が同じで、突出した中房に 1+4 に蓮子を配するなど古新羅的な様相を示している。また、大和横井廃寺や和田廃寺でも同系のもので出土している。額安寺のものは 7 世紀第 2 四半期が推定されていることからこの型式も 7 世紀中葉の時期が与えられる。讃良郡の寺院で採用しており、高宮廃寺のものと正法寺で異範のものが認められ、最近讃良寺で正法寺と同範のものが出土した。

若江廃寺式 素弁 8 葉蓮花紋で弁中央に稜線を配し、突出した中房には 1+5 に蓮子を配する。若江郡若江廃寺で採用された。讃良郡の高宮廃寺、正法寺で採用している型式である。なお、藤沢一夫によって次の鳥坂寺のものと同系式として認識されている。

鳥坂寺式 素弁 8 葉蓮花紋で、大きな中房に 1+8 に蓮子を配する。この型式は上記の若江廃寺式と共に石田茂作氏は百濟系として位置付けられているが、花弁が杏仁形に近く弁中央に稜線を配すること、中房が大きなことなどから古新羅の様相が強いことが指摘されている。中房径が大きくⅡ期まで時期が下る可能性も考えられる。大県郡大県廃寺・太平寺廃寺・安堂廃寺・鳥坂寺、安宿郡原山廃寺、

志紀郡船橋廃寺で採用されている、

4 河内初期寺院

以上のように河内における初期寺院の軒瓦について述べた。この時期は筆者の編年観のⅠ期にあたり、飛鳥地域や斑鳩地域の軒瓦（中央瓦紋様と呼称する）と同範、同紋など直接的な関連が求められるⅠパターンと中央瓦紋様と同型など間接的な関連が存在するⅡパターン、河内独自の瓦紋様が創作されるⅢパターンに大別できる。これは時期差としてとらえられⅠ・ⅡパターンをⅠa 期、Ⅱ・ⅢパターンをⅠb 期とできる。

これらの軒瓦を採用して寺院を造営した集団（造営主体）は、技術面から中央と密接なつながりを持ち寺院を成立させたⅠグループと有力豪族として中央との繋がりの中で寺院を成立したⅡグループに分けられ、後者はさらに記紀にも認められる様な大有力豪族（2a グループ）と在地の有力豪族（2b グループ）に細分できる。

ただ、前者も有力豪族のバックアップ無しに成立しなかったであろうことから、厳密にはこれらのグループ分けは難しい。2b グループの中には、Ⅰグループや 2a グループの影響を受けて創建瓦を創出し、寺院を建立したグループと、独自に創建瓦を創出し寺院を建立したグループが認められる。

船橋廃寺

採用瓦としては飛鳥寺Ⅱ型式、河内高句麗系ⅠAa1 群（豊浦寺式）高句麗系、船橋廃寺式など飛鳥地域と同範・同紋瓦が採用されている。河内高句麗系ⅡB2a、獸面紋、鳥坂寺Ⅰ式もある。出土軒瓦が多種であることから、瓦積出しなど公的施設の一部と考えられる。しかし、周辺ではあまり採用されていない船橋廃寺式を採用しており、仏堂的な施設は存在したのであろう。さらにこの船橋廃寺式は飛鳥地域の特に蘇我氏一族の寺院で採用される場合が多い。つまり船橋廃寺も飛鳥地域特に蘇我氏との関わりから成立したと考えられる。さらに推測を加えると、蘇我氏と同族で付近に地名の残る林臣が創建に関わっている可能性を指摘したい。衣縫廃寺とは僧寺尼寺の関係を想定する。つまりⅠパターンでⅠグループであり、2a グループでもある。

蘇我入鹿は林太郎や林臣などと呼ばれており、林臣に養育されるなど当該地との関与が推定できる。さらに別名である鞍作も志紀郡に隣接する渋川郡に地名として残っており、そこには時期は下るが鞍作廃寺が認められる。

衣縫廃寺

飛鳥寺Ⅱ型式、高句麗系ⅠAa1-3 群（豊浦寺式）、豊浦寺ⅢD、獸面紋など船橋廃寺同様飛鳥地域とのつながりが考えられる。船橋廃寺とのつながりも深く、林臣が造営主体で僧寺・尼寺の関係を想定する。さらに、衣縫廃寺は衣縫氏が造

営に関わった可能性が考えられる。

衣縫氏は『新撰姓氏録』によると物部氏の一族であることがわかる。また、百済国が出自の衣縫、東漢氏系衣縫もみられる。衣縫廃寺周辺には仁明朝の孝女衣縫造金継女説話もみとめられ、西漢氏系衣縫造が存在した可能性を考えたい。これらが造営に関わったと思われる。

西漢氏系衣縫造とすれば、同じく志紀郡の西漢氏一族である当宗氏に関連したとも考えられる。また、物部系衣縫氏とすれば物部氏と西漢氏一族である当宗氏に関わっていたと推定できるであろう。つまりここもⅠパターンでⅠグループであり、2aグループでもある。

和泉秦廃寺

高句麗系ⅠB1群（豊浦寺式）の豊浦寺ⅦA型式及びその同紋瓦（高句麗系軒丸瓦ⅠB2型式）を採用している。造営者は秦氏の一族秦勝でまたそれは周辺の武内宿禰系の布師臣の氏寺である小松里廃寺や新羅渡来系氏族近義首の氏寺である近義堂廃寺で採用されている。和泉秦廃寺からは時期は下るが西漢氏の一族である山代忌寸の氏寺ある山城廃寺と同範瓦を採用しており、西漢氏一族との関連も予想できる。ⅠパターンでⅠグループにあたる。

小松里廃寺

創建瓦は高句麗系軒丸瓦ⅠB3型式で、豊浦寺ⅤB型式に近い紋様である。秦廃寺のものと比較すると瓦当径が大きい。オリジナルに近いが、造瓦技法からは秦廃寺のものが先行すると考えられる。

造営氏族は葛城襲津彦を祖とする坂本氏と同族の布師臣で蘇我氏とも同族と考えられる。ⅠパターンでⅠグループにあたる。

九頭神廃寺

採用軒瓦としては、四天王寺と同範の法隆寺4A型式が採集されているが、高句麗系軒丸瓦が4種〔ⅡA1a1（KZM11A）、ⅡA1a2（KZM12）、ⅡA1b1（KZM12b）、ⅡA1b2（KZM12a）〕が認められる。

造営氏族は寺城南西側にある地名から、中国系渡来氏族で山代忌寸や河内忌寸と同族である台忌寸が建立したと考える。台忌寸は居住した地名に因んで岡本忌寸に改名した記事が認められ、岡本郷に関わる氏族と考えられ、枚方市岡本付近に居住していたと推定されている。なお、この寺院が山田郷に属すると推定し、中国渡来系氏族の長野連など同族の山田史が造営主体と考える説もある。また、奈良時代末から平安時代最初に文献に認められる交野佐井寺の可能性も指摘されている。ⅠパターンⅠグループでⅢパターンⅠグループでもある。

新堂廃寺

上宮王家と関わりの深い、斑鳩寺・四天王寺系の軒瓦を採用している。造営主

体については、錦部連や桜井首、蘇我氏などが考えられているが、同一エリア内に所在する横口式石柳であるお亀石古墳、百済旧都に所在する鳥含寺に通ずる名称の残る御願寺瓦窯の存在から百済との関連が認められ、伽藍配置も飛鳥寺式伽藍配置の変形と考えられるなど、百済王家の一族の氏寺の可能性を指摘したい。

つまり、Ⅰパターンで2aグループにあたる。グループのなかでも、古くから寺院を造営している。付近に百済渡来系氏族である錦部連も認められ、これら百済渡来系氏族集結して造営したのであろう。

土師寺

船橋廃寺・衣縫廃寺と同範の高句麗系ⅠA群（豊浦寺式）を採用している。範傷の進行や接合技法から後出的ではある。範型が移動したと思われる。古式有段式丸瓦も見られる。ここは、古墳時代大王陵造営のプロデュースした氏族である土師氏の氏寺である。Ⅰパターンで2aグループにあたる。土師氏は推古朝以降には官僚の道に進んでいる。

西琳寺

採用軒瓦は船橋廃寺と同範の河内高句麗系ⅡB2a型式、ⅡB2b型式の他、奥山廃寺ⅣB型式が採用されている。Ⅰパターン2グループにあたる。

また、野中寺004型式が認められているが、全て瓦当裏面に叩き痕が残る。は野中寺004型式同様の叩き痕が西琳寺式A0型式の裏面に残り、丸瓦の先端に加工をせず、きざみを入れるものと、ナデ調整で片ほぞ式のものがあることから、野中寺004型式も山田寺創建の641年に近い年代が考えられる。

西琳寺は『西琳寺縁起』にみられる欽明天皇乙卯年（559）を一千支下らせた619年が創建年代として考えられてきたが、現在の段階では最も古い奥山廃寺ⅣB型式の年代から630年代以降に渡来系氏族の雄、西文氏を造営主体として創建されたと考えられる。Ⅰパターンで2aグループである。

坂本寺

採用瓦としては、創建瓦の軽寺式は坂本臣と同族の軽部臣の氏寺、飛鳥軽寺の創建瓦とそっくりで、同族間の軒瓦交流が認められる例として挙げられる。

造営主体はその寺名から坂本（臣）氏が考えられる。坂本氏は新撰姓氏録和泉皇別に「紀朝臣同祖。建内宿禰男紀角宿禰後」とみえ、紀氏や蘇我氏と同族で紀記にも記載の見られる豪族であることがわかる。この一族の中には推古朝に百済使になった坂本臣糠手、壬申の乱で天武方に荷担した坂本臣財などがある。Ⅰパターンで2aグループである。

池田寺

採用瓦としては、創建瓦の軽寺式とやや退化した信太寺式がある。

軽寺式は坂本寺と同範であるが、出土量が少なく、創建瓦の中心ではないこと

が判る。

造営主体は地名や寺名瓦などから皇族系氏族である池田首や池田君（公）と考えられる。池田首は景行天皇皇子、大碓命後也とあり、池田君は豊城入彦命十世孫佐太公後也とある。

池田首が造営氏族であるとする説が有力であるが、もともと、池田首と池田君は同族であった可能性も強い。池田君は天武13年（684）に池田朝臣を賜っている。Ⅰパターンで2bグループであるが、軽寺式が少ないためⅡパターンに含めた方が良いかもしれない。

渋川麿寺

採用瓦は創建瓦として河内高句麗系軒丸瓦 B1 型式である。これは紋様を詳細に検討すると、弁端が尖形で中房径が大きく、紋様的には豊浦寺式軒丸瓦でも中房の大きくなったVI型式に近いが、V型式やVI型式とは異なり中房の周りの細溝はない。

造営者は物部氏をあてられる場合もあるが、その一族の阿刀連と考えられる。阿刀連は天武13年（684）の改姓記事にも認められ、2aグループにあたるであろう。最近の発掘調査で「下村主」とヘラ描きされた平瓦が出土している。下村主は西漢氏一族の下部組織として位置づけられるものである。Ⅱパターンで2aグループになる。

野中寺

創建期の採用軒瓦は野中寺 004 型式である。また、「庚戌年（650）」銘の丸瓦が塔跡から出土しており、その頃にはある程度伽藍が整っていた可能性が考えられる。004 型式は西琳寺と同範であるが、範傷の進行具合、技法の違いなどから西琳寺から野中寺へ瓦範が移動したことが判明している。創建時期は7世紀第2四半期末まで下る可能性が考えられる。ただ、金堂跡を調査していないため、今後古く遡る軒瓦が出土する可能性も考えられる。

造営主体としては船氏をあてる説が通説となっているが、その根拠が乏しいことから、所在地名より野中連や河原連、野上連（筑紫史）など魏の陳思王植後裔氏族が集まって建立したと考えたいと思う。Ⅱパターン2bグループにあたる。

若江麿寺

採用瓦として安堂麿寺と同範の船橋麿寺式Ⅱ式と若江麿寺式がある。造営氏族としては「後漢靈帝苗裔奈率張安力也」とある若江造が考えられる。Ⅱパターンで2bグループである

山下寺

創建瓦はⅡ期船橋麿寺式Ⅱ式で、谷部から飛鳥Ⅱの土器と共存している。奈良時代河内六大寺の一つ山下寺で、造営主体については葛城臣と同族の山下

史とする説があるが、河内国関連史料には山下史は認められない²²。大里寺が大里郡大領大里史の氏寺とすると、この寺院の造営主体は大里主や大里史が考えられる。大里主は天津彦根命の後裔で凡河内忌寸と同族である。大里史は神亀2年（725）6月条に和徳史龍麻呂等卅八人が大里史を賜った記事とみえ『新撰禄姓氏祿』河内国諸蕃に百濟国人和徳の後裔とあり田辺史と同族と考えられる。大里郡一体を支配していた大里主の氏寺と考えられるが、大里史も関係した可能性が考えられる。Ⅱパターンで2bグループである。

太平寺麿寺（智識寺）

創建瓦はⅡ期船橋麿寺式Ⅱ式、鳥坂寺式であるが出土量が少ない。

この寺院は河内六大寺の智識寺に比定され、付近の茨田宿禰弓束女を中心とした知識衆が集まって建立した寺院で、聖武天皇はここの丈六仏を御覧になったことから、東大寺盧舎那大仏を造営する機会となった。Ⅱパターンで2bグループである。

安堂麿寺

採用瓦は船橋麿寺式軒丸瓦Ⅱ式で、他に太平寺麿寺で同範の素弁8葉蓮華紋軒丸瓦がある。

河内六寺の家原寺に比定されており、造営主体については家原氏や志貴県主や多氏と同族の茨田宿禰弓束女が関連していることが考えられる。家原氏は後漢光武帝後裔の渡来系氏族で下村主と同族である。茨田宿禰は神武天皇の第一子で在る彦八井耳命の後裔氏族である。茨田郡茨田郷（今の寝屋川市高柳付近）に居住した氏族が多臣や志紀県主と同族であることがわかる。Ⅱパターンで2bグループである。

鳥坂寺

採用瓦としては、船橋麿寺式の他、鳥坂寺式を創建瓦としている。船橋麿寺式は採集品で発掘調査では出土していない。

造営主体としては在地系氏族の鳥取氏が考えられる。鳥取氏は文献から捕鳥や飼鳥の氏族と考えられ、物部氏滅亡時には従者として見えるが、最近製鉄関係の氏族であることも唱えられている。なお、天武12年（683）には鳥取造から鳥取連に改姓しており、中央でも有力氏族となった可能性が考えられる。出土した平瓦にヘラ描きで「玉作ア 飛鳥評…」というものがあるが、この玉作氏が下村主と同族の可能性もある²³。Ⅰパターンに含まれる可能性もあるが、Ⅱパターンで2bグループに含める。

交野麿寺（長宝寺）

採用瓦としては、高句麗系軒丸瓦ⅡA2型式を創建瓦とする。原山麿寺式ⅡA型式に類似したもの、線鋸齒紋緑旋回忍冬蓮花紋軒丸瓦と忍冬唐草紋軒平瓦を採用

している。どれも新羅様式の影響がうかがえる資料である。

造営主体としては、地名などから物部氏一族の肩野連が考えられるが、同族の物部肩野連や中国渡来系氏族である交野忌寸が造営に関わったと考えられる。交野忌寸は「出自漢人庄員也」とあり、西漢氏の一族と考えたい。Ⅲパターンで2bグループである。

高宮麿寺

採用軒瓦としては創建瓦の高宮麿寺式がある。この型式は弁端が切れ込み、細い周縁であるなど百済系の紋様とも考えられるが、大和額安寺無子葉単弁六葉蓮花紋と弁数以外は紋様構成が同じで、古新羅的な様相を示している。また、大和横井麿寺や和田麿寺でも同系のものが出土している。額安寺のものが7世紀第2四半期と推定されていることからⅠ期末からⅡ期まで下る可能性も考えられる。

造営主体は所在地などから高宮村主とおもわれる。高宮村主は中国渡来系氏族で阿知使主後裔氏族（東漢氏系）といわれているが、大和には下葛城郡に高宮麿寺が認められることなどから、おそらくこの高宮村主は西漢氏系氏族の可能性を指摘したい。Ⅲパターンで2bグループである。

正法寺

採用軒瓦としては高宮麿寺式の素弁八葉蓮花紋軒丸瓦を創建瓦とするが高宮麿寺とは同範ではない。

造営氏族としては百済渡来系氏族である宇努造や新羅渡来系氏族である宇努連が考えられる。後者は欽明紀23年(562)に「新羅遣使献調賦(中略)河内更荒郡野邑新羅人之先也」とある。また、前者は天武12年(683)冬10月条に連を賜った菟野馬飼連と同じ氏族と考えられる。

讃良郡には朝廷直轄の河内牧が所在したようで、採用された軒瓦を見ると、高宮麿寺の創建瓦である素弁蓮花紋軒丸瓦(高宮麿寺式)は正法寺、讃良寺と同紋異範である。また、讃良寺と高宮麿寺の川原寺式軒丸瓦が同範で、高宮麿寺を中心に郡内の軒瓦は分布している。なお、高宮麿寺式は弁中央に稜線が認められ、古新羅様式の影響と考えられる。Ⅲパターンで2bグループである。

讃良寺

採用軒瓦としては高宮麿寺式を創建瓦としている。

造営主体としてはその所在地から百済渡来系氏族である佐良々連と考えられる。佐良々連は天武12年(683)に造から連に改姓された娑羅々馬飼連と同じ氏族と考えられ、付近の他の渡来系氏族も河内牧に関連していたと思われる。なお、持統天皇はう野沙羅羅皇女と言ひ、この辺りの氏族に養育された可能性が考えられる。

また、承和8年(841)八月条に「假河内國讃良郡大領從七位下茨田勝男泉外

從五位下。」とみえ、この寺院が郡名寺院で郡領の寺院とすれば茨田勝の氏寺の可能性も認められる。Ⅲパターンで2bグループである。

河内寺麿寺

採用瓦は高句麗系軒丸瓦ⅡB4型式を創建瓦としている。

造営主体は百済渡来系氏族である河内連と考えられ、西漢氏の中心である河内忌寸、下村主と同族の河内造も関係すると推定する。Ⅲパターンで2bグループ。

大里寺

創建瓦は11葉の高句麗系軒丸瓦ⅡC型式もしくは、鳥坂寺式軒丸瓦である。

奈良時代には河内六大寺の一つ大里寺にあたり、大県郡郡衛に関わる寺院、大県郡郡司(大領)と考えられる大里史の氏寺と考えられる。大里史は秦始皇帝三世孝武帝の後裔と伝わり、秦氏と同族である。近くから「大里寺」と墨書された土師器鍋が出土している。Ⅲパターンで2bグループ

原山麿寺

採用瓦は鳥坂寺式が認められるが少ない。

この寺院は『日本靈異記』に記載のある「信天原山寺」に比定する説や造営主体を原氏やまた、近くの式内社伯太彦神社、伯太姫神社の存在から伯禰、資母郷に存在することから下村主などが考えられる。また、西漢氏系の広原忌寸の可能性も考えたい。Ⅲパターンで2bグループ

揮志麿寺、

採用軒瓦は九頭神麿寺式系可能性が高い。なお、創建瓦の高句麗系紋様を内区にモチーフにした湖東式系軒丸瓦が平城Ⅲの土器と供伴している。

造営主体は式内社伴林氏神社の存在から大伴氏系の林連と考えられる。その他「林」を氏名としている百済渡来系の林史や倭漢氏系の林忌寸などの渡来系氏族も関与した可能性を指摘したい。Ⅲパターンで2bグループである。

5 初期寺院の成立と採用軒瓦

河内において初期寺院の成立は、Ⅰパターン1グループである飛鳥地域諸寺院所用瓦製作地とその関連氏族の氏寺という関連から始まった可能性が考えられる。

それは北河内地域(a)の楠葉平野山瓦窯と九頭神麿寺、南河内地域(b)の国府台地周辺不明瓦窯と衣縫麿寺・船橋麿寺、和泉地域(c)の不明瓦窯と秦麿寺である。九頭神麿寺は西漢氏の一族である台忌寸、衣縫麿寺・船橋麿寺は諸説あるが、蘇我氏の一族の林臣が造営主体²⁴で衣縫造など渡来系氏族関わったと考えたい。和泉秦麿寺の造営主体は和泉秦氏が考えられ、その周辺の寺院でも採用し小地域を形成している。また、小松里麿寺の造営主体は布師氏と考えられる。

北河内地域では星組の工人の要素が強く、南河内地域では花組・雪組の工人の

要素が強く、和泉地域は雪組の工人の要素が認められる。しかし、時期が下ると両者の交流のためか区別難しくなる²⁵。

北河内の九頭神麿寺のa地域は西漢氏一族である台氏が造営主体と考える。加藤謙吉氏の研究によると、西漢氏は天武朝の賜姓事業で最終的に忌寸の姓を獲得していることから、秦氏、西文氏、東漢氏と同じく、渡来系の名門氏族として位置づけられている。

また、大和の東漢氏とならんで、村主・漢人集団を束ねた同族連合体として存在し、東漢氏が大伴氏→蘇我氏とのつながりの中から勢力を伸ばしたのに対し、西漢氏は大伴氏→物部氏とのつながりの中から勢力を伸ばした。その中心が台忌寸、河内忌寸、山城忌寸などの中国渡来系（後漢孝献帝後裔）白竜王系の氏族であったと提示されている。物部氏の滅亡後は勢力が衰退し、あまり歴史の表では活躍していないが、実際は元々西漢一族であったものが東漢氏一族であるとして登録したものが多く存在したと考える。九頭神麿寺はⅢパターン1グループにも含まれる。

元々物部氏の領地であったところに、物部氏滅亡後に四天王寺のための瓦窯を作ったのが、楠葉平野山瓦窯跡群であるという説も見られ、上宮王家や蘇我氏の影がみえる。

南河内の船橋麿寺・衣縫麿寺のb地域は、造営主体が蘇我氏の一族の林臣と考える。蘇我入鹿が林太郎や林臣と表記されていることが認められ、この志紀郡の林臣に養育されたという説が認められ、蘇我氏本宗家とのつながりが認められる。また、衣縫麿寺は衣縫氏が造営に関わった可能性が考えられる。衣縫氏は物部氏の一族であるが、百済系衣縫氏の存在も考えられ、東漢氏系衣縫氏が存在することや、衣縫麿寺付近に衣縫造が移住していたことから西漢氏系衣縫氏が存在した可能性も推定したい。つまり、渡来系氏族も造営に関わったと思われる。船橋麿寺はオリジナルの船橋麿寺式も存在するが、多種の軒瓦が存在し、他地域の軒瓦も見られる。瓦積みだし施設も存在したと考える。

和泉の秦麿寺、小松里麿寺を中心としたc地域は、秦麿寺が和泉秦氏、小松里麿寺が蘇我氏一族の布師氏が造営主体と考えられる。『新撰姓氏録』和泉国皇別には「布師臣 坂本朝臣同祖 建内宿祢男葛城薬津彦命之後也」とあり、坂本臣の一族で広い意味で蘇我氏一族であることがわかる。近義堂麿寺は新羅渡来系氏族である近義首が関わるなど、在地の渡来系氏族の関与も考えられる。

Iパターン2グループでは有力氏族が大和の有力寺院で使用された軒瓦を採用して氏寺を建立する。

新堂麿寺は上宮王家とのつながりが認められる星組の工人を抱え、独自に瓦窯を構築し、寺院を造営している。

その造営者については、錦部連や桜井首、蘇我氏などが考えられているが、同一敷地内と思われる所に所在する横口式石槨であるお亀石古墳、百済旧都に所在する鳥舎寺に通ずる名称の残る御願寺瓦窯の存在から百済との関連が認められ、伽藍配置も飛鳥寺式伽藍配置の変形と考えられるなど、百済王家の一族が主体と言える。つまり2グループにあたる。また、付近には百済渡来系氏族である錦部連も認められ、これら百済渡来系氏族集結して造営したのであろう。

西琳寺は渡来系氏族の雄、西文氏の氏寺で1グループ船橋麿寺とは少なからず関係を持っている。それは河内高句麗系ⅡB2a型式が同範関係にあり、船橋麿寺式の成立にも両寺院が関わっている。ただ、奥山麿寺ⅣB型式が採用され直接飛鳥とのつながりが認められる。西琳寺は次の時期（上田Ⅱ期）には西琳寺式系軒瓦中心となり中核的寺院となる。

土師寺はいうまでもなく土師氏の氏寺で、4流〔和泉、河内、大和（菅原、秋篠）〕あったという土師氏の中でも中心的な存在であったと考える。西文氏と関わりが深いことが文獻的には、見て取れるが、創建当初には、豊浦寺Ⅳ型式系が採用されているが、衣縫麿寺・船橋麿寺からの伝播で現在の資料からは、直接飛鳥地域との関連はこの時期、読み取れない。上田Ⅱ期以降には西琳寺と深いつながりが存在することがわかる。

坂本寺の造営氏族である坂本氏は、紀氏から派生した氏族で主に將軍としてみえる。和泉郡坂本郷の名称によるが、和泉郡には珍県主が勢力を持ち和泉寺を和泉国府に付随する位置に建立する。創建瓦は百済大寺式の影響から創作された7世紀第3四半期を遡らない池田寺Ⅰ式Aで坂本寺の創建の方が古くの成立することがわかる。ただ、珍県主と同族の池田首の氏寺の池田寺では軽寺式が伝播する。その後信太寺で後出するものが成立する。

ⅡパターンではⅠパターンより下位氏族の氏寺で、時期もやや下がる。

渋川麿寺は従来、豊浦寺の瓦を用いた我が国でも最も古い寺院の一つとされてきたが、発掘調査で創建瓦の全貌が判明し、到底そんなに古くは出来ないことがわかった。ただ周縁の作りなど、その後の高句麗系では祖型になると考えられる。西漢氏との関連も存在する。

鳥坂寺は以前、高井田麿寺と呼んでいたが、僧房跡の井戸内から「鳥坂寺」と墨書された土師器が出土し、『続日本紀』にある河内六寺の一つ鳥坂寺ということが考古学的に実証された。ここからは、船橋麿寺式が採集されており、その造営が7世紀前半まで遡る可能性がある。しかしその量は少なく、本格的に造営が開始されるのは鳥坂寺式を用いてのことである。

最近の研究でその製造技法が重弁形式（原山麿寺式）に近く、7世紀第3四半期であることが指摘されている。鳥坂寺式は今回でも初期寺院の瓦として取り上

げているがやや下る可能性が高いことも指摘しておく。そうするとⅢパターン 3 グループは全体的に時期が下がることになる。

さらに造営氏族は鳥取氏とⅠパターンの中でもあまりメジャーでない氏族であるため、Ⅱパターンにした。実際Ⅱパターン 2 グループ及びⅢパターン 3 グループの中核的存在である。

2 グループの寺院は、その後（上田Ⅱ期末からⅢ期）には重弁形式を採用する寺院が多い。また、造営主体は渡来系氏族がほとんどで、西漢氏系もみられる。

3 グループは丹比郡の寺院で西琳寺の影響で成立したと考えられる。また「野中古市人」として西文氏を中心に集まったフミヒト集団である。このグループは野中氏、野上氏、河原氏など魏の陳氏王植系氏族の氏寺で、一族の中には上村主が存在することから、西漢氏が関わっている可能性も考えたい。

Ⅲパターンはさらに下位氏族の氏寺で、7世紀中葉に近い時期にあたる。

1 グループは、九頭神麿寺の台氏、河内寺麿寺の河内氏、交野麿寺の交野氏で西漢氏一族が関わった可能性が高い。栞志麿寺の林氏（忌寸）も西漢氏一族と思われる。その中心である九頭神麿寺、河内寺では河内高句麗系Ⅱ類を採用しておりが採用されており、採用軒瓦の様相からもその氏族間の関連が推測できる。山城麿寺からは現在確認できていないが、高句麗系軒瓦を採用している和泉秦麿寺と同範関係がみとめられ、その高句麗系軒瓦採用寺院との関わりが考えられる。

和泉では秦氏と西漢氏一族が結びついた可能性も考えられるが、山城地域のように高句麗様式軒瓦に秦氏が関わっており、今後その関係を考えるべきであろう。

また、西漢氏の一族の中心の一つである当宗氏は、志紀郡に居住していたことが、式内社当宗神社の存在から推定できる。その氏寺については不明であるが、飛鳥寺Ⅱ式や豊浦寺系軒瓦を焼成している国府台地周辺不明瓦窯群が志紀郡に存在することから当宗氏がその造営・経営に関わっていたと考えたい。

このように高句麗系軒瓦が西漢氏との関わりで採用されていると考えると、説明がつくことが多い。

これらのように考えると、西漢氏一族がこれら河内の初期寺院の造営に関わっていたことが推定できるであろう。さらに志紀郡と交野郡との同範関係も説明できる。

その他、交野麿寺からも高句麗系軒瓦が採用されているが、造営主体は物部氏の一族交野連と考えられるが、さらに西漢氏一族の可能性が考えられる交野忌寸も認められ、その造営に関わったと思われる。

そのように考えると、西漢氏一族がこれら河内の初期寺院の造営に関わっていたことが推定できるであろう。さらに志紀郡と交野郡との同範関係も説明できるであろう。

2 グループの高宮麿寺・正法寺・讚良寺は同郡内で同範・同紋瓦を採用し小グループを形成している。高宮麿寺は東漢氏一族の高宮忌寸の氏寺で正法寺は百済系渡来系氏族である宇努造（菟野馬飼造）もしくは新羅系渡来系氏族である宇努連で讚良寺は佐良々連で娑羅々馬飼連と同じ氏族と考えられる。最近発掘調査でこの付近から、馬を飼っていた遺構が多く見つかっており、これらの氏族が関わった可能性が高い。なお、持統天皇は野沙羅羅皇女と呼ばれており、これらの寺院の造営主体と強い関係があったと考えられる。

3 グループは、Ⅱパターン 2 グループ同様の位置づけが出来る。その中で太平寺麿寺は両者の軒瓦が認められるが、両グループの知識がその造営に関わったと考える。

6 まとめ

以上のように河内において初期寺院で採用された軒瓦には、飛鳥地域や斑鳩地域の軒瓦（中央系軒瓦と呼称する）と同範、同紋など直接的な関連が考えられるⅠパターンと、中央系軒瓦と同型など間接的な関連が考えられるⅡパターン、河内独自の瓦紋様が創作されるⅢパターンに大別できる。

Ⅰパターン

1 グループとして、飛鳥地域諸寺院所用瓦製作地とその関連氏族の氏寺という関連が考えられる。それは北河内の楠葉平野山瓦窯と九頭神麿寺（a）、南河内の国府台地周辺不明瓦窯と衣縫麿寺・船橋麿寺（b）、和泉の不明瓦窯と和泉秦麿寺（c）である。

九頭神麿寺は西漢氏の一族である台忌寸（a）、船橋麿寺は公の瓦積み出し施設の仏教施設、衣縫麿寺は諸説あるが衣縫氏も関連するが両寺院は蘇我氏一族林臣（b）が考えられる。秦麿寺は和泉秦氏（c）が考えられ、その周辺の寺院（蘇我氏一族布師氏）でも採用し小地域を形成している。

また、2 グループとして記紀にも認められる様な最有力氏族、つまり、新堂麿寺の百済王氏や西琳寺の西文氏、土師寺の土師氏、坂本寺の坂本氏池田寺の池田氏などが認められる。そのうち池田寺は坂本寺の影響で軽寺式を採用しており、また近隣の寺院で発展型式の信太寺式を採用し小地域のまとまりを見せている。つまり坂本寺がこれらの中核寺院となっている。

また、新堂麿寺、西琳寺では飛鳥の蘇我氏一族の氏寺と同範関係にあり西琳寺は次のⅡ期に西琳寺式で中核寺院となり、新堂麿寺はⅡ期にはまだ西琳寺の影響を受けるが、Ⅲ期には川原寺式で中核的寺院となる。

Ⅱパターン

1 グループとして渋川麿寺の阿刀氏、2 グループとして大県郡を中心とした鳥

坂寺の鳥取氏、山下寺の大泉氏、安堂廃寺の家原氏、知識寺の太平寺廃寺、若江廃寺の若江氏、3グループ他に野中寺の野上氏、野中満願寺の野中氏が認められる。

1 グループは河内高句麗系ⅠA型式(豊浦寺式)の影響で創作された河内高句麗系ⅡB型式を採用している。2 グループは船橋廃寺式の影響から創出された山下寺式を採用するグループである(Ⅰパターン1bグループの林臣もしくはⅠパターン2グループの西文氏の直接的な影響も考えられるが、鳥坂寺を介しての関連である可能性がある)。3 グループは船橋廃寺式の影響を受け西琳寺で創出された野中寺004型式を採用している(Ⅰパターン2グループの西文氏の影響)。

なお、鳥坂寺の鳥取氏はⅡパターン2グループ、Ⅲパターン3グループの中核寺院である。

Ⅲパターン

1 グループとして西漢氏一族が関わっている。交野廃寺の交野氏、河内寺の河内氏、押志廃寺の林氏がみられる(Ⅰパターン1グループaの台氏の影響)。

2 グループとして高宮廃寺の高宮氏、正法寺の宇努氏、讃良寺の佐羅々氏がかかわっており、馬飼の里に分布している。3 グループとして大里寺の大里氏、安宿郡原山廃寺の下氏が関わっている。

1 グループではいわゆる高句麗系Ⅱ類軒丸瓦が採用された寺院。

2 グループは讃良郡で分布する高宮廃寺式を採用している。

3 グループ鳥坂寺式を採用しているグループ(2b)である。

以上のように河内国では、河内で最も古い軒瓦を用いるグループ(Ⅰパターン)は、中央系軒瓦を生産・供給した地域に認められ、それに追従するように最有力氏族が氏寺として中央系軒瓦を採用して建立することがわかった。その後、Ⅱパターンとしては、Ⅰパターンの影響をうけて創建瓦を創出し寺院を建立する。Ⅲパターンとして独自に創建瓦を創出し寺院を建立したグループが認められる。なお、Ⅰパターンには、蘇我氏一族が関わっており、蘇我氏と関係の深い有力氏族の氏寺にみられる。

【参考文献・註】

¹ 最近の古瓦編年から導き出された年代観では、この時期にこれだけの寺院は数えられない。文献を重視すれば、古瓦の年代観を全体的に上げるべきではないだろうか。

² 最近の新堂廃寺の発掘調査で「石川郡大国」の線刻瓦が出土し、新堂廃寺の所在地が石川郡大国郷の可能性が強まった。榮原永遠男「河内国石川郡における

郷の配置」『新堂廃寺』大阪府教育委員会 2001

³ 大阪府教育委員会の発掘調査で衣縫廃寺と押志廃寺の中間地点で、数多くの軒瓦や溶着瓦などが出土しており、瓦窯の存在の可能性が指摘されている。

⁴ 銅滓や土器と共に瓦類(豊浦寺式、鷗尾含む)が出土しており、田辺廃寺の出土瓦の様相とは異なる古い型式のものが含まれる。北野重編『田辺遺跡』柏原市教育委員会 2002

⁵ 初期寺院所用瓦の年代観は古代瓦研究会『古代瓦研究Ⅰ』2000によるものである。

⁶ 河内の高句麗系軒瓦の状況には拙稿「高句麗系軒瓦と渡来系氏族」『瓦衣千年 森郁夫先生選暦記念論文集』1999や清水昭博「高句麗系軒丸瓦とその背景」『古代文化』57巻10号 2000の論考が認められる。

⁷ 洪川廃寺の高句麗系軒瓦の全容が最近の発掘調査で判明した。今まで豊浦寺VB型式に近いとされていたが、むしろIVB型式に近い。ただ、衣縫廃寺など志紀郡のものとは周縁の形状など異なる点が認められることから、これらのものよりやや時期はさがるであろう。

⁸ 毛利光俊彦「仏教の開花」『新版古代の日本 近畿Ⅱ』1991

⁹ 佐藤隆「四天王寺の創建瓦」『古代瓦研究Ⅰ』2000

¹⁰ 栗田薫「お亀石古墳の築造年代」『藤澤一夫先生卒寿記念論集』2002

¹¹ 清水昭博編『蓮華百相』樞原考古学研究所附属博物館特別展図録 1999

¹² 今まで土師寺出土として取り扱っていた船橋廃寺B型式には「道明寺付近」と注記が残るが、以前は船橋地域も道明寺村に含まれること、発掘調査では出土していないことから省いた。

¹³ 花谷浩「大和と河内を股にかけた瓦」『奈良国立文化財研究所年報 2000—Ⅰ』2001

¹⁴ この考え方は、注一3の花谷氏の観察・研究成果に反するものであるが、やはり船橋廃寺式の祖形を藤井寺市船橋廃寺に求めたい。

¹⁵ 製作地以外で土器と伴する軒瓦は、葺かれていたものが何らかの要因で軒から下ろされたと理解し、土器の年代観より古く位置付けたい。

¹⁶ 西琳寺所用の西琳寺式Aa型式は少なくとも6箇所存在することが最近判明したが、山田寺の創建時の型式に近いものが含まれる。

¹⁷ 船橋廃寺式の紋様型式の変化に照らし合わせると、中房が大きく、突出度も高いこと、周縁が太いことなどから、斑鳩法輪寺所用の船橋廃寺式に近いと考えられる。

¹⁸ 九頭神廃寺のものに類似した軒丸瓦が新羅慶州月城から出土しており、豊浦寺式に近いものも認められる。西漢氏一族がもともと韓半島の安羅や南部加耶諸国からの移住者によって構成される擬制的な同族集団で、渡来系技術者・有識者集団である村主・漢人を率いて王権に奉仕し、漢部・漢人部の農民集団を配下に擁した伴造であったことが加藤謙吉氏の研究で判明している。加藤謙吉「西漢氏の存在形態」『古代王権と祭儀』1990 後、加藤謙吉「吉士と西漢氏」2001に「西漢氏・その氏族組織と支配下集団」として加筆・修正したものを発表されている。西漢氏の理解としてはこの論文によるところが多いが、安羅は現在の高霊にあたり、新羅慶州とは距離的に近いことから、その瓦紋様のつながりから九頭神廃寺採用したのではないかと推定している。これについては近々、論文として

第2項 中南河内の行基関連寺院

発表する予定である。

¹⁹ 以前から、国府遺跡（高岸廃寺）や船橋遺跡で出土していたが、最近完形のもの、国府遺跡の河内国府跡推定地から難波宮 6303 型式軒丸瓦や青谷廃寺式軒瓦等とともに出土した。山田幸弘「国府遺跡 K001-5 区」『石川流域遺跡群発掘調査報告XVII』藤井寺市教育委員会 2003

²⁰ 船橋廃寺式と技法的つながりが認められる獣面紋の額に、斑鳩寺中期に比定されている斑鳩寺 33A 型式に近い忍冬紋が飾られる事からも時期的に船橋廃寺所用の船橋廃寺式がこの型式の祖形と考えたい。

²¹ 同範認定はまだしていないが、紋様の細部まで類似し、同範の可能性が高い。また、紋様の鮮明なものが衣縫廃寺や船橋廃寺では多いことから、南河内から北河内に製品が移動したか、南河内で範型を使用した後、北河内で範型を使用したと考えたい。

²² 葛城臣と同族の山下史は、実際は忍海山下史で、河内地域とは異なる。現在も山下寺周辺には山下の地名は認められない。ただ発掘調査で「山下谷川」と墨書されたものが出土している。

²³ 鳥坂寺出土平瓦に「玉作 了 飛鳥評」とヘラ描きされたものが出土している。『日本後紀』卷廿一弘仁二年（811）正月戊申《十三》戊申。「河内国人從八位上玉作鯛釣賜姓高道連。」という文献が認められ、『新撰姓氏録』には高道連と下日佐は同族とされている。

『新撰姓氏録』河内国 諸蕃 漢 下日佐 出自漢高祖男奇掉惠玉肥之後也
『同』河内国 諸蕃 漢 高道連 同上

また、下日佐と下村主はもともと同じ氏族という説があり、玉作氏も下村主と関連あると推定する。

²⁴ 蘇我氏系寺院に豊浦寺や奥山廃寺と同範関係をもつ軒瓦が分布する可能性を示唆されている大脇潔氏の説に従えば、船橋廃寺の状況も蘇我氏系寺院の可能性が推定できる。そこで船橋廃寺、もしくは公的施設の可能性の高い船橋遺跡には、蘇我氏と同族の林臣が関わった可能性も考えている。大脇潔「蘇我氏の氏寺からみたその本拠」『堅田直先生古希記念論文集』1997

²⁵ 星組工人（北河内）、花組工人（南河内）とその系統が異なるものが河内に影響を与えたが、河内の初期寺院の造営には西漢氏一族が関わったものが多いと考えられ、星組・花組の区別が曖昧になってきたと推定している。

野中寺の造営氏族については、船氏とする説が定説であるようであるが、文献からは根拠が薄いこと、その軒瓦の様相や、伽藍配置、塔心礎の形態から、船津、葛井の辰孫王系氏族の氏寺ではなく、この地域に広く居住する野中氏や河原氏、野々上氏など魏王陳思王植後裔氏族の氏寺と考えた。拙稿「いわゆる善正寺式軒瓦について」『撰河泉古代寺院論纂第一集』1997

中南河内には行基関連寺院は少ない。行基建立四十九院に比定されている寺院、行基開基伝承を持つ寺院、その他関連寺院にわけて述べていきたい。

1. 行基建立四十九院

石凝院（石凝寺） 養老4年（720）（図版48 図1）

『行基年譜』には行基四十九院の一つとしてあげられており、「元正六年養老四年石凝院九月十五日河内国河内郡早村にある」と記載されている。また、『続日本紀』宝龜4年（773）11月条には光仁天皇の詔として、行基の建立した40余りの寺院のうち、称徳朝に田畑が施入されたものと、もともと田園があつて寺が維持できるものは別として、6ヶ寺には施入例に預かっていないため、法蔵は壊廢して、住持するものが無く、精舎は荒涼として空しく、坐禪之跡を余している。そのうち大和国菩提・登美・生駒・河内国石凝・和泉国高渚の五院には各当郡の田三町を、河内国山崎院には二町をそれぞれ施入するように、というのが認められる。

その後、平安時代後期には教王護国寺（東寺）の末寺になっていたことが『教王護国寺文書』の永保元年（1081）「河内国石凝寺々地等免判抄」によって知ることができ、冒頭に「河内郡早（日下）石凝（凝）寺 敷地四町 在条理（里）」と記し、以下大戸郷と若江郡にあつた寺領の段別を里ごとに記している。このことによって、この時期、寺領は四町あり、それは条里制の上に建てられていることも判る。

昭和36年「石凝寺」推定地である日下基地の南方一帯で宅地開発に伴う造成が計画され、その存在を確認するために発掘調査が実施された。

その結果、幅1～2mで南北7mに及ぶ瓦溜まりを検出した。この瓦溜まりは北西部を角とし、東に直角に曲がっており、その内部は黄褐色の土層で堅く固められていたため、堂宇の基壇の外側に転落した屋瓦の一部であると考えられた。残念ながら南側は既に住宅地となっていたため、規模についてはこれ以上、不明であった。ここからは上部を平坦にした花崗岩の自然石等も出土している。

なお、昭和33年にも基壇の検出したところから約300m南側で造成が行わ

れた際、多量の瓦類が出土している。

屋瓦は凸面に縄目、凹面に布目が残る平瓦がほとんどであるが、他には軒丸瓦2種、軒平瓦3種が出土している。

軒丸瓦

2種の軒丸瓦が存在するが、後述の2類は後の図録などでは紹介されているものの、河内市史等の報告書では1類のみ報告されており、今回の紹介が初出である。

1類(図1-1) 外区外縁に花卉紋(雷紋)、内縁に珠紋を配し、内区は複弁八葉蓮花紋を飾る藤原官系と紀寺式系の特徴を供えた型式である。大きな中房には1+8+16の蓮子を配し、若江郡若江廃寺で最も多く出土しているため若江廃寺式軒丸瓦と仮称されている。

2類(2) 外区外縁に鋸歯紋、内縁に粗い連珠紋帯、内区にはY字形の系間弁複弁八葉蓮花紋を配する。中房は不明であるが6311型式系か6308型式系のもので6308K型式に最も近い紋様である。6308K型式は唐招提寺のもので、平城宮では園期後半(天平15年)の年代が当てられている。しかし後述の軒平瓦が6663型式系とすれば、平城宮でセットをなす6311型式系も捨てがたい。

軒平瓦

1類(図1-3~5) 平城宮6663型式系のもので6663H型式かF型式に近く石凝寺のオリジナルである。河内国分寺の創建瓦に類似外区には園線を配し、内区には花頭形第3類の中心飾りとそこから3回転する唐草紋が派生する。唐草紋の主葉と子葉は外区界線と根元が接しており、第3単位は主葉と第1支葉が共に巻き込み、脇区界線につかない。顎は段顎で、6663型式系軒平瓦が直線顎なのに対して、古い形態で製作されている。6663H型式は園期後半の6225E型式、6663F型式は園期前半の6227A型式とセット関係にあり、平城宮では天平勝宝元年(749)~神護景雲元年(767)の年代が与えられており、行基年譜にみられる創建年代とはあわない。

なお、1類の陰陽逆のものが出土している。軒平瓦で紋様の陰陽が逆になっているものは、平城宮では6710D型式などで認められるが全くの逆ではなく、地方でも幾種か認められるが、全くの陰陽逆のものはない。石凝寺例は陰、陽両方出土しており、范型の可能性も考えられる。

2類(6) 河内郡法通寺1類とおそらく同范瓦である。上向きのC字形中心飾りに1葉のみを4回反転させている均整唐草紋軒平瓦である。外区にはまばらな連珠紋を配しており、8世紀末の所産と考えられる。

3類(7) 平安宮の西寺とおそらく同范瓦である。中心飾りに「西寺」

の文字を配し、左右に唐草紋を配した均整唐草紋軒平瓦である。唐草紋は多くの支葉を延ばしながら主葉が3回転する紋様で、おそらく枚方市坂(牧野)瓦窯産のものであろう。

石凝寺は文献では養老4年(720)に建立されたとされているが、最も多く出土しているのは平城宮Ⅱ期後半~Ⅲ期前半の軒平瓦である。ただし軒丸瓦においては外区外縁に花卉紋を配す藤原官式系のもや園期後半の6308型式系軒丸瓦も出土している。

平城宮では藤原官系の偏向唐草紋軒平瓦が平城宮6348型式と組み、平城宮Ⅰ期後半(養老5年を下限とする)に位置づけられている。このことから考えると若江廃寺も養老年間まで下げ得る資料である。ただ、若江廃寺から石凝寺への供給と考えると、8世紀初頭に若江廃寺で用いたものが、養老年間に石凝寺創建瓦として採用されたと考えられる。また、1類の平城宮6663系軒平瓦を尊重すると、石凝寺の完成が8世紀後半でオリジナル瓦によって葺かれたと考えられるであろう。

後の文献に若江郡の寺領が多く認められることから考えると、若江廃寺の造営者が氏寺で採用された軒瓦を寄進し、創建されたと考えられる。その後オリジナルによって補修、完成をみたのであろう。また、その後河内郡法通寺の造営氏族が氏寺で採用した軒瓦を寄進したと考えられる。つまり、石凝寺は所在する河内郡のみならず若江郡の智識も集合して、造営、経営されたと考えられる。

狭山池院・尼院(東野廃寺) 天平3年(731)(図版48 図2)

狭山池院は『行基年譜』天平3年(731)に「河内丹比郡狭山里」と掲載されている。また、家原寺蔵の『行基菩薩行状絵伝』によると、狭山池の池水を望んで庇付き三間五間の入母屋作りの建物が建立されており、狭山池の水際近くに建立されていることが示されている。また、久米田院、昆陽池院など他の池に接して造営されたところを傍観すると、池水の流れる下流に造営されていることから、狭山池院も池尻地域に求めるべきであろう。

狭山池近辺の丹比郡狭山郷には東野廃寺と狭山神社境内寺院とが存在するが、両者とも池の畔ではなく、狭山神社境内寺院においては上流地域である。池の北東部には中世に北条氏によって池尻城が造営されており、この造営に際して破壊されたと考えられるであろう。

東野廃寺は現在の蓮光寺境内がそれにあたり周辺を幾度か調査されているが、寺院遺構は検出されておらず、すべて削平されている可能性が高いという。太平寺廃寺(智識寺)式塔心礎(図2-3)が遺存しており、かなり規模の大きな塔が建っていたと推定できる。

採用軒瓦

東野廃寺式(図2-1) 創建瓦の単弁八葉蓮花紋軒丸瓦で、同郡野中郷の野中寺でも出土している。野中寺のものは付近の下田池瓦窯で焼成されていることが判明しており、西琳寺式C5型式からの彫り加えによってこの型式は成立していることが指摘されている。これらのことから考えると、おそらく下田池瓦窯(野中寺)から東野廃寺に移動したといえよう。ただし、範型が移動したか製品が移動したかは不明である。

黒山廃寺式(2) 外区が珠紋帯の内縁と重圏紋の外縁にわかれ、内区が重弁になった型式で、南河内郡美原町にある黒山廃寺で多く出土しており、この型式が創建瓦の丹比廃寺式(重弁形式)の影響から創作されたと考えると、8世紀初頭には黒山廃寺から東野廃寺へ移動したのであろう。つまり現在のところ、東野廃寺オリジナルの瓦紋様は認められず、野中寺、黒山廃寺の造営者との関りから建立されたことが考えられる。

造営氏族は中臣系の狭山連か村山連が推定されている。丹比郡南部の狭山郷から菅生郷、和泉地域の大鳥郡には中臣系の氏族が盤踞しており、かなり勢力を広げていたと考えられる。東野廃寺が野中寺、黒山廃寺と関りあるとすると、野中寺の造営氏族である野中連、河原連の中国渡来系氏族グループ、中央でもトップクラスの多治比真人、古来の大豪族中臣系氏族の3つの勢力が深い関連を持って結集し、成立したと推定できるであろう。なお、この勢力範囲は行基の和泉での勢力の中心に一致する。

東野廃寺は年代的、所在地からみて狭山池院に比定する可能性は薄い。しかしこのような成立状況から考えると、狭山池院の前段階のものとしていくつかの氏族が集合して建立した寺院であると位置づけられる。また、遡ると狭山池造営にもこれらのグループが関っていたと推定できるであろう。

2. 行基開基伝承を持つ寺院

金剛寺(河内長野市天野)

寺伝では行基の開創とされているが、この寺院が文献で確認出来るのは平安時代後期以降である。和泉国大鳥郡出身の阿観が高野山で修業の後、夢告によって承安年間(1171~75)に建立したというのが本来の創建事情であろう。

来迎寺(松原市丹南)

寺伝によると、天平3年(731)に狭山池下池の土木工事で亡くなった人を供養するため、毘沙門天を祀ったという。実際は天治元年(1124)融通念仏宗の良忍が毘沙門天を祀ってあったお堂を道場とし、さらに天承元年(1131)

毘沙門山阿弥陀寺(院)を創建したというのが本来の創建事情であろう。

安福寺(柏原市玉手町)

寺伝によると行基が開基した寺院で、その後荒廃していたのを、建長年間(1249~56)領主多田左衛門尉光雲が親鸞の弟子慶西を迎えて再興したと言われている。

龍尾寺(四條畷市南野)

寺伝によると聖武天皇のとき、大旱魃があり、天皇が行基に法華八講を、修せしめたところ、小龍が仏恩にむくいるため大龍にさからって雨を降らせたところ、大龍は怒って小龍を3つにわけて落とした。天皇と行基はその龍を弔うため、龍頭寺、龍腹寺、龍尾寺の三ヶ寺を建立したといわれている。この寺院はその一つで、現在でも龍尾が寺宝として現存する。実際は江戸時代の元禄15年(1702)に建立したという文献が残る。

葛井寺(藤井寺市藤井寺)

寺伝では聖武天皇の勅願で行基が開基として建立したことになる。実際は葛井(白猪)氏の氏寺として、7世紀中葉に建立され、奈良時代中ごろの一族長の葛井連広成や一族出身で大安寺僧の慶俊によって伽藍の整備が行われたと考えられる。本尊の千手観音座像はその時安置されたと考えられる。

興法寺(東大阪市上石切町)

役行者の開基で、行基が本尊三面十一面千手観音菩薩安置し、弘法大師空海が弘仁6年(815)この寺院で苦行し、歓喜天像を安置したという。のち勧修寺宮の院堂となり、朝廷より金剛乘院の称を得ている。

別名鷲尾寺ともいい、溪谷を隔てた三昧尾の峰に花崗岩製で高さ4m98cmの十三重石塔があり、その基礎石に「鷲山寺 奉造立石塔一基 永仁七年己亥三月九日 願主僧良弁 大工平吉国」と刻されている。永仁7年は鎌倉時代後半の1299年にあたり、鷲山寺は鷲尾寺(興法寺)のことであろう。

3. 行基関連寺院と軒瓦

出土瓦から河内の行基関連寺院について考えてみたい。出土瓦の様相を重きに置いているため、従来の説とは異なることもあるが、このような考え方もあるということを示してみたい。

行基の四十九日供養[天平二十年(748)三月二十一日]をすませた二日後、弟子の真成によって記された「大僧正舍利瓶記」によると、行基の俗姓は高志氏で、宇治法君の長子、百濟王子王爾の後とされている。王爾は応神朝に来朝し、太子菟道稚郎子に諸典籍を教えたと伝承を持つ王仁のことで、記紀

ともに「書首等の始祖」とされている。つまり、行基は西文首につながる古(高)志連の一族であるということである。

ちなみに母親は大鳥郡蜂田郷の蜂田首一族出身で、蜂田首虎身の長女古爾比売である。蜂田首は中国渡来系氏族である蜂田薬師と同族と考えられがちであるが、『新撰姓氏録』では「大中臣朝臣同祖・…」とある蜂田連の旧姓で、中臣系氏族であるということがわかる。

高志氏には大伴氏と同祖の神別系高志連も認められ、高志は(タカシ)と読むとすると和泉の「高石」との関連が考えられる。以前から私は考古学の立場から行基の出自を大伴連系高志連と考えたが、古志は(コウ)シ)と読み(タカシ)ではないことなどから今回、西文首一族古(高)志連と考え、論を進めてみたい。

西文首の氏寺は古市郡所在の西琳寺で出土瓦から7世紀第2四半期に建立されたことが考えられる。瓦の分布状況などから法起寺式伽藍配置が想定されており、以前、藤澤一夫説をもとに文献、出土軒瓦から次のような変遷を提示したことがある。(図版41)

- 1期 創建 推古27年(619)ころ 野中寺004型式、船橋廃寺式
- 2期 塔造営 斉明5年(659)以前 西琳寺式、西琳寺式Ⅱ式
- 3期 伽藍整備(法起寺式) 天武朝以降(680) 法隆寺西院伽藍式
- 4期 差し替え 和銅(710)以降 平城宮6282型式系他
- 5期 伽藍再建 天平期(740) 西琳寺式・青谷廃寺式

しかし、最近の西琳寺の発掘調査や、軒瓦の研究から多くの訂正点がでてきた。

まず、西琳寺の船橋廃寺式は飛鳥奥山廃寺IVB型式と同範であることが判明した。また、野中寺004型式は西琳寺では瓦当裏面に叩き調整がなされており、同じ技法が西琳寺式の一部に用いられていることから、640年代まで下る可能性がでてきた。

また、西琳寺式Aa型式は全て同範と考えていたが、少なくとも6範は存在することが判明した。土師寺で最も多く出土する西琳寺式である西琳寺式Ba型式(土師寺式)が西琳寺でも採用されている。3期の標識とした法隆寺西院伽藍式(平隆寺式に近いもの)は発掘調査では全く出土しないということ。

奈良時代には、丹比郡黒山廃寺、丹比廃寺、高屋城下層、新堂廃寺、難波宮重圍紋等周辺諸寺の軒瓦が多く見られ、周辺の知識がこの寺院に関わる、つまり知識寺化した。それは西琳寺縁起に反映されているのであろう。文献では創建が推古27年(619)という年代が提示されているが、実際は舒明朝(630)と考えられる。

以上のことから、以下のように再考した。

- 1期 創建 舒明朝(630年代)ころ
船橋廃寺式、野中寺004型式
 - 2期 本格的造営 640年代
西琳寺式 Aa型式の一部
 - 2期 塔造営 斉明5年(659)以前
西琳寺式 Aa型式の一部、西琳寺式Ba型式、西琳寺式Ⅱ式
 - 3期 伽藍整備(法起寺式) 壬申の乱(680)以降
西琳寺式 Aa型式の一部、西琳寺式Ⅱ式
 - 4期 差し替え 和銅(710)以降 知識寺化
平城宮6282型式系など周辺諸寺の瓦採用
 - 5期 伽藍再建 天平期(740)
西琳寺式・青谷廃寺式
- なおこのうち3期までに採用されている軒瓦が野中寺との共通性をもつものが多い。

野中寺は丹比郡野中郷に所在し、塔と金堂が向かいあう法隆寺式伽藍配置をとる。寺城南500mには聖徳太子の弟である来目皇子の墓が存在する。出土瓦の様相から見ると次のような変遷が考えられる。(図版58)

- 1期 創建 舒明朝(630年代)ころ
野中寺004型式
- 2期 塔造営 戊戌年(650)ころ
西琳寺式、西琳寺式Ⅱ式、忍冬蓮花紋軒丸瓦
- 3期 伽藍整備(法起寺式) 天武朝(680)以降
忍冬紋軒丸瓦、東野廃寺式
- 4期 差し替え 霊龜(715)以降
平城宮6304C型式系
- 5期 差し替え 天平期(740)前後
平城宮6012型式系

この寺院は船連の氏寺として成立したというのが定説であるが、根拠が乏しく、地名などから安宿郡の上村主と同族である中国渡来系氏族陳思王植系の河原連、野中連等が集まって建立した寺院と考えたい。大和川・石川合流地域には西文氏を中心とする王仁系渡来系氏族、船、津、葛井氏を中心とする辰孫王系渡来系氏族、野上、野中氏を中心とする中国渡来系氏族の三大渡来系氏族を中心とした「フミヒト系氏族」「野中古市人」が盤踞していたことになる。

野中寺の造営氏族は、王仁系や辰孫王系の渡来系氏族とはもちろん深い関連を持ちつつ、独自の動きをしていたと考えたい。

時期はややずれるが上宮王家との関連や尾張氏との関連（忍冬蓮花紋）、東野麿寺を介して和泉地域の中臣系氏族との関連なども想定できるであろう。

東野麿寺は先述した通り丹比郡狭山郷に所在し、野中寺の東野麿寺式、黒山麿寺の黒山麿寺式を採用している。造営氏族は中臣系の狭山連もしくは村山連であると考えられる。

黒山麿寺は丹比郡黒山郷に所在し丹比麿寺式、黒山麿寺式、平城宮式等を採用している。造営氏族は多治比真人と考えている。従来、多治比真人の氏寺としては郡寺としての丹比麿寺を、その集落としては丹比郡衙の可能性のある平尾遺跡が想定されている。しかし、他の地域の例を見ても郡寺、郡衙関連氏族は、古来の大豪族がつくことが多く、それから考えると平尾遺跡の造営氏族は丹比連を想定するのが妥当であろう。多治比真人は皇別氏族であり、河内国司にも任命されており、郡を超越した大氏族であると考えられよう。

黒山麿寺周辺の真福寺遺跡、太井遺跡などからは鑄造遺構が多く認められ、後には「河内鑄物師」と呼ばれる渡来系技術者集団を経済的なバックボーンとしたと考えられるであろう。

奈良時代には平城宮 6227 型式系と 6663C 型式系の軒瓦を用いているが、行基の父方古志氏の本家である西文氏の氏寺である西琳寺でも平城宮 6227 型式系とおそらく同範と考えられる軒瓦を採用しており、深い関連があったことを示唆している。

なお、左大臣にまであがった多治比真人嶋の妻は行基が生まれた家原出身の家原音那で、和泉のこの地域とも多治比真人は深い関連を持っていたと考えられる。それは丹比麿寺式が行基の母方の親元である蜂田首もしくは蜂田薬師の氏寺である蜂田寺でも採用されていることから考えられる。

蜂田寺は行基が 13 歳の天武 7 年（680）建立されたと伝わっており、創建瓦の年代とも一致する。

4. 行基の出自寺院について（図版 49）

和泉塩穴寺は大鳥郡塩穴郷に所在し、今まで私は土師氏の一族である石津連の氏寺と想定してきた。しかし、その根拠は少ない。そこで今回行基の関連寺院について考えるにあたって、ひとつの憶測が生まれた。それは塩穴寺を古志氏の氏寺と考えることである。

古志氏の本貫地については家原寺が行基の生家であることからこの寺院と

あまり離れていないところに所在すると考えられる。塩穴寺と家原寺とは大鳥郡に所在し、直線距離でも南北 2.5km と近接したところに位置する。

大鳥郡には郡領の家が中臣氏系の大鳥連である事をはじめとし中臣系氏族が多く盤踞し、本貫地の一つであると考えられる。また、行基の母方も中臣系氏族の蜂田連である。

出土瓦の様相から造営氏族を想定するのは危険であるが、西琳寺式 Aa 型式と忍冬蓮花紋野中寺式が塩穴寺で採用されていることに注目すると、西琳寺（西文氏）、野中寺（野中河原氏）との関連が深いことが考えられる。西文氏が古志氏の本家であることは既に述べている。また野中寺は東野麿寺との採用軒瓦の関連から中臣系氏族との関りが推定できるだろう。なお、両寺院の造営氏族は有力氏族であることは言うまでもない。

和泉地域で直接的に河内の有力氏族の氏寺採用軒瓦と同範関係があるのは、この寺院と池田寺式関連寺院だけである。河内で池田寺式を採用しているのは河内郡穂積連の法通寺、丹比郡丹比連の丹比麿寺、石川郡山背忌寸の山城麿寺で全て文献によって活躍が確認できる有力氏族の氏寺である。

このように塩穴寺を行基が出自した古志氏の氏寺と考えると、西文一族本家の氏寺である西琳寺の西琳寺式軒丸瓦を採用していること、母方が蜂田連であることから中臣系氏族との関りをもつ野中寺の野中寺式軒丸瓦を採用していることなど様々なことが理にかなってくるのである。

また、母方の親元である蜂田氏の氏寺蜂田寺や生家を寺院とした家原寺、行基を媒介に智識衆によって建立された土塔（大野寺）、行基と特に深い関りのある氏族と考えられる百舌鳥土師氏の土師観音寺が集中して所在しており、これに塩穴寺を加えても半径 2km の範囲で所在しており、深い地域的なつながりが認められ、このような環境から行基は培われたと考えたい。

このように文献は基より地名等にも現れていないが、塩穴寺を古志氏の氏寺と推定すると、行基の郷里の状況がより理解できるであろう。

[参考文献]

- 藤澤一夫「撰河泉出古瓦の研究」『仏教考古学論叢』東京考古学会 1941
藤澤一夫「和泉蜂田寺～上代の大鳥郡蜂田郷に所在した寺院～」『和泉志』21 1960
藤井直正編「石凝寺跡」『原始・古代の枚岡』
奈良市教育委員会『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧』1996
奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告 XIII』1991
狭山町史編纂委員会『狭山町史』2 1966 狭山町役場

小林義孝他「東野廃寺」『池尻城発掘調査概要』Ⅳ 大阪府教育委員会 1990
 井原稔 1997「下田池瓦窯」『古市遺跡群』ⅩⅦ
 羽曳野市教育委員会『野中寺塔跡発掘調査報告』1986
 河内一浩編『野々上Ⅱ－野中寺古瓦譜－』羽曳野市教育委員会 1996
 伊藤聖浩「西琳寺 94-1 区」『古市遺跡群ⅩⅥ』羽曳野市教育委員会 1995
 上田睦編『藤井寺市およびその周辺の古代寺院』上・下 藤井寺市教育委員会 1987・1988
 上田睦「出土瓦から見た河内の古代寺院と氏族（1）－西琳寺式軒丸瓦と古代氏族－」『網干善教先生古稀記念 考古学論集』下巻 1998
 上田睦「撰河泉の山田寺式軒瓦」『飛鳥白鳳の瓦作りⅣ』古瓦研究会 2000
 山本彰ほか『真福寺遺跡発掘調査報告』（財）大阪府文化財調査研究センター - 2000
 美原町教育委員会 1980『黒山廃寺発掘調査概要』
 江浦洋『太井遺跡発掘調査概要』Ⅲ
 吉田晶 1979「古墳と豪族－丹比連（宿禰）と多治比公（真人）を中心として」『古代の地方史』第3巻 畿内編
 石田茂作『飛鳥時代寺院跡の研究』聖徳太子奉賛会 1936
 近藤康司「和泉における古代寺院の成立と展開」『撰河泉古代寺院論纂』1 撰河泉古代寺院研究会 1997
 近藤康司「大野寺を考古学する」『行基の生涯を考古学する』撰河泉古代寺院研究会 1998
 堺市教育委員会『土師遺跡発掘調査報告Ⅱ－百舌鳥陵南廃寺（21 概区）51 年度』1977
 直木孝二郎監修 『大阪府の地名』日本歴史地名大系 28 平凡社 1986
 泉森皎「行基建立四十九院の考古学的検討－和泉・河内・大和を中心として」『環境文化』58・1983
 菅谷文則「行基開基伝承をもつ寺院のひろがりとその検討」『環境文化』58 1983
 撰河泉古代寺院研究会編『行基の考古学』2002 塙書房
 なお、図版 48 の 2 の石凝寺出土軒瓦の掲載につきましては、東大阪市郷土博物館の御協力を得ました。

第3項 土師氏と土師寺（道明寺）の研究

I. 河内土師氏の成立と古代の遺跡

土師氏は『続日本紀』延暦9年（790）12月条に、四腹（支族）ありとみられる。これらは土師の中での有力な系統が4つあるという意味であるが、その内、3箇所の土師氏が、大枝朝臣（和泉百舌鳥の土師氏）、菅原朝臣（大和国添下郡菅原-右京3条2坊の土師氏）、秋篠朝臣（大和国添下郡秋篠-右京北の土師氏）に改姓されたのに対し、河内の土師氏は改姓されず、当時改姓するだけの勢力をなくしていたと理解されている。

上記の四系統の土師氏は文献において一部を除き、ほとんどが「土師氏」あるいは「土部氏」としか記されておらず、したがってその活躍についても、どの系統の土師氏の活動かその本流がどこにあるかは文献では読み取れない。

これら四系統の土師氏の本貫地を考古学的見地から考えると、ほとんどが付近に巨大な前方後円墳を含んだ古墳群が存在しており、少なくとも古墳時代には、土師氏本来の職掌である喪葬儀礼をはじめとする造墓活動に関与していたことが考えられる。しかし6～7世紀の動向についてはよくわからない。

土師氏については多くの研究者によって論究されている。これらの研究成果を踏まえて、土師氏の特徴、職掌など役割を考えると、基本的な職掌（元々の職掌）として土器製作、喪葬儀礼とそれに関わるもの（埴輪製作等を含む古墳造営活動）と、中央官僚的位置付けのために後に関わった職掌として外交、軍事などがある。

1. 河内土師氏について

河内土師氏として扱うのは河内志紀郡に居住していた土師氏のこととしたいと思う。この氏族を中心に取り上げて論じた論文としては、中西康裕氏の「土師氏の活動」が挙げられる。

また、直木孝次郎氏は『奈良市史』の中で和泉の土師氏である毛受腹に対して古市腹と仮称している。

文献に現れる河内土師氏としては、斉明5年（659）、西琳寺造塔に関与した土師長兄、8世紀中ごろの天平10年（739）官人曆名に西史生、大初位とみえ、神護景雲3年（767）宿禰の姓を賜った土師連千持（智毛智）は、河内国志紀郡人、外従五位下とみる。また、造東大寺司々人経師土師宿禰男成は8世紀後半の天平

宝字2年(758)に智識として勅旨大般若經を書写し、同4年には東大寺写經所實物使となり、同7年に史生大初位上東大寺大炊厨所別当となる。なお、この時遼東大司判官に葛井連根麻呂がいる。その後、宝龜2年(771)經師勞劇帳に散位、従六位下、年五十、勞二十三、河内国志紀郡人とある。

その他、三ツ塚古墳内に八島塚古墳が認められることから、推古朝の土師八嶋連、來目皇子墓が古市古墳群内に所在することから、この墳に関わった土師連猪手、大唐學問生として天武朝に帰国し、律令撰定の功勞者にも挙げられている土師宿禰甥は常に白猪史宝然と行動しており、後述するように白猪史と河内土師連は地縁の關連が強いことから、彼も河内土師氏と考えられる。

また、神龜元年(724)遣新羅使に任命された土師宿禰豐麻呂は、養老3年(719)の白猪史〔葛井連〕広成、養老6年(722)の津連主治麻呂に引き継ぎ任命され、白猪氏も津氏も河内在住の氏族であることから、豊麻呂も河内土師氏出身である可能性を指摘したい。

土師氏は先述のように土木工事等、最新の技術を得るため、渡來系氏族と関わりが強かったことが推察できる。河内土師氏もその特徴を多分にもっている。

まず、その地域的なつながりから西文氏と関わりをもっていたことが考えられる。それは斉明朝に長兄連が西文氏の氏寺である西琳寺塔堂の造営に関わったことからわかる。西文氏は王仁の後裔氏族で河内における渡來系氏族の雄であると考えられている氏族である。

また、百濟辰孫王系氏族である船、津、葛井氏や野中氏、河原氏など陳思王植系氏族との交流も考えられ、西文氏からの間接的關連が認められる。土師氏は先述のように土木工事等、最新の技術を得るため、渡來系氏族と関わりが強かったことが推察できる。河内土師氏もその特徴を多分にもっている。

その他、志紀郡内には井上氏が居住している。『新撰姓氏録』には、東漢氏系氏族として掲載されているが、もともと河内の渡來系氏族の多くは西漢氏系氏族として物部氏の支配化にあった可能性が高いと思われる。西漢氏系氏族が物部氏の滅亡とともに勢力が弱くなって以降、逆に勢力を増した東漢氏系氏族に出自を変更したと推定している。このような渡來系氏族はほかに丹比郡の田井氏、淡川郡の鞍作氏などが考えられる。また、大泉郡の家原氏のように明らかに西漢氏下部組織である下村主と同族であるのにも関わらず、天皇の末裔(皇別)氏族として主張するものもいた。『三代実録』貞觀14年(872)8月13日条)

2. 土師の里(茶山)遺跡について(図版50)

土師の里遺跡は藤井寺市東部の東西800m、南北900mの範囲に広がる遺跡で、旧石器時代から近現代までの複合遺跡である。また、南に隣接した羽曳野市茶山

遺跡は行政区分が異なるため、別個の遺跡に分けられているが、同じく土師氏に関わった遺跡として取り扱いたいと思う。これを含めると南北は1200mとなる。

遺跡の内容から別けると、集落跡、古墳、古墓、生産遺跡、社寺跡などがあるが、次にこの遺跡の性格別に現在報告されている資料をまとめてみたい。

集落跡

5世紀から6世紀には竪穴式住居で構成されているもの、7世紀から8世紀及びそれ以降は掘立柱建物で構成されている。これらは遺跡全体に広がるのではなく、ある程度まとまって存在する。

竪穴式住居跡は遺跡中央部、三ツ塚古墳南から南東側(a)と遺跡南東部、土師寺の南側(b)に分布する。

また、7~8世紀の掘立柱建物は遺跡北東部(c)に集中し、竪穴式住居跡群の(b)地点にも併存する。

現在、竪穴式住居はa地点で20基以上が、b地点では6基以上が検出されており、掘立柱建物はb地点で4棟以上、10棟以上が道明寺天満宮北西部で検出されている。

古墳

古墳については大王陵、その陪塚、大王と直接關連する豪族の墓、在地的豪族の墓などに分けて考える必要があるが、ここでは土師の里遺跡内に所在する古墳をグループに分けて述べてみる。

仲津山古墳などの大王陵級の前方後円墳のほかは、小古墳及び埋没古墳が認められる。高塚山古墳、鍋塚古墳などを中心としたグループ(A)、三ツ塚古墳周辺(B)、塚穴古墳を中心としたグループ(C)、盾塚古墳を中心としたグループ(D)、二ツ塚古墳を中心としたグループ(E)など小グループに分けられる。これらは土師の里古墳群としてひとまとめにすることがある。

その他、現在発見されている古墳を上記のグループごとに列記すると、Aグループには道端古墳(土師の里3号墳)、市野山古墳(允恭陵)の陪塚に比定されている御曹司塚古墳などが、Bグループの三ツ塚古墳は八島塚古墳、中山塚古墳、助太山古墳の総称である。Cグループには、東楠古墳(土師の里4号墳)、土師の里1号墳、西清水古墳(土師の里5号墳)、西清水2号墳(土師の里12号墳)のほか小森塚古墳などが、Dグループには鞍塚古墳、珠金塚古墳、珠金塚西古墳、土師の里8号墳、同9号墳などが、Eグループには土師の里11号墳、茶山1号墳、菅田御廟山古墳(応神陵)の陪塚に比定されている栗塚古墳、東馬塚古墳などが存在する。

これらは土師氏の古墳として造営されたものを多く含むと考えられる。むしろ土師の里遺跡内で大王陵及びそれに準じる大古墳の陪塚を除く中小古墳は、土師

氏関連首長の古墳と考えたいと思う。つまり、この地域の土師氏の首長は古墳の被葬者になり得た階層であると思われる。

修羅

重い石材などを運搬するために用いられた木製の大型ソリで、当時は重機が存在しなかったため、重量物を運ぶ重要な手段であった。コロなどの上に乗せることで、摩擦抵抗を減らし運ぶ。二股に分かれたY字形に近く、前方を舟の舳先のように向け、これに巨石を乗せ、ロープで曳くことによって、力を一方向に集中できるのである。近世の築城の様子を描いた「駿府城築城図屏風」などには、修羅で巨石を運搬の様子が描かれている。

また、古墳時代には古墳の造営にも使用していたと考えられている。

なぜこのソリが「修羅」と呼ばれているかと言えば、語源はインド神話に登場する「阿修羅」からきている。阿修羅は好戦の魔神で帝釈天と激しい争いを繰り返したことが知られている。阿修羅は結局この戦いに敗れ、仏法の守護神に加わることになるが、何人も動かすことができないと考えられていた帝釈天を動揺させた。帝釈（大石＝たいしゃく）を動かした故事にちなんで、大きな石を運搬する木ゾリのことを「修羅」と呼ぶようになったとされている。

昭和53年3月に三ツ塚古墳の周濠（八嶋塚と中山塚の間）から、大小2つの修羅が出土した。大きい修羅（全長8.8m、幅1.9m、重さ3.2トン）はアカガシ類、小さい修羅（全長2.8m、幅0.7m）はクヌギ類でできており、いずれも二股に分かれた一木であることがわかった。これらと同時にテコ棒（長さ6.2m、直径20cm）も発見されている。

土師の里遺跡の中心部から出土したことから、土師氏の造墓活動に関わるものと考えられる。古市古墳群の最盛期だった古墳時代中期中葉の5世紀中ごろのものと推定されている。ただ、この時期巨石を使用する古墳はまだないこと、周濠を共有している助太山古墳の墳頂部に7世紀まで下る可能性のある凝灰岩の天井石が露出していることなどから6世紀末から7世紀のものである可能性も指摘されている。

出土後、(財)元興寺文化財研究所で木材に含まれる水分の代わりに水溶性樹脂のポリエチレングリコールを浸透させて固化する保存処理が行われることになった。ただ、保存状態が良かったことから生木の部分が多く、その処理には10年以上かかった。その後、小修羅は藤井寺市立図書館で、大修羅は大阪府立近つ飛鳥博物館で展示されている。平成18年には国の重要文化財に指定された。

埴輪円筒棺

古墳のグループには各々そのまわりに円筒埴輪棺墓が存在する。正確な基数や内容は、報告書の刊行がなされていないものがあるため不明であるが、土師氏と埴

輪円筒棺とは強い関連が考えられ、現在わかる範囲で記してみる。

Aグループでは鍋塚古墳の東で2基、厳密に言えば林遺跡に包括されるが、高塚古墳の東で3基、道端古墳の周濠内から3基検出されている。Cグループでは土師の里1号墳の東側で1基（土師の里2号墳）検出されている。Dグループでは盾塚古墳の北東側で11基、西側で2基、南側で5基が検出されている。Eグループでは土師の里11号墳の南側で1基、茶山1号墳周辺で7基、馬塚古墳の東で2基、栗塚古墳の南で2基、二ツ塚古墳北で1基が検出されている。

なお、Dグループに含まれる土師の里8号墳は一辺11.5mの方墳であるが、埋葬主体は埴輪円筒棺3基で、副葬品も認められ、5世紀中ごろのものと考えられる。Dグループにはほかにもこのような小方墳が認められる。

これらの分布、時期設定などは笠井敏光や一瀬和夫が論じている。特に一瀬によって、土師の里遺跡で検出される埴輪円筒棺は、古市古墳群における古墳築造時期より世代の下がる6世紀中葉以降のものが多く、埴輪製作者と埴輪円筒棺被葬者とは、血縁性を否定できないものの、立地環境における歴史的地縁性のもとで展開していることが指摘されている。最近の調査で、市野山古墳陪塚の兔塚古墳周濠内から出土した埴輪円筒棺内には7世紀中ごろの土器を副葬しているものがあつた。

しかし、古い埴輪のみを用いた円筒棺や、5世紀を下り得ない時期の専用棺を使用したもの、土師の里8号墳のように副葬品から5世紀造営と考えられるものがあり、すべてを新しい時期のものとすることはできない。

古墓

三ツ塚古墳周辺(1)及び、茶山古墳周辺(2)に認められる。そこからは須恵器や土師器の蔵骨器に納められた火葬墓や炭を敷いた木棺墓、土師器罎甕を合わせた合口棺墓、土壙墓などが多数検出されている。また、埴輪円筒棺のAグループの高塚山古墳周辺やBグループとDグループの間では、埴輪片を用いた墓(埴輪槨)や円筒埴輪を用いているものの内部から火葬骨片が出土しており、明らかに古墓の範疇に含まれるものも存在する。これらは供伴土器から7～8世紀のものと考えられる。特に埴輪を用いるものは、埴輪円筒棺からの延長として捉えることもできるであろう。

生産遺跡

土師の里埴輪窯群などの埴輪窯、土師の里遺跡・茶山遺跡の土師器集積遺構が認められる。また、一部で玉造りの遺構も見つかっている。

埴輪窯跡群は現在2箇所確認できる。土師の里埴輪窯群は仲津山古墳南側から道明寺天満宮南側にかけての緩斜面東西500mに広がり、灰原のみ検出したものを合わせると現在12基確認されており、実数はそれより多いと思われる。現在

確認されている窯で判断すると、5世紀中葉（川西編年IV-2期）から6世紀初頭（川西編V-1期）の窯が所在しており、窯導入期のものや、埴輪終焉期の6世紀前半から中葉の窯は検出されていない。ただ、発掘調査を実施した窯の窯体部に塗りこめられた埴輪の中に川西編年IV-1期にあたるものも認められ、付近に窯導入期のもが存在した可能性はある。また、新たに発見した土師の里南埴輪窯群では現在2基が調査されたが、それ以上の数の窯が存在すると考えられる。未整理のため詳細は不明であるが、IV-2～3期の埴輪を焼成したと思われる。

土器集積遺構は、土壌に多量の土師器を埋納しているもので、土師の里遺跡南部及び茶山遺跡で多数検出されている。また、付近からは粘土採取跡と考えられる遺構や、焼成された粘土塊も出土していることから、これらは土師器製作にかかる遺構と考えられている。また、ここから出土する土師器を元素組成比の比較、鉢物、礫集合状態の比較検討から分析すると、平城宮土師器Ⅱ群の土師器と類似することがわかっている。

さらに、土師の里南埴輪窯群西側で土器焼成遺構（土師器窯）に関連すると考えられる灰原を検出した。灰原の西側には硬く焼きしまっている部分が認められ、粘土を保管した土壌も検出している。

その他、土師の里遺跡では、土壌内に河原石を敷いたところから滑石の未製品の白玉や剥片が出土した遺構が確認されており、滑石製玉類を製作していたと思われる。

氏神跡

土師神社は延喜式内社に指定されていないが、土師氏の始祖である天穗日命が祭神であり、天安2年（858）3月条に天夷鳥命神祠が従五位下を授かったことが掲載されており、土師氏と関連が深いと考えられる。

氏寺跡

土師寺は出土瓦から7世紀前半に造営が開始されたことがわかり、我国でも初期に建立された寺院の一つである。排水溝を持つ土師寺式塔心礎（図版51図2）や礎石が遺存している。また、伝世された絵図から講堂、金堂、塔を南北に並べた四天王寺式伽藍配置をとることが予想されている。しかし、伽藍中心予定地中央を発掘調査したが、その遺構は検出されておらず詳細は不明である。

なお、発掘調査によって伽藍中心予定地の北東側の地形が落ち込むことが判明しており、推定地よりも西側に存在する可能性もある。そうすれば塔を東に金堂を西に置く法起寺式伽藍配置も視野に入れなければならないであろう。また、東高野街道が北東から南西に振れている点、周辺の遺構の振れに南北方向に近いものが存在する点から、寺院の主軸自体が東高野街道と平行している可能性も考えるべきである。

発掘調査で東高野街道に沿って寺域の西を画する大溝が検出され、7世紀後半の土器が多量に出土している。寺域東側からは奈良時代前半の土師器杯に「土寺」の墨書が認められるものが出土しており、当時から土寺（土師寺）と呼ばれていたことがわかる。なお、正史には認められないが、付近の伝承によると土師寺には菅原道真の叔母にあたる覚寿尼が居住していたといわれている。

また、道真の子孫の数人は道明寺別当、もしくは権別当になっており菅原氏と道明寺との深い関係が考えられる。

3. 毛受腹（百舌鳥）、秋篠、菅原の土師氏とその遺跡

毛受腹 和泉大鳥郡土師郷、現堺市土師遺跡及びその周辺を本貫地とした土師氏であると考えられる。土師遺跡は土師ニサンザイ古墳の南に位置し、5世紀から6世紀初頭までの堅穴式住居を中心とした集落は認められ、埴輪窯や埴輪円筒棺も存在するが、それ以降の遺構は、ほとんど認められない。

また、遺跡内には7世紀後半に造営された百舌鳥陵南廢寺、土師観音廢寺があるが、採用されている軒瓦は在地的要素の強いもので、直接中央有力氏族との関連は認められない。

なお、この毛受腹が和泉の百舌鳥地域を本貫地とし、後に大枝氏を名乗ることはすでに述べたが、「大枝」は山城の地名でこの改姓前後に本貫地を和泉から山城に移したことが推定である。

秋篠 大和国添下郡秋篠-右京北にあたる。現奈良市秋篠遺跡では陶棺が出土しているが、明瞭な遺構は検出されておらず、東側には780年頃創建された秋篠寺が存在する。ただ、ここからは河内石川郡妙見寺と同範関係にある単弁八葉蓮花紋軒丸瓦が採用されている。

菅原 大和添下郡菅原-右京3条2坊にあたる。現奈良市菅原遺跡、菅原東遺跡からは5世紀末から6世紀前半の埴輪窯が4基検出された。菅原寺は行基が建立した寺院で、創建時期は遡っても8世紀初頭にしかならない。式内社の菅原神社も存在し、土師氏の本拠地のひとつと考えられる。

なお、平城京左京8条3坊16坪の姫寺跡では飛鳥寺や川原寺と同範瓦が採用されており、「土寺」などの墨書土器が出土している。おそらく大和の土師氏の本拠地と思われる。しかしその近辺には大古墳はみとめられない。最近、この姫寺が前身寺院である海竜王寺（隅寺）から移動したものであるという説が認められる。その説が妥当であれば、海竜王寺（隅寺）は市庭古墳の南に位置するので、古墳と寺院が併存する地域であることになる。ただ、秋篠・菅原とは離れている。

大和柳本、馬見は佐紀盾列に並ぶ大王家の古墳が造営された地域であるが、土師氏の伝承はほとんど認められない。

これらの土師氏を比較すると、古墳時代、特に前期から中期においては、どの関連遺跡でも足跡が認められるものの、それ以降の6世紀から8世紀まで継続してその足跡が認められるのは、河内土師氏の本貫地である藤井寺市土師の里遺跡のみである。つまり、現在の資料で考える限り、河内土師氏を土師氏の本流にあてるのが一番適していると考えられる。

古墳造営の終焉した時期、それに代わって有力氏族が権力を誇示する方法は、氏寺の造営と思われる。それは単に「仏教崇拝」に起因するものではないだろう。中央政府は推古朝より仏教奨励政策を打ち出し、それに伴い統制政策も実施してきた。これは仏教をからめた氏族統制であると考えられる。四系統の土師氏は各々氏寺を建立するが、ここでも格差が認められ、やはり河内土師氏がいち早く氏寺を建立したことがわかる。

4. 小結-古代の土師寺- (図版 51 図 1)

以上、本貫地遺跡の性格、文献に扱われている事象などから、土師氏の本流として志紀郡の土師氏が一番有力であることがわかった。

最後に河内土師氏の7・8世紀の動向について、その氏寺である河内土師寺で採用された軒瓦の様相を考察し、まとめたいと思う。

土師寺において現在確認されている軒瓦は、創建瓦として7世紀前半に豊浦寺式軒丸瓦(1)を採用し、軒平瓦として素紋のものを確認している。また、7世紀中葉には西琳寺式Aa型式軒丸瓦(2・3)やその亜式である野中寺016型式(7)を、7世紀後半には西琳寺式Ba型式(土師寺式)軒丸瓦(4~6)を採用しており、1点のみの出土であるが善正寺式B種(8)もみられる。その後、8世紀中葉に平城宮式系の青谷廃寺式軒丸瓦(9)を採用する。

その後、平安時代後期から鎌倉時代以後の瓦は出土するが、奈良時代後半から平安時代前・中期の瓦は認められない。この間、土師寺は衰退したと考えられる。以上の軒瓦の様相から、土師寺は4つの時期区分が可能である。

I期 創建期で豊浦寺式軒丸瓦(1)の採用から7世紀前半まで遡る可能性もあるが、衣縫廃寺・船橋廃寺で採用したものが土師寺に范型が移動して製作されている。それには蘇我一族である衣縫廃寺・船橋廃寺造営主体である林氏が大きく関わっていることがわかる。この時期、金堂の建立がなされたと思われる。

II期 充実期で西琳寺式Aa型式軒丸瓦の採用から7世紀中葉が考えられる。西琳寺の造営に土師氏がかかわっていることが『西琳寺縁起』に認められ、文献的にも実証されており、軒丸瓦の採用からも考えられる。この時期、塔の建立がなされたと考えられる。おそらく西琳寺や野中寺でも西琳寺式Aa型式軒丸瓦(2・3)を塔創建時に採用したと思われ、この時期、野中寺016型式軒丸瓦(7)の採用も

確認されている。

III期 完成期で西琳寺式Ba型式(土師寺式)軒丸瓦(4~6)の採用から7世紀後半が考えられる。この型式は寺域中心部および外域で出土することが多く、この時期、寺域周辺の整備がなされたのだろう。丸瓦との接合技法が2種存在し、7世紀末~8世紀初頭までこの型式が採用されていた可能性が考えられる。この型式は現在土師寺で最も多く出土しており、おそらく西琳寺式Aa3及びAa5型式をもとに土師寺完成のため創作されたものと思われる。ある意味土師寺独自の展開がなされたと考えられるであろう。大県郡山下寺、志紀郡船橋廃寺、高岸廃寺、葛井寺、古市郡西琳寺などでも採用されている。

また、善正寺式軒丸瓦B種(8)が出土しており、船氏との関連も考えられる。さらに、原山廃寺式IIA型式が『飛鳥時代寺院址の研究』に掲載されており、資料的には怪しいが、それが確かならば原山廃寺式系寺院とのつながりも考えるべきであろう。

IV期 差替え期で青谷廃寺式軒丸瓦の採用から8世紀中葉が考えられる。この型式は南河内で広く採用されており、竹原井頓宮及び河内国分寺で中心的に採用したもので、河内国府推定地でも出土している。この時期中央政権の氏寺再編成が行われたのかもしれない。

このように土師寺は7世紀前半に建立が開始され、創建当初から蘇我一族と関わりが強く、地縁的關係もあるが、7世紀中葉に西文氏とつながりを深めたことが認められる。また、野中寺との関わりが深いこともわかる。

寺院の完成は7世紀後半に西琳寺式Ba型式(土師寺式)軒丸瓦をもってなされたと考えられるが、その後、川原寺式軒丸瓦など7世紀後半代の軒瓦は採用されず、この型式をしばらく使用していた可能性が考えられる。

8世紀中葉には中央と密接な竹原井頓宮や河内国分寺との関わりをもつが、奈良時代後半以降、400年近くの間は新型式の瓦は採用されず土師寺は衰退していたと思われる。その後、平安時代後期には西琳寺や野中寺など周辺の大寺院で認められる野中満願寺I-3型式軒瓦(10・11)が採用されるが、本格的には鎌倉時代の叡尊による律宗としての再興を待たなければならないようである。この時採用された瓦が梵字紋軒丸瓦(12)と連珠紋軒平瓦(13~14)のセットで「道明寺式軒瓦」と名付けた。

これらことから、河内土師氏は7世紀初頭から蘇我氏との関わりが深く、それは常に西文氏と行動を共にしている。また、陳思王植系氏族の野中氏や辰孫王系氏族の白猪(葛井)氏や船氏との関連も深いと思われる。これは地縁的結合も考えられるが、同じ郡内に居住する林氏の拜志廃寺とは採用軒瓦での関連があまり

ない。これは土師氏を含めて前者が7世紀代から中央政権で活躍している氏族で、西琳寺式軒丸瓦を採用している氏族（西琳寺式系氏族）であるのに対し、林氏は在地色が特に濃く大県郡か安宿郡の古代寺院造営者（原山麿寺式系氏族）と関連しており、両者の違いが現れているのであろう。西文氏を中心とし、辰孫王系氏族や陳思王植系氏族などは野中古市人と呼ばれており、土師氏もこれらの氏族と結束することでこの地での地位を築いていったと考えられる。

8世紀になると竹原井頓宮、河内国府、国分寺の造営によってこれらの寺院で採用されている軒瓦が土師寺で認められる。それは西文氏を通じてかもしれないが土師氏が少なからず、これらの造営に関わった可能性を示唆している。

その後、8世紀後半以降の軒瓦が認められず、土師寺は衰退したと考えられる。この時期はちょうど土師氏が改姓する時期にあたる。

中西康裕も述べられているが、この時期河内土師氏は一部を残して秋篠に移住し、後に秋篠氏を名乗ったのではないだろうか。それはこの時期に秋篠寺が建立されることから考えられる。山城の地名である「大枝」の名称が毛受腹の土師氏に付いていることから、この改姓当時の居住地の名称が土師氏の名前として付けられたと考えるからである。

また、河内土師氏の本貫地と関連の深い古市古墳群では、4世紀前半まで遡る古墳は認められない。このことから、当初、オオヤマト古墳群造営に関わった土師氏が古市古墳群造営のため、河内に移住した可能性を指摘したいと思う。その中で一部は大和菅原の地にとどまり、佐紀古墳群造営に関わり、後に菅原氏を名乗ったのではないだろうか。また、百舌鳥の土師氏もこの系統から分岐したものかもしれない。

II 中世の土師寺（道明寺）

つぎに中世の土師寺（道明寺）について述べる。

道明寺は既に述べたように、現在の大阪府藤井寺市道明寺、旧河内国志紀郡土師郷に所在する寺院で、もともと古代の大豪族土師氏の氏寺である土師寺のことである。中世には道明寺と記載される例が増加するが、それは土師氏の後裔である菅原道真の別名「道明」から名付けられたとされている。

土師寺が道明寺と改名した経緯については諸説ある。道明寺天満宮に伝わる社伝では、道真が太宰府で亡くなった後、村上天皇の天曆元年（947）、道真自作の木造を現社域に祀り、土師寺を道明寺と改めたとされている。また、『道明寺縁起』では道真45歳のおり（仁和4年=888）、土師寺尼衆の要請で寺号を「道明寺」に改めたとされている。

しかし、実際いつから道明寺と変化したかについては不明で、『扶桑略記』治安

3年（1023）に藤原道長が「道明寺」に立ち寄る記事が掲載されていることや、『本朝無題詩』に惟宗孝言の「過道明寺有感」という漢詩が認められることから11世紀代には、『道明寺』と呼ばれていたことがわかる。ただ、鎌倉時代に入っても両方の名前が文献に認められることから、完全に定着したのは鎌倉時代後期以降と思われる。奈良時代末期に「土師」という名前を忌み嫌い改姓した土師氏と同じく、「土師寺」という寺院名をも嫌い、改名したと考えられる。

奈良時代後半以降、400年近くの間は新型式の瓦は採用されておらず土師寺は衰退していたと思われる。その後、平安時代後期には西琳寺や野中寺など周辺の大寺院で認められる野中満願寺I-3型式が採用されるが、本格的には鎌倉時代の叡尊による律宗としての再興を待たなければならないようである。その時採用された瓦が梵字紋軒丸瓦(12)と連珠紋軒平瓦(13~14)のセットである。

1. 梵字紋軒丸瓦

特徴・分類

道明寺からは中世にあたりと考えられる軒瓦が数種類認められるが、ほとんどの軒丸瓦が巴紋、軒平瓦が唐草紋である。その中で、平安時代末から鎌倉時代前半にあたる「梵字紋軒丸瓦」と「連珠紋軒平瓦」のセットは紋様、大きさともに特徴的である。

梵字とは、密教において多様な仏様や、神様を表現するための専用の文字のことで、古代インド語（梵語）のサンスクリット文字で、たとえば道明寺出土軒丸瓦に飾られている梵字「(キリーク)」は阿弥陀如来や千手観音を表す場合がある。また、梵字「(ア)」は大日如来などを表す。

梵字紋軒丸瓦の分類・変遷および出現時期は未だに解明されていないが、平安時代後半に認められる「浄土教」の発展に伴う寺院造営時には採用されていることが判明している。

梵字紋軒丸瓦は蓮花紋の中房に梵字を入れるタイプ（A型式）と内区全体に梵字を入れるタイプ（B型式）、梵字が蓮弁に乗るタイプ（C型式）とに大別できる。

では、これらはどのような変遷をたどるのであろうか。中世の軒丸瓦、主に巴紋の変遷は、圏線、蓮珠紋の配置〔要素A〕、外縁（周縁）の形状〔要素B〕などによってなされている。また、外縁比、側面比が増加するものが新しいと考えられ、同范であっても瓦当が厚いものは新しい要素である。

要素Aとしては、素紋縁を施すもの、外区が内縁、外縁に分かれているものがあげられ、さらに前者は内区と外区（周縁）との間に圏線を巡らせるもの、巡らせないものがある。後者は内区と外区との間と内縁と外縁との間、つまり珠紋帯を挟むように圏線が巡るもの、内区と外区との境のみに圏線が巡るものに細分で

きる。後者のほうが新しい要素で、鎌倉時代後半には、ほぼ後者に統一される。

要素Bとしては、外縁の形態が細くて高いもの（平安時代後期から末）→細くて低いもの（平安時代末から鎌倉時代前半）→広くて高いもの（鎌倉時代前半から後半）→広くて高く、幅と高さがほぼ同じもの（鎌倉時代後半）→広く低い（室町前期）→広くさらに低い（室町後期）という変遷が認められ、瓦当裏面の調整を丁寧に行うものは鎌倉時代に下る傾向にある。

外縁比は周縁幅×2÷瓦当径×100で表し、側面比は側面厚÷瓦当径×100で表す。

梵字紋の紋様である梵字自身は基本的にそれ自身で仏像の種子を表していることから刷毛描きで表現することが多く、梵字紋軒丸瓦の梵字もA・B・C型式ともに立体的な刷毛描きで表現されている。立体的な刷毛描きも古いものは紋様の上面が平坦で太字であるのに対し、鎌倉時代になるとやや膨らみ断面蒲鉾形の細字を呈するようになる。

分布

梵字紋は主に大和の諸寺や、法勝寺を始めとするいわゆる六勝寺で認められる他、南河内から和泉にかけての寺院で宝塔紋や仏像紋などとともに採用されている。

特に南河内では、梵字紋A型式を中心に平安時代後期的な蓮花紋や復古瓦ともに出土することが多いが、正確な年代については今まで細かな分析も行われず、単に平安時代後期に位置付けられることが多くあった。

梵字紋A型式は確かに蓮花紋を飾るという特徴から古い要素であるが、必ずしもB型式に先行するとは考えられず、おおまかには平安時代後半から鎌倉時代前半の年代が当てはまると思われる。共伴する軒平瓦の紋様から考えると12世紀中葉には出現していたのであろう。

平安京や宇治平等院などで使用されている河内系軒瓦と呼ばれる八尾市向山瓦窯製品は、最近の研究で11世紀後半に出現し12世紀中頃まで存続したと考えられている。それとセット関係にある軒平瓦を見ると、中心飾りから派生する支葉が内巻きから外巻きが出現し、その内側に中心飾りを巻き込む支葉が現れ、その後その紋様が主になり紋様が複雑になる。

南河内で、この時期の軒瓦が多量に出土する寺院（遺跡）は、野中満願寺跡、日置荘遺跡、大和川今池遺跡等が認められる。これらの中には同范関係がある製品も存在するが、軒平瓦の中心飾りに梵字紋、花卉紋、半截花菱紋などを用い、各遺跡によってバリエーションがある。ただ、中心飾りは異なっても紋様のパターンは同様で、同じように変化すると思われる。

簡単にいうと、中心飾りの下部から外巻きに派生する支葉をもつ一群（a類）、

a類から退化して支葉が中心飾り上部から内巻きに派生する一群（b類）、上部から外巻きに派生する一群（c類）で、a類→b類→c類と変化すると考えられる。これらは、河内向山瓦窯式の新しいものの影響を受けて成立し分布していったのであろう。

年代

紋様の変化から、梵字紋A型式は12世紀中頃以降に出現したと考えられる。

B型式はA型式より古く位置付けられ、薬師寺例、興福寺例などの大和諸大寺や法勝寺例など山城の六勝寺で11世紀後半から始まる可能性が認められる。なお、その終焉は13世紀後半まで下がるものも存在すると考えられる。

C型式は六波羅蜜寺や仁和寺の出土例がいつの時期になるかによるが、B型式とほぼ同じ時期に出現した可能性がある。退化したものは13世紀代まで残るであろう。

また型式変化で見ると、A型式の中房は高いものから圏線で示すものへという変遷が認められ、A・B・C型式共に外区の型式は外区が内縁と外縁とに分かれるものが新しい要素で、それら中でも内縁の連珠紋が圏線に挟まれるものから、外縁と連珠紋との間の圏線が省略されたものへ変化すると思われる。

これらは年代を特定する要素は少なく、外区を主にした紋様構成、外縁比や側面比による瓦当の形態を元に考えられる。

ただ、巴紋軒丸瓦でも実証されているように、このような変化が絶対的なものとはいえない。平安時代から室町時代までは、このような変化を時期決定に用いるのは有効であるが、過渡期となる鎌倉時代前期には併存することが多く、確定的でないと思われる。

大脇正一の『古瓦新講』ではこれらに時期差を考慮して述べられているが、新古を分けた根拠については特にあげられていない。おそらく紋様構成などを根拠にしていると考えられる。特に大脇はこの他に根拠として「字体」をあげている。梵字の字体が編年の根拠になりえるということである。

2. 道明寺式軒瓦について

a. 道明寺式軒瓦（図版51図3）

道明寺で認められる梵字紋軒丸瓦は内区に「阿弥陀如来」を表す梵字「(キリーク)」が飾られ、外区内縁は2条の圏線で区画された粒の大きな連珠紋を配し、外縁（周縁）は素紋である。内区は圏線に囲まれてやや高くなっており、月輪を表していると考えられる。そこにキリークの文字を立体的に浮き彫りしている。内縁の珠紋は33個を数え、外縁（周縁）は高くなっている。

これらの量法は個体差が認められるが、最も残存率が良い個体で瓦当径18.6cm、

瓦当厚 2.3cm、周縁幅 1.4cm、周縁高 1.55cm、内区径 9.5cm、側面厚 3.2cm を測る。外縁比は 15.1 で、側面比は 17.2 を示している。瓦当径に対して周縁が細く、高い傾向にある。

これらは范型の傷み具合や丸瓦の接合位置などから大きく 3 段階に分かれる。主に I・II 段階が道明寺、III 段階が 往生院六萬寺で採用されており、段階が下がるごとに瓦当は厚くなる傾向にある。なお、西琳寺から II 段階のものが出土している。胎土が異なり、道明寺から西琳寺に范型が移動したと考えられる。さらに III 段階では往生院六萬寺に移動している。

梵字紋軒丸瓦とセット関係をなす軒平瓦は道明寺、往生院六萬寺ともに界線で囲まれた内区に連珠紋を 19 個配する連珠紋軒平瓦である。両者は珠紋の位置が一致し、同范の可能性も捨てがたいが、製作技法が異なり異范と思われる。

道明寺出土例は平板な連珠の中心に小さな出っ張りと同じく細い圈線が認められ、コンパス様で割り付けしていることが判る。珠紋は平坦面を持ち断面が角張る古式的のものである。瓦当と平瓦の接合は顎貼付けで、凸面横方向、裏面は平瓦に続く縦方向に工具によるナデを行っている。凹形調整台の痕跡は認められないが、隅切り軒平瓦には凹面に滑り留めの粘土を貼付成形したためか、痕跡が残っている。段階で、顎下部に対して顎裏面が斜め方向からやや凹面形になっている。顎凸面幅率（顎凸面幅÷瓦当幅×100）は 75 前後である。

個体によって若干数値は異なるが瓦当幅 4.7cm、内区圈線幅 2.2cm、上下外縁幅 0.7~0.8cm、脇区幅 0.5cm、珠紋径 0.8cm を測る。珠紋間距離は 1.3cm から 1.5cm である。顎凸面幅 3.5cm、顎突出長 2.2cm、平瓦厚 2.2cm を測る。上外区外縁は 2 度の浅い面取りを行っているが、下外区外縁は 1 度の面取りで、斜縁になっているものもある。顎後縁の面取りは認められない。

これらの軒瓦セットは、道明寺寺域内では何ヶ所かで出土しており、道明寺天満宮にも所蔵されている。それは中世段階では最も多い軒瓦セットで、一時期このセットを用いた堂宇が存在した可能性を指摘できます。これら梵字紋軒丸瓦と連珠紋軒平瓦のセットを、「道明寺式軒瓦」と仮称したいと思う。

b. 道明寺式梵字紋軒丸瓦の位置付け

梵字紋軒丸瓦が外区の形態によってその変遷が追えるとすると、道明寺式軒瓦は鎌倉時代後期の特徴をもつことになる。

すでに見てきたように、梵字紋の紋様である梵字自身は A・B・C 型式共に立体的な刷毛描きで、古いものは紋様の上面が平坦で太字であるのに対し、鎌倉時代になるとやや膨らみ断面蒲鋒形の細字を呈するようになる。

道明寺で採用された梵字紋軒丸瓦の梵字の表現を観察すると、太書きの範疇に入るにもかかわらず、立体的な刷毛描きでしかも稜線まで克明に表現されている。

このような表現は他の型式の梵字紋軒丸瓦では認められず、特異な観を醸し出している。

類例を求めると、陰陽は逆であるが主に関東地域に広がる板碑の梵字表現に酷似する。特に鎌倉時代後期に多く認められる、端正な「薬研彫り」（彫りの断面が V 字形を呈する技法）の陰陽逆のものが道明寺の梵字紋軒丸瓦なのである。つまり、范型作成のやり、文字は反転しているが薬研彫り技法で梵字を彫っているのである。

板碑で現存する最古のものは埼玉県大里郡にある嘉禄 3 年（1227 年）の年号を刻んでいるものであるが、製作の増加を見るのは 13 世紀中葉以降、つまり鎌倉時代中期以降である。最近の研究によると叡尊、忍性の関東下向及びその後の興津運動に従い増加する可能性を指摘されているものがある。また、石造美術に刻む梵字紋も古いものは押型彫りが認められるのに対し、12 世紀中葉以降、薬研彫りに統一されるという。

今一度、道明寺式梵字紋軒丸瓦の紋様構成等を考えてみると、内区と外区との間と内縁と外縁との間、つまり珠紋帯を挟むように圈線が巡り、周縁幅と高さはほぼ同じ値を示す。梵字紋は薬研彫りで范型を製作している。外縁比、側面比は I 段階から III 段階にかけて大きくなっており、むしろ、I・II 段階は近似値を示すが、III 段階になるとより大きくなる傾向にある。これは范型の移動に際し、時間差が大きかったことを示すと思われる。

文様的に時期が下ると考えられる野中寺出土梵字紋軒丸瓦を参考にすると、外縁比 16.5、側面比 19.6 で道明寺式梵字紋軒丸瓦 II 段階と III 段階の間の値を示す。また最近の山崎信次の研究では、軒平瓦凸面に成形台痕が残るのは中世 II 期（1210~1260）以降で、和泉地域では 1300 年前後まで下るといふ。道明寺や六萬寺は河内地域に含まれるが、現在では和泉地域と同列に扱う場合が多くある。したがって凸面の成形台痕が残る六萬寺例は 13 世紀以降のものと思われ、更に 14 世紀初頭まで下る可能性も考えられる。

これらのことから道明寺例（I・II 段階）は 13 世紀前半から中頃、六萬寺例（III 段階）は 13 世紀中頃から 14 世紀初頭までの時期が考えられる。

3. 文献などから見た道明寺の中世史

a. 平安時代末~鎌倉時代

道明寺の歴史については『道明寺縁起』と『河州志紀郡土師村道明尼律寺記』にまとめられている。両者の成立については、どちらも江戸時代のもと考えられているが、これらにはもととなる文献が存在し、それらをまとめた形となっているといわれている。

これらを参考に他の史料も合わせながら文献から見た古代末から中世前半の道明寺史についてひもといてみたいと思う。なお、藤原道長が道明寺を訪れたという文献はすでにあげたので、その次に認められるものから述べる。

菅原氏系図（図版 51 図 4）によると、菅原道真の没後、菅原氏から何人かの道明寺別当や権別当が輩出している。それは道真の 5 代子孫である定義の子である是綱系と在良系の 2 系統で 5 名認められ、さらにこの中で平安時代末から鎌倉時代まででは 2 名認められる。

在良の孫（道真から 8 代）源慶は 1100 年ごろの生まれで、平安時代末に活躍したと考えられる。また、是綱からさらに 4 代子孫（道真から 10 代）定教は 1210 年ごろに生まれており、鎌倉時代中頃から後半に活躍したことが分かる。

この時期、西大寺僧叡尊とその弟子忍性が道明寺に関わる。

『金剛仏子叡尊感身学正記』寛元 4 年（1246）には「土師寺に於いて、河内一國の所宿文殊供養を遂げ、同夜、同寺講堂に於いて二百卅六人に菩薩戒を授く」とみえ、『河州志紀郡土師村道明尼律寺記』にも同じ記事の後に「これより当寺の尼衆、(中略)あらたに供護摩堂、伝法堂および供御所を建立せり」と認められる。この時、叡尊によって道明寺の尼衆が菩薩戒を授かったのをきっかけとして供護摩堂、伝法堂および供御所を建立していることが分かる。

弘安 3 年（1280）の西大寺「授菩薩戒弟子交名」には叡尊の弟子として道明寺在住 7 名（明善、善八、禅教、法照、慈斎、深親、明智）の僧名が連ねられている。また、弘安 9 年（1286）には現在道明寺に伝わる聖徳太子立像が多くの尼僧の結縁者を中心に造立されたことが、胎内に納入されていた『法華経』『勝鬘教』など経巻の奥書や願文から分かる。なお、上記の道明寺在住 7 名の弟子の内、明善、禅教、明智の名前が認められ、尼僧の中では法明房了祥比丘尼あたりが勸進のリーダーであったようである。像内胸部には叡尊の弟子である実舜、了真という男女 2 名の名前が針書されており、仲介をしたと考えられている。

聖徳太子孝養立像は、聖徳太子信仰を背景として造立されたものでヒノキ材寄木造り玉眼の技法で造られ、像高 106.4cm を測る。父用明天皇の病氣平癒を真剣に祈願している少年時代の太子の姿を表現している。

『河州志紀郡土師村道明尼律寺記』には永仁 6 年（1298）、忍性の申請により、鎌倉幕府が 34 ケ寺に対する守護権の介入を禁じているが、その 34 ケ寺の中に道明寺の名前が認められる。他に叡尊は西琳寺の中興にも力を入れている。そのことは『関東祈祷諸寺注文案』にもみられる。

『感身学正記』建長 6 年（1254）3 月 9 日の記事によると「下著河内国西琳寺頭珍上野房家、三ケ日説戒、初日、頭珍寺中島五段捨十方僧、十二日、与二百卅二人受菩薩戒」とあり、このことは文安 3 年（1446）の『西琳寺流記』にも認め

られる。その上、明徳 2 年（1391）9 月 28 日の西大寺末寺帳（極楽寺文書）には西琳寺が認められます。つまり、建長 6 年（1254）以降、叡尊によって西琳寺の中興が行われたのである。この西琳寺でも道明寺式軒瓦が出土しているのは偶然ではないであろう。

昭和 32 年の発掘調査によって高屋城土塁の底から五輪塔が出土した。現在西琳寺で保存されているが、開山の叡尊（中央）、第 2 の長老惣持（東方）、道明寺開山の法明房了祥（西方）、また北東が浄意、北西が空人の墓とされている。もともと西琳寺奥の院にあたる高屋宝生院（叡尊の死後 4 年の永仁 2 年（1294）に高屋築山古墳の北東付近に開山の塔頭（墓所）として建立された）にあったもので、このように配置していたことが文献からもわかっている。以上から西琳寺も道明寺同様、叡尊によって鎌倉時代に再興されたことがわかる。

では、道明寺式軒瓦がなぜ往生院六萬寺に伝播したのであろうか。古代において軒瓦紋様の伝播には政治的意味合いが大きいですが、中世にはそれは薄れたと考えられる。しかし、工人の結びつきなど何らかのかかわりで伝播すると考えると、いくつかの文献が認められる。

それは『金剛仏子叡尊伝記集成』や『西大寺勅諭興正菩薩行実年譜』に認められる、建治元年（1275）枚岡社で蒙古降伏のために大般若経転読講讃・仁王会等を行った際に 81 人に授戒したという記事、さらに弘安 5 年（1282）に叡尊が枚岡社の荒廃を嘆き、関白鷹司兼平に修復を申請するというであり、叡尊と枚岡社との関連が強かったことがわかる。叡尊の河内での活躍を地図に落とすと北は八尾市教興寺までであるのに対して、そこから離れて枚岡社が認められる。枚岡社と往生院六萬寺は近接しており、さらに叡尊がかかわった年代も 1275～1282 年と 13 世紀後半にあたることから鑑みると、往生院六萬寺で道明寺式軒瓦を採用した要因がここにあると推定できる。

これらのことから考えると、道明寺式軒瓦はⅠ段階道明寺（1246～）→Ⅱ段階西琳寺（1254～）→Ⅲ段階往生院六萬寺（1275～）という流れが導き出せる。これらの伝播には叡尊を始めとする西大寺流の真言律宗の影響が考えられる。

b. 南北朝時代

鎌倉時代末から室町時代初頭にかけては南北朝時代でもある。鎌倉時代になって貴族の世の中から武士の世になったのを、後醍醐天皇が中心となって、天皇中心の世の中に戻そうと試みて、北朝と南朝に天皇家が分かれた時代である。この時期には戦乱が続き最後には北朝をたてた足利氏が室町幕府を開くわけであるが、南河内は特に南朝とつながりを持っており、戦場になっている。具体的には正平 2 年〔貞和 3 年〕（1347）に楠木正行によって細川頼氏を藤井寺で破ったという藤井寺合戦などがあるが、道明寺でも戦乱が続いたようである。

土師の里遺跡(89-2区)から見つかった溝には拳大の河原石が大量に詰まっており、その中に瓦器などの土器が大量に含まれていた。ここから出土したものは14世紀前半特徴をもち、藤井寺合戦の年代に一致する。

この溝からは貯蔵具と思われる土器が出土していないこと、中国陶磁などの高級品が認められないこと、溝が一時期に一括して埋められていることなどから、この遺構が葬状の仮設的な性格をもつことがわかる。つまり、住居を使用しなくなった時点でそこで使用した礫とともに廃棄したものと考えられるのである。さらにここから移動式の足釜や脚付土釜とよぶ小型の羽釜に長い3本の足(五徳)を付けた器形が大量に出土したこともその根拠のひとつとなるであろう。なお、川原石は敵に投げ付ける飛礫として集積されたものの可能性が考えられる。

地籍図にこの溝を入れ込むと「字内畑」とされる円形の土地の区画ラインに一致する。その区画内(HJ98-3区)からも同じような遺構が見つかっており、さらに字名図を見ると、「字内畑」のラインに沿って溜池跡が認められる。ここが当時の簡単な「砦?」であった可能性が考えられるであろう。

c. 室町時代後半から安土桃山時代

その後も道明寺周辺は戦場として歴史に出てくる。室町時代後半の康正元年(1455)には管領畠山氏の家督争いが起こり義就と弥三郎が道明寺河原で戦うという事件が認められる。この家督争いはのちの応仁の乱の一因に発展する。

室町時代末の大永7年(1527)には畠山植長によって道明寺は菱江庄(東大阪)を安堵され、その後も永禄3年(1560)には松永久永が道明寺領とかかわりを持っていたことが分かる。しかし、天正3年(1575)織田信長による高屋城攻めの兵火によって社殿堂宇は悉く焼失してしまった。

この荒廃した道明寺は、同年信長により安堵され、本能寺の変後の天正10年(1582)には織田信孝、丹羽長秀によって道明寺領を安堵されている。天正11年(1583)には豊臣秀吉による寺領百石の寄進と安堵によって再興の基盤が確立し、文禄3年(1594)には寺領174石2斗となった。この間における社殿堂宇の再建について縁起は、観音堂、天満宮、僧房、宝蔵、鐘楼をあげるが、確実な史料は今のところ確認されていない。ただ、慶長14年(1609)に三好丹後守房長によって寄進された北野天神縁起絵巻一二巻が残されていることから、天満宮はこの時までには社殿の造営は終わっていたと推考される。

このように中世の道明寺は戦乱に合いながらも、権力者によって加護されている様子も認められる。さらにそれは近世になっても続いており、江戸幕府によって朱印状を与えられている。

以上のように土師の里の中世は道明寺及び道明寺天満宮を中心として進んでいくのである。

(参考文献)

一瀬和夫「第4章検出遺構の検討ー古墳時代の埋葬土壌を中心としてー」『石川左岸幹線管渠築造遺跡群発掘調査概要・I 林遺跡』大阪府教育委員会1986

上田 睦「藤井寺市及びその周辺の終末期古墳と古代寺院」『終末期古墳と初期寺院の造営を考える』(ふじいでらカルチャーフォーラムX)藤井寺市教育委員会2004

大阪府立近つ飛鳥博物館『修羅!ーその大いなる遺産 古墳・飛鳥を運ぶー』(平成11年度春季特別展)1999

太田亮『日本国誌資料叢書 河内』臨川書店1925

笠井敏光「スエムラとハジムラ」『長岡京古文化論叢』中山修一先生古稀記念事業会編 同朋舎1986

佐伯有清編『日本古代氏族事典』雄山閣出版1994

中西康裕「土師氏の活動」『修羅』藤井寺市郷土研究会1994

羽曳野市史編纂委員会『羽曳野市史』第1巻 本文編11997

藤井寺市教育委員会『土師の里8号墳』(藤井寺市文化財報告第11集)1994

藤井寺市教育委員会『探検 巨大古墳の時代』(ふじいでらの歴史シリーズ3)1998

直木孝次郎『奈良市史通史1』奈良市市史編纂審議会編1990

大脇正一「古瓦新講」15・16・18『史迹と美術』1938

大谷女子大学資料館『龍泉寺』1981

藤井寺市教育委員会編『藤井寺市史』第4巻 資料編2下1985

上田睦編『藤井寺市及びその周辺の古代寺院(上)』(藤井寺の遺跡ガイドブック2)1987 藤井寺市教育委員会

上田睦編『藤井寺市及びその周辺の古代寺院(下)』(藤井寺の遺跡ガイドブック3)1987 藤井寺市教育委員会

一瀬和夫・上田睦「土師の里遺跡89-2区」『南河内遺跡群発掘調査概要』IV 大阪府教育委員会1990

法隆寺昭和資材帳編集委員会『法隆寺の至宝 瓦』小学館1992

市本芳三「摂河泉における古代末・中世瓦の様相」『研究紀要』Vol.1(財)大阪文化財センター1993

市本芳三「梵字紋軒丸瓦・軒平瓦の様相ー大阪府出土の梵字蓮華文軒丸瓦・梵字唐草文軒平瓦についてー」『文化財学論集』奈良大学1994

市本芳三「日置荘遺跡出土瓦の分析」『日置荘遺跡発掘調査報告』(財)大阪文化財センター1995

藤井寺市教育委員会編『藤井寺市史』第1巻 通史編1 1997
津々池惣一「平安後期の瓦 -六勝寺を中心とする仏教瓦等の性格について-」
『研究紀要』第4号 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1997
馬淵和雄『鎌倉大仏の中世史』1998
六萬寺史編纂委員会『岩瀧山往生院六萬寺史』上巻 1999
駒井正明「河内往生院出土瓦の編年とその歴史」『岩瀧山往生院六萬寺史』1999
上田睦「道明寺出土梵字紋軒丸瓦の位置づけについて」『岩瀧山往生院六萬寺史』
1999
羽曳野市市史編纂委員会『羽曳野市史』第1巻 本文編1 1999
山崎信二『中世瓦の研究』2000
シンボジュウム実行委員会編『叡尊・忍性と律宗系集団』2000
上田睦「道明寺出土梵字紋軒丸瓦について」『藤澤一夫先生卒寿記念論文集』藤
澤一夫先生卒寿記念論文集刊行会、帝塚山大学考古学研究所 2002
藤井寺市教育委員会『終末期古墳と初期寺院の造営を考える』（ふじいでらカル
チャーフォーラムX資料集）2004

第4項 百濟辰孫王系氏族の寺院と神社

- 葛井・津・船氏 -

1. はじめに

現在の藤井寺市は、旧河内国志紀郡、丹比郡に含まれている。石川と大和川の合流地域で、奈良盆地に本拠を置くヤマト政権の中枢への入口部にあたり、交通の要衝でもある。古墳時代中期には、200mを超える大王及びそれに準ずるものの陵墓を含む前方後円墳が造営された、古市古墳群にあたる。

この地域には、多くの渡来系氏族が盤踞していたことが、『新撰姓氏録』記載の氏族分布を分析した吉田晶氏によって発表されている。それによると、『新撰姓氏録』に記載されている氏族 1181 氏のうち渡来系氏族が 325 氏で、全体の 27.5% にあたる。

河内国では、河内郡以南の地域 11ヶ郡に在住の氏族を文献から抽出すると、185 氏中 87 氏と約 47% が渡来系氏族という結果が出ている。藤井寺市、羽曳野市の古市郡、志紀郡、丹比郡でも約 43% が渡来系氏族である。

この要因としては、雄略天皇が若日下部王を妻として迎えるために、日下の直越の道を通って河内に行幸した時、山の上から国見すると堅魚木を上げた家があった。それは志幾の大県主の家で、天皇の家に似せて造ったことを怒り、謝罪させる話が『古事記』に見える。このエピソードが示すように、それまで必ずしもヤマト王権に対して忠実でなかった在地首長勢力を抑制するために、王権に忠実な新来の渡来系氏族を意図的に配置した可能性が強いことを示している。

また、古市大溝は6世紀後葉に築造された人工の水路で、石川の水を河南橋辺りで引水し東除川までをつないでいる。これを利用して西国からの貢納物の出納・管理・輸送にあたるため文氏、船氏、津氏、さらに蔵氏や馬氏などの渡来系氏族をこの地に集住させたとしている。

古市大溝に関しては、羽曳野市教育委員会の河内一浩も運河説をとり、7世紀前半には物資を運搬していたとし、それに関する遺跡（館や蔵）として、中軸が真北に近い野々上遺跡B群や高鷲中島遺跡、伊賀南遺跡等をあげている。これらの遺跡は7世紀後半には廃絶しており、これは古市大溝の廃絶に伴って、運河利用の陸運+水運から大津道や竹内街道を利用した陸運に変化したと発表されている。これに伴い大津道では北岡遺跡や恵我ノ荘遺跡が、竹内街道では菅田白鳥遺跡や車地遺跡、丹上遺跡が陸運に関する遺跡（駅舎等）と考えられている。

広瀬和雄氏は、耕地の開発を目的とした7世紀初頭段階の「国家」主導型開発を体現するものとする説、つまり、古市大溝を灌漑施設と考える説を提唱している。私もこの説に近く、古市大溝はその開削によって、左岸（矢倉古墳、下田池古墳）・右岸（軽里4号墳、青山2号墳）の2ヶ所で古墳を削平しており、これらの古墳の時期である5世紀末から6世紀前半以降に古市大溝の造営が始まっていることが判明している。また、7世紀中葉には埋まり始めていることが発掘調査でわかっている。この間の7世紀初頭に、はざみ山遺跡をはじめとする遺跡で多数の掘立柱建物を中心とした集落が形成されることを鑑みると、その開削は6世紀後半から末と考えられ、それは耕地の開発が成功した事を要因として形成されたと思われる。

古墳時代に大王家の墓地として位置付けられていた藤井寺・羽曳野北部は、地理的には交通の要衝であり、ヤマト政権も抑えたい場所であったと思われる。そこで古市大溝造営を国家プロジェクトとして行い、この地域の開発を行ったと考えられる。それには、後に「野中古市人」と呼ばれる史（フミヒト）系の渡来系氏族が直接関わったと思われ、後述するように、そのとりまとめとして上宮王家が関連した可能性を推測している。

古市大溝の造営には、古市野中人の中でも直接関わったのが船、津、葛井（白猪）であると考えられる。それは従来からいわれているように氏族名が運河と関わる事が指摘されていることからである。『続日本紀』延暦9年（790）7月17日条の津連真道らの上表文によると、この三氏は百済辰孫王を共通の祖先とする渡来系氏族（図版52）で、辰孫王辰孫王から三代目の午定君（塩君）から分かれた。長子の味散（味沙）君からは白猪氏（後の葛井氏）、仲子の智仁君（王辰爾）からは船氏、李子の麻呂君（宇志、牛）からは津氏が分かれたと伝わっている。敏達朝では王辰爾は高句麗から来た「鳥羽の表」を他の文筆家の史姓の氏族（フミヒト）が読めなかったのに対し、解釈でき天皇から褒められたことが述べられている。つまり、この時点で他のフミヒトより抜きん出たということを表している。

2、葛井（白猪）氏について

白猪氏は『日本書紀』欽明天皇30年（569）4月条に一族の膽津（王辰爾の甥）が吉備地域（岡山県）にあった白猪屯倉の経営に成功したことからこの名前を賜ったことが記載されている。

しかし、ここで興味深い説があるので紹介する。それは白猪氏が他の辰孫王系氏族とは異なる系統出身であるという説である。加藤謙吉氏は山尾幸久氏の「白猪が船、津の職名に基づく族称と異なり、渡来前の百済時代の族称を継承したものである」という説を継承し、『新撰姓氏録』河内国諸蕃の大友史条に「百済国人

白猪奈世之後也」とあることから百済に白猪という二字姓が存在したことを指摘し、胆津の一族は船氏や津氏と別系の氏であったと考察されている。

白猪氏の中では、大宝律令の制定に携わった骨（宝然）や阿麻留が遣唐使に加わっている。中国（唐）に留学し、都である長安（今の西安）で亡くなった井真成もこの氏族出身である可能性が指摘されている。

奈良時代に入ると、官僚の道を進み、養老4年（720）には葛井連を賜った。白猪がなぜ葛井連という姓名を賜ったかはわからない。余談ではあるが、ふじ-ぬはポリネシア語系で草むらのある高いところの意味があるそうである。時期は下がるが『河内名所図会』をみても葛井寺周辺は、草むらが生えたところで、このようなことが関係あるのかもしれない。

神亀3年（726）には葛井連毛人が従五位下を、神亀4年（727）大成が外従五位下を賜わっている。白猪史（葛井連）広成は養老3年（719）遣新羅使従六位下に任命され、その後、備後守、中務少輔などに任じられる。天平20年（748）8月21日には広成の邸宅へ聖武天皇が行幸し、奈良時代では葛井氏最高位の正五位上に叙せられる。これは聖武天皇皇后の光明子の母である県犬養三千代と広成の夫人である県犬養八重とが親戚関係にあったためと考えられる。

なお、鑑真を迎えるために渡唐し（743）、来日（754）させた僧普照は、母の白猪与呂志女が天平神護2年（766）に従五位下に叙せられており、白猪氏の一族の可能性もある。普照は、天平神護元年（765）西大寺大鎮伝燈大師になっている。また、一族出身の大安寺僧慶俊は天平勝宝8年（756）聖武上皇の看病の功績によって僧侶では3番目の位である律師になっている。

その後、延暦10年（791）正月12日条には、春宮亮正五位下葛井連道依が同族の津連が早くに菅野朝臣を賜わったが、自分たちが連のままなので、改氏姓を伏望し、道依等8人が宿禰姓を賜わった。葛井連の主流は葛井宿禰に改姓したのである。

承和元年（834）11月7日条には、右京人陰陽寮允正六位上葛井宿禰石雄と兵部省少録正六位上葛井宿禰鮎川が蕃良朝臣の姓を賜わった記事が認められ、葛井氏の主流が蕃良朝臣に改姓したことがわかる。

貞観5年（863）9月5日条には、河内国丹比郡人左少史従六位下葛井連宗之、兵部少録正七位下葛井連居都成等4人が、10月21日条には正六位下葛井連居都人、大初位下葛井連高長等が本拠を右京に移す記事が載っている。これらはまだ、連姓を名乗っていた傍系と思われる葛井氏が、この時期まで丹比郡に居住しており、これ以降平安京右京に移住したことを示している。9世紀中葉には北岡遺跡、葛井遺跡では掘立柱建物で構成された集落が廃絶し、9世紀後葉に粘土採取孔である土壌群に変わる時期と一致する。

貞観6年(864)8月17日条には、右京人河内守従五位下蕃良朝臣豊村及び右大史従六位下葛井連宗之、兵部少録正六位上葛井連居都成等が菅野朝臣の姓を賜わった記事が認められ、葛井氏主流の蕃良朝臣が菅野朝臣に改姓したと共に傍系と思われる連姓の葛井氏も菅野朝臣に改姓したことがわかる。元慶元年(877)12月16日には、右京人従五位下行山城権守船連副使麻呂、内蔵権少充正七位上津宿禰輔主と共に主殿充大初位下葛井連直臣が菅野朝臣の姓を賜わっている。これが『六国史』に残る葛井氏の最後である。なお、『新撰姓氏録』河内諸蕃にみえる岡原連も百濟国辰斯王子知宗から出るとあり、岡原が「岡」の地名と一致することから葛井氏の一族である可能性がある。

出土瓦からみた葛井寺の歴史(図版53・54・55)

白猪氏(葛井氏)は葛井寺を氏寺とし、その周辺の葛井寺遺跡、特に葛井寺の東に広がる集落跡がその本貫地と考えられる。葛井寺遺跡東端の発掘調査で、古墳時代から続くほぼ南北に流れる幅5m以上の自然流路を検出した。それが埋まった後の整地層から6世紀後半の須恵器、土師器が多量に出土しており、それをベースとして7世紀前半の遺構が形成され、さらにその上層から葛井寺の瓦が出土した遺構が掘削されている。つまり、この時期に整地を行って集落を形成し、その後、寺院関連の建物が形成されたことがわかる。

室町時代の狩野派の絵図によると塔が2基描かれており、江戸時代の『河内名所図会』でも塔跡と考えられる場所が2カ所記されており、双塔式伽藍配置をとると考えられる。塔心礎は石英安山岩(寺山火山岩)製で、柱をのせるところを平坦に加工したのみのもの(中宮寺式)が、本堂東横と南大門入ったすぐ西側に立てられている(図版55図2)。

FJT93-1区は、『河内名所図会』で塔(宝篋印塔?)が描かれている場所にあたるが、ここで粘土や砂、土を互層に積んだ版築を確認した。これが基壇、もしくは掘込み地業とすると東塔の遺構と考えられる。FJT98-2区では、長岡京期(8世紀末)の溝状遺構を埋めた後、瓦を積んでいる遺構を確認した。これが瓦積基壇とすると、食堂跡もしくは僧房跡と考えられる。なおここからは、宮殿遺構や奈良、京都の大寺院でしか出土していない単陶緑釉陶器が出土している。これは茶器の可能性を指摘されている。寺域北東部のFJ95-11区では、大型の掘立柱建物(66㎡)を検出している。本堂北のFJT96-1区では、長大な東西棟の掘立柱建物や鎌倉時代の瓦窯が検出された。

葛井寺の創建は寺伝では、天平年間に聖武天皇の勅願で従三位葛井給子の旧地に建立し、春日仏師(稽文会、稽首勲父子)に勅命して千手千眼観世音菩薩を造らせ、神亀2年(725)藤原房前を開眼の勅使として遣わし、行基を導師として開眼供養をしたとある。

しかし、渡来系氏族出身の中級官僚である葛井氏は、従三位まで上がったことはなく、葛井給子も正史には現れない。ただ、この時期の瓦が大量に出土することから、この時大整備された可能性は高い。

出土軒瓦の様相から7世紀中葉から後半に建立が開始されたことがわかる。当初は羽曳野市古市にある西琳寺や藤井寺市道明寺の土師寺で採用された単弁蓮花紋の西琳寺式軒丸瓦(図版54-1・2)や、その垂式と同じ型で作ったもの(3・4)を採用したが、7世紀後半には羽曳野市はびきの善正寺の単弁形式軒丸瓦と同じ型で作ったもの(7)や、それと紋様が類似した葛井寺オリジナルの軒丸瓦(6)を採用しており、この頃に寺院として一応の完成を見たと思われる。

なお、慶俊との関連か、8世紀前半には大安寺式軒瓦(9・10・11~13)を地方寺院としては唯一採用している。その他退化型式(14)もある。また、後期難波宮や、平城宮で用いられた重圈紋軒丸瓦(15)と重郭紋軒平瓦(16~18)のセットは特に多く出土し、この頃、伽藍の整備が行われたようである。これは寺伝である聖武天皇との関連が少なからず反映していると思われる。その後、8世紀中葉に竹原井離宮推定地の青谷廃寺や河内国分寺で採用され、南河内の古代寺院で頻りに採用している平城宮6664型系軒丸瓦と平城宮6721型系軒丸瓦のセットの青谷式軒瓦(19)を採用して部分的な修理が行われている。

葛井寺の本尊の国宝千手千眼観世自在菩薩坐像は、土で造った像の上に何枚もの麻布を漆で張り付け、中の土を掻き出し張子の像とする彫刻の技法(脱活乾漆造)を用いている。「脱活乾漆像」の「脱活」とは「張子の虎」のように内部が空洞という意味で「乾漆」とは「漆」が乾いて堅くなったという意味である。

なお、最近わかったことであるが、本尊の台座にある反花は創建瓦と同じ紋様で、瓦の約6倍の大きさで作られている。これは善正寺式の紋様が重視されたことのあらわれであろう(図版55図3)。

千手観音坐像は、8世紀中ごろの天平時代に製作されたといわれているが、7世紀末から8世紀前半の所産とする考え方もある。脇侍である聖観音菩薩立像と地藏菩薩立像は市指定文化財になっている。また、西門はもともと南大門として豊臣秀頼が寄進したもので、重要文化財に指定されている。石製灯籠と金銅宝塔は府指定工芸品である。なお、千手観音坐像は毎月18日と8月9日の千日詣の時に拝観することができる。

平安時代には、大同元年(807)に葛井宿禰道依娘の藤子と平城天皇との皇子である阿保親王が、桓武天皇の皇子葛井親王の菩提を弔うため再建されたと伝わっている。また別に、阿保親王の皇子、在原業平が奥の院を造営とあるが、在原業平は長元2年(825)生まれで、大同元年にはまだ生まれていない。また、阿保親王もまだ14歳で、この寺伝もやや信憑性にかける。ただ、伽藍北東で長岡京期に

廃絶した溝上に瓦積み基壇が構築されているのを検出しており、場所的に食堂もしくは僧房と考えられる。ここでは重郭紋軒平瓦(18)が出土しているが、16・17が桶巻作り平瓦であるのに対し、一枚作り平瓦を用いている。寺伝に平安時代のはじめに再興の伝承が残るが、新たな軒瓦は不明である。

『西国三十三ヶ所名所図会』によると、永長元年(1096)大和加留(軽)里、今の橿原市見瀬町の人藤井安基は、荒廃していた当寺を修理復興したので、彼の姓をとり藤井寺と呼ぶようになったとあるが、藤井寺は地名として残り、寺名は元の葛井寺に戻っている。これも寺伝に残るのみで正史には見られません。中国では「葛」と「藤」は同じ意味を表す漢字であることからか、葛井連五百継など「葛井」を名乗った人たちの中には、奈良時代中ごろにすでに「藤井」と記載されている人もいるので、奈良時代から藤井寺と呼ばれていたのかもしれない。この時期の可能性のある瓦として単弁八葉蓮花紋軒丸(21)がある。これは連珠文帯を持つもので尾上実氏による野中満願寺分類のI-3類(野中寺060型式)で西琳寺や土師寺でも出土している。

平安時代後期の瓦としては、主に近隣寺院と同范関係を持つものが多く、軒丸瓦は複弁蓮花紋4種、宝塔紋軒丸瓦1種、文字紋軒丸瓦3種(内、梵字紋2種)がある。軒平瓦は文字紋1種、均正唐草紋2種が認められる。

複弁蓮花紋軒丸瓦には、四天王寺と同范(四天王寺古瓦聚成159、160)関係にある複弁蓮花紋軒丸瓦(20)がある。この型式は他に大和川今池遺跡でも出土している。複弁形式でも中房のまわりに雄蕊帯をめぐらすものが2種ある。27は野中寺058型式で、また、日置荘遺跡の分類でD-7型式系のもも出土している。26は宝相華紋を内区に飾り、中房に雄蕊帯を持つもので、菅田八幡宮神宮寺や菅田御廟山古墳(応神陵)外堤でも出土している。

宝塔紋軒丸瓦(22)は、河内通法寺式軒瓦と呼ばれ、西琳寺、通法寺、叡福寺西方院、金剛輪寺、海会寺、橋寺、川原寺、法勝寺など南河内を中心に分布している。いくつか範型が存在するようで、葛井寺の瓦は川原寺のものに類似する。通法寺では何種類か出土しており、分布の中心と考えられる。なお、「仁安四年(1169)二月十二日」の銘を持つ軒平瓦とセットをなす。

『僧深慶某寺領注進状』建永2年(1207)7月8日条に「河内国末寺宝名剛琳寺丹南郡」とある。この某寺は通法寺であることが判明しており、鎌倉時代になって源頼朝の祖先が建立した寺院である通法寺が勢力を張り、中河内の寺院を末寺として取り入れ拡大したことがわかる。この文献には、他にも丹比郡野中寺や高安郡教興寺など南河内の有数の寺院が名前を並べている。剛琳寺は葛井寺のことで、通法寺の末寺に位置付けられていたため、宝塔紋軒丸瓦を採用したと思われる。

また、「葛井寺後修理瓦 久安三年三月六日」の銘を持つ軒平瓦(23)がある。久安3年は1147年のことで、この時期2度目の修理が葛井寺で行われたことがわかる。この軒平瓦は後の修理に使われたということであるが、これは藤井安基が1098年に実施した再興が1147年になって完成したのか、安基の再興後さらに修理したものかは不明である。なお、葛井寺では胎土の類似から宝塔紋軒丸瓦とセットをなすと考えている。

他に葛井寺からは1種の文字紋と2種の梵字紋軒丸瓦が出土している。文字紋(29)は外区に圏線で挟まれた密な連珠紋帯と幅の広い素紋縁を配す。内区には「大日如来寺」の5字が「日」を中心に置き、文字を反転させて配置している。これは範型に逆転文字を印刻すべきであるところを正位に彫ったためと考えられる。梵字紋(28)は太字で低く「(ア)」を配す。梵字紋「(ア)」は胎藏界の大日如来をあらわすことがあるが、そうすれば文字紋の「大日如来寺」と一致する。31は外区に連珠紋、内区に梵字紋「(キリーク)」を配す。梵字紋「(キリーク)」は観音や千手観音をあらわし、本尊の千手千眼観音自在菩薩に一致する。

この時期の軒平瓦としては、均正唐草紋軒平瓦がある。24は中心飾りに半裁花菱紋を置きそこから上方斜めに唐草を配す。日置荘分類のD類と思われる。25は中心飾りが不明であるが、唐草紋の様相から日置荘分類のF類と思われる。また、連珠紋軒平瓦(33~35)もこの時期と考えられる。

また、かつてこの寺のものと考えられる、大般若経巻495が伝存するが、その奥書に「仁平4年(1154)〔中略〕河内国舟(ママ)北東条舟(ママ)南郡土師郷日本大靈験所 葛井寺御宝前書了」とあり、さらに時期は下るが『大乘院社雑事記』長録2年(1458)8月3日条に「河内国丹南郡土師郷之内、興福寺東金堂末寺剛琳寺」とある。このことから、平安時代末以降、葛井寺の所在地は丹南郡土師郷と呼ばれたことがわかる。

葛井寺は、江戸時代には西国三十三ヶ所観音霊場の第五番札所であるが、これは少なくとも平安時代後期まで遡ることが文献などから判明している。永久4年(1116)近江園城寺長吏になり、保安4年(1123)には天台座主になった行尊の『三十三所巡礼手中記』(寺門伝記補録)には、八番「剛琳寺」があげられ「願主藤井氏人、宇藤井寺」とみえ、応保元年(1161)の園城寺、僧覚忠の『三十三所巡礼記』(同書)には九番として「河内国丹比南郡、剛琳寺、宇藤井寺、御堂七間、南向、本尊等身ノ千手、願主阿保親王」とみえる。鎌倉時代にも『拾芥抄』に「三十三所観音」の一つとして「藤井寺、河内丹南郡、剛琳寺」と号す。従三位藤井給子、等身千手」とある。

鎌倉時代の嘉禄2年(1226)には広橋経光らが摂津・河内の社寺参詣と遊覧を行った時、葛井寺に参詣したことが『民経記』9月18日条にある。なお『民経記』

は民部卿であった経光が書いた日記である。また文永2年(1265)志紀荘が醍醐寺領から興福寺領になった初見資料がある。本堂北西部で検出した瓦窯はこの時期のもので32・33が認められる。

その後、文献では室町時代には興福寺東金堂の末寺になっている。これがいつまで遡るのかは不明であるが、この時期、法隆寺で採用された軒平瓦の両端を切ったもの(39~43)が葛井寺で出土する。仏供田池南側で中世の瓦窯(春日山瓦窯)を2基検出しているが、39~43の軒平瓦は瓦窯の付近から出土し、法隆寺のものとは胎土が異なることから、范型が移動していることがわかる。38のように薬師寺や唐招提寺と同范関係があるものも認められる。これらことから本山と末寺との関係と、使用する瓦の関連は葛井寺においては認められないことがわかる。なお、35は1号瓦窯焚口から出土したもので、鎌倉時代までさかのぼる可能性がある。36は瓦窯南側の溝状遺構から法隆寺所要のものに類似した鬼瓦と一緒に出土した。

長祿2年(1458)には、興福寺東金堂領岡村庄の岡村兵庫入道雅意と弥次郎親子が同領剛琳寺(葛井寺)と造内裏段銭賦課をめぐる争っている。岡村氏は岡村庄鎮守であった春日社の神主職を代々興福寺より補任された白衣神人でこの検断権を得ていた。なお、応永8年(1401)には岡村庄が成立していた。春日社は辛国神社のことである。「神殿」の字名の残る地点の東側、「庄屋垣内」の字名付近の発掘調査では12~15世紀の井戸が多数検出されており、この地点を区画する大溝も検出されている。字名などから岡村氏の館跡の一部と推定できるであろう。この溝からは、44・47が出土している。44は法隆寺の瓦と同范である。

室町時代は興福寺の末寺として栄えるが、畠山政長と畠山義就両家の内紛に絡む争いで、たびたび戦乱の場となっている。なかでも明応2年(1493)に10代将軍足利義植の本陣となり、畠山政長が本拠を藤井寺城に移したことから、葛井寺境内は兵火に罹り、楼門、中門、三重塔、鎮守、奥院が焼失した。この藤井寺城は津堂城山古墳の小山城という説や葛井寺境内説があるが、最近の岡ミサンザイ古墳(仲哀陵)の発掘で、ここが城として機能していたことが判明し、この陵が「藤井寺城」と呼ばれていた可能性もある。遭された宝塔と本堂も永正7年(1510)8月8日に起きた地震で破壊されている。

永正7年(1510)勧請活動に当り、三條西実隆が記した寺記には「神亀2年(725)に聖武天皇の勅願によって、行基菩薩が開基し、さらに平城天皇の勅願により阿保親王が再興された」とあるが、寺院再興のため、阿保親王(母が葛井氏の出だといわれる)の話を絡ませ、創建の話を膨らませたものと思われる。

近世に入り、豊臣秀頼や徳川家代々の外護により、寺勢が盛隆安定した。特に江戸時代以来は西国三十三ヵ所の札所として、民間の信仰を得て、現在に至って

いる。

葛井(白猪)氏の集落(図版53)

この氏族がいつ現在の藤井寺に居住したかは不明であるが、葛井寺の周辺には6世紀後半から7世紀初頭の土器を包含している整地層が見られ、その上層からは7世紀初頭の掘立柱建物がみついている。この時期に移住したと考えると、ちょうど文献から導き出された時期と合致する。

余談になるが、この付近を発掘調査すると大型の埴輪が土器群の中に少なからず混ざっており、現在、近くに古墳が存在していないことを鑑みると、この整地に伴いいくつかの古墳が削平された可能性も考えられる。藤井寺駅の北側では家形埴輪などの多くの埴輪や滑石製紡錘車、須恵器を包含した溝が検出され、削平された古墳(葛井寺1号墳)の可能性が考えられている。また、その北側でも小規模なものであるが、一辺6mの方墳(葛井寺2号墳)を検出している。これらは出土した埴輪や須恵器蓋坏の形状から5世紀中ごろの年代が考えられる。

北岡遺跡、葛井寺遺跡は葛井寺跡のまわりで見つかった遺跡で、二つの遺跡に分かれているが、実際は同じ遺跡と考えられる。主に集落跡と土壙群からなる。

葛井寺跡周辺の両遺跡の中央部尾根上に南北方向に道が通っている。その西側、及び東側斜面地には多くの土壙が認められる。これらの土壙群は土師器を作るための粘土採り穴や、墓などの考え方があがるが、粘土層から土層が変わると、それ以下の掘削をやめていること、良質の粘土を採るためオーバーハングしていることなどから前者が有力で、ほぼ定説化している。ただ、土師器焼成の窯跡自身は葛井寺西側で発見されているのみで詳細は不明である。

このような土壙は7世紀後半には認められ、8世紀後半から増加しており、集落の範囲まで及んでいる。それまでも土壙によって削平されている可能性もあるが、9世紀後半からこれらの地点では、集落跡が検出されなくなるためか特に多く認められ、10世紀代の土壙も多くある。その分布は葛井寺の寺域を避けるように、その北側から西側の仏供田池周辺まで広がり、全体で1万基以上存在すると推定できる。土壙には土師器の不良品が大量に詰められたものや、1~3個体の土師器を埋納したもの、遺物が出土しないものがある。先述したように、これらは粘土を採って土師器を焼成していることから、奈良時代までは志紀郡長野郷に含まれた葛井寺の所在地が、平安時代になると丹南郡土師郷に変化したと考えられる。

この土壙群の範囲以外では、6世紀末から8世紀の集落遺構が多く検出され、いくつかの群になっている。北東部の集落跡A、中央部西側の集落跡B、葛井寺跡南東部の集落C、遺跡南東部の集落D、集落Aの南側の集落Eがある。

集落Aは東西方向の道状遺構の北側に広がる建物群である。道状遺構はそれを東に延長すると、揮志廃寺、園府推定地、衣縫廃寺の南側を通る。現在の大津道

推定地はこれより北側 200mにあたるが、不安定な段丘崖の南を通るため、官道である大津道とは思えない。そこでこの道状遺構が大津道である可能性が考えられる。このようなことを踏まえると、集落Aの官衙的な建物群を駅などの道にまつわる施設と考えたいと思う。少ないながらも瓦類も出土し、重圏紋軒丸瓦も出土している。

集落Bは官衙的配置を取る建物群であるが、官衙にしては当てはまるものがない。最近では、豪族の館も官衙的配置を取ることが判明しており、地域的な関係から傍系葛井氏の集落と考えたいと思う。なお、文献によると9世紀中葉には傍系葛井氏も平安京へ移住することが判明しており、この建物跡は9世紀後半に粘土採取孔によって破壊されている。

集落Cは主要伽藍下層南東部、及び寺域の東側で7世紀前半の掘立柱建物群を検出している。この建物群は7世紀後半には続きません。寺院造営のために移動した可能性がある。このことから造営氏族、つまり白猪氏（葛井氏）の集落と考えられる。

集落D周辺の葛井寺城南西部には「ブクンダ（仏供田）池」が存在し、その周辺から瓦窯を検出している。検出した瓦窯は鎌倉時代以降のものであるが、付近には古い瓦窯も存在すると考えられる。また、その西側では、奈良時代の瓦を含んだ粘土採取孔や、掘立柱建物の柱掘方に礎板として平瓦を採用しているものを検出しており、瓦工人の集落の可能性もある。

集落Eでは南北方向の道状遺構と、その両側で7世紀から8世紀の掘立柱建物が見つかっている。葛井寺跡で使用されたと考えられる軒瓦をはじめとする瓦類が出土しており、葛井氏の集落と考えて良いかもしれない。

これらの集落では、葛井寺所要瓦が出土するという特徴をもつ。集落Aでは建物柱穴掘方から重圏紋軒丸瓦が、集落Dでは区画溝から葛井寺オリジナルの単弁形式軒丸瓦や重郭紋軒平瓦、集落Cでは範囲の東端の溝から単弁形式軒丸瓦が、集落Eの道状遺構から西琳寺式Aa型式軒丸瓦が出土している。このように、氏寺である葛井寺で採用されている軒瓦が集落から出土することは、その集落が葛井寺との関わりを持つことを示している。

葛井（白猪）の氏神

寺域南西にある式内社辛国神社や、以前寺域にあったと伝わる式内社長野神社と関連があるとする案内書もあるが、両方とも葛井氏とは関連なく、後述の大津神社が葛井・船・津氏の共通の氏神と考えたいと思う。

2、津氏について

津の名は港（津）を管掌した職名に基づく。津氏は敏達3年（574）船史王辰爾

の弟牛に津史を賜ったのが最初で、その後、約150年後の養老6年（722）遣新羅使となる式部大録正七位下津史主治麻呂、神亀年間（724～728）に陰陽師とみえる津連首谷、天平10年（738）頃の官人歴名に美濃大目とあり、天平18年（746）正六位上とある津史馬人、天平17年（745）治部省少録とみえ、天平勝宝4年（752）の大仏開眼会に雅楽大允、正六位上で唐中雅楽を奉仕し、神護景雲3年（769）従五位下肥前守に任命された津史真麻呂、天平17年、右兵衛府少直、正六位下とあり、天平神護元年（765）に従四位下に叙せられ、宝亀4年（773）閏11月、造西大寺次官従四位下で卒した津史秋主がいる。なお、天平宝宇2年（758）秋主ら34人は同族である船、葛井はすでに連姓を賜ったのに対し、史姓であったため、改姓を上言し賜った。

また、津連真道は津連山守の子で宝亀9年（778）少内記とみえ、近江少目・右衛士少尉等を経て、延暦2年（783）恪勤によって正六位上から外従五位下を賜った。その後も右衛士大尉兼近江大掾・左兵衛佐を経て、延暦4年（783）従五位下に進み、東宮学士兼左兵衛佐となった。その後も伊予介・図書助などを歴任し、延暦9年（790）7月17日、自分が百濟王族出身で先祖は礼持を奉って朝廷に仕えてきたが、今は一族が詩歌や文章を作る業を伝えて、学校で教授の職を司っていることを述べ、連姓を改めて朝臣姓を賜うことを希望し、居住地に因んで菅野朝臣の氏姓を賜った。翌年には、治部少輔兼皇太子学士・左兵衛佐・伊予守となった。

また、延暦16年（797）に『続日本紀』編纂完成の功によって従四位上に昇叙し、延暦24年（805）に秋篠朝臣安人とともに参議に起用され、弘仁5年（814）従三位・常陸守、74歳で薨じている。

なお、津氏は延暦10年（791）正月12日条には、対馬守正六位上津連吉道等10人に津宿禰を賜わり、少外記津連巨都雄ら兄弟姉妹7人が居住地に因って中科宿禰を賜った。なお、中科宿禰巨都雄も菅野朝臣真道とともに延暦16年（797）、『続日本紀』編纂を完成させ、外従五位下から従五位下に叙位されている。

また、延暦18年（799）菅野朝臣真道は、正四位下行佐大弁兼右衛士督皇太子学士伊勢守の時、葛井・船・津三氏の墓地は河内国丹比郡の野中寺以南の寺山にあり、子孫が相守り墓地として維持してきたが、木こり達が樹木を伐採して、靈魂の落ち着くところが失われている状態であったので、以前出された伐採禁止令に従い禁止するよう上奏し、認められた。

その後、中科宿禰善雄は弘仁5年（814）9月7日条に従五位下爲東宮學士とあるが、『類聚国史』第99巻、職官部、叙位、弘仁8年（817）正月7日条に中科朝臣善雄とあり、中科宿禰はさらに中科朝臣に変わっていた可能性がある。

さらに、承和元年（834）12月19日条には、諸陵少允正六位上中科宿禰直門と

左少史従七位下同姓継門等が菅野朝臣の姓を賜わる。この時、菅野朝臣は津連の別姓とある。なお、斉衡元年(854)正月7日条に正六位上とある菅野朝臣弟門も中科宿禰から改姓したものである。

また、元慶元年(877)12月16日条には、右京人の従五位下行山城権守船連副使麻呂と内蔵権少充正七位上津宿禰輔主と主殿充大初位下葛井連直臣等三人に菅野朝臣の姓を賜わるとある。

津氏は葛井氏や船氏ほど奈良時代の文献には見られない。また、津連から宿禰へ改姓するのもかなり遅れる。しかし、桓武天皇の母親が身分の低い渡来系氏族(高野新笠)ということもあって真道が気に入られ、昇進していく。それで、延暦8年(790)上奏し、いきなり菅野朝臣を賜わった。このときまだ他の津氏は連姓であった。その後、9世紀には菅野真道の関連で津氏出身者は多く登用されるようになり、津宿禰が中科宿禰を賜わる。最後はほとんどが菅野宿禰に改姓する。傍系の津氏と思われる津宿禰は、9世紀後半になってやっと菅野朝臣を賜わったことがわかる。

津氏の改姓した津宿禰、中科宿禰、菅原朝臣が『新撰姓氏録』右京諸蕃に記載されていることから、編纂された815年にはほとんどが平安京へ移住していたと考えられる。

津氏の氏寺(図版55図1)

津氏の本貫地は藤井寺市津堂から羽曳野市大津神社一帯と推定されている。津堂の名称は本来「津氏のお堂」という意味があると考えられ、津堂城山古墳の西部の外堤付近の字「善光寺屋敷」からは古瓦が出土したといい、津堂廃寺と仮称されている。なお、ここの北側には「持(寺)田」という字名、その南側には「寺屋敷」という字名も残っている。津堂城山古墳内にある津堂八幡神社境内には石英安山岩の礎石が残っている。

このあたりは羽曳野丘陵から派生したはざみ山台地の縁辺標高約15mにあたり、幹線道沿いではありませんが、江戸時代には馬街道と呼ばれ、藤井寺から八尾方面におもむく街道となっていた。

また以前、近辺の字名、地割りなどから寺域を青果市場付近に推定し、そこを発掘調査したが、寺院関連の遺構やその存続時期のわかる軒瓦さえ確認されなかった。そこで、今回もう一度推定地を考察してみた。南側の「寺屋敷」をその推定地とすると、この真南には野中寺が、真東には大井廃寺推定地があり、位置的に適していると考えられる。

戦国時代、織田信長の小山城(三好氏)攻めの時焼失したため、善光寺は藤井寺市小山に移建され、現在も法燈を続けている。善光寺の寺伝によると、推古朝に若使主東人(本田善光)が信州に帰る途中、難波の堀江で一光三尊仏(阿弥陀

如来)を拾い、それが二つに分かれ、一体は信濃善光寺、一体はこの寺の本尊としたという伝説が残っている。なお、この一光三尊仏は藤井寺市小山の善光寺に保存され、毎年4月24日の夜にだけ拝観できる秘仏となっている。

推定寺域内では顕著な遺構、遺物は出土していないが、周辺からは瓦類が出土している。軒瓦としては善正寺式B種軒丸瓦がある。7世紀後半の所産と考えられ、丹比郡善正寺や野中寺、安宿郡原山廃寺で出土している。また、忍冬蓮花紋軒丸瓦C1類も認められる。忍冬蓮花紋としては後出品で、志紀郡拜志廃寺で主に出土しているものである。7世紀末から8世紀初頭のものと考えられる。重弧紋軒平瓦も発掘調査で周辺から出土している。重弧紋の中では大和などの祖型に近いものである。

津氏の集落

現在、この氏族の居住集落跡は確認されていないが、寺院推定地から約100m西の藤井寺市津堂集落の西側で発掘調査を実施した結果、古墳時代から中世にかけての土器や、軒丸瓦を含んだ瓦類、緑釉陶器、緑釉古新羅土器なども出土している。また、そこより東側でも6世紀末の土器がまとまって出土しており、また、正倉院のものによく似た9世紀の漆塗木皿が出土しているところもあり、津堂遺跡の南から小山遺跡内に集落跡があったことが予想できる。

津氏の氏神

氏神と考えられる大津神社は現在、羽曳野市高鷲に所在し、平安時代に作られた『延喜式神名帳』にも載っている古い神社である。現在では古い時期の文化遺産はなく、元の神社は別のところに存在した可能性も考えられる。付近には北宮、南宮など神社が存在した可能性のある場所がいくつか認められる。

3、船史について(図版43・44)

船氏は、欽明14年(553)、王辰爾が船の貢ぎを数えて記録していたことによつて船長とし、船史を賜わったのが最初である。

敏達元年(572)5月15日条に、高句麗からきた「烏羽の文」を他の文筆系氏族が読めなかったのに対し、王辰爾は技を使って読んだ。これを天皇は褒めたといわれている。

推古16年(608)6月15日条には、船史王平が唐の使者裴世清をもてなし、推古17年(609)4月4日条に、船史龍が百濟僧道欣を接待するなど外交で活躍している。おそらく当時の海外情報に通じており、通訳なども行ったと思われる。

江戸時代に松岳山から出土したと伝わる墓誌によると、船王後は王智仁(辰爾)の子供である那沛故首の子供で、敏達朝に生まれ、推古、舒明朝に仕え、舒明13年(641)12月3日、大仁の位(冠位十二階の三番目、実際は正五位相当)で亡

くなっている。その後、天智7年(668)に松岳山にあった長男の刀羅古首の墓と並んで夫人の安理故能刀自と共に墓を造ったとある。「惟船氏故王後の首は、是船氏の中祖王智仁の首の兒那沛故の首の子也。乎娑宮に天の下治めたまひし天皇の世に生まれ、等由羅宮に天の下治めたまひし天皇の朝に奉仕す。阿須迦宮に天の下治さめたまひし天皇の朝に至り、天皇照見して其の才の異なり仕えて功勳有るを知り、勅して官位大仁を賜ひ、品第三と為す。故戊辰年十二月、松岳山上に殯葬す。婦安理故能刀自と共に墓を同じくし、其の大兄刀羅古の首の墓と並びて墓を作る也。即ち万代の壘基を安く保ち、永劫の寶地を牢固にせんと為る也」後述するが、松岳山は柏原市の松岳山古墳とされているが、その事は実証されていない。

皇極4年(645)6月13日条に乙巳の変の時、船史恵尺は燃え盛る蘇我入鹿の邸宅から『国記』を持ち出し、中大兄皇子に献じている。天武12年(683)10月5日条、船、白猪(葛井)、津の三氏の中では唯一、天武朝の八色の姓である「連」を賜わり、船史からに船連に改姓されたことが記載されている。

文武4年(700)3月10日、僧道昭が亡くなった。河内国丹比郡の人で船連恵尺の息子である。孝徳天皇白雉4年(653)留学僧として遣唐使に参加、唐で玄奘三蔵に師事して法相教学を学ぶが、あわせてそれまで日本になかった禪定(座禪)を学んだ。帰朝するとき、三蔵に舍利と経論を授けられ日本に帰ってきた。道昭は元興寺(飛鳥寺)の東南の隅に禅院を建てたと文献にあるが、これは発掘調査で確認されている。その後、道昭はおよそ十余年天下を遊行して、井戸を掘ったり、各地の渡し場の船を造ったり、橋を架けたりした。山背国の宇治橋は、道昭が初めて造ったものである。晩年は禅院に戻って住むようになった。その後、72歳で亡くなっている。弟子たちは遺言に従って、栗原(高市郡明日香村栗原)で火葬にした。日本の火葬はこれから始まったといわれており、発掘調査でも8世紀初頭の火葬墓が多く確認される。この時期に多いということは、実際はそれ以前から出現していたことを表しているであろう。

船氏はその他にも多く認められる。文武4年(700)8月22日条に因幡守で勳大壹(正六位上相当)の船連秦勝が封卅戸を賜わった。秦勝は甚勝ともいい、和銅7年(714)正月5日には正五位下を賜わった。和銅2年(709)弘福寺田畠流記帳には、船連大魚が民部大録正八位下と記載されており、その後、養老7年(723)正月10日には従五位下に叙せられている。

しかしその後は、地方の有力者や外国人に与えられた外位である外従五位下が最高位となっている。ただ、多くの船氏が叙せられている。天平3年(731)葉、天平18年(746)吉麻呂、天平宝字6年(762)小楫、天平宝字8年(764)腰佩、神護景雲元年(767)庭足、宝亀元年(770)浄足と虫麻呂と東人、宝亀10年(779)

住麻呂、天応元年(781)田口、延暦3年(784)正月7日船連稻船が叙せられている。

船氏の本拠地としては、天平14年(742)の正倉院文書『船連多麻布優婆塞貢進解』にある、河内国丹比郡野中郷戸主の船連吉麻呂が、戸口の次麻呂を優婆塞として治部省少録船連多麻布に貢進した記事から丹比郡野中郷が考えられている。次麻呂は興福寺禅光の弟子になる。

なお、僧侶としては道昭の他、興福寺の僧慈訓がいる。天平10年3月(738)山階寺より大般若経を奉請したのが初見で、天平勝宝7年(755)『過去華嚴郷劫千仏名経上巻』に「興福寺沙門慈訓證」とある。天平勝宝8年(756)聖武上皇の看病の功績から僧侶の位では2番目の少僧都を賜わった。天平宝字元年(758)『興福寺別当次第』に慈訓が初任されたことが記載されている。

また、勝宝5年(753)遣唐使として鑑真と帰国し、通訳をした延慶は天平勝宝7年、東大寺写経所・図書寮に華嚴宗関係の教典を貸与しており、華嚴宗の学僧であったと思われる。その後、藤原仲麻呂に優遇され『家伝』のうち「武智麻呂伝」を執筆した。天平宝字2年(758)8月、在俗中に叙された外従五位下を返上した記事がある。これは、天平勝宝6年(753)11月11日、大唐學問生无位の船連夫子が授外従五位下を授かったが、出家するので辞退したという記事が認められる。つまり延慶と船連夫子は同一人物であると考えられる。このように7、8世紀の文献には、40人近く記載されており、三氏の中では船氏が一番目立つ。

9世紀には、改姓記事や居住地を平安京内に移す記事が認められる。延暦10年(791)正月12日条には、主税大属従六位下船連今道等が同族の津連が早くに菅野朝臣を賜わったが、自分たちが連のままなので、改氏姓を伏望し、今道等8人は居住地によって宮原宿禰を賜わった。この名称は大津神社付近の宇「北宮」「南宮」から出たという説がある。船連の主流は宮原宿禰の姓を賜わったことがわかる。宮原宿禰には天長3年(826)正月7日、正六位上宮原宿禰村継が外従五位下に叙されている。その後、長伴3年(1001)『大間成文抄』二には宮原宿禰忠信がみえ、11世紀にもこの氏族が認められる。

また、御船宿禰の姓名は貞観5年(863)8月9日条に船連からの改姓の記事があるが、天長7年(830)正月7日、正六位上御船宿禰賀が外従五位下に、天長8年(831)正月4日には正六位上御船宿禰氏主が外従五位下に叙せられている記事が認められ、815年に出版された『新撰姓氏録』にはこの姓名が認められないことから、815~830年の間に改姓されたことがわかる。

なお、天長10年(833)8月17日には、河内國人戸主外従五位下御船宿禰氏主等が本居を右京六條に移した記事が認められる。船氏の主流は、9世紀初頭に居住地を平安京に移していることがわかる。

その後、貞観5年(863)8月9日条には、右京人従五位下行皇太后宮大進御船宿禰彦主、従五位下行助教兼備後権介御船宿禰佐世、内蔵少属正七位上御船宿禰氏柄、散位従七位上船連助道など男女6人が菅野朝臣の姓を賜った。主流は都へ移住後、姓名を菅野朝臣に改姓していることがわかる。同じ時に、河内國丹比郡人の左兵衛権大志正七位上船連貞直が御船宿禰の姓名を賜っている。これは傍系の船氏と思われる。さらに、貞観9年(867)11月20日には、河内國丹比郡人外従五位下行直講船連副使麿が右京に本居を改めた。

元慶元年(877)12月16日には、右京人従五位下行山城権守船連副使麻呂、内蔵権少充正七位上津宿禰輔主、主殿充大初位下葛井連直臣等3人が、菅野朝臣の姓名を賜った記事が認められる。このことから傍系もまず御船宿禰を賜った後、平安京へ移り、さらに菅野朝臣を賜ったことがわかる。

その後、船氏は元慶5年(881)4月28日、民部史生大初位下船連福男を紀伊史生に任命する記事が認められ、9世紀後半まで船連を名乗る船氏が存在したことがわかる。

さらに御船宿禰は仁和元年(885)3月8日、東市御船宿禰正弘方を河内國に遣わすという記事、仁和2年(886)5月28日に御船宿禰氏主を大学博士になすという記事が見えるが、『六国史』で船氏とわかる記事はこれが最後である。

なお、天平宝字2年(758)6月25日には船史が、船直の姓を賜わる記事があるが、これは高句麗系渡来氏族の桑原史と同族の船史である。

船氏の集落

この氏族の本貫地は文献から丹比郡野中郷、現在の羽曳野市野々上から同市はびきの、藤井寺市野中に居住していたことがわかる。該当する集落については不明であるが、候補として野々上遺跡があげられる。ここからは7世紀を中心とした多数の掘立柱建物群が確認されている。野中寺と隣接し、瓦も出土していることから、野中寺と深いつながりが認められる。他に伊賀南遺跡や車地遺跡など竹内街道沿いの官衙的配置をとる遺跡も該当するであろう。寺山の範囲に含まれる石曳遺跡でも7世紀代の掘立柱建物群が検出されている。

なお、御船宿禰は9世紀前半から後半まで船氏系氏族で名乗られた姓名であるが、藤井寺市内に御船町という地名が残っている。最近の発掘調査で、古墳時代から8世紀の遺構遺物を検出しており、後に御船宿禰を名乗った氏族が住んでいた可能性がある。

船氏の墓

羽曳野丘陵の北端、先述の菅野真道の上奏にある「葛井、船、津、三氏墓地、在河内國丹比郡野中寺以南、名日寺山」という記述から、野中寺の南側にはこれらの氏族の墓地があったと考えられる。確かにこの地域には、横口式石槨と呼ば

れる7世紀代の特殊な墓制が散見される。また、その後の火葬墓も野中古墓、西浦古墓、石曳遺跡などにある。

小口山古墳は7世紀中ごろの横口式石槨を埋葬施設とする終末期古墳で、善正寺の寺域に接している。また最近、その横に小口山古墳より一世代古い2基の横口式石槨を埋葬施設とする小口山東古墳が確認された。

船氏の氏寺

船氏が丹比郡野中郷に居住していたという文献や、葛井、船、津氏の墓地が河内國丹比郡野中寺の南側にあるという文献から野中寺を氏寺に比定する説が定説化している。野中寺が有力な寺院であったことも関わっているであろうが、船氏の居住していた丹比郡野中郷に野中寺が存在していたというだけでは、野中寺が船氏の氏寺と比定するには根拠が薄いと思う。例えば、「私達の先祖の墓は葛井寺の西にある」といっても葛井寺が「私達の氏寺」にはなり得ない。他にも後述するが、野中寺が船氏の氏寺である可能性が低いという考古学的な根拠がある。

野中寺について(図版56)

現羽曳野市野々上、旧丹比郡野中郷、丹比道(後の竹内街道)沿いに南大門を構え、現在も法灯を続けている。羽曳野市教育委員会が中門跡と塔跡を発掘調査した。塔を西、金堂を東に置き、金堂と塔が対峙しており、法隆寺式伽藍配置の変形パターン、もしくは川原寺式の変形か観世音寺式と考えられ、野中寺式伽藍配置と仮称されている。

野中で創建期の採用軒瓦は素弁八葉蓮花紋軒瓦(004型式)、西琳寺式Aa(013型式)、西琳寺式C1b(016b型式)である。また、「庚戌年(650)銘の丸瓦が塔跡から出土しており、その頃にはある程度伽藍が整っていた可能性が考えられる。

しかし、最も古い軒瓦は西琳寺と同範の004型式で、範傷の進行具合、技法の違いなどから西琳寺から野中寺へ瓦範が移動したことが判明している。西琳寺ではこの型式と同じ技法(裏面に叩き痕)のものが、単弁形式の西琳寺式A0型式に認められることから、創建時期は7世紀第2四半期末まで下る可能性が考えられる。ただ、金堂跡を調査していないため、今後古く遡る軒瓦が出土する可能性も考えられる。なお、西琳寺式Aaを採用しているが出土点数が少なく、周縁を素紋にするなど何らかの規制がかかっている可能性がある。

7世紀中葉以降には西琳寺式Ab(014)、西琳寺垂式(016a、017、018)、西琳寺Ba(019)、善正寺式C、D種(027)のように西琳寺式の影響下にあるものも採用している。最も多いものは、野中寺016型式で周縁を改竄したものもある。これは野中寺所用瓦を焼成した下田池瓦窯でも出土している。

また、忍冬蓮花紋A(022)、B1(023)、B2(024)類などオリジナルが採用され、A類が尾張元興寺、B2類が南河内の諸寺に分布している。特にB類は重圍縁

(B1)を凸鋸齒紋縁(B2)に改範したものが大県郡大里寺、志紀郡船橋廃寺、大鳥郡塩穴寺で採用され、さらに改範して直立縁に重圈紋を施したもの(B3)が石川郡竜泉寺で採用されている。また、これらから派生したC類が志紀郡拜志廃寺・丹比郡津堂廃寺(C1)、大型郡やまし他事(C2)で採用されている。忍冬蓮花文軒丸瓦を分布する寺院の中核的存在となっている。

また、末葉には少ないながら善正寺式C型式軒丸瓦が採用されている。

奈良時代に入ると、付近では葛井寺で主に採用される難波宮式軒瓦の重圈文軒丸瓦と重廓文軒平瓦のセットや、同じく平城宮6303型式系軒丸瓦と平城宮6664型式系軒平瓦のセットを採用している。なお、園分寺をはじめとする付近の古代寺院で採用されている青谷式軒瓦は採用されていない。

創建時の野中寺は西琳寺ときわめて強い関連を持っていたが、7世紀後半にはオリジナルの忍冬蓮花紋軒丸瓦が中心となっていく。忍冬蓮花紋軒丸瓦は、7世紀前半に斑鳩の法隆寺を中心とした寺院で創作された軒瓦であるが、7世紀後半には退化したものではあるが、野中寺が分布の中心となっている。これには来目皇子墓が近くに存在することと関連があると推定したい。

平安時代には、平安京で見られるものに類似したものや、中房のまわりに薬を配するもの、善正寺Ⅱ式軒瓦などを採用し、その後も鎌倉、室町、江戸時代と連続とこの寺院が経営されているのがわかる。

造営主体としては船氏の氏寺をあてる説が通説となっているが、その根拠が乏しいことから、所在地名より野中連や河原連、野上連(筑紫史)など魏の陳思王植後裔氏族が集まって建立したと考えたいと思う。

本尊の重要文化財金銅彌勒菩薩半迦像は、台座に「丙寅年(666)に栢寺の知識(信者)が中宮天皇(斉明天皇?)の病氣平癒を願って造った」という意味の61文字の銘が刻まれている。栢寺は橘寺説や岡山県栢寺廃寺をあてたりしている。しかし、最近では仏像の年代が下がる説や、印刻自体がこの仏像が見つかった大正時代に彫られたという説もある。

他に船氏の氏寺と考えられる寺院としては、羽曳野市はびきの善正寺がある。

善正寺について(図版43)

この寺院も丹比郡野中郷に位置し、来目皇子墓の東、小口山古墳の西側にほぼ接したところにある。双塔式伽藍配置で寺山安山岩製の柱穴などの加工を加えていない中宮寺式塔心礎が、野中寺境内に移されている。金堂は壇上積基壇で二重基壇を持ち、礎石には白メノウ(大理石)を使用するなどかなり立派である。この礎石も現在、野中寺に保管されている。

採用軒瓦は、7世紀中葉の西琳寺式Aa型式が少量認められるが、創建期(Ⅲ期)以降、奈良時代が始まるまで、百済の瓦当紋様や西琳寺式Aa型式の影響を受け、

複弁形式の要素を加味したと考えられる善正寺式を創作している。なお、善正寺式はA・B・C・D種の4種ある。善正寺式は中南河内に分布しており、A種が船橋廃寺、B種が丹比郡野中寺、津堂廃寺、泉福寺、志紀郡土師寺、安宿郡原山廃寺、C種が野中寺、渋川郡鞍作廃寺、石川郡弘川寺、D種が葛井寺、安宿郡五十村廃寺で採用されている。なお、葛井寺ではこれに先行するオリジナルの0種も認められる。丸瓦の先端を楔形にし、瓦当面に接合しているが、この接合技法は山田寺のA種、C種の範傷のあるものや、F種の塔建立が再開された天武朝以降の技法であることが判明している。また、供伴土器から考えると、美原町太井遺跡からは、善正寺式B種が飛鳥Ⅲの新しい段階の土器や、新羅の雁鴨池や皇龍寺出土例と併行する統一新羅土器が出土していることから、7世紀第3四半期前後の年代が考えられる。

奈良時代には、少量であるが青谷廃寺式軒瓦を採用しており、8世紀末には善正寺式Ⅱ式軒瓦を採用している。それ以降の軒瓦はあまり知られておらず、寺院は衰退していったことが推定できる。

造営主体は津氏の氏寺という説、また最近では、皇學館大学の遠藤慶太によって伊吉氏の氏寺である伊吉(雪)寺に比定する説も見られる。伊吉寺は8世紀中頃に平城京の写経所へ舶載の經典を貸しており、この時期立派な寺院であったと考えられるが、善正寺ではこの時期の瓦は青谷式軒瓦が少量みられる程度であり栄えていたとは考えられない。

善正寺は構造的にも出土遺物もかなり立派で、採用した瓦も7世紀には善正寺式を4種用いていることなど、独自性が強く有力な氏族の氏寺であった可能性が極めて高いことがわかっている。また、船氏は同じく丹比郡野中郷に居住し、同族関係にある三氏の中では7世紀代に勢力を誇り、盟主的地位にあったこと、仏教にも力を入れていたことなどが文献的に立証できる。つまり、これらのことから善正寺が船氏の氏寺という説を指示したいと思う。

なお、寺山が善正寺山のことを表すと考えると、その寺山の所在地を説明するのに善正寺の名称は用いられないと考えられる。そこで当時この辺りでかなり格式の高かった「野中寺」の名称を挙げその所在地を説明したと思われる。ただ、船氏の氏寺の比定を実証することは、現在では不可能である。しかし現状から見ると、野中寺、善正寺のうちのどちらかがそれにあたりと考えられる。

そこで次に伽藍配置、遺構、塔心礎の形態、出土瓦の様相など考古学的立場から両寺を比較し、船氏の氏寺について実態に近づきたいと思う。両寺の概略については前述しているため、詳細は省くが、先に触れられなかった部分について見ていく。まず、採用している軒瓦についてみると図版55表1のようになる。

伽藍配置、塔心礎の形態も表にまとめているとおりである。野中寺は法隆寺式

伽藍配置の変型で、塔と金堂が向かい合う野中寺式伽藍配置をとる。塔心礎は穴に接して添柱穴のある桶寺式の形態をとり、岩質は黒雲母花崗岩である。この形態の塔心礎は付近では西琳寺で採用している。善正寺は薬師寺式伽藍配置をとり、塔心礎の形態は上部を平坦に加工しただけの中宮寺式で、岩質は西塔が黒雲母石英安山岩で、東塔は石英安山岩である。これは葛井寺の伽藍配置、塔心礎の形態、岩質と一致する。また、最近では津堂廃寺も善正寺式を採用していること、石英安山岩製の礎石が存在することがわかっている。

以上のことから、野中寺と善正寺は500m程しか離れていないにも関わらず、採用した瓦、遺構など一致する点が少ないことがわかった。採用瓦でみると、同様に西琳寺式Aa型式軒丸瓦を採用している点が挙げられるが、これはこれらの寺院が中央と深い関わりをもって成立、経営されたこと（西琳寺式系寺院）を表しているためと考えられる。

これらの資料を他の寺院の資料と照らし合わせると、野中寺は採用瓦、塔心礎の形態が西琳寺に、善正寺は採用瓦、伽藍配置、塔心礎の形態、岩質までもが葛井寺と一致することがわかる。西琳寺、葛井寺は文献などから、前者が西文氏、後者が葛井氏の氏寺に比定することは間違いのないことである。葛井氏は辰孫王系氏族の一つに数え上げられ、船氏とは同族で地縁の関係も深いことは既に述べたところである。これらの氏族間で氏寺造営のおり、その技術の交流が行われたであろうことは十分予想できる。つまり、葛井氏の氏寺である葛井寺と類似した様相を示す善正寺が、同族の氏寺である可能性は高いと思われる。

また、既に述べたように同じく同族である津氏の氏寺がその地名より津堂廃寺（善光寺）である可能性が高いことから、やはり善正寺を船氏の氏寺に比定するのが妥当と考える。善正寺が船氏の氏寺とするとその建立の契機に一つの手がかりが考えられる。

船史出身の僧道昭は、遣唐使として唐に向い、そこで「西遊記」のモデルとなった玄奘三蔵に師事し、帰国後、諸国を遊行したといわれている。この時、自分の本貫地である丹比郡野中郷に氏寺である善正寺を建立したのではないのでしょうか。これは創建瓦である善正寺式の年代とも一致する。また、このように考えると、善正寺に隣接する終末期古墳の集中する場所が気になる。道昭の父親である船連恵尺は乙巳の変の時、蘇我氏邸から国記を持ち出し中大兄皇子に献上したことが文献にある。道昭が700年に72歳の高齢で亡くなったということから、父親は650～660年頃に亡くなった可能性が考えられる。

つまり、善正寺に隣接する小口山古墳が恵尺の墓であり、道昭は父親の墓前寺として善正寺を建立したと考えられるのである。さらに最近、それを遡る横口式石槨も確認されている。先祖の墓を意識して善正寺を建立したとは考えられないだ

ろうか。

最近、羽曳野市の河内一浩が面白い考察を述べられているので紹介する。小口山古墳のある丘陵は、松茸が採れる山として、個人の別荘になっていたというのである。それがいつまで遡るのかわからないが、ここが「松茸山」と呼ばれていた可能性があるのである。ここで思い出していただきたい。船王後の墓誌に「松岳山上に殯葬す」とあること。これは柏原市松岳山古墳のことと考えられているが、発掘調査ではその痕跡は確認されなかった。また、この墓誌は一時期西琳寺に保管されていたということで、この小口山古墳のある丘陵から西琳寺は2kmしか離れていない。つまり、船王後の墓誌がこの丘陵から出土したと考えるとどうであろうか。この丘陵全体が船氏の墓地であり、道昭はその先祖供養のために善正寺を建立したとは考えたい。

それでは野中寺の造営主体はどう考えればよいだろうか。野中寺の所在する地名「野々上」を考えると、この地域に居住していた野上連が推定できる。野上連は『新撰姓氏録』河内諸蕃に「魏王陳思王植の後裔で河原連と同族」ということが記載されている。また、野中連も同族と考えられる。これらの氏族も地名が羽曳野市河原城や藤井寺市野中と野中寺周辺に残っており、これらの同族が集まって造営、経営したと思われる。そのあり方は西琳寺が西文氏を中心とし蔵氏、武生氏などの同族と経営したことと同様である。

ただ、野上連は延暦4年（785）2月、筑紫史広嶋が賜ったものであるため、野中寺との関連とともに九州地方との関連も予想され、野中連が中心に野中寺を建立したと考えられる。この同族には安宿郡や大県郡に盤踞している上村主も認められる。

加藤謙吉氏によると、上村主は下村主同様に西漢氏の下部組織として位置付けており、陳思王植後裔氏族も西漢氏と関連がある可能性を指摘している。付近には来目皇子墓が存在し、来目からもともと久米氏から分岐した大伴氏とのつながりも考えられる。東へ300mに位置する大半山古墳も大伴氏関連の古墳である可能性を指摘したい。

また、もともと上宮王家と関わりの深い斑鳩地域で分布していた忍冬蓮華紋を主体に採用していること、来目皇子墓があること、寺伝では聖徳太子創建ということから、野中寺造営主体と上宮王家は強いつながりがあると考えられる。

延暦15年（796）9月23日付け「近江国（愛知郡）大國郷壘田売券」や、同年11月2日付け「近江国（愛知郡）八木郷壘田売券」には擬主帳や主帳として野中史が見える。少し離れるが、同じ近江国栗太郡の滋賀県草津市志那中町大般若寺からは、野中寺の忍冬紋に類似したものが出土しており、何らかの関連が考えられる。近江には志賀忌寸、志賀穴太村主、永野忌寸など西漢氏の一族が多く分布

していることも関わっていると思う。

また、野中寺から約1km西の藤井寺市野中に所在する野中満願寺を野中連の氏寺に比定する説も提唱されている。貞観17年(875)8月28日、正六位上河内國野中神が従五位下を授かった記事が見られるが、野中満願寺推定地の東側には、この野中神(野中神社)が野中宮山古墳後円部に祀られている。ただ、野中満願寺推定地から出土する軒瓦は平安時代後半から中近世のものが主で、7世紀代の軒瓦は量的には少なくこの時期創建の寺院であるとしても、小規模なものであったと考えられる。『日本霊異記』下巻18に「丹比郡野中堂」というのがあるが、これは野中満願寺に比定できるであろう。

軒瓦の組成を見ると、7世紀代の軒丸瓦はすべて野中寺のものと同范であるのに対し、8世紀代のものは野中寺では認められない青谷麿寺式軒瓦が採用されている。創建期には両寺院の関連は深いのであるが、8世紀に入ると関連が薄くなる可能性が考えられる。つまり、同族連合が創建・経営した野中寺と、その中の一族が建立した野中満願寺が存在するということがわかる。

5、まとめ

辰孫王系氏族の変遷、及び寺院についてみてきた。文献から見ると葛井、津、船氏は同族関係を保っているが、その叙位を見るとそれぞれ最も栄えた時期が異なる。葛井氏は8世紀中ごろの広成の時、津氏は8世紀後半の秋主から真道の時、船氏は三氏の中で唯一八色姓である「連」を賜っており、7世紀から8世紀初頭に勢力を保っていたと思われる。特に津氏は真道が桓武天皇に気に入られ、異例の出世をしている。

なお、葛井氏の本貫地は藤井寺市藤井寺周辺で氏寺は葛井寺、津氏の本貫地は藤井寺市津堂で氏寺は津堂麿寺、船氏は本貫地が羽曳野市はびきの周辺で氏寺は善正寺であることが出土軒瓦の様相から判明した。葛井寺は7世紀後半に建立されるが、8世紀の瓦が多く、重圈紋軒丸・重郭紋軒平瓦のセット分布の南河内での中心である。津堂麿寺の詳細は不明であるが、善正寺は7世紀後半に建立され、8世紀初頭まで善正寺式と呼ばれている軒瓦を主体に使用し、その分布の中心となっている。これらのことから氏寺とその氏の盛衰が一致することがわかる。

辰孫王系氏族は6世紀後半に南河内に移住し、古市大溝の造営、及び経営に従事したと考えられる。なお、文献の「烏羽の表」からみると、応神朝に渡来した東西史ら古い渡来人にかわって新来の渡来人である辰孫王系氏族が重用されたことを示唆していると思われる。古い渡来系氏族である西文氏の氏寺である西琳寺は、7世紀前半に飛鳥の大寺院と同じ范型で作った軒瓦を採用しており、南河内での中心的存在であったと思われる。

7世紀中葉から後葉では西琳寺式Aa型式を6種採用している。善正寺では、創建時に西琳寺式Aa型式を少量採用しているものの、7世紀末から8世紀初頭には4種の善正寺式を採用しており、西琳寺と同様の様相を示している。このように同一型式の軒瓦を採用するということは、他からの影響を受けずに独自に軒瓦を賄えることを表す。これは大和では山田寺や川原寺のような大寺院があてはまる。

7世紀後半の様相をみると、善正寺式軒瓦は原山麿寺のようにそれまで重弁形式を採用していた安宿郡の寺院や、丹比郡泉福寺、渋川郡鞍作麿寺、石川郡弘川寺など渡来系氏族の氏寺の創建瓦として広く採用しているが、それまで南河内での中心であった西琳寺では採用されていない。さらに、西琳寺式Aa型式でも下るものは、この時期あまり分布していない。これは新しい渡来系氏族である船氏の氏寺善正寺が、7世紀後半には古い渡来系氏族である西文氏の氏寺西琳寺と比較して優位にあった事を表すものと考ええる。

なお、『三代実録』元慶8年(884)5月26日条には「従五位上菅野朝臣高松を玄蕃頭となす」というのがある。この菅野朝臣高松がもともと葛井氏か、津氏か、船氏かは不明であるが、これが辰孫王系氏族の『六国史』に記載されている最後にあたる。

第5項 河内妙見寺と敏達王家

1. はじめに

妙見寺は旧石川郡山田郷の古代寺院で現在の南河内郡太子町春日に位置する。この妙見寺は多くの文献に認められ、奈良時代には大寺院であったと考えられるものの、推定地付近から瓦の出土が認められるのみで、現在では伽藍配置など詳細は不明である。なお、近くには江戸時代に再興された曹洞宗の妙見寺が現在も法灯を続けている。

この妙見寺について、考古学的見地を中心に文献、所在地などから浮き彫りにしたい。

2. 妙見寺の沿革および周辺

A. 文献からみた妙見寺¹

寺伝によると推古天皇6年(598)蘇我馬子によって建立され、七堂伽藍を供えた古代寺院とされている。この寺伝は寺に残された寛文7年(1667)銘の蘇我馬子の位牌牌面に「開基蘇我馬子」と記載されているのが最も古い文献であろう。

また、享和元年(1801)編纂された『河内名所図会』²には「春日村良の山中にあり。禅宗。天白山と号す。本尊十一面観音 長六尺。初瀬観音の模型にして同木なり。脇土、天照太神、春日明神。当寺牌面二云、開基蘇我馬子大臣。推古帝三十四年五月戊子朔丁未二十日薨ス。中興鎌田氏末裔星院殿喜雲浄悦居士、寛文七年十二月廿三日卒ス。」と記されており、図には、「春日村妙見寺」とあり、急な階段を登り一段高い寺地のへ赴く人の姿が記載されている。また、その階段に向かう里道の傍らには「塔ノ石ツエ」という注記がされており、当時塔心礎が残存していた可能性が認められる。

しかし、この付近は金剛砂の採掘でかなり現状が破壊され、現在では『河内名所図会』に見られる風景は残存していない。

文献では「続日本紀」宝亀8年(777)8月15日条に上野国群馬郡の50戸、美作国勝田郡の50戸を妙見寺に施入された記事がみられ、大同元年(806)牒の「新抄格勅符抄」によると、宝亀11年(780)には常陸国50戸、近江国30戸、讃岐国50戸が追加され合計230戸の寺封を給されたことが記されている。なお、「日

本後紀」大同3年(808)9月16日条には令に違反したという理由で、寺封100戸を減ぜられた事が掲載されている。その後、嘉元3年(1305)頃の『撰録★渡庄目録(九条文書)』に法成寺の末寺として、また、暦応5年(1342)正月付では河内国妙見寺「在所知れず」と記載されている。応永元年(1394)8月5日の『西琳寺領田畑目録(西琳寺文書)』には「妙見寺別当領分參町八段正税分」とみえる。これら文献にみられる「妙見寺」が今回報告する妙見寺であるとする、奈良時代にはかなり勢力を保持した寺院であったことが判る。なお、本尊は大和長谷寺の本尊と同木で止利仏師の作と伝えられている。

B. 所在地「春日」からのアプローチ

妙見寺の所在する「春日」から関連する氏族を検討する。

『新撰姓氏録の研究』³⁾によると、「春日」の名称がつく氏族としては、春日和珥、春日朝臣、春日臣、大春日朝臣、春日粟田臣、春日小野臣、春日真人、春日山君、春日部主寸、春井連が挙げられている。

このうち春日和珥、春日朝臣、春日臣、大春日朝臣、春日粟田臣、春日小野臣は孝昭天皇皇子、天帶彦国押人命の後裔で春日臣(後の春日朝臣)を本宗家として大和添上郡春日を中心に居住していた氏族である。春日臣家は天皇家に多くの妃を輩出した大豪族であるが、葛城氏や蘇我氏のように外戚にはなれず、勢力を伸ばすことはできなかった。

春日真人は『新撰姓氏録』右京皇別に「敏達天皇皇子春日王之後也」とある。春日王は『日本書紀』敏達天皇4年(575)正月是月条に「立一夫人。春日臣仲君女日老女子夫人。《更名。葉君娘》。生三男一女。其一曰難波皇子。其二曰春日皇子。桑田皇女。其四曰大派王」とみえ、同じ内容が『古事記』にも認められる。また、『続日本紀』(孝謙天皇)天平勝宝3年(751)正月辛亥条に「・・・田部王春日真人・・・」あることから、春日皇子の子孫である田部王に春日真人を授けられたのであろう。

なお、近藤敏喬『古代豪族系図集覧』⁴⁾1993には敏達天皇-春日皇子-宮処王-狭野王-春日田部の系図が示されている。

また、「小野氏族諸系図」によると、遣隋使として中国へ渡った小野妹子は春日皇子の子供とし、その後の小野氏が敏達天皇の後裔と仮冒するものが認められる⁵⁾が、小野氏は大和の春日氏の傍系氏族で、主に近江・山城に本貫地を置いていたことが判明しており、この文献は疑わしい。おそらく小野氏が春日皇子と同じ名前の春日氏から出たことや、小野妹子の墓の伝承地が、太子町春日の南東に「式内社「科長神社」に接して存在することからうまれたのであろう。

春日山君は『古事記』垂仁天皇段、五十日帯日子王の注に「春日山君。高志池

君、春日部君之祖」とみとめられるが、『新撰姓氏録』和泉国皇別の山公条にも「垂仁天皇皇子五十日足彦別命之後也」とあり、もともと山君(公)の一族であったことがうかがわれる。

春日部主寸は『新撰姓氏録抄』未定雑姓山城国に「春日部主寸。津速魂命三世孫、大田諸命後也」とある。『延喜式』神名帳、河内国高安郡条には「春日戸社坐御子神社」(現、八尾市高安町山畑)が認められ、春日部主寸はこの付近の漢人集団の管掌者であったと考えられている。なお、同じく津速魂命三世孫には中臣連や藤原朝臣の祖である天兒屋命が認められる。

春井連の春井は(ハルイ)(火スガイ)と読まれ、春日井と同じである。『新撰姓氏録』河内蕃別には「春井連。下村主同祖。光武帝七世孫。慎近王後也。」とある。他に河内造、武丘史とも同祖で、河内在住の中国渡来系氏族⁶⁾であることが判る。なお、奈良時代に活躍した仏師の稽主勲、稽文会は春日仏師と呼ばれ、太子町春日村が居住地と伝えられている⁷⁾が、春井連出身の可能性が高い。

つぎにこれらの氏族以外で「春日」の付く人物を『古代人名辞典』⁸⁾から引用する。

★春日娘子(武烈天皇皇后)、春日王(1.持統3年4月薨。2.文武3年6月卒。3.施基皇子の子。天平17年4月卒。4.万葉集三243「春日王の歌一首」5.景雲3年11月從五位下に叙された)春日皇子(敏達皇子)、★春日大娘皇女(雄略天皇皇女、仁賢天皇皇后)、春日女王(勝宝8年5月卒)、★春日老女子(敏達天皇夫人)、★春日千乳早山香媛(孝靈天皇皇后)、★春日日手偏に爪臣糠子(欽明天皇妃)、★春日皇女=春日皇后=春日山田皇女(仁賢天皇皇女。安閑天皇皇后)が認められる。(★は春日臣出身)

これによると、春日臣出身の皇后、妃、夫人には春日の名称が付属するようである。

これらの中で河内地域との関りを考えられるものとして、「春日山田皇女」が挙げられるであろう。記紀によると春日山田皇女は仁賢天皇の皇女で、応神系の最後の大王である武烈天皇の兄弟で、継体系の安閑天皇の皇后となる。この時期仁賢天皇の皇女達はそれぞれ継体系の大王の皇后となっており、旧系統と新系統をつなぐ役割を担っていた⁹⁾。

特に春日山田皇女は安閑、宣化、欽明朝に勢力を持っていたようである。それは春日山田皇女がその名称を残すため、多くの屯倉を設置し、御名代としていること、欽明即位前紀に、宣化天皇の死後、欽明天皇は春日山田皇女に治めてもらおうとするが固辞される記事が載っていることから推定できる。その後、春日山田皇女は安閑天皇とその妹である神前皇女と河内旧市高屋丘陵に合葬される。この陵も春日山田皇女の御名代内に所在するのであろうか。なお、『延喜式』諸陵

寮によると、安閑天皇の墓は「古市高屋丘陵」に、春日山田皇女の墓は「古市高屋墓」と別々に存在することになっている。

継体天皇の死後、安閑・宣化朝と欽明朝の両朝が並立していたという説¹⁹があるが、宣化天皇の死後、その皇女である石姫皇女を皇后として、欽明天皇の両朝の統合が行なわれたと考えられる。つまり、石姫皇女は春日山田皇后を含めた安閑・宣化朝の勢力を受け継いだと考えられるのである。

南河内郡太子町の中央部東よりには「春日」の地名が、その南東側には「山田」の地名が残り、春日山田皇女との関連が深い地域であった可能性が高い。つまり、この地域に春日山田皇女の御名代が存在したと推定できるのである。

また石姫皇女の墓は太子町葉室に存在し、『延喜式』諸陵寮に「磯長原墓」とされている。既に述べたように、春日山田皇女の御名代は石姫皇女に受け継がれていると考えられるが、最も春日山田皇女と関りの深かった磯長谷に石姫皇女は自分の墓を作らせたのであろう。

また、敏達天皇が亡くなった時、大和の「広瀬」で殯を行った後、母親である石姫皇女の眠る「磯長原墓」に合葬されたという。この墓は天皇家最後の前方後円墳である。その後、磯長谷には敏達天皇の異母弟の用明天皇、皇后の推古天皇、甥の聖徳太子、玄孫の孝徳天皇²¹が葬られ、「王陵の谷」と呼ばれるようになる。敏達大王家関連の墓地である。

このことから、石姫皇女の勢力は敏達天皇及び敏達大王家に引き継がれたと考えられるであろう。安閑天皇陵・皇后陵、石姫皇女・敏達天皇陵の存在、春日・山田村の位置から推測すると、古市高屋地域から磯長谷までの広大な土地が春日山田皇女の御名代であったと推定できるのである。

太子町の「磯長谷（王陵の谷）」は、春日山田皇女から石姫皇女に石姫皇女から敏達天皇に引き継がれたということが判った。ここで一つ気になることがある。それは「春日」関連の人名の中で、敏達天皇皇子の「春日皇子」があることである。彼は春日老女子を母親に持ち、春日臣氏に養育²²されたため、「春日皇子」と呼ばれたとも考えられるが、敏達大王家と関りの深い太子町春日地域に居住したためと考えたい。その子孫が、春日真人の姓を賜うのである。

C. 墓地としての妙見寺

妙見寺付近からは江戸時代に采女氏の埜域碑や紀吉継の墓誌が出土している。また最近7世紀後半の古墳も調査された。

a. 『采女氏埜域碑』¹³

江戸時代中期以前に出土し、現在では現物は行方不明であるが、拓本のみ現存している。それによると「飛鳥浄原大朝廷、大弁官直大武、采女竹良卿、請い造

らんとする所の墓所、形浦山地四千代。他人は上がって木を毀ち傍地を犯し穢す莫らざる也。己丑年十二月廿五日」とある。（飛鳥浄原大朝廷は持統天皇、直大武は従四位上、形浦山は現在の片原山、己丑年は持統三年（689）にあたる。）竹羅の墓所を示し穢を犯すことのないように建立された埜域碑である。

采女竹良は竹羅、筑羅、竺羅とも書かれ、天武10年（681）小錦下（従五位上から下にあたる）で遣新羅大使に任命されたのが初見である。その後、13年には信濃に派遣され、14年9月には御衣袴を与えられている。朱鳥元年（684）9月には天武天皇の崩御に際する殯において、小錦（五位）以上の官位をもつ婦人である内命婦のことを誄している記事が認められる。

采女氏は物部氏の一族で『新撰姓氏録』右京神別上に「石上朝臣同祖。神饒日命六世孫大水口宿禰の後也」とあり、『旧事記』天孫本紀には「大水口宿禰。穂積臣。采女臣等祖。出石心命子」とある。采女氏は『日本書紀』天武天皇13年（684）11月戊申朔条に臣姓から朝臣姓を賜った記事が認められる。采女竹良以外にも舒明朝の采女臣摩礼志、孝徳朝の采女臣使主麻呂、天智朝の采女通信侶、文武朝の采女朝臣枚夫等多くの人物が文献に認められている。

藤沢一夫氏によると、妙見寺と『采女氏埜域碑』のあったと考えられる片原山は並立して存在しており、埜域碑の文面から采女氏は氏寺成立後に墓地の申請を設置したと考えられ、妙見寺を菩提寺として成立したと考察されている¹⁴。また、聖徳太子墓と叡福寺の関係もこれと同じで、聖徳太子墓の御廟寺として、聖武天皇が建立したと考えられている。なお、このように菩提寺の付近に墳墓を設ける先例として新羅歴代王陵の場合を挙げられている。

b. 『紀吉継墓誌』¹⁵

妙見寺の裏山の南東斜面から出土しており、瓦★製で長さ25cm、幅15.6cm、厚さ6cmのほぼ同型同大の蓋と身からなっている。文字は身の上面に四周に界線を巡らせ縁取りし、縦に四條の罫線を刻んで五行にわけて、47字の銘文を刻んでいる。

それによると「維れ延暦三年歳は甲子に次る朔癸酉の丁酉、参議・従四位下・陸奥国按察使・兼守・鎮守副將軍勲四等紀氏諱は広純の女、吉継の墓誌。」とある。

（延暦3年は784年にあたり、紀吉継は参議従四位下陸奥国按察使兼守鎮守副將軍紀広純の娘であることが判る。）なお、紀朝臣広純は大納言兼中務卿正三位紀麻呂の孫で、衛士督従四位下紀宇美の子である。天平宝字2年（758）正月には正六位で北陸道民吉使に、同7年（763）正月には従五位下に除せられ、大宰員外少式に任ぜられたが、神護元年（765）2月には薩摩守に左遷された。同2年6月筑後守、宝龜2閏3月左少弁、同2月5日美濃介、同4年正月従五位上となり、同5年（774）3月大宰府に遣わされ、新羅使金三玄の来朝理由を問うた。同月河内

守に任せられ鎮守府副将軍を兼ねた。同6年陸奥介、同8年陸奥守、按察使、陸奥鎮守将軍、同11年2月参議。同年3月倭領伊治公皆麻呂に殺される。

なお、宝亀8年(777)には上野国、美作国から妙見寺に施入され、宝亀11年(780)には常陸国、近江国、讃岐からの施入が追加され、合計230戸施入記事がみられることは既に述べたが、最初の宝亀8年(777)は鎮守副将軍勳四等紀広純が河内守の間である。

c. 田須谷古墳群¹⁶

最近妙見寺推定地の北約300mのところ、古墳を2基検出し、地名から田須谷古墳群と名付けられている。1号墳は3段築成で、1段目と2段目は南側を正面としてコの字状に作られ、3段目は一辺7m、高さ70cmを測る方墳で、1段目の前面は約17mを測る。主体部は凝灰岩積みの横穴式石室で、底に凝灰岩切石の敷石が認められる。周濠内から飛鳥IV段階～V段階の土器が出土しており、北西側からは和銅開珙が7枚重なった状態で出土した。1号墳の東側に存在する2号墳は主体部、墳丘は破壊されていたが、周濠の存在から一辺6mの方墳であることが判る。2号墳周濠内からは飛鳥IV段階の須恵器が出土している。

なお、この古墳の被葬者を壬申の乱の功臣、紀臣阿閉麻呂にあてる説¹⁷がある。

D. 考古学的見地からみた妙見寺

妙見寺は、既に述べたように、文献等には多く認められるが、それ自身を発掘調査がなされたことはない。またこのあたりは、金剛砂の採掘でかなり、削平されているという。ただ、少量であるが、瓦類が表採¹⁸されており、次にこれらの瓦類について詳細に観察し、妙見寺の位置付けを行ってみたい。

出土軒瓦(図版57)

妙見寺からは2種3型式の軒丸瓦、1型式の軒平瓦が知られている。

軒丸瓦

I類 単弁形式

西琳寺式軒丸瓦¹⁹の範疇に含まれるものが2種出土している。西琳寺式軒丸瓦は7世紀中頃に大和山田寺式軒丸瓦²⁰の影響で南河内において成立した型式で大きく3類18型式に分類できる。妙見寺ではBc型式と皿式C6型式が認められる。ここではBc型式を1型式、皿式C6型式を2型式とし、説明を加える。

1型式

突出した小さな中房に蓮子を1+4に配する。七葉の花弁は薄肉で明瞭な線で文様を表現している。子葉は全体が突出しており、圏線は伴わない。弁中央には明確な稜線を配する。外区と内区との間は凹線で区画している。間弁は薄肉の扇形を呈する。周縁には3重圏を巡らす。瓦当面は全体的に凹レンズ状に近い形態を呈する。

丸瓦の接合は中房の上付近に丸瓦下端を合わせ、小口及び接合面に平行のキザミ目を入れ、多量の粘土を充填している。丸瓦と瓦当戸の接合面に認められる布目は横8本/cm、縦6本/cmである。瓦当径15.9cm、中房径3cm、内区径11cm、周縁幅1.5cm、花卉幅2.7cm、花卉長3.8cmを測る。

大県郡大県南廃寺²¹で多く出土するBb型式より文様がくずれ、文様も偏平化しているが、錦部郡細井廃寺²²のBd型式や高安郡に広がるBe型式よりは紋様の整いが認められる。志紀郡衣縫廃寺²³で採用されているものと同型品と考えられる。焼成は良好で、色調は白灰色を呈する。紋様的には7世紀代に置くべきであるが、8世紀初頭まで下る可能性も考えられる。

2型式

比較的高い中房には1+5の蓮子を配する。花卉はそれぞれが遊離しており、中央に長細い子葉を配する。間弁は撥形で中房まで達する。外区と内区との境目には太い圏線を配する。周縁に2重圏を巡らし、断面形は傾斜縁の範疇に入る。花卉端は基本的に桜花状になっている。この型式の間弁は大和では平城II期新(8世紀中葉)²⁴の大安寺出土6091A型式で認められるが、特殊なものである。時期が下がると複弁形式ではあるが、平安時代後期の法隆寺36型式軒丸瓦²⁵がある。

花卉の形状は異なるが、蓮弁を区画するため間弁が中房まで達するのは山田寺式の第2群に位置付けられており、山田寺式軒丸瓦と最も類似した(第一群)の西琳寺式軒丸瓦とは異なる。西琳寺式皿式C6型式である。

丸瓦の接合は中房よりやや上に丸瓦下端を合わせ、多量の粘土を充填している。外面は縦方向に削っている。焼成は良好で、須恵質で暗青灰色を呈するものと淡褐灰色を呈するものとが存在する。なお、1型式と2型式の断面形は類似し、8世紀前半以降のものと考えられる。しかし、花卉の形状からは平安時代まで下るとは考えられないであろう。

大和広瀬郡寺戸廃寺²⁶、秋篠寺で同范品が出土している。

II類 複弁形式

川原寺式軒丸瓦の範疇にはいるが退化が著しい。紋様は同じであるが形態のやや異なる2種が存在する。古い要素のものをIIa類、新しい要素のものをIIb類とする。

中房は大きく断面形はやや半円形になっており、1+6+10に蓮子を配する。花卉は8葉の複弁蓮花文で、子葉と子葉との間に界線を配する。間弁はY字型で端部は中房まで達する。部分的には花卉と花卉との間に見える花びら状を呈しているものもある。周縁は斜縁(内縁)の外側に幅広の素縁(外縁)がつく形態で、内縁に練鋸歯文、外縁に素文を飾る。特にIIb類の外縁は広くなっており、このように斜縁の外側(外縁)が幅の広い素縁がつくものは、岡寺式軒丸瓦²⁷、池田

寺式軒丸瓦²⁸など7世紀末から8世紀初頭の特徴である。なお、斜縁の基部、内区との間には圏縁が巡る。

丸瓦の接合は范型に半分の粘土をいれた後、丸瓦を立て、上下に粘土を充填する方法がとられている。IIa類は丸瓦下部が花卉上部付近に位置し、IIb類は丸瓦を一段下げている。IIa類は瓦当との接合面の丸瓦小口に深い凹縁をつけたもので、土師寺から出土する西琳寺式Bb型式に類似した技法が認められる。IIb類の上面には横方向のハケ目、及び、范型差し込んだ際の段が認められる。焼成は良好であるが、色調は淡橙灰色を呈する。これらの特徴から、概ねIV期(680年代から平城遷都まで)にあたると考えられ、IIa類はIV期前半、IIb類はIV期後半にあたるであろう。妙見寺の創建瓦と考えられる。

大和葛下郡尼寺廃寺NNM9と同范品²⁹で香芝市下田東遺跡では旧河道からこの型が出土しており、河内国分寺からも類似品³⁰が出土している。

軒平瓦

I類 中心飾りは垂飾りを下から上に巻き込む唐草で囲んでおり、主葉、第一支葉、第二支葉で構成された単位紋が、左右に三回転している。平城宮の均整唐草I類3型式に含まれる。

中心飾りはやや右上りのパチ形で、唐草紋端部の巻き込みは多い。主葉と第一支葉は共に巻き込み脇区界線にはつかないが、第一単位では范傷のため主葉と第一支葉が、くっついている。また、第3単位の支葉は巻き込みが少ない。どの単位とも第2支葉は短く、紡錘形を呈する。第3単位の主葉の上にも紡錘形の支葉が認められる。

外区は連珠紋を配する。復元すると上下区に19個、脇区に3個。上外区と脇区との間には杏仁形珠紋があるが下外区と脇区との間に珠紋ない。

平瓦の下端に粘土を充填し、范型に入れ込む少ない資料であるが、直線顎から蹄顎への変化が認められる。断面観察から直線顎と蹄顎が存在する。焼成、胎土は良好で色調は須恵質で暗青灰色を呈するものと淡褐灰色を呈するものとが存在し、軒丸瓦I類2型式に類似する。

以上出土軒瓦の特徴を述べてきた。これらは軒丸瓦II類→軒丸瓦I類1型式→軒丸瓦I類2型式・軒平瓦I類の順に採用され、7世紀末から8世紀にかけてのものであることが判った。つまり妙見寺は出土瓦からは7世紀末に建立されたことが推定できる。

3. まとめ 一敏達大王家の寺院一

このように、妙見寺に関しては多くの文献が残り、付近からは、墓誌などが出土しており、この付近が墓地として機能していたことも判る。しかし、中央から

多くの寺領を施入されるほどの寺院が、この地に存在した契機については、これらの資料だけでは判らない。

妙見寺がその地名などから、敏達大王家の春日皇子とその子孫、春日真人氏が造営・経営したと考えられることは先述したとおりである。また、付近には采女氏の墓地が存在することから、藤沢一夫が述べるように、采女氏も妙見寺の経営に関連したのかもしれない。なお、采女氏埜域碑に見られる采女臣竹良は天武13年(684)の信濃派遣には、栗隈王の子、橘諸兄の父親で、敏達大王一家一族である三野王と同行しており、両者は何らかの関係が示唆される。

次に出土軒瓦の同范、同紋関係から妙見寺、春日真人氏と他地域の関わりを考えたい。

I類1型式は、西琳寺式軒丸瓦の範疇に含まれるもので、既に述べたが今回の型式は退化が進んだ西琳寺式Bc型式である。この型式と同范、同紋と考えられるものが、志紀郡衣縫廃寺および高岸廃寺で出土している。衣縫廃寺は河内国府に隣接して建立されており、蘇我氏一族の林臣の氏寺と推定する³¹。創建時には飛鳥寺と同范瓦(II型式)を採用する、わが国でも最古級の寺院で豊浦寺と同范瓦(IIIb型式)や同紋瓦(IV型式)を採用しているが、7世紀末までは在地的な軒瓦を採用しており、奈良時代には平城宮系軒瓦を採用している³²。

なお、西琳寺式軒丸瓦は西琳寺、土師寺を中心に南河内に退化・発展しながら分布する。西琳寺式軒丸瓦は更に退化を続け、錦郡郡細井廃寺の西琳寺式Bd型式の後、7葉であった花卉が6葉に減少したものが大和広瀬郡寺戸廃寺で出土している。

I類2型式も西琳寺式軒丸瓦の範疇でおさまるが1型式とは異なり、紋様の発展が著しい。この型式も大和広瀬郡寺戸廃寺で同范品が出土しており妙見寺と強い関連が考えられる。

寺戸廃寺³³は現在の葛城郡広陵町寺戸に位置し、文献に認められる広瀬寺に比定されている。出土瓦は船橋廃寺式軒丸瓦³⁴、西琳寺Bf型式軒丸瓦、西琳寺式Ⅱ式C6類軒丸瓦が採用されており、南河内の古代寺院とは深い関係にあると考えられる。特に今回の妙見寺とは深い関係にあることが、先述の瓦の解説で判ると思われる。ただし、これらの瓦が出土した場所は、地形や出土時の状況から窯址の可能性が高いとされている。

また、『勘籍歴名』断簡には「大倭国広端郡広端郷主 栗前広麻呂戸口」として「栗前広虫」の名前が認められ、この付近に栗前氏が居住していたことは確かであるが、寺戸廃寺の造営氏族と考えて良いか否かは不明である。ただ、敏達天皇の孫、春日皇子の子供に広瀬王というのが認められること、同じく敏達天皇の孫で、橘諸兄の祖父に栗隈王が存在することは、偶然とは考えられない。

平林章仁によって広瀬郡に敏達天皇系王統の宮や殯所、墓が多く存在することから、敏達天皇系王統がこの地域に進出したことが提示されている³⁵。なお、寺戸廃寺の北西には押坂彦人大兄皇子の成相墓と推定されている牧野古墳が所在する。『新撰姓氏録』によると、難波王からでた成相真人が認められ、この付近に敏達大王一家³⁶が居住していたことも判る。

Ⅱ類は川原寺式軒丸瓦の範疇で捉えられるが、紋様の退化が認められる。香芝市尼寺廃寺および下田東遺跡で同紋瓦、河内国分寺で同紋瓦が出土している。

尼寺廃寺³⁷は現在の香芝市尼寺、旧葛下郡に位置する。最近の発掘調査で東面の法隆寺式伽藍配置であることが判明した。また、塔跡から 3.8m 四方の我が国最大の橋寺式塔心礎がほぼ原位置で検出され、心礎柱座から耳環、水晶など荘厳具が出土した。創建瓦は坂田寺式軒丸瓦で、その後も多くの軒瓦が採用されている。この中に妙見寺Ⅱ類軒丸瓦と同範品が含まれる。なお、周縁に面違鋸齒紋を飾ること、中房の進子を 1+7+12 に配することなどから、同範ではないが、紋様構成は類似している同紋品も出土している。この型式は片岡王寺でも出土しており、河内国分寺出土として報告されている。

この寺院の造営主体は塔心礎の形態などから聖徳太子の娘片岡女王の寺院という説³⁸もあるが、調査担当者は創建瓦が坂田寺式軒丸瓦で、建築に唐尺が採用されていることなどから上宮王家滅亡後、尼寺廃寺が建立された可能性を考えられた。また、最近茅渟王の墓に比定されている、平野塚穴古墳と近いことなど、敏達天皇系王族の進出がこの付近に認められることから茅渟王もしくはその関連氏族の氏寺と考えられている³⁹。なお、関連のある可能性が考えられる片岡王寺は敏達天皇の後裔氏族である大原真人の氏寺と考えられている⁴⁰。また、敏達天皇妃の広姫は息長氏出身で、押坂彦人大兄を産んでいる。創建瓦と同範瓦を採用している坂田寺は鞍作氏の氏寺とされているが、地名などから坂田公氏の氏寺とも考えられている⁴¹。憶測の域は出ないが、息長氏と坂田氏は同族で、その関連から尼寺廃寺で坂田寺式軒丸瓦が採用されたと考えられるであろう。

以上のことから、妙見寺と出土瓦の相互関連が認められる大和の寺戸廃寺（広瀬寺）、尼寺廃寺（片岡尼寺）は、造営氏族が敏達天皇後裔氏族と関わりがあることが判った。つまり、大和広瀬郡地域、葛下郡地域、河内石川郡山田郷（科長郷）地域は敏達大王一族が勢力を伸ばした地域であることが判る。特に、寺戸廃寺の付近には押坂彦人大兄の墓と推定されている牧野古墳が存在することから、敏達大王家でも、押坂彦人大兄の一族（忍坂王家）が勢力を保持していたと考えられ、尼寺廃寺の付近には茅渟王の墓に推定される平野塚穴古墳が存在することから茅渟王の一族（茅渟王家）が勢力を保持していたと考えられる。

妙見寺は 7 世紀後半に建立された春日皇子系氏族の氏寺である可能性を考えた。

河内石川郡山田郷（科長郷）地域は春日皇子の一族が勢力を保持したと考えられ、付近には春日皇子の墓が存在する可能性がある。太子町には「皇子塚」⁴²と呼ばれている古墳が存在するが、これが 7 世紀前半の古墳であれば春日皇子の墓の可能性は高いと考えたい。

天平勝宝 2 年『官奴司解 申選定奴婢事』⁴³は官奴司が東大寺に施入するため官奴婢 200 人を選定上申したもので、その過半は鳴宮奴婢、広瀬村常奴婢、春日村常奴婢、飽波村常奴婢、奄知村常奴婢で占められている。鳴宮は茅渟王妃、皇極、舒明天皇の母親である吉備皇女が関っており、広瀬村は寺戸廃寺の存在、百濟寺の存在、成相墓の存在から忍坂王家との関りがある。つまりこれらには敏達大王一家一族が関っており、「春日村」も敏達大王一家一族の春日皇子家関連の春日と考えられる。

また、『新撰姓氏録』には春日皇子の後裔として春日真人以外にも高額真人が認められる。高額真人はその名称から葛下郡高額郷と関りがあると考えられるが、この高額郷は現在の当麻町染野付近にあたり、河内石川郡の春日から竹の内峠を越えたに北東に位置する。つまり、同族が東西に峠を越えた至近距離に居住していることになる。このことも、「春日」が石川郡春日にあたる傍証となるであろう。

敏達天皇の後、皇位継承権は用明天皇などその兄弟に継承されたが、舒明天皇以後、敏達大王家にもどってきており、その後、敏達天皇の子孫が大王になっていく。敏達大王家と関りの深い妙見寺が奈良時代に大寺院になっていくのもこれらが関連すると考えたい。

[参考文献・註]

¹ これら文献は、太子町立竹内街道歴史資料館『二上山麓の古代寺院』1995 などによる。

² 秋里藤嶋編『河内名所圖會』柳原書店 1975

³ 佐伯有清編『新撰姓氏録の研究』全 10 巻による。

⁴ 古代豪族の系図はこの冊子によるところが大きい。

⁵ 太田亮「小野氏」『姓氏家系大辞典』全 3 巻

⁶ 春井連が太子町と関わりある可能性は註 7 に記載されており、筆者も以前は妙見寺の造営主体がこの氏族と考えていた。

⁷ 平凡社「大阪府の地名」『日本歴史大系』28 1986

⁸ 竹内理三編『古代人名事典』全 7 巻

⁹ 春日山田皇女の他、手白香皇女が継体天皇皇后に、橘仲皇女が宣化天皇皇后になっている。

¹⁰ この説は喜田貞吉がとなえ、後に林屋辰三郎によって発展された。

¹¹ 孝徳天皇は皇極天皇の兄弟で敏達天皇大王の皇子茅渟王の子供である。

¹² 皇族の名前に有力氏族や地名がついている場合、養育されたなど、それと強いつながりがあると考えられる。

- ¹³近江昌司「采女氏築城碑について」『日本歴史』431 1984
- ¹⁴藤澤一夫「河内飛鳥の仏教文化」『はびきの第3回シンポジウム 河内飛鳥を彩る渡来文化』1988
- ¹⁵奈良国立文化財研究所飛鳥資料館『日本古代の墓誌』1977
- ¹⁶江浦洋編『田須谷古墳群発掘調査報告書』(財大阪府文化財センター)
- ¹⁷水野正好の説による。『大阪新聞』1996.12.3
- ¹⁸太子町立竹内街道歴史資料館蔵、山田貞一氏資料など
- ¹⁹上田睦「出土瓦から見た河内の古代寺院と氏族(1)―西琳寺式軒丸瓦と古代氏族―」『網干善教先生古稀記念 考古学論集』下巻 1998
- ²⁰奈良文化財研究所『山田寺発掘調査報告』(創立50周年記念奈良文化財研究所学報第63冊) 2002
- ²¹安村俊史「大県南遺跡―山下寺跡寺域の調査―」1985 柏原市教育委員会
- ²²大阪府教教育委員会『錦織細井廃寺発掘調査概要』(大阪府文化財調査概要1984年度)1985
- ²³大阪府教教育委員会「国府 S322-4 区」『国府遺跡発掘調査概報』Ⅲ1973
- ²⁴奈良文化財研究所『平城宮跡発掘調査報告書』XⅢ 1991
- ²⁵毛利光俊彦ほか「瓦の変遷」『法隆寺の至宝・昭和資材帳-』15 法隆寺 小学館 1992
- ²⁶白石太一郎「広陵町寺戸廃寺とその屋瓦」『青陵』37 樫原考古学研究所 1978
- ²⁷近江昌司「葡萄唐草紋軒平瓦の研究」『考古学雑誌』55-4 1970
- ²⁸上田睦「いわゆる善正寺式について―出土瓦から見た河内の古代寺院と氏族(2)―」『摂河泉古代寺院論集』1997 摂河泉古代寺院研究会・摂河泉文庫
- ²⁹山下隆次編『尼寺廃寺』I-北廃寺の調査-香芝市文化財調査報告書 第4集 2003
- ³⁰京都国立博物館編『畿内と東国の瓦』1990
- ³¹以前は、志紀県主や衣縫造が関わったと考えていたが、蘇我氏の一族である林臣が造営主体と考えている。
- ³²上田睦編『藤井寺市及びその周辺の古代寺院』下 藤井寺市教育委員会 1988
- ³³文献 26
- ³⁴石田茂作「飛鳥時代古瓦集成〔第7類2〕」『総括飛鳥時代寺院跡の研究』1944
- ³⁵平林章仁「敏達天皇系王統の広瀬郡進出について」『日本書紀研究』14
- ³⁶塚口義信「推古天皇・女帝誕生の謎―」『ヤマト王権の謎をとく』1993
- ³⁷参考 29
- ³⁸尼寺廃寺塔跡発掘調査時の新聞報道の多くがこの説を唱えていた。
- ³⁹塚口義信「茅渚王伝」『堺女子短期大学紀要』25 1990
- ⁴⁰参考 35
- ⁴¹塚口義信氏にご教示いただいた。
- ⁴²上野勝己『王陵の谷・科長谷古墳群―太子町の古墳墓-』太子町教育委員会 1979
- ⁴³竹内理三編『寧楽遺文』下巻 1962

第5章 河内の古代寺院と氏族

第1節 河内の古代寺院と渡来系氏族

1. はじめに

『新撰姓氏録』河内国諸蕃では、河内に住んでいた渡来系氏族は55氏あげられている。しかし、この文献が成立した弘仁6年(815)の平安時代初期には有力氏族のほとんどが居住地を都に移しており、この資料によって河内を本貫地とする渡来系氏族を復元するのは正確ではない。たとえば、有力渡来系氏族である西文氏が古市郷を本貫地としていたことは、文献などから明白であるが、新撰姓氏録では左京諸蕃になっており、一族の古志連のみが河内国諸蕃に記載されている。また逆に、平安時代になって移住してきたものもあるであろう。

和泉地域を含む河内国に存在する古代寺院を出土軒瓦の様相から考察し、造営主体についても推定してみた。古代寺院の造営者が氏寺として成立したか否かは、別稿を用意してあるが、一つの氏族だけでは造営及び経営が難しく、たとえば、同族によるものや、同名氏族によるものなどが協力していることが推定できる。ただ中心となった氏族は存在すると考え、それを「造営主体」とよび、他を「協力者」や「関わる」の言葉であらわした。それが図版3である。

これによると河内国に所在する80余りの寺院のうち71ヶ寺が造営主体を推定でき、渡来系氏族が造営主体と考えられるものが41ヶ寺存在する。その割合の多いことが指摘できるであろう。

今回これらの河内に多く居住していた渡来系氏族がどのような寺院を建立したか、この地域ではどのような位置づけができるのか、主に出土軒瓦の様相から具体的な例を上げ述べていきたいと思う。

2. 河内における古代寺院建立

古代寺院は1郡に1ヶ寺存在するのが普通である。河内にはそれどころか1郷1ヶ寺の割合で古代寺院が存在し、知識衆(信者)によって建立された寺院さえ存在する。これらの河内の古代寺院の造営主体と出土軒瓦を郡ごとにあげ、その様相をまとめてみたい。

交野郡

ももとは茨田郡の一部であったが、奈良時代のはじめに分郡した。郡内に 5ヶ寺存在する。

交野郷交野廃寺は、郡家推定地である郡津遺跡に隣接し、ももこの地域で勢力をはっていた物部系の交野(肩野)連が造営主体で、河内高句麗ⅡA2を創建瓦とし、統一新羅様式唐草紋軒丸瓦など大陸的瓦紋様を採用していることなどからと思われる交野忌寸がその造営に関わっている可能性がある。

楠葉郷西山廃寺は現在京都府に入っているが、古代には河内国にはいる。造営主体付いては不明であるが、高句麗系軒丸瓦、素紋縁複弁8葉蓮花紋軒丸瓦が出土している。

楠葉郷船橋廃寺も造営主体は不明であるが、志紀郡で認められる獣面紋が出土している。

岡本郷九頭神廃寺の造営主体は中国系渡来氏族で山代忌寸や河内忌寸と同族で西漢氏系氏族である台忌寸が考えられる。台忌寸は、靈龜3年(717)に居住した地名に因んで岡本連に改名しており、岡本郷に関わる氏族と考えられる。

採用瓦は創建瓦として7世紀中葉に比定できる河内高句麗系ⅡA1式のもの認められ、最近の調査で塔跡から小山廃寺式軒丸瓦2種が中心に出土している。

なお、九頭神廃寺の所在地は岡本郷ではなく山田郷の可能性が考えられるが、そうすると、同じく中国渡来系氏族で長野連などと同族の山田史も造営主体の可能性が考えられる。

山田郷河内百済寺の造営者は百済義慈王の後裔氏族である百済王氏である。この氏族は舒明朝に百済から渡来し、摂津百済寺(堂ヶ芝廃寺)を氏寺にしていたが、8世紀中頃、百済王敬福のとき河内に本貫地を移し、薬師寺式伽藍配置の寺院を建立した。しかし、九頭神廃寺と同範の小山廃寺式軒丸瓦があり、7世紀末から8世紀初頭まで遡る突線連珠文帯複弁六葉蓮花紋や突線連珠文帯複弁八葉蓮花紋、素紋縁複弁六葉蓮花紋が存在することから、敬福以前に百済王一族が寺院を建立していた可能性がある。これが交野郡建郡の契機になったのではないだろうか。

茨田郡

郡内に行基 建立の高瀬院の他5ヶ寺存在する。

茨田郷高柳廃寺の造営氏族は在地系氏族で志紀県主や多臣と同族の茨田連である。この郡の中心と考えられるが、現在7世紀まで遡る軒瓦は知られていない。

三井郷観音原廃寺は香里ヶ丘に存在し、7世紀代の郡の中心であった可能性もある。造営主体は渡来系氏族で茨田勝が建立したと考えられる。茨田勝は仁徳朝に茨田連の配下として、茨田堤を構築したという伝承の認められる新羅人氏族で

あろう。『新撰姓氏録』河内国諸蕃に「茨田勝 出自吳国王孫皓之後意富加牟枳君也 大鶴鵝天皇[諡仁徳]御世。賜居地於茨田邑。因為茨田勝」とある。茨田邑に因むとあることから造営主体にふさわしいと考える。茨田勝は秦氏の一族で秦氏が新羅と関連深いことと、出土軒瓦が新羅系であることは関連性が考えられる。なお、この一族は、讃良郡大領になったものがある。

佐太郷蹉 廃寺の造営主体は中国渡来系氏族で阿知使主後裔氏族である佐太忌寸である。採用軒瓦は九頭神廃寺と同範の小山廃寺式軒丸瓦を採用している。佐太忌寸の一族には山城を本貫地とするものもあり、その関連によって山城で分布する小山廃寺式を採用しているのであろうか。なお、西漢氏系佐太忌寸が存在した可能性もある。

幡多郷太秦廃寺は秦忌寸、秦人、秦公など秦氏系渡来系氏族の氏寺である。採用軒瓦は7世紀代のものは出土していない。

讃良郡

郡内に3ヶ寺認められる。すべて渡来系氏族の氏寺である。

枚岡郷讃良寺は郡名寺院で百済渡来系氏族である佐良々連の氏寺である。

高宮郷高宮廃寺は中国渡来系氏族で阿知使主後裔氏族の高宮村主の氏寺である。奈良県御所市高宮には東漢氏系高宮村主が居住しており、ここに高宮廃寺を造営している。したがって河内の高宮氏は西漢氏系高宮村主であると考えたい。

甲可郷正法寺は百済渡来系氏族である宇努造の氏寺と考えられるが、日本書紀欽明23年の「新羅遣使献調賦・・・(中略)・・・河内更荒郡 野邑新羅人之先也」とあることから新羅渡来系氏族の宇努連の可能性も考えられる。

この郡には朝廷直轄の河内牧が所在したようで、天武12年(686)造から連に改姓された沙羅羅馬飼氏は佐良々連、菟野馬飼氏は宇努連と同じ氏族と考えられる。これらから考えると他の渡来系氏族も河内牧に関連していたと考えられる。

採用された軒瓦を見ると、高宮廃寺と正法寺の創建瓦である素弁蓮花紋軒丸瓦(高宮廃寺式)が同紋異範であるが、讃良寺は正法寺と同範である。また、讃良寺と高宮廃寺の川原寺式軒丸瓦が同範であり、高宮廃寺を中心に関連が認められる。なお、高宮廃寺式は弁尖に稜線が認められ、古新羅様式の影響と考えられる。

その他、正法寺では丹波観音芝廃寺と同範の藤原宮式軒丸瓦が、これから派生した軒丸瓦が志紀郡河内国府推定地周辺でも認められる。

河内郡

郡内に行基 建立の石凝寺のほか2ヶ寺存在する。

大宅郷河内寺廃寺は百済渡来系氏族で河内郡領の家である河内連が造営主体として建立されたと考えられる。創建瓦として河内高句麗系ⅡA型式軒丸瓦を採用しているが、九頭神廃寺の造営主体である台忌寸と同族の河内忌寸が造営に関わ

ったためと考えたい。河内寺麿寺からは、他に藤原宮のものと同様類似した指頭押圧重丸紋軒平瓦も採用されている。なおこの軒瓦に類似したものが九頭神麿寺でも出土している。両造営主体が西漢氏系氏族であるのは示唆的である。

穂積郷法通寺は在地系氏族である物部系氏族の穂積連の氏寺である。採用軒瓦としては統一新羅様式で和泉郡を中心に分布する池田寺式ⅡA 型式軒丸瓦と藤原宮式軒丸瓦を創建瓦としており、その後、偏向唐草紋の河内寺麿寺Ⅲ類軒平瓦を採用している。

若江郡

郡内に3ヶ寺存在する。

錦部郷若江寺は郡名氏族である中国百済渡来系氏族である若江造が関わったと考えられる。若江造は天平宝字5年(761)ころに張氏が改姓したものである。採用軒瓦は安堂麿寺同範の船橋麿寺式Ⅱ式と、新羅系で鳥坂寺式に類似した素弁8葉軒丸瓦で大泉郡の寺院との関連が考えられる。また、花卉縁紋の藤原宮式軒丸瓦と偏向唐草紋軒丸瓦もある。

西郡麿寺は錦部郷の郷名と関わりのある百済渡来系氏族の錦部連の氏寺である。採用軒瓦は安堂麿寺同範の原山麿寺式ⅠB 型式、河内寺と同紋の細弁蓮花紋軒丸瓦を採用しており、渡来系氏族間の交流が考えられる。また、河内寺麿寺Ⅲ類軒平瓦を採用している。

刑部郷東郷麿寺の造営主体はこの付近に勢力を張っていた在地系氏族で鳥取連などと同族の三野県主である。採用軒瓦は7世紀後半には、原山麿寺式ⅡA 型式軒丸瓦を創建瓦としている。原山麿寺式軒丸瓦は新羅様式軒丸瓦で山下寺、原山麿寺など渡来系氏族の氏寺で採用されており、東郷麿寺も渡来系氏族で郷名氏族である刑部造が造営に関わっていた可能性が考えられる。若江麿寺と同範の花卉縁を外縁に配する藤原宮系軒瓦や堂ヶ芝麿寺式に近い突線珠紋帯重弁8葉蓮花紋も認められる。

渋川郡

郡内に2ヶ寺存在する。

この付近は物部氏の本拠地で、その後裔の阿刀氏の氏寺である跡部郷渋川麿寺が郡の中心的寺院と考えられる。採用軒瓦としては河内高句麗系ⅡB1 型式軒丸瓦を創建瓦としており、重弁形式軒丸瓦や法隆寺西院式軒平瓦が出土している。

渡来系氏族の氏寺としては鞍作村主が賀美郷鞍作麿寺を造営している。鞍作村主はわが国最古の寺院である飛鳥寺の金銅仏を造営した鞍作鳥の一族で、大和には坂田寺を建立した中国渡来系氏族で阿知使主の後裔である。大和の鞍作氏が東漢氏系とすれば、河内は西漢氏系鞍作氏と考えたい。

雄略朝に西漢才技倭因知利は自分より技術のあるものが韓国にいると進言し、

百済から才技達を招いた。最初に倭國吾砺廣津邑(やまとのくにアトのヒロキツのむら)に安置したが、病死するものが多かったので東漢直掬によって大和へ移住させた。その中に鞍部堅貴、錦部定安那錦が含まれる。

アトは跡部郷のことで、ヒロキツは『新撰姓氏録』河内国 皇別に「広来津公 上毛野朝臣同祖 豊城入彦命之後也 三世孫赤麻里。依家地名負尋来津君者」とある。ことから、これも河内の地名ということがわかる。

鞍作麿寺からは善正寺式C1 種軒丸瓦が採用されており、坂田寺でも類似した軒丸瓦が出土していることから、その関連が考えられる。

文献によると板持氏と同族で中国渡来系の伊吉氏がこの郡に居住していたことが判る。正倉院文書にみられる伊吉(雪)寺はこの氏族が関わったと思われる。

高安郡

郡内に3ヶ寺存在する。すべて渡来系氏族の氏寺である。

三代実録元慶3年(879)には、高安公陽倍が孝徳朝にこの郡を立てたことが記載されている。高安公は中国渡来系氏族後漢光武帝後裔氏族で、その後も郡領の家として栄えており、掃守郷教興寺はこの氏族が造営主体と考えられる。

採用軒瓦として大泉郡安堂麿寺などと同範の原山麿寺式ⅠBa 型式やオリジナルⅠAc 型式、など重弁形式を採用しており、郡川麿寺同範の西琳寺式軒丸瓦C6 型式2種、心合寺麿寺式が出土している。また、奈良時代には青谷式軒瓦も採用されている。

この寺院は、広隆寺末寺帳に秦寺として掲載されており、秦忌寸との関わりも考えられる。その他の郡内寺院がすべて渡来系氏族の氏寺として建立されているのは、この郡立事情によるのかもしれない。

三宅郷高麗寺はその名称からも高句麗渡来系氏族である大狛連の氏寺と考えられる。西琳寺式軒丸瓦C6 型式を創建瓦にしているが、他に周縁に唐草紋を配する新羅様式軒丸瓦や河内寺麿寺Ⅲ類軒平瓦を採用している。

玉祖郷心合寺麿寺は元々の名称が秦興寺と考えられ、中国渡来系氏族の弓月君の後裔である秦忌寸の氏寺として建立されたと考えられる。ここからは独自の新羅様式の心合寺麿寺式を創建瓦としている。その他、安堂麿寺の栗原寺式と同範もしくは同紋瓦が存在する。

ただ、高安郡には玉祖郷の郷名をもち、神別氏族である高御牟須比乃命後裔の玉祖宿禰や、掃守郷の郷名をもち、同じく神別氏族である振魂命後裔の掃守連などの在地系氏族も多く認められる。

大泉郡

郡内に6ヶ寺の寺院が所在する

大里郷大里寺は大領寺の転化と考えられ、郡領の建立した寺院として郡中心と

なっている。この造営主体は中国渡来系氏族の秦忌寸と同族の大里史と考えられ、重弁形式を採用する寺院に対する勢力を抑えるために朝廷が郡領として、この氏族は配置されたと考える。

採用軒瓦は高句麗系C1型式軒丸瓦や野中寺と同範の忍冬蓮花紋B2型式軒丸瓦等が認められ、他の大県郡の寺院とは採用された軒瓦様式が異なる。

大里郷山下寺は大県郡の在河内六大寺の一つで、造営主体については葛城臣と同族の山下造とする説があるが、この地域には認められず、地域的には凡河内忌寸と同族で在河内系氏族である大県主と考えられる。なお、田辺史と同族で百済国人和徳の後裔である大県史も造営に関わったと思われる。

採用軒瓦は船橋麿寺式Ⅱ式を創建瓦としており、谷部から飛鳥Ⅱの土器と共伴している。その他、原山麿寺式軒丸瓦ⅡA型式以外は、西琳寺式Ba型式（土師寺式）、西琳寺式軒丸瓦Bb型式、忍冬蓮花紋を陰刻した忍冬蓮花紋C2型式軒丸瓦、法隆寺西院伽藍式軒丸瓦、青谷式軒瓦など、大里寺とはまた異なり、志紀郡の寺院と関わりの深いものが採用されている。

鳥坂郷安堂麿寺は河内六寺の家原寺に比定されており、造営主体については後漢光武帝後裔の渡来系氏族で下村主や河内造、武丘史と同族の家原連と考えたい。下村主が西漢氏一族の下部集団とすると、これらの渡来系氏族も同様であると考えたい。奈良時代には茨田郡茨田郷に居住した氏族で彦八井耳命の後裔氏族、多臣や志紀県主と同族である茨田宿禰弓束女が関連していることがわかる。

採用瓦は船橋麿寺式軒丸瓦Ⅱ式で、他に太平寺麿寺で出土している素弁八葉蓮華紋軒丸瓦や素紋縁複弁形式の粟原寺式軒丸瓦が出土しているが、原山麿寺式ⅠAa型式、ⅠBa型式などの重弁形式が認められ、その分布の中心の一つとなっている。また、船橋麿寺式軒丸瓦Ⅱ式は郡内寺院のほか若江寺へ、粟原寺式は郡内寺院のほか心合寺麿寺と多くの形式の中心となっている。

鳥取郷鳥坂寺は美努県主（連）と同族で同神四世孫天湯川田奈命後裔、在地系氏族である鳥取氏が考えられる。採用瓦としては、船橋麿寺式の他、鳥坂寺式を創建瓦としている。重弁形式軒丸瓦である原山麿寺式の祖型を多く採用し、その分布の中心となっている。また、素弁形式、細弁ⅠⅠ葉蓮華紋など山城乙訓郡の寺院とのつながりも認められる。

この郡で特徴的なのは、いくつかの系統の異なる氏族が集まって寺院を建立する知識寺である太平寺麿寺が存在することである。出土瓦も大県郡内の寺院で採用している軒瓦が多種採用されている。また、難波宮と同範瓦や、河内国府推定地で見られる重圏紋軒丸と重郭紋軒平瓦のセットなど公的施設所用瓦も採用されている

安宿郡

郡内には国分寺、国分尼寺の他、6ヶ寺存在する。

河内飛鳥寺は百済渡来系氏族の飛鳥戸造の氏寺に比定されており、賀美郷とされている。巨大な塔心礎は別のところに遺存しているが、7世紀台の瓦は知られていない。郡の南に位置することから、資母郷である可能性も考慮したい。

尾張郷片山麿寺は大和川と石川合流地点を望むところに建立されている。造営主体は藤原氏が関わっているという説、尾張郷に所在することから丹比連などと同族で火明命十四世孫小豊命後裔の尾張氏とする説がある。

採用軒瓦は原山麿寺式ⅠBb型式、藤原宮6281Ab型式がある。Ⅱ類は藤原宮と同範で和泉別所麿寺でも採用されている。

尾張郷田明麿寺からは「大寺」銘の墨書土器が出土しており、安宿大寺と推定されている。採用軒瓦は五十村麿寺が出土している。造営氏族は玉手山丘陵との位置関係から『新撰姓氏録』大和や摂津皇別にみられる蘇我氏と同族の葛城襲津彦後裔の玉手臣が考えられる。

尾張郷田辺麿寺は百済渡来系氏族の伝承をもつ田辺史の氏寺である。田辺史は壬申の乱のおり、大友方に荷担してから勢力を弱めていたが、藤原不比等を養育した氏族として、7世紀後半から勢力をもってきた。姓氏録では後に述べる辰孫王系氏族と同族関係を唱え、8世紀代には多くの官人を配出している。

採用軒瓦は讃岐開法寺と同紋の瓦（五十村麿寺）が出土しており、河内と讃岐との関連が考えられる。なお、研究によって讃岐のものが先行することがわかっている。

原山麿寺は『日本霊異記』に記載のある「信天原山寺」に比定する説や百済系渡来系氏族の原首や物部氏の一族の原造がある。また、伯太神社の存在から西漢人の伯禰、資母郷に隣接することから下村主などが考えられる。また、付近に「原」がつく字名が多くあり、西漢氏系の広原忌寸の可能性も考えたい。南西250mに所在する五十村麿寺とは隣接しており、採用軒瓦が類似することから両寺は僧寺（原山麿寺）と尼寺（五十村麿寺）の関係にあると推定する。なお、五十村麿寺からは瓦塔が出土していることから、尼寺の可能性もある。

採用瓦は鳥坂寺式の他、原山麿寺式ⅠB型式、ⅡA型式、ⅡB型式、ⅠCa型式と重弁形式中心に採用され、分布の中心となっている。また、西琳寺式Bb型式、善正寺式B種が、大和川原寺601C型式軒丸瓦と同範や粟原寺式など中央系軒瓦も採用しており、複弁形式の分布の中心でもある。

志紀郡

郡内には6ヶ寺認められるがそのうち4ヶ寺が在地系氏族の氏寺である。

造営主体は、志紀郷船橋麿寺は多臣や茨田宿禰などと同族である神八井耳命の

後裔、志紀県主や、紀氏と同族で建内宿祢男紀角宿祢後裔、中臣と同族で津速魂命後裔、大春日と同族で天足彦国押人命後裔の3流の大宅臣が考えられているが、創建期の採用軒瓦が蘇我氏との関わりのある寺院との同范関係が多く認められることから同族で付近に地名の残る林臣が造営主体と考えたい。文献に蘇我入鹿が林太郎や林臣と名乗ることが認められるが、これは入鹿が林臣に養育されたためと考えられる。

採用瓦としては創建期には飛鳥寺Ⅱ式、河内高句麗系ⅠAa1や河内高句麗系ⅡB2aの他、奥山麿寺ⅣBを改範した船橋麿寺式(A・B)、獣面紋が認められ、鳥坂寺Ⅰ式もある。7世紀後半のⅢ期には西琳寺式Ba 西琳寺式Bb、川原寺式、忍冬蓮花紋B2類、善正寺式A種、重弁形式の原山麿寺式ⅠCb型式、鳥坂寺Ⅲ式が認められ、Ⅳ期には西琳寺式C4、九頭神麿寺Ⅰ1b、藤原宮式、池田寺式ⅡEa式など系統を異にする多種多様の軒瓦が出土している。

井於郷衣縫麿寺の造営には神饒速日命後裔で物部氏の一族と百済国神露命後裔の渡来系氏族であるの衣縫氏が関わったと考えられる。しかし、この寺院も船橋麿寺と同様に飛鳥諸寺との同范関係が多く、船橋麿寺と共通の軒瓦を多用していること、隣接して存在することから、同じ林臣が造営主体と考え、僧寺と尼寺の関係にあるとしたい。また、河内国府に隣接し、後にはその一部に取り入れられたかもしれない。

採用軒瓦は飛鳥寺Ⅱ式および吉備末の奥瓦窯群で焼成された豊浦寺ⅢD型式が採用されている。その他、河内高句麗系ⅠAa1~3が認められる。また、河内高句麗様式ⅡB3や獣面紋もある。飛鳥寺Ⅱ式の採用、無段式丸瓦の採用、赤瓦が目立つことなどから飛鳥寺花組の工人が関与したと考えられるが、星組の工人が関与する古式有段式丸瓦が出土している。その後、西琳寺式Bc、西琳寺式C4、原山麿寺式ⅠCb1~3、小山麿寺式、正法寺2a類、九頭神麿寺Ⅰ1bなどが採用されている。七世紀前半が中央と結び付きが強い主流派の軒瓦を採用しているのに対し、非主流派のものが多い。

拝志郷拝志麿寺の造営主体は大伴氏系の林連と考えられ、その他「林」を氏名としている百済渡来系の林史や東漢氏系の林忌寸などの渡来系氏族も関与したと考えられる。

採用軒瓦は九頭神麿寺式系、原山麿寺式ⅠCa型式を創建瓦とし、原山麿寺式ⅠBb、小山麿寺式、忍冬蓮華紋C2類が認められる。他の志紀郡の寺院とは異なり、大県郡、安宿郡で分布している重弁形式軒丸瓦が採用されている。

土師郷土師寺は造営主体としては土師氏の本流一族が考えられ、「土寺」と墨書された土師器が出土していることから考古学的にも実証される。

採用軒瓦は河内高句麗系ⅠA型式、西琳寺式Aa型式、野中寺016型式が採用西

琳寺式Ba型式(土師寺式)、善正寺式B種も出土している。

井於郷大井麿寺は付近で軒瓦が出土していること、志疑神社付近が衣縫麿寺の西の延長、拝志麿寺の北の延長の交差するところにあたることから古代寺院と考えた。造営主体としては志貴県主と同族の志紀首や物部系の志貴氏、井於郷に所在することから井上寺や阿知使主後裔氏族とされている井上忌寸の氏寺とも考えられる。

7世紀代の軒瓦は認められないが、「囿」もしくは「井」と線刻された丸瓦、奈良時代末の善正寺Ⅱa型式がある。

長野郷葛井寺の造営主体は、奈良時代に聖武天皇とつながりを深め葛井連に改姓した白猪史の氏寺である。同族である丹比郡の辰孫王系氏族と強いつながりを持ち、南河内で勢力をのばしていた。

採用軒瓦としては全体の出土量が少ないため今後の検討を要するが、西琳寺式Aa3b型式、西琳寺式Ba型式、西琳寺式Bb型式、善正寺式C種、善正寺式0種など西琳寺式系軒瓦を採用している。その他、野中寺005型式も採用している。善正寺式0種は葛井寺オリジナルで他の寺院では認められない。

奈良時代には、大安寺式軒瓦やその亜式を採用している他、重廓紋軒丸瓦(平城宮6012A)と重廓紋軒平瓦(6572A)のセットを採用し整備を図ったと考えられる。

なお、この型式は周辺の北岡遺跡、葛井寺遺跡、はざみ山遺跡で出土しており、かなり広い範囲まで影響があったと考えられる。また、野中寺でも採用されている。

丹比郡

郡内には8ヶ寺存在するが、そのうち5ヶ寺の造営主体が渡来系氏族造である。丹上郷丹比麿寺が郡の中心的寺院で、造営主体は在地系氏族の大豪族丹比連である。採用軒瓦としては丹比麿寺式A形式、池田寺Ⅱ式軒丸瓦、平城宮6282a型式亜式軒丸瓦、6664型式系軒平瓦などがある。

津堂麿寺(善光寺)の造営者は寺伝によると若使主東人(本田善光)が信州に帰る途中、難波津で一光三尊阿彌陀仏を拾いそれを本尊として建立したとされているが、葛井寺や善正寺の造営氏族同様、百済辰孫王の後裔である津連と考える。

採用軒瓦としては、忍冬蓮花紋C2型式、善正寺式B種軒丸瓦が認められる。

野中郷野中寺は造営主体としては船氏をあてる説が通説となっているが、その根拠が乏しいことから、所在地名より野中連や河原連、野上連(竺志史)など魏の陳思王植後裔氏族が集まって建立したと考えたい。同族には安宿郡や大県郡に盤踞している上村主も認められる。上村主や下村主は西漢氏の下部組織として位置付けていることから、陳思王植後裔氏族も西漢氏と関連ある可能性を指摘した

い。

採用軒瓦は秦弁八葉蓮花紋軒瓦（004 型式）、西琳寺式 Aa 型式（013 型式）、野中寺 016 型式である。「庚戌年（650）」銘の丸瓦が塔跡から出土。その後、西琳寺式 Ab 型式、西琳寺亜式、西琳寺 Ba 型式、善正寺式 B、C 種のように西琳寺式の影響下にあるものも採用しているが、忍冬蓮花紋 A、B1、B2 類などオリジナルが採用され、それが他の寺院に分布している。

野中郷野中満願寺の造営主体は陳思王植後裔氏族の野中連が考えられる。それは野中寺と採用瓦組成の類似からも推定できる。また、『日本霊異記』に認められる「野中堂」の可能性も考えられる。地元では「野中の満が願い建立した寺院」という伝承が残っている。つまり、蘇我倉山石川麻呂が譏言で滅ぼされた後その娘である媛をなぐさめ、中大兄皇子に褒められたという野中連満である。

少量ではあるが付近から野中寺 004 型式、獣面紋、忍冬蓮花紋 B2 類、奈良時代の青谷式軒平瓦も認められる。

野中郷善正寺の造営主体は津氏の氏寺という説、また最近では伊吉氏の氏寺である伊吉（雪）寺に比定する説も見られるが、地域的やその寺院の技術、出土軒瓦などから船氏の氏寺と考える。

採用軒瓦としては西琳寺式 Aa 型式も少量認められるが、創建期以降奈良時代が始まるまで、善正寺式軒瓦（A～D 種）のみを採用しており、善正寺式軒瓦の分布の中心である。奈良時代には青谷式軒瓦も少量確認されているが、この時期のものはほとんど認められない。奈良時代末から平安時代初めには善正寺式Ⅱ式軒瓦を創造し、その分布の中心となっている。

泉福寺の造営氏族は、阿知使主後裔氏族で坂上系図にのる中国渡来系氏族田井（直）連が考えられる。ただこれは東漢氏系であることから、西漢氏系田井氏の存在も考えたい。

採用軒瓦は善正寺式 A 種が認められ、善正寺Ⅱ式軒平瓦もある。付近の太井遺跡でも同じ瓦が出土しており、関連があると考えられる。

黒山郷黒山廃寺の造営主体は、黒山企師の氏寺に比定する説もあるが、多治比野の開発の中心となったと考える宣化天皇後裔の皇族系氏族の多治比真人である。

採用軒瓦は、丹比廃寺式 A 型式を創建瓦とし、黒山廃寺式、摂津田辺廃寺式、鳥坂寺 XI 型式、平城宮 6225 型式系、6227 型式軒丸瓦、6663L 型式軒平瓦がある。

狭山郷東野廃寺の造営氏族はその所在地などから狭山連もしくは村山連と考えられる。両者とも中臣連と同族で天兒屋根命の後裔と伝わる氏族である。狭山郷の北側菅生郷と同じく中臣連と同族の菅生連の本貫地であることから、この付近は中臣連一族が勢力をはっていたことが判る。

採用軒瓦は下田池瓦窯で焼成され、野中寺と同範の東野廃寺式を創建瓦とし、

黒山廃寺式も採用しているが、オリジナルは認められない。

古市郡

郡内には西琳寺しか確認できていないが、高屋城下層（高屋連か）や蔵之内東遺跡で瓦が出土する。

古市郷西琳寺は西文氏を造営主体とするが、造営者や経営者に土師氏や板持氏が見えること、住僧に他系統の氏族が見えることから、知識寺であるという意見も認められる、しかしこれは奈良時代の姿で、7 世紀は関連氏族が造営に関わるが、やはり王仁後裔氏族である西文氏の氏寺として建立されたと考える。

採用軒瓦は船橋廃寺と同範の河内高句麗系Ⅱ B2 型式の他、奥山廃寺Ⅳ B 型式が採用されている。また、野中寺 004 型式が認められているが、範傷が少ないことより野中寺に先行することが判明している。その後、西琳寺式 Aa 型式が少なくとも 6 範認められる他、A0 型式、Ba 型式とほぼ西琳寺式祖型のみを採用している。

奈良時代には新堂廃寺、丹比廃寺、黒山廃寺、高屋城下層などで、それぞれ認められる平城宮式を採用しており、知識寺化していることが分かる。また、河内国分寺や国府推定地で採用されている青谷式を採用しているが、範傷が進んだものである。

郡内には神別氏族の具犬養連、物部系氏族の高屋連など在地系氏族も認められ、蔵氏など西文氏同族の渡来系氏族も盤踞している。

石川郡

郡内には 7 ヶ寺の古代寺院が存在するがそのうち 2 ヶ寺の造営主体が渡来系氏族である。

佐備郷龍泉寺の造営主体は皇族系氏族である蘇我（石川）臣とされているが詳細は不明である。石川寺ともいい石川郡の中心の一つと考えられる。

採用軒瓦としては忍冬蓮花紋 B3 種、川原寺式（新堂廃寺 J 群）、岡寺式Ⅱ式が認められる。また、奈良時代には葛井寺と同範の大安寺式Ⅱ式軒丸瓦も採用している。

大黒郷新堂廃寺（鳥舎寺）の造営主体は蘇我氏と同族の桜井臣もしくは錦織連と推定されているが、百濟王一族が石川郡に居住した記事が日本書紀に記載されており、また、近くに横口式石槨であるお龜石古墳やこの寺院の瓦を焼成した御願寺池瓦窯が存在し、御願寺（ヲガンジ）が百濟の官寺である「鳥舎寺」に音を通じることなどから、この造営氏族は百濟王家と考えたい。

創建瓦は斑鳩寺や四天王寺の同紋瓦（A～C 群）や片岡王寺と同紋瓦（D・E 群）を採用し、上宮王家との関連が考えられる。その後も西琳寺式 Ac 1～Ac 3 型式（F～H 群）や川原寺式（J・K 群）、平城宮式 6304 型式軒丸瓦（L 群）を採用しかなり有力な氏族の氏寺であることが判る。

新居郷中野麿寺の造営主体は新堂麿寺創建瓦の復古瓦などが採用されている。造営氏族としては百済渡来系氏族の中野連と考えられるが、新堂麿寺との関連から僧寺尼寺の関係の可能性も推定できる。

創建瓦は西琳寺式 Ac3 型式 (H 群) で、川原寺式軒丸瓦や平城 6304 型式軒丸瓦、6667A 型式軒平瓦など新堂麿寺と同範品が出土している。新堂麿寺では平安後期以降のものは少ないのに対し、ここでは新堂麿寺の復古瓦を採用している。

紺口郷弘川寺は寺伝によると天智天皇 4 年 (665) に役小角よって創建され、天武朝には祈雨に修法を行って勅願寺とされたとあるが、実際の造営氏族は不明である。

採用軒瓦は丹比郡や志紀郡の渡来系氏族の氏寺で分布している善正寺式 C・D 種が認められ、ここも渡来系氏族の氏寺として造営された可能性が高い。

山代郷山城麿寺の造営主体は、西漢氏一族の山代忌寸であると考えられる。

採用軒瓦は複弁 6 葉蓮花紋、和泉秦麿寺と同範の池田寺式 II 式 Ea 型式が認められる。

波多郷春日麿寺 (妙見寺) の造営主体は、近くから紀吉継や采女氏の墓誌が出土しており、これらの墓前寺院という説がある。しかし、敏達天皇皇子の春日皇子後裔である春日真人が造営主体と考えられ、上村主や河内造と同族で中国渡来系氏族の春井連も関連していると考えられる。「続日本紀」宝龜 8 年 (777) 8 月 15 日条に上野国群馬郡の五十戸、美作国勝田郡の五十戸をこの妙見寺に施入された記事がみられる。

採用軒瓦は志紀郡衣縫麿寺のものと同範もしくは同紋の西琳寺式 Bc 型式と大和尼寺麿寺と同範の川原寺式が認められる。

波多郷山田麿寺 (萬法蔵院) は当麻寺の前身として、聖徳太子の弟、麻呂子親王が造営しその孫、当麻国見が現在の当が実際は、長野連と同族の中国渡来後裔氏族の魏司空王禰後裔の山田連の氏寺と考えられる。

採用軒瓦としては大和寺戸麿寺と同範の西琳寺式 C7 と川原寺式系がみられる。

紺口郷寛弘寺は 7 世紀まで遡る軒瓦は知られていないが在地系氏族で志紀県主と同族の紺口県主が関連すると考える。

錦部郡

郡内に 2 ヶ寺存在する。両寺とも渡来系氏族の寺院である。

錦織麿寺の造営氏族は、百済速古王の後裔である渡来系氏族の錦部連である。採用瓦は川原寺式 (新堂麿寺 J 群) が認められる。

錦織郷細井麿寺の造営氏族も錦部連が推定されている。錦織麿寺と僧寺と尼寺の関係であると考えられる。

採用軒瓦は西琳寺式 Be 型式軒丸瓦、新堂麿寺と同範関係にある川原寺式軒丸瓦

(新堂麿寺 J 群) で、別型式の川原寺式軒丸瓦も出土している。

大鳥郡

郡内に 6 ヶ寺存在し、3 ヶ寺が渡来系氏族の寺院である。

大鳥郷長承寺麿寺が郡の中心的な寺院である。造営主体は郡領の家で大中臣朝臣と同族の天児屋命後裔氏族である大鳥連と考えられる。

採用軒瓦は藤原京式軒丸瓦が知られている。

その他大鳥郷には遺構等の存在は未定であるが、大園遺跡では本薬師寺と同範瓦 (6121 型式) や山田寺同範煎仏が出土しており、大伴氏系の高志氏が関連したと考えられる。

塩穴郷塩穴寺の造営主体は土師氏系の石津連という説もあるが、西文氏の一族の古志連と考えたい。また、西漢氏の構成氏族の一つと考えられる凡人中家の本拠と推定されている堺市北荘とも近く、造営に関与している可能性も考えられる。

採用軒瓦として西琳寺式 Aa 型式を創建瓦とし、忍冬蓮花紋 B2 類 (野中寺式) が認められる。また、指頭押圧重弧紋軒平瓦が認められる。

土師郷土師観音麿寺の造営主体は後に大枝を名乗る百舌鳥土師氏と考えられる。

採用軒瓦は和泉寺と同範の単弁系の土師観音麿寺式軒丸瓦や信太寺と同範の花弁紋縁複弁 8 葉蓮花紋などがみられる。

土師郷百舌鳥陵南麿寺の造営主体は百済渡来系の百済公である。

採用軒瓦としては百済系で信太寺と同範の素弁 8 葉蓮花紋や平城宮式がみられる。また、684 年銘の瓦もある。

土師郷には行基建立院の一つで、文字瓦が多量に出土した大野寺土塔がある。ここからは「神龜四年」銘の複弁 8 葉蓮花紋が出土している。

蜂田郷蜂田寺の造営主体は中臣系の蜂田首で白鳳 21 年庚辰 (天武天皇 9 年) 680 年建立したといわれている。付近には中国渡来系の蜂田薬師が居住しており、これらが一体となって建立したと考えたい。

採用軒瓦としては丹比麿寺式 B 型式軒丸瓦が認められる。

その他大鳥郡には藤原宮同範瓦 6647 型式を出土した浜寺石津町東遺跡があり、藤原宮に供給した窯の存在が示唆されている。

和泉郡

郡内に和泉国分寺、松尾寺のほか 9 ヶ寺存在する。造営主体を推定できるほとんどが在地系氏族である。

上泉郷和泉寺の造営主体は和泉監正税帳や日本靈異記に和泉郡大領とある、豊城入彦命の三世孫、御諸別命後裔で皇族系氏族の珍県主と考えられる。和泉国府に隣接し関連が深いと考える。

採用軒瓦は和泉郡で分布している百済大寺式系の池田寺 I 式 A 軒瓦を創建瓦と

し、土師観音廃寺式軒丸瓦や花卉（雷）紋縁の小山廃寺式、土師観音廃寺と同範の連珠紋縁複弁形式（長林寺式）、法隆寺西院式、岡寺式など、周辺の有力寺院と同範関係を持つ。

坂本郷坂本寺の造営主体は寺名から坂本（臣）氏が考えられる。坂本氏は『新撰姓氏録』和泉皇別に「紀朝臣同祖。建内宿禰男紀角宿禰後」とみえ、紀氏や蘇我氏と同族で紀記にも記載の見られる豪族であることが判る。

採用軒瓦は大和軽寺のものと同様の軽寺式を創建瓦とし、池田寺 I Bb 式や池田寺 II C 式、川原寺式軒丸瓦が認められる。また、同範ではないが藤原宮式軒瓦を中心に採用されている。

池田郷池田寺の造営氏族は地名や寺名瓦などから珍島主と同族で崇神天皇皇子豊城入彦命後裔の皇族系氏族である池田首や池田君（公）と考えられる。

採用軒瓦として坂本寺と同範の軽寺式、池田寺 I 式（A、Ba、Bb、C）軒瓦、池田寺 II 式（A、B、C）軒瓦、河内国分寺や国府推定地でも認められる平城宮式軒瓦などがある。池田寺 I 式、II 式ともこの寺院が分布の中心である。特に池田寺 II 式は後の和泉国の古代寺院で広く分布する他、法通寺、丹比廃寺、山城廃寺などの河内の古代寺院でも出土している。

この郷には国分寺や松尾寺も存在する。

信太郷信太寺「信太寺」「信」等の文字瓦が出土し、この遺構が信太寺であることが実証された。造営主体は地名や寺名瓦の出土から百濟系氏族である信太首であることがわかる。

採用軒瓦は百舌鳥陵南廃寺と同範の単弁形式、軽寺式Ⅱ式で中房に蓮子が配されておらず中央が凹んだⅡ式（新羅様式）、花卉紋縁の土師観音寺式、平城宮式 6225 型式、重圏紋軒丸瓦、重廓紋軒平瓦などがみとめられる。

八木郷小松里廃寺の造営主体は蘇我氏や坂本氏と葛城襲津彦を祖とする同族の布師臣であると考えられる。

採用軒瓦は豊浦寺 VB 型式に近い紋様である高句麗系軒丸瓦 I B2 型式を創建瓦として、秦廃寺と同範の池田寺 II D 式が認められる。

木嶋郷和泉秦廃寺の造営主体は広隆寺末寺并別院記に和泉国和泉郡和泉秦寺（木嶋寺）と在り。天武 9 年（680）に秦勝賀佐枝等によって建立されたことが記載されている。つまり弓月君後裔である秦勝と考えられる。最近の研究で秦氏は新羅と関連が深いことが判明している。

創建瓦は高句麗系軒丸瓦 I B1 型式で豊浦寺 VII 型式同範である。日根郡地蔵堂廃寺に同範がある。I B1 型式を元に創造した I B2 型式も出土している。花卉紋縁複弁六葉蓮花紋軒丸瓦（小山廃寺式）、II 式（D、Eb）が採用されている。池田寺 II Ea 式は石川郡山城廃寺で出土している他、志紀郡船橋廃寺でも表採されている。

この郷には高句麗系 I B2 型式を採用する堀遺跡もある。

山直郷田治米廃寺は所在地から土師氏系の天穂日命後裔の在地系氏族である山直が推定できる。

採用軒瓦としては、藤原宮式系軒平瓦が認められる。

掃守郷春木廃寺の造営主体は、紀氏と同族で武内宿禰後裔氏族である掃守田首が考えられる。

採用軒瓦は和泉寺と同様の単弁形式土師観音廃寺式を創建瓦としており、花卉紋縁に変化した土師観音廃寺式も認められる。後者は和泉秦廃寺でも採用されている。

同郷別所廃寺からは片山廃寺と同範の藤原宮式、奈良時代の青谷廃寺式が出土している。

日根郡

郡内に 4 ヶ寺所在する。不明の海会寺を除くとほとんどの造営主体が渡来形氏族である。

加美郷禅興寺は『行基年譜』に新羅人麻蘇迹や新羅人惠基の建立と記されており、新羅系渡来系氏族の日根造が建立したと考えられる。日根造は日根郡大領の家で、壬申の乱で活躍している。

採用軒瓦は海会寺と同範の百濟大寺式が創建瓦と考えられ、古新羅系に属する退化した百濟大寺式軒丸瓦や川原寺式軒丸瓦、秦廃寺と同範の紀寺式軒丸瓦を採用しており、中央と密接した寺院と考えられる。

呼喚郷海会寺は、中央政権と密接な関係を持って造営されたと考えられる。

しかし、特定の造営氏族は浮かんでこないことから、特定の氏族の寺院として成立したのではなく、紀伊勢力への押さえとして中央政権によって造営された寺院と考えられる。ただ、在地勢力もしくは大伴氏などの中央氏族が関わっていた可能性は考えられる

海会寺 IA 類には中房の同心円状の圧痕の残る（IA1 型式）と蓮子が IA1 型式より異様に突出しているもの（IA2 型式）がある。IA2 型式は IA1 型式の範型に彫り加えおこなったものと考えられ、この段階のものは蓮弁の子葉の端部が不明瞭になっているものが多いという特徴がある。

これに伴う軒平瓦は平瓦広端面に沈線を施した二重弧紋が出土している。

海会寺ではその後、海会寺 IA 類をもとに創作された重圏紋縁単弁八葉蓮華紋軒丸瓦（海会寺 IB 類）を採用する。

近義郷加治・神前・島中遺跡と地蔵堂廃寺は新羅系渡来系氏族の近義首が関連すると思われる。寺院としての遺構は不明であるが和泉郡秦廃寺と同型の豊浦寺式軒丸瓦が出土している。豊浦寺では部分的な発掘調査しか実施されていない

が、この型式は1~2例と少ない。これに対して、和泉南部では範型が異なるとはいえ、5例以上出土している。これを逆の発想から考えると、和泉郡南部から日根郡北部の地域で製作されたものが大和へ搬入された可能性も指摘しておきたい。

まとめ

河内においては多く寺院が存在し、その造営には渡来系氏族が関係したものが多くことが判った。ただ、郡によってその事情が異なり、渡来系氏族のみが建立している郡（讃良郡、高安郡、古市郡、錦部郡）、渡来系氏族が多い郡（交野郡、茨田郡、若江郡、丹比郡、安宿郡、石川郡、日根郡）、渡来系氏族と在地系氏族がほぼ同数の郡（河内郡、渋川郡、大県郡、大鳥郡）、在地系氏族が多い郡（志紀郡、和泉郡）である。

河内全体では渡来系氏族の寺院が多いことは、「はじめに」でも述べたが、主にそれは在地系氏族が勢力を張っていたところに、中央政権の意思によって渡来系氏族を配置し、在地系氏族勢力を抑えたと考える。この様な渡来系氏族による在地系氏族抑制はいくつかのパターンに分けられ、複雑な構造になっている。これを大きく分類すると以下ようになる。

- (1) 在地系氏族が居住していたところに渡来系氏族を配した郡（茨田郡、河内郡、若江郡、渋川郡、大県郡、志紀郡、古市郡、石川郡、大鳥郡、和泉郡）。
（渡来系氏族がはやく氏寺を建立しているもの）
 - (2) 渡来系氏族によって新たに成立された郡（讃良郡、高安郡、錦部郡、日根郡）。
 - (3) 古い渡来系氏族が在地化し勢力を保持したため、新たに渡来系氏族を配置した郡（交野郡、安宿郡、丹比郡）に細分できる。
- (1) の例として若江郡の状況を挙げる。

若江郡には3ヶ寺存在する。もともと在地系氏族で鳥取連などと同族の三野県主（連）が勢力を張っていた。しかし郡の中心の寺院は中国百濟渡来系氏族である若江造が建立した若江寺と考えられる。若江寺では創建瓦として古新羅様式の素弁8葉蓮花紋および大県郡安堂廃寺と同範の船橋廃寺式壘式を採用している。また、8世紀初頭には花卉紋縁の藤原宮式を創造し、三野県主（連）の氏寺東郷廃寺や行基が造った石凝院でも採用している。また、錦部郷には百濟渡来系氏族の錦部連の関連する西郡廃寺も存在する。ここでは大県郡安堂廃寺と同範の重弁形式や河内寺廃寺と同紋の軒丸瓦を採用しており、渡来系氏族間の交流が考えられる。

東郷廃寺自体も、7世紀後半には、新羅様式の原山廃寺式IIA型式軒丸瓦を創建瓦として、若江廃寺と同範の花卉紋を外縁に配する藤原宮系軒瓦や堂ヶ芝廃寺式

に近い突線珠紋帯重弁8葉蓮花紋も認められ、その造営には渡来系氏族が関わったと推定できる。

(2) の例として河内国高安郡と和泉国日根郡の状況を挙げる。

高安郡は高安公が孝徳朝に立てたことは既に述べた。高安公は中国渡来系氏族でその後も郡領の家として栄えている。この氏族の氏寺として教興寺は建立されたと考えられるが、『広隆寺未寺帳』に秦寺として掲載されており、秦忌寸との関わりも考えられる。その他の郡内寺院がすべて渡来系氏族の氏寺として建立されているのは、この郡立事情によるのであろう。しかし、この付近には玉祖郷や掃守郷の郷名をもち神別氏族である玉祖宿禰や掃守連などの在地系氏族も認められる。三宅郷の高麗寺はその名称からも高句麗渡来系氏族である大狛連の氏寺と考えられ、新羅様式軒丸瓦を採用している。

また、心合寺廃寺は元々の名称が秦興寺と考えられ、中国渡来系氏族の秦忌寸の氏寺として建立されたと考えられる。教興寺と高麗寺では同範と考えられる西琳寺式C8型式軒丸瓦が採用されている。

日根郡加美郷の禪興寺廃寺は新羅系渡来系氏族の日根造が建立したと考えられる。日根造は日根郡大領の家で、壬申の乱で活躍している。海会寺の百濟大寺式が創建瓦と考えられ、新羅系に属する退化した百濟大寺式系軒丸瓦や川原寺式軒丸瓦、小山廃寺式軒丸瓦を採用しており、中央と密接した寺院と考えられる。

この寺院の付近から7世紀後半の横穴式石室（石の子古墳）が検出された。

近義郷の加治・神前・畠中遺跡、地藏堂廃寺は、寺院としての遺構は不明であるが、和泉郡秦廢寺と同範の豊浦寺式軒丸瓦が出土しており、新羅系渡来系氏族の近義首が関連すると考えられる。この付近の開発はかなり遅れており、その地域に渡来系氏族を配置し開発を実施させたのであろう。

(3) の例として交野郡の状況を挙げる。ただし、最初は(1)の状況であったものである。

交野郡はもともと茨田郡の一部で大室元年(701)の大室律令制定時に分郡したというのが通説である。文献では『続日本紀』巻五和銅4年(711)正月2日条に「始置都亭驛。(中略)河内國交野郡楠葉驛(後略)」とあるのが初見である。交野廢寺は、郡衙推定地である郡津遺跡と接して造営されている。高句麗様式軒丸瓦を創建瓦とし、統一新羅様式の唐草紋軒丸瓦を採用するなど大陸的な瓦文様を採用している。また、原山廢寺式IIA型式に類似した軒丸瓦も認められる。古墳時代にはこの付近の物部氏の一族で交野郡大領家と推定できる交野（肩野）連の造営主体であるが、西漢氏系氏族と推定できる交野忌寸は関わったと考えられる。

九頭神廢寺は中国系渡来系氏族で山代忌寸や河内忌寸と同族である台忌寸が建立したと考えられる。台忌寸は居住した地名に因んで岡本忌寸に改名した記事が認

められ、岡本郷に関わる氏族と考えられる。創建瓦は7世紀中葉の高句麗様式軒丸瓦が採用され、最近の塔跡の調査では瓦積基壇から紀寺式軒丸瓦が中心に出土している。紀寺式軒丸瓦式隣接する山城地域に多く分布しており、この氏族は山城の有力氏族と結びつき、勢力を持ったのであろう。なお、この寺院は山田郷に属する可能性も考えられ、そのように理解すると、中国渡来系氏族の長野連などと同族の山田史が造営主体と考えられる。ただ山田史は百濟人成＝山田史銀とありもともとは百濟氏を名のっていたと思われ、そういう意味では百濟寺の百濟王氏と強いつながりが推定できる。

百濟寺は百濟義慈王の後裔氏族である百濟王氏が7世紀末から8世紀初頭に建立したと考えられる。勢力を伸ばした台忌寸に対抗するため配置されたのであろう。この氏族は舒明朝に百濟から渡来し、摂津百濟寺（堂ヶ芝廃寺）付近を本拠地としていたが、河内に本貫地を移したときに、薬師寺式伽藍配置の寺院を建立したと考えられる。8世紀には関連する禁野本町遺跡から「大領」と書かれた木簡や「少家」と墨書された土師器が出土しており、交野郡の中心が百濟寺周辺になったと考えられる。

つまりこの郡では交野連（在地）→台忌寸（渡来）→百濟王氏（渡来新）とその勢力の中心が移ったと考えられる。

(1) 中で志紀郡と和泉郡は両郡ともほとんどが在地系氏族で占めるという特徴がある。その中で志紀郡は白猪史の葛井寺が、和泉郡は秦勝の和泉秦廃寺が建立される。

また、両郡とも飛鳥諸寺と同範、もしくは同紋関係の軒瓦を採用しており、どちらも後に国府が置かれるという特徴を有する。

軒瓦の様式と渡来系氏族

次に渡来系氏族造営寺院と大陸系軒瓦文様との関わりについて考えてみたい。大陸系軒瓦文様には高句麗様式、百濟様式、新羅様式がある。これらは直接大陸から文様が伝来したものを採用しており○○様式と呼べるものもあるが、ほとんどが、いくつかの国を経て我国に伝来したもので、高句麗百濟様式や百濟新羅様式などとよばれている。したがって厳密に系統を分類することはできないが、あえてこれらを分類し、提示する。なお、型式名は広く使用されているものもあるが、ほとんどが便宜上つけたものである。

高句麗様式

豊浦寺式、☆衣縫廃寺式、☆渋川廃寺式、★九頭神廃寺式、☆交野廃寺式、★河内寺式、★大里寺式など

百濟様式

飛鳥寺式、若草伽藍式、○船橋廃寺式、☆山下寺式、★西琳寺式、★野中寺式、★善正寺式など

新羅様式

★新堂廃寺式、★高宮廃寺式、★若江寺式、★心合寺廃寺式、鳥坂寺式、★原山廃寺式、☆交野廢寺式、★高麗寺廢寺式、○池田寺式など

（★は渡来系氏族が造営主体、☆は渡来系氏族が関係、○は在地計氏族が造営主体と考えられるものである）

これで見ると、必ずしも渡来系氏族の氏寺で、大陸系瓦紋様を採用しているとは限らないことが判る。これは、寺院を建立するには新しい技術を導入しないと成立しないからであろう。

たとえば、統一新羅様式の典型である池田寺式は和泉地域で広く分布している瓦紋様であるが、和泉においても河内においても、在地系氏族の氏寺で中心的に採用されている。〔池田寺（池田君）、坂本寺（坂本臣）、法通寺（穂積連）、丹比廃寺（丹比連）〕

渡来系氏族と古代寺院

河内の古代寺院の造営には渡来系氏族が関わったものが多いことがわかった。ここでいくつか特徴が見られるので最後のまとめとしてあげたいとおもう。

西文氏の様相

まず、河内の渡来系氏族の雄、西文氏の活躍である。西文氏の居住する古市郡は古墳時代の大王家の墓地である古市古墳群の範囲にある。大古墳を造営するには技術力が必要で特に新しい大陸の技術は不可欠であったろう。古市古墳群の造営には土師氏が関わっていることはよく論じられているが、西文氏という渡来系氏族の力も必要であったと考えたい。西文氏と土師氏は文献でもつながりがみられ、7世紀の寺院建立時になっても、西琳寺式軒瓦採用に関わりが深い。

西琳寺は奥山廃寺IVB型式、船橋廃寺と同範の河内高句麗系II B2を創建に採用し、飛鳥地域の蘇我氏一族（小治田臣か）や河内の蘇我氏一族である林臣とのつながりの中で寺院を建立したことがわかる。また、その後はいち早く大和山田寺創建瓦（山田寺式）の紋様及び技法までも採用し、西琳寺式A型式を創作する。

西琳寺式軒瓦Aa型式の分布は西琳寺を中心とし、土師氏の土師寺、野上連など陳思王植系氏族の野中寺、百濟辰孫王系氏族の白猪氏の葛井寺、同じく船氏の善正寺、西文氏の一族である古志連の塩穴寺である。

これらの寺院はその採用形態に差こそあれ、西文氏を中心にまとめた連合体と考えられ、これは文献でいう「野中古市人」と一致する。

ただ、7世紀後半には「野中古市人」の中でも陳思王植系氏族、百濟辰孫王系

氏族では独自の発展型式もしくはオリジナルの軒瓦を採用し、分布の中心となる。つまり、前者は忍冬蓮花紋軒丸瓦、後者は善正寺式軒瓦である。

特に後者の百濟辰孫王系氏族は新しく来日した渡来系氏族として知られており、あらゆる技術を保持していたことがわかる。それは敏達朝の「鳥羽の表」の説話でも新しい技術を持った百濟辰孫王系氏族の王辰爾が褒められた言うことが『日本書紀』にも描かれている。

西漢氏の様相

もう一つは西漢氏系氏族の存在である。

加藤謙吉氏の研究によると、西漢氏は天武朝の賜姓事業で最終的に忌寸の姓を獲得していることから、秦氏、西文氏、東漢氏などと同じく、渡来系の名門氏族として位置づけられている。

また、大和の東漢氏とならんで、村主・漢人集団を束ねた同族連合体として存在し、その中心が台忌寸、河内忌寸、山城忌寸などの中国渡来系（後漢孝献帝後裔）白竜王系の氏族であったと提示されている。

なお、当宗忌寸や広原忌寸など後漢孝献帝後裔氏族も西漢氏の一族か関連の深い氏族であった可能性が存在することも述べられている。

東漢氏は5世紀後半以降大伴氏と密接な関連をもっており、大伴氏が失脚すると蘇我氏と結びついたので、西漢氏は物部氏と深い関連を持ったとされている。しかし、物部本宗家の滅亡後の動向については、天武朝の賜姓記事まで目立ったものは認められない。

西漢氏の成立時期として、河内忌寸の始祖と考えられる鷹奇岐彌（顕宗3年に見られる那干（奇）陀甲背の子？）が5世紀末頃に渡来している可能性が高いことから、6世紀前半から中頃には成立したと考えられる。また、その子供と推定できる欽明紀の加不至費直は加羅の首長層と系譜的に結びついていることになる。つまり、河内直（忌寸）は加羅諸国（高靈加羅）より渡来し、河内国河内郡に定住した氏族であることが推察されている。

なお、西漢氏一族は志賀忌寸、志賀穴太村主、春良宿禰など滋賀郡を中心とした近江国やその他の地域にも分布している。志賀忌寸は大友村主や錦日佐、穴太村主の一族が延暦6年（787）に得た氏姓で、春良宿禰も承和4年（837）近江国人で志賀史、錦織村主などの一族が賜った氏姓である。

また、河内の渡来系氏族で東漢氏の一族と位置づけられているものの中にはもともと西漢氏もしくはその配下であったものが取り込まれた可能性も指摘されている。

この西漢氏の中心である台忌寸、河内忌寸が関わったと考えられる九頭神麿寺、

河内寺で高句麗系軒瓦が採用されており、その他、西漢氏に関連すると推定できる寺院で高句麗系が採用されている。

このことを逆に考えると他の高句麗系軒丸瓦を採用した寺院も、西漢氏の一族が造営に関与していた可能性が指摘できるであろう。

交野麿寺付近には他に渡来系氏族である交野忌寸の居住が考えられる。この氏族が中国渡来系氏族で物部一族の交野連と結びついたらと考え、条件的に西漢氏一族であった可能性が推察できる。

拜志麿寺付近に居住した林忌寸は東漢氏の一族とされているが、もともと西漢氏の一族であったものを改変され、大伴一族と結びついたらと考えたい。

衣縫麿寺付近に居住した衣縫も、百濟渡来系氏族として位置付けられているがもともと西漢氏一族であった可能性を考えたい。

渋川麿寺も物部の一族である阿刀氏の氏寺である可能性から、もともと物部氏の配下として働いていた西漢氏がその創建に関わった可能性は高いであろう。

さらに最近の調査で「下村主」の線刻した瓦が出土しているが、この下村主は漢人集団を率いて、西漢氏の配下として働いた氏族であることが示されており、ここでも渋川麿寺と西漢氏との関連が指摘できる。

その関連から豊浦寺オリジナルに近い高句麗系軒丸瓦を創建瓦として採用したのである。

ちなみに、これら高句麗系軒丸瓦と呼ばれる型式は、実際は古新羅系に位置付けられる。

また、原山麿寺式の分布にも西漢氏一族が関わりある可能性がある。それはこの分布に下村主及びその一族が関わっていることである。下村主は西漢氏一族の配下のひとつで、漢人集団を束ねたとされている。

下村主は『新撰姓氏録』左京諸蕃や右京諸蕃に「後漢光武帝七世孫慎近王也」の後裔氏族であることが掲載されている。『新撰姓氏録』から同じ出自の氏族を見ると八戸史、高安造、春井連、河内造、武丘史が認められ、『三代実録』には家原連も後漢光武帝後裔とされている。

この中で、河内造（河内寺麿寺）、下村主（渋川麿寺）が高句麗系軒瓦を採用寺院、高安公（教興寺）、家原連（安堂麿寺）、下村主（原山麿寺）が原山麿寺式を採用寺院である。すべてが、原山麿寺式と関連あるわけではないが、高句麗系を合わせるとほとんどであるし、高安造も教興寺と関連する可能性が考えられる。

また、武丘史は和歌山県伊都郡花園村医王寺旧蔵「大般若経」奥書 天平勝宝6年によると、家原寺に関わりある家原里の知識のなかに「武丘史、下村主、物部」が認められ、そこで写経したと考えられる。

高句麗系軒丸瓦を採用している寺院にはもうひとつ共通することが存在する。

それは時期が下ると小山麿寺式軒丸瓦を採用しているということである。

九頭神麿寺では、7世紀末葉には小山麿寺式を2種採用しており、交野郡内で分布している。その内の一つ蹉陀麿寺は東漢氏一族の佐太忌寸と考えられるが、これも元々は西漢氏一族と考えるのはどうであろうか。

また、志紀郡の船橋麿寺、衣縫麿寺、押志麿寺でも小山麿寺式が採用されており、河内国府との関連を考え、大県郡の青谷遺跡(竹原井頓宮推定地)とともに、奈良時代の公的施設で採用されているという考え方もあるが、延喜式内社当宗神社の存在から志紀郡と西漢氏一族の当宗忌寸の関係を推定しさらに、これらの寺院との関連を考えたい。船橋麿寺、衣縫麿寺、押志麿寺とも型式は異なるものの高句麗系軒瓦を採用していることもその傍証になると考える。

小山麿寺式は近江国志賀郡にも分布しているが、志賀忌寸や志賀穴太村主は西漢氏に位置づけられている。

西漢氏一族の中心のひとつである山城忌寸の氏寺は、南河内郡河南町に所在する山城麿寺である。ここは以前、寺域内に武日命を祭神とする降旗神社の存在から大伴氏の氏寺と考えた。しかし、所在地などから山城忌寸の氏寺と考えた方が妥当であろう。

ただ、この付近には「南大伴」の地名が残っており、大伴氏の本貫地の一つであった可能性が考えられることから、おそらく押志麿寺と同様に山城忌寸は大伴一族と結びついたのであろう。物部氏だけではなく大伴氏と結びついた西漢氏一族も存在したと考えたい。

古来、北中河内は物部氏、南河内は大伴氏が勢力を広げており、西漢氏はその地域の大豪族と結びついて勢力をつけたのかもしれない。

なお、現在山城麿寺からは高句麗系軒丸瓦を確認していないが、正式な発掘調査が実施されたわけでもなく、今後出土する可能性も考えられる。また、高句麗系軒丸瓦を採用している和泉秦麿寺と池田寺ⅡC型式が同範関係にあり、高句麗系軒丸瓦の採用寺院と関連が深いことが判る。

既に述べたように、もともと西漢氏系氏族であったものが当時渡来系氏族の中で坂上氏などのように勢力を保持していたことから、これらの氏族と結びつき東漢氏系氏族として文献に記載された例も多いのではないかと推測する。

たとえば『三代夷録』貞観14年(872)8月12日条に「左京人主税頭従五位上兼行博士家原宿祢氏主。主計頭従五位上兼行但馬權守家原宿祢繩雄。従五位下行侍醫家原宿祢善宗。外従五位下行曆博士兼陰陽助家原宿祢好。主税助正六位上家原宿祢春。得業生従八位上家原宿祢繁居。學生従八位下家原宿祢良居等賜姓朝臣。氏主宿祢富依。天長三年賜姓家原連之日。富依修解。富依先出自後漢光武皇帝也。氏主今言曰。先出自宣化天皇第二皇子。延暦十八年進本系之日。以後漢光武皇帝

爲祖者誤也。子所稱。始稱之所出。」とある。

家原氏の出自について、父親が後漢光武帝の後裔だと述べているのに、息子いわく、それは間違いで宣化天皇第2皇子の後裔だと主張している。父親の意見も本来のものかは不明であるが、息子の意見は、『続日本紀』和銅5年(712)9月己巳条に見える。「故左大臣正二位多治比真人嶋之妻家原音那。贈右大臣従二位大伴宿祢御行之妻紀朝臣音那。並以夫存之日。相勸爲國之道。夫亡之後。固守同墳之意。朕思彼貞節。感歎之深。宜此二人各賜邑五十戸。其家原音那加賜連姓。」という先祖の伝承によるもので、解釈が間違っている。宣化天皇後裔は家原音那の夫多治比真人嶋である。このような例から当時その出自を変更することは多かつたと考えられる。

さらに、上村主も西漢氏一族の配下のひとつで、漢人集団を束ねたとされている。同族であれば同じ立場であると仮定すると、上村主は『新撰姓氏録』に「陳思王植之後也」とあるが、同じ出自のものは西漢氏系氏族として位置づけられるものもあると考えたい。

『新撰姓氏録』から同じ出自の氏族を見ると、野上連、筑紫史、河原蔵人、河原連、河内画師、平松連、広階連がみられ、この中には野中寺造當氏族連合と考える氏族が多く存在する。つまり野中寺も西漢氏一族が造営に関わったと考えるのである。

このように、河内において西漢氏一族は、物部氏滅亡後も活躍していることがわかる。古代寺院造営についても、表に出る場合もあるが、主に裏方となって技術力で関わっていたのであろう。

南河内の渡来系氏族建立寺院と横口石槨

南河内では、7世紀に入ると古墳はほとんど造られなくなるが、終末期群集墳と呼ばれる古墳群や、単独墳としては自然石を用いた横穴式石室や切石を用いた横穴式石室が認められる。特に巨石の切石を用いた柏原市平尾山安堂第6支群3号墳、南河内郡太子町太平塚古墳は有力氏族や大王家の古墳と推定する説もあり、羽曳野市来目皇子墓や南河内郡太子町伝聖徳太子墓も切石の横穴式石室である可能性が指摘されている。これらの他にこの地域に特徴的な新しい墓制として「横口式石槨」がある。

横口式石槨はそれまでの横穴式石室の玄室が羨道より広くなっているのに対し、玄室にあたる石槨部が前室もしくは羨道より幅、高さ共にすばまるという形態的特徴があり、石槨部に一人しか埋葬できない単葬墓という特徴をもつ。前者は石槨部を板状のもの(扉を含む)で閉塞する(戸口構造)という機能からの出現で、後者はそれまでの横穴式石室が家族墓として追葬がおこなわれたのに対して、官

僚化してきた氏族の個人墓として位置付けられる。

南河内の横口式石槨の分布

志紀郡 三つ塚古墳の助太山古墳がその候補にあげられるのみである。墳頂部に凝灰岩の天井石が露出しており、石槨の天井部と考えられるが詳細は不明である。土師の里遺跡内で土師寺推定地の東に所在し土師氏の墳墓の可能性が考えられる。

大県郡 千基を超える後期群集墳である平尾山古墳群内に点在する。横口式石槨としては自然石を用い前室、羨道を備えた雁多尾畑古墳、自然石で前室をもたない平尾山第13支群1号墳、切石の平野大県34支群8号墳、平尾山西峰古墳、平尾山102号墳がある。切石のものでは後者の2基が巨石を削り抜いて石槨としている。ボージ1号墳はこの群では最も北に存在し、組合式(家形?)の石槨部に巨石を用いた羨道を付けたものである。

この郡には、後に河内六寺とよばれた古代寺院が建立されており、直接関連するものは不明である。

鳥坂寺に隣接して切石巨石の平尾山安堂第6支群3号墳がある。これは終末期古墳に含まれるが、横口式石槨ではなく、造営氏族も在地系の鳥取連である。

丹比郡 羽曳野丘陵のいわゆる寺山は平安時代に船・津・葛井(白猪)氏の墓地と考えられており、ここにいくつかの横口式石槨が点在する。

小口山古墳は善正寺の寺域と接して造営されている。凝灰岩製で縄かけ突起を持たない削り抜き式家形石槨を石槨とし、その回り3方に寺山石英安山岩を積み上げ、室(護壁)を造り、短い羨道を備えている。閉塞石も石英安山岩の巨石を用いており、天井石も存在したと考えられる。なお、この古墳の東南側にもやや古い型式の横口式石槨が確認され、小口山東古墳と名付けられている。特にこの辺りが、船氏の墓地と寺院が存在すると思いたい。

徳楽山古墳・ヒチンジョ池西古墳は凝灰岩の組み合わせ式石槨を石槨とし羨道を持たない。前者は凝灰岩製で縄かけ突起を持たない石槨を用い、後者は石槨内から木質の付着した銅釘が出土している。

安宿郡 鉢伏山西麓から南麓にかけて寺山石英安山岩切石を用いた横口式石槨が認められる。群集墳である、飛鳥千塚B支群やF支群は、その中に単独に造営される古墳があり、広義の群集墳内のものと考えられるであろう。しかし、オウコ古墳群は明らかに終末期群集墳と位置付けられる。

これらに対応する古代寺院としてはあえて結びつけるとすると飛鳥部氏の飛鳥廃寺がある。

西琳寺の石川を越えた対岸山側には、藤池南古墳が存在する。早い時期に破壊されたため詳細は不明で西琳寺との関連も不明であるが、比較的近くに

存在することから、ここに揚げておく。

その他 飛鳥千塚の南側には寺山安山岩製で石槨部に羨道(前室)のつく春日古墳が、飛鳥川左岸の丘陵部には、石槨部のみで内部には格狭間が付く台が認められる御嶺山古墳がある。両者の石槨部天井内面は家形に加工されている。

石川郡 石川左岸と右岸の磯長谷、南部の平石谷などに分布する。

石川左岸の羽曳野丘陵縁辺部に存在するお亀石古墳は新堂廃寺の北西の丘陵に所在し、トレンチ調査で東西21.5m、南北20.1mの方墳であることが確認されている。凝灰岩製で縄かけ突起をもった削り抜き式家形石槨を石槨とし、周りに新堂廃寺所用の平瓦を積んで室とする。石槨部に前室と羨道を備えている。最近の発掘調査の成果や新堂廃寺の瓦の研究によって7世紀第II4半期前半に築造されたことが示された。

石川右岸の磯長谷 7世紀の王家の谷である磯長谷(河内郡太子町)には松井塚古墳、仏陀寺古墳など横口式石槨が点在するが、直接寺院との関わりは認められない。

最近発見された田須谷古墳1号墳は凝灰岩製削り抜き式家形石槨を石槨とし、周りに同じく凝灰岩を積んで室としている。羨道も凝灰岩で飛鳥IVの土器が出土している。春日廃寺と隣接しているが、その関連は不明である。

平石谷 南河内郡平石谷には終末期古墳が集中している。特に横口式石槨は大型のものが存在する。シシヨツカ古墳は花崗岩切石で石槨部を造り、前室、羨道を供えた横口式石槨である。TK209型式の須恵器が出土しており、7世紀初頭の年代が考えられ、横口式石槨では最も古く、切り石使用古墳としても最古型式に位置付けられる。アカハゲ古墳はシシヨツカ古墳よりさらに精美な切石で石槨部を構築し、前室と羨道を持つ。ツカマワリ古墳は石槨部を精美な切石で構築、前室(羨道)を持つ。石槨と前室との間の仕切りとして嵌め込められた扉石(閉塞石)には寺山の石英安山岩板石を用いている。これらは直接関わりのある寺院は認められないが、あえて見出すとすれば、山代忌寸が造営主体である山城廃寺が考えられる。

石川支流梅川左岸の白木古墳は、石槨部に羨道(前室)が付くタイプである。この近くにはおそらく渡来系氏族の造営した寺院と考えられる弘川寺が存在する。

錦部郡 南坪池古墳では、細井廃寺所用ものと類似する、同心円紋叩きの埴が出土しており、両者は関係が深いと考える。百済渡来系の錦部連が関連すると思われる。

以上のように、南河内に分布する横口式石槨は渡来系氏族が造営主体である寺院との関連で造営された可能性が考えられる。

また、形態の特徴の類似以外には、お亀石古墳の石栓や石組み間の詰石、小口

山古墳の羨道部や蓋石、天井石、アカハゲ古墳の蓋板石、地域は離れるが飛鳥牽
午子塚古墳の蓋石など寺山石英安山岩を媒体につながりあることが考えられる。

寺山石英安山岩は二上山の噴火により形成された火山岩で安宿郡の鉢伏山周辺
に露頭している岩種である。その付近では横穴式石室にも使用されており、横口
式石槨は石槨系横口式石槨の最も古いタイプのものが含まれ、この地域から出現
した可能性も考えられる。つまり、これらの古墳群を造営している氏族が横口式
石槨の造営に少なからず関与しているということになる。この安宿郡には百済渡
来氏族である飛鳥部氏が居住していることが知られており、この氏族が石工人な
どで関わっている可能性が考えられる。

河内の古代寺院と造営氏族

以上見てきたように、河内には多くの古代寺院が存在する。これらは単独氏族
が造営主体のものも認められるが、多くは同族や地縁の関係などで結びついた氏
族連合によるものであると考えた。これを他氏族が関わったと理解し知識寺と位
置付けることも可能ではあるが、やはりプロデューサーである中心的氏族が存在
し、それに関連氏族が協力するという構図が認められ、その中心的氏族の寺院と
考えるのが一番合うと考える。それは協力氏族も別の寺院を建立しているものが
見られることからわかる。なお、単独氏族の氏寺にしても直接造営に関わるの
は技術力を保有している渡来系氏族であろう。

採用されている軒瓦も単に建築部材としてあるのではなく、いくつかの要素を
絡めながらそれを使用する寺院の特徴、つまり造営氏族の動向を現していると考
えた。それは工人だけの問題では理解できない点が多いからである。

これらについては、論文中に何度も述べてきたことである。

河内には渡来系氏族が多く居住していることは、文献的にも証明されており、
新しい技術を保有している渡来系氏族が古代寺院を造営するというのは理解しや
すい状況と考える。

河内という政治の中核部である大和に隣接しているにもかかわらず、独自の文
化を創造し、仏教の浸透など新しい文化も受け入れることのできる、ある意味特
殊な地域を担ってきた氏族の動向復元、特に文献からは推定できにくい7世紀代
について考えてきた。

これらの研究を踏まえ今後、河内と関わりある地域との関連について考え、奈
良時代の寺院の動向などについても研究を進めていきたいと思う。

[参考文献]

- 秋里 藤嶋編 1975『河内名所圖會』柳原書店
網伸也 1997「四天王寺出土瓦の編年的考察」『堅田直先生古希記念論
文集』
網伸也 2000「4「百済大寺式」軒丸瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財
研究所
栗田 薫編 2003『新堂廃寺跡・オガンジ池瓦窯・お亀石古墳』富田林
市教育委員会
石田 茂作 1936『飛鳥時代寺院跡の研究』聖徳太子奉賛会
井原 稔 1997「下田池瓦窯」『古市遺跡群発掘調査報告』XVII 石田 茂
作『飛鳥時代寺院跡の研究』聖徳太子奉賛会 1936
伊藤 敬太郎 2000「吉備池廃寺・木之本廃寺の創建瓦」『古代瓦研究』
I 奈良文化財研究所
伊藤 聖浩 1998「西琳寺 97-1 区」『古市遺跡群 XIX』羽曳野市教育委員
会
伊藤 聖浩 1995「西琳寺 94-1 区」『古市遺跡群 XVI』羽曳野市教育委員
会
稲垣 晋也編 1970『飛鳥白鳳の古瓦』奈良国立博物館 東京美術
井上 光貞 1943「王仁の後裔氏族と其の仏教」『史学雑誌』54 卷 9 号
上田 睦編 1987a『藤井寺市およびその周辺の古代寺院』上・下、藤井寺
市教育委員会
上田 睦 1987b「因幡寺内廃寺の瓦について」『関西大学考古学研究紀要』
第 5 卷 関西大学考古学研究室
上田 睦 1988「いわゆる王仁後裔氏族とその寺院—出土瓦から見た古代
氏族の動向—」『網干善教先生先生華甲記念考古学論集』
上田 睦 1991「寺を建てた氏族たち」『古代の寺を考える—年代・氏族・
交流—』帝塚山考古学研究所
上田 睦・近藤 康司 1992「伊勢・伊賀・志摩における古代瓦の様相」
『紀伊半島の文化史的研究 考古学編』関西大学
上田 睦 1994「渡来系氏族の造った河内の寺院」『渡来系氏族と古代寺
院』帝塚山考古学研究所
上田 睦 1997a「河内妙見寺と敏達大王家」『太子町立竹之内街道歴史資
料館 館報』第 3 号 太子町立竹之内街道歴史資料館
上田 睦 1997b「いわゆる善正寺式について—出土瓦から見た河内の古
代寺院と氏族(2)」『撰河泉古代寺院論纂』撰河泉古代寺院研究会・撰河

泉文庫

上田睦 1997c「北・中河内の古道と古代寺院」『第36回大阪府下埋蔵文化財研究会資料集』(財)大阪府文化財調査センター

上田睦 1998a「中河内の行基関連寺院」『行基の生涯を考古学する』撰河泉古瓦研究会

上田睦 1998b「出土瓦から見た河内の古代寺院と氏族(1)-西琳寺式軒丸瓦と古代氏族-」『網干善教先生古稀記念 考古学論集』下巻

上田睦 1999「高句麗系軒丸瓦と渡来系氏族」『瓦衣千年-森郁夫先生還暦記念論文集-』

上田睦 2000a「瓦当紋様の創作-撰津堂ヶ芝廃寺の備中式軒丸瓦の観察から-」『帝塚山大学考古学研究所研究報告』II

上田睦 2000b「撰河泉の高句麗系軒丸瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所

上田睦 2000c「河内の斑鳩寺・4天王寺系軒丸瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所

上田睦 2000d「河内の船橋廃寺式軒丸瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所

上田睦 2002「道明寺出土梵字紋軒丸瓦について-河内道明寺式軒瓦瓦の提唱-」『藤澤一夫先生卒寿記念論文集』藤澤一夫先生卒寿記念論文集刊行委員会・帝塚山大学考古学研究所

上田睦 2003a「丹比廃寺式軒瓦と多治比野の開発-出土瓦から見た河内の古代寺院と氏族 4-」『関西大学考古学研究室開設 5 拾周年記念考古学論叢』

上田睦 2003b「古墳時代中期における円筒埴輪の研究動向と編年」『埴輪論叢』第5号

上田睦 2003c「河内の初期寺院と軒瓦の流通」『古代近畿と物流の考古学』石野博信さん古稀記念論文集

上田睦 2004「藤井寺市及びその周辺の終末期古墳と古代寺院」『終末期古墳と初期寺院の造営を考える-古市古墳群終焉後の藤井寺とその周辺-』藤井寺市教育委員会

上田睦 2005「撰河泉の山田寺式軒瓦」『古代瓦研究』II 奈良文化財研究所

上田睦・近藤康司 2005「撰河泉の法隆寺式軒瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』VIII 奈良文化財研究所

上田睦 2005「中世の道明寺」『南河内歴史講座平成17年度資料』藤井寺

市教育委員会

上田睦 2007a「飛鳥時代の河内国出土軒瓦」『平成19年度春季特別展河内古代寺院巡礼』大阪府立近つ飛鳥博物館

上田睦 2007b「河内の重弁形式-原山廃寺式を中心に-」『飛鳥白鳳の瓦づくり』X 奈良文化財研究所

上田睦 2007c「河内土師寺とその遺跡」(南河内歴史講座平成19年度資料) 藤井寺市教育委員会

上田睦 2008a「河内の古代寺院の成立と造営氏族 5-原山廃寺式採用寺院とその氏族-」『王権と武器と信仰』菅谷文法編 同成社

上田睦 2008b「渡来系氏族の寺院と神社-志紀郡・丹比郡の氏族を中心に-」『南河内歴史講座平成20年度資料』藤井寺市教育委員会

上田睦 2008c「氏寺建立と同范瓦分布の意義について-河内を中心として-」『財団法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館 2006年度共同研究成果報告書』

遠藤慶太 2006「伊吉寺(河内雷寺)をめぐる」『藝林』第55巻 第1号

近江俊秀 2006「大和の雷文縁復弁蓮華文軒丸瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』IX 奈良文化財研究所

大脇正一 1936「古瓦新講(五)」『史迹と美術』72 史迹美術同致会

大阪府教育委員会・(財)1997 大阪府文化財調査研究センター 『真福寺遺跡』

大阪府教委 1975『挟山遺跡発掘調査概要II』大阪府教育委員会

大阪府教育委員会 1968『河内高井田・鳥坂寺跡』大阪府文化財調査報告書第19輯

大阪府教委 1985 『錦織細井廃寺発掘調査概要』

大阪府教育委員会・(財)大阪府文化財調査研究センター 1997『真福寺遺跡』

大阪府立近つ飛鳥博物館 2004『古墳から奈良時代墳墓へ-古代律令国家の墓制-』(大阪府立近つ飛鳥博物館図録34)

大西貴夫 2005「平隆寺と長林寺の法隆寺式軒瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』VIII 奈良文化財研究所

奥村宏美 2006「和泉地域の軒瓦と古代寺院」『古代和泉郡の歴史的展開』和泉市市史編纂委員会

小澤毅・西川雄大 2000「飛鳥の船橋麿寺式及び細弁蓮華文軒丸瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所
柏原市教育委員会 1984「柏原市歴史資料館開館記念講演会レジュメ」柏原市教育委員会』1985『大泉南遺跡一山下寺寺域の調査
柏原市教育委員会 1985「安堂遺跡」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報 1984年度』
柏原市教育委員会 1987『高井田遺跡・』
柏原市教育委員会 1990「高井田麿寺」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報 1989年度』
柏原市教育委員会 1994「原山麿寺 93-1次」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報 1993年度』
柏原市立歴史資料館 1985『特別展 柏原の古代寺院址』
柏原市立歴史資料館 1995『平成7年度企画展 河内六寺』
加藤謙吉 2001『吉士と西漢氏』白水社
加藤謙吉 2002「野中古市人の実像」『大和政権とフヒト制』吉川弘文社
亀田修一 1994「瓦からみた近畿と朝鮮半島」『ヤマト王権と交流の諸相』荒木敏夫編 名著出版
亀田修一 2000「百済軒丸瓦の製作技法」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所
仮屋喜一郎 2000「海会寺の百済大寺式軒丸瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所
河内一浩 1996「野中寺跡出土の古瓦の位置づけ」『野々上』II 野中寺古瓦譜、羽曳野市遺跡調査会
河内一浩 1997「河内野々上遺跡周辺の寺・館・古道・運河」『大阪府下埋蔵文化財研究会（第36回）資料』
河内一浩 2003「下田池瓦窯と野中寺」『撰河泉の古代瓦窯を考える』撰河泉文庫・撰河泉古代寺院研究会
河内一浩 2003「西琳寺」『羽曳野市内遺跡発掘調査報告 平成12年度』
河内一浩 2005「羽曳野市域の後期・終末期古墳の調査-白髪山古墳（清寧陵古墳）・小口山古墳-」『大阪府埋蔵文化財研究会（第50回）資料』
北野重 1984「五十村麿寺」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報 1983年度』柏原市教育委員会
宮内庁書陵部 2002『書陵部紀要』第54号
小谷徳彦 2004「川原寺の創建瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』VII 奈良文

化財研究所
近藤康司 1997「和泉における古代寺院の成立と展開」『撰河泉古代寺院論纂』第1集
近藤康司 1998「大野寺を考古学する」『行基の生涯を考古学する』撰河泉古代寺院研究会
近藤康司 2004「撰河泉の川原寺式軒瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』VII 奈良文化財研究所
（財）大阪文化財センター1976「清原得巖考古資料図録」『大阪文化誌 6号』
財団法人八尾市文化財調査研究会 2002『教興寺（第1次調査・第2次調査）』
財団法人八尾市文化財調査研究会 2004『渋川麿寺（第2次調査・第3次調査）』
佐川正敏・西川雄大 2000「奥山麿寺の創建瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所
佐川正敏・西川雄大 2000「奥山麿寺の高句麗系軒丸瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所
佐川正敏・西川雄大 2005「山田寺の創建軒丸瓦」『古代瓦研究』II 奈良文化財研究所
堺市教育委員会 1977『土師遺跡発掘調査報告II-百舌鳥陵南麿寺（21概区）51年度』
四條畷市教育委員会 1997『正法寺跡発掘調査概要』
芝野圭之助 1979『国府遺跡発掘調査概要』IX「松田氏所蔵軒瓦」、「国府78-7区」、「国府78-8区」大阪府教育委員会
清水昭博 2000「平隆寺・中宮寺の創建瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所
清水昭博 2006「大和の輻線紋・重圓紋縁蓮華文軒丸瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』IX 奈良文化財研究所
白石太一郎 1978「広陵町寺戸麿寺とその屋瓦」『青陵』37 橿原考古学研究所
泉北考古資料館 1983「河内之古瓦」パンフレット 大阪府教育委員会
太子町立竹之内街道資料館 1996『二上山麓の古代寺院』
竹谷俊夫「聖徳太子御廟叡福寺出土の古瓦」『古文化論叢』第三〇集（上）一九九三

竹原伸二 1997「北河内地域における古代寺院の諸様相」『堅田直先生古希記念論文集』

竹原伸仁・近藤康司・上田睦 2006「摂河泉の雷文縁・重圈文縁複弁蓮華文軒丸瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』IX奈良文化財研究所

東京国立博物館、朝日新聞社編 2005『遣唐使と唐の美術』

直木孝二郎監修 1986『大阪府の地名』日本歴史地名大系 28 平凡社

奈良国立文化財研究所 1960『弘福寺 川原寺発掘調査報告』

奈良国立文化財研究所・奈良市教育委員会編『平城京・藤原京出土軒瓦型式一覧』1996

花谷浩 1997「本薬師寺の発掘調査」『仏教芸術』235 毎日新聞社

花谷浩 2000a「飛鳥寺・豊浦寺の創建瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所

花谷浩 2000b「斑鳩寺の創建瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所

花谷浩 2000c「豊浦寺の高句麗系軒丸瓦」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所

花谷浩 2005「近畿の山田寺式軒丸瓦」『古代瓦研究』II 奈良文化財研究所

羽曳野市教育委員会 1981『羽曳野の終末期古墳』（羽曳野市の文化財第1集）

羽曳野市教委 1986「野中寺塔跡発掘調査報告」『羽曳野市埋蔵文化財調査報告』13

羽曳野市教委 1985「野中寺」『古市遺跡郡VI』

羽曳野市教育委員会 1994『羽曳野市史』第3巻

羽曳野市教育委員会 1995『古市遺跡群□□』（羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 32）

羽曳野市教育委員会 2000『古市遺跡群□□□』（羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 38）

羽曳野市教育委員会 2002『羽曳野市内遺跡調査報告書-平成11年度-』

羽曳野市教育委員会 2002『史跡古市古墳群 峯ヶ塚古墳後円部発掘調査報告書』

羽曳野市教育委員会 2007『古市遺跡群□□□』（羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 58）

羽曳野市教育委員会 2007『羽曳野市内遺跡調査報告書-平成16年度-』（羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 59）

林正憲 2005「法隆寺西院伽藍の創建瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』VII 奈良文化財研究所

良文化財研究所

原口正三 1958『河内船橋遺跡出土遺物の研究』大阪府文化財報告第8輯 大阪府教育委員会

日野浦弘幸 2000「末ノ奥窯跡出土の瓦磚」『古代瓦研究』I 奈良文化財研究所

平田政彦 2005「斑鳩とその周辺の法隆寺式軒瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』VIII 奈良文化財研究所

福永伸信 1989『若江寺古瓦譜』

藤井寺市教育委員会 1988『石川流域遺跡群発掘調査報告□』（藤井寺市文化財報告第3集）

藤井寺市教育委員会 2004『終末期古墳と初期寺院の造営を考える-古市古墳群終焉後の藤井寺とその周辺-』（ふじいでらカルチャーフォーラム□）

藤井寺市史編さん委員会 1991『藤井寺市史』第十巻 史料編八上

藤井直正編「石凝寺跡」『原始・古代の枚岡』

藤沢一夫 1941「摂河泉出土古瓦の研究」『仏教考古学論叢』東京考古学会

藤沢一夫 1976「行基大僧正の弟子僧達-その出自と本貫-」『元興寺文化財研究』No19

藤沢一夫 1982「日本の百済系双塔伽藍」『馬韓・百済文化』第4・5輯 圓光大学校馬韓・百済文化研究会

藤沢一夫 1941「摂河泉出土古瓦の研究」『仏教考古学論叢』東京考古学会

藤沢一夫 1975「柏原市域の古代寺院とその性格」『柏原市史』4 柏原市役所

藤澤一夫 1988「河内飛鳥の仏教文化」『第三回シンポジウム 河内飛鳥を彩る渡来文化』羽曳野市教育委員会

藤澤一夫 1960「和泉峰田寺～上代の大鳥郡鉢田郷に所在した寺院～」『和泉志』21 藤澤一夫 1975「柏原市域の古代寺院とその性格」『柏原市史』4 柏原市役所

藤沢一夫 1982「日本の百済系双塔伽藍」『馬韓・百済文化』第4・5輯 圓光大学校馬韓・百済文化研究会

藤沢一夫 1986「行基大僧正の弟子僧達-その出自と本貫-」『元興寺文化財研究』No19

藤野勝彌 1941「河内丹比麿寺」『古代文化』12-3 古代学協会

堀大輔 2005「新堂廡寺の山田寺式軒瓦」『古代瓦研究』Ⅱ 奈良文化財研究所

首斎 1995「東郷廡寺についての考察」『八尾市文化財紀要』7 八尾市教育委員会文化財課

美原町教委 1980「黒山廡寺発掘調査概要」 美原町教育委員会
調査概要・2』) 後に吉田晶 1973『古代国家成立史論』

安村俊史 1985「大泉南遺跡-山下寺跡寺域の調査-」 柏原市教育委員会

安村俊史 1983『片山廡寺塔跡発掘調査概報』 柏原市教育委員会
安村俊史 1984「安堂遺跡」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報 1984年度』
柏原市教育委員会

安村俊史 1994「原山廡寺 93-1次」『柏原市埋蔵文化財発掘調査概報
1993年度』 柏原市教育委員会

山川登美子「1990 蓮光寺境内出土瓦の調査」『池尻城跡発掘調査概要』
IV

山路直充 2000「西琳寺と河内国分寺の創建について-『西琳寺文永注記』
をめぐるとの二つの解釈-」 帝塚山大学歴史考古学研究会レジュメ

山下隆次 2003「尼寺廡寺の川原寺式軒瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』VI
奈良文化財研究所

山本博 1957「船橋大和川床の未詳廡寺址」『古代学』6-2 古代学協会

八尾市役所『八尾市史（前近代）本文編』1988

八尾市史編集委員会 1977「教興寺銅鐘」『八尾市史』文化財編

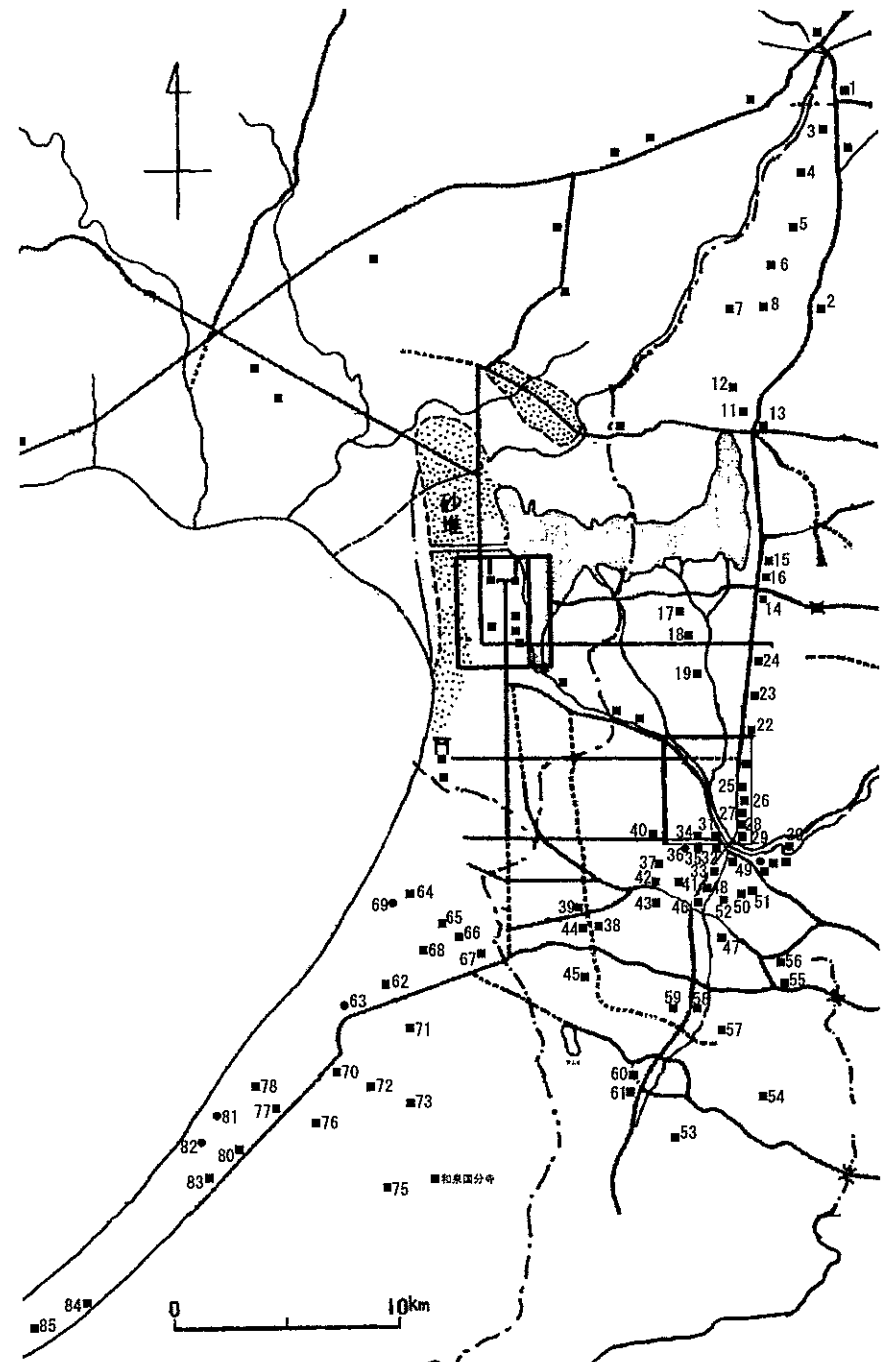
山田幸弘「林遺跡 HY87-6区」『石川流域遺跡群発掘調査報告』・ 藤井
寺市教育委員会 1988

吉田晶 1973「古市郡（評）の成立課程」（大阪府教育委員会『菅田
白鳥発掘調査報告書』）

吉田晶 2007「河内の古代氏族」『平成 19年度春季特別展 河内古代寺
院巡礼』大阪府立近つ飛鳥博物館

和田萃 1997「氏族と古道」「河内の古代仏教」『藤井寺市史』第 1 卷 通
史編 1 藤井寺市

図 版



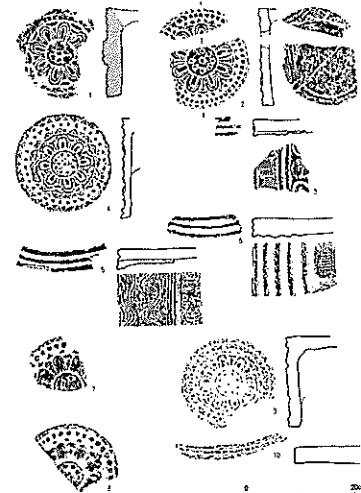
第 1 图 河内国古代寺院分布图

寺院名	所在地	I 期			II 期			III 期			IV 期			その他
		名称	形式	高句麗系	名称	形式	百濟・高麗系	名称	形式	名称	形式	名称	形式	
1 交野 深谷寺	交野													
2 河内 山崎寺	山崎													
3 河内 深谷寺	深谷													
4 河内 深谷寺	深谷													
5 河内 深谷寺	深谷													
6 河内 深谷寺	深谷													
7 河内 深谷寺	深谷													
8 河内 深谷寺	深谷													
9 河内 深谷寺	深谷													
10 河内 深谷寺	深谷													
11 河内 深谷寺	深谷													
12 河内 深谷寺	深谷													
13 河内 深谷寺	深谷													
14 河内 深谷寺	深谷													
15 河内 深谷寺	深谷													
16 河内 深谷寺	深谷													
17 河内 深谷寺	深谷													
18 河内 深谷寺	深谷													
19 河内 深谷寺	深谷													
20 河内 深谷寺	深谷													
21 河内 深谷寺	深谷													
22 河内 深谷寺	深谷													
23 河内 深谷寺	深谷													
24 河内 深谷寺	深谷													
25 河内 深谷寺	深谷													
26 河内 深谷寺	深谷													
27 河内 深谷寺	深谷													
28 河内 深谷寺	深谷													
29 河内 深谷寺	深谷													
30 河内 深谷寺	深谷													
31 河内 深谷寺	深谷													
32 河内 深谷寺	深谷													
33 河内 深谷寺	深谷													
34 河内 深谷寺	深谷													
35 河内 深谷寺	深谷													
36 河内 深谷寺	深谷													
37 河内 深谷寺	深谷													
38 河内 深谷寺	深谷													
39 河内 深谷寺	深谷													
40 河内 深谷寺	深谷													
41 河内 深谷寺	深谷													
42 河内 深谷寺	深谷													
43 河内 深谷寺	深谷													

番号	寺社名	所在		I 漢形屋敷			II 用形屋敷			III		IV		その他
		郡名	地名	工式	漢形屋敷	漢形屋敷	漢形屋敷	漢形屋敷	漢形屋敷	漢形屋敷	漢形屋敷	漢形屋敷	漢形屋敷	
44	黒山院寺	郡名	黒山											
45	黒野院寺	郡名	黒野											
46	西条院寺	郡名	古市											
47	加茂院寺	郡名	加茂											
48	栗島院寺	郡名	栗島											
49	円明院寺	郡名	円明											
50	五十坪院寺	郡名	五十坪											
51	原山院寺	郡名	原山											
52	原山院寺	郡名	原山											
53	龍泉院寺	郡名	龍泉											
54	寛弘寺	郡名	寛弘											
55	弘川寺	郡名	弘川											
56	善法院	郡名	善法											
57	妙目寺	郡名	妙目											
58	山崎院寺	郡名	山崎											
59	中野院寺	郡名	中野											
60	新宮院寺	郡名	新宮											
61	福井院寺	郡名	福井											
62	龍泉院寺	郡名	龍泉											
63	長承寺	郡名	長承											
64	大徳院	郡名	大徳											
65	法安寺	郡名	法安											
66	百舌鳥院寺	郡名	百舌鳥											
67	北野院寺	郡名	北野											
68	大野寺	郡名	大野											
69	藤田寺	郡名	藤田											
70	砥寺	郡名	砥											
71	和泉寺	郡名	和泉											
72	清太寺	郡名	清太											
73	坂本寺	郡名	坂本											
74	池田寺	郡名	池田											
75	松屋寺	郡名	松屋											
76	田代院寺	郡名	田代											
77	小松院寺	郡名	小松											
78	春木院寺	郡名	春木											
79	別所院寺	郡名	別所											
80	善法寺	郡名	善法											
81	藤原寺	郡名	藤原											
82	加治井院寺	郡名	加治井											
83	地蔵院寺	郡名	地蔵											
84	善興院寺	郡名	善興											
85	海公寺	郡名	海公											
86	蓮弘寺	郡名	蓮弘											

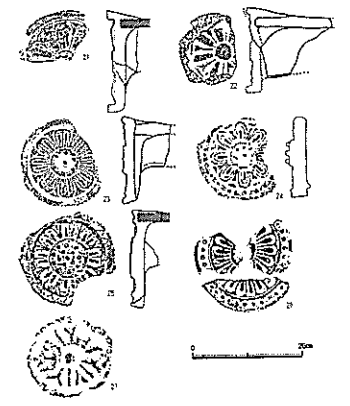
No.	寺院名	所在		造宮氏族ほか
		郡名	郷名	
1	西山院寺	(交野)	交野	交野連(神別物部系)
2	交野院寺		葛原	葛原寺
3	船橋院寺		岡本	美智郎船橋院寺と同系の世面教軒氏様用 高尾守「岡本連」(中国渡来系西渡系)
4	九頭神院寺		山田	山田
5	百濟寺		茨田	百濟主家(百濟系)
6	高柳院寺		茨田	茨田連(神別多系)
7	中山朝音寺		三井	茨田勝(中国渡来系)
8	藤原院寺		佐太	佐太朝孫(中国渡来阿知佐主系)
9	高瀬院寺		高瀬	行基高瀬院
10	殿良院寺		校岡	佐良々連(百濟渡来系)
11	高瓦院寺	高瓦	高瓦村主(中国渡来阿知佐主系)	
12	正法院寺	甲可	甲可	
13	河内院寺	大石	平努彦(百濟渡来系) or 平努彦(新羅渡来系)	
14	石院寺	大石	河内院(百濟渡来系)、河内忌守(中国渡来系西渡系)	
15	法院寺	飯積	飯積	
16	若江院寺	若江	飯積(神別物部系)	
17	西院院寺	若江	若江連(中国百濟渡来系)	
18	東院院寺	若江	藤原連(百濟渡来系)	
19	津川院寺	津川	三野真主「三野連」(神別鳥取系)、刑部連、坂谷連(神別尾張系)	
20	津川院寺	津川	阿刀連(神別物部系) 渡来系氏族か?	
21	津川院寺	津川	藤原村主(百濟渡来系) 坂上氏との関連	
22	教院寺	高安	掃守 高安公「八戸」(中国渡来系)、掃守連(神別)	
23	高安院寺	高安	三宅 大狗連(高句麗渡来系)	
24	心谷院寺	高安	三宅 泰徳(中国渡来系) 泰徳寺から	
25	大里院寺	大里	大里史(中国渡来系)	
26	山院寺	大里	大里主(神別河内系)、大里史(百濟渡来系系物)	
27	大平院寺	大泉	知蔵院	
28	安原院寺	鳥坂	安原連(中国系渡来系下系)、茨田連(神別多系)	
29	鳥坂院寺	鳥坂	鳥坂連(神別鳥取系)	
30	鳥坂院寺	鳥坂	竹原牛飼宮	
31	船橋院寺	志紀	志紀 井原(神別武内宿禰系)、志紀真主(神別多系)	
32	衣鉢院寺	志紀	井原 林原(神別武内宿禰系)、衣鉢連(神別物部系)(百濟渡来系)、井上寺	
33	土師院寺	志紀	土師 土師連(神別土師系)	
34	大井院寺	志紀	井上忌守(百濟渡来系東渡系)、高句麗僧慧灌 井上寺	
35	押志院寺	志紀	押志 林連(神別大伴系)、林連(百濟渡来系)、林忌守(中国渡来系)	
36	高屋院寺(瓦葺?)	志紀	押志	
37	葛井院寺	長野	百猪史「葛井連」(百濟渡来系)	
38	丹比院寺	丹比	丹比連(神別尾張系)	
39	泉院寺	丹比	丹比連(中国渡来阿知佐主系)	
40	津雲院寺	丹比	津雲連(百濟渡来系)	
41	野中院寺	丹比	野中連(中国渡来系)	
42	野中院寺	野中	野中連 or 野上連(中国渡来系上村主系)	
43	野中院寺	野中	野中連(百濟渡来系)	
44	黒山院寺	黒山	多治比公(皇別)	
45	東野院寺	黒山	黒山連 村山連(神別中臣系)	
46	西院院寺	古市	西文史(百濟渡来系)	
47	飛鳥院寺	加美	安前戸連(百濟渡来系)	
48	門前院寺	安宿	玉手臣(皇別竹内宿禰系) 安宿大寺	
49	片山院寺	安宿	尾張連(神別尾張系) 藤原6281Ab型式軒瓦瓦	
50	五十軒院寺	安宿	原山原寺との関係(尾張?)	
51	原山院寺	安宿	下村主(中国渡来系下系)、原斎(神別物部系)、原首(百濟渡来系)、信天原山寺	
52	田辺院寺	安宿	田辺史(百濟渡来系)	
53	龍泉院寺	石川	佐備 藤原氏「石川忌」(皇別竹内宿禰系)	
54	龍泉院寺	石川	龍口 伝 後小角創建 渡来系氏族の氏等の可能性	
55	龍泉院寺	石川	大國 山田連(中国渡来系)	
56	妙見院寺	石川	孫日暮人(皇別尾張系)	
57	山城院寺	石川	山代忌守(中国渡来系西渡系)	
58	中野院寺	石川	新屋 百濟主家(尾張)、中野連(百濟渡来系)	
59	新屋院寺	石川	大國 百濟主家(前系)	
60	細井院寺	錦部	細部連(百濟渡来系)	
61	流儀院寺	錦部	細部連(百濟渡来系)	
62	長水院寺	錦部	大鳥連(神別中臣系)	
63	大國渡跡	大鳥	高安連(神別大伴系)、山田等同治せん仏	
64	唐六院寺	大鳥	高安連(百濟渡来系)、石川連(神別土師系)	
65	百舌鳥院寺	大鳥	百舌公(百濟渡来系)	
66	土師院寺	大鳥	土師連(神別土師系)	
67	大野院寺	大鳥	行基 727年銘軒瓦瓦	
68	大野院寺	大鳥	藤田朝孫(中国渡来系)	
69	滋寺若津町渡跡	大鳥	藤田朝孫(中国渡来系)	
70	和泉院寺	和泉	上泉 孫具主(皇別尾張系)	
71	和泉院寺	和泉	孫具主(皇別尾張系)	
72	坂本院寺	和泉	坂本 坂本史(皇別武内宿禰系)	
73	池田院寺	和泉	池田 池田首(皇別尾張系)	
74	和泉園分寺	和泉	池田	
75	松尾院寺	和泉	672年 伝 後小角創建	
76	田治米院寺	和泉	山直(神別土師系)	
77	小松里院寺	和泉	八木 布師臣(皇別武内宿禰系)	
78	春木院寺	和泉	掃守 掃守田首(皇別武内宿禰系)	
79	別所院寺	和泉	掃守	
80	泰勝院寺	和泉	泰勝(中国渡来系) 泰勝院佐枝680年建立	
81	堀道跡	和泉	木嶋	
82	加治院前屋中渡跡	和泉	木嶋	
83	地蔵堂院寺	日根	近義 近義首(新羅渡来系)	
84	神無院寺	日根	日根連(新羅渡来系)	
85	海雲院寺	日根	日根連(神別大伴系)	
86	濱野院寺	日根	日根連	

河内の古代寺院と造宮氏族(推定)表

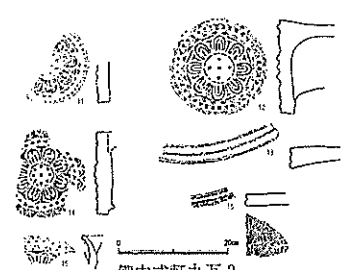


備中式軒丸瓦1

1 堂ヶ芝庵寺、2・3 秦原庵寺、4~6 日細庵寺、7 八高庵寺、8~10 岡田庵寺

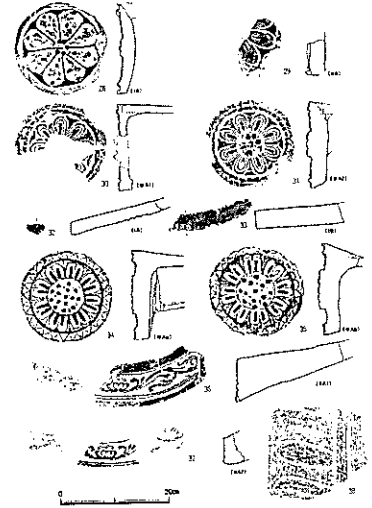


堂ヶ芝庵寺（摂津百濟寺）出土軒瓦

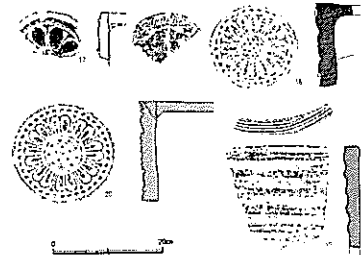


備中式軒丸瓦2

11~13 美賀庵寺、14・15 栢寺庵寺、
16 二子御堂與瓦器（田舎山庵寺）

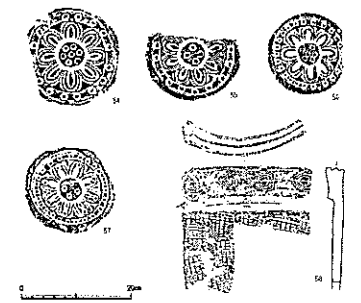
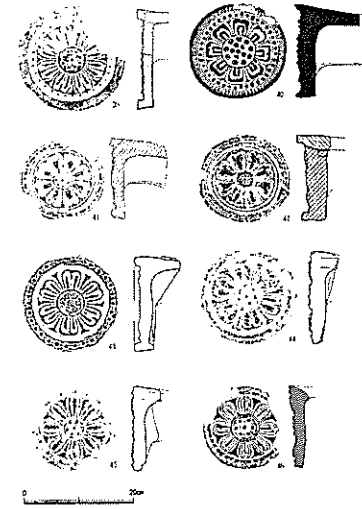


細工谷遺跡（摂津百濟寺）出土瓦



備中式軒丸瓦閑連軒瓦1

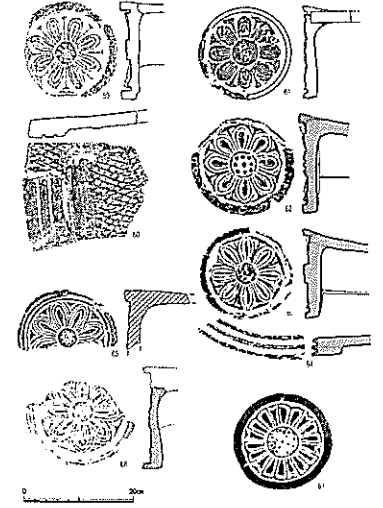
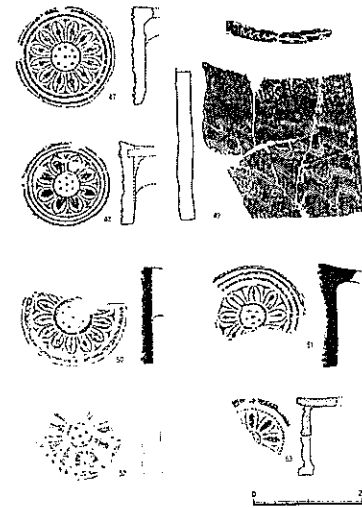
17 備中秦原庵寺、18・19 美作大海庵寺、
20 美作富原北遺跡



備中式軒丸瓦関連軒瓦4 (要素A)
54 上野国分寺、55 上野間野谷庵寺、56~58 上野上植木庵寺

備中式軒丸瓦関連軒瓦2 (要素A)

- 39 飛鳥寺東南禪院、40 本薬師寺、41 山背北野庵寺、42 山背深泥瓦屋御用谷瓦窯(北白川庵寺)、
43 伯耆野方・弥陀ヶ平庵寺、44 河内百濟寺下層、45 河内中山観音寺、46 河内東郷庵寺

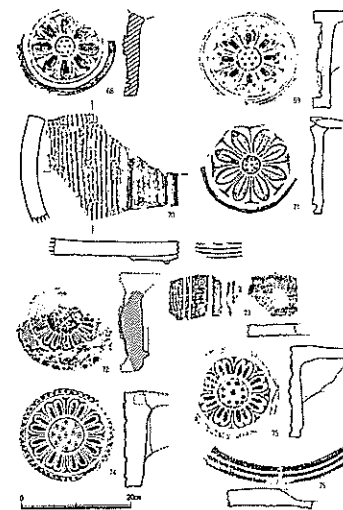


備中式軒丸瓦関連軒瓦3 (要素A)

備中式軒丸瓦関連軒瓦5 (要素B・C)

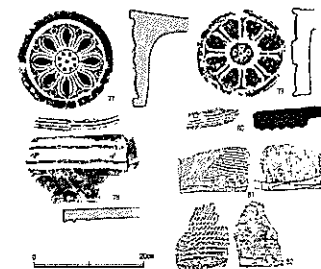
- 47~49 伯耆上淀庵寺、50・51 出雲教皇寺、
52 加賀広坂遺跡、53 遠江市道遺跡
59・60 山背豊原庵寺、61 摂津梶原寺、
62~64 河内鳥坂寺、65 和泉蜂田寺、
66 河内敬福寺、67 河内百濟寺下層

第6図 瓦当紋様の創作について2



備中式軒丸瓦関連軒瓦 6 (要素E)

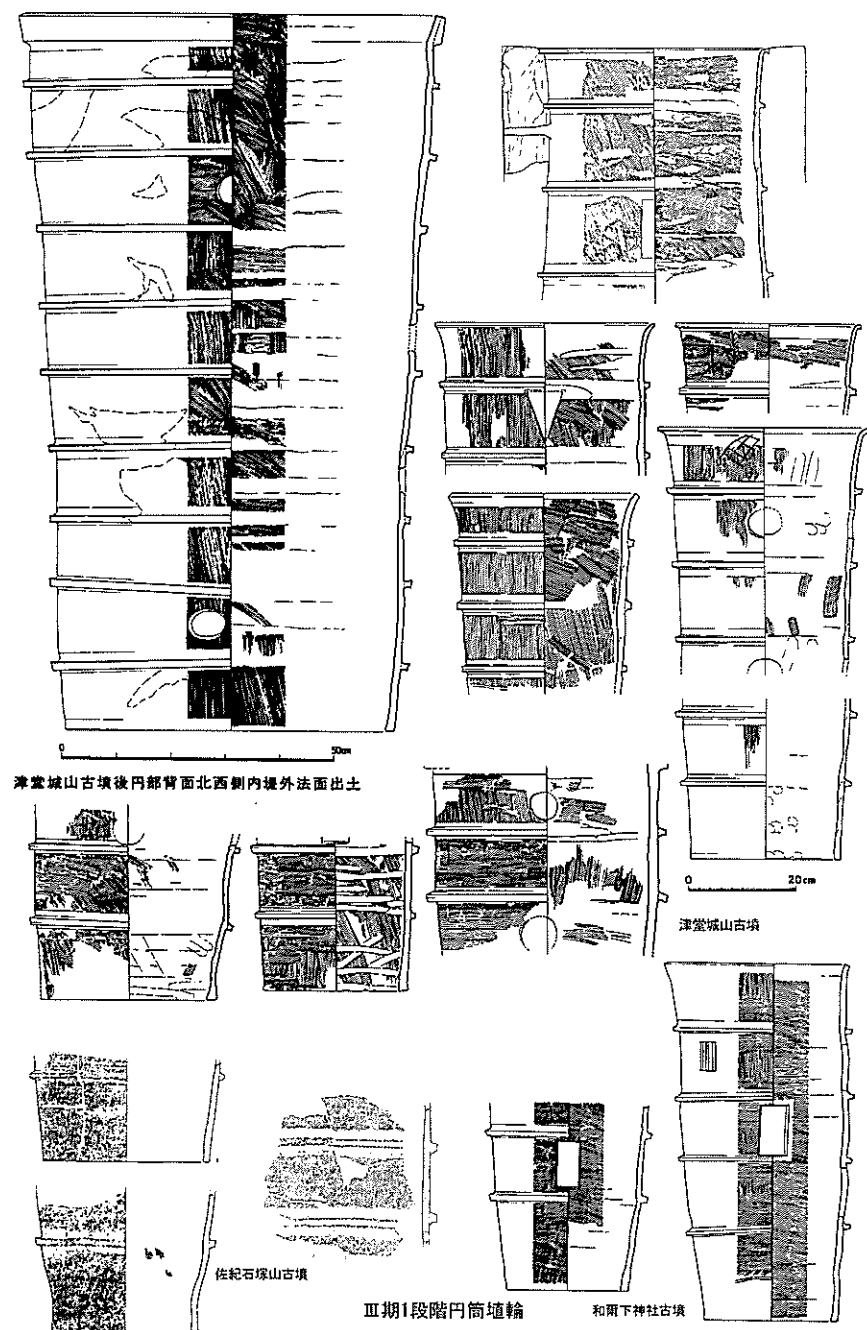
68 和泉池田寺、69 奥山久米寺、70・71 陸奥黒木田道跡、72・73 上総二日市場展寺、
74 山背岡本廃寺 75・76 山背久世廃寺



備中式軒丸瓦関連軒瓦 7 (要素F)

77・78 河内山下廃寺、
79・80 河内若江廃寺、81・82 河内野中寺

第7図 瓦当紋様の創作について3



津堂城山古墳後円部背面北西側内堤外法面出土

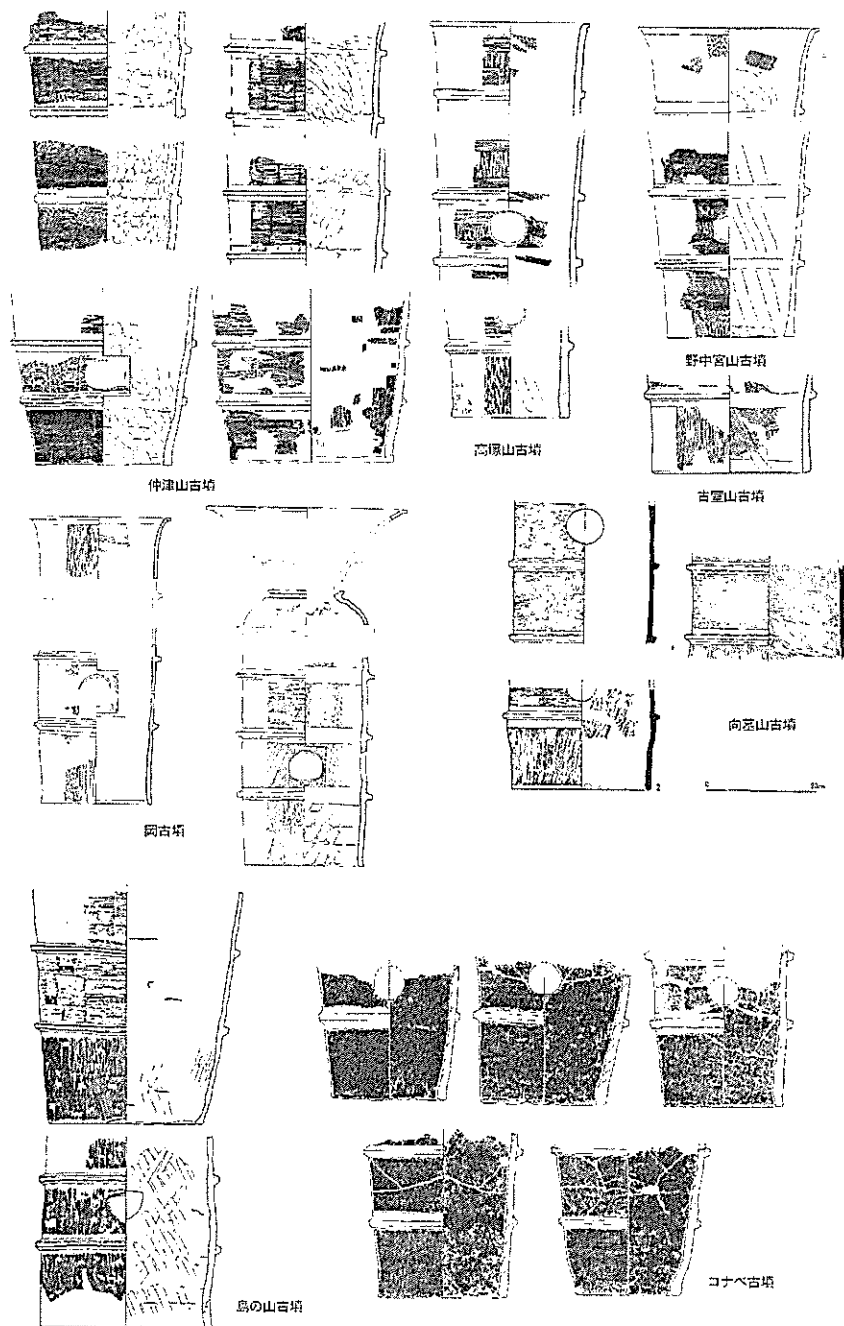
津堂城山古墳

佐紀石塚山古墳

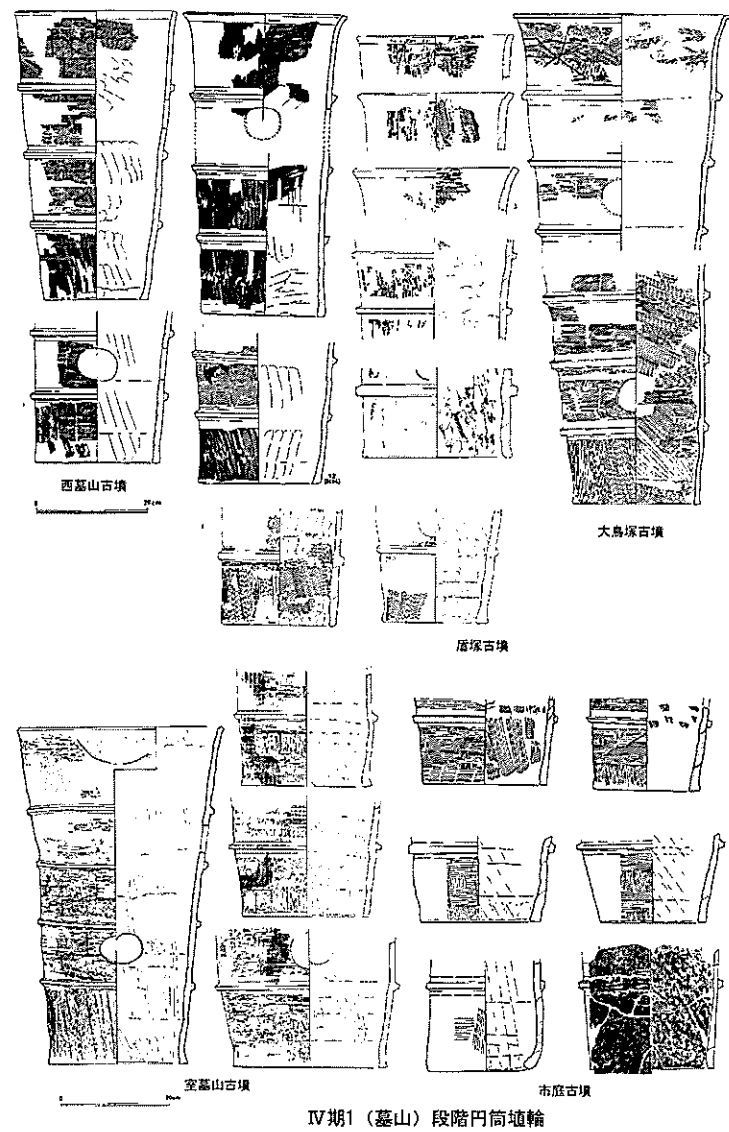
Ⅲ期1段階円筒埴輪

和爾下神社古墳

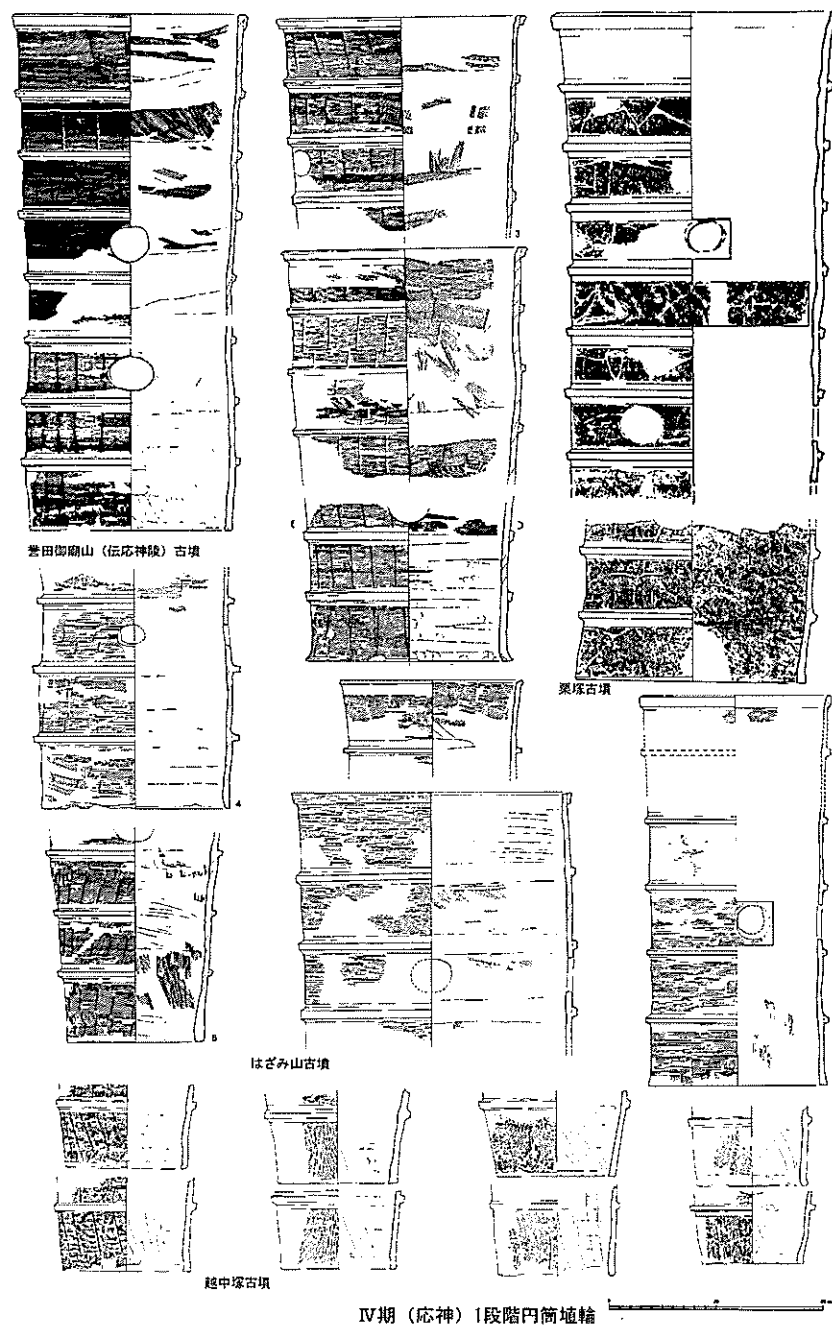
第8図 Ⅲ期1段階（津堂城山段階）円筒埴輪



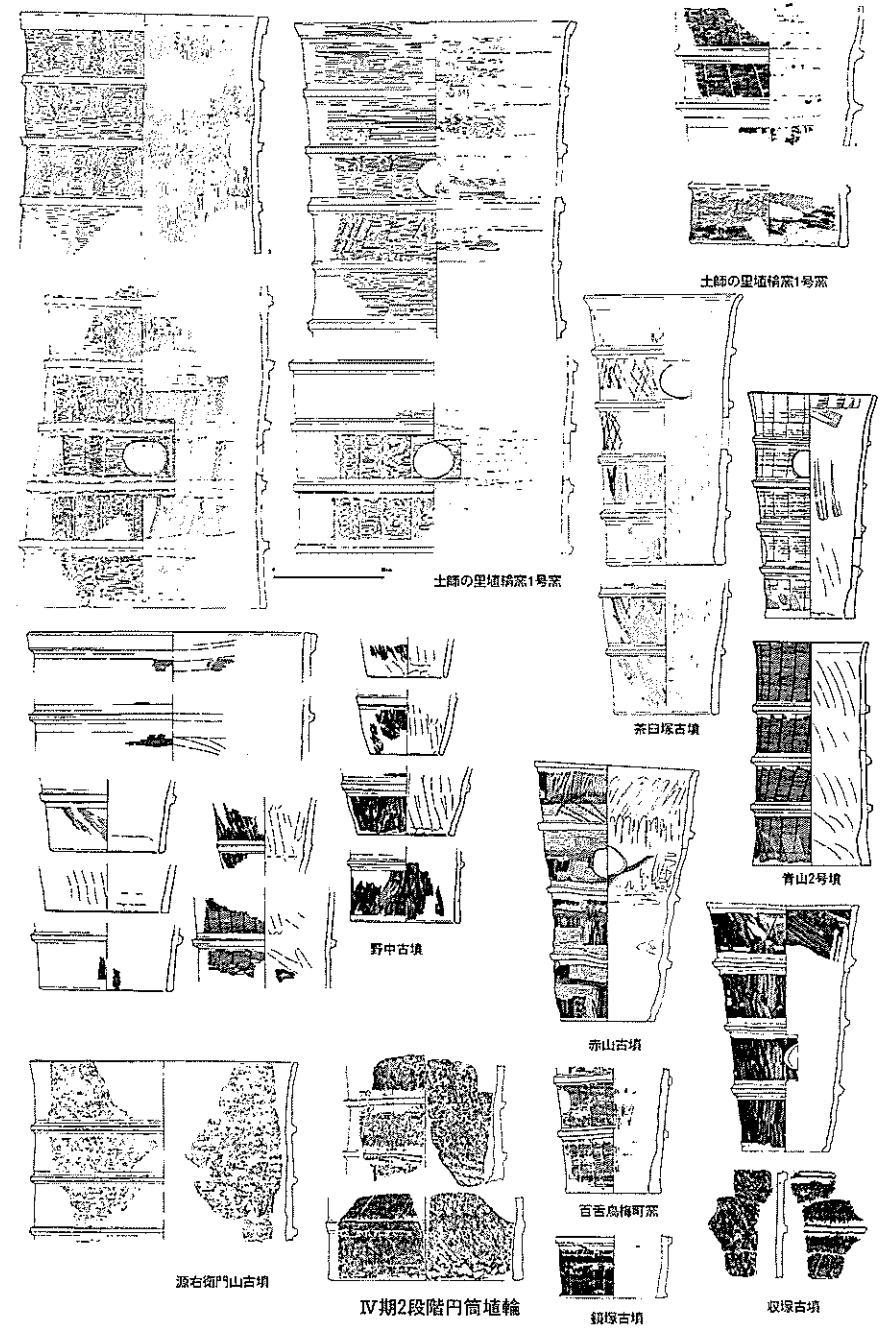
第9図 Ⅲ期2段階（仲津山古墳段階）円筒埴輪



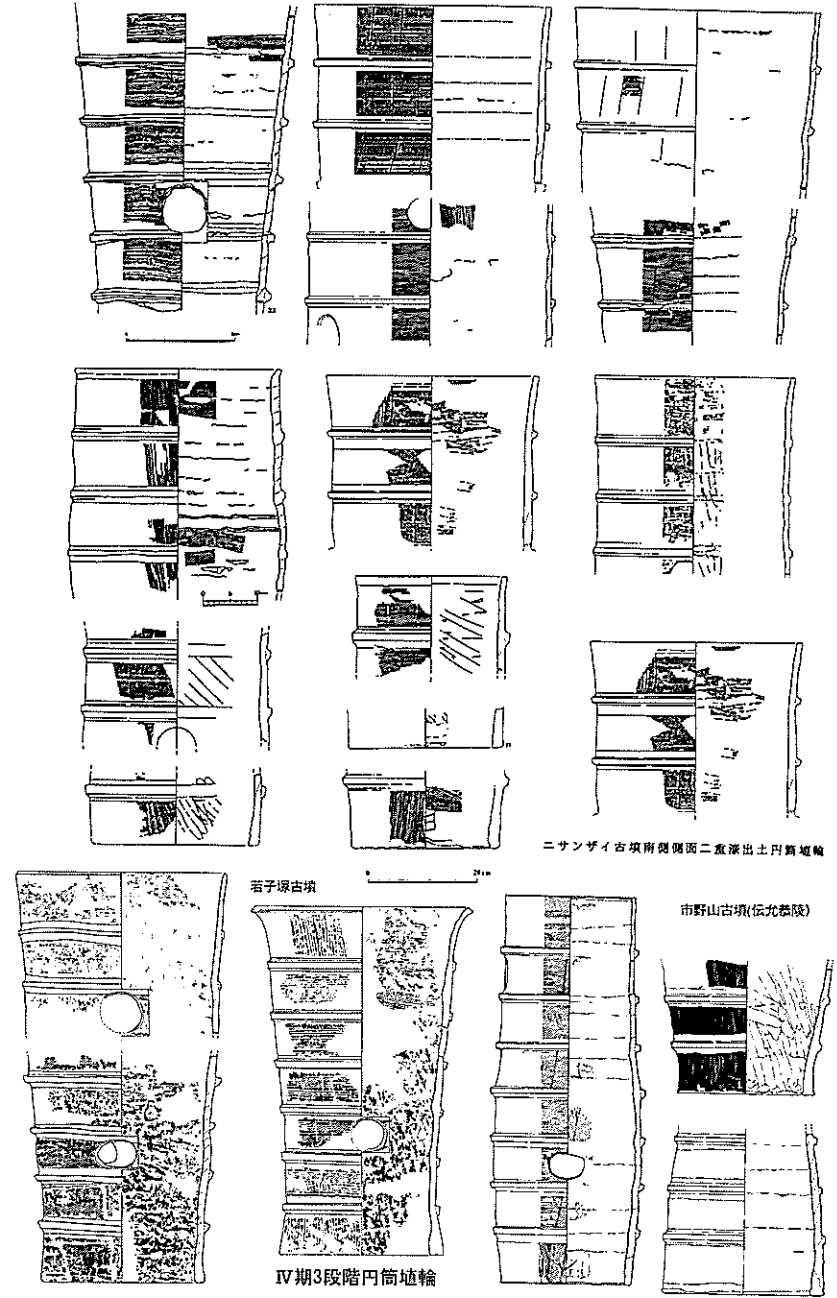
第 10 図 IV期1 段階前半 (墓山古墳段階) 円筒埴輪



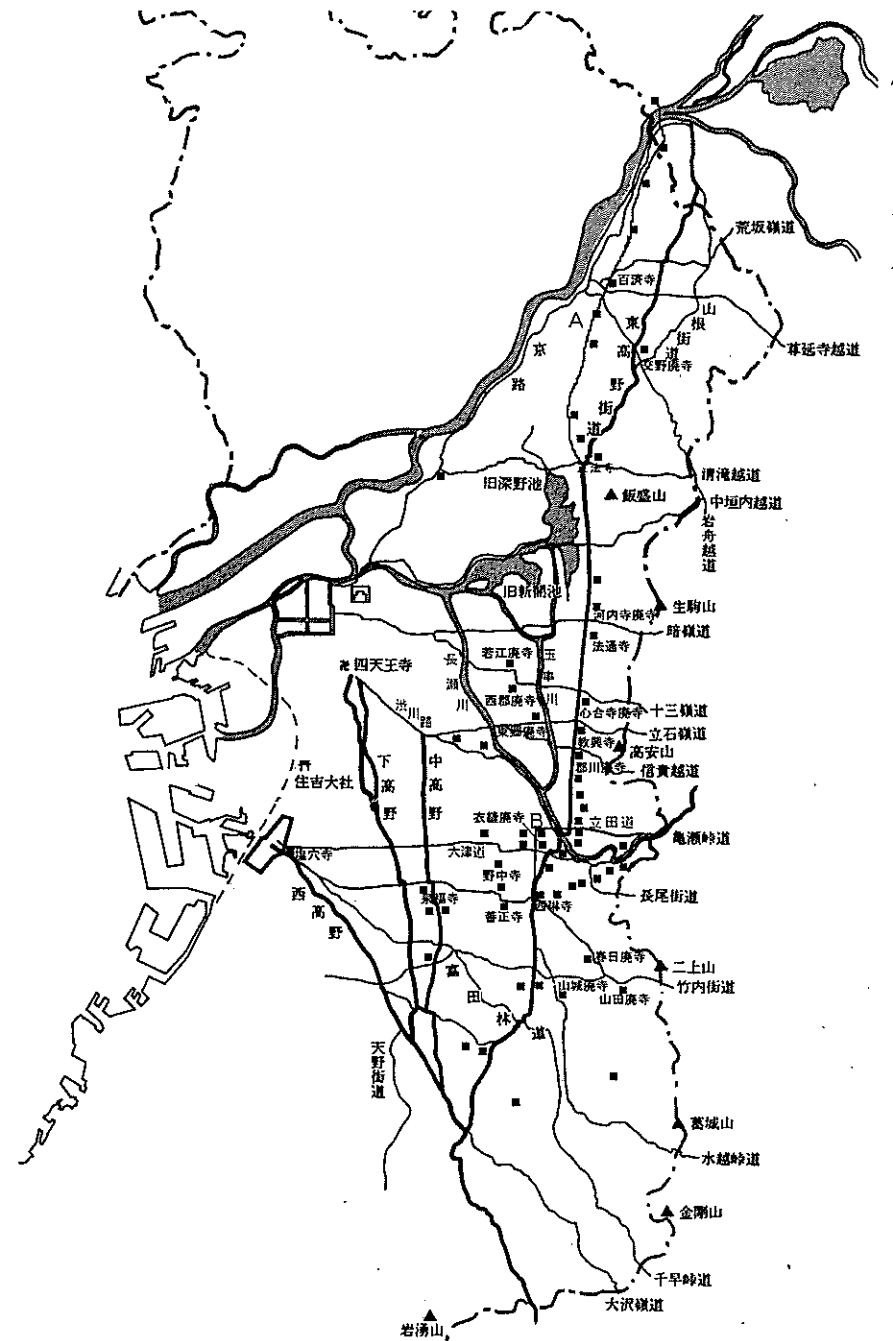
第11図 IV期1段階後半(応神陵古墳段階)円筒埴輪



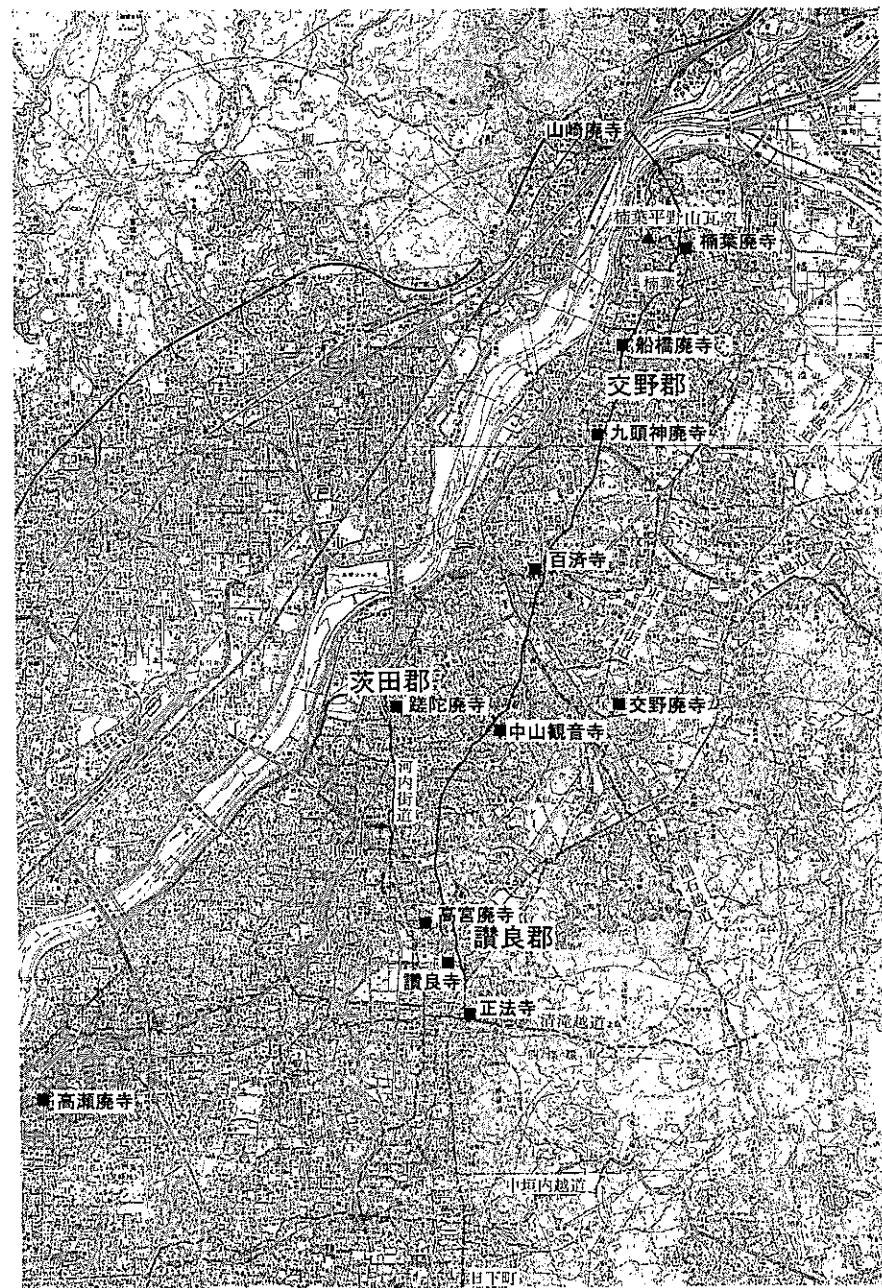
第 12 図 IV期 2 段階（仁徳陵古墳段階）円筒埴輪



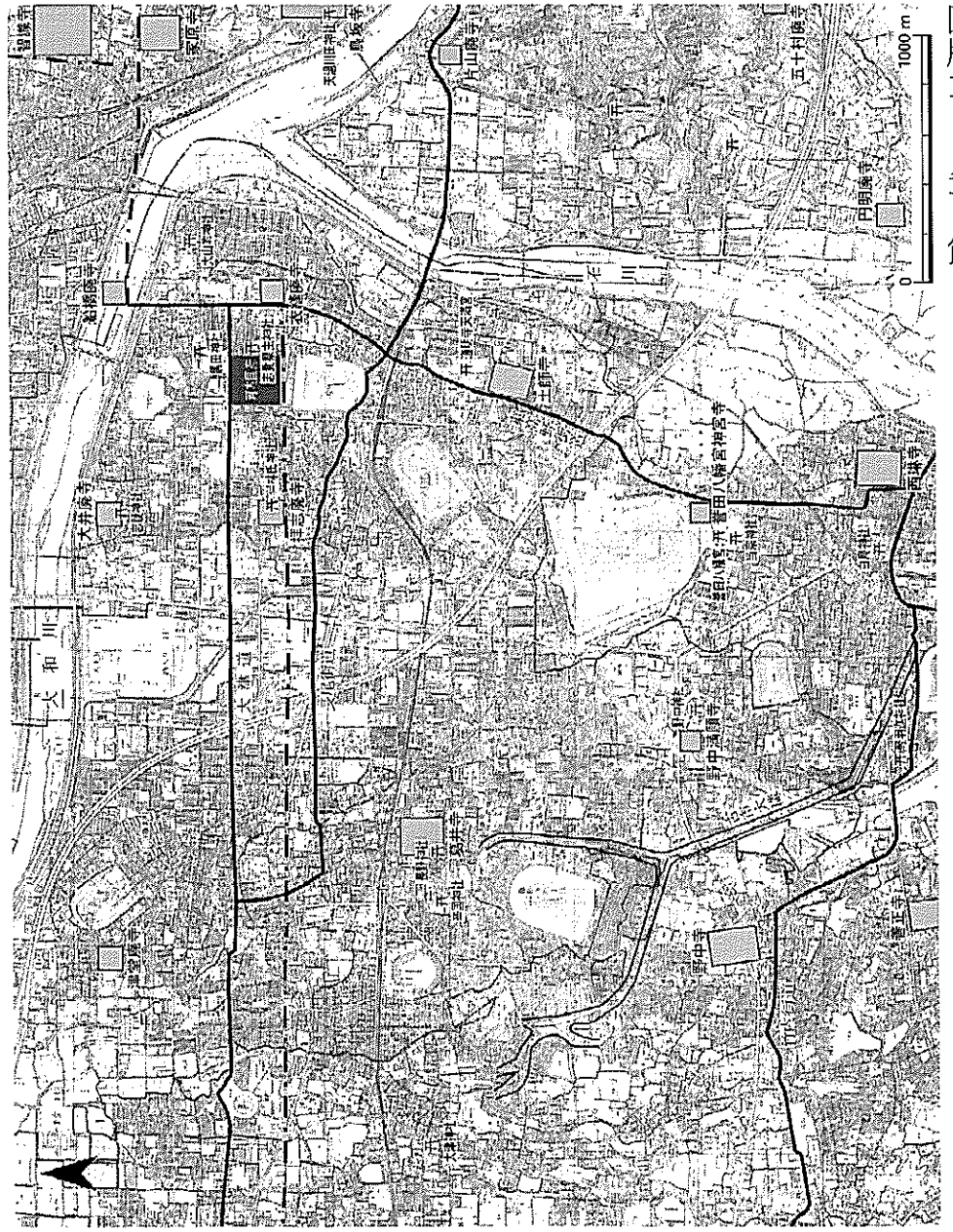
第13図 IV期3段階(允恭陵古墳段階)円筒埴輪



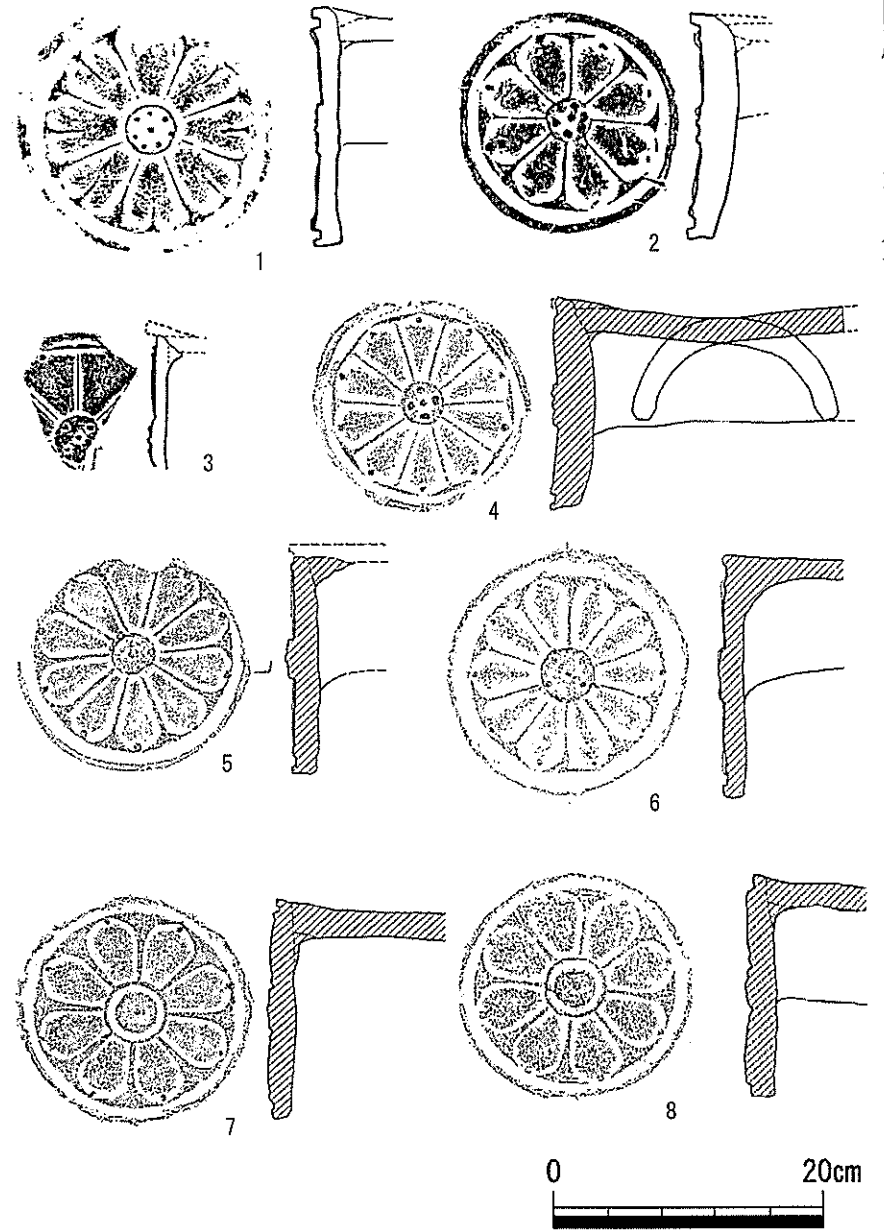
第 14 図 河内の古道と寺院



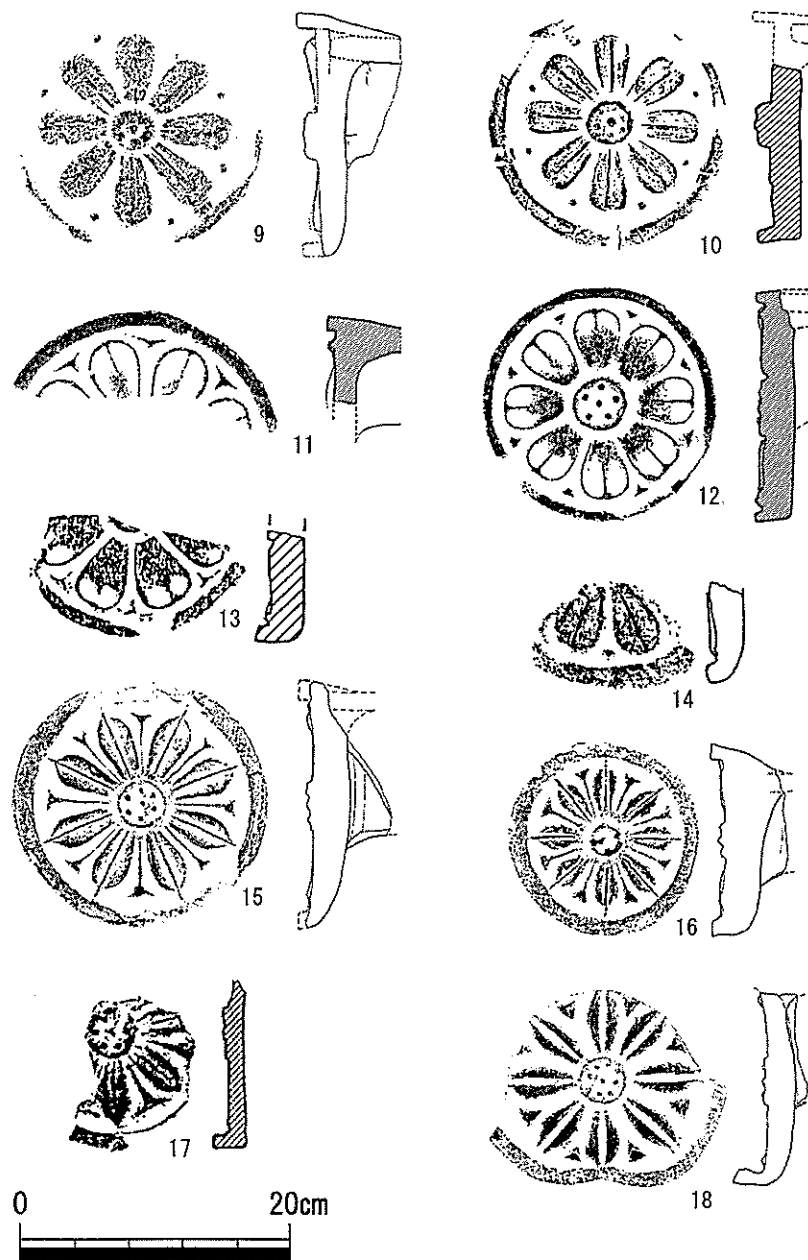
第15図 河内北部の古道と寺院



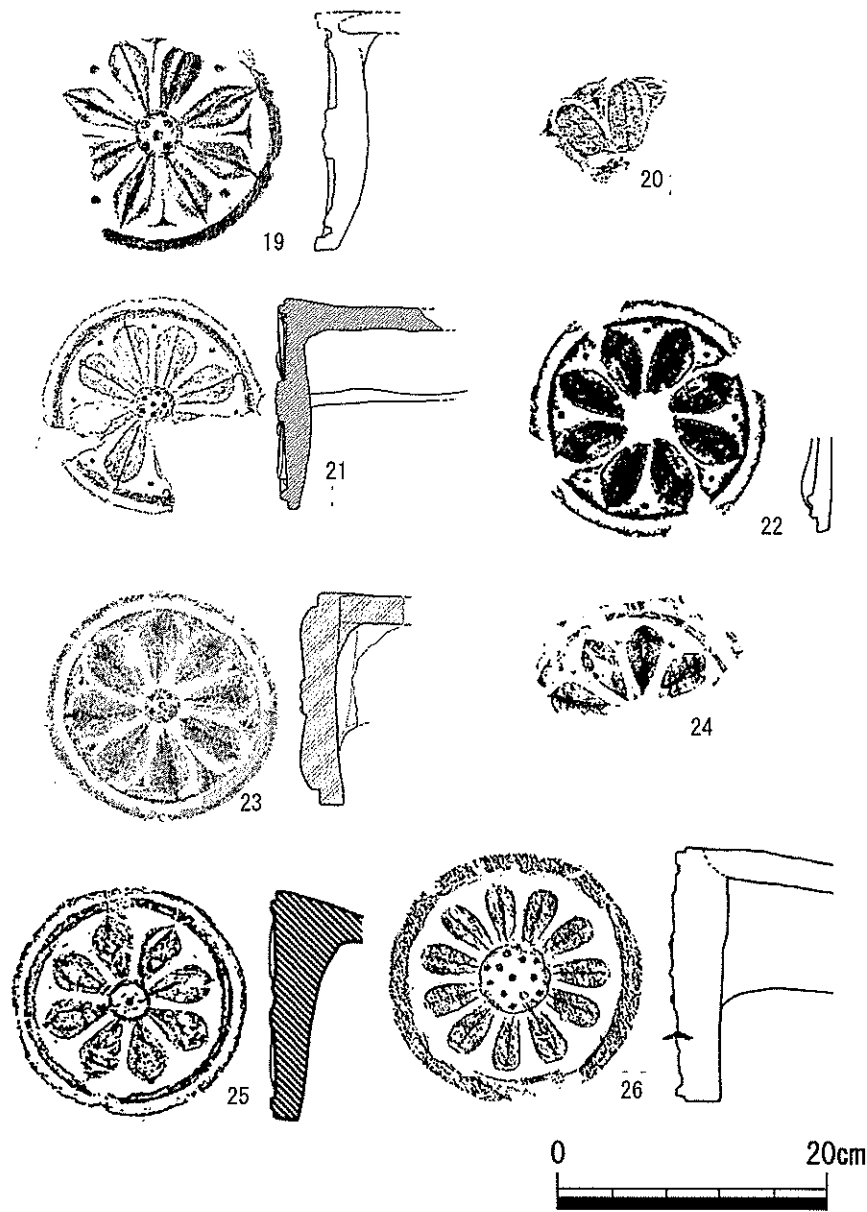
第 16 図 大和川・石川合流地点の古代寺院



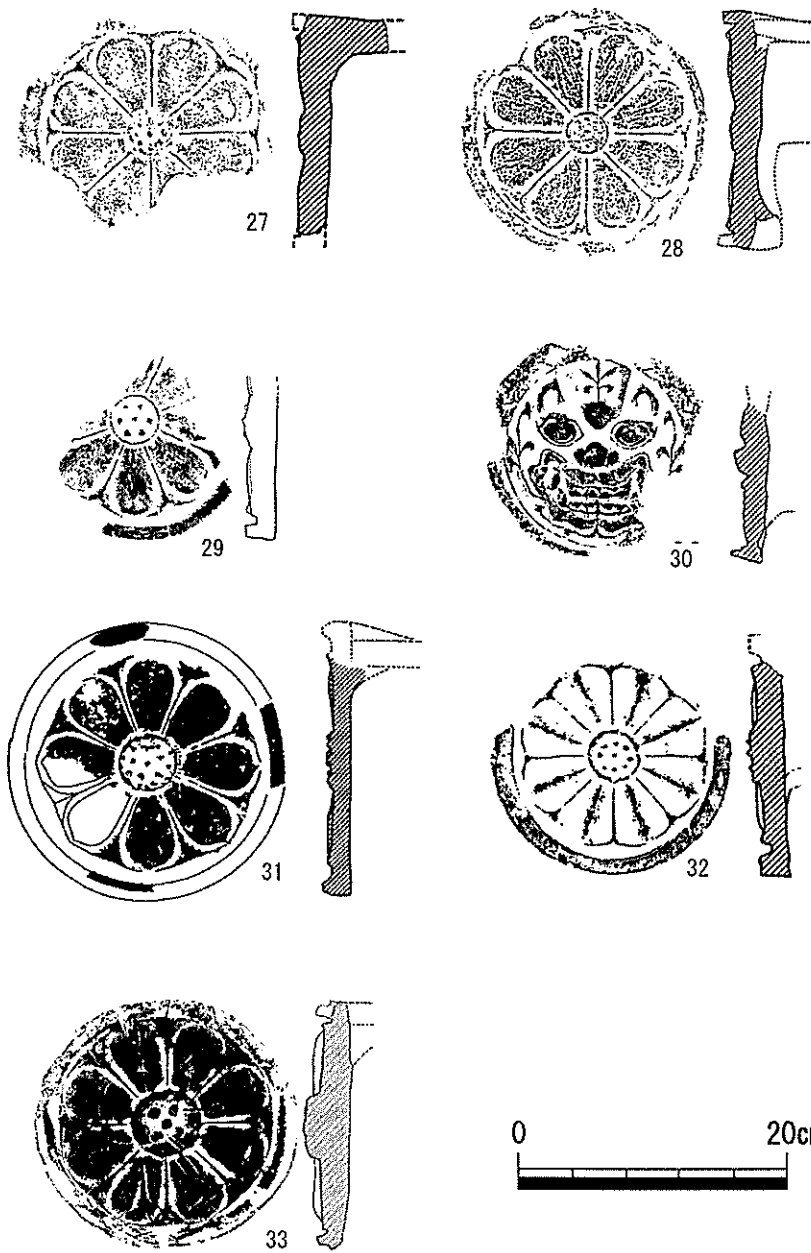
第17図 百濟系初期軒丸瓦
(1 飛鳥寺 2・3 平野山瓦窯 4~8 新堂廃寺)



第18図 河内高句麗系Ⅰ・Ⅱ式軒丸瓦
 (9土師寺 10衣縫魔寺 11・12和泉秦魔寺 13小松里魔寺
 14平野山瓦窯 15・16・18九頭神魔寺 17拝志魔寺)

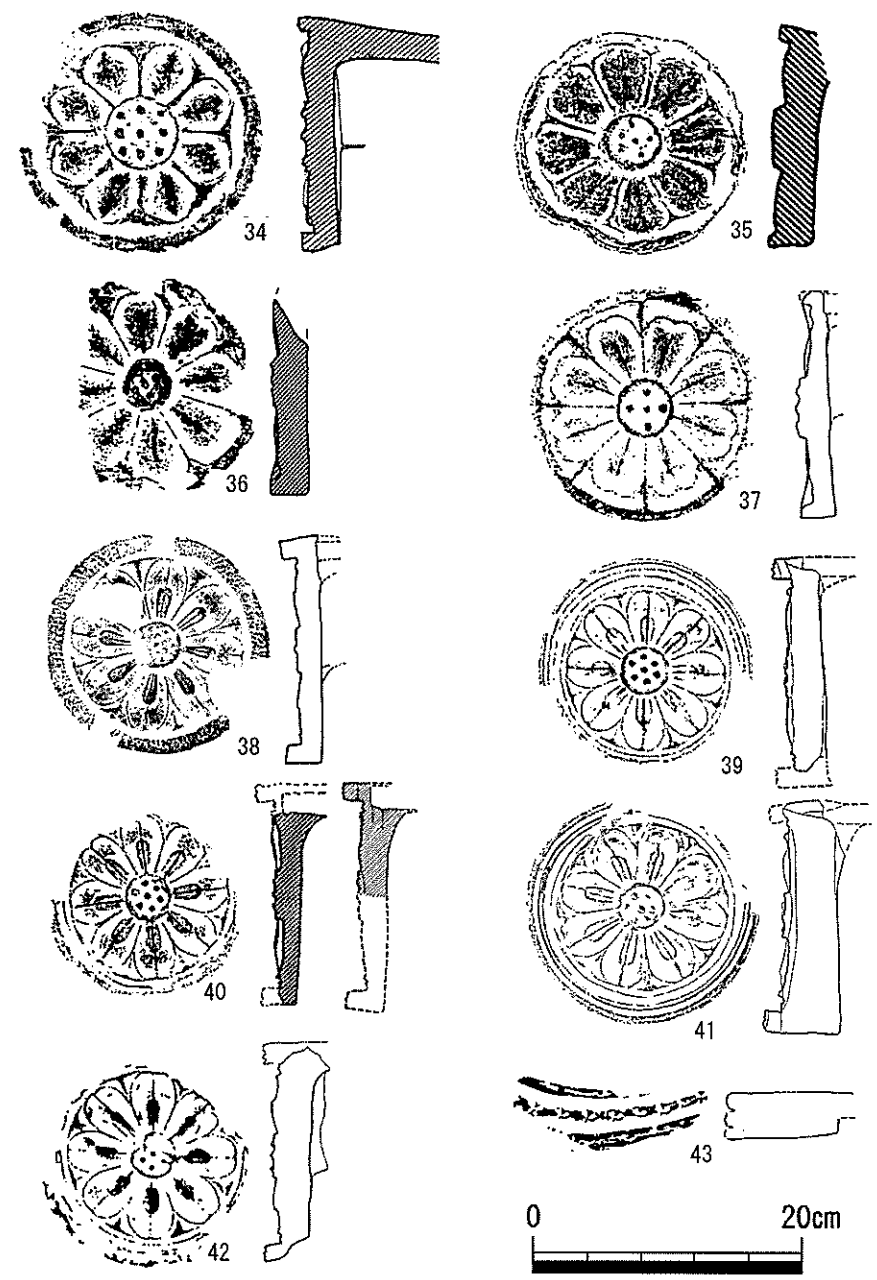


第19図 河内高句麗系Ⅱ式軒丸瓦
(19交野廃寺 20・24衣縫廃寺 21波川廃寺 22船橋廃寺 23西琳寺 25河内寺廃寺 26大里寺)

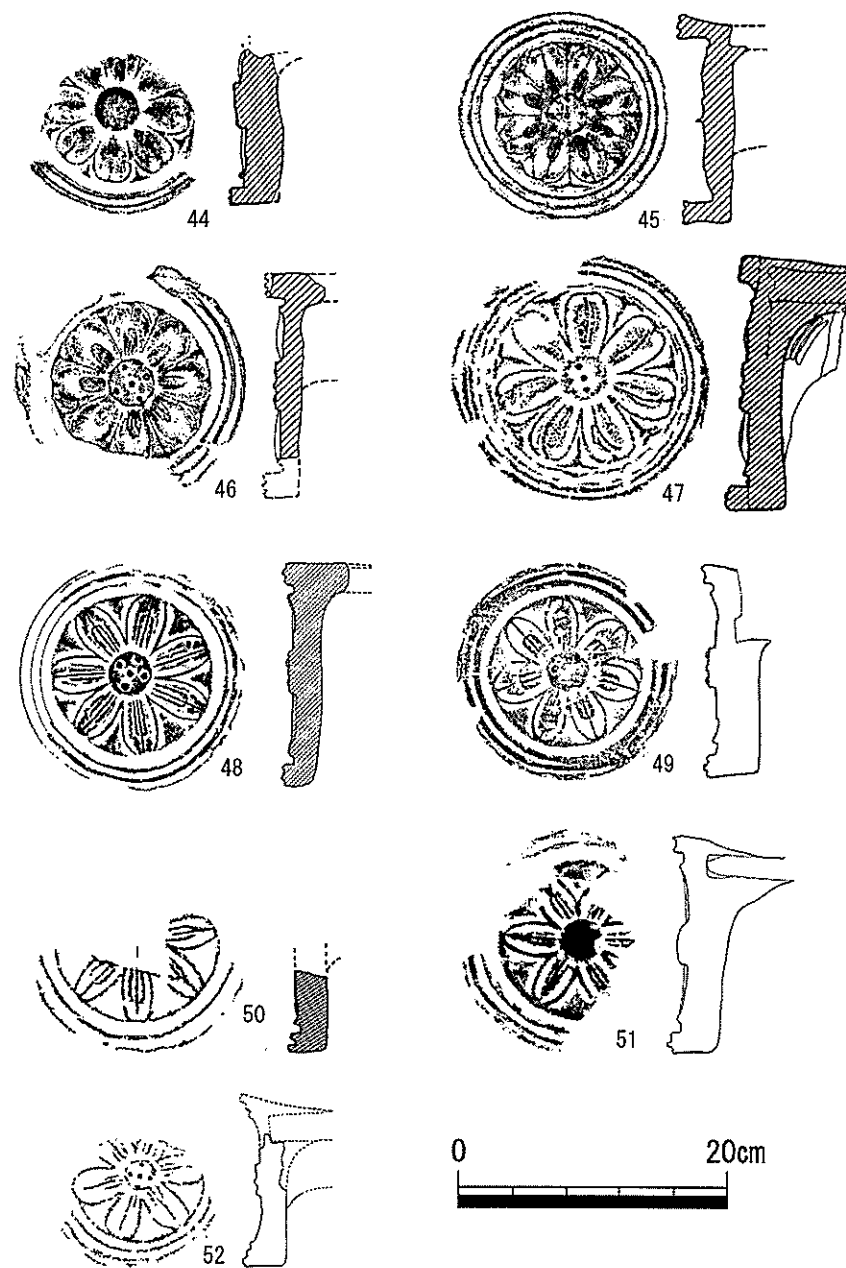


第20図 船橋廃寺式系軒丸瓦

(27・32西琳寺 28・30船橋廃寺 29衣縫廃寺 31山下寺 33安堂廃寺)

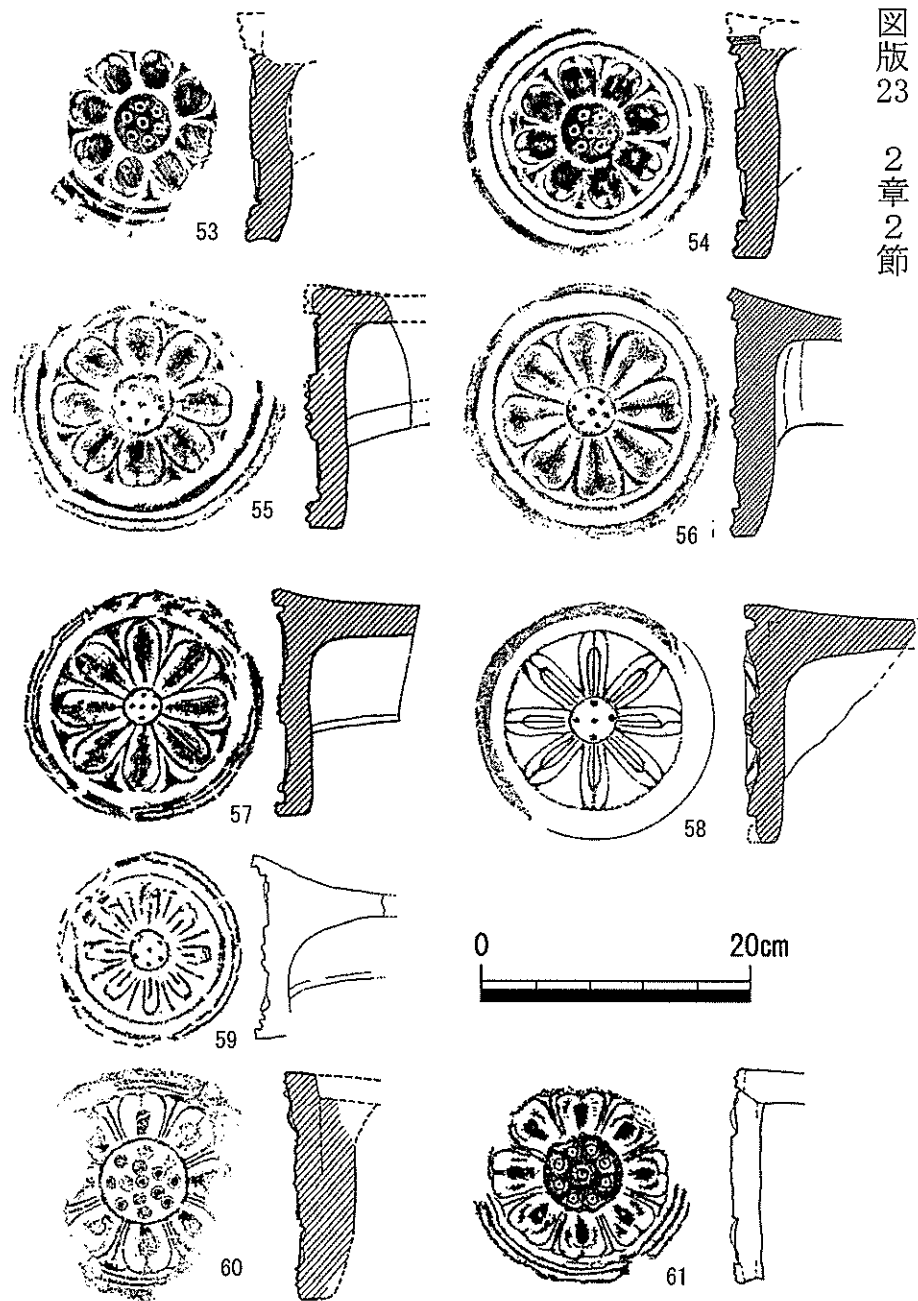


第 21 図 素弁 (古新羅系)・西琳寺式軒丸瓦
 (34 鳥坂寺 35 若江庵寺 36 高宮庵寺 37 正法寺
 38・39・41 西琳寺 40 土師寺 42・43 塩穴寺)



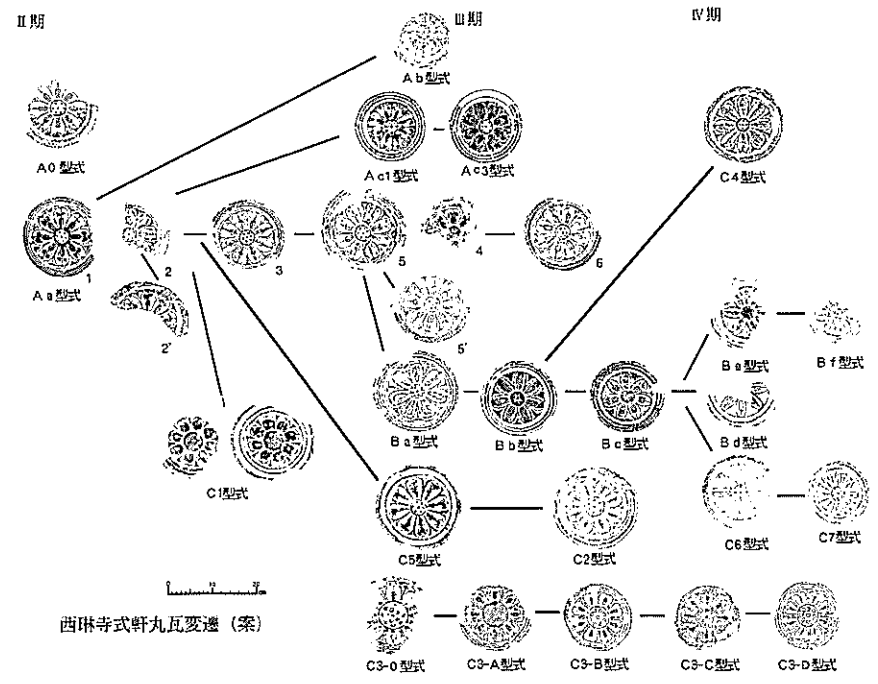
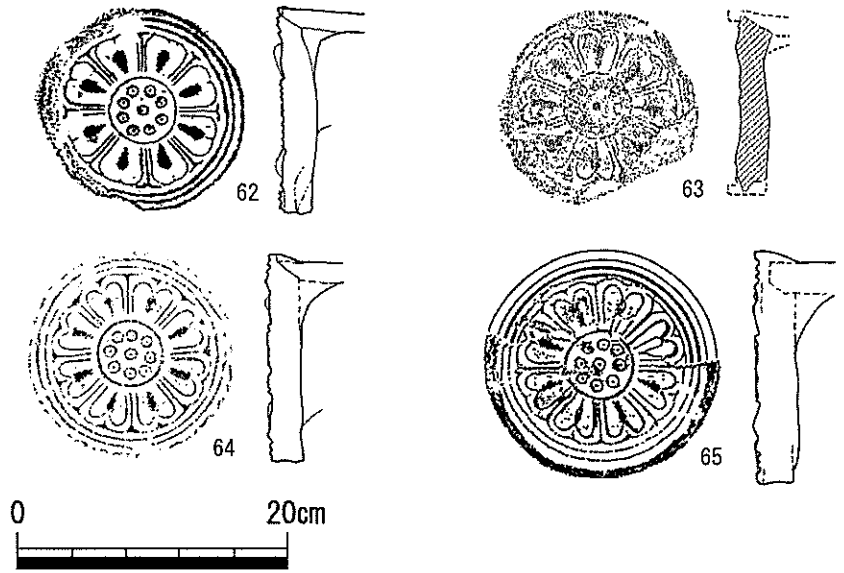
第22図 西琳寺式軒丸瓦

(44野中寺 45・46新堂廃寺 47土師寺 48山下寺
49春日廃寺 50細井廃寺 51衣縫廃寺 52萬法蔵院)



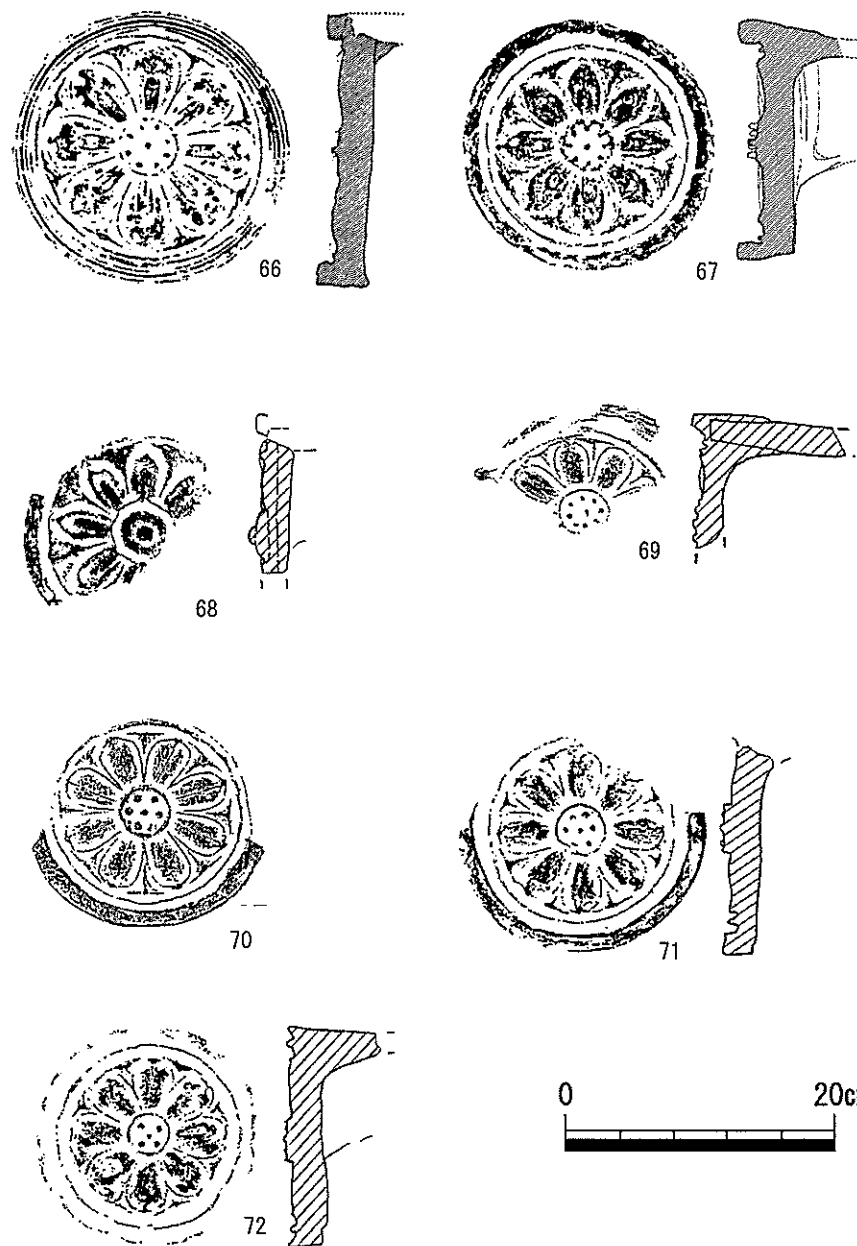
第23図 西琳寺式垂式軒丸瓦

(53～56野中寺 57・61船橋麿寺 58教興寺 59大和寺戸麿寺 60葛井寺 61善正寺)

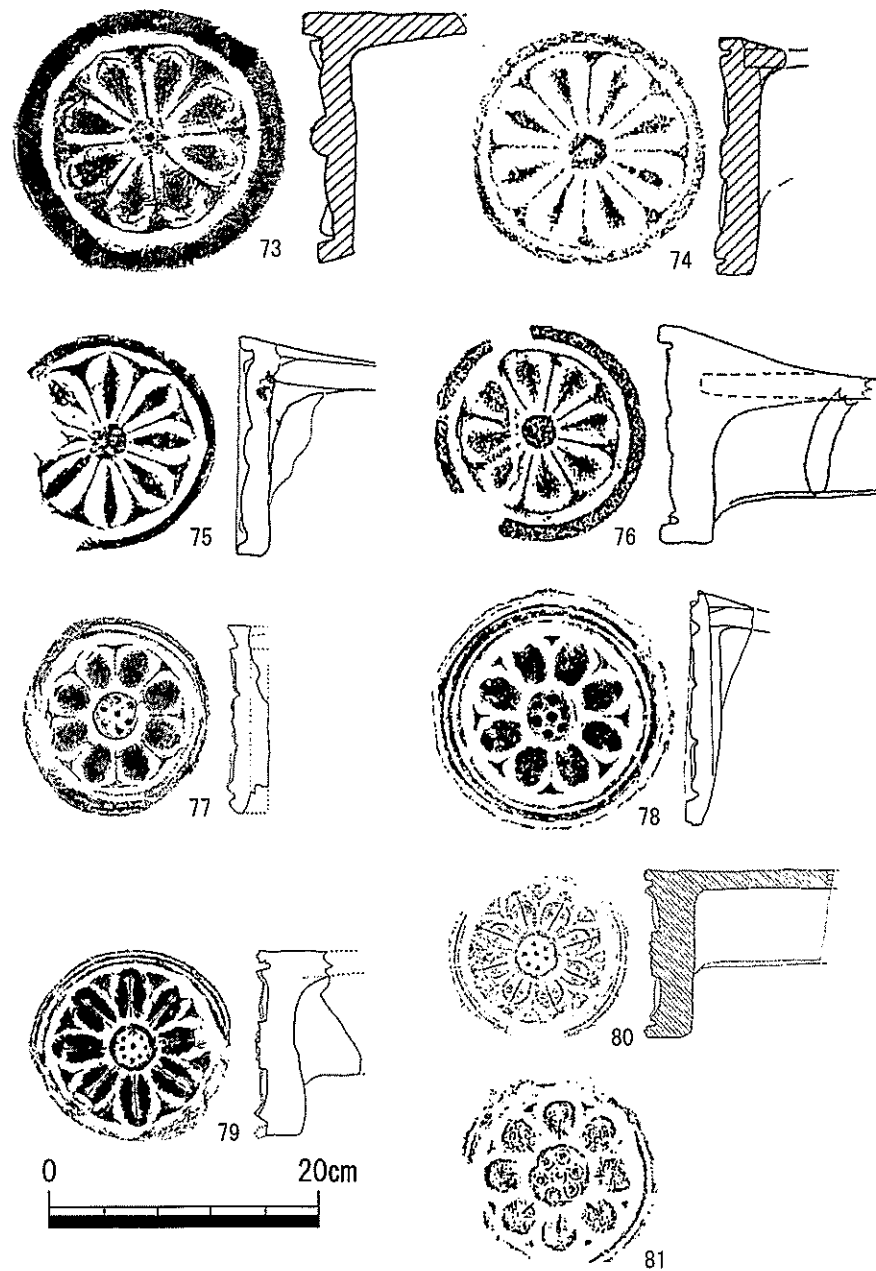


西琳寺式軒瓦変遷 (案)

第 24 図 善正寺式及び西琳寺式変遷
(62 ~ 64 善正寺 65 五十村廃寺)

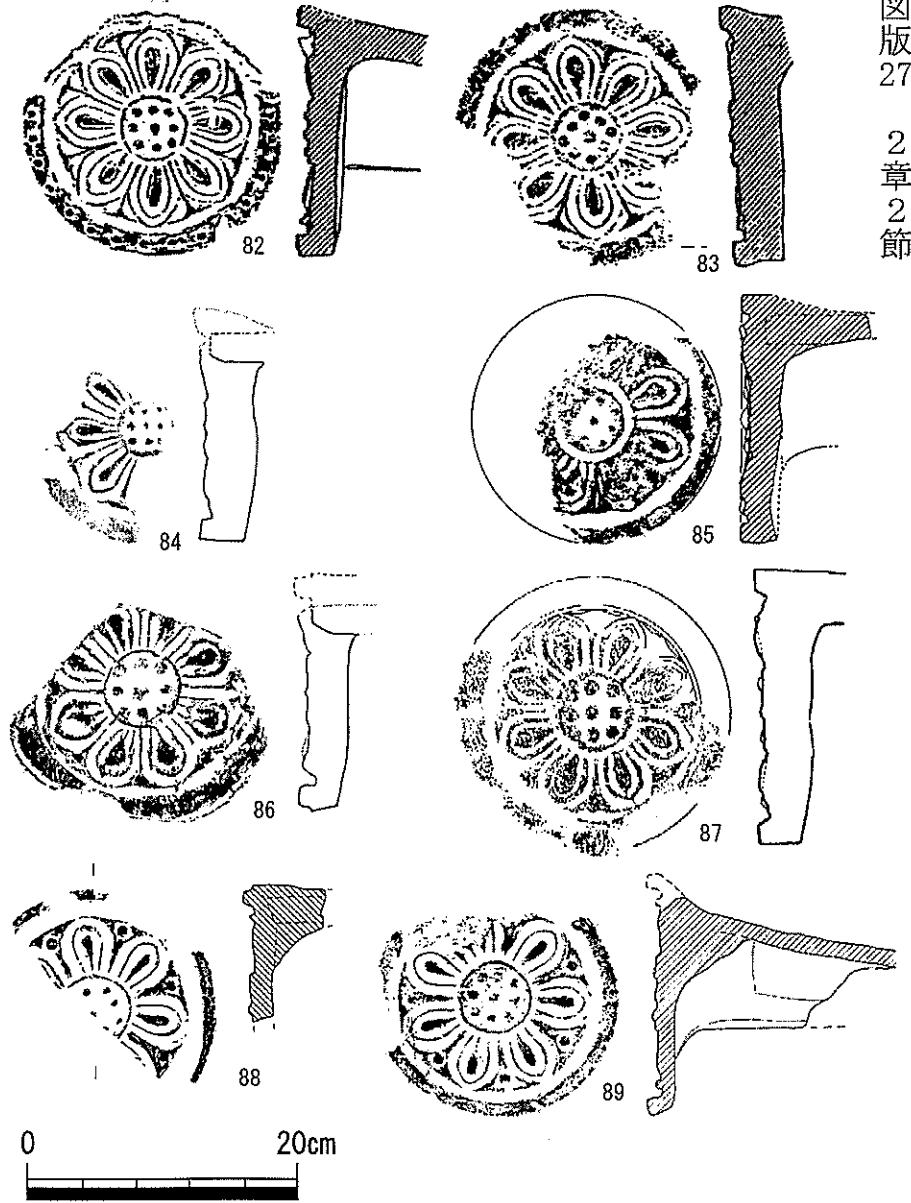


第25図 百濟大寺式系軒丸瓦
(66・67海会寺 68禪興寺廢寺 69～72池田寺)



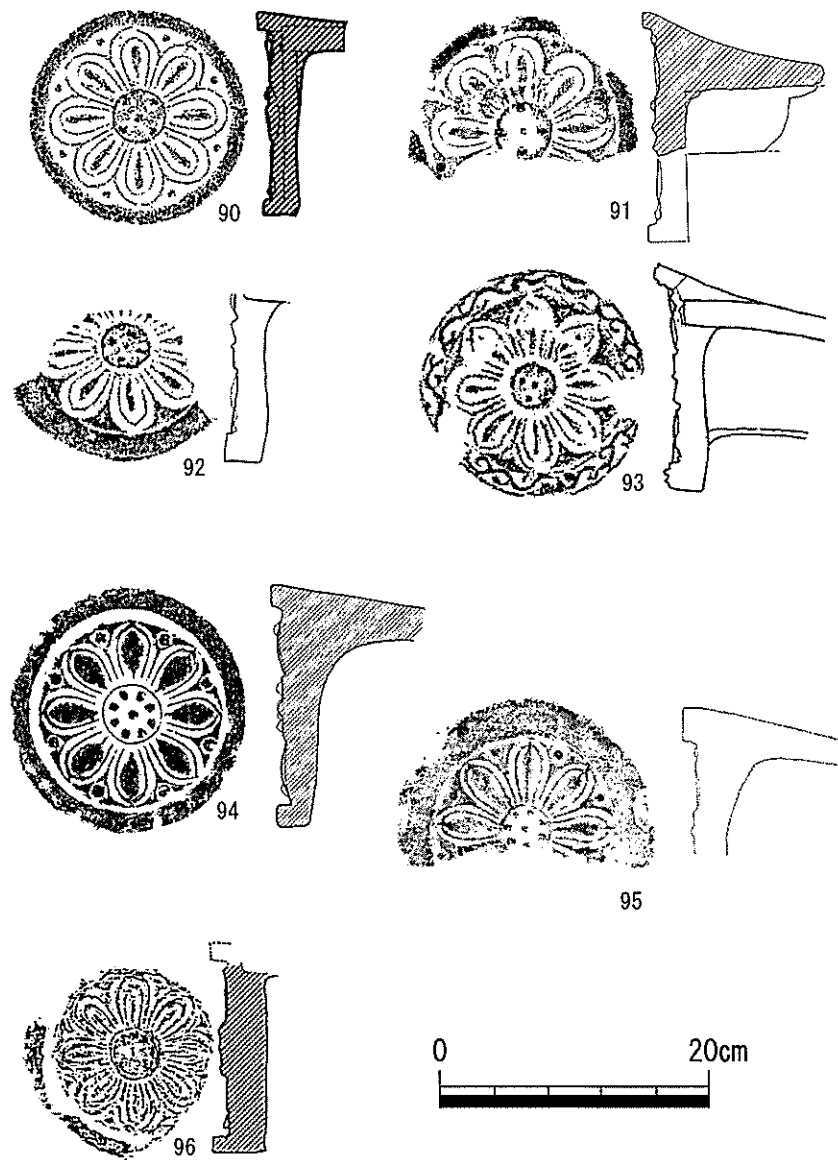
第26図 和泉素・単弁形式軒丸瓦

(73坂本寺 74・75・78信太寺 76道弘寺瓦窯
77百舌鳥陵南麿寺 79・81土師観音麿寺 80春木麿寺)

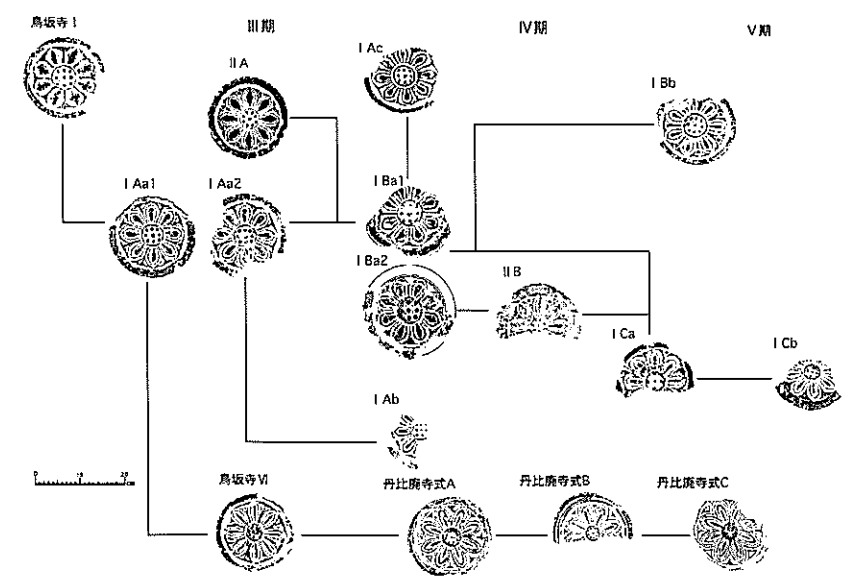
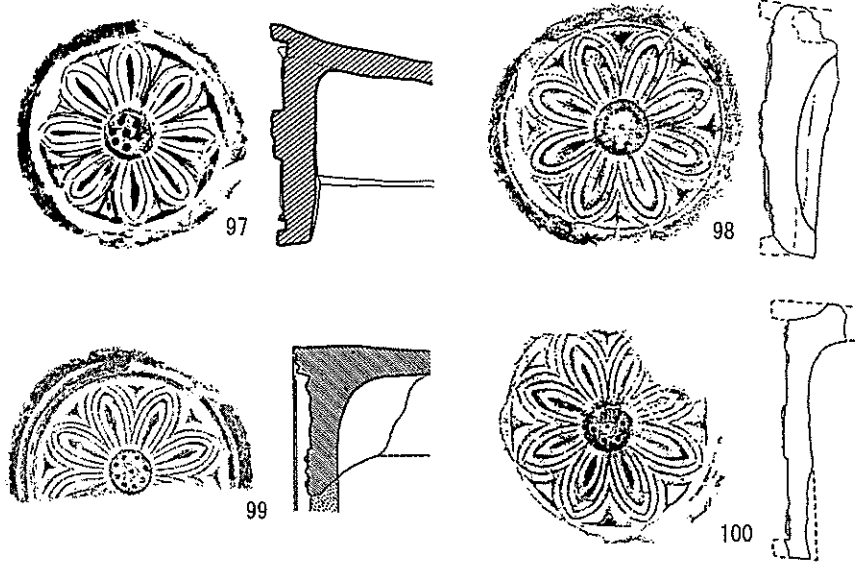


第27図 原山廃寺式（重弁）軒丸瓦1

(82・83・88・89鳥坂寺 84太平寺廃寺 85教興寺 86安堂廃寺 87原山廃寺)

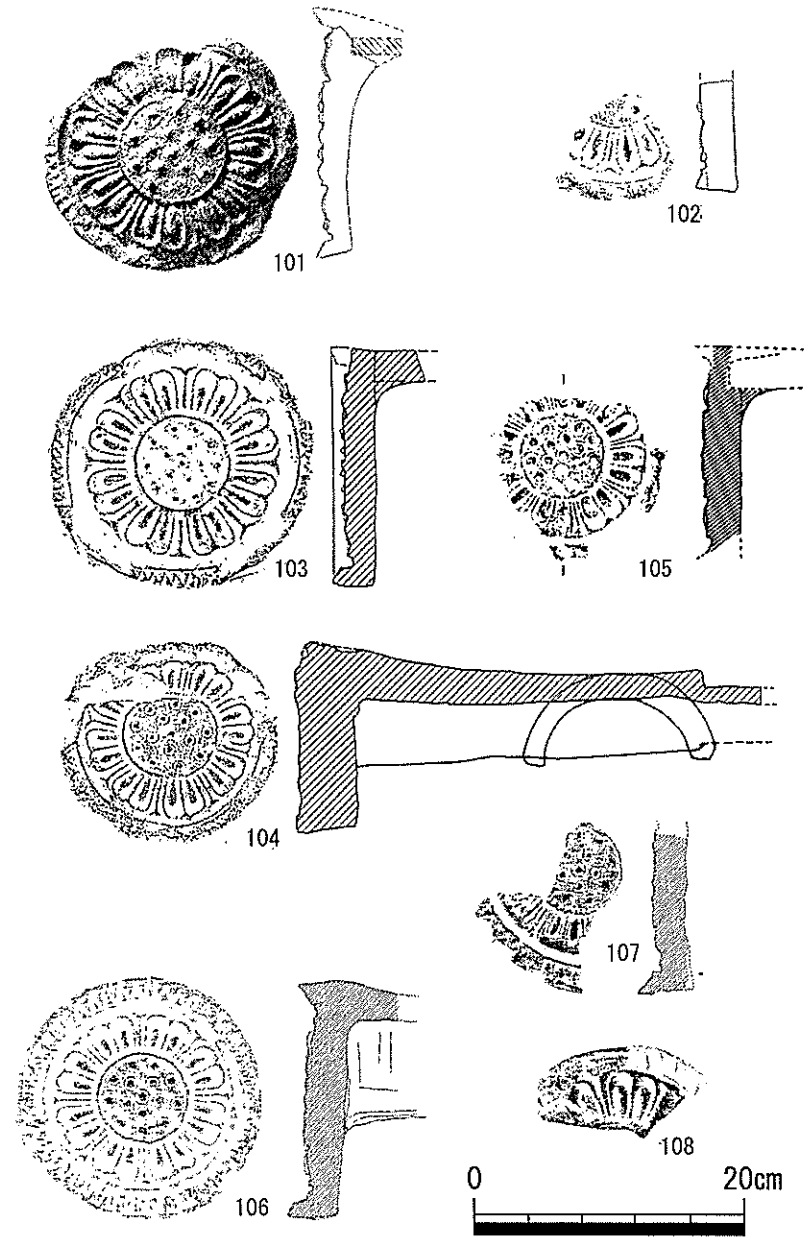


第28図 原山廃寺式(重弁)軒丸瓦2
(90拝志廃寺 91原山廃寺 92船橋廃寺 93衣縫廃寺 94山下寺 95・96鳥坂寺)

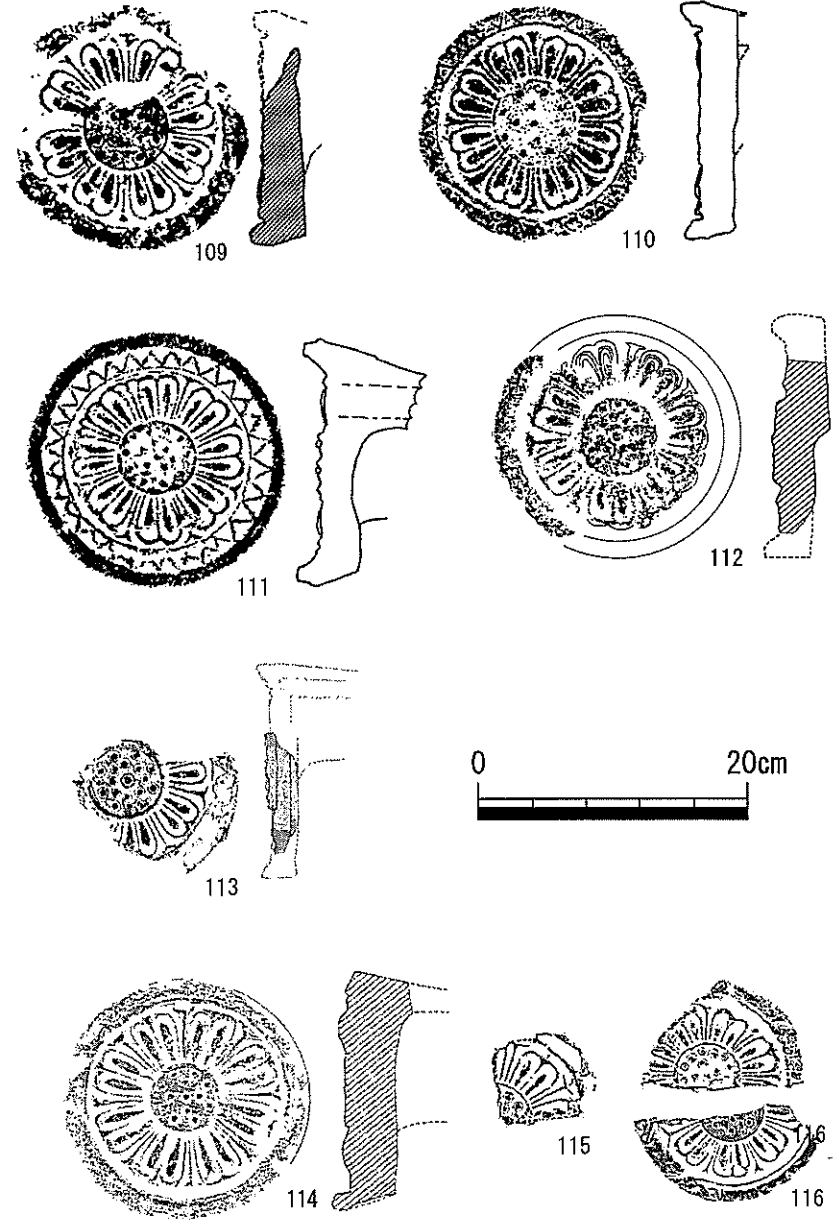


原山麿寺式変遷 (案)

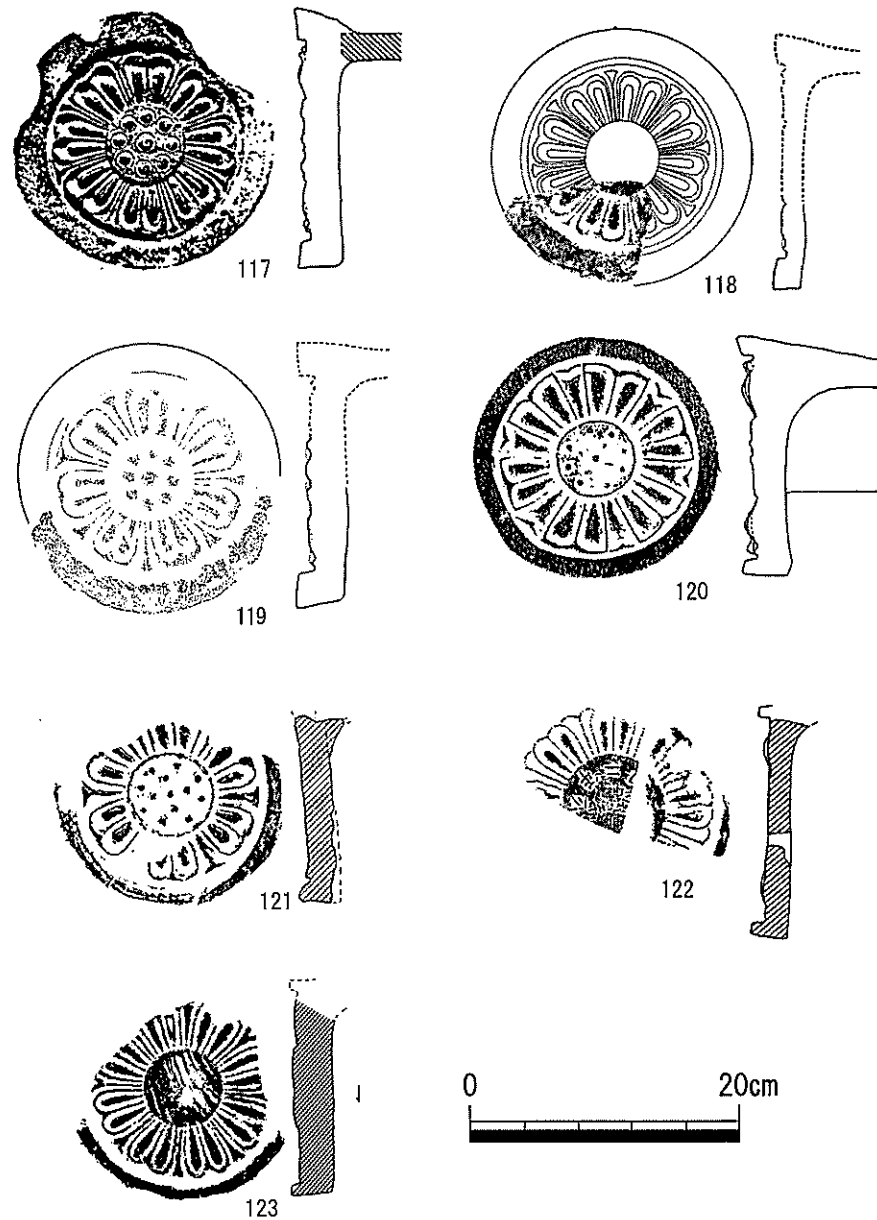
第 29 図 丹比麿寺式及び重弁形式変遷
(97 鳥坂寺 98 真福寺瓦窯 99 蜂田寺 100 黒山麿寺)



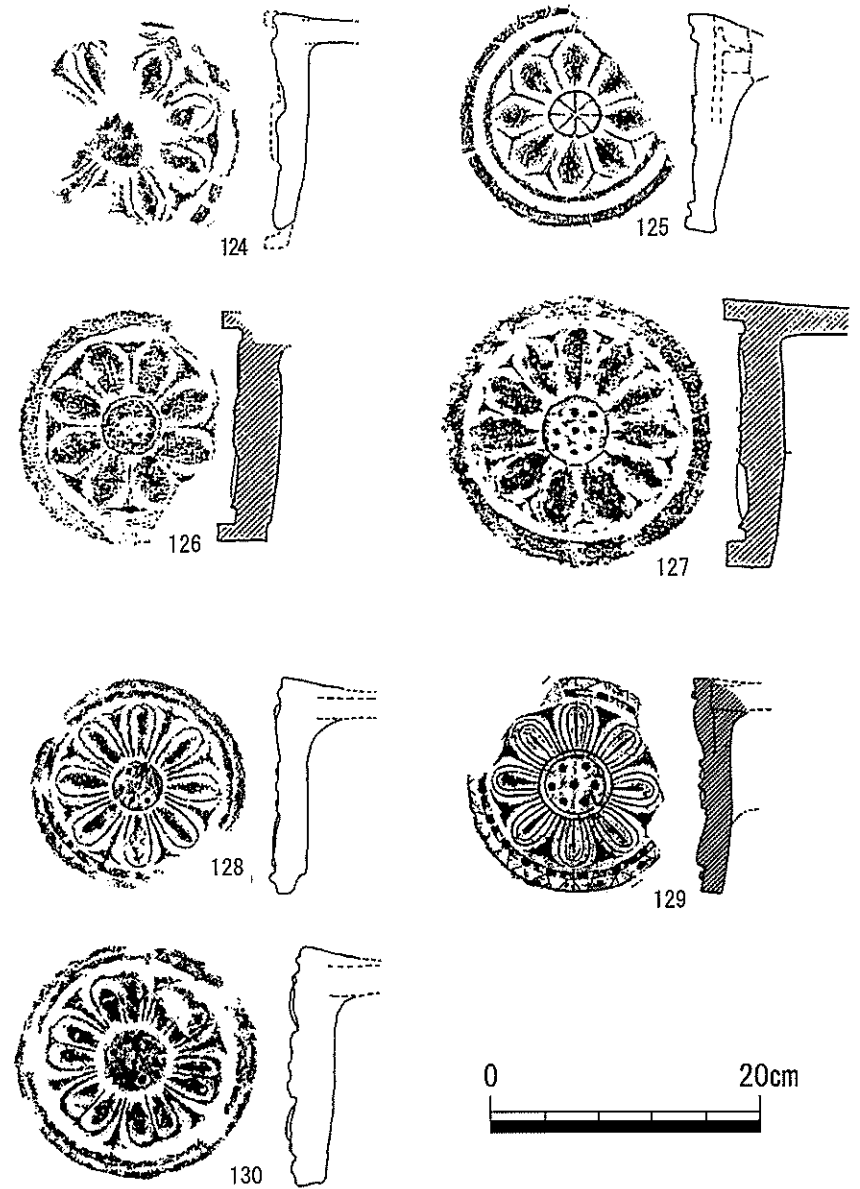
第30図 川原寺式（面違鋸齒紋縁）軒丸瓦
 (101原山麿寺 100船橋麿寺 103・104新堂麿寺
 105細井麿寺 106・107海会寺 108坂本寺)



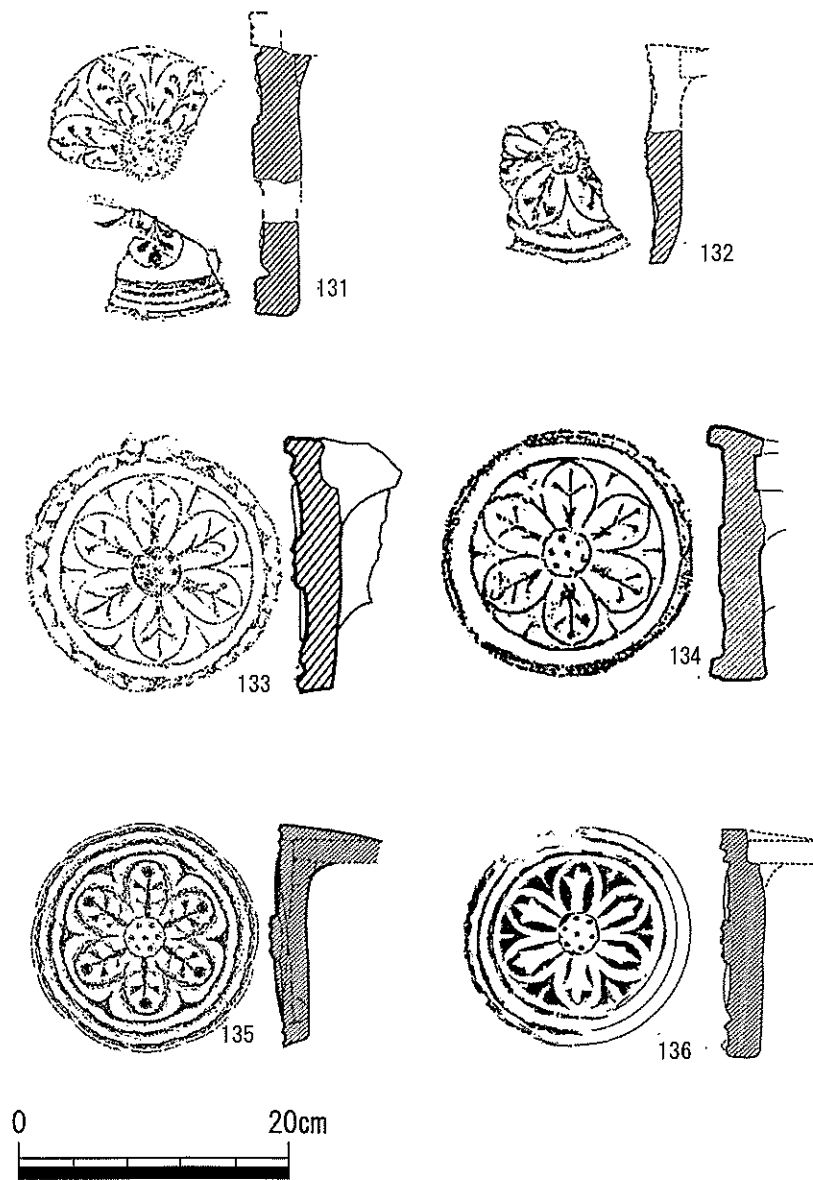
第31図 複弁蓮花紋（線鋸齒紋縁・素紋縁）軒丸瓦
 (109高宮廃寺 110讚良寺 111春日廃寺
 112・114原山廃寺 113禪興寺廃寺 115・116若江廃寺)



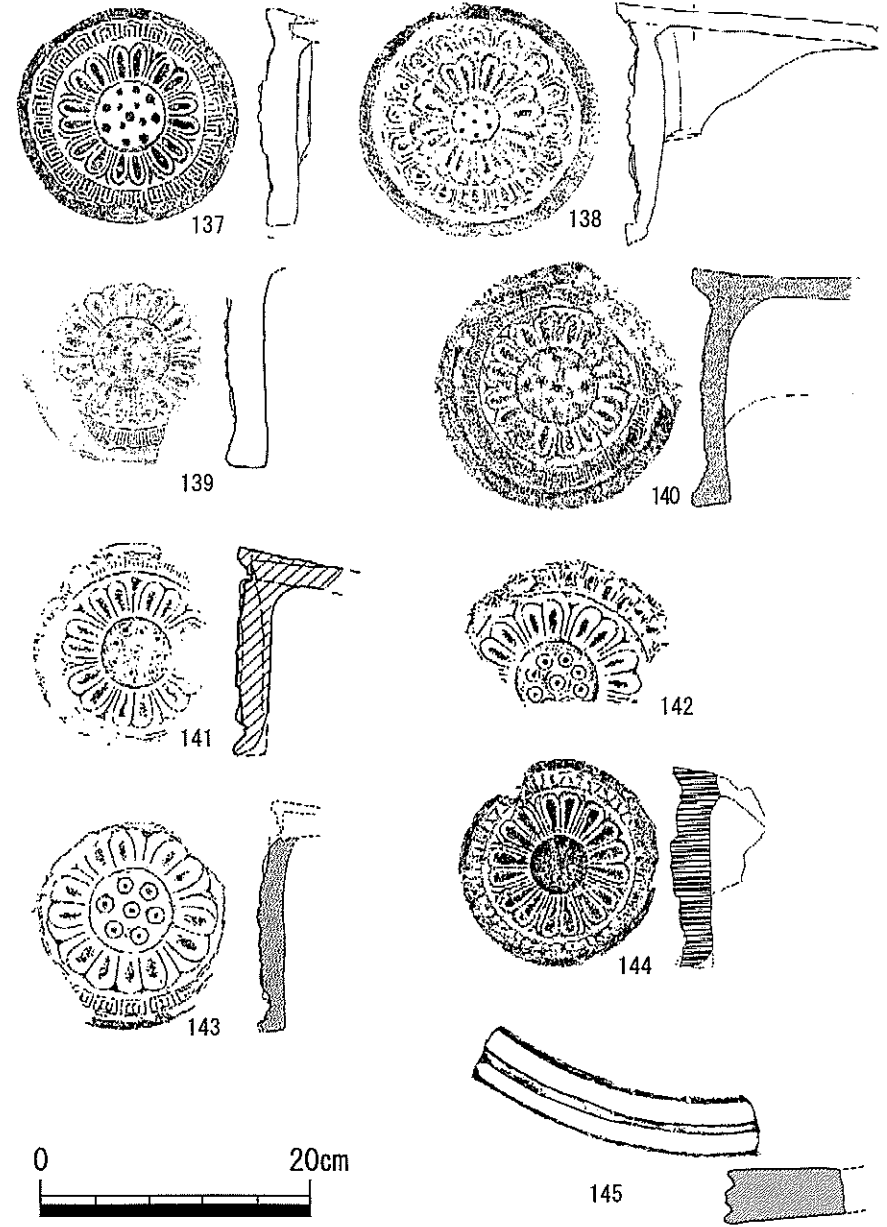
第 32 図 素紋縁複弁蓮花紋軒丸瓦
(117安堂麿寺 118・119心合寺麿寺 120百濟寺下層
121鳥坂寺 122大野寺土塔 123禪興寺麿寺)



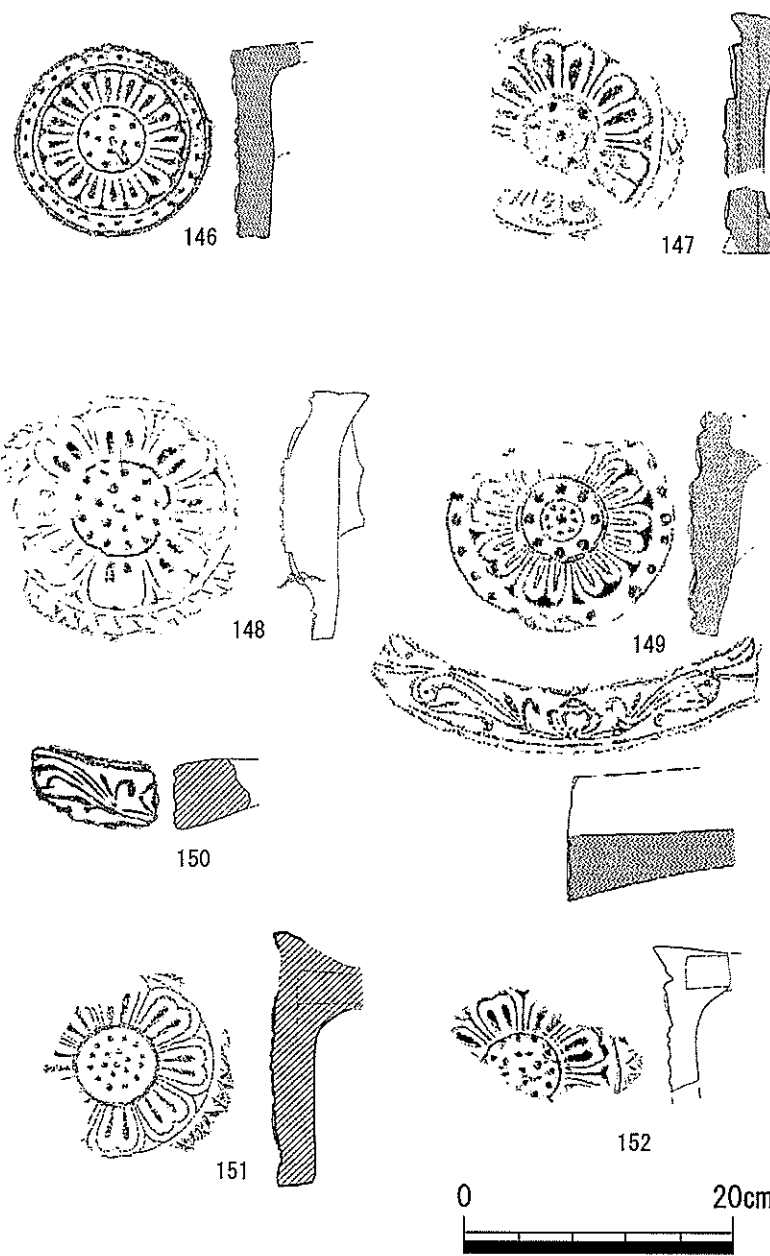
第33図 単弁形式・突帯連珠紋軒丸瓦
 (124交野麿寺 125心合寺麿寺 126・127鳥坂寺
 128中山観音原麿寺 129東郷麿寺 130百濟寺下層)



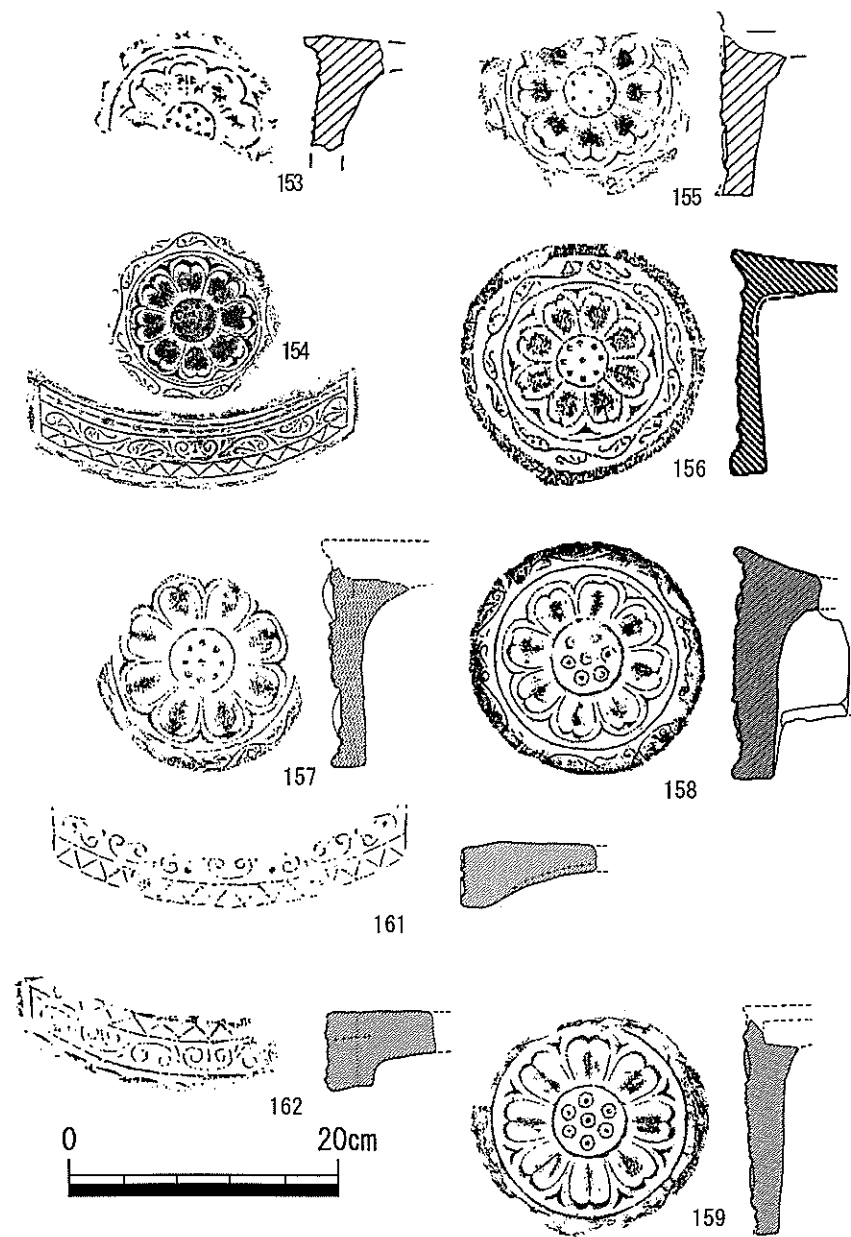
第 34 図 忍冬蓮花紋軒丸瓦
(131 ~ 133 野中寺 134 龍泉寺 135 拝志魔寺 136 山下寺)



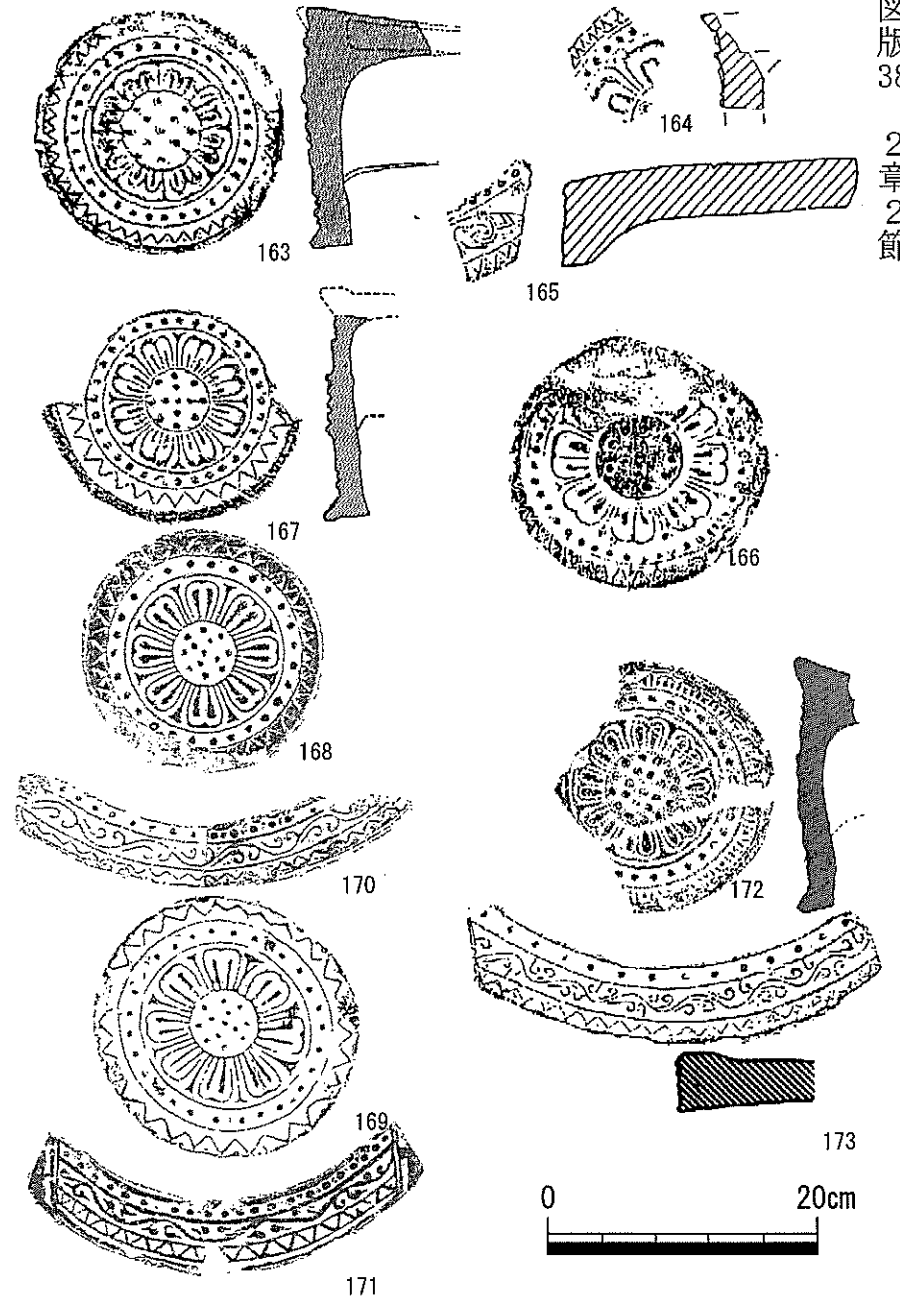
第35図 小山麿寺式（花卉紋縁）軒瓦
 (137・138九頭神麿寺 139衣縫麿寺 140青谷遺跡
 141・142和泉寺 143和泉秦麿寺 144土師観音麿寺)



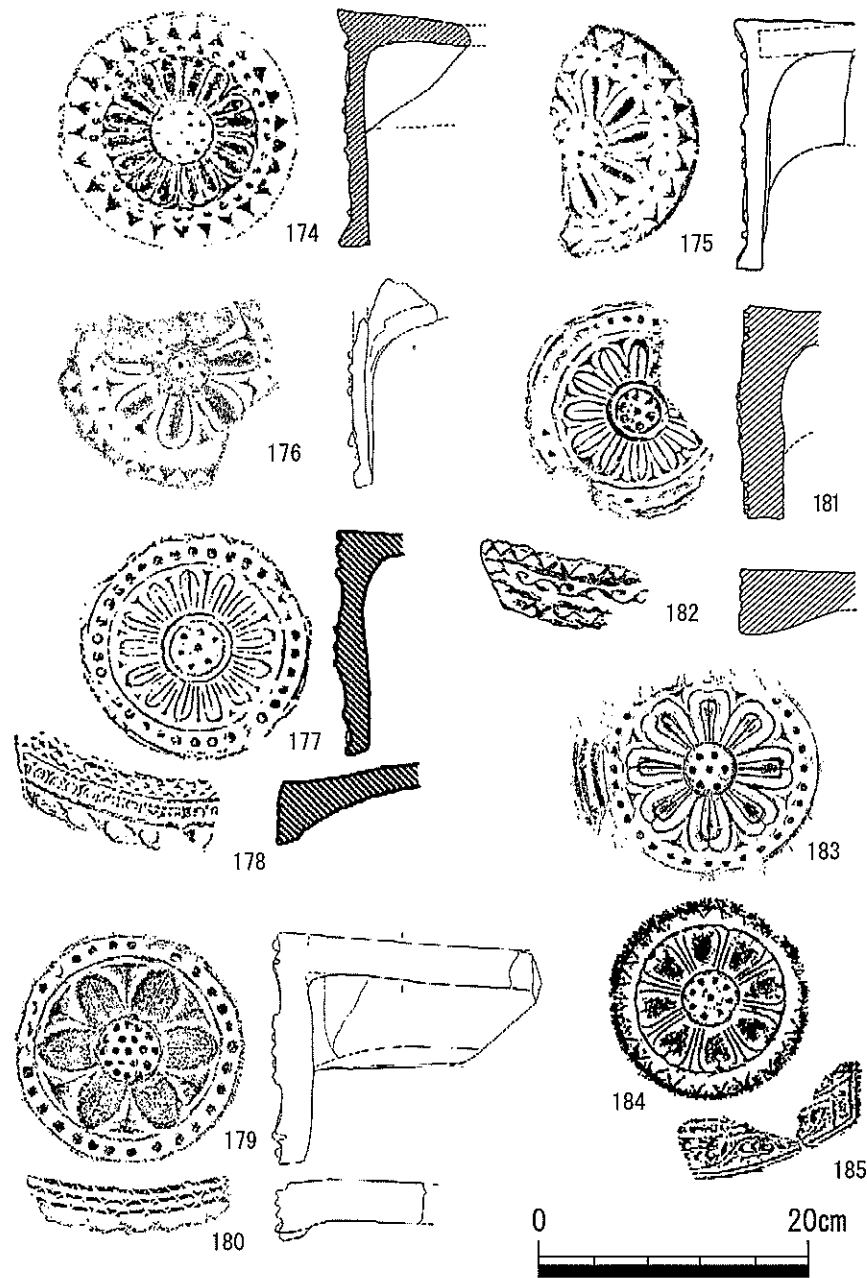
第36図 法隆寺西院式・その他複弁形式軒丸瓦
(146土師観音廃寺 147山城廃寺 148西琳寺 149渋川廃寺
150河内寺廃寺 船橋廃寺 152和泉寺)



第37図 池田寺Ⅱ式(唐草紋縁)軒瓦
(153～156池田寺 157法通寺 158～162和泉秦麿寺)



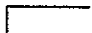




第38図 藤原宮式軒瓦
 (163片山麿寺 164大園遺跡 165浜寺石津町東遺跡
 166長承寺麿寺 167法通寺 168~171坂本寺 172・173若江麿寺)



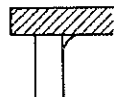


第39図 藤原宮式垂式軒瓦

(174～176正法寺 177・178河内寺麿寺 179・180九頭神麿寺
181・182西郡麿寺 183黒山麿寺 184・185田辺麿寺)

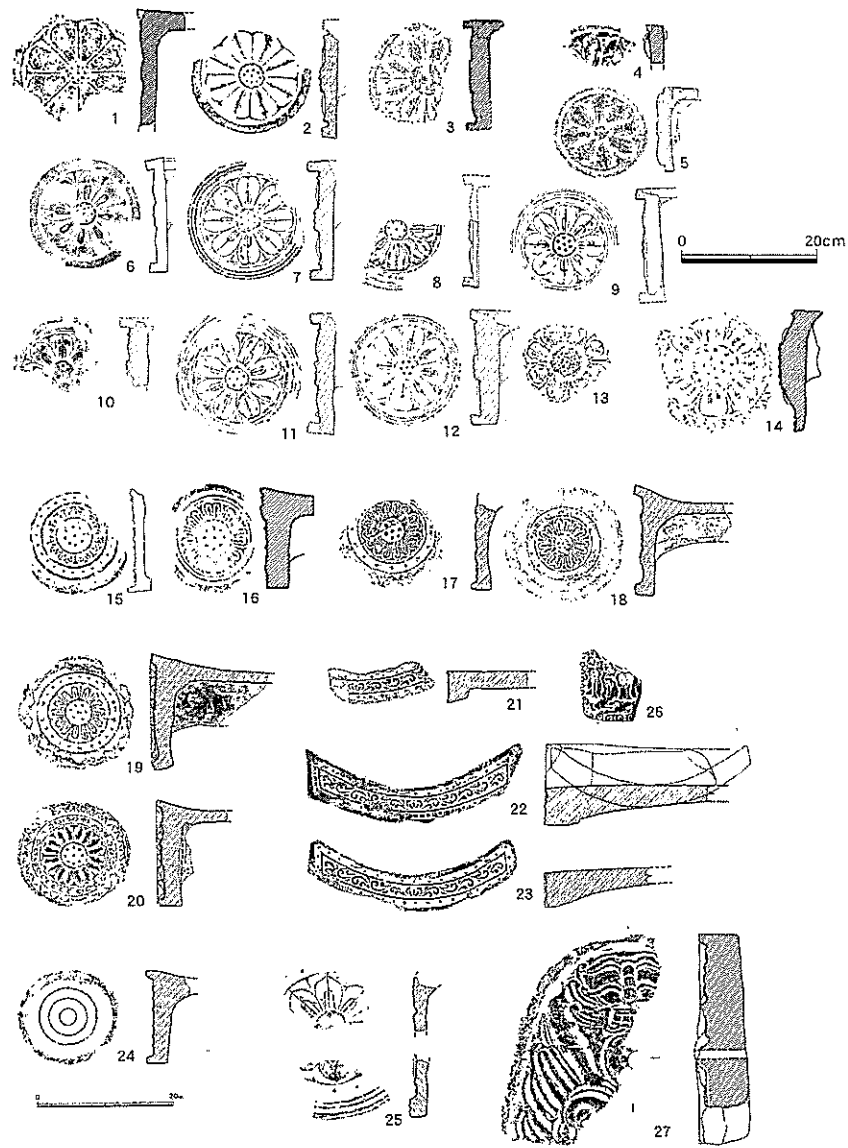
丸瓦先端部の加工

- O :  : 無加工
- I a :  : 凹面 1 回ヘラケズリ
- I b :  : 凸面 1 回ヘラケズリ
- II a :  : 片ほぞ状 2 回ヘラケズリ
- II b :  : 凹凸両面 2 回ヘラケズリ

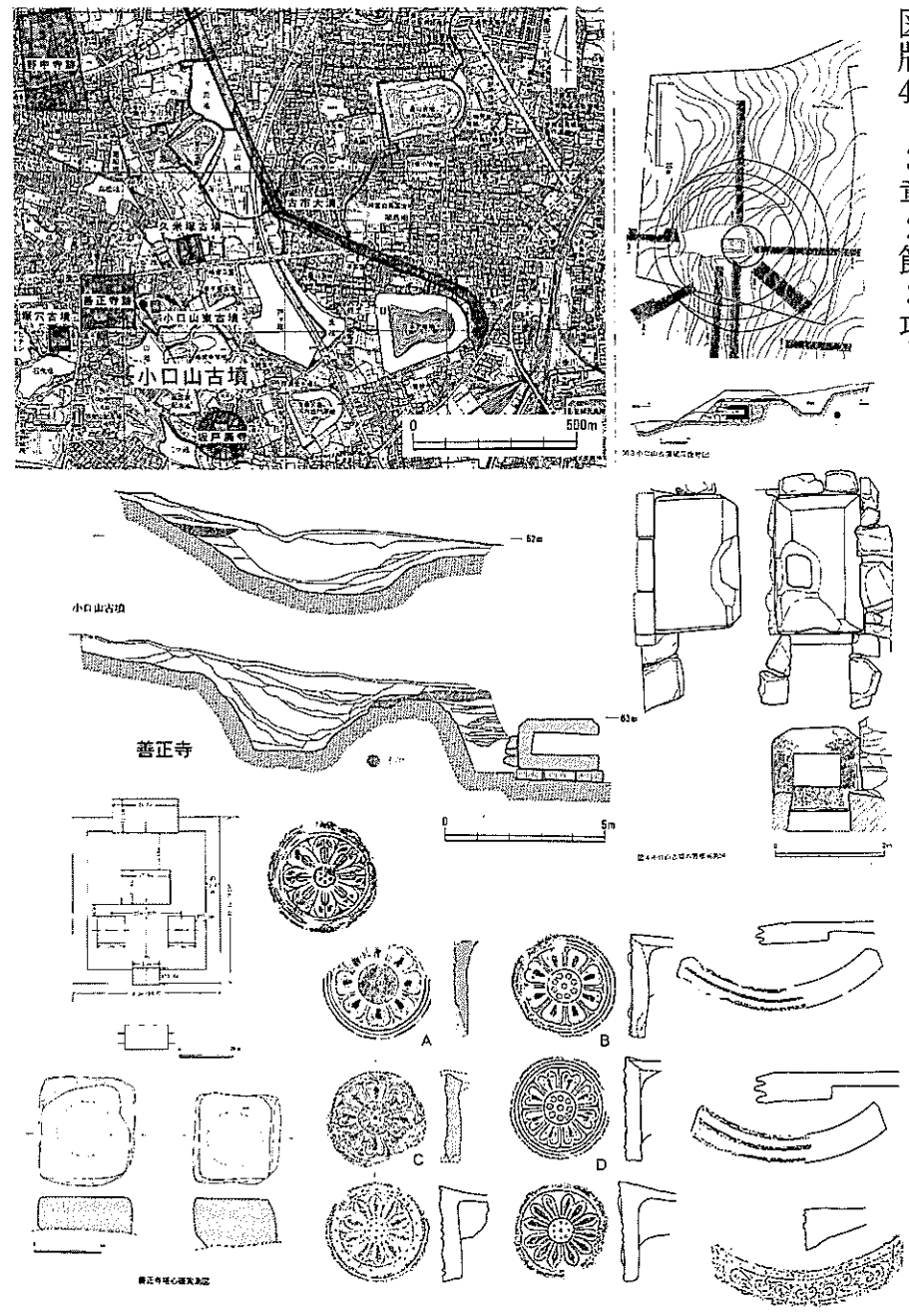
先端無加工丸瓦の接合位置

- O₁ :  : 丸瓦先端部がそのまま外区外縁になる。
- O₂ :  : 瓦当裏面上端部に接合用の溝などを作り、丸瓦をつける。
- O₃ :  : 瓦当裏面上端部にそのまま丸瓦をつける。

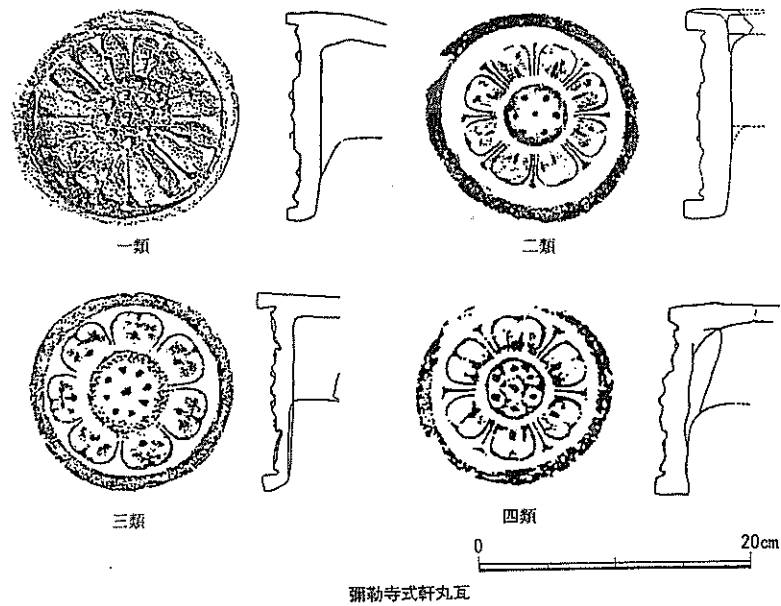
第 40 図 初期瓦丸瓦接合法 (亀田 2000 より)



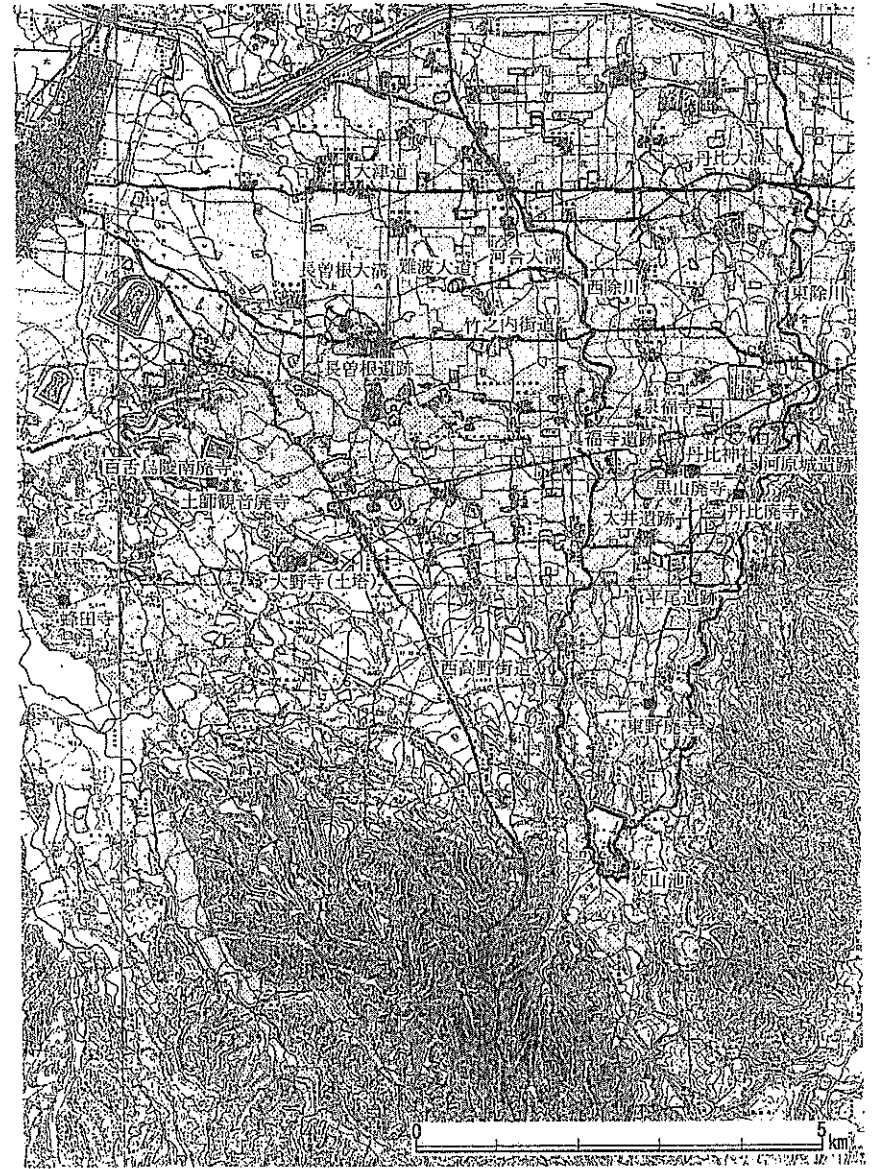
第41图 西琳寺出土軒瓦集成



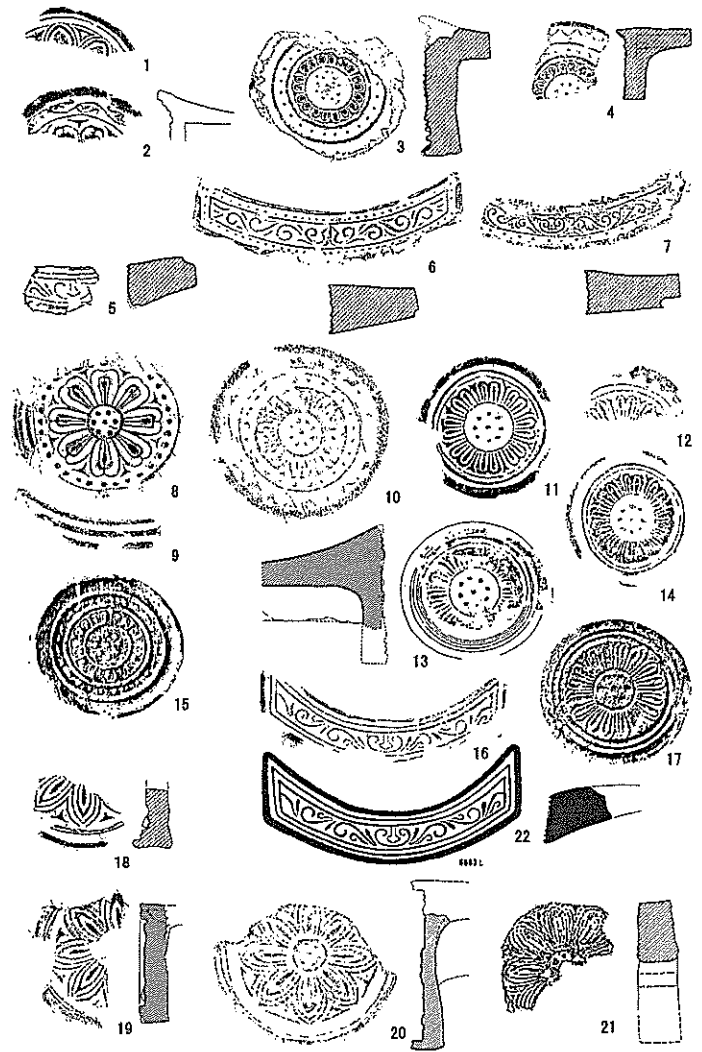
第43図 善正寺及び小口山古墳



第44図 百濟彌勒寺式軒丸瓦

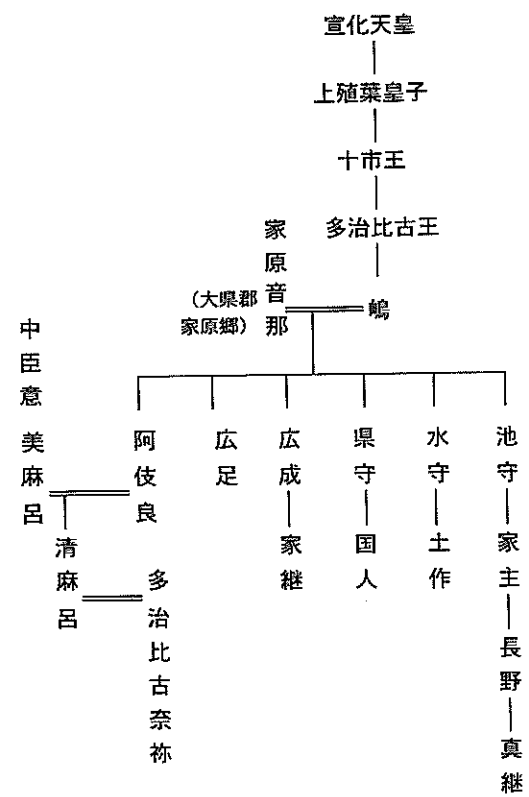


第45図 多治比野周辺の古道・寺院・大溝等



丹比廃寺・黒山廃寺採用軒瓦および丹比廃寺式軒瓦
(1~7.丹比廃寺 8~17.黒山廃寺 18・19.長曾根遺跡 20.叡福寺 21.南春日廃寺 22.平城宮 6663L型式)

第46図 丹比廃寺・黒山廃寺採用瓦



第 47 図 多治比氏 (真人) 系図

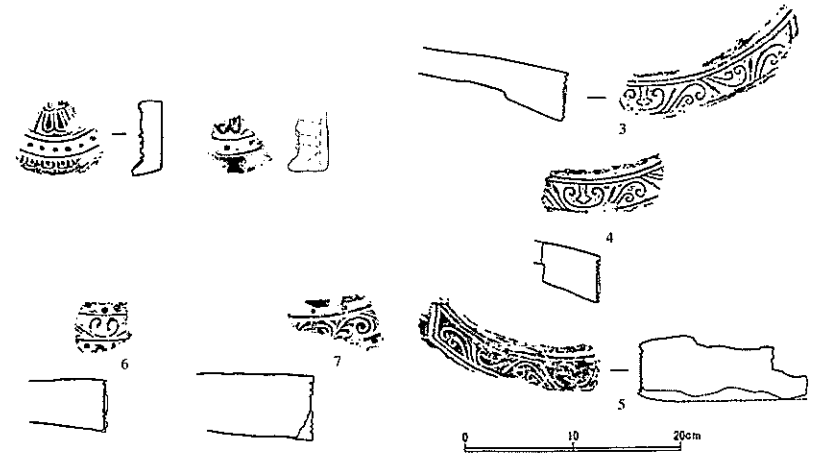


図1 河内郡石凝寺出土瓦

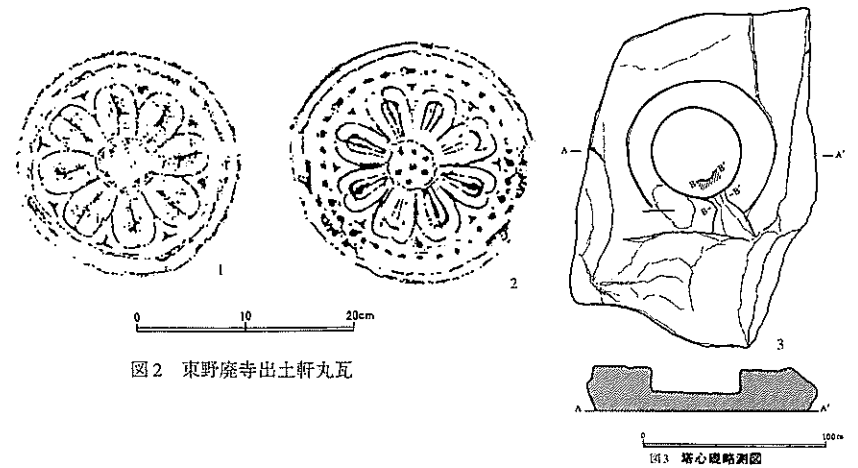
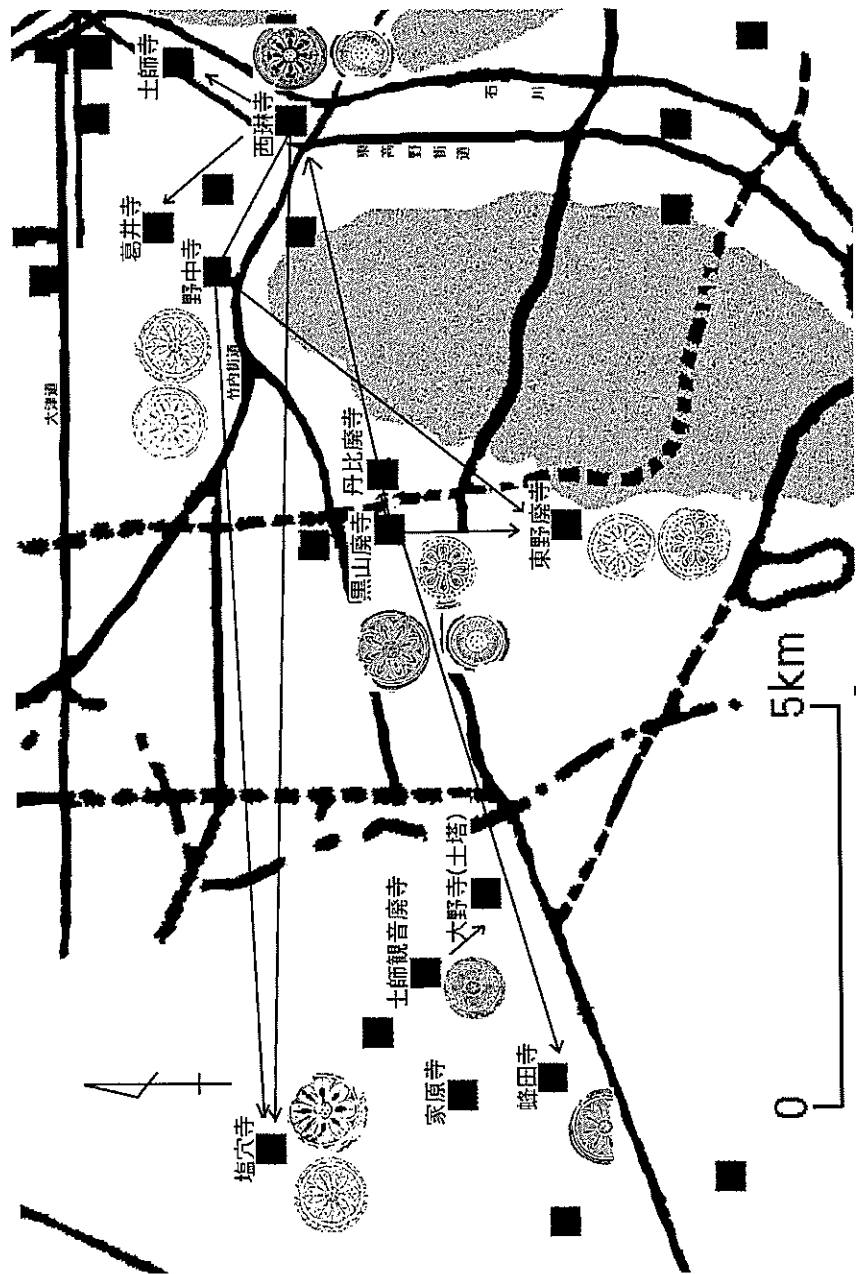


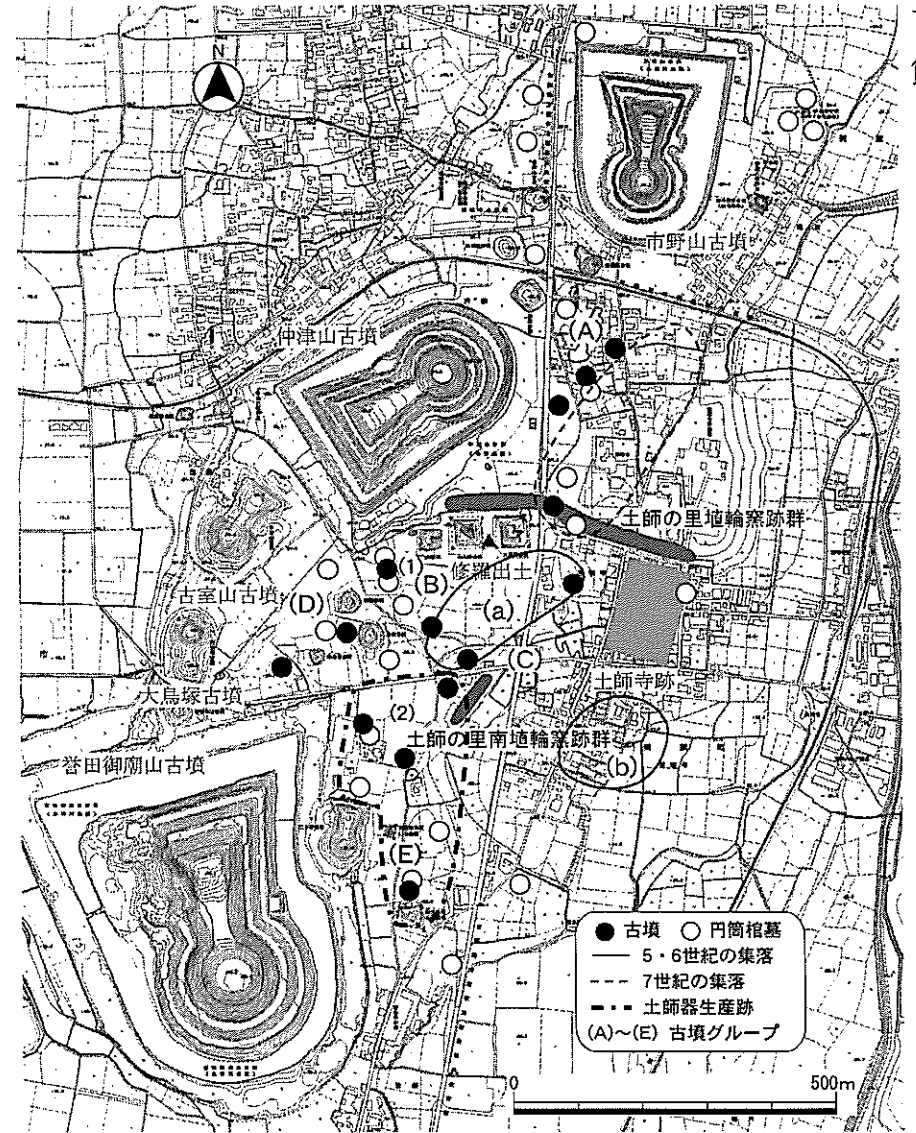
図2 東野廃寺出土軒丸瓦

丹比郡東野廃寺出土軒瓦・塔心礎

第48図 中南河内の行基建立寺院



第 49 図 行基聖蹟本願寺土軒瓦相關圖



第 50 図 土師氏とその遺跡

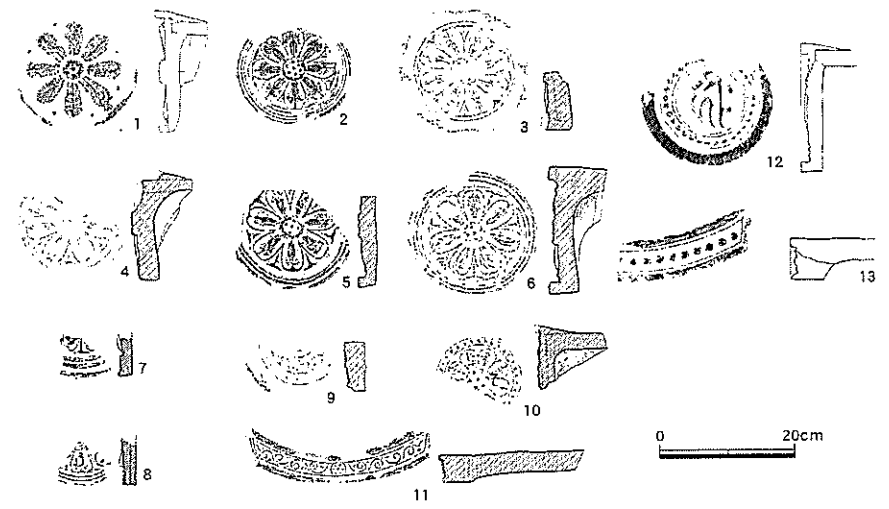


図1 土師寺出土の瓦実測図

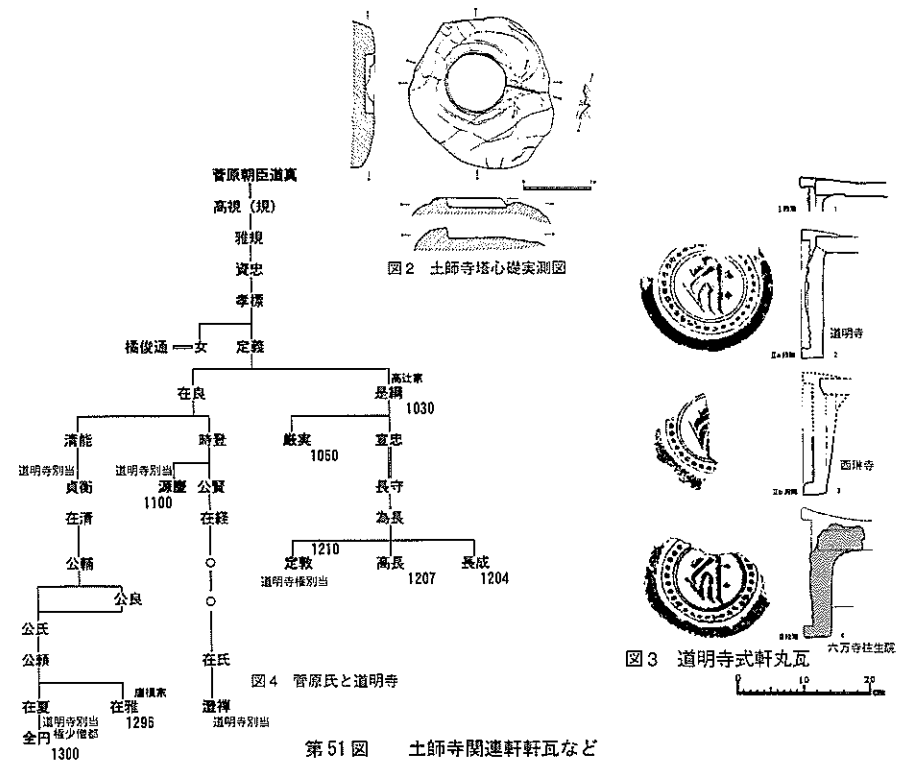
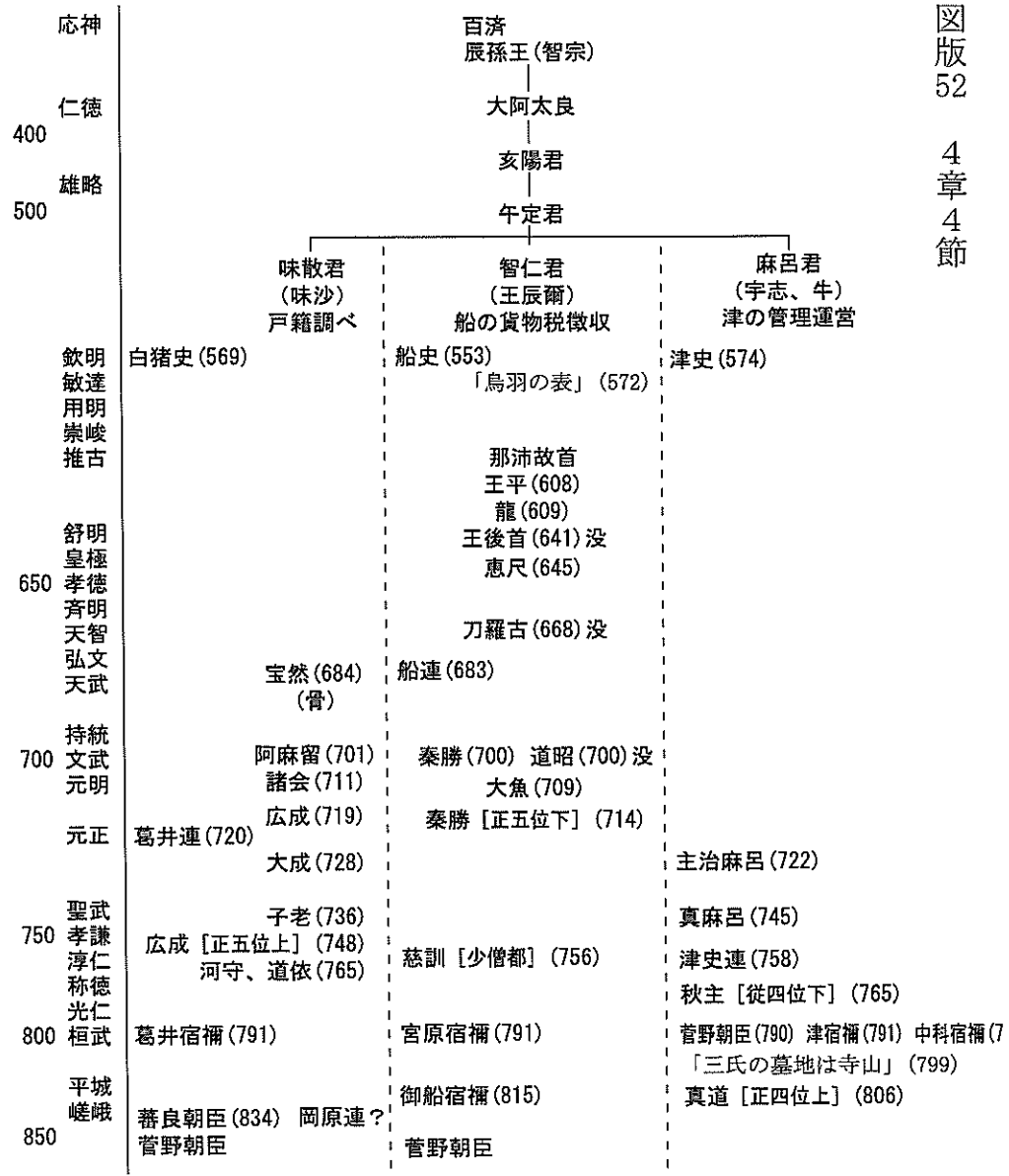


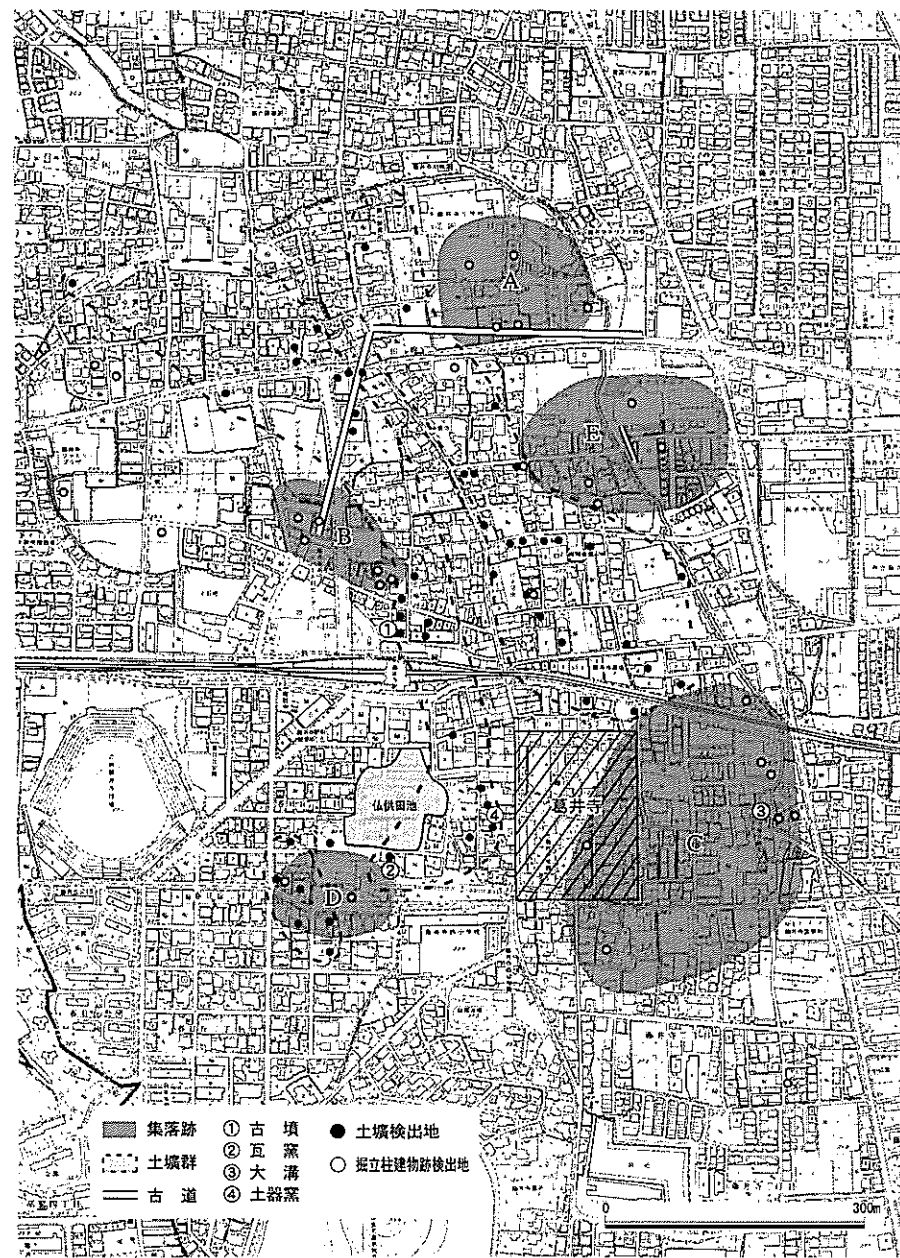
図2 土師寺塔心礎実測図

図3 道明寺式軒丸瓦

第51図 土師寺関連軒軒瓦など



第 52 図 辰孫王系氏族の活動及び変遷



第53図 葛井寺及びその周辺の遺跡



第 54 図 葛井寺出土軒瓦集成

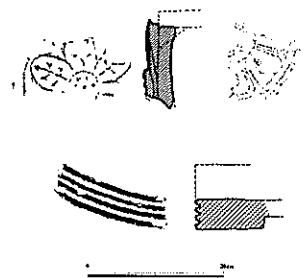


図1 津堂廃寺（善光寺）出土軒瓦

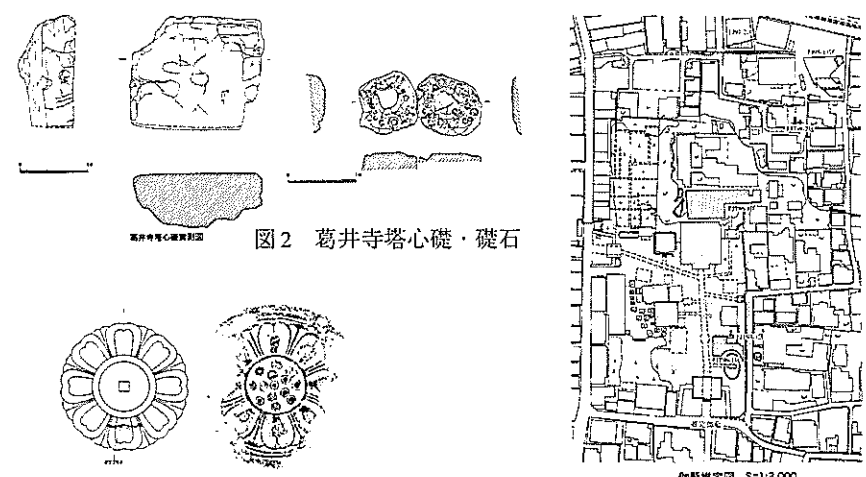


図2 葛井寺塔心礎・礎石

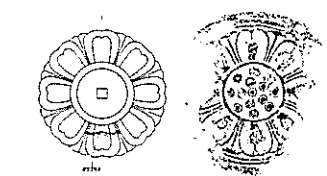


図3 創建瓦と千手観音台座比較

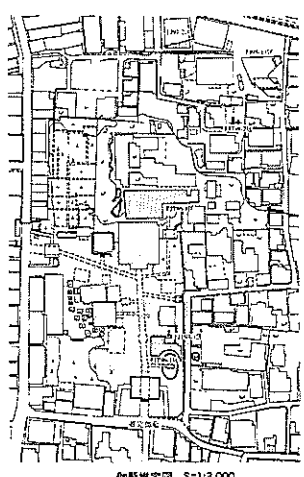
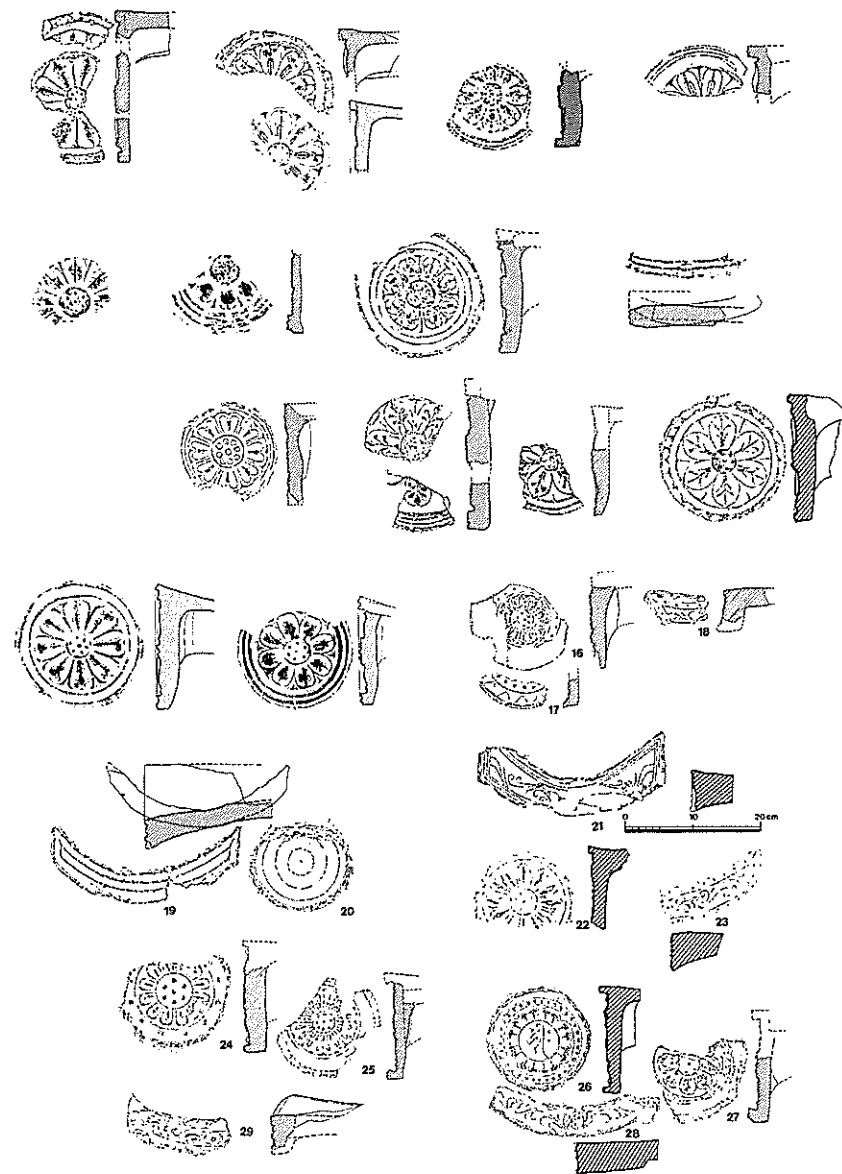


図4 葛井寺伽藍推定図

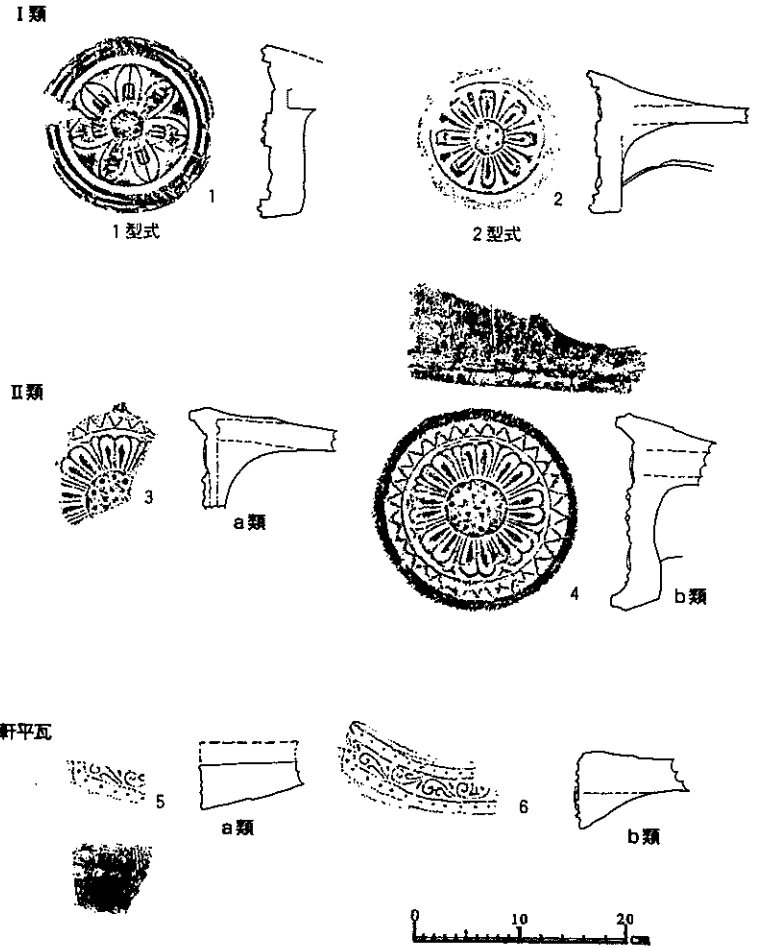
寺院名	伽藍配置	塔心礎型式	塔心礎岩種	I	II	III	IV	V	VI
				野中寺Ia型式	西琳寺式	善正寺式	忍冬蓮花紋	重圓紋、重郭紋	青谷廃寺式
津堂廃寺		中宮寺式？	寺山火山岩			☆	△		
葛井寺	薬師寺式	中宮寺式	寺山火山岩		☆	○		◎	○
野中寺	変形法隆寺式	橋寺式	花崗岩	☆	△	△	◎	○	
善正寺	薬師寺式	中宮寺式	寺山火山岩		△	☆			△
野中満願寺				○			○		○
西琳寺	法起寺式	橋寺式	寺山火山岩	☆	◎				○

辰孫王系氏族寺院及び周辺寺院比較表 (○:出土 ☆:多量出土 △:少量出土 ◎:分布の中心)

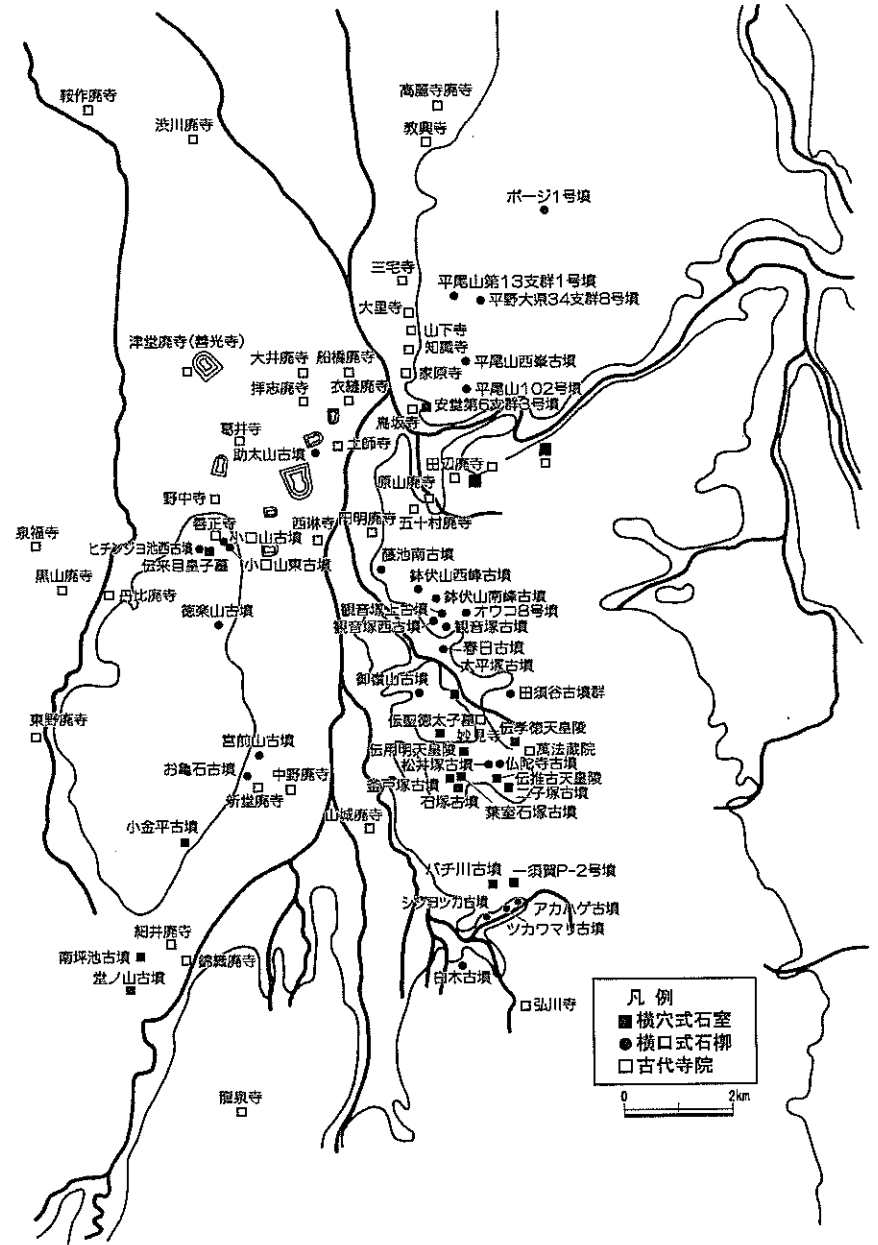
第55図 辰孫王系氏族寺院資料



第 56 図 野中寺出土軒瓦集成



第 57 図 春日廃寺 (妙見寺) 採用軒瓦 (S = 1 : 5)



第 58 図 南河内終末期古墳・古代寺院分布図

[学位論文所収論文出典]

第1章 古代寺院の造営と背景

第1節 氏寺と同範瓦分布の意義について-河内を中心として-

「氏寺建立と同範瓦分布の意義について - 河内を中心として -」『財団法人大阪府文化財センター・日本民家集落博物館・大阪府立弥生文化博物館・大阪府立近つ飛鳥博物館 2006年度共同研究成果報告書』2008

第2節 瓦当紋様の創作について - 摂津堂ヶ芝廃寺の備中式軒丸瓦の観察から -

「瓦当紋様の創作 - 摂津堂ヶ芝廃寺の備中式軒丸瓦の観察から -」『帝塚山大学考古学研究所研究報告』Ⅱ 2000

第3節 古市百舌鳥古墳群における円筒埴輪の研究動向と編年

「古市百舌鳥古墳群における円筒埴輪の研究動向と編年」『埴輪論叢』第5号 2003 埴輪検討会

第2章 河内の古代寺院の分布と軒瓦

第1節 古道と古代寺院の配置

「北・中河内の古道と古代寺院」『第36回大阪府下埋蔵文化財研究会資料集』1997 大阪府文化財調査センター に追筆

第2節 飛鳥時代の河内国出土軒瓦

「飛鳥時代の河内国出土軒瓦」『平成19年度春季特別展 河内古代寺院巡礼』2007 大阪府立近つ飛鳥博物館

第3章 河内古代寺院採用軒瓦の様相

第1節 素弁形式

第1項 高句麗系軒丸瓦と渡来系氏族

「高句麗系軒丸瓦と渡来系氏族」『瓦衣千年 - 森郁夫先生還暦記念論文集 -』1999 及び「摂河泉の高句麗系軒丸瓦」『古代瓦研究』Ⅰ2000 奈良文化財研究所より新稿

第2項 河内船橋廃寺式の成立

「河内の船橋廃寺式軒丸瓦」『古代瓦研究』Ⅰ2000 奈良文化財研究所

第2節 単弁形式

第1項 河内の百濟大寺式系軒瓦と氏族

「摂河泉の山田寺式軒瓦」『古代瓦研究』Ⅱ2005 奈良文化財研究所 の一部

第2項 西琳寺式採用寺院とその氏族

「出土瓦から見た河内の古代寺院と氏族(1) - 西琳寺式軒丸瓦と古代氏族 -」『網干善教先生古稀記念 考古学論集』下巻 1998

「撰河泉の山田寺式軒瓦」『古代瓦研究』Ⅱ 2005 奈良文化財研究所
から新稿をおこす。

第3項 善正寺式軒瓦と渡来系氏族

「いわゆる善正寺式について—出土瓦から見た河内の古代寺院と氏族(2)」『撰河泉古代寺院論纂』1997 撰河泉古代寺院研究会・撰河泉文庫

一部改変

第3節 重弁形式

第1項 原山麿寺式採用寺院とその氏族

「河内の重弁形式—原山麿寺式を中心に—」『飛鳥白鳳の瓦づくり』X2007 奈良文化財研究所

「河内の古代寺院の成立と造當氏族 5—原山麿寺式採用寺院とその氏族—」『王権と武器と信仰』2008 菅谷文法編 同成社

より新稿おこす。

第2項 丹比麿寺式軒瓦と多治比野の開発

「丹比麿寺式軒瓦と多治比野の開発—出土瓦から見た河内の古代寺院と氏族 4—」『関西大学考古学研究室開設五拾周年記念考古学論叢』2003 関西大学考古学研究室

第4節 複弁形式

第1項 河内の複弁系軒瓦とその採用寺院

新稿

第2項 河内の法隆寺式軒瓦

「撰河泉の法隆寺式軒瓦」『飛鳥白鳳の瓦づくり』Ⅶ2005 奈良文化財研究所
の一部「河内」を改変

第4章 河内所在古代寺院と氏族

第1項 河内の初期寺院と軒瓦の流通と氏族

「河内の初期寺院と軒瓦の流通」『古代近畿と物流の考古学』2003c 石野博信さん
古稀記念論文集

に追筆

第2項 中河内行基関連寺院

「中河内行基関連寺院」『行基の生涯を考古学する』1998a 撰河泉古瓦研究会

第3項 土師氏と土師寺(道明寺)の研究

「道明寺出土梵字紋軒丸瓦について—河内道明寺式軒瓦瓦の提唱—」『藤澤一夫先生卒寿記念論文集』2002 藤澤一夫先生卒寿記念論文集刊行委員会・帝塚山大学考古学研究所

「中世の道明寺」『南河内歴史講座平成17年度資料』2005 藤井寺市教育委員会
「河内土師寺とその遺跡」『南河内歴史講座平成19年度資料』2007 藤井寺市教育委員会

をもとに新稿おこす。

第4項 百濟辰孫王系氏族の寺院と神社—葛井・津・船氏—

「渡来系氏族の寺院と神社—志紀郡・丹比郡の氏族を中心に—」『南河内歴史講座平成20年度資料』2008 藤井寺市教育委員会

第5項 河内妙見寺と敏達王家

「河内妙見寺と敏達大王家」『太子町立竹之内街道歴史資料館 館報』第3号
1997 太子町立竹之内街道歴史資料館

第五章 河内の古代寺院と氏族

第1節 河内の古代寺院と渡来系氏族

「渡来系氏族の造った河内の寺院」『渡来系氏族と古代寺院』1994 帝塚山考古学研究所

「藤井寺市及びその周辺の終末期古墳と古代寺院」『終末期古墳と初期寺院の造當を考える—古市古墳群終焉後の藤井寺とその周辺—』2004 藤井寺市教育委員会
をもとに新稿をおこす

河内の古瓦と氏族の研究

上田睦

2008年11月27日

